宮崎県地域防災計画

令和８年３月修正

宮崎県防災会議

内容

第１編　総論　1

第１章 総則　2
第１節 宮崎県地域防災計画の目的　2
第２節 計画の基本方針　2
第３節 計画の構成　2
第４節 用語の定義　3

第２章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱　4
第１節 各機関の実施責任　4
第２節 処理すべき事務又は業務の大綱　5
第３節 住民の責務　17
第４節 減災に向けた県民運動の展開　17

第３章 防災をめぐる社会構造の変化と対応　18
第１節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進　18
第２節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正　18

第２編　共通対策編　19

第１章 基本的考え方　20
第１節 基本的考え方　20

第２章 災害予防計画　20
第１節 災害に強い県土づくり、まちづくり　20
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え　28
第３節 県民の防災活動の促進　75

第３章 災害応急対策計画　85
第１節 活動体制の確立　85
第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保　99
第３節 広域応援活動　118
第４節 救助・救急及び消火活動　132
第５節 医療救護活動　137
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動　143
第７節 燃料の確保活動　159
第８節 電力・ガスの臨時供給活動　160
第９節 避難収容活動　161
第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動　178
第 11 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動　183
第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動　192
第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動　195
第 14 節 公共施設等の応急復旧活動　197
第 15 節 ライフライン施設の応急復旧　200
第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動　210
第 17 節 自発的支援の受入れ　212
第 18 節 災害救助法の適用　216
第 19 節 文教対策　222

第４章 災害復旧・復興計画 227
第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定 227
第２節 迅速な現状復旧の進め方 227
第３節 計画的復興の進め方 234
第４節 被災者の生活再建等の支援 235
第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援 247

第３編　地震災害対策編 251

第１章 地震の想定と震災対策 252
第１節 震災対策の基本的考え方 252
第２節 宮崎県を取り巻く地震環境 253
第３節 宮崎県における地震被害 254
第４節 想定地震と被害想定 256
第５節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定 269

第２章 地震災害予防計画 271
第１節 地震に強い県土づくり、まちづくり 271
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 285
第３節 県民の防災活動の促進 291
第４節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進 292

第３章 地震災害応急対策計画 294
第１節 活動体制の確立 294
第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 296
第３節 広域応援活動（共通対策編） 303
第４節 救助・救急及び消火活動（共通対策編） 303
第５節 医療救護活動（共通対策編） 303
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 304
第７節 燃料の確保活動（共通対策編） 305
第８節 電力・ガスの臨時供給活動（共通対策編） 305
第９節 避難収容活動（共通対策編） 305
第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編） 305
第 11 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編） 305
第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動（共通対策編） 305
第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編） 305
第 14 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編） 305
第 15 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編） 305
第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編） 305
第 17 節 二次災害の防止活動 305
第 18 節 海上災害の応急・復旧対策 310
第 19 節 自発的支援の受入れ（共通対策編） 313
第 20 節 災害救助法の適用（共通対策編） 313
第 21 節 文教対策（共通対策編） 313
第 22 節 農林水産関係対策 313
第 23 節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 315

第４章 地震災害復旧・復興計画 320
第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編） 320
第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編） 320

第３節 計画的復興の進め方（共通対策編） 320
第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編） 320
第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編） 320

第４編　津波災害対策編 321

第１章 津波の想定と震災対策 322
第１節 震災対策の基本的考え方（地震災害対策編） 322
第２節 宮崎県を取り巻く地震環境（地震災害対策編） 322
第３節 宮崎県における津波被害 322
第４節 想定地震と被害想定（地震災害対策編） 323
第５節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定（地震災害対策編） 323

第２章　津波災害予防計画 324
第１節 津波に強い県土づくり、まちづくり 324
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 325
第３節 県民の防災活動の促進 331
第４節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進（地震災害対策編） 333

第３章 津波災害応急対策計画 334
第１節 活動体制の確立 334
第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 335
第３節 広域応援活動（共通対策編） 344
第４節 救助・救急及び消火活動（共通対策編） 344
第５節 医療救護活動（共通対策編） 344
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 345
第７節 燃料の確保（共通対策編） 346
第８節 電力・ガスの臨時供給活動（共通対策編） 346
第９節 避難収容活動（共通対策編） 346
第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編） 346
第 11 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編） 346
第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編） 346
第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編） 346
第 14 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編） 346
第 15 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編） 346
第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編） 346
第 17 節 二次災害の防止活動（地震災害対策編） 346
第 18 節 海上災害の応急・復旧対策（地震災害対策編） 346
第 19 節 自発的支援の受入れ（共通対策編） 346
第 20 節 災害救助法の適用（共通対策編） 346
第 21 節 文教対策（共通対策編） 346
第 22 節 農林水産関係対策（地震災害対策編） 346
第 23 節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応（地震災害対策編） 346

第４章 津波災害復旧・復興計画 346
第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編） 346
第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編） 346
第３節 計画的復興の進め方（共通対策編） 346
第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編） 346
第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編） 346

第５編　風水害等対策編　348

**第１章 災害特性等 ＿＿＿

第４節 災害の想定 421

第２章 火山災害予防計画 430
第１節 火山災害に強い地域づくり 430
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 435
第３節 県民の防災活動の促進 439
第４節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 440

第３章 火山災害応急対策計画 441
第１節 災害発生直前対策 441
第２節 活動体制の確立 459
第３節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 460
第４節 広域応援活動 461
第５節 救助・救急及び消火活動 461
第６節 医療救護活動（共通対策編） 462
第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編） 462
第８節 避難収容活動 462
第９節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編） 464
第 10 節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動（共通対策編） 464
第 11 節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編） 464
第 12 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編） 464
第 13 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編） 464
第 14 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編） 464
第 15 節 被災者等への的確な情報伝達活動 464
第 16 節 二次災害の防止活動 465
第 17 節 自発的支援の受入れ（共通対策編） 465
第 18 節 災害救助法の適用（共通対策編） 465
第 19 節 農林水産物応急対策 465
第 20 節 文化財応急対策 466

第４章 火山災害復旧・復興計画 467
第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編） 467
第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編） 467
第３節 計画的復興の進め方（共通対策編） 467
第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編） 467

第５章 継続災害への対応方針 468
第１節 継続災害への対応方針 468

第７編 海上災害対策編 470

第１章 基本的考え方等 471
第１節 計画の目的 471
第２節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 471
第３節 事故原因者等の責務 473
第４節 日向灘近海における船舶の運行状況等 473

第２章 海上災害予防計画 476
第１節 船舶の安全な運行の確保 476
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 476
第３節 海上災害及び防災に関する調査研究 478

第３章 海上災害応急対策計画 479
第１節 活動体制の確立 479
第２節 情報の収集・連絡 481
第３節 広域応援活動（共通対策編） 482
第４節 捜索、救助・救急及び消火活動 482
第５節 医療救護活動（共通対策編） 482
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 482
第７節 危険物等の大量排出に対する応急対策 483
第８節 被災者等への的確な情報伝達活動 486
第９節 ボランティアの受入れ 487
第 10 節 環境保護対策 488

第４章 海上災害復旧計画 489
第１節 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む） 489
第２節 漁業経営安定対策の実施 489
第３節 中小企業経営安定対策の実施 489
第４節 風評被害対策の実施 489
第５節 補償対策等 489
第６節 事後の監視等の実施 489

第８編　航空災害対策編 491

第１章 基本的考え方等 492
第１節 基本的考え方 492
第２節 宮崎空港の概要 492

第２章 航空災害予防計画 494
第１節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え 494

第３章 航空災害応急対策計画 497
第１節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 497
第２節 活動体制の確立 499
第３節 広域応援活動（共通対策編） 500
第４節 捜索、救助・救急及び消火活動 500
第５節 医療救護活動 502
第６節 交通規制及び警戒区域の設定等 502
第７節 関係者等への的確な情報伝達活動 502

第９編　鉄道災害対策編 504

第１章 基本的考え方等 505
第１節 基本的考え方 505
第２節 本県における鉄道概況 505

第２章 鉄道災害予防計画 507
第１節 鉄道交通の安全のための情報の充実 507
第２節 鉄道の安全な運行の確保 507
第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 508

第３章 鉄道災害応急対策計画 510
第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保 510
第２節 活動体制の確立 510

第３節 広域応援活動（共通対策編） 511
第４節 救助・救急活動 511
第５節 医療救護活動（共通対策編） 511
第６節 二次災害の防止活動 511
第７節 交通の確保・緊急輸送活動 511
第８節 関係者等への的確な情報伝達活動 512

第４章 鉄道災害復旧・復興計画 513
第１節 応急資材の確保 513
第２節 災害復旧実施の基本方針 513
第３節 災害復旧計画及び実施 513

第１０編　道路災害対策編 515

第１章 基本的考え方等 516
第１節 基本的考え方 516
第２節 本県における道路概況 516

第２章 道路災害予防計画 518
第１節 道路交通の安全のための情報の充実 518
第２節 道路施設等の管理と整備 518
第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 518
第４節 道路利用者に対する防災知識の普及 520

第３章 道路災害応急対策計画 521
第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保 521
第２節 活動体制の確立 521
第３節 広範な応援体制の確立 522
第４節 交通誘導及び緊急交通路の確保 523
第５節 救助・救急及び消火活動（共通対策編） 523
第６節 医療救護活動（共通対策編） 523
第７節 道路施設の応急復旧 523
第８節 関係者等への的確な情報伝達活動 524
第９節 高速自動車道災害対策計画 524

第１１編　危険物等災害対策編 エラー! ブックマークが定義されていません。

第１章 基本的考え方等 529
第１節 基本的考え方 529
第２節 本県における危険物等施設の現況 529

第２章 危険物等災害予防計画 532
第１節 危険物等施設の安全性確保 532
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 533
第３節 防災知識の普及 535

第３章 危険物等災害応急対策計画 536
第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡 536
第２節 活動体制の確立 539
第３節 広域応援活動（共通対策編） 540
第４節 災害の拡大防止活動 540
第５節 救助・救急及び消火活動 541

第６節 医療救護活動（共通対策編） 541
第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編） 541
第８節 危険物等の大量流出に対する応急対策 541
第９節 避難収容活動 541
第 10 節 被災者等への的確な情報伝達活動 542

第１２編　大規模な火事災害対策編 543

第１章 基本的考え方等 544
第１節 基本的考え方 544

第２章 大規模な火事災害予防計画 544
第１節 大規模な火事に強いまちづくり 544
第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 547
第３節 県民の防災活動の促進 550

第３章 大規模な火事災害応急対策計画 552
第１節 活動体制の確立 552
第２節 災害情報の収集・連絡 553
第３節 広域応援活動（共通対策編） 555
第４節 救助・救急及び消火活動 555
第５節 医療救護活動（共通対策編） 556
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編） 556
第７節 避難収容活動 556
第８節 被災者等への的確な情報伝達活動 556
第９節 ゴミ・がれき処理等に関する活動 556

第４章 大規模な火事災害復旧・復興計画 557
第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編） 557
第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編） 557
第３節 計画的復興の進め方（共通対策編） 557
第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編） 557
第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編） 557
第６節 事後の監視等の実施 557

第１３編　林野火災対策編 558

第１章 基本的考え方等 559
第１節 基本的考え方 559
第２節 本県の森林資源の現況 559

第２章 林野火災予防計画 560
第１節 林野火災に強い地域づくり 560
第２節 災害防止のための気象情報等の充実 561
第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 563
第４節 県民の防災活動の促進 564

第３章 林野火災応急対策計画 566
第１節 活動体制の確立 566
第２節 災害情報の収集・連絡 568
第３節 広域応援活動（共通対策編） 571
第４節 消火活動及び救急・救助活動 571

第５節 医療救護活動（共通対策編） 576
第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編） 576
第７節 住民等の避難及び救助対策 576
第８節 被災者等への的確な情報伝達活動 577
第９節 二次災害の防止活動 577

第１４編　原子力災害対策編 579

第１章 基本的考え方等 580
第１節 基本的考え方 580
第２節 計画の性格 580
第３節 本編の周知徹底 581
第４節 計画においてよるべき指針 581
第５節 計画の基礎とするべき災害の想定 581
第６節 防災関係機関の業務の大綱 581

第２章 原子力災害予防計画 582
第１節 情報の収集・連絡体制等の整備 582
第２節 応急体制の整備 582
第３節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備 583
第４節 医療体制及び健康相談体制の整備 583
第５節 住民等への的確な情報伝達 583
第６節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発 584
第７節 防災訓練の実施 584
第８節 民間企業等との連携 584

第３章 原子力災害応急対策計画 585
第１節 基本方針 585
第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 585
第３節 活動体制の確立 586
第４節 住民等への的確な情報伝達活動 587
第５節 住民避難等の防護活動 590
第６節 緊急時モニタリングの実施 590
第７節 医療及び健康相談の実施 590
第８節 飲料水、飲食物の摂取制限等 591
第９節 広域一時滞在の受入れ 591

第４章 原子力災害復旧・復興計画 591
第１節 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表 591
第２節 風評被害等の影響軽減 591
第３節 住民健康相談 591
第４節 放射性物質による汚染の除去等 591

目次

第１編

総　論

第１章 総則

第１節 宮崎県地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、宮崎県防災会議が本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定するものである。

この計画は、県民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため県、市町村、指定公共機関、指定地方行政機関、事業者、県民の役割を明らかにしながら、その有する全機能を有効に発揮するため、重点をおくべき事項を示すことにより、本県の地域における自然災害及び航空機・鉄道等の特殊災害に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興を効果的に実施することを目的とする。

第２節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び第１次国土強靱化実施中期計画等や宮崎県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村、関係機関等が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。

また、地震災害対策編及び津波災害対策編については宮崎県地震・被害想定調査の結果等を踏まえ実際的な計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなどいずれの対策編も最新の科学的知見等を踏まえた実際的な計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、県や市町村と県民及び事業者の果たすべき役割及び連携体制の構築に関する基本的な方針を明示することにより災害応急対策又は災害復旧・復興を的確に行う計画とすることを基本とする。なお、防災対策を効果的に実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより災害対策全般に要する経費の財源に充てるため、県は国の有利な財源の活用等に努めるものとする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第３節 計画の構成

この計画は、つぎのとおり現実の災害に即した構成とする。

第１編　　総論
第２編　　共通対策編
第３編　　地震災害対策編
第４編　　津波災害対策編
第５編　　風水害等対策編
第６編　　火山災害対策編
第７編　　海上災害対策編
第８編　　航空災害対策編

第９編　　鉄道災害対策編
第 10 編　　道路災害対策編
第 11 編　　危険物等災害対策編
第 12 編　　大規模な火事災害対策編
第 13 編　　林野火災対策編
第 14 編　　原子力災害対策編

第４節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

１	基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号)をいう。
２	救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
３	県防災計画	災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。
４	市町村防災計画	災害対策基本法に基づき、市町村防災会議が策定した市町村地域防災計画をいう。
５	県災対本部	災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。
６	県災対本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
７	地方支部	宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
８	地方支部長	宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
９	現地災対本部	宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。
10	現地災対本部長	宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。
11	市町村災対本部	災害対策基本法に基づき設置された市町村災害対策本部をいう。
12	宮崎県地震・津波被害想定調査	宮崎県が実施した宮崎県地震・津波被害想定調査結果をいう。
13	防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
14	その他の用語については、災害対策基本法の例による。	

第２章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第１節 各機関の実施責任

指定地方行政機関等は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正するものとする。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおりである。

１　県

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

２　市町村

市町村は、市町村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

５　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

第２節 処理すべき事務又は業務の大綱

１　県

（災害予防）

(1) 防災会議に係る事務に関すること
(2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
(3) 防災施設の整備に関すること
(4) 防災に係る教育、訓練に関すること
(5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
(7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
(8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
(9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(10)防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
(11)防災知識の普及に関すること

（災害応急対策）

(12)災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
(13)市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
(14)被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
(15)災害救助法の適用に関すること
(16)災害時の防疫その他保健衛生に関すること
(17)水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
(18)公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
(19)農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
(20)緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
(21)自衛隊の災害派遣要請に関すること
(22)県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
(23)地域安全対策に関すること
(24)災害廃棄物の処理に関すること

（災害復旧）

(25)公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
(26)物価の安定に関すること
(27)義援金品の受領、配分に関すること
(28)災害復旧資材の確保に関すること
(29)災害融資等に関すること

２　市町村

（災害予防）

(1) 防災会議に係る事務に関すること
(2) 市町村災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
(3) 防災施設の整備に関すること
(4) 防災に係る教育、訓練に関すること
(5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
(7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
(8) 給水体制の整備に関すること
(9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
(10)災害危険区域の把握に関すること
(11)各種災害予防事業の推進に関すること

(12)防災知識の普及に関すること
（災害応急対策）
(13)水防・消防等応急対策に関すること
(14)災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
(15)避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
(16)災害時における文教、保健衛生に関すること
(17)災害広報に関すること
(18)被災者の救難、救助その他の保護に関すること
(19)復旧資機材の確保に関すること
(20)災害対策要員の確保・動員に関すること
(21)災害時における交通、輸送の確保に関すること
(22)関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
(23)地域安全対策に関すること
(24)災害廃棄物の処理に関すること
（災害復旧）
(25)公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関するとき
(26)災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関すること
(27)市町村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
(28)義援金品の受領、配分に関すること

3　宮崎県警察本部

（災害予防）
(1) 災害警備計画に関すること
(2) 通信確保に関すること
(3) 関係機関との連絡協調に関すること
(4) 災害装備資機材の整備に関すること
(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(7) 防災知識の普及に関すること
（災害応急対策）
(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること
(9) 被害実態の把握に関すること
(10)被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
(11)行方不明者の調査に関すること
(12)危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
(13)不法事案等の予防及び取締りに関すること
(14)被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
(15)避難路及び緊急交通路の確保に関すること
(16)交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
(17)広報活動に関すること
(18)死体の調査・検視に関すること

指定地方行政機関

4　九州管区警察局

（災害予防）
(1) 警備計画等の指導に関すること
（災害応急対策）
(2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
(3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること
(4) 他の管区警察局との連携に関すること
(5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
(6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
(7) 警察通信の運用に関すること
(8) 津波予報の伝達に関すること

〔宮崎県情報通信部〕
（災害応急対策）
(1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること
(2) 他の県情報通信部との連携に関すること
(3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
(4) 警察通信運用に関すること

5 九州管区行政評価局（宮崎行政監視行政相談センター）

（災害応急対策）
(1) 被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動に関すること

6　九州財務局宮崎財務事務所

（災害応急対策）
(1) 災害時における金融措置に関すること
(2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること
（災害復旧）
(3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること
(4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること

7　九州厚生局

（災害応急対策）
(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること
(2) 関係職員の現地派遣に関すること
(3) 関係機関との連絡調整に関すること

8　九州農政局

（災害予防）
(1) 米穀の備蓄に関すること
(2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
(3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること
（災害応急対策）
(4) 農業関係被害の調査・報告に関すること
(5) 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること
(6) 応急用食料の調達・供給に関すること
(7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること
（災害復旧）

(8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること
(9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること
(10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること
(11)土地改良機械の緊急貸付に関すること
(12)被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
(13)技術者の緊急派遣等に関すること

9　九州森林管理局(宮崎森林管理署)

(災害予防)
(1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること
(2) 林野火災予防体制の整備に関すること
(災害応急対策)
(3) 林野火災対策の実施に関すること
(4) 災害対策用材の供給に関すること
(災害復旧)
(5) 復旧対策用材の供給に関すること

10 九州経済産業局

(災害予防)
(1) 地盤沈下の防止に関すること
(2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
(災害応急対策)
(3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
(4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
(5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること
(災害復旧)
(6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
(7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること

11 九州産業保安監督部

(災害予防)
(1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関すること
(2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
(3) 鉱山の保安に関する監督指導に関すること
(4)その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと
(災害応急対策)
(5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関すること
(6) 鉱山における応急対策の監督指導に関すること

12 九州運輸局(宮崎運輸支局)

(災害予防)
(1) 交通施設及び設備の整備に関すること
(2) 宿泊施設等の防災設備に関すること
(災害応急対策)
(3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること
(4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること
(5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること
(6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること
(7) 緊急輸送命令に関すること

13 大阪航空局(宮崎空港事務所)

（災害予防）
(1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること
(2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
（災害応急対策）
(3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
(4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

14 国土地理院九州地方測量部

(1)地殻変動の監視に関すること
(2)災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
(3)復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

15 宮崎海上保安部

（災害予防）
(1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
(2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
（災害応急対策）
(3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
(4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関すること
(5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
(6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること

16 福岡管区気象台（宮崎地方気象台）

（災害予防）
(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

17 九州総合通信局

（災害予防）
(1) 非常通信体制の整備に関すること
(2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
（災害応急対策）
(3) 災害時における電気通信の確保に関すること
(4) 非常通信の統制、管理に関すること
(5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
(6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること

18 宮崎労働局

（災害予防）
(1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
(2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及び高揚に関すること
（災害補償対策）
(3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること
（災害応急対策）

(4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること
(5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること

19 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる

（災害予防）
(1) 気象観測通報についての協力に関すること
(2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
(3) 災害危険区域の選定または指導に関すること
(4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
(5) 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること
(6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
(7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること
(8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること
（災害応急対策）
(9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること
(10)水防活動の指導に関すること
(11)災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
(12)災害広報に関すること
(13)港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
(14)緊急物資及び人員輸送活動に関すること
(15)海上の流出油に対する防除措置に関すること
(16)応急給水に関すること
（災害復旧）
(17)被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
(18)港湾、海岸保全施設、上下水道等の応急工法の指導に関すること
（その他）
(19)国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

20 九州地方環境事務所

（災害予防）
(1)公園事業施設における安全確保及び情報提供の推進に関すること
（災害応急対策）
(2)災害時における公園事業施設に関する情報の収集に関すること
(3)災害時における公園利用者の安全に関する情報の収集に関すること
（災害復旧）
(4)飼育動物の保護等に係る支援に関すること
(5)災害時における災害廃棄物の処理支援に関すること

21 自衛隊(陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊)

（災害予防）
(1) 災害派遣計画の作成に関すること
(2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
（災害応急対策）
(3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

指定公共機関

22 日本郵便株式会社（宮崎中央郵便局及び県内郵便局）

（災害応急対策）
(1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
(2) 災害時における郵便事業運営の確保
(3) 災害時における郵便局窓口業務の確保

23 九州旅客鉄道株式会社

（災害予防）
(1) 鉄道施設の防火管理に関すること
(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
（災害応急対策）
(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
(5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
（災害復旧）
(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

24 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ（宮崎支店）、KDDI 株式会社

（災害予防）
(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること
（災害応急対策）
(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること
(4) 災害時における重要通信に関すること
(5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

25 日本銀行(宮崎事務所)

（災害予防・災害応急対策）
(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること

26 日本赤十字社(宮崎県支部)

（災害予防）
(1) 災害医療体制の整備に関すること
(2) 災害救援物資等の備蓄に関すること
（災害応急対策）
(3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること
(4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

27 日本放送協会(宮崎放送局)

（災害予防）
(1) 防災知識の普及に関すること
(2) 災害時における放送の確保対策に関すること
（災害応急対策）
(3) 気象予警報等の放送周知に関すること
(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
(6) 災害時における広報に関すること

（災害復旧）
(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

28 西日本高速道路株式会社（九州支社宮崎高速道路事務所）

（災害予防）
(1) 管理道路の整備と防災管理に関すること
（災害応急対策）
(2) 管理道路の疎通の確保に関すること
（災害復旧）
(3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること

29 日本通運株式会社（宮崎支店）

（災害予防）
(1) 緊急輸送体制の整備に関すること
（災害応急対策）
(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
（災害復旧）
(3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

30 九州電力株式会社（宮崎支店）及び九州電力送配電株式会社（宮崎支社）

（災害予防）
(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること
（災害応急対策）
(2) 災害時における電力の供給確保に関すること
（災害復旧）
(3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

指定地方公共機関

31 宮崎交通株式会社

（災害予防・災害応急対策）
(1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること
(2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること
(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること

32 宮崎ガス株式会社

（災害予防）
(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること
(2) 導管の耐震化の確保に関すること
（災害応急対策）
(3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること
（災害復旧）
(4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

33 宮崎日日新聞社

（災害予防）
(1) 防災知識の普及に関すること
(2) 災害時における報道の確保対策に関すること
（災害応急対策）
(3) 気象予警報等の報道周知に関すること
(4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
(5) 災害時における広報に関すること
（災害復旧）
(6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

34 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

（災害予防）
(1) 緊急輸送体制の整備に関すること
（災害応急対策）
(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
（災害復旧）
(3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

35 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

（災害予防）
(1) 防災知識の普及に関すること
(2) 災害時における放送の確保対策に関すること
（災害応急対策）
(3) 気象予警報等の放送周知に関すること
(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
(6) 災害時における広報に関すること
（災害復旧）
(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

36 宮崎県医師会

（災害予防・災害応急対策）

(1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること
(2) 負傷者に対する医療活動に関すること

37 宮崎県歯科医師会

（災害予防・災害応急対策）
(1) 災害時における歯科医療救護の実施に関すること
(2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること

38 宮崎県薬剤師会

（災害予防・災害応急対策）
(1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること

39 宮崎県看護協会

（災害予防・災害応急対策）
(1)災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

40 宮崎県ＬＰガス協会

（災害予防・災害応急対策）
(1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
(2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること

41 日豊汽船株式会社

（災害予防・災害応急対策）
(1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保に関すること

42 宮崎県管工事協同組合連合会

（災害予防・災害応急対策）
(1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること

43 宮崎県警備業協会

（災害予防・災害応急対策）
(1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること

44 一般社団法人宮崎県建設業協会

(1) 災害時における応急対策に関すること

45 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビィーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

（災害予防）
(1) 防災知識の普及に関すること
(2) 災害時における放送の確保対策に関すること
（災害応急対策）
(3) 気象予警報等の放送周知に関すること
(4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
(5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
(6) 災害時における広報に関すること
（災害復旧）
(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

46 土地改良区

（災害予防・災害応急対策）
(1) 土地改良施設の整備に関すること
(2) 農地湛水の防排除活動に関すること
(3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること

47 農業協同組合

（災害予防・災害応急対策）
(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
(2) 農作物災害応急対策の指導に関すること
(3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること
(4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること

48 森林組合

（災害予防・災害応急対策）
(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
(2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること

49 漁業協同組合

（災害予防・災害応急対策）
(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
(2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関すること

50 商工会議所、商工会等商工業関係団体

（災害予防・災害応急対策）
(1) 市町村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること
(2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること

51_各港湾施設の管理機関

（災害予防・災害応急対策）
(1) 港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理に関すること
(2) 施設の災害復旧の実施に関すること

52 組合営水道事業者及び専用水道管理者

（災害予防・災害応急対策）
(1) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること
(2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関すること

53 金融機関

（災害予防・災害応急対策）
(1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること

54 病院等医療施設の管理者

（災害予防・災害応急対策）
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
(2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
(3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること
(4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること

55 社会福祉施設の管理者

（災害予防・災害応急対策）

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること

(2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

56 学校法人

（災害予防・災害応急対策）

(1) 避難施設の整備及び避難訓練に関すること

(2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること

57 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

（災害予防・災害応急対策）

(1) 安全管理の徹底に関すること

(2) 防護施設の整備に関すること

58 宮崎県道路公社

（災害予防）

(1) 公社管理道路の整備と防災管理に関すること。

（災害応急対策）

(2) 公社管理道路の疎通の確保に関すること。

（災害復旧）

(3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

第３節 住民の責務

基本法の平成７年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第７条第３項)」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するものとする。

第４節 減災に向けた県民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、市町村、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する県民運動の展開を図る。

県、市町村の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し，各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し，同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第３章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第１節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

第２節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

県、市町村はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。

1　都市化の急速な進展に伴って、都市部への人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層ビルの発達等が見られる。

これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある。

2　高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。。特に、人口減少が進む中山間地域では、著しい高齢化の進行が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策や福祉的な支援の充実について福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

3　社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

4　住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織の育成、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災会議など防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

5　近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル等の増加、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。

6　新型コロナウイルス感染症の流行時の経験も経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的変化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。

第２編

共通対策編

第１章 基本的考え方

第１節 基本的考え方

本編は、県地域防災計画の第３編地震災害対策編、第４編津波災害対策編、第５編風水害等対策編、第６編火山災害対策編、第７編海上災害対策編、第８編航空災害対策編、第９編鉄道災害対策編、第10編道路災害対策編、第11編危険物等災害対策編、第12編大規模な火事災害対策編、第13編林野火災対策編に共通する事項を定めるものとする。

第３編から第 13 編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

第２章 災害予防計画

第１節 災害に強い県土づくり、まちづくり

第１款 道路等交通関係施設の整備と管理

第１項　基本方針

道路・鉄道等の公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第２項　対策

１　道路施設

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 道路施設の安全性の向上

ア　橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ　落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

ア　緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

イ　第１次緊急輸送道路については２車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第２次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、２車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。

ウ　都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

エ　都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

オ　避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(3) 緊急用河川敷道路の整備

災害時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

(4) 道の駅の防災機能強化

防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

(5) 道路情報提供装置の整備

災害時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

(6) 高速道路ミッシングリンク（未連結区間）の早期解消

発災後の避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備を促進する。

2　鉄道施設

(1) ＪＲ九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

災害の発生に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、安全性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

ア　県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター（保線・電力・信号通信）	日豊本線	市棚～都農	
	宮崎工務センター（保線・電力・信号通信）	日豊本線	都農～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
		吉都線	吉松～都城	信号通信のみ担当
	本所（土木・建築）	日豊本線	市棚～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
鹿児島鉄道事業部	国分工務センター（保線）	吉都線	吉松～都城	

イ　地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこない、２次災害防止に努める。

＜地震計の設置場所＞

線区	地震計設置箇所数（位置）
日豊本線	７（南延岡、南日向、都農、日向新富、宮崎、田野、都城）
日 南 線	１（油津）
吉 都 線	３（吉松、小林、都城）

3　港湾、漁港施設

【県、九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所】

(1) 港湾の耐震化の推進

災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地等としての機能を果たし得るように十分な耐震性を有する岸壁を国の計画と整合を図りながら整備し、今後の保全及び港湾の防災拠点機能の確保に努める。

ア　細島港　県北部における緊急物資等の輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。さらに、幹線物資の輸送拠点として機能するために、国際コンテナターミナルの既設岸壁の耐震強化を図る。

イ　宮崎港　県央部における緊急物資等の輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

ウ　油津港　県南部における緊急物資等の輸送拠点として、耐震強化岸壁の整備している。

(2) 漁港の安全性の確保

県北部、県央部、県南部における輸送･復興支援拠点として、北浦漁港、川南漁港、都井漁港において耐震強化岸壁を整備しており、その他拠点漁港においても、地域の救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点として、漁港の安全性の確保及び被害軽減のための整備を推進する。

4　空港施設の整備と管理

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 現況

宮崎空港の空港・航空保安施設は、土木施設、建築施設、管制施設、無線施設、航空灯火、電気施設及び機械施設により構成されている。これらの施設の耐震基準は、施設固有の分野で使用されている基準等に準拠しつつ、空港としての特殊性を考慮して定められている。

なお、事務所庁舎、管制塔、無線施設及び電源施設の局舎は、新しい耐震設計基準による建築基準法及び官庁施設の総合耐震設計基準に基づき設計・建築されている。

(2) 安全確保対策

空港・航空保安施設の安全対策について、次の措置を講じており、今後の保全に努める。

ア　商用電源の停電に備えて、非常用発電装置（発動発電機２基）を設置しており、津波浸水対策として非常用発電装置設置場所の水密性を向上させている。

イ　管制用対空通信施設については、非常用発電装置の停止に備えて、無停電（バッテリー）装置を整備しており、さらに管制塔には緊急用対空通信装置（充電式）を設置している。また、緊急用対空通信施設を充電するための小型発電機を備えている。

ウ　電話の不通に備えて、県防災無線電話が設置されている。

5　その他

【県、市町村】

県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第２款 ライフライン施設の機能確保

第１項　基本方針

電力、電話、ガス、上下水道等施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

第２項　対策

1　上水道施設の整備

【水道事業者】

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては、飲料水、医療用水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

なお発災後に迅速に復旧できるよう、下水道施設を管理する市町村と連携しながら浄水場や配水池、処理場に直結する管路など、上下水道施設の基幹施設等のうち最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるとともに、宅内配管についても迅速に復旧できるように、あらかじめ民間事業者等との協定締結などにより体制の構築に努めるものとする。

①　応急給水・復旧体制の整備
②　相互応援体制の整備
③　基幹的施設の安全性の向上
④　安全性の高い水道システムの構築
⑤　給水の安全性の確保

【県】
県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。
また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。
①　広域相互応援体制の整備
②　供給拠点の設定
③　応援資機材等の情報収集
④　水質検査体制の整備
【市町村】
市町村は、上水道施設の被災に備え地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

2　下水道施設の整備

【市町村】
処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道ＢＣＰ策定等を行い対応を図るものとする。
また、市町村は、発災後に迅速に復旧できるよう、水道事業者と連携しながら浄水場や配水池、処理場に直結する管路など、上下水道施設の基幹施設等のうち最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるとともに、宅内配管についても迅速に復旧できるように、あらかじめ民間事業者等との協定締結などにより体制の構築に努めるものとする。
【県】
市町村が行う耐震対策等に関する助言等を行うものとする。

3　工業用水道施設の整備

【県】
県工業用水道施設の災害予防対策は、次によるものとする。
(1) 施設の安全性の向上
工業用水道施設の計画的な改良・修繕を行うことにより安全性を向上させる。
(2) 体制面の対策
ア　保安の確保
設備の巡視、点検を行い保安の確保を図るものとする。
イ　災害復旧要員及び資機材等の確保
災害時に備え、災害復旧要員や資材、機材等の確保体制を確立するものとする。
ウ　情報連絡体制
災害時に備え、立地企業、関係機関･団体、住民等への情報連絡体制を確立するものとする。
エ　防災に関する訓練
災害時に備え、企業局及び立地企業･関係団体が一体となって訓練に努めるものとする。

4　ガス施設の整備

【宮崎ガス株式会社】
ガス施設の災害発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。
(1) 工場設備
ア　設備の保全基準の維持
施設全体について、台風、地震、火災等の災害に対する予防対策として、施設のそれぞれについて保全基準(点検、検査基準)を策定の上実施するものとする。

イ 台風及び地震対策

工場は「災害予防計画」を策定し、警戒体制及び非常体制の具体的措置を定めるものとする。

ウ 防火管理

工場は「火災予防計画」及び「消防計画」を策定し、防火責任者を選任して次の予防点検を実施する。

(ｱ) 調査

毎年１回、危険物関係及び高圧ガス関係防火対象物並びに消火設備について調査しリスト及び配置図を作成する。

(ｲ) 防火責任者の予防点検

防火責任者は、次の事項について定期及び臨時の点検を行う。

建物、工作物、火気使用場所、危険物関係施設、電気機械設備、消火設備、通報設備、避難救助設備、その他

(2) 導管設備

導管の材質接合方法、工事方法等の設置基準及び作業基準を定めて実施するほか、次のような保安対策を平常業務として実施する。

ア　漏洩調査

導管漏洩調査、臭覚調査、橋梁管調査、自社地下埋設物調査、大口需要家調査、需要家巡回調査を定期的に実施するほか、漏洩多発箇所、自社工事跡等について重点的に特別調査を実施する。

イ　他工事現場の防護

他企業の地下埋設工事等については、宮崎県地下埋設工事等連絡協議会において策定した長期計画に基づき、関係機関と緊密な連絡の下に導管等の防護に当たる。

ウ　中圧路線調査

前記の漏洩調査以外に、路線パトロール及び毎年１回特別調査を実施する。

(3) 需要家関係施設

ア　各需要家宅の屋内におけるガス漏洩防止策として、メーター入口の手前には、すべてメーターガス栓を取付ける。又、流量センサー、圧力センサー、感震器等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメーターの普及を図る。

イ　引込管内径 70㎜ 以上の需要家その他必要と認められる需要家には、道路と敷地の境界付近部分に遮断バルブを設置する。

ウ　各需要家宅の屋内におけるガス漏洩早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の普及を図る。

5　電力施設の整備

(1) 九州電力及び九州電力送配電における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

ア　電力設備の災害予防措置

(ｱ) 水害対策

ａ　水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化・ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検・整備を実施する。

①　ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸
②　導水路と渓流との交叉地点及びその周辺地形との関係
③　護岸、水制工、山留壁
④　土捨場
⑤　水位計

ｂ　送電設備

(a) 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

(b) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

c　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、 出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(ｲ) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(ｳ) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

a　送電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし掃除を実施する。

b　変電設備

塩分測定装置により、がいしの汚損状況の把握を行い、必要に応じてがいし洗浄を実施する。

c　配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器等を使用するとともに、必要に応じがいし等の洗浄を実施する。

(ｴ) 雷害対策

a　送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、又は拡大防止に努める。

b　変電設備

「電気設備に関する技術基準」による雷害対策のほか、必要な箇所には耐雷遮へいの強化を行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

c　配電設備

架空地線の設置及び耐雷機材（アレスター、限流アークホーン等）の取り付けによる雷害対策を実施する。

(ｵ) 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況によりよう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係箇所へのＰＲを徹底する。

イ　防災業務施設及び設備の整備

(ｱ) 観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量等の観測施設及び設備を強化、整備する。

(ｲ) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

ウ　災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ　電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて次の事項に対する認識を高めていただくよう広報活動を行う。

(ｱ) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(ｲ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力送配電の事業所等に通報すること。

(ｳ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

(ｴ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

(ｵ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(ｶ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

(ｷ) その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。

ア　発電設備

県営発電所は県内に 14 か所あり、これらの発電所の各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し設計基準や技術基準等に基づいて設置されているとともに、地形や地質等を考慮して所要の補修、補強を実施するなど、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し各設備の被害防止対策を講ずるものとする。

イ　送電設備等

送電線路は５線路、ダム配電線路は４線路ある。これらの各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し技術基準に基づいて設置されているが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。

(3) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等における電力施設

【病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者】

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

【県】

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

6　通信施設の整備

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア　中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、その円滑化を図る。

イ　中継伝送路の２ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の２ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ　耐震・防風対策

ＮＴＴビルや無線用鉄塔は、震度６程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ　停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ　受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- 104呼　九州管内の104センタへランダム分散受付される。
- 116呼　宮崎をはじめ九州管内の116センタへ分散受付される。
- 113呼　受付交換機の分散化を図っていく。
- 115呼　九州管内の115センタへ分散される。

カ　地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

(2) 建物

ア　防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

イ　防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

第１項　基本方針

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努めるものとする。また、収集した情報を的確に分析整理するために必要な体制の整備を図るものとする。

また、収集した情報を的確に分析整理するために必要な体制の整備を図るものとする。

第２項　対策

１　県総合防災情報ネットワークの整備

災害時の情報収集及び災害対策の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ「総合防災情報ネットワーク」を整備し、平成９年度から運用している。これらの設備が老朽化したことや防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上並びに機能強化を図るため、最新技術やＩＰ通信網（宮崎行政情報ネットワーク）を活用したシステムを整備している。

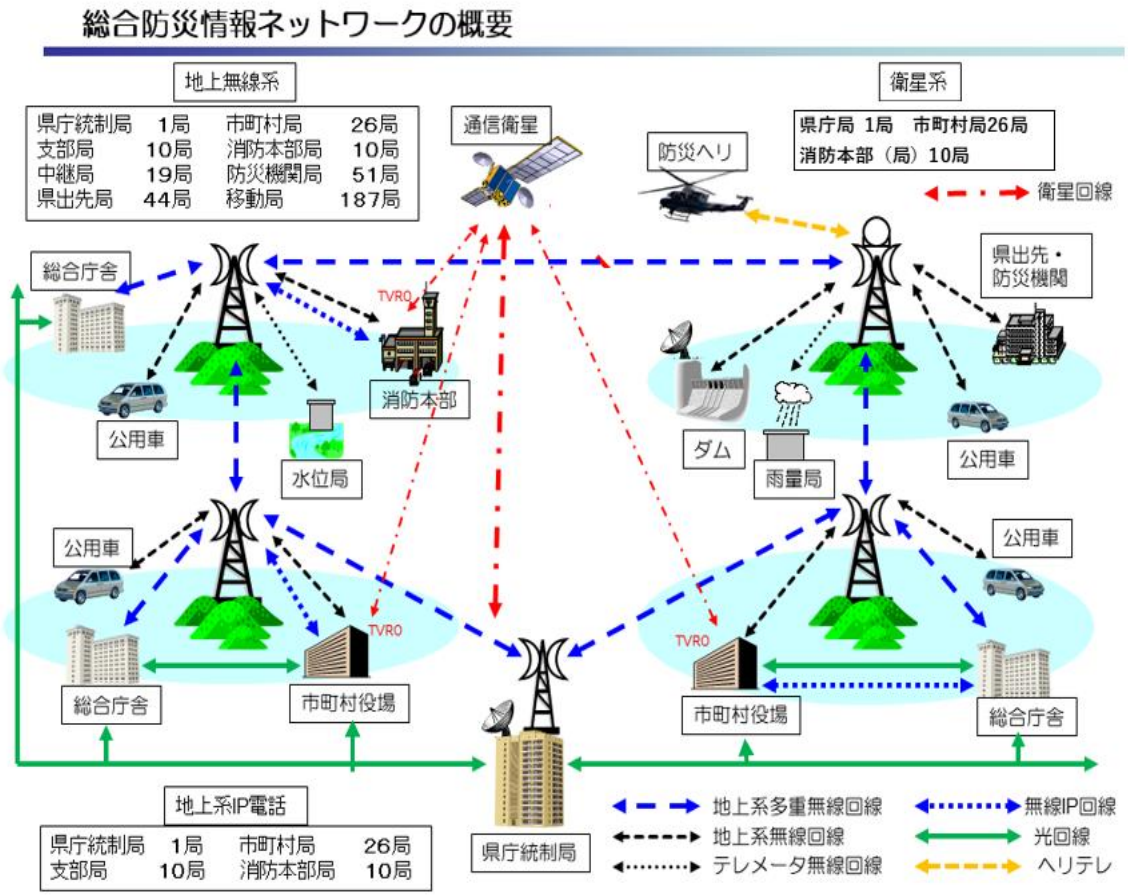

２　防災情報処理システム等の機能充実と運用体制の確立

【県(各部局)】

(1) 気象情報等の伝達

災害時には、各機関が出来る限り的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速かつ確実な情報の収集が必要である。

防災情報処理システムでは、総合情報ネットワークを通じ、気象台、気象会社、気象衛星等からの、様々な気象・地震等のデータを受信し、処理したデータを県出先機関・市町村・消防本部等に配信できるようになっている。

⑵ 休日・夜間における情報の収集・伝達

休日・夜間における情報の収集・伝達は、災害監視室からの連絡のほか、職員自動参集システム（携帯メール）により職員を召集し行う。

市町村、消防本部等へは、防災情報処理システムにより直ちに気象情報等が伝達される。

⑶ 宮崎県防災情報共有システムの整備・運用及び新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）との接続による国との情報共有

市町村からの被害情報、避難所開設状況、発令情報を県災害対策本部で集約し、河川砂防情報システム等と連携し、防災ＧＩＳ等を利用したシステムの構築により、災害情報の共有化や災害対応業務の迅速化を図るとともに国及び公共機関等との防災情報共有化を一層図る。また、国及び公共機関等との防災情報共有化を一層図るため、内閣府等が運用する新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）との接続による国、県、市町村の共通した状況認識や各種防災関連システムの利活用の促進及び操作習熟を図るため研修や訓練の実施に努めるものとする。

なお、県総合防災情報共有システムと公共情報コモンズ（Ｌアラート）とを連携させることにより、テレビやエリアメール等による県民への災害関連情報の提供機能の充実を図る。

＜宮崎県防災情報処理システム＞

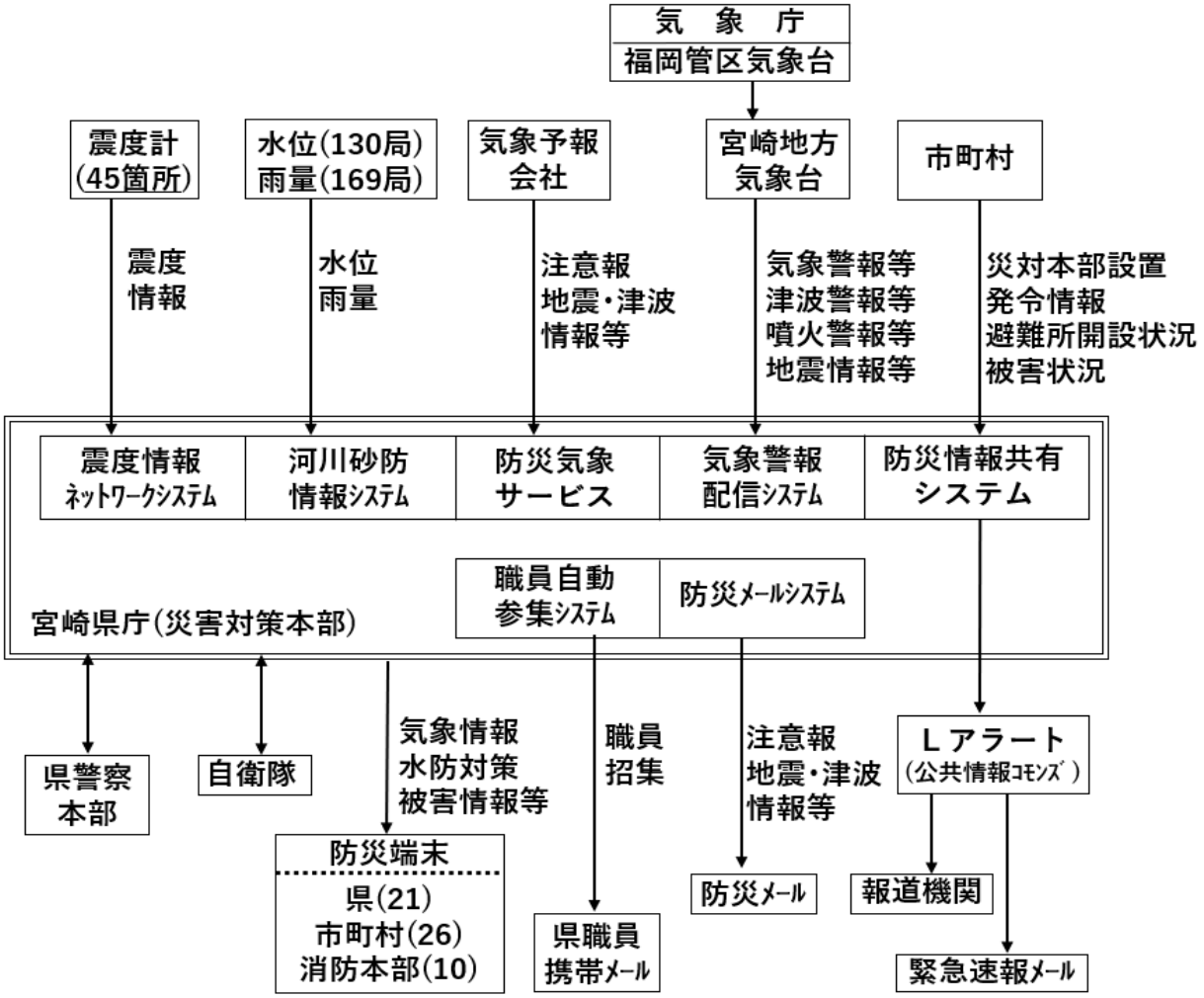

【市町村、関係機関】

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

3　画像伝送システムの整備充実

総合情報ネットワークを通じて、防災ヘリからの災害現場画像情報を迅速に県及び市町村等で見ることができるシステムを構築している。また、県警ヘリからの映像及び国の河川等の監視カメラの映像も見ることができるように整備している。

4　市町村防災行政無線の整備

第 11 款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載

5　非常通信体制の強化

【県、関係機関】

県は、県総合情報ネットワークの整備・多重化・耐震化のほか、防災相互無線、災害応急復旧用無線電話、孤立防止用無線電話、携帯電話、衛星電話や衛星通信を活用したインターネット機器、自動車電話等の整備充実や活用に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関、その他の非常通信連絡会構成員に属する無線局による通信系統を利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信連絡会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

6　通信訓練、研修会の実施等

【県、市町村】

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

7　情報の分析整理

【県、市町村】

(1) 人材育成等

県及び市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) ハザードマップ等の作成等

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等により災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 地理情報システムの構築等

県及び市町村は、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国と連携しながらＳＡＲ衛星等など含む最新の情報通信関連技術の活用により多様な情報収集手段の体制整備の推進に努めるものとする。

8 災害応急対策業務のデジタル化の促進

県及び市町村は、効果的な災害応急対策業務を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、ＳＮＳ等の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。

第２款 活動体制の整備

第１項　基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第２項　対策

１　組織体制の整備

(1) 県の組織体制整備

【県(各部局)】

県は、防災会議を設置して、地域防災計画を作成し、それに基づき、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。

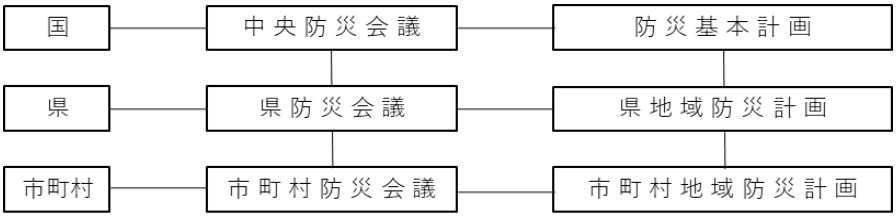

ア　県防災会議

県は、基本法第 14 条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

防災会議は、知事を会長とし、次表のとおり指定地方行政機関の長等の法定委員や指定公共機関の役員及び自主防災組織を構成する者等のうちから知事から任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

なお、各機関が委員を推薦する際は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、女性の推薦に努めるよう配慮するものとする。

法定委員（指定地方行政機関の長又は職員・陸自の長・県警察本部長等）		
※第１号	九州管区警察局長 九州管区行政評価局宮崎行政監視行政相談センター所長 九州総合通信局長 九州財務局宮崎財務事務所長 九州厚生局宮崎事務所長 宮崎労働局長 九州農政局長 九州森林管理局長 九州経済産業局総務企画部長	九州産業保安監督部長 九州地方整備局長 九州運輸局宮崎運輸支局長 大阪航空局宮崎空港事務所長 国土地理院九州地方測量部長 宮崎地方気象台長 宮崎海上保安部長 九州地方環境事務所長
２	陸上自衛隊第４３普通科連隊長	
３	宮崎県教育委員会教育長	
４	宮崎県警察本部長	
５	副知事 危機管理統括監	自治学院院長 薬務感染症対策課長
知事任命委員(市町村長・消防機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長等)		
６	宮崎県市長会長	宮崎県消防長会長

	宮崎県町村長会長	公益財団法人宮崎県消防協会長
7	日本郵便株式会社宮崎中央郵便局長 日本銀行宮崎事務所長 日本赤十字宮崎県支部事務局長 日本放送協会宮崎放送局長 西日本高速道路株式会社九州支社 宮崎高速道路事務所長 九州旅客鉄道株式会社宮崎支社長 西日本電信電話株式会社宮崎支店長 日本通運株式会社宮崎支店長 九州電力株式会社執行役員宮崎支店長 宮崎日日新聞社編集局報道部編集委員 株式会社宮崎放送報道部部長	株式会社テレビ宮崎コンテンツプロデュース局報道部部長 株式会社エフエム宮崎代表取締役社長 宮崎ケーブルテレビ株式会社常務取締役 公益社団法人宮崎県医師会長 公益社団法人宮崎県看護協会会長 宮崎瓦斯株式会社代表取締役社長 一般社団法人宮崎県ＬＰガス協会長 宮崎交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人宮崎県トラック協会専務理事 KDDI 株式会社西日本運用センターテクニカルセンター長 一般社団法人宮崎県建設業協会会長
8	宮崎県防災士ネットワーク理事長 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会副会長 兼常務理事	宮崎県男女共同参画センター所長 宮崎県女性防火クラブ連絡協議会会長 宮崎大学教授

※災害対策基本法第１５条第５項による区分

イ　関連する県の防災組織

(ｱ) 県災害対策本部

a　設置の根拠

基本法第 23 条

b　所掌事務

地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策の実施

c　組織

第３章第１節「県災害対策本部等の設置」に記載

(ｲ) 県水防本部

a　設置の根拠

水防法第 7 条

b　所掌事務

県内の各河川、海岸における水災の警戒と防御

c　組織

風水害等対策編第３章第３節第１款水防計画に記載

ウ　県災害対策会議による庁内体制の整備

副知事を議長とする宮崎県災害対策会議を適宜開催し、災害対策に関して庁内の連絡調整を図り、これを総合的、計画的、統一的に推進するものとする。（宮崎県災害対策会議設置要綱）

エ　宮崎県業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及びＢＣＰ推進会議による庁内体制の整備

県では、大規模災害等が発生した非常時において、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るため、また、平常時の必要な備えや研修・訓練を行うことにより、危機管理に対する職員の意識や能力、全庁的な対応力の強化を図るために、県業務継続計画を策定している。

知事を議長とする本庁版ＢＣＰ推進会議を設置し、平常時からＢＣＰの推進や進行管理等を行い、県庁非常時体制に移行した場合には、推進会議の下に設置する「ＢＣＰ推進会議事務局」が、災害対策本部の中に入る形で、非常時における業務の円滑な運営、進行管理等を行うものとする。

なお、このＢＣＰは、毎年度訓練や検証を行いながら、見直しを図るものとする。

オ　保健医療福祉調整本部の設置

大規模災害が発生した場合には、災害対策本部の下に「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

カ　災害対策本部体制等の充実・強化

大規模地震の発生などを想定した場合、災害対策本部要員が登庁できない、また、長期化した場合、必要な体制が維持できないなどの問題点があることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局の OB 職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図る。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るものとする。

(2) 市町村の組織体制整備

【市町村】

市町村は、基本法第 16 条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性及び「宮崎県地震・津波被害想定調査」による当該市町村の被害予測結果に対応した市町村地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

(3) 市町村の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

市町村は、基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努めるものとする。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(4) 防災関係機関の組織体制整備

【県・市町村】

県及び市町村は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、基本法第２条第４号から第６号に規定する機関が担うべき役割を踏まえて連携体制の構築に努めるとともに、随意契約の活用などにより速やかな災害応急対策ができるよう、建設業の団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業等の団体等の担い手の確保・育成に係る取組を支援するものとする。さらに、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

なお、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方等について適切に助言するよう努めるものとする。

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者、登録被災者援護協力団体】

県の地域を管轄し、または県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、各機関が災害時等に担うべき役割を行えるよう自らの体制を整備するとともに、県、市町村等との連携体制の構築のため県及び市町村からの資料、情報の提供の求めに協力するものとする。

また、登録被災者援護協力団体は、県及び市町村と連携を密にし、県及び市町村からの資料、情報提供の求めに協力するものとする。

2　初動体制確立への備え

【県、市町村】

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、県は携帯電話等を利用するほか、職員安否確認システムを活用した職員の状況把握を行うものとする。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組合わせて、随時行うものとする。

訓練の目的
①　異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
②　防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
③　災害警戒本部・津波関係４課など実働部門の訓練
④　災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
⑤　救助関係機関合同訓練
訓練の時期
Ａ　平日の早朝
Ｂ　木曜・金曜の夜間
Ｃ　休祭日の昼間
Ｄ　勤務時間内
訓練の内容
イ　緊急動員訓練
ロ　緊急伝達訓練

(5) 行動要領(マニュアル)の作成

県及び市町村の各部局は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（マニュアル）を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

県危機管理局及び市町村の消防防災担当課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時３日分の職員用食料等の備蓄に努めるものとする。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

県及び市町村の各部局は災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

(8) 応急対策全般への対応力の強化

応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活動できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

3　災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 県の防災活動拠点の整備

県は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、県防災庁舎内に災害対策の拠点となる災害対策本部会議室及び総合対策部室等を設置している。保有する拠点施設については、自家発電設備や十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い平時から点検整備に努めるものとす

る。また、物資の供給が困難な場合を想定して食料、飲料水等の備蓄や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

(2) 市町村の防災活動拠点の整備

市町村は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。保有する拠点施設については、自家発電設備等を備えるとともに平時から点検整備に努めるものとする。また、物資の供給が困難な場合を想定して食料、飲料水等の備蓄や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保に努めるものとする。

4　航空消防防災体制の整備

(1) 県の航空消防防災体制の整備

県は市町村や消防本部など関係機関と調整を図り、防災救急ヘリコプターの効率的な運用ができるよう、運航基準や管理規程などを整備するとともに、他県との相互応援体制の推進を図り、広域的な航空消防防災体制の整備に努めるものとする。

(2) 市町村の航空消防防災体制の整備

市町村は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

(3) 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市町村等との連携を密にするものとする。

(4) 航空機の運用調整等

県は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、ＤＭＡＴ都道府県調整本部等の航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（応急対策班ヘリ運用グループ）を設置し、災害現場等と連携しながら活動エリアや任務に必要な調整を行うものとする。調整にあたっては、必要に応じ、国との連携の下、航空機運用総合システム（ＦＯＣＳ）を活用するものとする。

また、応急対策班ヘリ運用グループは、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行の依頼や必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

5　広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア　九州・山口９県の連携強化

従前の九州・山口９県災害時応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害時において円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

イ　全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築している。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

ウ　関西広域連合と九州地方知事会との連携

九州地方知事会において、関西広域連合との相互応援協定を締結し、遠方にある他府県との広域的な相互応援の仕組みを確立している。

協定名	締結団体	締結年月日
九州・山口９県災害時応援協定	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成 23 年 10 月 31 日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国 47 都道府県	平成 24 年 5 月 18 日
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	九州地方知事会構成県、関西広域連合構成県	平成 23 年 10 月 31 日

エ　南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会等との連携

南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州知事会等を通じて、大規模災害時における諸課題を解決する協力体制を構築するとともに、後方支援拠点等を活用し関係機関が一体となった訓練等を通じてその対応能力を高める。

【市町村】

大規模地震発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「応急対策職員派遣制度」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、各市町村においては普段からこれらの活用を検討するものとする。

【県・市町村】

県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【県、市町村】

市町村は、平常時から宮崎県市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

さらに県は、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立する。

(3) 県、市町村と自衛隊等との連携体制の整備

【県、市町村】

大規模災害時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

【警察】

警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

※　警察災害派遣隊とは

○即応部隊…大規模災害時において、直ちに被災地等に派遣され、自活しながら活動を実施し、以下の４部隊で編成

①広域緊急援助隊（警備、交通及び刑事部隊）　②広域警察航空隊　③機動警察通信隊　④緊急災害警備隊

○一般部隊…災害発生から一定期間経過後に被災地警察等の機能を補完・復旧するために捜索、警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施し、以下の８部隊で編成

①特別警備部隊　②特別生活安全部隊　③特別自動車警ら部隊　④特別機動捜査部隊　⑤身元確認支援部隊
⑥特別交通部隊　⑦情報通信支援部隊　⑧身元支援対策部隊

【消防機関】

消防機関は、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備等により緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

【県】

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

(5) 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備

【県】

ア　応援要請に対応するための体制整備

県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がけるとともに、感染症対策のため、健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、緊急消防援助隊について、緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画に基づく体制整備を行う。

イ　県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

【警察】

警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

6　緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模災害時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておくものとする。

また、ヘリコプターによる現地訓練を行うものとする。

【県】

県は県内の緊急時ヘリコプター離着陸場に関する「県内緊急場外一覧」を作成し、緊急時に、他県の防災救急ヘリコプター、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁等のヘリ保有機関と情報共有できるように整備を行うものとする。

また、上記台帳を防災情報共有システム上にデータベースとして整備を進めていくものとする。

なお、具体的な行動については、県災害対策本部総合対策部各班行動要領（マニュアル）を参照するものとする。

【市町村】

市町村は、台帳の中から機種に応じて離着陸場を選定するものとする。

＜緊急時ヘリコプター離着陸場の設置基準＞

ヘリコプター離着陸場の設置基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 地表面は、平坦でよく整備されていること。

(2) 回転翼の回転によって、砂じん等が上がらないような場所を指定すること。
(3) 原則、ヘリコプターの進入区域 50m 以内に高さ５ｍ以上の障害物がないこと。
(4) 緊急時ヘリコプター離着陸場の所要地積目安

機種	昼間	夜間
小型ヘリコプター（２人乗）	直径　30m	直径　45m
中型ヘリコプター（10 人乗）	直径　50m	直径　75m
大型ヘリコプター（20 人乗）	50m　×　75m	75m　×　100m
大型ヘリコプター（40 人乗）	100m　×　100m	100m　×　100m

※　ただし、防災救急ヘリコプターは、日没から日の出までは運航できない。

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備

第１項　基本方針

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第２項　対策

１　出火防止体制の整備

⑴ 一般家庭に対する指導

【県、市町村】

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア　対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器、感震ブレーカー等の安全な機器の普及

イ　灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

ウ　火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓

エ　カーテン等防炎物品及び防炎製品の普及

オ　消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底

カ　発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

⑵ 事業所等に対する指導

【市町村】

ア　市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震・津波対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ　市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

⑶ 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

⑷ 消防同意制度の活用

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

⑸ 防炎物品の普及及び管理指導

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、防炎性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

⑹ 火災予防条例の活用

【市町村】

市町村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理

等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

【県】

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事または整備に関する講習を実施する。

また、市町村は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、毎年、火災の多発期に当たる 11 月から 3 月にわたり、秋季全国火災予防運動(11 月 9 日～11 月 15 日)、宮崎県林野火災予防運動(1 月 30 日～2 月 5 日)、春季全国火災予防運動(3 月 1 日～3 月 7 日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

2　消防力の充実強化

(1) 消防の常備化の推進

【県、市町村】

本県では、４町村において消防職員を配置せず消防団のみで、火災をはじめとする災害に対応している。

各種の災害に迅速に対応するためには、消防常備体制を整備することが必要であり、県及び関係町村は今後も非常備地域の解消に取り組むものとする。

(2) 消防の広域化の推進

【県、市町村】

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模災害に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び市町村は、消防組織法第 31 条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、非常備町村も含めて、常備消防の広域化を検討する。

県では、本県における消防の連携・協力の実現のため、「宮崎県市町村消防広域化推進計画」に掲げる県域一の消防指令業務の共同化を目指し、市町村等と検討・協議し、その実現を図る。

(3) 常備消防力の充実・強化

【市町村】

市町村は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき消防力の充実強化を図るものとする。

ア　市街地には、人口、地勢、道路事情等に応じて、消防署所を設置するものとする。

イ　消防署所の庁舎は、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備し、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

ウ　消防署所には消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両を配置し、地域の実情に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置するものとする。

エ　大規模地震や津波災害など多様な災害時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期すものとする。

【県】

県は、補助事業や地方債等の国の財政支援に関する市町村への助言を行うなど、消防団の充実強化に取り組むものとする。

(4) 消防団の充実強化

【市町村】

ア　消防団は地域防災力の中核であるため、市町村は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善、必要な資格の取得、やりがいを持って活動できる環境づくりなど、消防団活動の充実強化を図るものとする。

イ　大規模災害等に備えた消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図るものとする。

【県】

県は、補助事業や地方債等の国の財政支援に関する市町村への助言を行うなど、消防団の充実強化に取り組むものとする。

(5) 総合的な消防計画の策定

【市町村】

市町村は、「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）に基づき、災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(6) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

3　消防水利の確保

【市町村】

(1)　市町村は、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールやビルの保有水の活用、河川、濠、海等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2)　消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

【県】

県は、消防施設整備費補助事等の国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うなど、市町村への消防水利の確保を促進する。

4　救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

【県、市町村】

大規模な災害によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア　救急隊員、救急救命士の計画的な養成

イ　高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ　救急業務の高度化を図るための研修・教育の実施

エ　医療機関との連携強化、信頼関係の構築

オ　住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

【県、市町村】

ア　市町村は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

イ　市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

ウ　市町村は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ　災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

(3) 救助機関の連携体制の強化

【県、市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊】

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成８年４月１日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置している。

この連絡会議等を通じて、機関相互の応援が円滑に行えるよう、消防、警察、自衛隊の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援等の活動拠点、緊急輸送ルート等の確保、これらの拠点等に係る関係機関との情報共有及び救助機関合同の訓練を実施するなどにより、一層の連携強化を図ることとする。

［宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織］

議長 危機管理課長

機　関　名	委　　員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第 43 普通科連隊第３科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第 24 普通科連隊第３科長
航空自衛隊新田原基地	第 5 航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防長
宮崎県	危機管理課長 消防保安課長

5　地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

【県、市町村、自主防災組織・住民】

(1) 要配慮者の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人などの要配慮者を把握しておくものとする。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア　救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮して

おく。

また、県、市町村はこうした地域の取り組みを支援する。

イ　救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市町村はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市町村は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

ウ　地域の応急手当として有効なＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置場所の周知を検討するものとする。

第４款 医療救護体制の整備

第１項　基本方針

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、県民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されている。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限にくい止めるためには通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。災害発生からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後（発災～６時間）、超急性期（発災～72 時間まで）、急性期（３日目～１週間程度まで）、亜急性期（１週間～１か月程度まで）、中長期（１か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

第２項　対策

１　災害拠点病院等の整備充実

平成９年３月及び平成 15 年２月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、平成 30 年２月に宮崎善仁会病院を、令和６年８月に延岡共立病院を追加指定した。今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用したドクターヘリ等での患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域災害拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計 11 病院指定している。

当地域災害拠点病院は、各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、各地域災害拠点病院の実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

注）トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当基幹拠点病院は県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

災害拠点病院一覧

種　　別	二次医療圏名	医　療　機　関　名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院

地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院 延岡共立病院
	日向入郷	済生会日向病院 千代田病院 和田病院
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院 宮崎善仁会病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	日南串間	県立日南病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
	西諸	小林市立病院

2　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、災害医療コーディネーター、医療救護班、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾン、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）、災害薬事コーディネーター及びドクターヘリの体制整備

(1) ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の体制整備

大地震・津波及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるＤＭＡＴは、県内の災害拠点病院を中心に編成されている。今後、ＤＭＡＴの更なる養成に加え、各ＤＭＡＴの通信機器を含む資機材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。特に被災地やＤＭＡＴ活動調整本部で役割の多いロジスティックスチームの充実強化及び業務調整員（ロジスティックス担当者）のスキル向上に努める。

注）ロジスティックスとは、ＤＭＡＴの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段を確保するとともに、連絡調整、情報収集の業務をいう。

また、被災の状況に応じてＤＭＡＴが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、ＤＭＡＴから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引き継ぎを図るため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターも参加する訓練等を通じて派遣調整を行うスキームの向上に努めるとともに、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて円滑な搬送体制の確保に努める。

(2) 災害医療コーディネーターの体制整備

災害時に、県、保健所及び市町村が保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、県保健医療福祉調整本部、保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う地域保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、「災害医療コーディネーター」を複数名確保する。今後、更なる人員体制の強化や各種訓練・研修等により資質の維持向上を図る。

(3) 医療救護班の体制整備

超急性期以降における二次医療圏の災害時医療体制の整備について、保健所機能の強化を図るとともに、災害医療コーディネーターや関係機関等との連携を推進する。

(4) ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の体制整備

被災者及び支援者に対して精神科医療及び精神保健活動の支援を行うＤＰＡＴを整備し、ＤＭＡＴや保健所に設置された心の相談所等との連携を図る。

(5) ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）及び保健師等チームの体制整備

ＤＨＥＡＴは、被災自治体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等を応援するための派遣チームであり、保健師等チームは、発災後に増大する被災地自体の健康支援ニーズに対応するため応援派遣される県及び市町村の保健師等のチームである。県は、ＤＨＥＡＴ及び保健師等チームの人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るため継続的な研修・訓練を実施する。

(6) 災害時小児周産期リエゾンの体制整備

県は、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期に関する情報収集、関係機関との連絡調整等を担う災害時小児周産期リエゾン構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

(7) 災害薬事コーディネーターの体制整備

県は、県薬剤師会と連携して医薬品等の供給調整や薬剤師班の派遣調整を行う災害薬事コーディネーターの人材育成を図る。

(8) ドクターヘリの運用体制整備

県はドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保など運用体制を構築する。

3　医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

県は、医薬品（解熱鎮痛消炎剤、精神神経用剤、抗生物質等）などの備蓄及び保管場所の整備や搬送訓練を行う。また、輸血用血液製剤は、宮崎県赤十字血液センターにおいて確保する。

なお、大規模災害時において災害拠点病院等において医薬品等が不足する場合は、県の備蓄医薬品等を放出するため、保健所職員等による搬送体制の確保に努める。また、県薬剤師会が所有する災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）を活用し、避難所等の現地で被災者に必要な医薬品を安定的に供給する。

加えて、輸血用血液製剤が不足する場合は、日本赤十字社九州ブロック血液センターを通じてその確保に努める。

4　災害時における医療情報の確保

災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うためには、正しい情報を速やかに把握することが重要である。このため、ＤＭＡＴ及び災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。さらに、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）及びＤＭＨＩＳＳ（災害精神保健医療情報支援システム）並びにＤ24Ｈ（災害時保健医療福祉活動支援システム）を活用することで、 被災地域のみならず、全国の医療機関や災害時こころの情報支援センター等とも連携した対応を行う。なお、災害時にこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるよう定期的に訓練等を定期的に行い、機器の取扱いに精通しておく。

5　防災中枢機能等の確保、充実

公共機関、県、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間、推奨４日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

第５款 緊急輸送体制の整備

第１項　基本方針

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死傷者、ライフラインの被害等が想定される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、緊急輸送活動のために確保すべき道路や港湾、漁港、飛行場等の輸送施設につながる緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づく協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確

保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

第２項　対策

１　緊急輸送道路ネットワークの整備

⑴ 緊急輸送道路の指定

【県】

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方に基づき、「第１次緊急輸送道路」及び「第２次緊急輸送道路」を選定する。

ア　第１次緊急輸送道路

①　主な都市間を結ぶ主要道路

②　関係機関を結ぶ主要な道路

イ　第２次緊急輸送道路

①　第１次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路

②　第１次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

第１次緊急輸送道路及び第２次緊急輸送道路の計画図を次々頁に示す。

また、緊急輸送道路の指定は、道路の整備状況や防災拠点施設等の設置状況に応じ、定期的に見直すものとする。

⑵ 緊急輸送道路の整備

【九州地方整備局、県、市町村、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

⑶ 港湾・漁港の指定と整備

【県、市町村】

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくためには、災害時の海上からの円滑な輸送のための緊急輸送等を行う防災機能拠点を確保することが重要である。このため防災機能拠点として整備する港湾・漁港を指定し、港湾・漁港の整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

また、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するなどの検討を行うものとする。

〈防災拠点一覧表〉

拠点種類	拠点名	備考	拠点数	道路区分	
				第１次	第２次
１．地方公共団体	県庁舎		1	●	
	地域中心都市の役場	宮崎、都城、延岡、日南、小林、日向、西都	7	●	
	その他の市町村役場（支庁を含む）		37		●
	県支庁	西臼杵支庁	1		●
	県道路管理事務所等	土木事務所、港湾事務所	16		●
	水道局	宮崎市、都城市、延岡市	3		●
	県災害対策本部	宮崎県庁（防災庁舎）	1	●	
	県災害対策地方支部	農林振興局、土木事務所、支庁	7		●
２．指定行政機関 指定地方行政機関等	国土交通省	河川国道事務所	2		●
		出張所	13		●
		宮崎港湾・空港整備事務所	1		●
		大阪航空局宮崎空港事務所	1		●
		宮崎地方気象台	1		●
		宮崎海上保安部、日向海上保安署	2		●
		宮崎運輸支局	1		●
	財務省	九州財務局宮崎財務事務所	1		●
	農林水産省	九州農政局宮崎県拠点、 九州森林管理局宮崎森林管理署	2		●
	厚生労働省	九州厚生局宮崎事務所、宮崎労働局	2		●
	警察機関	県警本部	1		●
		警察署	13		●
	消防機関	消防署	13		●
３．指定公共機関 指定地方公共機関等	日本郵便	中央郵便局	1		●
		普通郵便局	10		●
	西日本高速道路	宮崎高速道路事務所	1		●
	道路公社	宮崎県道路公社	1		●
	ライフライン	電気	7		●
		電話	8		●
		ガス	3		●
	鉄道管理者	ＪＲ九州　総合鉄道事業部	1		●
		ＪＲ九州　保線区（宮崎、南延岡）	2		●
	放送局	日本放送協会	1		●
		テレビ局	9		●
		ラジオ局	1		●
４．自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊（都城、えびの）	2		●
		航空自衛隊（新田原）	1		●
		自衛隊宮崎地方協力本部	1		●
５．救助部隊等の進出拠点 救助物資等の集積拠点等	県後方支援拠点		14		●
	県広域物資輸送拠点	南海トラフ具体計画広域輸送拠点	6		●
	空港		1	●	
	緊急消防援助隊（陸上隊） 進出拠点		8		●
	代替拠点ヘリポート		420		●
６．救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	港湾・漁港	重要港湾	3	●	
		地方港湾	13		●
		第2種、第3種、第4種	12		●
	鉄道駅前広場	地域中心都市	6		●
	物流拠点	市場	4		●
		トラックターミナル	24		●
		南海トラフ具体計画地域内輸送拠点	41		●
	県備蓄物資保管所	食料等	9		●
		医薬品	3		●
	油槽所	細島港、内海港	2		●
	都市公園を利用した防災拠点	県総合運動公園	1		●
	道路空間を利用した防災拠点	I.C、S.A、P.A	22		●
		道の駅	19		●
７．災害医療拠点等	日本赤十字社		1		●
	基幹災害拠点病院		2		●
	地域災害拠点病院		11		●
	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）		4		●
	その他総合病院等		48		●
	血液センター		1		●
	保健所		9		●

＜緊急輸送道路ネットワーク計画図＞

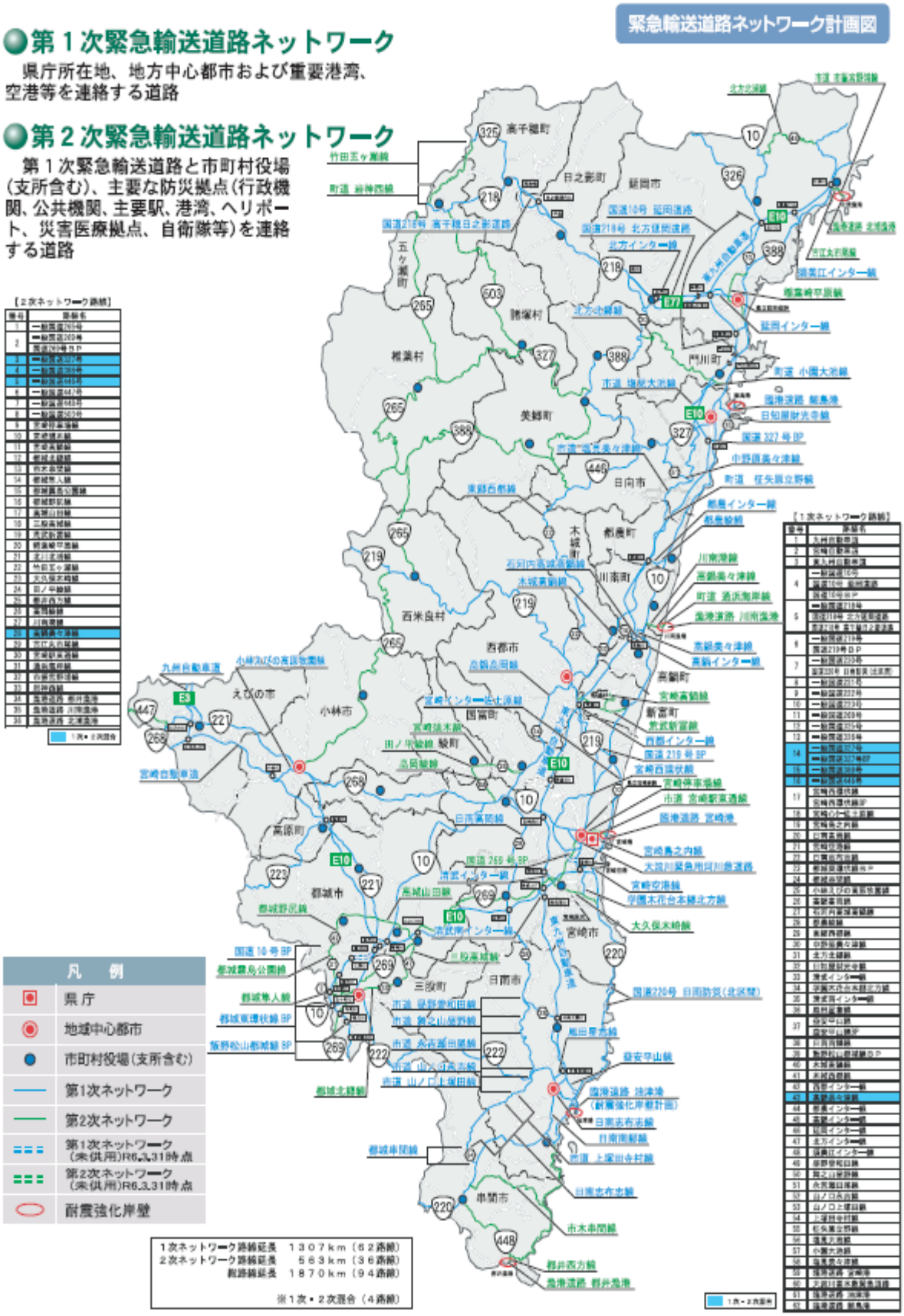

2　緊急交通路の指定と緊急通行車両等の確認申出制度

【県警察本部】

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。※指定路線 26 路線、詳細は第３章応急対策計画第６節第２款

(2) 緊急通行車両等の確認申出制度

県公安委員会は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両の確認申出を受理するものとする。

ア　確認申出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合

(ｱ) 災害時に、基本法第 50 条第１項の業務に従事する車両

(ｲ) 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

＊災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として扱う。

イ　確認申出の申請手続

(ｱ) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

(ｲ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

(ｳ) 申請書類（各２通）

ａ　緊急通行車両確認申出書（様式３）

ｂ　自動車検査証の写し

ｃ　指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

ウ　証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式５の緊急通行車両確認証明書を交付する。

(3) 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

ア　事前届出の対象となる車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの

(ｱ)　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(ｲ)　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(ｳ)　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(ｴ)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ　申請手続

(ｱ)　申請者

(2)のイ(ｱ)を準用する。

(ｲ)　申請先

(2)のイ(ｲ)を準用する。

(ｳ)　申請書類（各２通）

ａ　規制除外車両事前届出書(様式２)

ｂ　自動車検査証の写し

ｃ　業務の内容を疎明する書類または車両の写真

ウ　証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認められるものについては、様式２の規制除外車両事前届出済証を交付する。

様式３　緊急通行車両確認申出書

別記様式第３（第６条関係）

宮崎県公安委員会　殿 緊急通行車両確認申出書 申出者　住所 氏名		年　月　日
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　　）　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　　）　局　　番
	氏名	
備考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

様式５　緊急通行車両確認証明書

別記様式第５（第６条の２関係）

第　　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 宮崎県公安委員会		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　　）　局　　番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

様式２　規制除外車両事前届出書

<table>
<tr><td colspan="3">災　　害 応急対策用
原子力災害
国 民 保 護 措 置 用

規制除外車両事前届出書
平成　　年　　月　　日

宮崎県公安委員会　殿

申請者住所
（電話）
氏名　　印</td><td>災　害　応　急 対 策　用
原子力災害
国　民　保　護　措　置　用

規制除外車両事前届出済証

左記の通り事前届出を受けたことを証する

平成　　年　　月　　日

宮崎県公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td><td rowspan="5">(注)1. 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
2. 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
3. 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 規制除外通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 規制除外車両等が廃車となったとき。
(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使　用　者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">出　発　地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</td></tr>
</table>

備考　１　届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とする。

3　交通管理体制の整備

【県、県警察本部】

(1) 道路防災情報施設等の整備

県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を道路防災情報ネットワーク計画に基づき整備する。

(2) 交通管制施設等の整備

県警察本部は、交通規制が実効あるものとするため、交通情報板、交通流監視用カメラ、自動起動型信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

さらに、県警備業協会との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、災害時の交通規制が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

4　道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

【道路管理者】

道路管理者は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備するものとする。

(2) 輸送車両、船舶等の確保

【県】

県は、県の保有車両、船舶等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

【港湾管理者】

港湾管理者は、建設業者等との協定などにより、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第６款 燃料の供給体制の整備

第１項　基本方針

大規模災害時においては、医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う重要施設や緊急通行車両等に対して優先的に燃料を供給できるよう体制を整備しておくものとする。

第２項　対策

１　燃料供給体制の整備

【県・宮崎県石油商業組合・石油連盟・宮崎県ＬＰガス協会】

⑴ 県と宮崎県石油商業組合との情報提供

県は、宮崎県石油商業組合と締結している「災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定」を踏まえ、平素から必要に応じて中核給油所をはじめとした県内の給油所の状況や県内の重要施設の状況等について情報交換を行うものとする。

⑵ 県と石油連盟への情報提供

県は、石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を踏まえ、大規模災害時に石油連盟から県内の重要施設に対し直接燃料供給を行う場合に備え、重要施設等の設備等の情報を適宜情報提供するものとする。

⑶ 県と宮崎県ＬＰガス協会との情報提供

県は、宮崎県ＬＰガス協会と締結している「災害時におけるＬＰガスの調達に関する協定書」を踏まえ、平素から必要に応じて中核充てん所の状況や県内の重要施設の状況等について情報交換を行うものとする。

２　燃料の備蓄

【重要施設の管理者等】

重要施設の管理者その他の災害応急対策を行う機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備を図り、停電時には十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

３　県民への協力要請

【県】

県は、平時より、大規模災害時における燃料供給を円滑に実施し、応急復旧を速やかに行うため、県民に対し下記のとおり普及啓発を行う。

⑴ 普段からの備え

大規模災害時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。

⑵ 災害時における心構え

災害時においては燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控えるものとし、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。

第７款 電力・ガスの臨時供給体制の整備

第１項　基本方針

大規模災害時においては、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に供給できるよう体制を整備しておくものとする。

第２項　対策

１　電力・ガス供給体制の整備

【県・九州電力・九州電力送配電・宮崎ガス】

⑴ 県と九州電力・九州電力送配電との情報共有

県は、災害時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、支援部隊の救助活動拠点その他、県内の市町村が災害応急対策の実施のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、九州電力・九州電力送配電と共有するものとする。

⑵ 宮崎ガスとの情報共有

宮崎ガスは、県とともに、災害時にガスの臨時供給が必要となる災害拠点病院や救急指定病院等の重要施設のリストをあらかじめ作成しておくものとする。

第８款 避難収容体制の整備

第１項　基本方針

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

第２項　対策

１　避難体制の整備と避難対象地区の指定

【市町村】

⑴ 避難体制の整備

市町村は次の事項に留意して、避難体制を整備するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。特に市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難の実現に努めるとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策の充実・強化に努めるものとする。また、避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者に対して、早い段階で自主的な避難行動の開始を求めることや高齢者以外の者に対しても、災害時の行動変容の重要性の周知に努めるものとする。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

ア　避難指示を発令する基準及び伝達方法

イ　緊急避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ　緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導方法

エ　避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ｱ) 飲料水の供給

(ｲ) 炊き出しその他による食品の供給

(ｳ) 被服寝具その他生活必需品の給与

(ｴ) 負傷者に対する応急救護

(ｵ) 要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

(ｱ) 避難収容中の秩序保持

(ｲ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ｳ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(ｴ) 避難者に対する各種相談業務

カ　災害時における広報

(ｱ) 広報車による周知

(ｲ) 避難誘導員による現地広報

(ｳ) 住民組織を通じた広報

⑵ 避難対象地区の指定

市町村は、宮崎県地震・津波被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、津波による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市町村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

⑶ 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮するものとする。

(4) 避難の受入れ

指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

また、家庭動物と同行避難した避難者については、県と協力して適切に対応するとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

【県】

(5) 避難指示等の発令基準の策定支援等

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準等の作成を支援するものとする。

2　避難場所、避難所、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所

【市町村】

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平常時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。

なお、市町村は都市農地を避難場所として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所等

【市町村】

市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を指定しておくものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見を活用してあらかじめ感染症対策を踏まえた避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努めるとともに、ノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

ア　避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ　速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ　車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

オ　地域的な特性、過去の教訓、想定される災害及び感染症対策を踏まえ、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど次により避難所の確保を図られていること。

(ｱ) 隣接する市町村の公共施設等の利用

(ｲ) 旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）等の利用

カ　避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

キ　市町村の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市町村と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、県の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市町村と県及び指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ク　市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

ケ　福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

コ　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

サ　市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

シ　市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

【県】

県は、市町村が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について支援する。

また、市町村の避難所の確保を支援するため県有施設の利用を推進する。

(3) 避難路の確保

【市町村】

市町村は、避難所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画道路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

【市町村】

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3　避難所等の広報と周知

【市町村】

市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・ＰＲ紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図るものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

【県】

県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方や避難行動のあり方について、市町村とともに住民等への周知に努めるものとする。

(1) 避難所等の広報

【市町村】

避難所等の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所の表示を行うものとする。また、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

ア　指定緊急避難場所、指定避難所の名称
イ　指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
ウ　指定緊急避難場所、指定避難所への経路
エ　指定緊急避難場所、指定避難所の収容人数
オ　その他必要な事項（愛護動物の受入れ方法等）

(2) 避難のための知識の普及

【市町村】

市町村は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

ア　平常時における避難のための知識
イ　避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
ウ　避難収容後の心得

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

【市町村】

市町村は、マニュアルの作成、感染症対策等に配慮した避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(4) 災害危険箇所の広報

【県、市町村】

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、県内全域の降雨状況を把握するための雨量測量局の設置や危険箇所の巡回監視等に努める。

4　避難施設の生活環境等の整備

(1) 指定避難所の安全性の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していくものとし、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

指定避難所に指定している民間施設等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

【県】

県は、指定避難所に指定されている県の施設に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(2) 指定避難所に必要な物資、施設、設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、毛布、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資や段ボールベッドやエアベット等の簡易ベッド、パーテーション等の資機材の備蓄に可能な限りの備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用・大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品などの物資により女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護品や指定避難所の生活環境の整備を諮るため、貯水槽、給水タンク、入浴設備、洗濯設備、仮設トイレ、簡易ベッド、非常用電源、炊き出し用具やキッチン資機材、ガス設備、衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や停電時においても施設・設備の機能が確保されるように再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の設置に可能な限りに努めるものとする。

これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、避難所での生活が長期にわたり健康上の配慮等が必要な場合に備え必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

【県】

県は、市町村の避難所の備蓄物資及び設備の整備に関して助言指導を行うとともに、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名・住所等に関する被災者情報のシステムを整備するものとする。

5　応急仮設住宅の提供体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の提供体制を整備するものとする。

(1) 公営住宅等、賃貸型応急住宅の提供体制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、公営住宅等の既存ストックの空き室の状況を把握し、被災者への迅速な提供に努めるものとする。

また、賃貸型応急住宅の迅速な提供を行うため、不動産関係団体と連携強化を図る等、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 建設型応急住宅の提供体制の整備

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の建設について提供体制を整備すること。

ア　建設用地の選定

(ｱ) あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。

(ｲ) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

(ｳ) 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること。

イ　立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

ウ　利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等用地利用関係について明確にしておくこと。

エ　建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

オ　応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

カ　必要戸数の供給

災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

キ　応急仮設住宅の仕様等

応急仮設住宅の提供に当たっては、単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者等、個々の需要に応じた住宅の仕様や、提供後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会との協定（「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）等により支援を行う。

第９款 備蓄に対する基本的な考え方

大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や他都道府県からの支援もすぐに届かないことが想定される。このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、県民自らが行うことを基本とするとともに、県及び市町村は、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄することとする。

１　県民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭における備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも３日間分（可能な限り１ 週間分程度）の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。

避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも３日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 自治会等（自主防災組織を含む。）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会等の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

２　県及び市町村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は県民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者等の保護を行うため宮崎県備蓄基本指針に基づき最低限必要な物資を備蓄する。

その際、県及び市町村は食物アレルギーに配慮した食料や乳幼児粉ミルク等の備蓄に努める。

(1) 県及び市町村の役割

ア　市町村の役割

基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、宮崎県備蓄基本指針に基づき最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に可能な限り努める。また、発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

イ　県の役割

広域自治体として市町村からの要請等に応じて、物資を供給することができるよう、宮崎県備蓄基本指針に基づき現物備蓄や流通備蓄からの調達に努める。

(2) 備蓄する品目

ア　市町村が行う備蓄

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、毛布、携帯・簡易トイレやマスク、消毒液をはじめ乳幼児粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用

品など要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

このうち、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

また、段ボールベッドやエアベット等の簡易ベッド、パーティション等の避難所運営に必要な資機材についても可能な限り調達するよう努める。

なお、備蓄目標は、宮崎県備蓄基本指針によるものとし、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫、物資拠点等）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報の定期的な更新を行い最新の状況を把握するものとする。

イ　県が行う備蓄

避難所避難者等の支援に必要不可欠な物資として、食料、飲料水、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレを優先して計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

このうち、断水時の飲料水の供給については水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、要請に応じて市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、ペットボトル等の飲料水の流通備蓄をはじめとした調達体制整備に努める。

また、広域的な支援を行うため、段ボールベッドやエアベッド等の簡易ベッド、パーテーション等の避難所運営に必要な資機材についても可能な限り調達するよう努める。

なお、備蓄目標は、宮崎県備蓄基本指針によるものとし、新物資システム（Ｂ－ＰＬo）を活用し、施設（備蓄倉庫、物資拠点等）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報の定期的な更新を行い最新の状況を把握するものとする。

ウ 備蓄状況の公表

【県、市町村】

県及び市町村は、基本法第 49 条に基づき、その備蓄状況について、年に１回、広く住民に公表しなければならない。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため市町村及び県が行う発災から３日目までの流通備蓄からの調達は次のとおり行うことを基本とする。

ア　市町村による流通備蓄からの調達

各市（町村）は可能な限り物資の運搬が容易な市（町村の場合は郡）域内の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

イ　県による流通備蓄からの調達及び総合調整

県は必要に応じて、県内の民間事業者等から物資を調達し市町村を支援するとともに、県内全域及び県外の民間事業者等からの物資調達に関する総合調整を行う。

第 10 款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第１項　基本方針

県及び市町村は「宮崎県備蓄指針（平成 28 年 12 月 1 日）」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

また、県は災害救助法の適用に当たって食品等の物資を供給する場合に備え、災害救助基金において物資の備蓄に努めるものとする。

第２項　対策

１　食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア　県の体制整備

県は、市町村の食料入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村へ食料を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通備蓄に努めるものとする。

(ｱ) 公的備蓄

【県】

県は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資を対象として備蓄目標を定め、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

県は、計画的な現物備蓄と円滑な物資の供給のため、次の場所に加え、備蓄場所の確保に努めるものとする。

①　県防災庁舎
②　都城総合庁舎（都城市）
③　延岡総合庁舎（延岡市）
④　小林総合庁舎（小林市）
⑤　小林市八幡原市民総合センター（小林市）
⑥　災害支援物資拠点施設（高鍋町）

(ｲ) 流通備蓄からの調達

【県】

県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料の確保に努めるものとする。

また、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

物資の輸送は、原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(ｳ) 政府所有の米穀の調達体制の整備

【県、農林水産省農産局長】

県及び農林水産省農産局長は、災害時における市町村からの支援要請に対応し、政府所有の米穀の買い受け・引き渡しを円滑に行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

イ　市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

(ｱ) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通備蓄に努めること。

(ｲ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努めること。

(ｳ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

ウ 平時からの物資の備蓄状況や運送手段の確認

【県、市町村】

県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める

ものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

【水道事業者】

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

ア　指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等をを定めておく。

イ　応急復旧期間

目標復旧期間は概ね４週間以内とする。

ウ　応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

・初めの３日間　　3 ﾘｯﾄﾙ/人日
・7 日目まで　　20 ﾘｯﾄﾙ/人日
・14 日目まで　　100 ﾘｯﾄﾙ/人日
・15 日から 28 日目まで　250 ﾘｯﾄﾙ/人日
・29 日目以降　　通常通水

エ　応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ　応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

・初めの 3 日間　　避難所
・7 日目まで　　避難所・給水拠点
・14 日目まで　　150m 程度
・15 日から 28 日目まで　10m 以内
・29 日目以降　　通常通水

カ　応急資機材の確保

他県からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ　応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する.

ク　応援受入拠点の整備

・応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。

・緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ　水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

【県】

県は、応急給水・復旧に係る連絡調整を行う体制を整備するとともに、あらかじめ応援資機材等の備蓄量を把握するなど広域的相互応援体制の整備を行うものとする。

また、緊急時の水質検査体制の整備を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった場合、必要に応じて当該市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、簡易浄水器具等の公的備蓄やペットボトル等の流通備蓄に努めるものとする。

ア　県内市町村水道事業者間の相互応援体制の整備

県は、県内市町村水道事業者間の相互応援協定等の締結指導など応援体制の整備を行う。

イ　他県との広域相互応援体制の整備

県は、他県との広域相互応援体制について、あらかじめ国及び他県等と協議・調整を行う。

ウ　応急給水等訓練の実施

県は、水道事業者が策定する応急給水・復旧基本計画に基づいた広域的な応急給水等訓練を行う。

エ　応援資機材等の把握

県は、県内水道事業者の応援資機材の備蓄量を把握し、水道事業者に情報提供を行う。

オ　応援連絡体制の把握

県は、県内水道事業者の応援連絡体制を把握するとともに、水道事業者に応援可能事業者等の情報提供を行う。

カ　水質検査体制の整備

県は、緊急時における水質検査体制の整備を行う。

【市町村】

市町村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

2　生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 県の体制整備

【県】

県は、市町村の生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間との調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村への生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通備蓄に努めるものとする。

ア　現物備蓄

県は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資を対象として備蓄目標を定め、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める

県は、計画的な現物備蓄と円滑な物資の供給のため、次の場所に加え、備蓄場所の確保に努めるものとする。

①　県防災庁舎（宮崎市）
②　都城総合庁舎（都城市）
③　延岡総合庁舎（延岡市）
④　小林総合庁舎（小林市）
⑤　小林市八幡原市民総合センター（小林市）
⑥　災害支援物資拠点施設（高鍋町）

イ　流通備蓄からの調達

県は、小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、生活必需品の確保に努めるとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

なお、品目については、高齢者・乳幼児等の要配慮者への対応も考慮するものとする。

(ｱ) 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

ウ 県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的

備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。また、公的備蓄に際しては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

ア　避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通備蓄に努めること。

イ　生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

ウ　義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ　生活必需品の例示

・寝具（就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等）
・外衣（ジャージ、洋服、作業衣、子供服等）
・肌着（男女下着、子供下着等）
・身の回り品（タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等）
・食器、日用品（食器・箸・皿、石鹸、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、携帯トイレ、仮設トイレ、マスク、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等）
・その他、応急的に必要な生活必需品

オ　市町村、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

(3) 事業所、住民等の備蓄

【事業所、住民】

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備えるものとする。

3　備蓄推進のための取組

【県・市町村】

(1) 県民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

県及び市町村や防災関係機関が連携し、県民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(2) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートの多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、訓練等を通じて調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(3) 国、県及び各市町村での情報共有

災害時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第 11 款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第１項　基本方針

災害時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第２項　対策

１　市町村防災行政無線等の整備

【市町村】

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の２種類がある。

ア　移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ　同報系無線：災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

県内の整備状況は次のとおりである。(令和３年３月 31 日現在)

・同 報 系　　26 市町村（うち３町村は CATV、地域コミュニティ無線等による代替)

・移 動 系　　16 市町村

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市町村防災行政無線の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防無線整備の推進

消防無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア　大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、消防・救急活動を行う異なる消防機関相互の通信に利用することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ　県域において消防・救急活動を行う異なる消防機関相互の通信に利用することができる県内共通波の整備充実を図る。

ウ　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

【県】

県は、緊急消防援助隊設備費補助事業など国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業により財政支援を行い、市町村防災行政無線等の整備を促進する。

【市町村】

(3) 多様な手段の整備と的確な情報の伝達

被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系（屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機）のほか、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備及び的確な情報の伝達に努めるものとする。

２　広報体制の整備

災害時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

【県】

(1) 取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理局が、災害対策本部設置時には、総合対策本部総括班が行うこととする。
(2) 県は各放送局と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結しているが、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

【警察】

報道対応窓口を一本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、人的被害の数は県が一元的に集約、調整を行うことから、県に対する情報の連絡・整理・突合・精査時の連携を適切に行うものとする。

【市町村】

(1) 取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。
(2) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

3　被災者からの問合せに対する体制の整備

災害時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく必要がある。

【県、警察】

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。
　ア　窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保
　イ　各部局ごとの窓口対応職員の指定
(2) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

【市町村】

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
(2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
(3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

第 12 款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備

第１項　基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は連携を図りつつ、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制及び福祉支援体制について整備に努めるものとする。

第２項　対策

1　社会福祉施設等の防災体制の充実

【社会福祉施設等の管理者】

社会福祉施設等の管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者(以下、「施設入所者等」という。)の安全確保体制を整備するものとする。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6)防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努める。

(7)県、市町村への協力

県又は市町村が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

【県、市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設等の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

2　避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

要配慮者のうち災害時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

ア　市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ　市町村は、市町村地域防災計画に基づき、福祉部局や防災部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行う。

ウ　避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ　避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要援護者本人の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要援護者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

カ　市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災部局や福祉部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

キ　個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう努める。

ク　避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には，あらかじめ個別避難計画を提供するものとし、その際，計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ケ　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

この場合においては、計画情報を提供することについて当該計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

コ　市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

サ　市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

シ　庁舎の被災等が生じた場合においても、当該名簿や計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報及び計画情報の適切な管理に努める。

ス　個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

セ　被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ソ　市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

⑵ 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達の他、障がい者の情報取得については、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進に努めるものとする。

⑶ 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自治会長、自主防災組織）や消防団、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲についてあらかじめ検討するように努め、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

⑷ 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

⑸ 福祉避難所の指定等

市町村は、介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避

難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、福祉避難所での生活に資するポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等の生活必需品の備蓄及び要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保等について体制を整備しておく。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、生活相談員等を配置する福祉避難スペースの活用も視野に入れ、事前にその確保に努める。

【県】

(1) 市町村に対する後方支援

県は、市町村の行う避難行動要支援者の救護体制の整備（啓発パンフレットの作成・配付の取組など）について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

また、市町村における個別避難計画の作成を促進するため、他の市町村の優良事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(2) 保健医療福祉調整本部の体制整備

県は、災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子どもほか、傷病者等）の保健医療福祉ニーズを的確に把握し、可能な限りそのニーズに対応した支援するため、災害時の保健医療福祉支援体制の構　築に取り組むと共に、保健所、市町村及び関係団体等（別表）と連携し、より効率的かつ効果的に支援するための訓練を実施するものとする。

3　外国人に対する防災対策の充実

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するものとする。

(1) 外国人の状況の把握

【市町村】

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

【県】

県は、外国人の状況の把握についての助言・指導を行う。

(2) 防災知識の普及・啓発

【県、市町村】

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、多言語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア　外国人相談体制の充実

【県、市町村】

県及び市町村は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。）の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ　外国人にやさしいまちづくりの促進

【県、市町村】

市町村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

ウ　外国人への行政情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多言語や、やさしい日本語（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

【県、県国際交流協会】

県及び（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）は、災害時に市町村による多言語での情報提供を支援するため、宮崎県災害時多言語支援センターの設置・運営に係る体制を整備する。

エ　外国人と日本人とのネットワークの形成

【県、市町村】

県及び市町村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ　外国人災害サポートボランティアの確保

【県】

県は、災害時に避難所運営者等が実施する外国人支援をサポートする外国人災害サポートボランティアの確保のため、養成研修を行う。

カ　外国人災害サポートボランティアの登録

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、外国人災害サポートボランティアとして活動を希望する者の登録を行うとともに、災害時に県や市町村等の依頼に応じて外国人災害サポートボランティアの紹介を行う体制整備に努めるものとする。

第 13 款 防災関係機関の防災訓練の実施

第１項　基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込んだり、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携する等、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

第２項　対策

１　県総合防災訓練の実施

【県、市町村、防災関係機関】

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(2) 実施場所

県内全ての市町村において、各地域において実施する。

(3) 訓練種目

①災害対策本部設置、運営等活動体制の確立
②発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
③広域応援活動
④救助・救急及び消火活動
⑤医療救護活動

⑥避難収容活動
⑦公共施設等の応急復旧活動
⑧ライフライン施設の応急復旧
⑨海上災害の応急復旧
⑩防災関係機関の連携
⑪その他地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、震災応急対策に必要となる種目について訓練を実施する。

(4) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア、要配慮者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県等との合同の訓練も含め実施する。

(5) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

2　個別防災訓練の実施

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

(1) 水防訓練

【県、水防管理団体】

県及び水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

(2) 消防訓練

【消防関係機関】

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 災害救助訓練

【県、災害救助実施機関】

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、被災者支援等の訓練を行う。

県救助機関災害対策連絡会議構成機関は合同で情報伝達・収集、指揮活動等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

【県、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信連絡会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

【市町村、警察等避難訓練実施機関】

市町村、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的実施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 災害警備活動及び交通規制訓練

【警察】

県警察本部は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により災害警備活動及び交通規制訓練を実施する。

(9) 海上防災訓練

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、排出油事故による海上災害が発生した場合など地震によるあらゆる被害を想定し、迅速的確な情報伝達、排出油の防除、消火等の応急作業を訓練するとともに関係機関との協力体制の確立及び排出油災害対策の充実強化を図る。

(10) 広域防災訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 広域災害対処訓練

【陸上自衛隊、県、市町村】

陸上自衛隊は、県又は市町村が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

(12) ライフライン復旧訓練

【ライフライン事業者】

ライフライン機関は、復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

(13) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送訓練

【車両、船舶、ヘリコプター等保有機関】

災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動を、関係機関と連携し、訓練する。

(14) 医療救護活動訓練

【医療関係機関】

医療関係機関は、災害時を具体的に想定し、地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院における医療救護活動、ＤＭＡＴによる医療救護活動、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送等の訓練を実施する。

3　事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

【事業所、自主防災組織、住民】

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、県及び市町村をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

4　防災訓練の検証

県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

第 14 款 災害復旧・復興への備え

第１項　基本方針

災害発生後円滑で迅速・的確な復旧・復興活動を行えるように関係機関との協議を行いながら復興事前準備の取組を推進するものとし、復興方針や復興計画の事前作成に取り組むとともに、平時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、罹災証明書発行体制の整備及び被災者台帳支援システムの整備のほか、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

第２項　対策

1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

【県】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【市町村】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

【関係機関】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2　罹災証明書発行体制の整備

【市町村】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体やその他の民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

【県】

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

3　被災者台帳支援システムの整備

【市町村】

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムの活用の検討やその他民間企業の当該業務を支援するシステムの導入について検討を進めるものとする。

4　災害対策基金等の積立と管理

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

(1) 災害救助基金

ア　積立

県は、災害救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

①　銀行への預金
②　債権の買入
③　物資の備蓄

イ　積立額

災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前３年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の 5/1,000 に相当する額とする。

(2) 財政調整積立金

県は地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、宮崎県財政調整積立金条例(昭和 36 年宮崎県条例第 6 号)を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

ア　積立額

(ｱ) 積立額は、地方財政法第４条の３第１項又は第７条第１項の規定により、予算で定める。
(ｲ) 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

イ　管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

ウ　処分

次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(ｱ) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
(ｲ) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
(ｳ) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
(ｴ) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

5　防災資機材等の備蓄

(1) 救助物資の備蓄

県における救助物資の現況及び整備は、次によるものとする。

ア　現況

(ｱ) 備蓄場所

宮崎市別府町３番１号	日本赤十字社宮崎県支部
宮崎市大字郡司分 210	消防学校
都城市北原町 24 の 21	都城総合庁舎
小林市大字細野 367-2	小林総合庁舎
小林市堤 108 番地１	小林市八幡原市民総合センター

延岡市愛宕町２の 2323	延岡総合庁舎
西臼杵郡高千穂町大字三田井 22	西臼杵支庁

(ｲ) 備蓄状況

県における救助物資の備蓄品は、毛布、コンパクト肌着、缶詰等である。

イ　整備

災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やかに物資の補充を行うものとする。

(2) 水防倉庫及び水防資器材

ア　水防管理団体は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ　水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

ウ　水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。

県水防緊急整備備蓄資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第 15 款 災害に係る検証

県は、県内で大規模災害が発生した場合その他災害に関し必要があると認める場合には、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うとともに、検証結果を公表し、防災対策に反映させるものとする。

第３節 県民の防災活動の促進

第１款 防災知識の普及

第１項　基本方針

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、市町村、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

第２項　対策

１　県民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 地域の防災リーダーの育成

【県】

県は、防災士養成研修等を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害の種類、季節等の状況に応じて、「自らの安全を守るための行動」「高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等に対する男女双方の視点」

「性的マイノリティ等に対する配慮」に加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する必要性など、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

主な啓発内容は以下のとおりである。

ア　避難先は避難所だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様であること。
イ　それぞれの避難の特徴を知り、備蓄等の事前準備を行うこと。
ウ　「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、感染症の拡大下であっても避難所への避難を躊躇しないこと。
エ　過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること。
オ　平常時からハザードマップ等を活用し、自宅や地域の危険性、避難所・親戚知人宅等の場所、避難経路等の確認を行うこと。
カ　警戒レベル、避難指示等、気象情報等の意味を理解すること。
キ　災害時における家族等との連絡方法を考えておくこと。
ク　家屋が被災することを想定し、保険加入を検討するとともに、被災した際は、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影しておくこと。
ケ　共助の重要性を理解し、地域の避難行動等を、地域の多様な主体で話し合うこと。
コ　避難訓練に参加すること。

啓発の方法は以下のとおりとする。

ア　広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、県庁ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し内容の充実を図る。

イ　その他のメディアの活用

①　テレビ・ラジオ局、CATV 局の番組の活用　②　普及啓発用映像の制作、貸出
③　インターネットの活用　④　地震体験車等の教育設備の貸出

(4)　「宮崎県防災の日」、「火山防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

【県、市町村、防災関係機関】

５月第４日曜日の宮崎県防災の日、８月 26 日の火山防災の日、８月 30 日～９月５日の防災週間、11 月５日の津波防災の日及び１月 15 日～21 日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

(5) グループや団体を対象とした防災出前講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士を派遣し、防災出前講座や意見交換会等を実施する。

2　児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めるものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小・中・高等学校等においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道徳等の指導内容と関

連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

この他、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。このため教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 大学等の学生に対する防災教育

大学等に対しては、学生への防災教育への取組について協力するものとする。

3　防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア　応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ　研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

【県、市町村、事業者】

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的実施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア　防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ　事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ　防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ　災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4　観光客等への広報

【県、市町村等】

県及び市町村等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5　相談窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第２款 自主防災組織等の育成強化

第１項　基本方針

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化、企業防災活動の推進及び災害ボランティア活動の環境整備を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代や主体が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るほか、県民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図り、県民は防災活動の参加に努めるものとする。

第２項　対策

1　活動カバー率の向上と活動支援

(1) 活動カバー率の向上

【県、市町村】

ア　自主防災組織の結成

県及び市町村は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ　普及啓発活動の実施

県及び市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ　自主防災組織の活動内容

［平常時］

①　要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
②　日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
③　情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
④　消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
⑤　地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

［発災時］

①　初期消火の実施
②　情報の収集・伝達
③　救出・救護の実施及び協力
④　集団避難の実施
⑤　炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
⑥　要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

県及び市町村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、市町村は、国等や県の制度を活用し、県民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。

＜自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例＞

情報連絡用：携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消　火　用：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水　防　用：救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出救護用：ＡＥＤ、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用：給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用：リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用：模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの育成

県及び市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮するものとする。

2　訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、第２章第２節第 12 款 3(2)に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

3　企業防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

【企業】

ア　企業防災体制の強化

企業は、その社会的責任を自覚し、防災訓練の実施など、企業防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

イ　リスクマネジメントの実施

企業は、災害時に果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

ウ　物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料水メーカー、医薬品メーカー、燃料供給事業者等）は、その責務として災害時における事業活動の継続実施、県及び市町村が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

エ　緊急地震速報受信装置等の活用

地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

オ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

【県・市町村】

ア　事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続力強化計画の普及啓発

県は、企業に係る事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続力強化計画の策定支援を行うため、策定に係る研修会の開催や専門家による策定支援を行うとともに、それにより策定された事業継続計画（ＢＣＰ）及び事業継続力強化計画を活用し、普及啓発に努めるものとする。

イ　企業の防災力向上に係る支援

県及び市町村は、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みを積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

ウ　事業継続力強化支援計画の策定

県及び市町村は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

⑵ 防火管理体制の強化

【県・市町村・施設管理者】

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第８条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

⑶ 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

【事業者】

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

⑷ 地震防災に関する対策計画の策定

県内における不特定多数の者が出入りする施設のうち、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき対象となる施設の管理者は、対策計画を策定するものとする。

4　宮崎県防災士ネットワークの活動支援

【県】

防災に関しての専門的で高度な知識等を有する人材を育成するため、防災士ネットワークが行う防災士研修や自主防災組織など様々な団体・市町村との交流を促進するとともに、防災士の技能向上のための取組を支援し、自主防災活動の先導的な役割を果たすような人材を育成する。

5　地域にふさわしい防災力の強化

【県】

自主防災組織など地域の様々な団体が宮崎県防災士ネットワークや市町村と連携して、地域の特性や課題を踏まえた地域にふさわしい防災への取り組みを推進する。

第３款 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

第１項　基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第２項　対策

１　活動促進のための環境整備

【県・市町村】

県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じてボランティアによる防災活動に関する県民及び事業者の関心と理解を深め参加を促進するとともに、ボランティア休暇の取得の促進、ボランティアによる防災活動への県民の参加を促進や、避難生活支援リーダーやサポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域ボランティアの人材育成・確保に努めるものとする。

このほか、ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組むとともに、国に登録された被災者援護協力団体とも平時からの連携強化に努めるものとする。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の強化については、研修や訓練を通じて連携の強化と活動環境の整備を推進するものとする。

２　宮崎県ボランティア基金の活用

【県】

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・市町村社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進し、県民が安心して活動に参加できるための基盤整備を進める。

３　活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」として「災害ボランティアセンター」を設置することとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) 災害ボランティアセンターの整備と応援体制の確立

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、災害ボランティアセンターの運営体制を強化し、災害時におけるボランティアの受入れ、調整及び派遣が一元化して行えるよう、あらかじめ関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

ボランティアセンターの活動内容は、概ね次のとおりとする。

ア　市町村災害ボランティアセンターの活動内容

(ｱ) 被災者のニーズ調査

(ｲ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ｳ) 要配慮者への支援

・ボランティア活動希望者の派遣

・ボランティア活動プログラムの策定と提供

・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(ｴ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(ｵ) 各関係機関・団体との連絡・調整

イ　県災害ボランティアセンターの活動内容

(ｱ) 市町村災害ボランティアセンターの支援

・県内外の社会福祉協議会職員の派遣要請と受入れ

・全国からの支援の受入れと調整

(ｲ) 県内外への情報提供

(ｳ) 各関係機関・団体との連絡・調整

(3) ボランティアの養成・登録等

ア　災害ボランティアセンターの運営に係る人材の養成

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時におけるボランエィア活動を円滑に行うため、平常時から民生・児童委員、社会福祉施設、ＮＰＯ、企業、学校等との関係づくりに努め、広く住民を対象とした災害ボランティアセンターの運営訓練を行う等、災害時の支援や対応についての研修を実施する。

イ　ボランティアの登録

【市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

(4) ボランティア活動の環境の整備

ア　ボランティア活動の普及・啓発

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動に県民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から県民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ　ボランティアの活動拠点等の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、ＦＡＸ、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ　「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関等と連携しながら「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定に努める。

エ　災害支援リーダーの養成

【県社会福祉協議会】

災害時における災害ボランティアセンターの運営を効果的に進めるため、平時から地域づくりや多様な団体・機関等との調整を行う等、市町村災害ボランティアセンターにおいてリーダー的役割を担う人材を育成する。

オ　ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

カ　災害廃棄物の処理体制の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(5) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

4　赤十字防災ボランティア活動体制整備

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

ア　赤十字奉仕団員

イ　赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区分区において登録をした個人又は団体。

ウ　災害時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区分区において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

ア　赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

イ　赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に赤十字防災ボランティア活動の地区リーダーとして地域的個人的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成する。

ウ　赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

5　地域安全活動ボランティアの体制整備

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・市町村、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、市町村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や災害ボランティア活動訓練を実施する。

第４款 地区防災計画の策定

1　市町村は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

2　市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第５款 災害教訓の伝承

1　県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2　住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第３章 災害応急対策計画

第１節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部等の設置

第１項　基本方針

県は、宮崎県内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害対策を推進するための体制を整え、被害を最小限にとどめる責任を有する。

県は、防災対策の中枢機関として災害対策の業務を統括するため、災害対策本部等を設置して、防災諸業務の遂行にあたるものとする。

第２項　対策

１　情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

２　災害警戒本部の設置

災害対策に関し、必要と認められる場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

３　災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

(2) 知事の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるとき又は知事が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

第１順位　副知事
第２順位　総務部長
第３順位　危機管理統括監
第４順位　危機管理局長

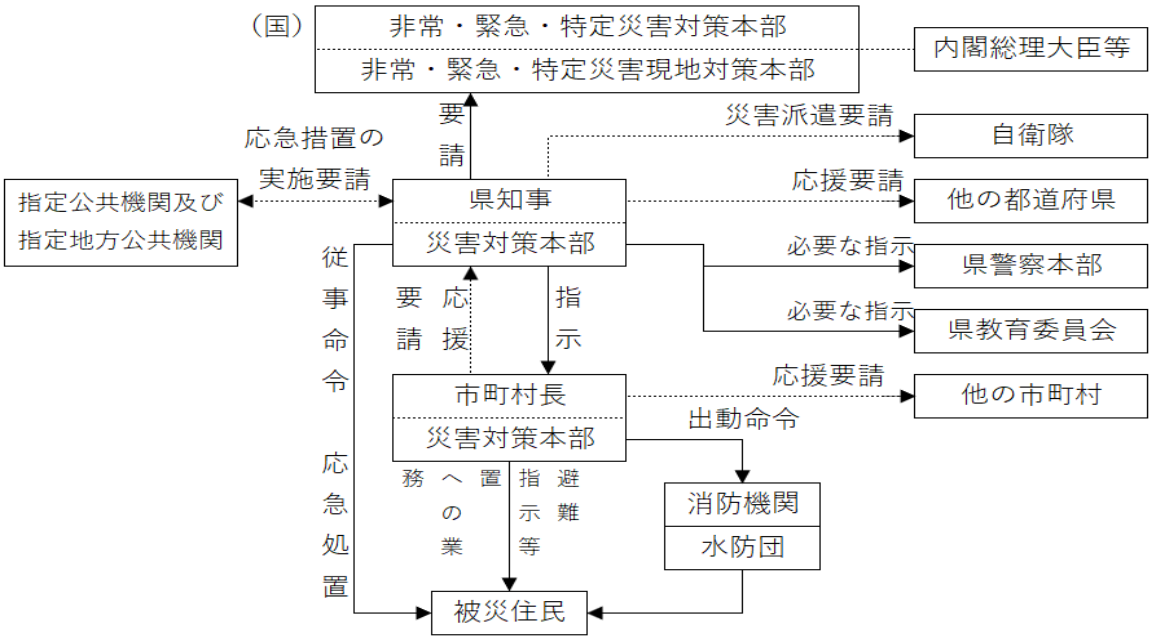

4　災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

災害対策本部の構成については、別図「宮崎県災害対策本部組織図」のとおりとする。

＜宮崎県災害対策本部組織図＞

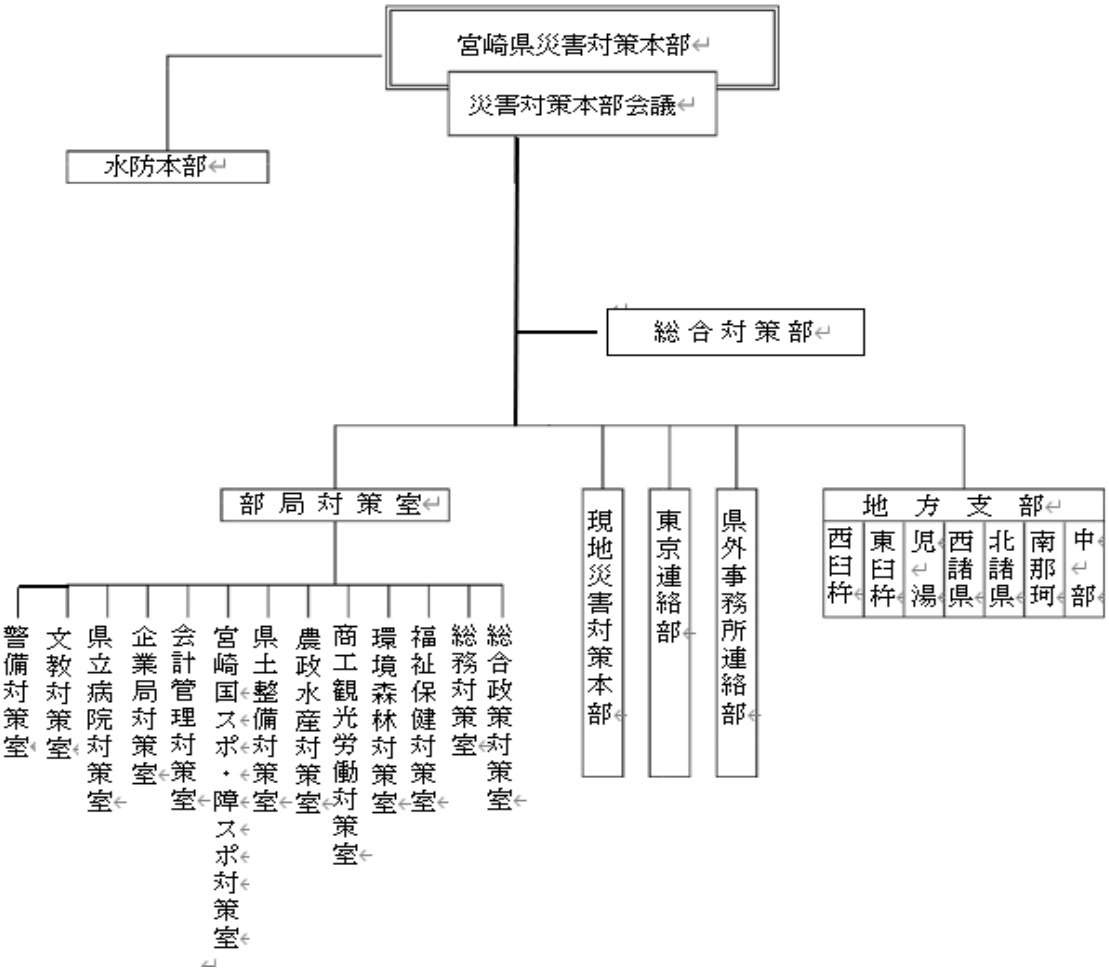

(1) 災害対策本部長等

災害対策本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てるものとする。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部局長をもって構成するとともに、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意思決定機関とする。

(3) 総合対策部

災害対策本部に総合対策部を置き、災害に対する総合的な対応、防災関係機関との調整等に当たるものとする。総合対策部長は危機管理統括監をもって充てる。

総合対策部には、表１に掲げる各班を置く。

総合対策部各班の事務分掌については表１のとおりとする。

(4) 災害対策本部の設置場所

総合対策部は、災害の規模や庁舎の状況に応じ、災害対策本部総合対策部室（防災庁舎３階）、県庁講堂、企業局県電ホールのいずれかに設置するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、他の県有施設等に設置するものとする。

(5) 部局対策室

災害対策本部に通常の業務を通じて災害対策にあたる 13 室を置き、室長は各部局の部長をもって充てる。

室に総合対策部に準じた班を置く。

各室各班の事務分掌については、表２のとおりとする。

⑹ 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、総合対策部は、次の要領により国及び指定地方行政機関等関係機関に通知するとともに、報道機関を通じて公表するものとする。

通知先又は公表先	担当部班	通知又は公表方法
本部構成員	企画調整班	庁内放送、電話その他迅速な方法
地方支部	情報分析班	電話その他迅速な方法
関係機関	〃	〃
国（消防庁等）	企画調整班 応急対策班	〃
県民	広報班	報道機関、ＨＰ等を通じた迅速な方法

⑺ 総合対策部室等への部外者立入り禁止措置

災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、総合対策部室等への部外者の立入りを禁止するものとする。

⑻ 地方支部

地方における災害対策の推進を図るため、地方支部を置く。

地方支部は、その所管区域に所在する県出先機関をもって組織する。

地方支部に支部長を置き、支庁長又は農林振興局長をもって充てる。

地方支部の名称、設置場所、所管区域及び事務分掌については、表３のとおりとする。

地方支部の組織は、災害対策本部の組織に準じて地方支部長が定める。

地方支部長は、災害対策本部からの通知またはその他の方法で、災害対策本部の設置を知ったときは、直ちに、地方支部を設置し、その旨を災害対策本部長に報告する。ただし、災害の状況に応じその設置の必要を認めない場合は、その旨を災害対策本部長に申し出て指示を受けるものとする。

地方支部長は、設置を決定したときは、各班に通知するとともに、市町村本部に連絡するものとする。

⑼ 東京連絡部等

災害対策本部長は、必要に応じ東京連絡部を設置するものとする。

東京連絡部に東京連絡部長を置き、東京事務所長をもって充てる。

東京連絡部は、災害対策本部長の命を受け、政府、国会その他関係機関との情報連絡及び陳情に関する事項及び県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問合わせ等の事項を処理する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ県外事務所連絡部（大阪事務所連絡部、福岡事務所連絡部）を設置するものとする。県外事務所連絡部に県外事務所連絡部長を置き、県外事務所長をもって充てる。

県外事務所連絡部は、県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問合わせ等の事項を処理する。

⑽ 現地災害対策本部

災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

現地災害対策本部長には、知事が指名した県の職員をもって充てるものとする。

現地災害対策本部が設置された場合、地方支部の組織は現地災害対策本部に包含されるものとする。

現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準ずるものとし、現地本部長は現地災害対策本部の事務を掌理するものする。

現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。

5　県庁非常時体制

(1) 県庁非常時体制

巨大地震等の大規模災害等の発生など、宮崎県業務継続計画に定める危機事象が発生した場合、全庁的に通常業務を一時停止し、県庁非常時体制に移行するものとする。

(2) 県庁非常時体制への移行決定

県庁非常時体制への移行は、災害対策本部会議において決定する。

6　災害対策現地合同調整本部の設置

大規模な事故等の災害時に、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、知事が必要と認めるときは、関係機関と協議し、現地合同調整本部を設置するものとする。

合同調整本部の本部長は、知事が指名した県の職員をもって充てるものとする。

現地合同調整本部は、法に基づく組織ではなく、県が中心となって救助関係機関等の総合調整を行うために設置するものである。

なお、任務・組織等については、「宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱」に基づくものとする。

7　職員の健康管理体制の構築等

県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理（メンタルヘルスを含む）等を徹底するように取り組むものとする。

8　防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

災害対策本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

①　指定地方行政機関
②　宮崎県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
③　市町村
④　指定地方公共機関

9　国の現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

10　災害対策本部・支部の廃止

災害対策本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部、地方支部又は現地災害対策本部を廃止する。

11　災害対策室の設置

災害対策本部が廃止された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互の調整が必要とされる場合は、災害対策室を設置するものとする。

災害対策室の組織については、別に定める。

12　災害対策本部準備会議の開催

災害の発生が予期されるなどで災害対策本部の設置が見込まれる場合であって、各部局の連絡調整のために知事が必要と認める場合には、知事、副知事及び各部局長をもって構成する災害対策本部準備会議を開催することができる。

＜表１　総合対策部各班の事務分掌＞

班名		分掌事務
企画調整班	1	総合対策部の総合調整に関すること。
	2	総合対策部の運営に関すること。
	3	災害対策本部会議の準備及び実施に関すること。
	4	政府との連絡調整に関すること。
	5	災害対策本部等の撤収に関すること。
	6	各部局対策室との連絡調整に関すること。
	7	視察等の連絡調整に関すること。
	8	通信インフラの状況把握に必要な通信の確保に関すること。
	9	市町村との通信確保に関すること。
	10	災害対策用オペレーションシステムの管理及び運用に関すること。
	11	通信機器の管理及び運用に関すること。
	12	ドローン等による現地撮影に関すること。
	13	災害対策本部の設営及び運営支援に関すること。
	14	災害対策用資機材の確保・管理に関すること。
	15	総合対策部員の給食に関すること。
	16	市町村に派遣するリエゾンの宿舎等の確保に関すること。
	17	災害対策に係る文書・図面等の整理に関すること。
応急対策班	1	ヘリコプターの運用調整に関すること。
	2	空域の指定に係る調整に関すること。
	3	救助関係機関との連絡調整に関すること。
	4	消防応援活動調整本部の運営に関すること。
	5	自衛隊派遣要請の調整に関すること。
	6	後方支援拠点の運用調整に関すること。
	7	保健医療福祉調整本部との連絡調整に関すること。
	8	ＤＭＡＴ調整本部との連絡調整に関すること。
情報分析班	1	災害情報の収集及び分析に関すること。
	2	災害対策の立案に関すること。
	3	市町村及び地方支部との連絡調整に関すること。
	4	市町村へのリエゾン派遣調整に関すること。
	5	被災者等の氏名公表に係る調整に関すること。
広報班	1	災害広報に関すること。
	2	災害報道に関すること。
	3	知事等記者会見に関すること。
	4	被害状況等問い合わせ対応に関すること。
	5	被災者相談窓口に関すること（各部局対策室の所掌に属するもの除く）。
応援職員班	1	応援職員に係るＢＣＰ推進会議事務局等との連絡調整に関すること。
	2	応援職員に係る県内の市町村、市長会及び町村会との調整に関すること。

	3	応援職員に係る九州地方知事会（現地応援事務所含む）及び全国知事会との調整に関すること。
	4	応援職員の調整、派遣等に関すること。
	5	応援職員の交通手段及び宿泊場所の確保に関すること。
被災者・物資支援班	1	指定避難所等に関すること。
	2	二次避難に関すること。
	3	広域避難に係る初期調整に関すること。
	4	被災者支援に関すること（各部局対策室の所掌に属するものを除く。）
	5	物資の調達及び提供並びに搬送拠点との調整に関すること。
	6	燃料の調達に関すること。
	7	義援物資の受入れに関すること。
	8	関係機関リエゾンとの連絡調整に関すること。
	9	車両通行に係る事務に関すること。

〈表２　宮崎県災害対策本部各部局対策室・班の事務分掌〉

室　名	班　名	分　掌　事　務
総合政策対策室	総合政策班	1　総合政策対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　国への陳情等の総括に関すること。 4　東京連絡部及び県外事務所連絡部との連絡に関すること。
	広域連携班	1　知事会に関すること。 2　他都道府県との広域的連携に関すること。
	秘書広報班	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　政府、国会等の災害視察に係る広報に関すること。 3　現地視察及び激励の企画及び実施に関すること。 4　総合対策部総括班の支援に関すること。
	統計調査班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	総合交通班	1　交通関係施設の被害調査に関すること。
	中山間・地域政策班	1　土地利用対策の総合調整に関すること。
	産業政策班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	デジタル推進班	1　県庁ＬＡＮの復旧に関すること。 2　各所属のコンピューターの被害状況の把握に関すること。 3　情報関連施設の被害状況の把握に関すること。
	生活・協働・男女参画班	1　県社会福祉協議会との連携に関すること 2　ボランティアの対応及び調整に関すること。 3　ボランティア関係機関との連絡及び調整に関すること。 4　消費者行政対策及び物価行政対策の総合調整に関すること。
	みやざき文化振興班	1　私立学校の災害対策及び被害調査に関すること。
	人権同和対策班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
総務対策室	総務班	1　総務対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　災害関係の文書の受理、配布及び発送並びに災害関係文書の印刷に関すること。
	人事班	1　総合対策部要員確保の支援に関すること。 2　職員の災害補償に関すること。 3　国及び他の都道府県の職員の派遣応援に関すること。
	財政班	1　災害対策の予算及び資金に関すること。

	財産総合管理班	1　県有施設の被害調査及び被害報告に関すること。 2　災害対策本部の運営に必要な施設の調整に関すること。 3　災害対策本部室の整備及び設営に関すること。 4　庁舎等の電気設備の機能維持又は回復に関すること。 5　庁舎等の電話設備の機能維持又は回復に関すること。 6　庁舎放送施設の機能維持又は回復に関すること。 7　庁舎等の災害対策（被害箇所の応急対策を含む。）に関すること。
	営繕班	1 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 電器設備及び機械設備の保全に関すること。
	税務班	1　被災者に対する租税の徴収猶予及び減免に関すること。
	市町村班	1　り災市町村の行財政指導に関すること。
	総務事務センター班	1　職員の健康管理（メンタルを含む）に関すること 1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	消防保安班	1　高圧ガス製造者、都市ガス及び液化石油ガス販売事業者並びに火薬類製造業者等の災害対策に関すること。
福祉保健対策室	福祉保健班	1　福祉保健対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　義援金品、見舞金等の配分に関すること。 4　社会福祉施設（長寿介護班、障がい福祉班、健康増進班及びこども政策班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 5　生活再建に向けた諸施策に関すること。
	指導監査・援護班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	医療政策班	1　医療保健関係事務の総轄に関すること。 2　災害時の医療及び助産に関すること。 3　医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	国民健康保険班	1　医療保険給付についての指導に関すること。 2　国民健康保険直営診療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	長寿介護班	1　老人福祉施設及び老人保健施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	障がい福祉班	1　身体障害者施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 2　精神保健施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	衛生管理班	1　災害時の食品衛生に関すること。 2　避難所等における保健衛生及び防疫対策に関すること。 3　遺体対応に関すること。 4　水道の災害対策及び被害調査に関すること。 5　と畜場及び食鳥処理場の被害調査に関すること。 6　被災動物等の災害対策及び被害調査に関すること。 7　県有施設の被害調査に関すること。
	健康増進班	1　災害時の防疫（他班の事務分掌に関するものを除く。）に関すること。 2　市町村保健センター（母子健康包括支援センターを含む。）等の災害対策及び被害調査に関すること。
	薬務感染症対策班	1　災害時の感染症対策に関すること。 2　災害時の医薬品供給に関すること。 3　毒劇物及び毒劇物取扱施設の災害対策に関すること。
	こども政策班	1　児童、母子、婦人等福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2　保育所、幼稚園及び認定こども園の災害対策及び被害調査に関すること。 3　子どもの被災状況の把握及び避難に関すること。 4　被災した子どもの応急の教育に関すること。
環境森林対策室	環境森林班	1　環境森林対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。
	環境管理班	1　環境汚染の調査及び対策に関すること。

	循環社会推進班	1　がれき、廃棄物等の処理に関すること。
	自然環境班	1　自然公園施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 2　林地及び治山施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	森林経営班	1　林道の災害対策及び被害調査に関すること。 2　造林及び種苗の災害対策及び被害調査に関すること。 3　県有林の災害対策及び被害調査に関すること。 4　災害用県有林の払下げに関すること。
	山村・木材振興班	1　被害林業者等に対する災害融資に関すること。 2　災害対策用国有林材の払下げに関すること。 3　災害対策用原木及び製材品の確保に関すること。 4　木材加工施設の被害状況把握及び対策に関すること。 5　林業構造改善施設の被害状況把握及び対策に関すること。 6　木質バイオマス発電関係施設の被害状況把握及び対策に関すること。 7　特用林産施設の被害状況把握及び対策に関すること。
	工事検査班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	盛土対策班	1 宅地造成及び特定盛土等に関する災害対応に関すること。
商工観光労働対策室	商工政策班	1　商工観光労働対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　災害救助物資の入手及びあっせんに関すること。 4　被害事業者の金融及び経営診断に関すること。 5　県内事業者（商業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	企業振興班	1　県内事業者（工業及び情報産業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	雇用労働政策班	1　災害勤労者の生活資金及び住宅資金に関すること。
	企業立地推進班	1　県内事業者（誘致企業）の災害対策及び被害調査に関すること。 2　放射性廃棄物保管施設の災害対策に関すること。
	観光経済交流班	1　観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2　県内事業者（物産関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 3　在日外国公館との連絡調整に関すること。 4　外国人の救援及び救護の総合調整に関すること。
農政水産対策室	農政企画班	1　農政水産対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　災害時における農産物（食料）の流通対策の総合調整に関すること。
	団体指導検査班	1 農業共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被害農家に対する農業保険に関すること。 3 被害農家に対する災害融資の発動に関すること。
	農業流通ブランド班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	農業普及技術班	1　被害農家の災害融資の相談に関すること。 2　被害農家の営農指導に関すること。 3　農作物の災害対策及び被害調査に関すること。
	農産園芸班	1　農産物（食料）の供給に関すること。
	畜産班	1　家畜、畜産施設及び飼料作物の災害対策及び被害調査に関すること。
	農村振興班	1　農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2　補助農業用共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	水産班	1　県有施設の水産施設、水産物等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被害漁業者に対する災害融資に関すること。

		3　漁港の災害対策及び被害調査に関すること。 4　漁業用施設及び共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	工事検査班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	盛土対策班	1 宅地造成及び特定盛土等に関する災害対応に関すること。
県土整備対策室	管理班	1　県土整備対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。
	用地対策班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	技術企画班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	道路建設班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	道路保全班	1　道路の災害対策及び被害調査に関すること。 2　道路の交通規制に関すること。 3　道路啓開に関すること。
	河川班	1　河川、ダム及び国土交通省所管の海岸保全施設（港湾班に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 2　公共土木施設関係の被害調査に関すること。
	砂防班	1　砂防、地すべり及び急傾斜地の災害対策及び被害調査に関すること。
	港湾班	1　港湾及び国土交通省所管の海岸保全施設（河川班に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	都市計画班	1　都市施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	建築住宅班	1　建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2　被害住宅復興資金に関すること。 3　応急仮設住宅の提供に関すること。
	高速道対策班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	工事検査班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	盛土対策班	1 宅地造成及び特定盛土等に関する災害対応に関すること。
宮崎国スポ・障スポ対策室	総務企画班	1　宮崎国スポ・障スポ対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	競技・式典班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	施設調整班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	障スポ大会班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
	競技力向上推進班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
会計管理対策室	会計班	1　会計管理策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　総合対策部の出納処理及び応援（会計処理）に関すること。 4　義援金品、見舞金等の受付、保管及び整備に関すること。
	物品管理調達班	1　庁内自動車の管理及び輸送に必要な措置に関すること。
企業局対策室	企業局総務班	1　企業局対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　企業局庁舎等の災害対策及び被害調査に関すること。
	工務管理班	1　県営電力施設（他班の主管に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 2　県営工業用水道施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3　建設事業施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	施設保全班	1　県営電力施設（送配施設及び通信・制御設備に限る。）の災害対策及び被害調査に関すること。 2　一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	発電設備班	1　県営電力施設（発電所施設に限る。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	総合制御班	1　県営電力施設の災害情報の収集に関すること。 2　県営電力施設（通信・制御施設に限る。）の災害対策及び被害調査に関すること。

県立病院対策室	経営管理班	1　県立病院施設の災害対策及び被害調査に関すること。
文教対策室	教育政策班	1　文教対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。
	財務福利班	1　教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2　教職員住宅の災害対策及び被害調査に関すること。
	高校教育班	1　高校教育に関する生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2　被災した高校教育に関する生徒の応急の教育に関すること。
	義務教育班	1　義務教育に関する児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2　被災した義務教育に関する児童及び生徒の応急の教育に関すること。 3　小中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること。
	特別支援教育班	1　特別支援教育に関する児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2　被災した特別支援教育に関する児童及び生徒の応急の教育に関すること。 3　小・中学部の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること。
	教職員班	1　学校職員に係る災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 2　学校職員の災害補償に関すること。
	生涯学習班	1　社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2　災害活動に協力する婦人会、青年団体等の連絡調整に関すること。
	スポーツ振興班	1　災害時の保健体育及び野外活動に関すること。 2　保健体育施設設備の災害対策及び被害調査に関すること。 3　災害時の学校給食に関すること。
	文化財班	1　文化財の災害対策及び被害調査に関すること。
	人権同和教育班	1　総合対策部及び他班への応援に関すること。
警備対策室	警備班	1　警備対策室内の連絡調整に関すること。 2　総合対策部との連絡調整に関すること。 3　災害警備活動に関すること。
	警務班	1　災害警備活動の支援に関すること。
	交通班	1　交通の確保及び交通災害情報に関すること。 2　交通規制に関すること。 3　緊急通行車両に関すること。
	刑事班	1　犯罪捜査に関すること。 2　死体の検視に関すること。
	生活安全班	1　地域安全対策に関すること。 2　保安対策に関すること。
	通信班	1　警察通信の維持管理に関すること。 2　災害通信に関すること。
水防本部	指揮班	1　水防本部の庶務に関すること。 2　情報の収集及び伝達に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　水防警報の発令及び伝達に関すること。 5　水防無線に関すること。 6　水防応急対策に関すること。 7　水防資材に関すること。

※全庁一体となって災害応急対策を推進するため、県議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局は、災害対策本部長から災害対策本部各対策室及び総合対策部への応援を求められた場合は、協力体制を執るものとする。
※表１　総合対策部各班の事務分掌表、表２　宮崎県災害対策本部各部局対策室・班の事務分掌は、宮崎県災害対策本部規程別表、宮崎県災害対策本部規程別表１、別表３に基づく。

表３　　宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所、所管区域及び事務分掌

名　称	設　置　場　所	管　轄　区　域
中部地方支部	宮崎市　　宮崎県中部農林振興局内	宮崎市及び東諸県郡
南那珂地方支部	日南市　　宮崎県南那珂農林振興局内	日南市及び串間市
北諸県地方支部	都城市　　宮崎県北諸県農林振興局内	都城市及び北諸県郡
西諸県地方支部	小林市　　宮崎県西諸県農林振興局内	小林市、えびの市及び西諸県郡
児湯地方支部	高鍋町　　宮崎県児農林振興局内	西都市及び児湯郡
東臼杵地方支部	延岡市　　宮崎県東臼杵農林振興局内	延岡市、日向市及び東臼杵郡
西臼杵地方支部	高千穂町　宮崎県西臼杵支庁内	西臼杵郡

所　掌　事　務
1　災害の調査に関すること。
2　市町村情報の収集に関すること。
3　災害対策に関すること。
4　本部各対策部室への災害報告に関すること。
5　本部との通報連絡に関すること。
6　支部各対策班及び関係機関との連絡調査に関すること。
7　被災者の相談窓口に関すること。
8　その他必要な災害事務に関すること。

第２款 職員の参集及び動員

第１項　基本方針

職員は、県内において大規模災害が発生した場合は、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに登庁し、必要な体制の確立に努め、災害対策本部等の業務に従事するなど初期的活動を展開するものとする。

第２項　対策

１　職員の参集

あらかじめ定められた職員は、災害の発生を認知したときは、「職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、

(1) 災害に関する情報の収集
(2) 人的及び物的な被害に関する情報の収集
(3) その他応急対策に関する業務

に従事するものとする。

２　職員の動員

(1) 動員の指示

知事は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

知事は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及びマイクロソフトチームス並びに庁内電話により行うものとする。庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、連絡員の使走により各部局の連絡調整課を通じ伝達するものとする。

○庁内放送文（例）

「知事の緊急命令を伝達します。（２回繰り返す。）ただ今の大規模災害で県内に被害が発生した模様である。○時○分災害対策本部を設置し、○号体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰り返します。」

勤務時間外においては、職員緊急動員伝達系統（別表）に従ってマイクロソフトチームス又は電話連絡により行うするものとする。

加入電話が使用不能の場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、ＮＨＫ等放送機関に動員に関する放送を要請し伝達するものとする。

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

３　職員の対応

(1) 職員の登庁

職員は、地震が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた課所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

地震の発生を認知した職員は、インターネットや防災・防犯情報メール等で確認するなど積極的に情報収集にあたるものとする。

(2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

(3) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

4　体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

（別表）

《職員緊急動員伝達系統》

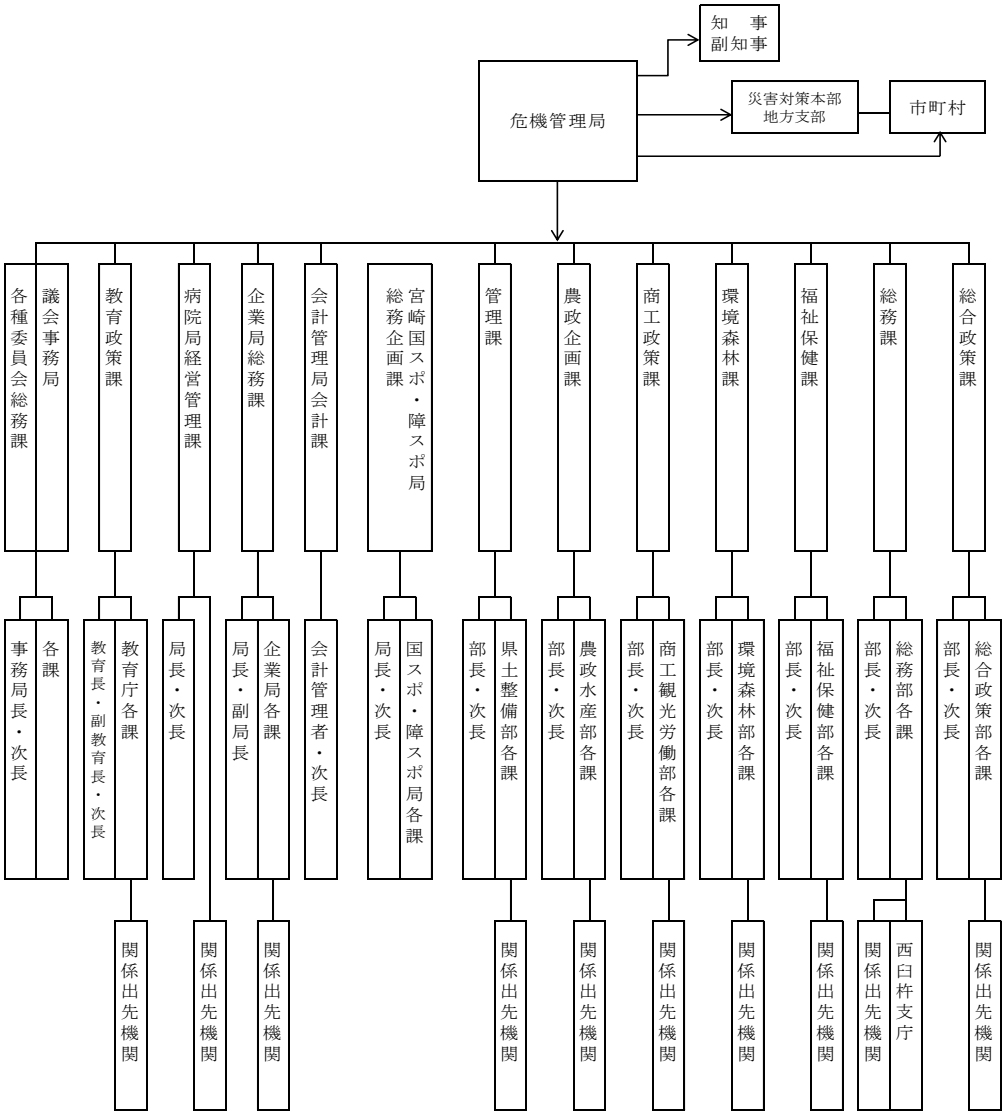

第３款 市町村の活動体制の確立

第１項　基本方針

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するものとする。

第２項　対策

1　市町村災害対策組織の確立

市町村は次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

(1) 職員の自主参集及び動員
(2) 配備体制
(3) 職員動員伝達系統
(4) 意志決定代理者
(5) 災害対策本部設置の基準等

2　市町村災害対策本部の設置基準

市町村災害対策本部は、おおむね次に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 当該市町村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
(2) 当該市町村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。
(3) 県災害対策本部が設置された場合において、市町村災害対策本部設置の必要を認めたとき。

3　県等への報告・通報

市町村は、市町村災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県災害対策本部設置前にあっては危機管理局、県災害対策本部設置後にあっては総合対策部連絡調整班)にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

第４款 防災関係機関の活動体制の確立

第１項　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

第２項　対策

1　災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2　県災害対策本部への連絡員の派遣

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。

連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害規模の把握を早期に行い、災害全体の概要を知ることに全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第１款 災害情報の収集・連絡

第１項　基本方針

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

第２項　対策

１　被害状況の早期把握

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 上空からの概況把握

ア　県防災救急ヘリコプターによる概況把握

県は、被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに防災救急ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

イ　警察用航空機による概況把握

警察は、被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに警察用航空機を出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

ウ　他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、宮崎海上保安部およびヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

エ　重点的に把握すべき被害概況

(ｱ) 要救助者の把握
(ｲ) 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
(ｳ) 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀)
(ｴ) 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所)
(ｵ) 崖崩れの状況(位置、被災戸数)
(ｶ) 道路渋滞の状況

(2) 監視カメラ等による早期把握

県は、津波や被害の発生が予想される場合において、天候状況を勘案しながら必要に応じ、県が設置している監視カメラや民間が配信するカメラ等により、津波の状況や市街地の被災状況等を把握するものとする。

２　第１次情報等の収集

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

県災害対策本部および地方支部は、災害発生後直ちに市町村ならびに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。

市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

報告は災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ＦＡＸ等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を国（消防庁）に報告するものとする。また、必要に応じ、関係省庁及び関係市町村に連絡するものとする。

県警は、被害に関する情報を把握し、当該情報を国（警察庁）に連絡するものとする。

⑵ 情報連絡員及び被災市町村支援チームの派遣

県は、災害による被害程度が相当のものと認められるときは、災害初動期における情報収集及び連絡調整等のため、被災市町村に情報連絡員を派遣する。また、大規模災害等において、市町村の災害応急対応支援を目的に、災害対策本部長の判断又は被災市町村若しくは災害対策本部地方支部長の要請により、被災市町村支援チームを派遣する。

県は、情報連絡員及び被災市町村支援チームの派遣基準や業務、構成、派遣の期間等に係る要綱をあらかじめ策定するとともに、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

ものとする。

⑶ その他の手段による情報の収集

ア　参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ　テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ　アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

エ　民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

⑷ 人的被害の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

⑸ 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市町村、防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市町村に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3　被害情報、応急対策活動情報の連絡

【県、市町村、防災関係機関】

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に県及び市町村災害対策本部に連絡する。

県及び市町村災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、市町村(消防機関)及び警察署等防災関係機関から収集し、県災害対策本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に県災害対策本部に集約する。

これらの情報は、県災害対策本部から国及び指定地方行政機関等に通知するものとする。

なお、県災害対策本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。

＜情報収集・伝達の流れ＞

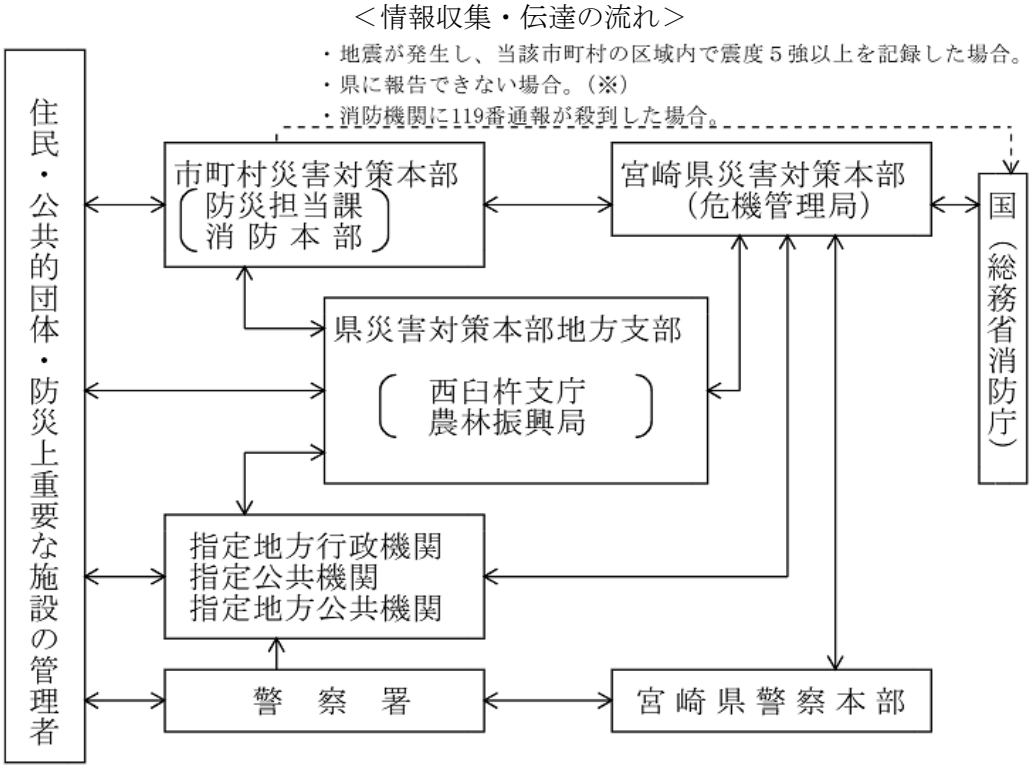

（※）は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

(2) 被害情報等の伝達手段

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア　被害状況等の報告は、県防災情報共有システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ＦＡＸその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。

イ　有線が途絶した場合は、防災行政無線、ＮＴＴ災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ　すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

ア　即報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ　確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告。

ウ　事務処理フロー

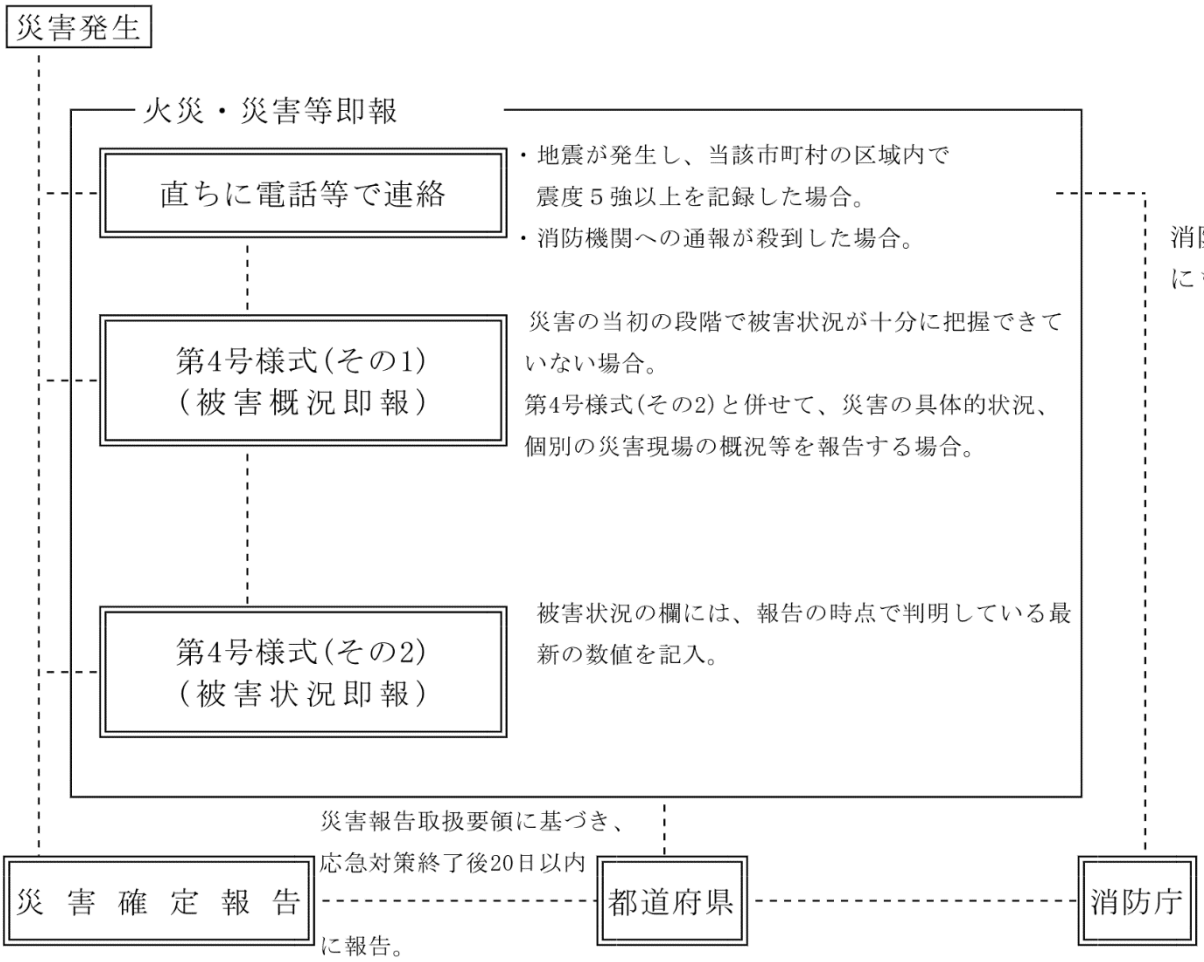

	平　　日	夜間・休日
報告先 消防庁	(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) (消防防災無線) 90-49013 90-49033(FAX) (地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033(FAX)	(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX) (消防防災無線) 90-49102 90-49036(FAX) (地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ) TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036(FAX)

（参考）火災・災害等即報要領及び災害報告取扱要領

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟			
		不　明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

＜第４号様式－その１（災害概況即報）＞

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３ 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

都道府県				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					学校		箇所	
					病院		箇所	
					道路		箇所	
区分			被害		橋りょう		箇所	
人的被害	死者		人		河川		箇所	
	うち災害関連死者		人		港湾		箇所	
	行方不明者		人		砂防		箇所	
	負傷者	重傷	人		清掃施設		箇所	
		軽傷	人		崖くずれ		箇所	
住家被害	全壊		棟		鉄道不通		箇所	
			世帯		被害船舶		隻	
			人		水道		戸	
	半壊		棟		電話		回線	
			世帯		電気		戸	
			人		ガス		戸	
	一部破損		棟		ブロック塀等		箇所	
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

区分			被害	災等の設置状況		
公立文教施設		千円			都道府県	
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			市町村	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計　団体	
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119番通報件数		件
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第30条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

＜第４号様式－その２（被害状況即報）＞

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

表－２　被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち１月未満で治療できる見込みの者とする。
2住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第２条第１項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

被害区分		判定基準
５その他の被害	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設急傾斜崩壊防止施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

【市町村】

ア　市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県及びその他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

　また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

　なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行うものとする。

(ｱ) 市町村災害対策本部が設置されたとき

(ｲ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

(ｳ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

(ｴ) 地震が発生し、震度４以上を記録したとき

(ｵ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ　事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

　なお、県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ　災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ　消防庁への直接報告

(ｱ) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したものについては、第１報を直接消防庁へ原則として　覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。(被害の有無を問わない。)

(ｲ) 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

【県】

ア　県災害対策地方支部は、必要に応じて、市町村からの報告をとりまとめ、県災害対策本部に対して報告するものとする。また、状況に応じて、現場写真等を撮影して独自に被害状況の収

集にあたる。被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、情報連絡員の派遣ならびに県災害対策本部に対し応援を求めるものとする。

イ　県災害対策本部は、市町村の被害状況等をとりまとめ、関係する機関に対して情報伝達する。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告に支障のある市町村及び地方支部に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

ウ　県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、県災害対策本部に報告するとともに、関係機関に伝達する。

【防災関係機関】

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

ア　情報収集・伝達系統 1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)

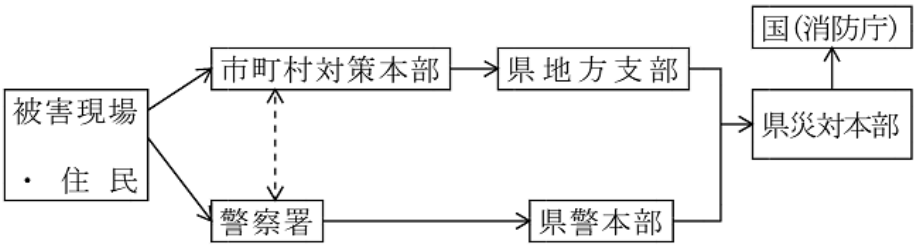

※　情報の収集に際しては、県は、市町村等関係機関からの報告を待つ姿勢ではなく、積極的に情報収集にあたるものとする。

イ　情報収集・伝達系統 2(道路被害)

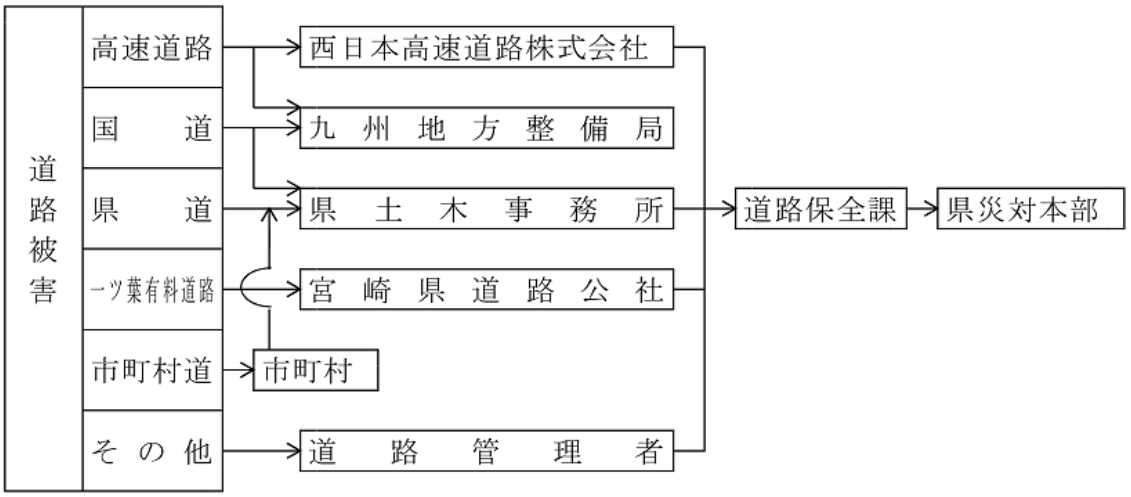

ウ　情報収集・伝達系統 3(鉄道被害)

エ　情報収集・伝達系統 4(ライフライン被害)

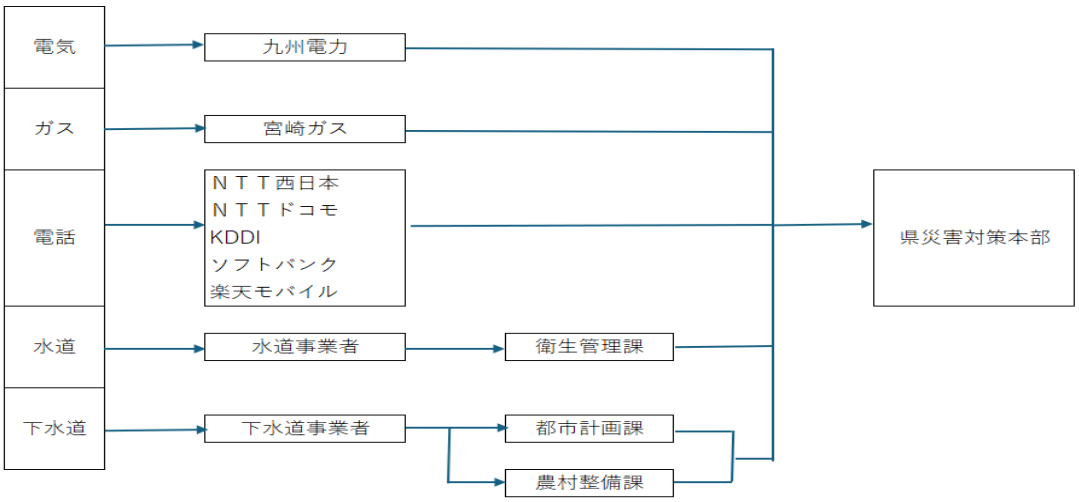

オ　情報収集・伝達系統 5(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)

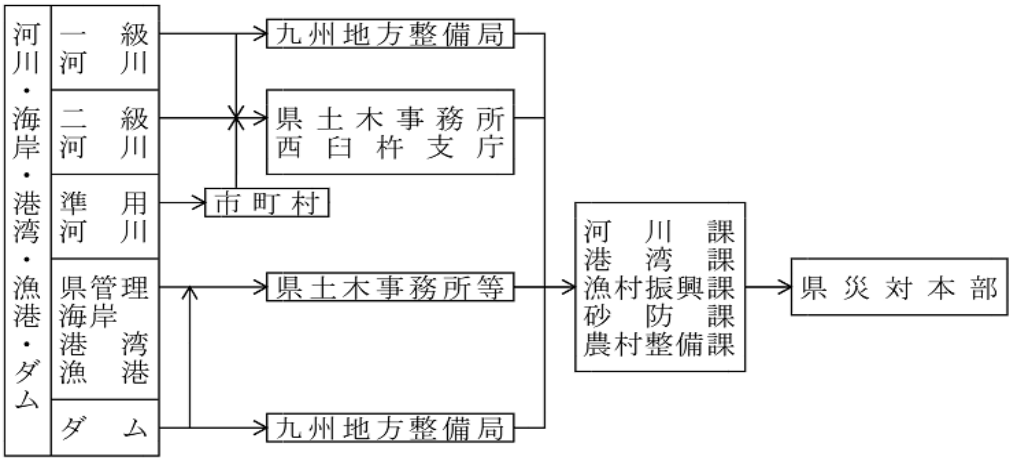

カ　情報収集・伝達系統 6(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)

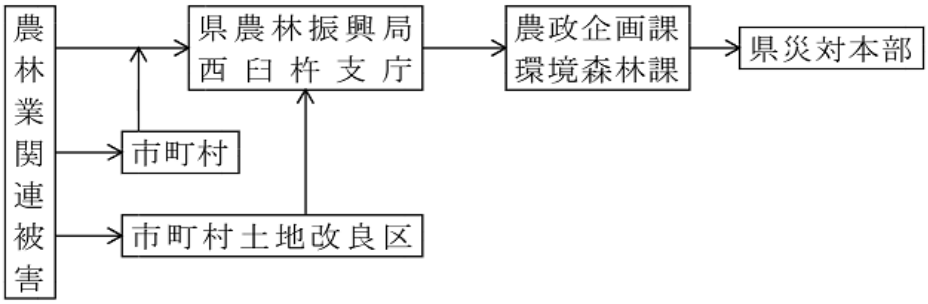

キ　情報収集・伝達系統 7(その他公共施設)

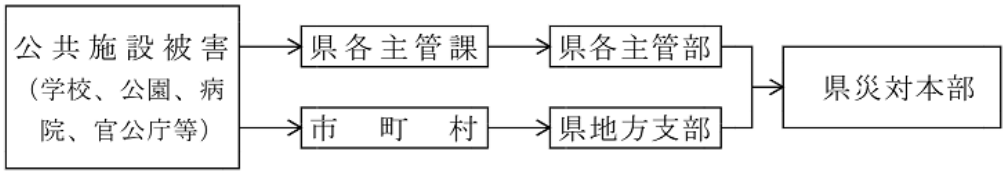

4　被害状況等の集約

【県、市町村】

(1) 被災状況等の集約

県及び市町村災害対策本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

(2) 国への報告

【県】

ア　消防庁への報告

(ｱ) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。

ａ　県及び市町村災害対策本部が設置されたとき

ｂ　災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき（厚生労働省へも同時に報告すること。）

ｃ　災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるものまたは 2 都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき

ｅ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

(ｲ) 県は、災害即報についてはその都度、災害確定報告については応急対策完了後 20 日以内に、それぞれ情報を整理し国(消防庁)に報告する。

イ　関係省庁等への報告

県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

5　県民への広報

(1) 広報活動

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

ア　広報内容

(ｱ) 被災地住民等に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

①　火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
②　避難指示の出されている地域、避難指示の内容
③　流言、飛語の防止の呼びかけ
④　治安状況、犯罪防止の呼びかけ
⑤　近隣の助け合いの呼びかけ
⑥　公的な避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況
⑦　電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
⑧　鉄道、バスの被害状況、運行状況
⑨　救援物資、食糧、水の配布等の状況
⑩　し尿処理、衛生に関する情報
⑪　被災者への相談サービスの開設状況
⑫　死体の安置場所、死亡手続等の情報
⑬　臨時休校等の情報
⑭　ボランティア組織からの連絡
⑮　全般的な被害状況
⑯　防災関係機関が実施している対策の状況

(ｲ) 被災地外の住民に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

①　避難指示の発令されている地域、避難指示の発令の内容
②　流言、飛語の防止の呼びかけ
③　治安状況、犯罪防止の呼びかけ

④　被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
⑤　ボランティア活動への参加の呼びかけ
⑥　全般的な被害状況
⑦　防災関係機関が実施している対策の状況

イ　広報手段

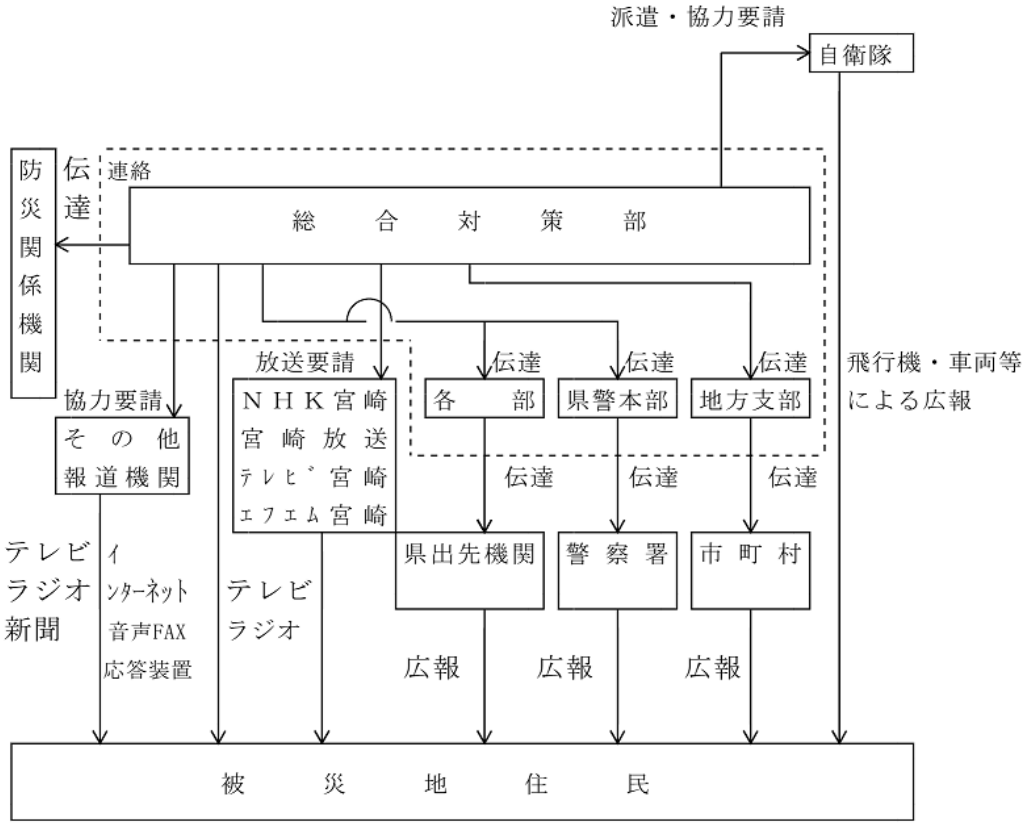

＜広報活動実施系統図＞

(ｱ) 報道機関への要請

県はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関(NHK 宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎、ミニエフエム局)に対して上記の内容を広報するよう求める。

また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

(ｲ) 独自の手段による広報

県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

①　同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）
②　県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
③　警察用航空機による呼びかけ
④　広報車による呼びかけ
⑤　ハンドマイク等による呼びかけ
⑥　ビラの配布
⑦　有線放送
⑧　携帯電話（緊急速報メールを含む）
⑨　インターネット
⑩　立看板、掲示板

(ｳ) 自衛隊等への広報要請

県及び市町村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は第３章第３節第２款を参照。

(2) 報道機関への対応

ア　報道活動への協力

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、県、市町村、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

イ　報道機関への発表

(ｱ) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(ｲ) 発表は、原則として災害対策本部総合対策部総括班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部総合対策部総括班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ｳ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部総合対策部総括班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

(ｴ) 災害対策本部総合対策部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第２款 通信手段の確保

第１項　基本方針

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

第２項　対策

１　専用通信設備の運用

【県、市町村、防災関係機関】

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合防災情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部、日赤及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

ア　気象警報等共通の情報を県庁（統制局）、農林振興局及び土木事務所（支部）等の関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ　災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ　被災現場から直接通信の必要がある場合は、移動無線（車載及び携帯）により通信を行う。

エ　その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2　代替通信機能の確保

【県、市町村、防災関係機関】

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) ＮＴＴ西日本の災害時優先電話

災害時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、ＮＴＴ西日本総合窓口「116 番」へ連絡・申請する。

(2) 携帯電話及び衛星携帯電話の使用と衛星通信を活用したインターネット機器の整備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話及び衛星携帯電話の効果的な使用を行う。また、地上系の通信回線通信が途絶している地域で活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネットや地域衛星通信ネットワーク（LASCOM）の電話・ＦＡＸを活用する。機器の活用に努める。

(3) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第 52 条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア　利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ　非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

ウ　非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

(ｱ) 人命の救助、避難者の救護に関するもの

(ｲ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの

(ｳ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

(ｴ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

エ　発信の手続

非常通報の形式は、電報形式又は文書形式とし、宛名、本文、発信局等の必要事項を記載した通信文により、無線局に非常通報の伝送を依頼する。

(4) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 41 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

＜通信設備が優先利(使)用できる機関名＞

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申　込　み　窓　口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 消防機関の長	県（総合情報ネットワーク）	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部－通信指令課長 各警察署－署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	NTT 西日本宮崎支店	災害対策担当
	JR 九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所 支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

(5) 電気通信事業者の災害対策用通信機器の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このような場合に際しては県、市町村等は、電気通信事業者（ＮＴＴ西日本、携帯電話事業者等）へ、特設公衆電話の利用や衛星携帯電話等の貸出し貸出し、衛星エントランス搭載の移動基地局車や可搬型衛星基地局の配備を要請し、通信手段を確保するものとする。

(6) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(7) 放送機能の利用

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、（株）テレビ宮崎及び（株）エフエム宮崎に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、資料「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」による。

(8) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MCA 用無線機、衛星携帯電話、衛星インターネット(StarLink)）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の配備をしており、県、市町村等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに県、市町村等へ無償で貸与する。

(9) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(10) 自衛隊の通信支援

県、市町村、防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第３章第３節第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

第３節 広域応援活動

第１款 地方公共団体による広域的な応援体制

第１項　基本方針

県及び市町村等は、県内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、県は、他都道府県で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

第２項　対策

１　応援要請の実施

(1) 県の応援要請

【県】

ア　他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示または調整を行う。

①　応援を求める理由
②　応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
③　応援を求める場所
④　応援を求める期間
⑤　その他応援に関し必要な事項

イ　他都道府県等への応援要請

(ｱ) 九州・山口９県災害時応援協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、災害応急や災害復旧・復興を実施するため必要があると認めるときは、上記協定に基づき応援を求め、災害対策に万全を期する。

ａ　応援要請

九州・山口 9 県災害時応援協定に基づき、支援対策本部（九州地方知事会会長県）に対して応援要請を行う。

ｂ　応援要請項目

①職員の派遣　　②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③避難施設及び住宅の提供　④緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤医療支援　　⑥その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(ｲ) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく応援要請

知事は、上記(ｱ)の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

(ｳ) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、本県単独では十分な災害対策等ができないと判断したときは支援対策本部（九州地方知事会会長県）に対して応援を要請するが、上記(ｱ) の応援協定だけでは十分な災害対策等の応援ができないと当該支援対策本部が判断したときは、関西広域連合に対して応援を要請する。

(ｴ) 応急対策職員派遣制度（総務省）に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、本県単独では十分な災害応急対応ができないと判断したときは、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部に対して応援を要請する。

なお、南海トラフ地震発生の際は、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン(総務省)に基づき対応を行う。

ウ　国の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

(ｱ) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

①　派遣を要請する理由
②　派遣を要請する職員の職種別人員
③　派遣を必要とする期間
④　その他職員の派遣について必要な事項

(ｲ) 内閣総理大臣に対する職員派遣の斡旋

知事は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)の職員の派遣について斡旋を求める。

①　派遣の斡旋を求める理由
②　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
③　派遣を必要とする期間
④　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

エ　指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急対策の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

オ　指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する応援の要求等

知事は、県の地域に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

カ　民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県域を統轄する民間団体等に対し協力を要請する。

(2) 市町村の応援要請

【市町村】

ア　他市町村への要請

市町村長は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

また、市町村長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目は、次に揚げるとおりとする。

①　災害応急措置に必要な職員の派遣
②　食料品、飲料水及び生活必需品の提供
③　避難及び収容施設並びに住宅の提供
④　医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
⑤　遺体の火葬のための施設の提供
⑥　ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
⑦　災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
⑧　ボランティア団体の受付及び活動調整
⑨　その他応援のため必要な事項

イ　県への応援要請または職員派遣の斡旋

市町村長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(ｱ) 応援要請時に記載する事項

① 災害の状況
② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
⑥ その他必要な事項

(ｲ) 職員派遣斡旋時に記載する事項

① 派遣の斡旋を求める理由
② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
③ 派遣を必要とする期間
④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ　国の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。市町村は、前述の要請ができない場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関に直接要請するものとする。なお、いずれの要請も、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

① 派遣を要請する理由
② 派遣を要請する職員の職種別人員
③ 派遣を必要とする期間
④ その他職員の派遣について必要な事項

エ　民間団体等に対する要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(3)　応援職員の装備品等の整備

県及び応援市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

2　応援受入体制の確保

【市町村】

(1) 連絡体制の確保

市町村長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 物資等の受入体制の確保

ア　連絡窓口の明確化等

市町村長は、県･他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ　物資等の受入体制の整備

市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておくものとする。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努めるものとする。

ウ　執務スペースの確保

市町村長は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

【県】

(1) 連絡体制の確保

知事は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 自衛隊、国及び都道府県等の応援職員の受入体制の確保

ア　連絡窓口の明確化等

知事は、国及び関係都道府県等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ　自衛隊等の受入体制の整備

自衛隊、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、ＤＭＡＴを受け入れることとなった場合に備え、あらかじめ活動拠点（後方支援拠点）として下記のとおり 12 か所指定しているが、実際の運用を想定した訓練等を行うものとする。

ウ　応援職員の執務スペースの確保と宿泊施設等のリスト化

知事は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、国の機関や他の都道府県、市町村、都道府県警察本部等からの応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる宿泊施設（ホテル、旅館、公共施設）や車両を設置できる宿泊場所として活用できる施設等のリスト化及び宿泊場所の確保の配慮に努めるものとする。

＜県内の後方支援拠点施設＞

①西階総合運動公園（延岡市西階町）
②高千穂町総合運動公園（高千穂町大字三田井）
③五ヶ瀬町総合運動公園Ｇパーク（五ヶ瀬町大字三ヶ所）
④宮崎市生目の杜運動公園（宮崎市大字跡江）
⑤宮崎市清武総合運動公園（宮崎市清武町）
⑥県立農業大学校（高鍋町大字持田）
⑦日南総合運動公園（日南市大字殿所）
⑧都城市高城総合運動公園（都城市高城町）
⑨小林総合運動公園（小林市南西方）
⑩日向市牧水公園交流施設及び日向市東郷グラウンド（日向市東郷町）
⑪西都原運動公園（西都市大字三宅）及び清水台総合公園（西都市大字清水）
⑫串間市総合運動公園（串間市大字西方）

3　消防機関の応援要請

【県、市町村】

(1) 応援要請

被災市町村は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

①　大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
②　災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶ恐れのある災害
③　多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
④　特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
⑤　その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

4　他都道府県被災時の応援

【県】

県は、他都道府県において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難であるため応援要請がされた場合は、基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。

また、「九州・山口９県災害時応援協定」に基づく応援の実施に際しては、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、幹事県の調整のもとに自主的に他県に応援をするものとする。

なお、ＤＭＡＴやＤＨＥＡＴ等の応援に関しては、日本ＤＭＡＴ活動要領、災害時健康危機管理支援チーム活動要領等、国等の要領等に基づいて派遣を行うものとする。

(1) 支援対策本部の設置

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災都道府県への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とするが、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、平時から資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

なお、職員を派遣するに当たっては、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災都道府県の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくは斡旋を行うものとする。

5　受援計画

【県】

県は、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について定めた「宮崎県災害時受援計画」にしたがって、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関、ボランティア等から応援を受けることができるようにするとともに、県内の被災市町村からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うものとする。

また、　県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

【市町村】

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関　等から応援を受けることができるよう、また他の県内市町村から応援要請がなされた場合に　効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡　・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努めるものとす　る。

6　県等の応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

知事は災害の発生により市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村が実施する応急措置のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することや現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等についてその全部又は一部について市町村に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関の長等は災害の発生により市町村及び県が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村が実施する応急措置のうち、現場の災害を受けた　工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等についてその全部又は一部について市町村に代わって行うものとする。

第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

第１項　基本方針

知事は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

第２項　対策

１　自衛隊に対する災害派遣要請

【県、市町村等】

⑴ 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

ア　天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ　災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※　公共性、緊急性、非代替性の３要件が基本となる。

⑵ 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である。（以下「知事等」という。）

⑶ 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ア　県下市町村長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合

イ　知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

⑷ 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項　目	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S.33.総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

＜大震災害時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図＞

自衛隊	県庁	
支援内容	課	部
知事、副知事との連絡調整	秘書広報課	総合政策部
TacCP 等県庁内施設の使用	総務課	総務部
損害賠償事故の処理要請	危機管理局	総務部
物品の管理	総務事務センター	総務部
緊急調達	総務事務センター	総務部
経費負担区分に対する協定	財政課	総務部
記者発表、資料提供	秘書広報課	総合政策部
被害状況全般	危機管理局	総務部
避難者情報、避難勧告（命令）状況	危機管理局	総務部
道路被害・復旧情報	道路保全課	県土整備部
緊急輸送ルートの確立	道路保全課	県土整備部
河川被害・復旧情報	河川課	県土整備部
鉄道被害・復旧情報	総合交通課	総合政策部
山崩れ、崖崩れ等被害・復旧情報	危機管理局	総務部
被害情報		警察本部
緊急輸送ルートの決定	危機管理局	総務部
水道断水・復旧情報	衛生管理課	福祉保健部
住宅（仮設住宅等）情報	建築住宅課	県土整備部
電力・ガス被害・復旧情報	危機管理局	総務部
給水・浴場関連情報	衛生管理課	福祉保健部
災害派遣要請等に関する調整	危機管理局	総務部
部隊運用に関する全般調整（県庁全般）	危機管理局	総務部
テント設営のための組み立て足場輸送	危機管理局	総務部
生活必需品等の輸送	危機管理局	総務部
入浴	衛生管理課	福祉保健部
トラックによる遺体輸送	衛生管理課	福祉保健部
自転車の保健所への輸送	福祉保健課	福祉保健部
衛生物資の輸送	福祉保健課	福祉保健部
がれき対策	循環社会推進課	環境森林部
食事の運搬	農産園芸課	農政水産部
食事の充実	農産園芸課	農政水産部
医療品の輸送	薬務感染症対策課	福祉保健部
港湾施設災害復旧	港湾課	県土整備部
緊急給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
病院に対する給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
生活用水の供給	衛生管理課	福祉保健部
防塵マスクの輸送		警察本部
崖崩防災点検（陸航空）	道路保全課	県土整備部
	河川課	県土整備部
	砂防課	県土整備部
ヘリポート適地調整	危機管理局	総務部
ヘリによる患者輸送	危機管理局	総務部
避難所巡回診察	福祉保健課	福祉保健部
避難所救護所・医療救護班派遣	医療政策課	福祉保健部
患者輸送	医療政策課	福祉保健部
避難所歯科診療	健康増進課	福祉保健部
倒壊地域の防疫（消毒）	健康増進課	福祉保健部
医薬品の輸送	薬務感染症対策課	福祉保健部
県庁内電話の構成	営繕課	県土整備部
	危機管理局	総務部
緊急物資等揚陸	港湾課	県土整備部
船舶係留岸壁の調整	港湾課	県土整備部

宮崎県災害対策本部

(5) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

区　分	要請先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 43 普通科連隊長	都城市久保原町	0986(23)3944
〃	陸上自衛隊第 24 普通科連隊長	えびの市大河平	0984(33)3904
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方総監	呉市幸町３丁目	0823(22)5511
〃	海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第１航空群司令	鹿屋市西原町	0994(43)3111

（注）陸上自衛隊の担当区域
第 24 普通科連隊・・えびの市、小林市、高原町
第 43 普通科連隊・・県内全域　ただし、えびの市、小林市、高原町を除く

＜災害派遣要請系統図＞

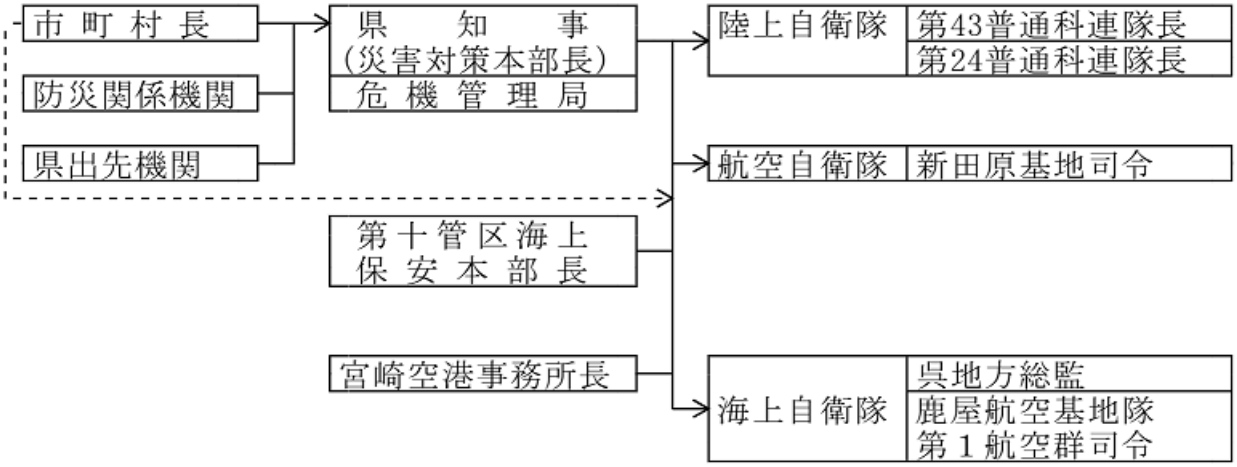

(6) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

＜災害派遣要請書様式＞

（陸上自衛隊第43普通科連隊長）殿　　文書番号
年　月　日

宮崎県知事

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

1　災害の情況及び派遣を要請する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考となるべき事項

(7) 市町村長の知事への派遣要請

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(危機管理局)に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

＜知事への要求書様式＞

文書番号
宮崎県知事殿　　年　月　日

（市町村長）　　㊞

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。

記

1　災害の情況及び派遣を要請する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考となるべき事項

(8) 市町村長が県に依頼することができない場合の措置

市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、市町村長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(9) 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

ア　情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ　連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

ウ　連絡所の設置

県は、イの依頼をした場合、県災害対策本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置にあたって県は連絡手段として、ＮＴＴの電話・ＦＡＸを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

エ　調整上の留意事項

県は、イの依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

2　自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1)　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（例）

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（例）

①　災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

②　災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

(3)　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

（例）

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

(4)　その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

3　自衛隊受入れ体制の確立

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村または関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村または関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

(2) 派遣部隊の誘導

県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導するものとする。

(3) 受入れ側の活動

災害派遣を要求した市町村長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

ア　災害派遣部隊到着前

(ｱ) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。

(ｲ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。

(ｳ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

イ　災害派遣部隊到着後

(ｱ) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。

(ｲ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(4) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

（6「緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に詳述）

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に揚げるものは市町村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

ア　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)

イ　派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料

ウ　活動のため現地で調達した資器材の費用

エ　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ　その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

4　災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動(情報の収集・準備の推進)

ア　連絡班及び偵察班の派遣

(ｱ) 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

(ｲ) 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

なお、気象庁等から震度 5 弱以上の地震発生との情報を得た場合は、速やかに、航空機を使用して、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視等による情報収集を行う。

(ｳ) 通信中継

自衛隊は、通信中継所の設置を必要とする場合、中継所の細部の位置を県に通報し使用の統制及び借り上げ等の処置を依頼して、通信の確保を図る。

(2) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4)災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(3) 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
イ　他人の土地等の一時使用等
ウ　現場の被災工作物の除去等
エ　住民等を応急措置の業務に従事させること。

5　派遣部隊等の撤収要請

(1)　知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求した市町村長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求するものとする。

＜知事への要求書様式＞

文書番号
年　月　日

宮崎県知事殿

（市町村長）　　㊞

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。

記

1.　撤収開始日時
2.　撤収の理由等

(2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

＜災害派遣撤収要請書様式＞

文書番号
年　月　日

（陸上自衛隊第43普通科連隊長）殿

宮崎県知事　㊞

自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）

年　月　日付（文書番号）で派遣を要請した標記について、　年　月　日　時　分をもって撤収を要請します。

(3) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

6　緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

市町村は、災害時に航空機による援助を受けるために、県が作成する「県内緊急場外一覧」の中から離着陸場の選定を行い、次のとおり準備を行う。

(1) 使用離着陸場名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行うこと。
(2) 離着陸場にはヘリコプターに安全な進入方向を覚知させるため、吹流し又は発煙筒を着陸地点から約 50m離れた位置に設置し、着陸前に風向を示しておくこと。
(3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。
(4) 離着陸場、緊急時ヘリコプター、市町村役場及びその他要箇所との通信手段を確保しておくこと。
(5) ヘリコプターのスペックを事前に確認しておくこと。ヘリコプターは通常、風上に向かって離着陸し、特別の場合を除いては、垂直に離着陸することはない。
(6) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超えないように事前に準備すること。
(7) 車両等が離着陸場に進入できること。
(8) 林野火災対策に自衛隊のＣH47（チヌーク）を使用する場合は、離着陸地帯の面積(100m×100m以上)及び水利(100t 以上)を考慮すること。
(9) 離着陸場付近には安全要員を配置するなど、立入禁止の措置を講ずること。

第３款 海上保安庁に対する支援要請

第１項　基本方針

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

第２項　対策

1　支援要請事項

(1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
(2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
(3) その他、県及び市町村が行う災害応急対策の支援

2　支援要請手続

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、宮崎海上保安部を窓口として海上保安庁第十管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、宮崎海上保安部との連絡が困難である場合には、第十管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとする(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波を搭載)。

(1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
(2) 支援活動を必要とする期間
(3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
(4) その他参考となる事項

3　市町村長の支援要請の依頼手続

市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について２の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

4　海上保安庁との連絡

災害が発生したときは、宮崎海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

第４節　救助・救急及び消火活動

第１款　救助・救急活動

第１項　基本方針

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

第２項　対策

1　救助・救急活動の原則

(1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、市町村長が行うことを原則とする。
(2) 県、県警察及び自衛隊は、市町村長が行う救助・救急活動に協力する。
(3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
(4) 市町村は、当該市町村の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
(5) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による活動を行う。
(6) 自衛隊の救助・救急活動は「第３節 第２款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2　市町村及び消防機関による救助・救急活動

【市町村】

(1) 情報収集、伝達

ア　被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ　災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

ウ　消防本部は、津波警報が発表されている下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と津波に関する情報共有を行うとともに、津波時の浸水想定を勘案して活動に努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア　救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア　応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ　搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

3　県等のとる措置

【県】

(1)　県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。

ア　県職員を派遣し、救助・救急活動を支援する。

イ　他の市町村長に対し応援を指示する。

ウ　自衛隊に対し支援を要請する。

エ　緊急消防援助隊、他の都道府県若しくは消防機関が運用するヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

オ　救助・救急活動の総合調整を行う。

(2)　救助活動を行うに当たり、関係機関が活動の重複を避け、効率的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関を召集し、調整を行う。

(3)　災害救助法に基づく県の実施事項については、「第 16 節災害救助法の適用」による。ただし実施期間については、状況に応じ国と協議して延長する。

【県警察本部】

(1) 機動隊等の派遣

県警察本部は機動隊等を派遣し、情報収集、救出・救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。

(2) 被災者の救出・搬送

県警察本部は、県、市町村等から救助・救急活動の応援要請があった場合、または自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成する。

(3) 道路情報の収集、緊急交通路の指定、緊急通行車両等の円滑な通行の確保

県警察本部は、大規模災害が発生したときは道路管理者と連携を図り道路情報の収集に努めるとともに、通行可能な道路の中から速やかに緊急交通路を指定するものとする。また必要に応じ

て交通検問所を設置し、災害応急対策活動等に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するものとする。（第６節 第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針）

⑷ 広域緊急援助隊の援助要請

県公安委員会は、広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、警察庁又は都道府県警察に対し、援助要請を行う。

【宮崎海上保安部】

船舶海難等の災害により、被災者または行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、投入する巡視船艇、航空機を決定し、これにより救出、捜索に当たる。

【自衛隊】

県の要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

4　住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

【住民(自主防災組織等)】

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

⑴ 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
⑵ 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
⑶ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
⑷ 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
⑸ 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第２款 消火活動

第１項　基本方針

消防組織法で、市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有する旨規定され、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は、大災害等で必要ある場合又は被災市町村から要請のある場合は、必要な措置を補完するものとする。

地震・津波発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

第２項　対策

1　消防機関による消火活動

【市町村(消防本部、消防団)】

⑴ 情報収集、伝達

ア　被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ　災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

⑵ 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア　避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ　重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ　市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地

に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ　火災現場活動の原則

(ｱ) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(ｲ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ｳ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

市町村長又は消防長（以下「市町村長等」という。）は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の市町村長等に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に、消防庁長官に対して消防組織法第 44 条第 1 項に基づく緊急消防援助隊による被災市町村の応援等を要請することを依頼する。

(4) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」（宮崎県消防長会）等により直ちに出動できる体制を確保する。

(5) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

2　県のとる措置

【県】

(1) 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、警察用航空機、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、市町村長または消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

ア　災害防御実施方法

イ　他市町村への消防隊員の応援出動

ウ　防御用資機材の輸送その他の応援

(3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

ア　消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急と要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の２に基づく、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

イ　自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

＜大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー＞
（消防組織法第 44 条関係）

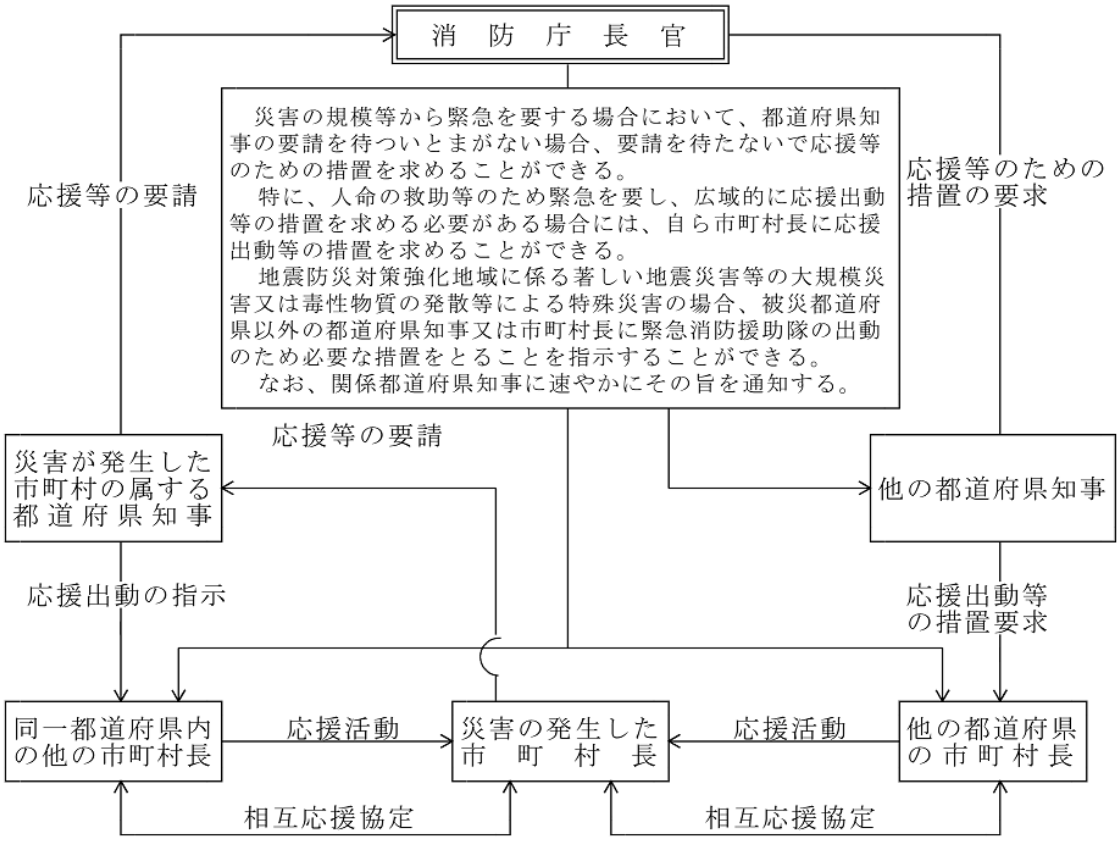

3　住民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

(1) 県民の活動

ア　火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ　初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア　各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ　火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ　消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所(研究室、実験室を含む)の活動

ア　火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ　火災が発生した場合の措置

(ｱ) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(ｲ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ　災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

(ｱ) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(ｲ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ｳ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第５節 医療救護活動

第１款 医療機関による医療救護活動

1　基本方針

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

発災直後（発災～６時間）、超急性期（発災～72 時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（３日目～１週間程度まで）、亜急性期（１週間～１箇月程度まで）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握するなど、県、市町村、医療関係機関、防災関係機関等が連携して被災者の支援に万全を期するものとする。

2　医療情報の収集

県及びＤＭＡＴ活動調整本部等は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)を活用して、医療救護活動に必要な医療情報を収集する。その際、保健所及び市町村等は、ＥＭＩＳへの医療情報が未入力の病院に対して入力を要請したり、電話、訪問確認等により代行で情報を入力する。

また、ＤＭＡＴ撤収後の急性期以降における医療救護活動を迅速・的確に実施するため、各医療圏における避難所等の医療ニーズ、交通、ライフライン等のきめ細かな情報を収集・分析し、関係機関等で情報を共有する。

第２款 ＤＭＡＴ等による医療救護活動の実施

県は、ＤＭＡＴによる活動と並行して、また、ＤＭＡＴ活動の終了以降、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ)、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ)、日本薬剤師会、災害薬事コーディネーター、日本看護協会、災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ)、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。また、県は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は政府対策本部に対し、県外のＤＭＡＴ等の派遣について要請を行うものとする。その際は、災害医療コーディネーター、災

害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

1　ＤＭＡＴによる医療救護活動

(1) ＤＭＡＴの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、ＤＭＡＴの派遣等の協力を申し出たＤＭＡＴ指定医療機関が編成する。

(2) ＤＭＡＴの構成

医師１名、看護師２名及び業務調整員１名の４名を標準とする。

(3) ＤＭＡＴによる活動

県は、統括ＤＭＡＴと連携し、県知事との協定に基づき各ＤＭＡＴへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。各ＤＭＡＴは、活動拠点本部等における統括ＤＭＡＴ等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

ア　災害現場での医療情報の収集と伝達
イ　災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
ウ　被災地内の病院における診療支援
エ　広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
オ　その他災害現場における救命活動に必要な措置

2　医療救護班による医療救護活動

医療救護班は、ＤＭＡＴ撤収後の避難所等での医療救護活動や巡回診療、被災地内の医療機関に対する応援等を行うものとする。

(1) 医療救護班の編成

機　関　名	名　　称	備　　考
県立病院	県立病院救護班	
日本赤十字社宮崎県支部	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班	
医師会	ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）	民間医療機関等で構成
歯科医師会	ＪＤＡＴ（日本災害歯科支援チーム）	民間医療機関等で構成
薬剤師会	薬剤師医療救護班	民間薬局等で構成
国立病院等	協力医療救護班	国立病院等で編成
市町村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保健所	保健所医療救護班	

(2) 医療救護班の派遣

避難所その他適当な場所に救護所が設置され、市町村から医療救護班の要請があった時、又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、医療救護班を派遣する。なお、災害医療コーディネーターは、活動を行う際、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターと連携しながら行うものとする。

3　災害医療コーディネーターによる活動

災害医療コーディネーターは、県保健医療福祉調整本部等が設置されたときに出務し、県等が行う災害医療施策に対して医療の専門的見地からの助言や、被災地等における保健医療ニーズの把握及び分析、保健医療福祉活動チーム等の受入及び派遣の調整等を行う。

なお、災害医療コーディネーターは、活動を行う際、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターと連携しながら行うものとする。

4　ＤＰＡＴによる精神医療の提供と精神保健活動支援

(1) ＤＰＡＴの編成

専門的な研修・訓練等を受け、災害時における心のケアに関して専門的な対応が可能な多職種からなる専門医療チーム。

(2) ＤＰＡＴの構成

精神科医師、看護師及び業務調整員からなる３～５名を標準とする。なお、被災地域の医療ニーズに合わせて、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や臨床心理技術者等を含めて構成する。

(3) ＤＰＡＴによる活動

ＤＰＡＴの統括は、災害対策本部の指揮下に置かれるＤＰＡＴ調整本部が行い、ＤＭＡＴ調整本部と連携する。

ＤＰＡＴは、ＤＰＡＴ統括の指揮命令に基づき、以下の支援活動を行う。

ア　災害現場の精神科医療機関等における情報収集と精神保健医療ニーズのアセスメント

イ　災害現場の精神科医療機関等における診察及び搬送支援

ウ　被災地内の精神科医療機関における機能補完（入院・外来診療、入院患者搬送、物資供給調整等の支援）

エ　心の相談所、避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者への精神医療の提供

オ　災害ストレスによる被災者の精神的不調への対応

カ　支援者（医療従事者、救急隊員、行政職員等）のメンタルに関する支援

キ　被災地域のニーズに応じたメンタルヘルスに関する普及啓発

5　ＤＨＥＡＴによる支援活動

(1) DHEAT の編成

被災自治体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修･訓練を受けた県等の職員により構成された応援派遣チームを編成する。

(2) DHEAT の構成

医師、保健師、その他の専門職及び業務調整員等から５名程度で構成する。

(3) DHEAT による活動

県は、県保健医療福祉調整本部に統括ＤＨＥＡＴを配置し、統括ＤＨＥＡＴは指揮調整業務の補佐、ＤＨＥＡＴの要請やとりまとめ等を行う。各ＤＨＥＡＴは、被災自治体における災害時の保健医療福祉行政の指揮調整機能を補佐する。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

ア　保健医療福祉活動チームへの指揮･派遣調整等

イ　保健医療福祉活動チームとの情報連携

ウ　災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集及び分析等

6　災害時多目的船（病院船）の活動要請

県は、災害医療コーディネーター等の助言を得ながら必要に応じ政府現地対策本部に対し県内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。

第３款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の３分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1　傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するものとするが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

(1) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて、被災地域で対応困難な重症患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで搬送するもので、航空搬送時の診療、ＳＣＵにおける診療、ＳＣＵの運営等を含むものである。

※ＳＣＵ（航空搬送拠点臨時医療施設）：Staging Care Unit
航空搬送に際して、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として被災地内外を問わず航空搬送拠点に設置されるもの。

ア　県は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した航空搬送拠点にＳＣＵを設置する。
イ　被災地内の医療機関における対応困難な重症患者等は、国と連携しながら、救急車又はヘリコプター等でＳＣＵに搬送する。

(2) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、県、市町村等が各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送するもの（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものである。

ア　災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院等に優先的に搬送する。
イ　搬送する救急車等又はヘリコプターが不足する場合は、他県又は自衛隊協力を要請し確保する。

(3) 航空搬送拠点及びＳＣＵの開設

県災害対策本部は、広域医療搬送及び地域医療搬送を行う航空搬送拠点の被災状況の把握を行うとともに、搬送に際して患者の症状を安定させるＳＣＵの開設を速やかに行う。本県の航空搬送拠点候補地（ＳＣＵ設置候補地）は、以下のとおりである。

航空搬送拠点候補地（ＳＣＵ設置候補地）

地域	施設名	所在地	備　考
県央	航空自衛隊新田原基地	児湯郡新富町大字新田 19581	広域・地域
県央	宮崎空港	宮崎市大字赤江無番地	広域・地域
県北	九州医療科学大学	延岡市吉野町 1714-1	地域
県南	日南総合運動公園	日南市大字殿所 2200	地域

2　医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3　医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

4　災害時多目的船（病院船）への搬送

県は、災害医療コーディネーター等の助言を得ながら必要に応じ政府本部に対し船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。

第４款 医薬品等の供給

県は、宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、保健所職員等により速やかに供給する。また、災害規模により、備蓄医薬品等が不足する場合は、災害応援協定団体と連携し、必要な医薬品等を調達・供給する。さらに、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するとともに、必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第５款 医療情報の確保等

県、市町村、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）及び災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

第６款 重大事故等突発的災害時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

１　災害時の迅速な通報連絡

【県、市町村、関係機関】

(1) 施設管理者等の災害発生責任者、または災害の発見者は、ただちにその旨を市町村長または警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官、または海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。

(3) 通報を受けた市町村長は、その旨を県農林振興局長等（地方支部長）及び市郡医師会へ通報連絡するものとする。

(4) 通報連絡を受けた県農林振興局長等（地方支部長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ報告するものとし、知事（危機管理局及び福祉保健部）は、自衛隊、ＤＭＡＴ指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。

(5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会及び同市郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。

(6) 通報を受けた海上保安部は、運輸局及び関係漁業協同組合へ通報連絡するものとする。

(7) 通報の内容は次のとおりとする。

・事故等発生（発見）の日時・事故等発生（発見）の場所
・事故等発生（発見）の状況・その他参考事項

２　医師等医療関係者の出動

【県、市町村、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会他】

知事又は市町村長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、知事は、ＤＭＡＴ指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部長、県医師会長及び国立医療施設の管理者へＤＭＡＴもしくは医療救護班の出動を要請するとともに、自らのＤＭＡＴもしくは医療救護班を派遣するものとし、市町村長は、市郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣するものとする。要請を受けたＤＭＡＴ指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部長、県医師会長、国立医療施設の管理者及び市郡医師会長は、ただちにＤＭＡＴもしくは医療救護班を派遣するものとする。県は、ＤＭＡＴ指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会及び市郡医師会と緊密な連絡のもとＤＭＡＴもしくは医療救護班の出動について十分な調整を行うものとする。

特に、現地におけるＤＭＡＴもしくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行うものとする。県は、必要に応じて、厚生労働省、他都道府県からの医療班出動について調整を行うものとする。

3　救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検案、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

4　医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

5　対策本部の設置

【県、市町村】

災害発生地を管轄する市町村長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、市町村、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、市町村長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6　傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、知事及び市町村長がそれぞれの地域防災計画に基づいて行うものとする。

7　傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市町村長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び市郡医師会長において十分配慮するものとする。

8　費用の範囲と負担区分

【県、市町村】

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア　災害発生の原因者が明らかな場合は、　災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。

イ　災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する当該市町村が負担するものとする。

ウ　前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

9　補償

【県、市町村】

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規程及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第１項　基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う輸送に要した経費について災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

１　輸送に当たっての配慮事項

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。

(2) 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

ア　人命の救助、安全の確保

イ　被害の拡大防止

ウ　災害応急対策の円滑な実施

(3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各都道府県に協力を要請する。

２　災害発生後の各段階において優先されるもの

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 第１段階(災害発生直後の初動期)

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材

ウ　消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

エ　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者

オ　自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

カ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

キ　ヘリコプター等の燃料

(2) 第２段階(応急対策活動期)

ア　前記(1)の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災地外へ退去する被災者

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第３段階(復旧活動期)

ア　前記(2)の続行

イ　災害復旧に必要な人員、物資

ウ　生活用品

エ　郵便物

オ　廃棄物の搬出

3　市町村及び防災関係機関の緊急輸送

【市町村】

(1) 市町村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町村が行うことを原則とする。

(2) 市町村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。

(3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。

(4) 市町村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

【防災関係機関】

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4　緊急輸送状況の把握と輸送の調整

【県】

(1) 県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口（災害対策本部（総合対策部社会基盤対策班））を設置し、緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

(2) 県は、市町村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次のような場合は、災害対策本部（総合対策部社会基盤対策班）において調整を行う。

ア　災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合

イ　輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

第２款 陸上輸送体制の確立

第１項　基本方針

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

第２項　対策

1　対策の概要

(1) 県警察本部は交通規制を実施するとともに、緊急交通路の確保に努める。

(2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災害対策本部に連絡する。

(3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

(4) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された重要物流道路、1 次、2 次の緊急輸送道路の順に応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

(5) 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。

(6) 鉄道事業者は速やかに応急復旧を行い、鉄道交通を確保する。

2　交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

ア　交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

(ｱ) 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。（道路法第 46 条）

(ｲ) 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（道路交通法第 4 条）

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第 5 条・第 6 条）

(ｳ) 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認め　るときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の　道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

（災害対策基本法第 76 条第 1 項）

イ　交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行うものとする。

(2) 交通規制の種別と措置内容

ア　規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

(ｱ) 危険箇所における規制

a　道路法に基づく規制（同法第 46 条）

b　道路交通法に基づく規制（同法第 4 条・第 6 条）

(ｲ) 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条第 1 項）

イ　危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

ウ　緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

(ｱ) 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとるものとする。

a　緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式 1 による標示を設置して行う。緊急を要するために標示を設置することができないときは警察官の現場における指示により行う。

b　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、予め当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、予め当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

c　周知措置

本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

(ｲ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本款において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ　警察官等の措置命令等

(ｱ) 警察官の措置命令（災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項、第 2 項）

a　警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

b　a により措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

c　b の場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ｲ) 自衛官及び消防吏員の措置

a　警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

b　自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は a の措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

オ　緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

(ｱ) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

a　届出済証の交付を受けている車両の確認は、原則として、警察本部又は高速道路交通警察隊、警察署又は別途指定する交通検問所等において実施する。

ただし、県が保有する車両については、知事が行うことができるものとする。

b　緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式３の確認申出書に必要事項を記載させ、様式２標章と様式５確認証明書を交付する。

(ｲ) 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

a　確認の申請

災害時に緊急交通路等を通行し緊急輸送等に車両を使用する者は、様式３の確認申出書により、必要書類を添付して原則として警察署等に申請するものとする。

b　警察署等は、審査・確認を行い、様式２の標章と様式５の確認証明書を交付する。

カ　標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式１（標示）

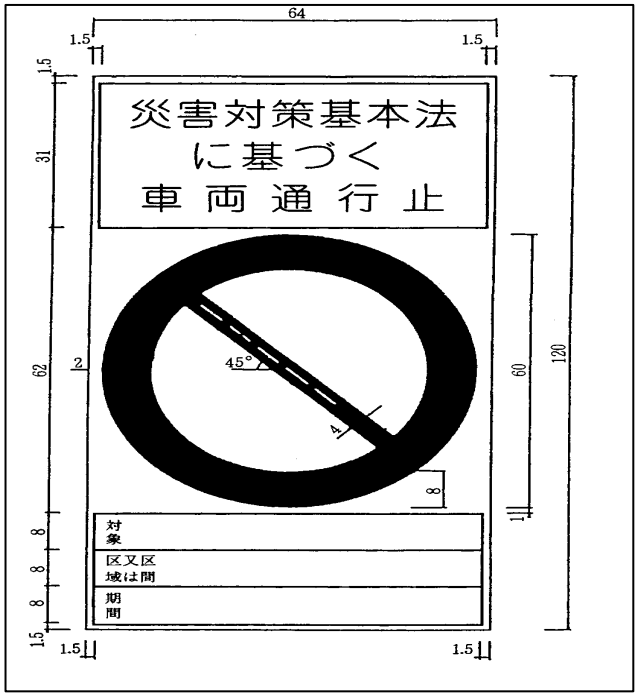

備考

1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式２（標章）

備考

1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式３（確認申出書）

別記様式第３（第６条関係）

年　　月　　日

宮崎県公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　　）　　局　　番
	氏名	
備考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

様式５（確認証明書）

別記様式第５（第６条の２関係）

第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

宮崎県公安委員会

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

(3) 緊急交通路の確保

ア　緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害時において災害対策基本法又は道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

イ　緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路 26 路線から構成され、高速道路を最優先の指定路線とし、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。また、高速道路が使用不可能な場合は、被災状況により通行可能な緊急交通路予定路線を選定し、緊急交通路を確保していく。

隣接県対応道路	県内主要道路	その他の道路
高速道路　3 路線	国　道　　2 路線	主要地方道　2 路線
自専道　　2 路線	主要地方道 6 路線	広域農道　　2 路線
国道　　9 路線		

＜緊急交通路予定路線＞

【緊急交通路予定路線】

区分	図面番号	路線名	優先順位	起点	終点	関係所属	備考
隣接県対応幹線道路	1	高速道路（九州道）	A	えびの市熊本境	えびの市鹿児島境	高速隊・えびの	熊本・鹿児島方面
	2	高速道路（宮崎道）	A	えびの市	宮崎市	高速隊・えびの・小林・都城・宮崎南	熊本・鹿児島方面
	3	高速道路（東九道）	A	日南市	延岡市大分県境	高速隊・宮崎南・宮崎北・日南 高岡・西都・高鍋・日向・延岡	大分方面
	4	北方延岡道路	A	延岡市	延岡市	高速隊・延岡	熊本方面
	5	都城志布志道路	A	都城市	都城市鹿児島県境	都城	鹿児島方面
	6	国道10号	B	延岡市大分境	都城市鹿児島境	延岡・日向・高鍋・宮崎北・宮崎南・高岡・都城	大分・鹿児島方面
	7	国道220号	C	宮崎市	串間市鹿児島境	宮崎北・宮崎南・ 日南・串間	鹿児島方面
	8	国道218号	B	延岡市昭和町	五ヶ瀬町熊本境	延岡・高千穂	熊本方面
	9	国道325号	C	高千穂町三田井	高千穂町熊本境	高千穂	熊本方面
	10	国道326号	C	延岡市	延岡市大分境	延岡	大分方面
	11	国道219号	C	宮崎市新名爪	西米良村熊本境	宮崎北・西都	熊本方面
	12	国道268号	B	高岡町赤谷交差点	えびの鹿児島境	高岡・小林・えびの	鹿児島方面
	13	国道221号	B	都城市都北町	えびの市熊本境	都城・小林・えびの	熊本方面
	14	国道223号	C	高原町	都城市鹿児島境	小林・都城	鹿児島方面
県内主要道路	15	主要地方道 都農綾線	B	都農町	木城町	高鍋	
	16	主要地方道 宮崎高鍋線	C	高鍋町	高鍋町	高鍋	
	17	主要地方道 高鍋高岡線	C	宮崎市高岡町	高鍋町	高岡・西都・高鍋	
	18	主要地方道 宮崎インター佐土原線	B	佐土原町佐土原ランプ	宮崎市 本郷南方本郷ランプ	宮崎北・宮崎南	一ツ葉有料道路（北線～南線）
	19	主要地方道 宮崎西環状線	C	宮崎市跡江	宮崎市古城町	宮崎南	
	20	国道269号	B	宮崎市北高松町	都城市平江町	宮崎北・宮崎南・都城	
	21	主要地方道 日南高岡線	C	日南市	高岡町	日南・宮崎南・高岡	
	22	国道222号	C	日南市	都城市	都城・ 日南	
その他	23	主要地方道 稲葉崎平原線	C	延岡市	延岡市	延岡	
	24	主要地方道 北方土々呂線	C	延岡市	延岡市	延岡	
	25	広域農道	B	日向市	西都市	日向・高鍋・西都	
	26	広域農道（黒潮ロード）	C	日南市	串間市	日南・串間	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

ウ　交通規制の実施

(ｱ) 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査班の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行うものとする。

○　家屋等の崩壊、火災による危険防止
○　道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
○　人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
○　避難路の確保
○　交通渋滞緩和のための措置

a　緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定するものとする。

b　交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあっては、現場警察官の指示で実施するものとする。

c　交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しないものとする。また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外するものとする。

d　迂回路対策

交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行うものとする。

e　放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者等と連携し各種法令を根拠に排除するものとする。

(ｲ) 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から 4、5 日ないし 1 週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図るものとする。

a　緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換えるものとする。（規制表示の変更）

b　緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

c　交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とするものとする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。

d　緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置するものとする。

e　迂回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行うものとする。

ｆ　交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用するものとする。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行うものとする。

ｇ　交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行うものとする。

ｈ　署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資するものとする。

ｉ　路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定に基づき措置するものとする。

(ｳ) 道路交通法に基づく交通規制(4、5 日ないし 1 週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(4) 自動車運転者のとるべき措置（交通の方法に関する教則）

ア　根拠

交通の方法に関する教則(昭和 53 年 10 月 30 日国家公安委員会告示第 3 号)第 10 章 第 3 節 災害などのとき

イ　内容

災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ｱ) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

○　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(ｲ)　速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ｳ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 自動車運転者のとるべき義務（災害対策基本法）

ア　根拠

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 76 条の 2

イ　内容

(ｱ) 自動車運転者のとるべき義務

a　災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

b　前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。

c　前記ａｂの規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(ｲ) 駐車の適用除外

a　前記(ｱ)のａｂによる駐車については、道路交通法第 3 章第 9 節〔停車及び駐車（第 44 条から第 51 条の 4）〕及び第 75 条の 8（高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止）の規定は、適用されない。

b　前記(ｱ)の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

3　道路（緊急輸送道路）の応急復旧

(1) 被害状況の把握

【県、市町村、道路管理者等】

県、市町村及び道路管理者等は、所管する災害対策本部が選定した緊急輸送ルートの被害状況、ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

【県】

県は、緊急輸送ルートの被害状況、ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を実施する場合には、重要物流道路及び第 1 次緊急輸送道路を最優先とし、次に第 2 次緊急輸送道路の順に行う。この場合 2 車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には 1 車線とし、適当な箇所に車両の交通ができる待避所を設ける。

【市町村】

市町村は、行政区域内の緊急輸送ルートの被害状況、ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

【九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

国土交通省宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、西日本高速道路株式会社及び県道路公社は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、重要物流道路及び緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保

【県、市町村、道路管理者等】

県は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

【県、市町村、道路管理者等】

道路管理者等は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(5) 応急復旧

【県、市町村、道路管理者】

被害を受けた重要物流道路及び緊急輸送路を直ちに復旧し、交通の確保に努める。

(6) 災害における交通マネジメント

【九州地方整備局、道路管理者】

ア　九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ　県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ　検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ　検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくこととともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑交通を維持する取組

4　道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

【県、市町村、防災関係機関】

ア　輸送のために必要とする自動車及びその運転者(以下「車両等」という。)の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行うものとする。輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて周知及び普及を図るものとする。

(ｱ) 応急対策を実施する機関に所属する車両等
(ｲ) 公共的団体に属する車両等
(ｳ) 自衛隊の車両等
(ｴ) 営業用の車両等（トラック協会等）
(ｵ) 自家用の車両等

イ　被災地の市町村内で車両等の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村または県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。

(2) 県における車両等の確保

【県】

県が業務遂行上必要とする車両の確保は、次の方法により行うものとする。

ア　県有自動車の掌握は会計管理対策室（物品管理調達班）において行うものとする。

イ　県の各部(局)は県有自動車を必要とするときは、災害対策本部総合対策部企画調整班を通じて会計管理対策室（物品管理調達班）に配車を要請するものとする。

ウ　会計管理対策室（物品管理調達班）はイに記載の要請があった場合は、車両等の保有状況等を考慮のうえ使用車両等を選定し、当該車両等を保有する県の各所属に提供を要請する。

エ　ウに記載の要請を受けた県の各所属は、別に当該車両を人命に関わる等の緊急の用務に使用する場合、当該車両の使用目的に何らかの制限のある場合及び当該車両が使用に耐えない場合等を除いては、原則として当該要請を受諾するものとする。

オ　会計管理対策室（物品管理調達班）は使用車両等が決定次第、災害対策本部総合対策部支援班及び要請者に通知するものとする。

カ　県有以外の車両等を確保する必要がある場合は、県の各部(局)は災害対策本部総合対策部支援班に確保を要請するものとする。

キ　災害対策本部総合対策部支援班は、県において必要があるときまたは市町村その他の輸送実務機関から災害対策本部総合対策部連絡調整班等の関係班を経由して要請があったときは、宮崎運輸支局に対し、車両等の確保を要請するものとする。

(3) 九州運輸局の緊急輸送

【九州運輸局宮崎運輸支局】

九州運輸局(陸上輸送に関すること)は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎運輸支局を通じて関係協会及び当運輸支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係自動車運送事業者に出動できるよう体制を整えさせることとする。

(4) 災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の調整

【県、西日本高速道路株式会社、宮崎県道路公社】

県は、西日本高速道路株式会社や宮崎県道路公社等の有料道路の管理者と、道路整備特別措置法第２４条第１項ただし書きに基づき、高速自動車国道又は自動車専用道路の通行に当たって料金を徴収しない車両のうち、災害応急対策等に従事する車両に対して行われる有料道路の免除措置に係る調整を行う。

5　鉄道の応急復旧

(1) ＪＲ九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

大規模災害時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

ア　災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合、必要に応じ自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

イ　情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市町村・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

ウ　応急措置の実施

(ｱ) 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

a　駅長が行う避難誘導

(a) 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し避難させる。

(b) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。

b　乗務員が行う避難誘導

(a) 列車が駅に停止している場合は、輸送指令員等の指示による。

(b) 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

① 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。

② 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

③ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(ｳ) 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

エ　広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第３款 海上輸送体制の確立

第１項　基本方針

港湾及び漁港の被害、復旧情報に基づき、海上輸送ルートを定めるとともに港湾、漁港の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

また、緊急輸送実施機関は輸送手段の確保を図るものとする。

第２項　対策

1　海上輸送路の確保

【県】

(1) 港湾及び漁港の管理者は、市町村、自衛隊、宮崎海上保安部、九州地方整備局等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、災害対策本部に報告する。

(2) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを定める。

(3) 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、宮崎海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

2　港湾、漁港の応急復旧

【県】

(1) 緊急輸送港啓開の実施

港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被害状況、緊急輸送港の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、宮崎海上保安部、消防機関、九州地方整備局及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

(2) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

(3) 係留許可

県は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

3　輸送手段の確保

緊急輸送は、海上自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

なお、知事は必要に応じ国及び他の都道府県に対し協力を要請する。

① 県有船舶

② 海上自衛隊の艦艇

③ 海上保安庁の船艇

④　民間船舶及び漁船

第４款 航空輸送体制の確立

第１項　基本方針

宮崎空港の応急復旧を行うとともに臨時ヘリポートを確保する。

また、航空交通の輻輳による二次災害防止のため航空管制を行うとともに、輸送手段を確保し、輸送体制を確立する。

第２項　対策

1　空港の応急復旧

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設及び電源施設

施設の被害状況を速やかに調査し、基本施設については、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するための応急復旧措置を講ずる。

また、電源施設については、必要に応じ、施設の機能損傷箇所の応急復旧措置を講ずるとともに、被害の状況によっては、電力会社に対し、非常用発電機、変圧器等の貸与等、必要な電源が優先的に確保できるよう要請する。

(2) 管制施設、航空保安施設及び専用電話回線

施設の被害状況を速やかに調査し、復旧要員及び復旧用資機材に応じ、優先順位を付けて復旧を行う。

また、管制用専用電話等の回線に損傷を受けた場合は、直ちにＮＴＴに調査を依頼するとともに、必要に応じ可搬無線機等による回線の確保を要請する。

2　空港における航空輸送の確保

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設・航空保安施設の緊急点検

ア　災害発生後、直ちに航空機の離着陸を禁止し、速やかに滑走路等の空港基本施設の点検を行い、異常の有無を確認する。

イ　災害発生後、直ちに管制施設、無線施設、航空灯火等の航空保安施設及び非常用発電機等電源施設の機能・作動状況等を確認し異常の有無を確認する。

(2) 空港施設の被害状況に基づく運航条件の決定

ア　空港基本施設及び管制施設の被害状況に基づき、航空機の運航の可否(全機種不可、ヘリコプターのみ可、使用可能滑走路の長さによる機種の限定等)について決定する。

イ　航空保安施設及び電源施設の被害状況に基づき、航空機の運航制限の条件(夜間における離着陸の禁止、計器気象状態における飛行の禁止等)について決定する。

3　緊急時ヘリコプター離着陸場の確保等

【県】

(1) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めた離着陸場で行うことを原則とする。

(2) 地方支部は、管内市町村を通じあらかじめ定めた離着陸場の使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。

(3) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

4　飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保

大規模災害時には、緊急輸送、負傷者搬送、消火活動等のための航空機のほか、報道機関による撮影のための航空機による運航が想定されるため、緊急性・重要性を考慮したうえで、二次災害防止の措置を講じ、緊急用航空輸送を確保するものとする。

(1) 宮崎空港における措置

【大阪航空局宮崎空港事務所】

上局との調整を踏まえ、緊急用航空輸送を確保するため、以下の措置を講ずる。

ア　消火、救急救難等に従事する(消防・防災)、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機の宮崎空港における離着陸の禁止又は制限を行う。

イ　宮崎空港周辺及び離着陸コース周辺において、公的航空機・救援物資輸送機と他の航空機との間における輻輳回避、衝突防止のため臨時の緊急輸送ルート、待機空域の設定等、飛行制限措置を講ずる。

また、宮崎空港及び近隣・近県他空港・飛行場と被災地におけるヘリコプター基地との間に、必要に応じ緊急輸送ルートを設定し、他の航空機との輻輳回避、衝突防止のための飛行制限措置を講ずる。

ウ　場外着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応措置を講ずる。

(2) 自衛隊による飛行情報の提供

【自衛隊】

宮崎空港周辺外及び離着陸コース周辺外における緊急時ヘリコプターの離着陸場においては、宮崎空港事務所と調整の上、自衛隊が必要に応じて二次災害防止のための飛行情報所を開設し、前記の空域を飛行する航空機は、当該飛行情報所の情報提供により、行動するものとする。

(3) 情報の提供

【大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊】

ア　宮崎空港の離着陸規制、空港周辺空域における飛行規制、緊急輸送ルートの設定及びそれに係る飛行規制等については、航空情報（ノータム）の発行を航空情報センターに依頼し、関係航空機及び関係機関に周知を図る。

イ　自衛隊は飛行情報所を開設したときは、関係航空機及び関係機関に周知を図るものとする。

5　航空輸送手段の確保

【県】

緊急輸送は、県防災救急ヘリコプターによるほか、自衛隊、日本赤十字社宮崎県支部等の協力を得て次の航空機により行う。

①　自衛隊の航空機
②　警察用航空機
③　赤十字飛行隊及び民間の航空機

第７節 燃料の確保活動

第１款 燃料の優先供給

第１項　基本方針

地震・津波災害時においては、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う重要施設や緊急通行車両等に対して優先的に燃料を供給するものとする。

第２項　対策

1　県内での燃料供給体制

【県・宮崎県石油商業組合・石油連盟・宮崎県ＬＰガス協会】

(1) 宮崎県石油商業組合への要請

県は、発災後速やかに宮崎県石油商業組合に対し、「災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定」に基づき、中核給油所をはじめとする県内の給油所において緊急通行車両等に優先給油を行うよう要請するものとする。

また、重要施設から県に対し、燃料供給の要望があった場合には、県は、宮崎県石油商業組合に対し、小口燃料配送拠点からの燃料輸送について要請する。

(2) 宮崎県ＬＰガス協会への要請

重要施設から県に対し、燃料供給の要望があった場合には、県は、宮崎県ＬＰガス協会に対し、中核充てん所からの燃料輸送について要請する。

(3) 国等への要請

県は、県内における重要施設への燃料供給が逼迫した場合には、国及び石油連盟に対して支援を要請する。

(4) 市町村間の調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

2　県民への協力要請

【県】

県は、応急復旧を速やかに行うため、県民に対し自動車による外出をなるべく控えるよう協力を求めるとともに、緊急通行車両等や重要施設に対して優先的に燃料が供されることについて周知徹底を図るものとする。

第８節 電力・ガスの臨時供給活動

第１款 電力・ガスの臨時供給

第１項　基本方針

大規模災害時においては、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に供給するものとする。

第２項　対策

1　県内での電力・ガス供給体制

【県、九州電力・九州電力送配電、宮崎ガス】

(1) 情報提供及び要請

九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスは、発災後、供給に支障が生じている地域を県に情報提供し、県は重要施設における電力・ガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力・ガスの臨時供給を九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスに対し要請するものとする。

(2) 臨時供給

九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスは、県からの要請に基づき重要施設に対し速やかに電力・ガスの臨時供給を行う。

九州電力・九州電力送配電は、電源車が不足する場合、他の電気事業者等に対し広域的な資機材、人員の融通を求めることとする。

宮崎ガスは、移動式ガス発生設備が不足する場合、他の一般ガス導管事業者等に対し広域的な資機材、人員の融通を求めることとする。

(3) 必要な燃料の供給

九州電力・九州電力送配電は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合、経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会・石油連盟と調整を行う。

宮崎ガスは、燃料となる液化石油ガスが不足する場合、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者と調整を行う。

第９節 避難収容活動

第１款 避難誘導の実施

第１項　基本方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難誘導時の救出に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

１　避難対策の実施責任者

(1) 避難の指示

避難の指示の実施責任機関は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第 60 条第 5 項～7 項)

- 避難の指示
  - 災害全般について
    - 市町村長（災害対策基本法第60条）
    - 警察官（警察官職務執行法第４条第１項、災害対策基本法第61条）
    - 自衛官（自衛隊法第94条）
    - 海上保安官（災害対策基本法第61条）
  - 洪水について
    - 知事またはその命を受けた職員（水防法第29条）
    - 水防管理者（水防法第29条）
  - 地すべりについて
    - 知事またはその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行うこととする。なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。
(災害対策基本法第 73 条第 1 項)

- 災害全般について
  - 市町長またはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員(災害対策基本法第63条第1項)
  - 警察官(災害対策基本法第63条第2項)
  - 海上保安官(災害対策基本法第63条第2項)
  - 自衛官(災害対策基本法第63条第3項)
- 火災について
  - 消防吏員・消防団員(消防法第23条の2)
  - 警察官(消防法第23条の2)
- 水災について
  - 水防団長・水防団員(水防法第21条第1項)
  - 警察官(水防法第21条第2項)
  - 消防吏員・消防団員(水防法第21条第1項)
- 火災・水災以外について
  - 消防吏員・消防団員(消防法第36条)
  - 警察官(消防法第36条)

(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、市町村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時には自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所にあっては，管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との日頃からの連携に努める。

(4) 被災者の運送

知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとし、指定公共機関等がその要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2　避難指示

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

・津波	・余震による建物倒壊
・土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流)	・地震水害(河川、海岸、ため池等)
・延焼火災	・その他
・危険物漏えい(劇毒物、爆発物)	

(2) 避難の指示

【市町村長及び水防管理者】

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。さらに，市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

【警察官及び海上保安官】

警察官及び海上保安官は、市町村長が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

【警察官】

警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第４条第１項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

【知事またはその委任を受けた職員】

ア　知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

イ　地すべり法第 25 条に基づき知事又はその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。

(3) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア　発令者

イ　差し迫っている具体的な危険予想

ウ　避難対象地区名

エ　避難日時、避難先及び避難経路

オ　避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

カ　出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

ア　市町村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき関係市町村長及び関係機関に通知するものとする。

イ　市町村長はみずから避難の指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ｱ) 関係機関への連絡

県及び市町村長は、避難指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(ｲ) 住民への周知徹底

市町村長は、避難指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

ａ　テレビ、ラジオ、市町村防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のＳＮＳ（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・ＦＡＸ・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による積極的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者　その他の者に徹底せしめる。

ｂ　報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

(5) 避難指示等の助言

【県、指定地方行政機関】

県及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

【県】

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

3　避難実施の方法

【市町村職員、警察官、消防職員、海上保安官等】

市町村長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当っては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

ア　高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者

イ　防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

ア　避難に当たっては、市町村、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止及び避難の安全迅速化を図るものとする。

イ　避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ　誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を２か所以上選定しておくものとする。

エ　避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

オ　避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4　警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

ア　市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。

イ　警察官または海上保安官は、市町村長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、または市町村長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。

ウ　災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア　市町村長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ　市町村長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5　避難場所への市町村職員等の配置

市町村長が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町村職員(消防職員、団員を含む。)を配置する。

6　避難場所における救護等

(1)　避難場所に配置された市町村職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア　火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

イ　避難した者の掌握

ウ　必要な応急の救護

エ　状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

(2)　市町村長が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

7　避難状況の報告

(1)　市町村は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に揚げる避難状況の報告を求める。

ア　避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ｱ) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)

(ｲ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
(ｳ) 市町村等に対する要請事項

イ　避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。
(ｱ) 避難場所名
(ｲ) 避難者数・避難世帯数
(ｳ) 必要な救助・保護の内容
(ｴ) 市町村等に対する要請事項

(2) 市町村は、避難状況について、県へ報告する。

第２款 避難所の開設、運営

第１項　基本方針

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の開設、運営に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

１　避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

【市町村】

市町村は、避難所を開設する必要があると認められる時は、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導するものとする。

特に、要配慮者への避難誘導に留意するものとする。

ア　基本事項

(ｱ) 対象者

a　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

b　現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)

c　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

・市町村長の避難命令を受けた者

・市町村長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

(ｲ) 開設場所

a　あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設するものとする。

b　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

c　災害の様相が深刻で、市町村内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

d　要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置するものとする。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させるものとする。

(ｳ) 設置期間

a　避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小するものとする。

b　避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図るものとする。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図るものとする。

ｃ　避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の提供をすすめるものとする。

ｄ　災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、原則７日以内とする。

ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣府特命担当大臣（防災）の承認を必要とするため県と協議するものとする。

(ｴ) 県への報告

市町村は避難所を開設した場合、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。

この場合の報告事項はおおむね次のとおりである。

・全国共通避難所・避難場所 ID（内閣府から当該指定避難所に付与された ID）
・避難所の開設の日時及び場所
・開設数及び収容人員
・開設見込み期間

(ｵ) 国への報告

【県】

県は、市町村が報告した全国共通避難所・避難場所 ID 情報及び避難所開設情報を国に共有するものとする。

(ｶ) 県への要請

市町村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請するものとする。

イ　その他

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

【県】

県は市町村から要請があった場合、あるいは市町村の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に対して避難所開設について協力を依頼するとともに、必要な資材等の調達を支援するものとする。

(2) 避難所の運営

【市町村】

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ア　管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として市町村職員の管理責任者に男女両方を配置する。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ　管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

(ｱ) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。

(ｲ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。

要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

(ｳ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市町村災害対策本部と連絡を行う。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

(ｴ) ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行う。

ウ　生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベット等の簡易ベットの設置や栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所の状況、快適なトイレの設置状況等、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め、次の事項について対応する。

(ｱ)避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。

(ｲ)感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（設備、備品の例示）
・畳、マット、カーペット、段ボールベット
・間仕切り用パーティション
・冷暖房機器
・仮設風呂・シャワー
・洗濯機・乾燥機
・簡易トイレ、仮設トイレ
・調理器具
・その他必要な設備・備品

(ｳ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努めるものとする。

なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、避難行動要支援者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(ｴ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。

(ｵ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。

(ｶ) 避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等への配慮、こども・若者の居場所の確保、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、こども・若者等のニーズに配慮した避難所運営に努めるものとする。

a　授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース、キッズスペースや学習スペースの設置

b　生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する。

ｃ　仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。

ｄ　女性や子どもに対する性暴力・ＤＶ等を予防するため、ＤＶについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う。

ｅ　男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。

ｆ　避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

(ｷ)避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

エ　住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事つくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

オ　指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所や個々の事情によりその地域において在宅避難や車中避難にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。市町村は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合、車中避難が発生する場合に備え、あらかじめ地域の実情に応じ支援方策の検討に努める。

支援に際して市町村は、食料等の必要な物資の確保及び保健師、福祉関係者等と連携し健康状況把握の取り組みの調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的・共有範囲についての検討に努める。

避難所の運営担当は、当該避難所や在宅避難者及び車中避難の支援拠点等などは、その設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者や車中避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

【県】

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い市町村の対応を支援するものとする。

第３款 被災者の把握

第１項　基本方針

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の提供、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第２項　対策

１　避難者、在宅被災者の把握

【市町村】

⑴ 避難者の状況把握

市町村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用するものとする。

ア　登録事項

(ｱ) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
(ｲ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
(ｳ) 親族の連絡先
(ｴ) 住家被害の状況や人的被害の状況
(ｵ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
(ｶ) 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
(ｷ) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
(ｸ) その他、必要とする項目

イ　登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

ウ　登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要提供数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

エ　登録結果の報告

登録の結果は、日々、市町村の災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

⑵ 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難してしいない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

避難所の過密回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、、協定・届出避難所として位置づけられた避難所や独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はもとより、ＮＰＯやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

【県】

被害の状況が甚大で、市町村において避難者の状況把握等が困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応する。

2　被害認定

【市町村】

当該市町村は被害認定を、第３章第 17 節第１款の基準により行う。

第４款 避難生活環境の確保

第１項　基本方針

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、いわゆるエコノミー症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

1　避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

【市町村】

市町村は、避難者、特に要配慮者（高齢者や乳幼児等）等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

また、必要に応じ簡易トイレ、マンホールトイレ、トイレカーなどのより快適なトイレの設置に配慮するとともに仮設トイレの早期設置に努める。

【県】

県は、市町村からの要請があった場合、トイレカーの配備に努めるとともに入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼する。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

【県、市町村】

県及び市町村は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

2　健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

【県、市町村】

ア　県及び市町村は、医師及び保健師、災害支援ナース等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ　巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

ウ　継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

【県、市町村】

ア　県は、保健所に心の相談所を速やかに設置し、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じてＤＰＡＴの派遣を要請し、精神医療の提供を行う。また、メンタルヘルスに関する普及啓発に努める。

イ　県は、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失したり、入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援を行う。

ウ　市町村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

エ　市町村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

⑶ 継続的要援助者のリストアップ

【県、市町村】

県及び市町村は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

⑷ 関係機関との連携の強化

【県、市町村】

県及び市町村は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

⑸ 避難所外避難者の健康状態の把握

【県・市町村】

在宅避難等や車中避難など避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の確保、利用者数、食料等の必要な物資数等の集約・配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報の提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。なお車中泊の避難の早期解消に向け必要な支援の実施に配慮するように努める。

第５款 要配慮者への配慮

第１項　基本方針

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

１　要配慮者に配慮した応急対策の実施

【市町村】

⑴ 災害発生直後に必要な対策

ア　避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿や計画を提供でき、この場合、名簿情報や計画情報を提供することについて本人（計画に関しては、避難支援者を含む。）の同意を要しないことに留意する。

イ　避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所など安全な場所への速やかな避難誘導を行う。

⑵ 早期に必要となる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

ア　一般の避難所での対策

(ｱ) 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。

(ｲ) 障害者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。

(ｳ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮する。

また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。

(ｴ) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障害に対しては掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字、外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。

(ｵ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

(ｶ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図る。

イ　福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意する。

(ｱ) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。

(ｲ) 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。

(ｳ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

【県】

県は、要配慮者の被災状況、避難の状況等を市町村を通じて把握するとともに、保健医療サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局とも連携し、市町村を支援する。

2　関係団体等との連携

【市町村】

市町村は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

【県】

県は、市町村の行う関係機関・団体との連携を支援するとともに、社会福祉施設等への入所について調整を行う。

3　社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

【社会福祉施設管理者】

(1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行う。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行う。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行う。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市町村等に対して供給応援を要請する。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請する。

(5) 相談窓口開設への協力

市町村の実施する避難所や在宅の災害時要援護者への相談窓口開設に協力する。

⑹ その他

防災関係の厚生労働省からの各通知及び「社会福祉施設地震防災マニュアル」（厚生省社会援護局施設人材課監修）等により、対応する。

【県 市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

【各ライフライン事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4　避難行動要支援者に対する安全確保対策

⑴ 支援要員の確保

【市町村】

市町村は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

⑵ 安否確認、救助活動

【県、市町村】

県及び市町村は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、あるいは保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

【県警察本部】

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する。

⑶ 搬送体制の確保

【県、市町村】

県及び市町村は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

⑷ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

⑸ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

【県、市町村】

県及び市町村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

⑹ 保健・福祉巡回サービス

【県、市町村】

県及び市町村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

⑺ 保健・福祉相談窓口の開設

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

⑻ 避難所における要配慮者に対する支援対策

【市町村】

ア　避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ　相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ　福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(ｱ)　市町村は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

(ｲ)民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、市町村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

(ｳ)　福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

5　外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

【県、市町村】

県及び市町村は、インターネット通信等や広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

【市町村】

市町村は、警察、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

【県、市町村】

ア　避難所及び在宅の外国人への情報提供

県及び市町村は、避難所や在宅の在日外国人、訪日外国人の安全な生活を支援、確保するため、多言語等により外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ　テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び市町村は、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

第６款 応急住宅の確保

第１項　基本方針

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して県、市町村は①応急仮設住宅の建設、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の３種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村に対して行われる応急仮設住宅の提供及び応急修理に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

１　基本事項

(1) 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった市町村については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該市町村長が行うものとする。

(2) 県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお，応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(3) 県は、災害応援協定に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人宮崎県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。

(4) 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

2　応急仮設住宅の建設・管理

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から 2 年以内とする。

(2) 設置戸数の決定

県は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア　設置場所は、原則として国、県、市町村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。

なお、国有地については、国有財産法第 19 条及び第 22 条第 1 項第 3 号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

イ　民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、市町村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置すること。

ア　住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

・生活保護法の被保護者並びに要保護者
・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
・前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア　県は、応急仮設住宅を建設した時は、その維持管理に努めなければならない。

ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市長村長に委任することができる。

イ　管理者は、常に入居者の実態を把握して、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成や運営などの保健・医療・福祉、住

宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

ウ　応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。

エ　応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意すること。

オ　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮すること。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

ア　応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。

イ　大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進めるものとする。

ウ　自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。

エ　応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。

オ　高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(10)応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他、住宅等に関する情報の提供

3　被災住宅の応急修理

【県、市町村】

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から３か月以内に完了するものとする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

なお、市町村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生員等からなる選考委員会を設置すること。

ア　半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当って日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

県は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。市町村も同様とする。

市町村長は、この事務について、市町村職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

4　公的住宅等の空き家の活用

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

なお、国家公務員宿舎ついては、国有財産法第 18 条第 6 条及び第 19 条により使用の許可を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

第７款 広域避難及び広域一時滞在

第１項　基本方針

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第２項　対策

1　広域避難

(1)　市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

(3)　市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4)　県・市町村・運送事業者等は、あらかじめ具体的な運用を定めるとともに、関係者間で適切な役割分担を行った上で，広域避難を実施するよう努めるものとする。

2　広域一時滞在

(1)　被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

(2)　県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで市町村に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。

(3)　国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

(4) 被災市町村は、広域一時滞在の受入市町村との間で、被災住民に関する情報の共　有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第１款 食料の供給

第１項　基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から食料供給要請があった場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が食料供給に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

１　食料の調達

県は、市町村から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

⑴ 現物備蓄

【県】

県は、次の手順により、食料を迅速に供給する。

ア　県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ　輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定締結している県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

⑵ 流通備蓄からの調達

【県】

県は、次の手順により食料を迅速に調達し供給する。

ア　事業者等が輸送する場合

(ｱ) 県は、市町村及び協定締結している県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(ｲ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請を行う。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ｳ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(ｴ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ　前記アによる輸送が困難な場合

(ｱ) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(ｲ) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に対し航空機及び車両による輸送を要請するものとする。

⑶ 他都道府県等からの調達

【県】

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、農林水産省又は九州農政局及び他の都道府県に応援を要請する。

⑷ 政府所有の米穀の調達

【農林水産省農産局長、県、市町村】

ア　知事は、災害救助法等が発動され、市町村からの要請、又は県がその必要があると認めた場合は、農林水産省農産局長に対し、災害救助米穀の要請を行う。
　なお、市町村長が直接、農産局長に対し要請を行った場合は、必ず市町村担当者から報告をさせる。
イ　農産局長は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事又は市町村長から緊急の引渡要請を踏まえ対応する。
ウ　農産局長は、アの要請を受けたときは、必要に応じ受託事業者に対し、知事又は知事の指定する引取人に災害救助用米穀を引渡しするよう指示する。
エ　売却の方法、その他売却の手続等については「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によるものとする。

⑸国への不足する物資の要請

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

また、国は、県及び市町村が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合は、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき県、市町村からの要請がなくとも市町村に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始することとしている。プッシュ型支援に当たっては、国の新物資システム（Ｂ－PLo）により行うこととなる。

⑹ 荷役・輸送体制

【県、市町村】

ア　避難所まで物資がスムーズに行き届くように、県、市町村、物流関係事業者、ＮＰＯ等の役割分担を明確化し、それぞれがその特性を最大限に発揮しながら協働できるよう、また、災害の規模に応じ新物資システム（Ｂ－PLo）を活用し物資の発注状況や輸送状況等の情報を共有できる仕組みの構築を検討する。また、操作習熟を図るため、日頃から研修や訓練の実施に努めるものとする。なお、物資の輸送にあたっては、県や市町村の引き渡し場所から先の各指定避難場所等までの配送体制の確保状況等に留意し適切に対応に努めるものとする。
イ　物資輸送拠点での荷役の要員確保及び資機材等の確保並びに支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係事業者等との協定の締結を推進する。
ウ　交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、緊急の輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター派遣の要請を行うとともに、消防庁の支援を受けながら無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

2　炊出しその他による食料の給与

【市町村】

市町村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出や現物備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

⑴ 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

⑵ 給与の内容

ア　食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給すること。
イ　乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給すること。
ウ　食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。
エ　避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること。

⑶ 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

⑷ 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

⑸ 品目

米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

【県】

県は、市町村から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

ア　赤十字奉仕団、自衛隊等への応援要請

イ　集団給食施設への炊飯委託

ウ　調理不要な食パン等の供給

3　物資輸送拠点の指定及び管理

⑴ 物資輸送拠点の指定

【県】

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した広域物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害連携協定等に基づいて輸送拠点での物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を整え調達した食料などの集積及び配分を行うとともに、地域内輸送拠点までの配送体制を確保する。

【市町村】

市町村はあらかじめ定めた地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害連携協定等に基づいて輸送拠点での物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を整え調達した食料などの物資の集積及び配分を行う。

⑵ 物資輸送拠点の管理

【県、市町村】

県及び市町村は、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携して、物資輸送拠点ごとに速やかに管理運営責任者、運営に必要な人員や資機材及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期するものとする。

県及び市町村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

第２款 飲料水の供給及び給水の実施

第１項　基本方針

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が飲料水の供給に要した費用について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

1　飲料水の供給

【市町村】

市町村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア　災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ　給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受けること。

ウ　断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から飲料水の供給に関して支援要請を受けたとき、飲料水製造業者や小売り業者等関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行うほか、災害救助法が適用となった市町村からの支援要請については、流通備蓄等からの供給を行うものとする。

また、県のみで市町村からの支援要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

2　応急給水の実施

【水道事業者】

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水基本計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。なお、応急給水に当たっては、次の項目に留意するものとする。

(1) 公平で効率的な応急給水

水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

(2) 応急給水基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

(3) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

(4) 重要施設の優先的給水

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

第３款 生活必需品の供給

第１項　基本方針

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には市町村が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から生活必需品を供給するほか、当該市町村が生活必需品給(貸)与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

1　生活必需品の調達

【県】

県は、市町村からの支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、他県や小売業等関係業界に対し生活必需品の供給を要請する。

(1) 現物備蓄

県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

ア　県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。

同時に輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ　輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定を締結している都道府県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通備蓄

県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。

ア　事業者等が輸送する場合

(ｱ) 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(ｲ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。

同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ｳ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(ｴ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ　前記アによる輸送が困難な場合

(ｱ) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。

(ｲ) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(3) 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めた時は、他の都道府県に応援を要請する。

2　生活必需品の給(貸)与

【市町村】

市町村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必帯品を、現物備蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

(3) 給(貸)与の方法

ア　生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与すること。
イ　世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与すること。
ウ　備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与すること。

(4) 品目の例示

①　寝具(毛布等)
②　日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等)
③　様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
④　炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
⑤　食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
⑥　光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
⑦　車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
⑧　女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)
⑨　その他(ビニールシート等)

(5) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から生活必需品の調達の支援要請を受けた場合、生活必需品製造業者及び小売業者等関係業界からの調達を支援する。

また、災害救助法の適用のあった市町村への生活必需品の供給については、県の現物備蓄や流通備蓄から供給する。

(2) 国、他の都道府県への要請

被災地方公共団体は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。県のみで市町村からの調達要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

第 11 節 保健衛生、福祉、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

地震災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

第１款 保健衛生福祉対策の実施

第１項　基本方針

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、県及び市町村は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うとともに高齢者等の要配慮者、在宅避難者などの多様なニーズに対応するため福祉的な支援等の充実に努める。

また、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施するものとする。

なお、県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

第２項　対策

１　健康対策の実施

【県、市町村】

(1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ災害支援ナースや災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(2) 巡回健康相談の実施

ア　県及び市町村は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や災害支援ナース及び男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。

イ　県及び市町村は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。

ウ　県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町村に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。

エ　県は、巡回健康相談の実施にあたり、市町村と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする

(3) 巡回栄養相談の実施

ア　県及び市町村は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。

イ　県及び市町村は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。

ウ　県は、巡回栄養相談の実施にあたり、市町村と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

(4) 巡回歯科相談の実施

ア 県及び市町村は、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。

イ 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

ウ 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

２　精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) 精神科救急医療の確保

【県】

県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確

保する。また、必要に応じてＤＰＡＴ派遣の要請を行い、ＤＰＡＴは精神科医療機関の機能の補完を行う。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行う。その際においても、ＤＰＡＴは病床確保・調整等において必要に応じて支援する。

⑵ メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

ア　心の相談所の設置と救護活動の実施

【県、市町村】

県は、市町村(保健センター)の協力を得ながら、保健所に心の相談所を設置し、精神保健福祉センターは心の相談所に対し、助言・指導を行う。また、必要に応じて、ＤＰＡＴの派遣の要請を行う。

イ　心の相談所は、DPATの派遣等支援体制の進展に応じて、次のとおり救護活動を実施する。

(ｱ) 第一段階

a 常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

b ＤＰＡＴ活動拠点本部を通じた保健所とＤＰＡＴ先遣隊・ＤＰＡＴとの連携

(ｲ) 第二段階

a ＤＰＡＴによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ｳ) 第三段階

a 心の相談所における被災者及び支援者に対するメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

b 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

(ｴ) 第四段階

a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、移動が困難な在宅への訪問活動

b 災害ストレスによる精神的不調への対応及び悪化防止のための啓発

c ＤＰＡＴ活動拠点本部における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集並びに災害時こころの情報支援センターとの情報共有

d 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

⑶ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

【県、市町村】

被災者の心理的ケアに対応するため、県、市町村は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配付する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

3 福祉対策の実施

【県, 市町村】

ア 県は、必要に応じ、その地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

イ 県は、避難所等の高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズの対応のため、必要に応じ市町村及び福祉関係者と連携しながら災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

第２款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

第１項　基本方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び市町村は、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

第２項　対策

１　防疫対策の実施

⑴ 防疫組織の設置

【県、市町村】

県は、感染症のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、対策本部内及び保健所毎に防疫関係の組織を設置するとともに、平常時より職員の防疫作業の習熟を図る。

市町村は、それぞれ防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

⑵ 防疫措置情報の収集・報告

【県、市町村、医療機関】

県及び市町村は、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、市町村または保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

⑶ 防疫対策

【県、市町村】

県及び市町村は、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

⑷ 消毒薬品・器具器材等の調達

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

⑸ 防疫措置等の実施

【県】

県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。

また被災状況に応じ、自衛隊及び他県等関係機関に対し、防疫活動を要請する。

ア　被害状況の調査及び市町村指導
イ　検病調査及び健康診断
ウ　避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
エ　飲料水等の消毒指導
オ　その他の防疫措置に必要な事項

【市町村】

市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行うものとする。

⑹ 臨時予防接種の実施

【県】

県は感染症の予防上必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日を指定して臨時の予防接種を実施するものとする。

実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の操上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所または環境衛生上病毒伝播のおそれがある地域に患者もしくは保菌者が発見され、流行のおそれがある場合には緊急に予防接種を実施するものとする。

⑺ 患者等の措置

【県】

保健所長は、被災地において、感染症患者（一部疑似症を含む。）または病原体保有者を入院させるに当たっては、交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、

感染症指定医療機関以外の病院もしくは診療所であって、知事が適当と認めるものに入院させる措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動

【県、市町村】

県及び市町村は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(9) 記録の整備及び状況等の報告

【県】

保健所長は災害防疫に関し、市町村等からの報告をとりまとめて記録を整備するとともに、早急、また必要に応じ逐次、次の事項を県福祉保健部長に報告するものとする。

なお、県は保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに必要に応じ厚生労働省に報告する。

ア　被害状況
イ　防疫活動状況
ウ　防疫活動に必要な物品及び経費
エ　防疫活動の終息と事務処理の結果等

【市町村】

市町村は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(10) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和 40 年 5 月 10 日付け衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

2　食品衛生対策の実施

【県】

(1) 食中毒の未然防止

県は、被災地における食品の衛生確保を図るため、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

ア　食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。
イ　食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
ウ　食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上の改善を必要に応じ指導する。
エ　食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導するよう要請する。
オ　被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合には、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

ア　食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大及び再発防止に努める。
イ　食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。

(3) 食品衛生に関する広報

県は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

3　愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

【市町村】

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、被災者支援等の観点から市町村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

【県・市町村】

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管
イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管
ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管
エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
オ　愛護動物に関する相談の実施等

(3) 避難所における愛護動物の適切な指導等

【県】

県は、避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

ア　各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び飼養に関する資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
イ　避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整

(4) 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

【県・市町村】

必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

第３款 災害廃棄物処理

第１項　基本方針

災害による大量の廃棄物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

第２項　対策

1　建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

【市町村】

市町村は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア　人員、資機材等の確保
市町村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ　応援要請
市町村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

【県・市町村】

県及び市町村は、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア　災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

(ｱ) 市町村が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

(ｲ) 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。市町村は所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

(ｳ) 損壊家屋については、石綿やＰＣＢ等の有害物質、ＬＰガスボンベ、太陽光発電施設、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(ｴ) 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

イ　仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

市町村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

(4) 県の措置

【県】

ア　職員の派遣

県は、市町村から要請があった場合、もしくは被災市町村の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施する。

イ　最終処分場までのルートの確保

県は、市町村からの要請に基づき、最終処分までのルートの確保を応援する。

ウ　広域的応援要請

(ｱ) 県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行う。

(ｲ) 被災市町村や県内市町村でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に応援を要請する。

エ　事務委託

災害廃棄物の発生量が膨大であり、被災した市町村での処理が困難と判断される場合には、地方自治法に基づく事務委託を市町村から受け、県が災害廃棄物処理を行う。

(5) 実効性の確保

【県、市町村】

県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、対策の実効性の確保に努めるものとする。

(6) 県民の行動

ア　市町村が定める分別区分を遵守する。

イ　仮置場への搬出は、市町村の指示に従う。

2　避難所・生活ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

ア　市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

イ　市町村はごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア　人員、資機材等の確保

市町村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ　応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア　避難所ごみ、生活ごみの収集

市町村は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行う。

イ　住民への広報

市町村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(4) 県の措置

【県】

ア　県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

イ　県は、被災市町村や県内市町村で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、応援を要請することとする。

(5) 県民の行動

ア　ごみは指定された方法により搬出する。

イ　河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3　し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

ア　市町村は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。

イ　市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ　市町村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア　人員、資機材等の確保

市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ　応援要請

(ｱ)　市町村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(ｲ)　市町村は、近隣市町村等からの応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア　処理施設の復旧と収集・運搬の実施

市町村は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ　住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ　河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

エ　仮設(簡易)トイレの設置

市町村は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討するものとする。

(4) 県の措置

【県】

ア　県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ　県は、被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、支援を要請する。

ウ　県は、大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設トイレの斡旋を行う。

(5) 県民及び自主防災組織の行動

ア　下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理することとする。

イ　自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

第４款 環境対策の実施

第１項　基本方針

大規模災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。

また、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため県は、環境中の有害物質の種類・量(濃度)や粉じん等のモニタリング調査を行うとともに市町村等に対して適切に指導を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努めるものとする。

第２項　対策

1　被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認

(1) 被害状況の把握

【県】

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

(2) 施設等の稼働体制の確認

【県】

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認のうえ、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに、環境濃度の収集解析を行う。

2　応急対策の実施

【県】

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

⑶ 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

⑷ 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

⑸ 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

⑹ 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第１款 行方不明者及び遺体の捜索

第１項　基本方針

行方不明者及び遺体の捜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用をした市町村の行う、行方不明者及び遺体の捜索に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

１　行方不明者の調査

【警察】

⑴ 行方不明者相談所等の開設

災害発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設するとともに、「行方不明者相談ダイヤル」及び「行方不明者情報受付サイト」を開設して、行方不明者の捜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。

⑵ 迷い人等（迷子・意識障害者等）の措置

ア　迷い人等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ　保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所または福祉事務所に通告、または引き継ぐ。

⑶ 行方不明者の措置

ア　行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

イ　行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

⑷ 安否照会への対応

避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

【市町村】

市町村は、要救助者の迅速な把握のため，安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

2　遺体の捜索

(1) 捜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市町村が、県・県警察本部・宮崎海上保安部及び赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。

(2) 捜索活動の実施

【市町村】

市町村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察、宮崎海上保安部の協力を得て、消防職員、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と捜索する。

【県】

被災市町村だけでは十分な対応ができない場合、県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援要請を行う。

【警察】

警察は、市町村が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

発見した遺体については国家公安委員会規則に基づき、検視等所要の措置を講ずる。

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、市町村が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

第２款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施

第１項　基本方針

遺体の検視、検案及び遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

なお、遺体の検視、検案等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う、遺体識別等のための洗浄等及び埋葬に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第２項　対策

1　遺体の検視、検案

【市町村、警察、宮崎海上保安部、宮崎県医師会、宮崎県歯科医師会】

(1) 市町村等は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。

(2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体及び警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者(遺族等又は市町村長)に引き渡す。

なお、遺体を遺族に引き渡す場合は、 遺体の洗浄、消毒、修復を行い、遺族感情に配意する。

(3) 宮崎海上保安部は、海上における遭難者及び陸上から海上に及んだ災害の遺体を巡視船艇により収容するとともに、死体の調査又は検視を行った後、遺族又は関係市町村長に対し引き渡す。

(4) 市町村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(5) 警察及び宮崎海上保安部は、身元不明遺体の調査又は検視に当たっては、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てＤＮＡ型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。

(6) 警察及び宮崎海上保安部は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに所在地の市町村長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第 92 条第 1 項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

(7) 検案は、派遣された医師が実施するが、遺体多数により十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は、必要に応じて検案活動に協力するものとする。

また、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

2　遺体の安置、一時保存

【市町村、県】

遺体の処理は市町村が実施するものとする。ただし、市町村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて市町村が行う遺体の処理に協力する。

上記により行う遺体の処理への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

(1) 遺体の洗浄・消毒・修復

災害後の混乱により遺族が遺体の措置を行うことができない場合には、市町村等は、人心の安定上または腐敗防止上必要である遺体の洗浄・消毒・修復等の措置を行い、遺体を一時保存し、埋葬に備える。

(2) 遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市町村の設置する遺体収容所に収容する。

ア　遺体検案所・収容所(安置所)の設置

市町村は被災直後でも電気・水道が確保可能な被害地域の周辺の適切な場所(寺院　公共建物、公園等)に遺体の検案所・収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した市町村では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

イ　棺の確保

市町村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ　身元不明遺体の集中安置

市町村は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

3　遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

【市町村】

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

【市町村】

遺体の埋葬は、市町村が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

当該市町村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(3) 広域火葬の実施

【県、市町村、火葬場設置者】

ア　県は、県内火葬場の火葬能力では不十分な場合、近隣県又は厚生労働省の協力を得て、他県の市町村での火葬の受入れを要請する。

イ　県は、受入れ承諾のあった応援火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

ウ　被災市町村は、県の調整結果に基づき具体的に応援火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

なお、広域火葬の具体的な手順等については、別途定める宮崎県広域火葬計画によるものとする。

第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第１款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

第１項　基本方針

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、災害時においては早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

第２項　対策

1　予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

(1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
(2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
(3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
(4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
(5) 真偽不明情報の流言による混乱
(6) 被災地や避難所等での住民の混乱
(7) 行方不明者の相談、捜索活動等の混乱

2　県民への広報・伝達

知事は、警察及び市町村の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置についてテレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て呼びかけを行うものとする。

3　警備活動の強化

(1) 警備体制の確立

【警察】

ア　警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、県警察本部及び警察署に「警備本部」を設置し指揮体制を確立する。

イ　警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

(2) 警備内容

【警察】

警備内容としては、次のものがあげられる。

①　被害実態の把握
②　救出救助
③　避難誘導
④　交通対策

⑤　遺体の検視、見分
⑥　地域安全対策
⑦　保安対策
⑧　避難所の防犯対策

(3) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

ア　地域安全活動の実施

(ｱ) 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

(ｲ) 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、警察独自の警戒活動を強化するとともに、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

(ｳ) 警察安全相談活動

必要により、警察安全相談所を開設し、災害弱者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

(ｴ) 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

4　保安対策

(1) 危険物等に対する措置

ア　銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

イ　石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高価販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

第２款 物価の安定、物資の安定供給

第１項　基本方針

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保するものとする。

第２項　対策

1　物価の安定

【県、国】

(1) 物価の実態把握

ア　物価の監視
県は、県職員等により生活関連物資の価格調査を実施する。
また、国は、必要な所管に係る価格調査を実施する。
イ　情報の収集
県は、消費生活センター等を通じ、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置
ア　情報の提供
県は、ホームページ等により県民に対して情報の提供を行う。
イ　事業者への指導
県は、関係業者に対して適正な物資等の供給、流通の要請や便乗値上げ等の是正指導を行う。

2　物資の供給確保
県は、生活関連物資の異常な価格の高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には状況に応じ、「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和 54 年条例第 8 号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
また、国は、状況に応じて所管の生活関連物資の増産・出荷の要請等必要な措置を行う。

3　法律の発動の要請
県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国に要請する。

第３款 帰宅困難者対策

第１項　基本方針
災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる

第２項　対策
1　帰宅困難者対策の実施
【県、市町村】
県及び市町村は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第 14 節 公共施設等の応急復旧活動

第１款 県有通信施設等の応急復旧

第１項　基本方針
県有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

第２項　対策
1　県総合情報ネットワークの機能確保
(1) 県庁統制局の機能確保
ア　統制局に障害がある場合は、予備系統のある設備については予備系統に切り替えることにより、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。
なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。

イ　県出先機関等及び市町村との連絡に障害がある場合は、孤立防止用無線（衛星電話）、防災相互携帯無線、 県防災行政無線を使用し、中継局を経由する通常通信、または経由しない直接通信により応急連絡を行う。

(2) 中継局の機能確保

ア　中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。

イ　多重区間に障害があり、バックアップ回線も機能していない状態で中継が困難な場合は、県防災行政無線を使用して連絡を確保するとともに、基地局折り返し通信や直接通信により、統制局まで集中させる。

ウ　ア、イによっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西２点において携帯無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。

(3) 支部局等の機能確保

ア　支部局多重施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員にによる速やかな復旧措置を講ずる。

イ　電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、県防災行政無線を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。

(4) 市町村及び他機関端末局

ア　端末局に障害がある場合は、予備機交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単体による複信または単信通話方式により通信の確保を図る。

イ　障害が発生したときは孤立防止用無線（衛星電話）、県防災行政無線及び消防全県共通無線を使用して応急回路の設定により、支部と市町村、支部と県庁の間の通信を確保する。

２　警察無線通信の機能確保

(1)　固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用し通信の確保を図る。

(2) 中継局の機能確保

ア　中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。

イ　電源部の故障、建築物の損壊等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

３　災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保

本部(県庁)、地方支部(県総合庁舎)及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

第２款 公共土木施設等の応急復旧

第１項　基本方針

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

第２項　対策

１　道路の応急復旧

(1) 応急措置

【県、市町村】

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、防災救急ヘリコプターによる上空からの調査を行うとともに、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

【九州地方整備局】

被害状況を速やかに把握するため、必要に応じヘリコプター等による上空からの調査を行うとともに、河川国道事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。

また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

【西日本高速道路株式会社】

大規模災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。災害発生後、速やかに警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び同社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

【県道路公社】

大規模災害が発生した場合には、速やかに同公社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公社職員等の非常出勤体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。災害発生後、速やかに交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行者の安全確保に務める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2　港湾、漁港の応急復旧

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾、漁港施設について被害状況を調査する。その際、二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

3　河川、砂防及び治山施設の応急復旧

【国、県、市町村】

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

ダムや水門等の施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4　農業用施設の応急復旧

【市町村、土地改良区】

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については市町村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市町村は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第 15 節 ライフライン施設の応急復旧

第１款 ライフライン途絶時の代替対策

第１項　基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

第２項　対策

1　上水道停止時の代替措置

【県、水道事業者】

第３章第 10 節第２款「飲料水の供給及び給水の実施」参照

2　下水道停止時の代替措置

【県、市町村】

(1) 緊急汲取りの実施

市町村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

3　ガス停止時の代替措置

【宮崎ガス株式会社】

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

(2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(3) 病院や老健施設等の緊急施設及び主要避難所をリスト化し、移動式ガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。

4　電力停止時の代替措置

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

(1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

(2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

【県、電気事業者等】

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

5　電話停止時の代替措置

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

(1) 警察 110 番通話

平常時は、県警本部につながる専用回線であるが、災害時にこの回線が途絶した場合は、地域所管警察署への代替回線が確保されている。

(2) 消防 119 番通話

平常時は、所管消防本部・局（西米良村については、西米良村役場）につながる専用回線であるが、災害時にこの回線が途絶した場合は、公衆回線に切り替え、通信の確保を図っている。

(3) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア　特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

イ　街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(4) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合せやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(5) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

＜災害時のお願い＞

1 ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
2 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
3 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
4 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短にすませる。

＜災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法＞

1 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
2 サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはＮＴＴで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する

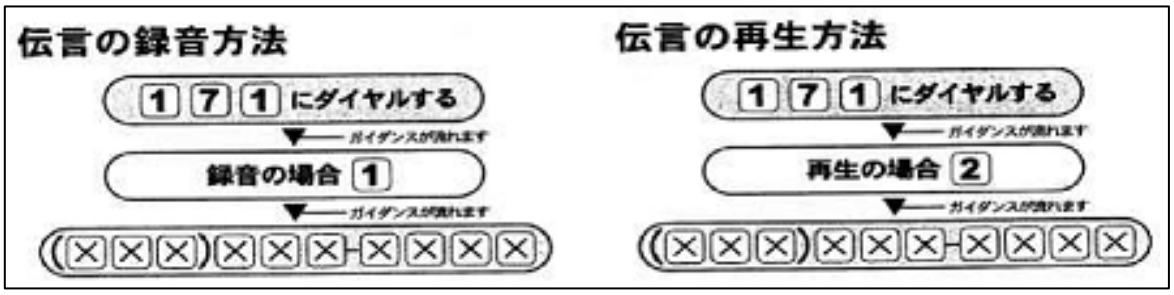

※　電話番号は市外局番からダイヤルする。

第２款 ライフライン施設の応急復旧

第１項　基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

特に、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置に努めるものとする。

第２項　対策

１　上水道施設の応急復旧

【水道事業者】

(1) 応急復旧基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておくこと。

(2) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておくものとする。

２　下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

下水道事業者等は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

市町村は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

【県】

県は、協力要請を受け、近隣市町村に対し応急復旧の協力依頼を行うとともに、必要に応じて九州山口ブロック災害時支援体制連絡会議に支援要請を行うなど、広域的な復旧体制の確保に努める。

(3) 応急復旧

【市町村】

市町村は、次の通り応急復旧作業を実施する。

ア　下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ　ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

【市町村】

ア　情報の連絡

市町村は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。

イ　住民への広報

市町村は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

3　工業用水道の応急復旧

【県】

県工業用水道施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領及び工業用水道施設災害処置要領等に基づいて実施するものとする。

4　都市ガス施設の応急復旧

【宮崎ガス株式会社】

(1) 被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、支店及び本社に伝達する。支店及び本社は被災状況の集約に努める。

(2) 作業体制の確保

ア　災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

イ　対策要員の確保

(ｱ) 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

(ｲ) 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

ウ　被害復旧活動資機材の備蓄

(ｱ) 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

(ｲ) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(ｳ) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

ア　製造所の製造量及び送出量の調整・停止
イ　ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断
ウ　被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
エ　その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

ア　施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
イ　供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
ウ　復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
エ　その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

ア　情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

イ　広報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況および復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5　電力施設の応急復旧

(1) 九州電力・九州電力送配電における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

ア　災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。

特に、供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、本店並びに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

＜災害対策組織図＞

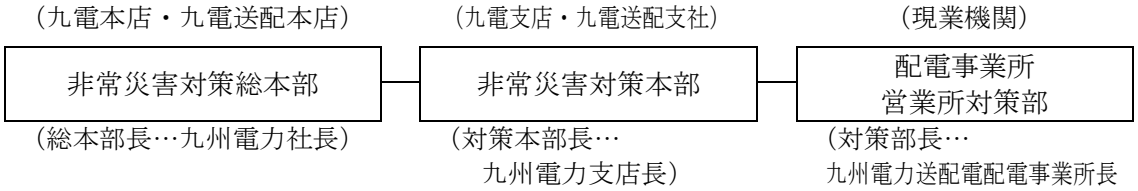

イ　災害時における情報の収集、連絡

(ｱ) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びＮＴＴ電話等を利用して行うこととする。

(ｲ) 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

a　一般情報

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(c) 対外対応状況

（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(d) その他災害に関する情報(交通状況等)

b　被害情報

(a) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(b) 停電による主な影響

(c) 復旧機材、応援、食料等に関する事項

(d) 従業員の被災状況

(e) その他災害に関する情報

(ｳ) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(ｴ) 通話制限

a　災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

b　防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。

ウ　対策要員の確保

(ｱ) 夜間、休日に災害発生におそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(ｲ) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度５弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

(ｳ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

エ　災害時における復旧資材の確保

(ｱ) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

a　現地調達

b　対策組織相互の流用

c　他電力会社等からの融通

(ｲ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

(ｳ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

オ　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

カ　災害時における応急工事

(ｱ) 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

(ｲ) 応急工事の基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

a 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

c 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

d 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

e 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

キ　復旧計画

(ｱ)　対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

a 復旧応援要員の必要の有無
b 復旧要員の配置状況
c 復旧資材の調達
d 復旧作業の日程
e 仮復旧の完了見込み
f 宿泊施設、食糧等の手配
g その他必要な対策

(ｲ)　上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ク 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設　備　名	復　　旧　　順　　位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

ケ　災害時における広報

(ｱ) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

(ｲ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

⑵ 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領に基づいて実施するものとする。

6　通信施設の応急復旧

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

⑴ 被災状況の把握

ア　社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

⑵ 復旧要員の確保

ア　復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じＮＴＴ西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「ＮＴＴ西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

イ　非常招集と自主出社

(ｱ)　災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常招集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

(ｲ)　ＮＴＴ西日本宮崎支店では、一定の規模以上の地震が発生した場合等、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

ウ　グループ一体となった復旧体制

ＮＴＴ西日本宮崎支店で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

エ　広域応援体制

大規模災害時に、ＮＴＴ西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

＜レスキュー隊＞

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

オ　防災訓練

大規模災害時に備え、定期的に実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

＜図－ＮＴＴ西日本宮崎支店災害対策本部体制図＞

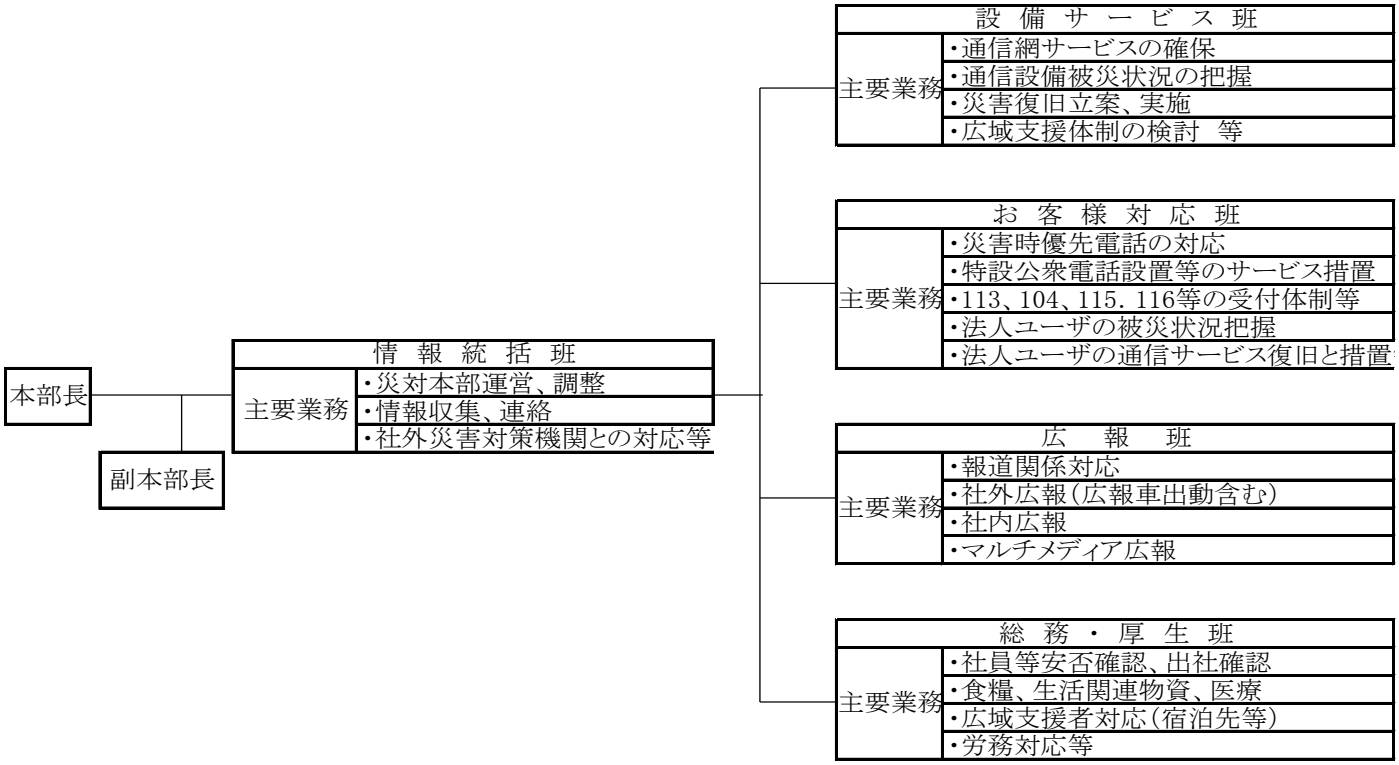

(3) 資機材の確保

ア　各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

＜ＮＴＴの主な災害対策用機器・資材＞

・ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。
・衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。
・衛星携帯電話：地震などの大規模災害時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。
・移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。
・非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。
・応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

イ　広域調達体制

ＮＴＴ西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

ウ　緊急輸送

大規模災害時、復旧要員、資材及び災害対策用機・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

(4) 復旧順位

ア　復旧の考え方

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を取ることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）	
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの。

＜電気通信サービスの復旧順位＞

順位	復旧回線		
第一順位	電話サービス		・重要通信を確保する機関（第１順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・ＺＣ以下の基幹回線の10％以上
	総合ディジタル通信サービス		・重要通信を確保する機関(第１順位)の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。 尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に１契約回線以上 ・ＺＣ以下の基幹回線の10(％)以上
	電報サービス		・電報中継回線１回線以上
	専用サービス等	専用サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	・対地別専用線の10％以上
		国内通信事業者回線	・対地別専用線の10％以上
		社内専用線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス		・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第二順位	電話サービス		・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合ディジタル通信サービス		・重要通信を確保する機関(第２順位)の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。　尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に１契約回線以上
	専用線サービス等		・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス		・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回
第三順位	第１順位、第２順位に該当しないもの		

（注）その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

(5) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア　マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

イ　広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第３款 事業者間の連絡・協力

第１項　基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設や道路・港湾等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第２項　対策

１　連絡体制の確保

各事業者において災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で連絡を取り合う連絡協議会を設ける。

２　連絡・協議

連絡協議会を通じて、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動

第１款 被災者・県民への的確な情報伝達

第１項　基本方針

災害発生後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

第２項　対策

１　ニーズの把握

【県、市町村】

(1) 被災者のニーズの把握

県及び市町村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

① 家族、縁故者等の安否
② 不足している生活物資の補給
③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
④ メンタルケア
⑤ 介護サービス
⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、外国人災害サポートボランティア等の協力を得てニーズ把握に努めるものとする。

① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
② 病院通院介助
③ 話相手
④ 応急仮設住宅への入居募集
⑤ 縁故者への連絡

⑥　母国との連絡

2　生活情報の提供

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV 局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

県ホームページを活用して、被災者・県民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時 FM 局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時 FM 局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第２款 相談窓口の設置

第１項　基本方針

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第２項　対策

1　総合窓口の設置

【国、県、市町村、防災関係機関】

国（総務省九州管区行政評価局宮崎行政監視行政相談センター）、県、市町村は2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、国、県、市町村、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

県の総合窓口は、災害対策本部総合対策部総括班で対応する。

2　各種相談窓口の設置

【国、県、市町村、防災関係機関】

国、県各部局、市町村は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置するとともに、国は、県及び市町村と連携しながら被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うこととする。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

＜相談窓口の例＞

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第３款 県民等からの被災者の安否確認について

【県、市町村】

被災者の安否について県民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第 17 節 自発的支援の受入れ

第１款 ボランティア活動の受入れ

第１項　基本方針

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第２項　対策

１　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 県及び市町村における措置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時及び復旧期における災害ボランティアの活動支援についてはボランティアの総合窓口を設置し、県・市町村社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

(2) 受入れ体制の確保

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害発生後直ちに、被災地の市町村社会福祉協議会に市町村災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア現地本部を支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備するなど支援体制の確立を図るものとする。

⑶ 災害ボランティアセンターの運営

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

ア　市町村災害ボランティアセンターの業務

①被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
②ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
③活動中のボランティアへの支援
④ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続
⑤被災者やボランティアに対する情報提供
⑥ボランティア連絡会議の開催
⑦ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
⑧市町村災害対策本部との連絡調整
⑨県災害ボランティアセンターへの支援要請
⑩その他被災者の生活支援に必要な活動

イ　県災害ボランティアセンターの業務

①被災地及び市町村災害ボランティアセンターに関する情報収集・情報発信
②市町村災害ボランティアセンターの設置運営に対する支援・連絡・調整・派遣等
③県外社会福祉協議会の間の連絡・調整・受入及び派遣等
④県災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応
⑤災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
⑥県災害対策本部等との情報の共有
⑦関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
⑧その他、県災害ボランティアセンターの活動に必要な業務

ウ　被災地外の市町村社会福祉協議会の業務

被災地の状況把握及び当該地域内のボランティア活動希望者への情報提供を行うとともに、県災害ボランティアセンターと連携し、必要な支援を行う。

2　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

⑴ 市町村災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターとの連携

【県、市町村】

市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市町村と市町村災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及び県災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

なお、県及び県から事務の委任を受けた市町村は，災害ボランティア活動と県及び市町村が実施する救助の調整事務について、県・市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託することにより、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

⑵ ボランティアに協力依頼する活動内容

【県、市町村】

ボランティアに県及び市町村災害ボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

ア　災害・安否・生活情報の収集・伝達
イ　避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
ウ　在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
エ　配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
オ　その他被災者の生活支援に必要な活動

⑶ 活動拠点の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

⑷ ボランティア保険の加入促進

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

⑸ ボランティア等への啓発

【県、市町村】

県及び市町村は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

ア　被災地では基本的に２人以上で行動する。
イ　被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
ウ　被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
エ　女性に対する暴力等を予防する。（防犯ブザーの携帯等）

3　高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

⑴ 一般ボランティア

・救援物資の運搬、配布
・食事の準備
・危険の少ない範囲での片付け
・負傷者の看護補助

⑵ 専門ボランティア

・専門高校の学科の特性を生かした参加
（看護科、福祉科、工業科、農業科、水産科、家庭科等）

4　赤十字防災ボランティアの活動

【日本赤十字社宮崎県支部】

⑴ 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等

ア　赤十字防災ボランティアセンターの設置

災害発生後直ちに、日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部にボランティアセンターを設置し、事前に登録のある赤十字防災ボランティアの受入れ体制を整える。

イ　赤十字防災ボランティアセンターの構成等

赤十字防災ボランティアセンターの構成等については、その都度、支部災害対策本部の定めるところによる。

⑵ 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンター及び宮崎県災害対策本部と連絡を密にして、被災状況、被災者のニーズ等を共有し、活動内容及び派遣人員などの調整を相互に行う。

⑶ 赤十字防災ボランティアの活動

ア　赤十字防災ボランティアの活動内容

日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を優先的に依頼するよう配慮する。

(ｱ) 救出活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護
(ｲ) 避難誘導、避難所運営の協力、炊き出し、仮設住居等の設置
(ｳ) 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送
(ｴ) 障害物の除去、被災地片付け

(ｵ) 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査
(ｶ) 赤十字防災ボランティアの受付・連絡調整
(ｷ) その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動

イ　赤十字防災ボランティアの招集
赤十字防災ボランティアの配備基準及び緊急連絡系統図は、別に定めるものとする。

ウ　赤十字防災ボランティア派遣の決定
日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字ボランティア保険の加入促進

活動を行うボランティアが、活動時の事故や怪我等を保障する保険に加入していない場合は、赤十字ボランティア保険の加入を求める。

5　地域安全ボランティアの活動

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

ついては、災害時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び警察は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努める。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア　平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動
・災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障害者等要配慮者世帯に対する周知活動
・危険箇所の点検活動
・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
・地域でのパトロール活動
・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ　災害時における主な地域安全活動
・地域での安全パトロール活動
・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
・高齢者等の要配慮者宅訪問活動
・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等の恐れのある新たな危険箇所の確認活動
・防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

第２款 義援物資、義援金の受入れ

第１項　基本方針

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、市町村及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

第２項　対策

1　災害義援物資の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア　品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で１包みとすること。

イ　梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。

ウ　物資は、新品が望ましいこと。

エ　物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。

オ　物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

県、市町村及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(3) 配分

物資の配送を受けた被災市町村は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分すること。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分すること。

2　義援金の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第３者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

第 18 節 災害救助法の適用

第１款 災害救助法の適用

第１項　基本方針

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続を行うものとする。

第２項　対策

1　実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

2　被災認定の基準

【市町村】

救助法の適用にあたっては、当該市町村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯１世帯をもって被災世帯１世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については 2 世帯をもって被災世帯 1 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては３世帯をもって被災世帯１世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア　住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの

イ　住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの

ウ　住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

ア　住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。

イ　世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

１棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3　救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

(1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に揚げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき。

市　町　村　の　人　口	被災世帯数
５，０００人未満	３０世帯
５，０００人以上　１５，０００人未満	４０世帯
１５，０００人以上　３０，０００人未満	５０世帯
３０，０００人以上　５０，０００人未満	６０世帯
５０，０００人以上　１００，０００人未満	８０世帯
１００，０００人以上　３００，０００人未満	１００世帯
３００，０００人以上	１５０世帯

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500 世帯以上であって、市町村の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の 2 分の 1 に達したとき。

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が 7,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 市町村の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

ア　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ　多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

(5) 災害が発生するおそれがある場合において、次の全てに該当し、知事が特に救助が必要と認めたとき。

＜救助法による市町村別適用基準＞

（県人口 1,070,213 人）

区　分 市町村名	人　口	適用世帯数	区　分 市町村名	人　口	適用世帯数
宮崎市	401,591	150	高鍋町	19,928	50
都城市	160,736	100	新富町	16,571	50
延岡市	118,450	100	西米良村	1,000	30
日南市	50,891	80	木城町	4,898	40
小林市	43,718	60	川南町	15,196	50
日向市	59,647	80	都農町	9,913	40
串間市	16,828	50	門川町	17,387	50
西都市	28,643	60	諸塚村	1,486	30
えびの市	17,645	50	椎葉村	2,506	30
三股町	25,595	50	美郷町	4,828	40
高原町	8,646	40	高千穂町	11,649	40
国富町	18,410	50	日之影町	3,637	40
綾町	6,938	40	五ヶ瀬町	3,476	30

※人口は、令和２年国勢調査の人口速報集計結果による。

ア　国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されたとき。
イ　政府本部の所管区域として本県が告示されたとき。
ウ　当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

※　(1)～(4)･･･救助法第２条第１項、(5)･･･救助法第２条第２項

4　救助法の適用手続

【市町村】

(1) 災害に対し、市町村における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

【県】

(1) 知事は、市町村長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、当該市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。

(2) 救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

5　救助の実施

(1) 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与	カ　被災した住宅の応急修理
イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	キ　学用品の給与
ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ク　埋葬
エ　医療及び助産	ケ　死体の捜索及び処理
オ　被災者の救出	コ　障害物の除去

6　救助の組織

県災対本部が設置された場合における救助の組織は、第１節、活動体制の確立に定めるところによるものとする。なお、県災対本部を設置するに至らない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

７　災害救助法による救助の程度と期間

＜「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表＞

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th colspan="8">費用の限度額</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td><td colspan="8">（基本額）
避難所設置費　１人１日当たり
360 円以内
（加算額）
高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から
７日以内</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの</td><td colspan="8">（基準額）
【建設型応急住宅】
１戸当たり平均　7,089,000 円以内

【賃貸型応急住宅】
地域の実情に応じた額</td><td>最長２年</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td colspan="8">（基準額）
１日１人当たり　1,390 円以内
※１人平均かつ３食</td><td>災害発生の日から
７日以内</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>災害のために現に飲料水を得ることができない者</td><td colspan="8">（基準額）
当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から
７日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与</td><td rowspan="4">住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="8">（基準額）
夏季（４月～９月）、冬期（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定し、下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から
10 日以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>１人
世帯</td><td>２人
世帯</td><td>３人
世帯</td><td>４人
世帯</td><td>５人
世帯</td><td colspan="2">６人以上
1 人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊全焼流失</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td colspan="2">8,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td colspan="2">12,300</td></tr>
</table>

		半壊半焼床上	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った者	（基準額） 【救護班】 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 【病院又は診療所】 国民健康保険診療報酬の額以内 【施術者】 協定料金の額以内						災害発生の日から14日以内	
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	（基準額） 【救護班】 使用した衛生材料等の実費 【助産師】 慣行料金の100分の80以内の額						災害発生の日から ７日以内	
被災者の救出	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	（基準額） 当該地域における通常の実費						災害発生の日から ３日(72時間)以内	
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配置を必要とする災害時要配慮者	①災害時要配慮者に関する情報の把握、②災害時要配慮者からの相談対応、③災害時要配慮者に対する避難生活上の支援、④災害時要配慮者の避難所への誘導に必要な消耗機材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ①福祉避難所の設置については、消耗機材費、建物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費 ＊福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等にかかる経費は、「輸送費及び賃金職員等雇用費」の対象						災害発生の日から７日以内	
住宅の応急修理（緊急修理）	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	（基準額） 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して １世帯当たり　53,900円以内						災害発生の日から 10日以内	
住宅の応急修理（半壊以上）	災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応	（基準額） 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して						災害発生の日から３ヶ月以内に完了※国の災害対策本部が設	

	急修理をすることができない者 　災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	１世帯当たり　739,000 円以内	置された災害においては６ヶ月以内に完了
住宅の応急修理（準半壊）	災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	（基準額） 　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して 　１世帯当たり　358,000 円以内	災害発生の日から３ヶ月以内に完了※国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	（基準額） 【教科書、正規の教材】 　実費 【文房具、通学用品】 　小学生児童　　5,500 円以内 　中学生生徒　　5,800 円以内 　高等学校等生徒 6,300 円以内	災害発生の日から 【教科書、正規教材】 １か月以内 【文房具、通学用】 15 日以内
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	（基準額） 　１体当たり 　大人（12 歳以上）232,200 円以内 　小人（12 歳未満）185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内
死体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者を捜索する	（基準額） 　当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内
死体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	（基準額） 【死体の洗浄、縫合、消毒等】 　１体当たり　3,700 円以内 【死体の一時保存】 　死体一時収容施設利用時、通常の実費 　上記が利用できない場合は、 　１体当たり　5,900 円以内 【検案】 　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で	（基準額） 　１世帯当たり　143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内

	一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者		
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	（基準額） 【教科書、正規の教材】 実費 【文房具、通学用品】 小学生児童　5,500 円以内 中学生生徒　5,800 円以内 高等学校等生徒 6,300 円以内	災害発生の日から 【教科書、正規教材】 １か月以内 【文房具、通学用】 15 日以内

第 19 節 文教対策

第１款 学校教育対策

第１項　基本方針

学校は、災害時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

第２項　対策

【県教育委員会、県立学校、市町村教育委員会、市町村立学校、私立学校設置者】

１　応急教育

⑴ 応急教育の実施責任者

ア　市町村立学校の応急教育は、当該市町村教育委員会が計画し実施する。

イ　県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理運営規則に基づき、各学校においてこれを実施する。

ウ　私立学校の文教施設の災害応急復旧及び学生、生徒の応急の教育は、学校経営者が行うものとする。

⑵ 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

⑶ 児童生徒の安全の確保措置

災害時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア　県立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。

(ｱ) 職員を派遣して、応急並びに事後の授業等に関する措置を指導する。

(ｲ) 事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言を行う。

(ｳ) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。

イ　市町村立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

ウ　校長の措置

(ｱ) 事前準備

ａ　校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。

ｂ　校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。

(a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。

(b) 災害時には、学校行事、会議、出張等を中止する。

(c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。

(d) 県(市町村)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。

(e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知させておく。

(ｲ) 災害時の体制

ａ　校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

ｂ　校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県(市町村)教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

ｃ　校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

ｄ　応急教育計画については、県(市町村)教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ｳ) 災害復旧時の体制

ａ　校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県(市町村)教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。

ｂ　正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。

ｃ　疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

ｄ　災害の推移を把握し、県(市町村)教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

エ　私立学校における措置

私立学校における災害時の児童生徒の安全確認については、公立学校に準じて措置を講じるものとする。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア　公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

県立学校にあっては、応急復旧工事を実施する。

市町村立学校にあっては、当該市町村において応急復旧工事を実施する。

イ　災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は次の措置を講じる。

(ｱ) 県立学校については、県教育委員会が確保する。

(ｲ) 市町村立学校については、当該市町村教育委員会から要請のあった場合に、県教育委員会は市町村教育委員会間の調整を図る。

(5) 教職員補充措置

災害時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア　県立学校に対する措置

(ｱ) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、校長は、速やかに県教育委員会に報告する。

(ｲ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

ａ　条例定数の範囲内においてできる限りの常勤講師の補充を行う。

ｂ　被災学校以外の学校に勤務する教職員を被災学校へ兼任させる。

ｃ　必要に応じて、非常勤講師の配当を行う。

ｄ　上記ａ～ｃの措置によってもなお補充が十分でないときは、県教育委員会事務局、県教育研修センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣する。

イ　市町村立学校に対する措置

(ｱ) 災害時における教職員の被害状況について、当該市町村教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。

(ｲ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

ａ　条例定数の範囲内においてできうる限りの補充を行う。

ｂ　被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。

ｃ　必要に応じて、小・中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。

ｄ　上記ａ～ｃの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地公法第 22 条)の予算措置を講じるとともに、さしあたって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

⑹被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）による教職員の派遣

県教育委員会等は、児童生徒の学びの継続のため、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や他の地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を要請するものとする。

2　就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、県及び市町村は、次により援助支援を行う。

(1) 被災により就学困難となった市町村立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市町村教育委員会に対し、指導及び助言を行う。

(2) 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、県及び市町村はその供給を支援する。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が行う義務教育中の児童生徒への教科書及び学用品の給与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内において支出する。

(3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。

(4) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった私立高等学校の生徒の就学を援助するため、授業料の免除を行った県内に私立高等学校を設置する学校法人に対して補助を行う。

(5) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

3　学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

(1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市町村教育委員会(県立学校にあっては県教育委員会)に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。

ア　被害があってもできうる限り継続実施するよう努めること。

イ　給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
ウ　避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
エ　被災地においては感染症発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。

(2) 県教育委員会は、市町村教育委員会と連携を図り、学校給食用物資の供給が円滑に行われるよう、関係団体への協力要請を行う。

4　災害時における環境衛生の確保

(1) 事前準備

ア　校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
イ　校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

(2) 災害時の措置

災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

5　災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

(1) 事前準備

ア　「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。
イ　災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について教職員の研修を実施する。

(2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

6　教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

ア　教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
イ　多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

ア　児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
イ　家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第２款 文化財保護対策

第１項　基本方針

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、教育委員会（県、市町村）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の災害対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

第２項　対策

１　予防対策の実施

【県】

(1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。

(2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。

(3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。

(4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。

(5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。

(6) 文化財防火デー(毎年１月 26 日)の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

２　被害状況の把握と応急対策の実施

【県】

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

３　埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第４章 災害復旧・復興計画

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

県及び関係市町村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第１款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第２款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害要援護者の参画も促進するものとする。この場合、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第２節 迅速な現状復旧の進め方

第１款 公共施設災害復旧事業計画

第１項　基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第２項　対策

１　事業計画の種別

【県(各部局)、市町村】

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア　道路施設災害復旧事業計画
イ　河川施設災害復旧事業計画
ウ　海岸施設災害復旧事業計画
エ　砂防設備災害復旧事業計画
オ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
カ　港湾施設災害復旧事業計画
キ　漁港施設災害復旧事業計画
ク　地すべり防止施設災害復旧事業計画
ケ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

コ　下水道施設災害復旧事業計画
サ　公園施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 上下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10)復旧上必要な金融その他資金計画
(11)その他の計画

2　激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、県または市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。(次款に詳述)

3　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

4　災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

被災市町村において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

5　国土交通省等の権限代行制度

(1) 道路

県は、自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

県又は市町村は、県道又は市町村道において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

(2) 河川

県は、知事が管理を行う一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

市町村は、準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

県又は市町村は、災害時に、知事が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理する準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

第２款 激甚災害の指定

第１項　基本方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

第２項　対策

1　制度の概要

激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

2　災害調査

【県(各部局)】

知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

【市町村】

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

＜激甚災害指定フロー図＞

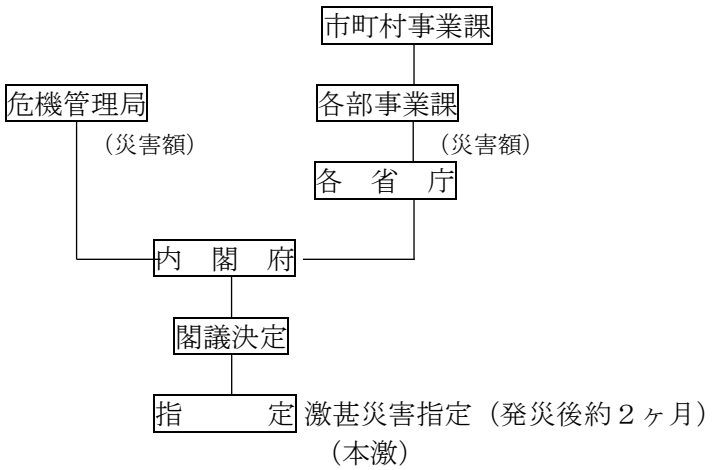

3　激甚災害指定の手続

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

（災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況をとりまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。）

激甚災害及び適用措置の指定手順

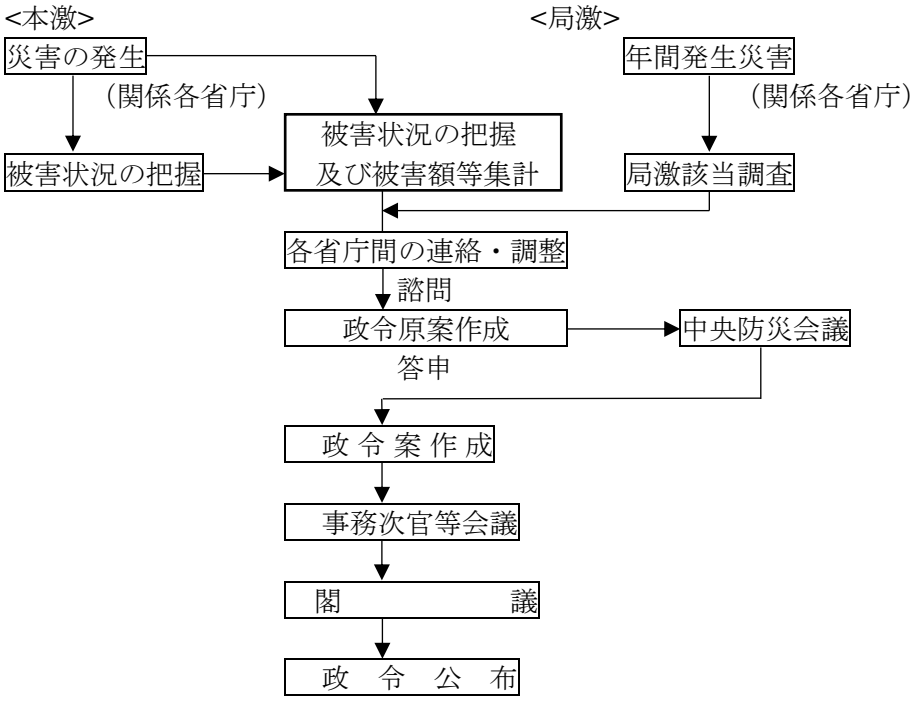

4　激甚災害指定の促進

【県(各部局)】

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係各部局長は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

5　激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準(本激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第２章 第３条～４条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% (B 基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% (2) 県内市町村の査定総見込額＞県内全市町村の標準税収入×5%
法第５条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% (B 基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% (2) 一の都道府県の査定見込額＞10 億円
法第６条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の(1)又は(2)の要件に該当する災害 (1) 法第５条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%で 法第８条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害にかかる漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5%

	(4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で法第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)～(4)について、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。
法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県の農業者×3%
法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は、木材生産部門に限る。 (A基準) 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% (B基準) 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第12条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次のいずれかの要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ずることがある。
法第16条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 第17条 （私立学校施設災害復旧事業の補助） 第19条 （市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）	法第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
法第22条 （り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 被災地全域滅失戸数≧4,000戸 (B基準) 次の(1)、(2)の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 (1) 被災地全域滅失戸数≧2,000戸 かつ、

	一の市町村の区域内の滅失戸数≧200 戸又は住宅戸数の 1 割 (2) 被災地全域滅失戸数≧1,200 戸 かつ、 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸又は住宅戸数の 2 割
法第 24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

(2) 激甚災害指定基準(局激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 2 章 第 3 条～4 条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (1) 共通 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費（1 千万円以上） ＞当該市町村の標準税収入×50% ＊ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 (2)標準税収入が 50 億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費（2.5 億円超） ＞当該市町村の標準税収入×20% (3)標準税収入 50 億円を超え、100 億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 ＞当該市町村の標準税収入×20%＋(当該市町村の標準税収入―50 億円)×60% (4)早期局激 (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて（1）に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
第 5 条 （農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満を除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて (1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第 6 条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の例）	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満を除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害見込額が当該市町村内の農業被害見込額を超えかつ、当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
法第 11 条の 2 （森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） ＞当該市町村に係る生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。） かつ、 (1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2) その他の災害にあっては、

	要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
法第 12 条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が 1 千万円未満を除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
法第 24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	法第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は 5 条の措置が適用される場合

第３節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、基本法第 28 条の２第１項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき対応するものとする。

第１款 災害復興対策本部の設置

【市町村】

市町村は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市町村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

【県(各部局)】

県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

災害復興の必要性が１市町村のみで確認された場合は、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用すること。

第２款 災害復興方針・計画の策定

１　災害復興方針の策定

【市町村】

市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、市町村民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市町村民に公表する。

【県(災害復興対策本部)】

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県としての災害復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの災害復興のあり方及び市町村支援等についての県の役割を示す。

２　災害復興計画の策定

【市町村】

市町村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

【県(災害復興対策本部)】

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認し、災害復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第３款 災害復興事業の実施

1　市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第 84 条の規定による建築制限区域の指定

【県(県土整備部)】

県は、建築主事を置かない市町村において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

【建築主事を置く市】

建築主事を置く市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

【市町村】

市町村は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

【県】

県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

2　災害復興事業の実施

【市町村】

(1) 専管部署の設置

市町村は、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

市町村は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

【県(災害復興対策本部)】

(1) 専管部署の設置

県は、災害復興計画を策定した場合、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業

県は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

【県(各部局)】

(1) 災害復興事業の支援

県は、市町村が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

第４節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応える為、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第１款 被災者への広報及び相談窓口の設置

第１項　基本方針

県、市町村及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

第２項　対策

1　総合相談窓口の設置

県、市町村は、第 3 章第 16 節第 2 款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

地方における総合相談窓口は地方支部に設置するものとする。

２　出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため市町村と共同で出張相談所を開設するものとする。

出張相談所は県においては地方支部が調整を行う。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、こども福祉センター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所(商工会)、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、ＮＴＴ、市町村

第２款 生活確保資金の融資等

第１項　基本方針

県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

県及び関係市町村は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。

また、県及び関係市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続の簡素化、迅速化を図るものとする。

第２項　対策

１　被災者台帳の整備

【市町村】

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

２　災害弔慰金等の支給

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和 48 法 82)に基づき、市町村の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 となっている。

＜災害弔慰金等一覧＞

災害弔慰金	対象災害	自然災害	・１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において、住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 （兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者が対象となる）
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度		①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要をするもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

※災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害について、県単独事業による弔慰金支給制度があるので市町村は所用の措置を講じること（費用負担県 1/2、市町村 1/2、支給額①生計維持者 500 万円、②その他の者 250 万円）

3　災害援護資金の貸付

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和 48 法 82)に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が３分の２、県が３分の１をそれぞれ市町村に、原則、無利子で貸し付けることとなっている。

<table>
<tr><td rowspan="8">災害援護資金</td><td>対災象害</td><td colspan="2">自然災害 ── 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</td></tr>
<tr><td rowspan="5">貸付限度額</td><td>①世帯主の1ヶ月以上の負傷</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>②家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>③住居の半壊</td><td>170万円(250)</td></tr>
<tr><td>④住居の全壊</td><td>250万円(350)</td></tr>
<tr><td>⑤住居の全体が滅失もしくは流失
特別の事情がある場合は( )内の額
重複する場合は50万円を調整する</td><td>350万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付条件</td><td rowspan="2">所得制限</td><td>(世帯人員)</td><td>(市町村民税における総所得金額)</td></tr>
<tr><td>1人
2人
3人
4人
5人以上
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。</td><td>220万円
430万円
620万円
730万円
(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)</td></tr>
<tr><td>利率</td><td colspan="2">年3%(据置期間は無利子)</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td colspan="2">3年(特別の事情のある場合は5年)</td></tr>
<tr><td>償還期限</td><td colspan="2">10年(据置期間を含む)</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="2">年賦又は半年賦</td></tr>
</table>

4　生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

【宮崎県社会福祉協議会】

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は、各市町村社会福祉協議会)
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた　低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。 または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
貸付限度額	①災害臨時経費　150万円以内　　②住宅経費 250万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措置期間	６か月以内
償還期間	７年以内
償還方法	月賦

5　母子父子寡婦福祉資金の貸付

【県】

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和 39 年法律第 129 号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、市福祉事務所)、宮崎市
貸付対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父もしくは寡婦
貸付限度額	200 万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年 1.0%ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から 6 箇月
償還期間	据置期間経過後 7 年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

6　被災者生活再建支援制度（国）

【被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館内）】

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10 万人未満に限る。）における自然災害

オ　アからウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

　２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の２つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の４分の３の額）

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	中規模半壊 (2)オに該当
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	－

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
（支給額）全壊・解体・長期避難・大規模半壊・(2)ア～エに該当	２００万円	１００万円	５０万円
中規模半壊 (2)オに該当	１００万円	５０万円	２５万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００万円（又は１００万円）

(4) 支給の仕組み

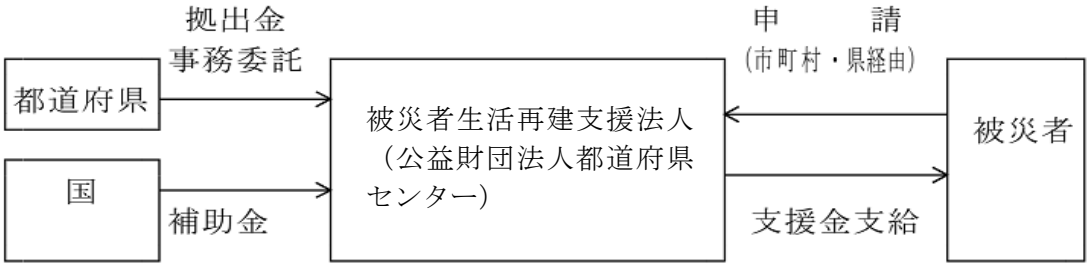

・申請窓口：市町村
・申請時の添付書面
　①基礎支援金　罹災証明書、住民票　等
　②加算支援金　契約書（住宅の購入、賃借等）　等
・申請期間
　①基礎支援金　災害発生日から１３月以内
　②加算支援金　災害発生日から３７月以内

7　宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度

【県、市町村】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる自然災害

6 と同じ

(2) 支給対象世帯

国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯。

ア 住宅が全壊した世帯
イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

6 と同じ

8　宮崎県・市町村災害時安心基金

【県、市町村】

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

６億円（平成１９年度から県、市町村が１億円ずつ３年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

公益財団法人宮崎県市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（１世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

(4) 支援金の額

１世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

ア　全壊　　２０万円
イ　大規模半壊　　１５万円
ウ　半壊又は床上浸水　１０万円

(5) 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み

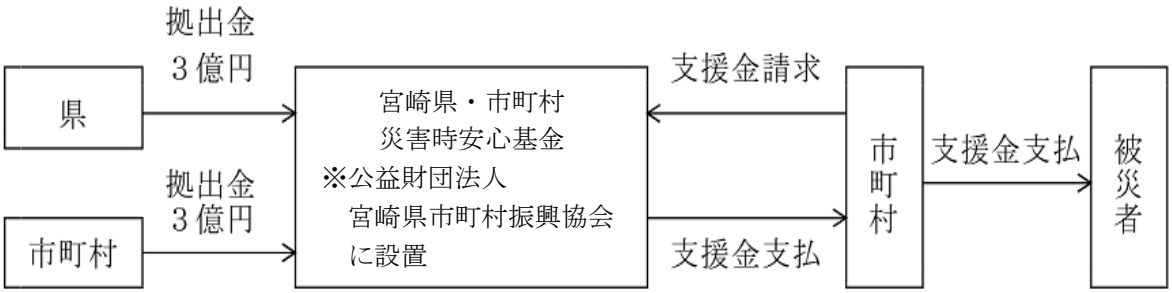

9　罹災証明の交付

【市町村】

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

【県】

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

また、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する市町村の活動を支援するものとする。

第３款 金融関係機関の応急措置

第１項　基本方針

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況、資金の需要状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、次のとおり金融上の措置を講ずるものとする。

第２項　対策

１　災害応急措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ　被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ　電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ　損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。とくに(3)および(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第４款 雇用の確保

第１項　基本方針

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第２項　対策

１　離職者への措置

【公共職業安定所】

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者の斡旋

災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

２　雇用保険の失業給付に関する特例措置

【公共職業安定所】

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号)第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

３　被災事業主に関する措置

宮崎労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第５款 税対策等による被災者の負担の軽減

第１項　基本方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

第２項　対策

１　国税等の徴収猶予及び減免の措置

【市町村】

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

【県】

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法及び宮崎県税条例(以下「県税条例」という。)の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

【国】

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

(1) 申告等の期限の延長
(2) 徴収猶予
ア　納期限未到来の場合の徴収猶予
イ　通常の場合の徴収猶予
ウ　災害減免法に基づく徴収猶予等
(3) 減免措置

2　県税の徴収猶予及び減免等

(1) 県税に関する期限の延長

知事は「地方税法第 20 条の 5 の 2」に基づき、「県税条例第 22 条」により、法またはこの条例の定める申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申立に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、納税義務者等の申請により、その災害のやんだ日から２月をこえない限度において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、納税義務者等の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期間を延長することができる。

(2) 県税の徴収猶予

知事は「地方税法第 15 条」の規定に基づき、納税義務者等が、その財産について災害を受けた場合等において、その事実に基づいて、県税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その申請により１年以内の期間を限り（やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて２年以内）、その徴収を猶予することができる。

(3) 県税の減免

知事は地方税法第 72 条の 62、第 73 条の 31、第 177 の 17 条及び第 194 条の規定に基づき、「県税条例第 23 条」により、次に掲げる者について、その納付すべき事業税、不動産取得税、自動車税種別割及び鉱区税を減免することができる。

ア　事業税の減免(個人の事業税に限る。)

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の 4 月 1 日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

(ｱ) 自己の所有に係る事業用の資産について、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。(ｲ)において同じ。)が当該資産の価格の 2 分の 1 以上である者で、前年中の地方税法第 72 条の 49 の 12 第 1 項から第 5 項までの規定によって計算した事業の所得が 1,000 万円以下である者

(ｲ) 自己(同一生計配偶者または扶養親族を含む。)の所有に係る住宅または家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅または家財の価格の 2 分の 1 以上である者で、前年中の地方税法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 500 万円以下である者

事　業　の　所　得	減免の割合
500 万円以下の金額	全　　部
500 万円を超え、750 万円以下の金額	10 分の 5
750 万円を超える金額	10 分の 2.5

イ　不動産取得税の減免等

(ｱ) 災害のやんだ日から 3 年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

(ｲ) 不動産を取得した者で当該不動産取得税の納期限(当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して 6 か月を経過しているときは 6 か月経過日の前日)までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免するものとする。

(ｳ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和 47 年法律第 132 号)第 3 条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずる

ものとして知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税から住居の用に供していた不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

ウ　自動車税種別割または鉱区税の減免

(ｱ)　災害により自動車について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の 2 分の 1 以上であるものについて、災害を受けた日の属する年度分の自動車税種別割の税額の 2 分の 1 を軽減する。

(ｲ)　災害により鉱区について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の 2 分の 1 以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の鉱区税の税額の 2 分の 1 を軽減する。

3　その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

【郵便事業株式会社】

ア　被災者に対する通常葉書(1 世帯当たり 5 枚)・郵便書簡(1 枚)の無償交付
　被災地の支店長が決定する。

イ　被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
　郵便事業株式会社九州支社長が決定する。

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ｱ) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。

(ｲ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパックまたは現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

(2) 通信事業

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

「電話サービス契約約款第 111 条」に基づき、災害が発生しまたは発生する恐れがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

ア　電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ　不使用月の電気料金の免除

ウ　建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)

エ　被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ　被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

カ　被災により 1 年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除

キ　被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

【宮崎ガス株式会社】

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。九州経済産業局長の認可が必要。

ア　ガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ　不使用月のガス料金（基本料金）の免除

ウ　被災により、ガス使用ができなくなった使用者が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除

エ　被災により、１年未満で廃止または減少した契約の料金精算（補償料）の免除

第６款 住宅確保の支援

第１項　基本方針

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市町村が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市町村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

第２項　対策

１　災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア　地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ｱ) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

(ｲ) 一市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸(激甚災害は 100 戸)以上のとき

(ｳ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ　火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

(ｱ) 被災地域の滅失戸数が 200 戸(激甚災害は 100 戸)以上のとき

(ｲ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理するものとする。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次によるものとする。

ア　入居者資格

次の各号（老人等にあっては、(ｱ)、(ｳ)及び(ｴ)）の条件を具備する者

(ｱ) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。

(ｲ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(ｳ) その者の収入が低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして公営住宅法施行令第６条第２項に規定する金額を参酌して、市町村の長が定める金額を超えないこと。

(ｴ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ　建設戸数

(ｱ) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の 3 割(激甚災害は 5 割)以内とする。

ただし、他市町村で余分があるときは、3 割(激甚災害は 5 割)をこえることができる。

(ｲ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 3 割(激甚災害は 5 割)以下の場合、3 割(激甚災害は 5 割)に達するまで建設することがある。

２　災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者(り災の日から２年を経過しない場合に限る。)は、融資を受けることができるので、県及び市町村は、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

また市町村は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

第７款 災害復興基金の設立

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第１款 中小企業の復興支援

第１項　基本方針

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(㈱日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

第２項　対策

1　被害状況把握のための体制整備

【県・市町村】

県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2　資金需要の把握連絡通報

【県】

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

3　関係金融機関に対する資金繰りや貸付条件の変更等に関する要請

【県】

県は、関係金融機関等に対して、事業者の資金繰りに支障が生じないよう、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談や貸付条件の変更等に丁寧に対応するなど、事業者に寄り添った支援を徹底するよう要請する。

4　中小企業者に対する金融制度の周知

【県】

県は、市町村を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

5　金融相談の実施

県は、信用保証協会、関係商工会議所、関係商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

6　国に対する要請

県は、国に対して災害特別融資を要請するものとする。

7　融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに、県中小企業融資制度「災害対策貸付」「セーフティネット・危機関連貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応する。

8　その他の措置

【県】

県は金融の円滑化を図るため、必要に応じ一般金融機関及び㈱商工組合中央金庫に対し、県資金を預託するとともに、県信用保証協会に対し、損失補償等の措置を行う。

第２款 農林水産業の復興支援

第１項　基本方針

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに国に対しても要望するものとする。

第２項　対策

1　農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

災害時における農林漁業関係の融資の種類

（金利：令和８年２月現在）

対象者	資□金□名	融資機関
農業を営む個人及び法人 林業を営む個人及び法人 水産業を営む個人及び法人	天災融資制度による資金	農協・九州信漁連、 市中銀行等
主業農業者等 主業林業者等 主業水産業者等	農林漁業セーフティネット資金	日本政策金融公庫
農業者、林業者、水産業者	農林漁業施設資金（災害復旧）	日本政策金融公庫
農業者、林業者、水産業者□等	農業基盤整備資金（基盤の復旧） 林業基盤整備資金（林道・造林の復旧） 漁業基盤整備資金（漁場等の復旧）	日本政策金融公庫
農業者等	農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）	日本政策金融公庫
認定農業者	農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）	日本政策金融公庫
主業農業者等	経営体育成強化資金	日本政策金融公庫
認定農業者等	みやざきの農を支えるひなた資金 （農業近代化資金）	農協・市中銀行等
農業者等	みやざきの農を支えるひなた資金 （県独自の災害資金）	農協・市中銀行等
水産業者等	漁業近代化資金	九州信漁連 農林中金等

2　農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（１号資金、４号資金）により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3　林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

4　水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、九州信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図るものとする。

第３編

地震災害対策編

第１章 地震の想定と震災対策

第１節 震災対策の基本的考え方

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150 年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、本県においては、日向灘を震源として津波などにより約200名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662 年）や、約 1,300 棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968 年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成８年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行い、その後、国の東南海・南海地震の想定を公表したことから、これを踏まえて、平成 18 年度に再度日向灘地震、えびの・小林地震についてｼﾐｭﾚｰｼｮﾝを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成 23 年 3 月に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、科学的に想定し得るあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、南海トラフ巨大地震の想定を公表（平成24年８月作成、令和７年３月見直し）した。

本県では、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震（M8.9 及び M9.0）、津波（M9.1）のｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ及びこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる本県の被害想定を公表（平成25年10月作成、令和８年２月見直し）した。

以上のことから、本県では、「南海トラフ巨大地震」、「日向灘地震」、「えびの・小林地震」、に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

また、本県は、県内全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第３条の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたため、この計画を同法第５条の推進計画（以下「推進計画」という。）として位置づけるものとする。

本県が想定する地震の中でも、南海トラフ巨大地震は、最大級の地震であり、これまでの対策により被害量は一定程度減少したが、発生すると①県内全域で強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短いこと、③時間差をおいて複数の大規模地震が発生する可能性があること、④高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的物的資源に限りがあること、⑤避難者数が膨大となる都市部や孤立する可能性のある山間部等、地理的特性により対応に課題があること、⑥これらの災害の特性から被害が県内全域にわたりかつ甚大となること（「南海トラフ巨大地震」となった場合は、これまで経験したことのない甚大な被害が想定される）ことが挙げられる。このためこれまでの地震・津波対策の延長上では、十分な対応が困難となる場合があることを考慮し、これまでの「行政が守る者、県民が守られる者」という考え方から「県、市町村、地域、事業者、県民が共に災害に立ち向かう」という考え方に意識を変えながら国、県、市町村、地域、企業、ＮＰＯ法人、ボランテイア団体等、様々な主体がコミニュケーションを取りながら力を合わせて防災対策を推進する必要がある。そのため、この計画では、これまでの最大規模の地震に伴う巨大な津波から、命を守ることを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方を踏まえるとともに、令和７年７月の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の基本的方針」に新たに加えられた「「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化」、「災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援」、「総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化」等を加えた防災対策を推進するものとする。

特に、本県の地域特性を踏まえた上で、直接死者数と減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね１０年間で完遂するべき重点施策として、「県民の早期避難率の向上に寄与する各種啓発・普及活動」と「避難所環境の充実に寄与する関係資機材整備支援」を位置付け、今後重点的に推進していく。

また、具体的な目標及びその達成の期間については、別途、本計画の対策計画として位置付けている「第３期宮崎県地震・津波減災計画」において定めることとする。

なお、推進計画に係る部分については、各種防災施設の整備状況や被害想定の検証等により、必要に応じて見直すものとする。

第２節 宮崎県を取り巻く地震環境

図 1－1 は 1997 年 10 月以降に宮崎県付近で発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード５から６程度の地震が発生している。

図 1－2 は図 1－1 を南（A－B 投影）からみたもので熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方向では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

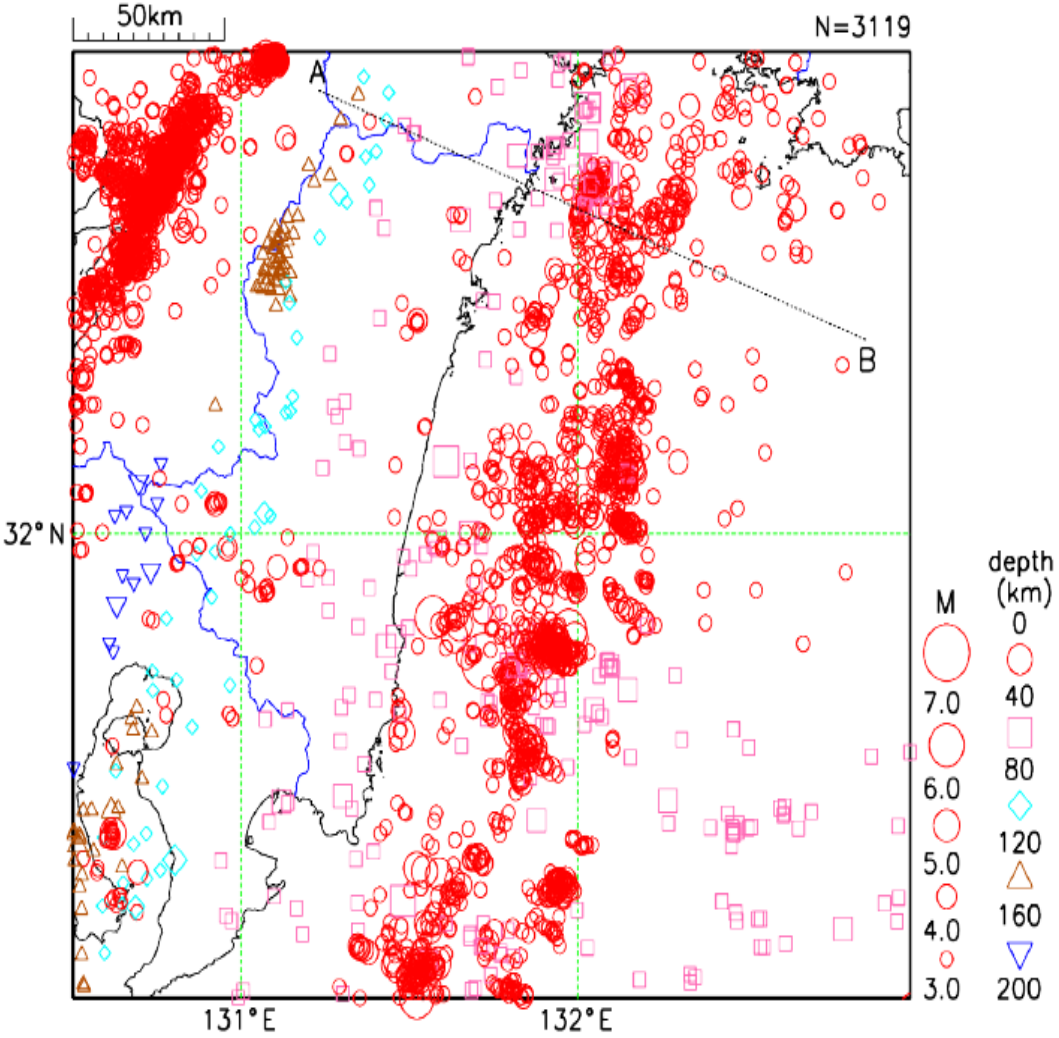

図 1－1 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ(1997.10.01～2025.12.31)

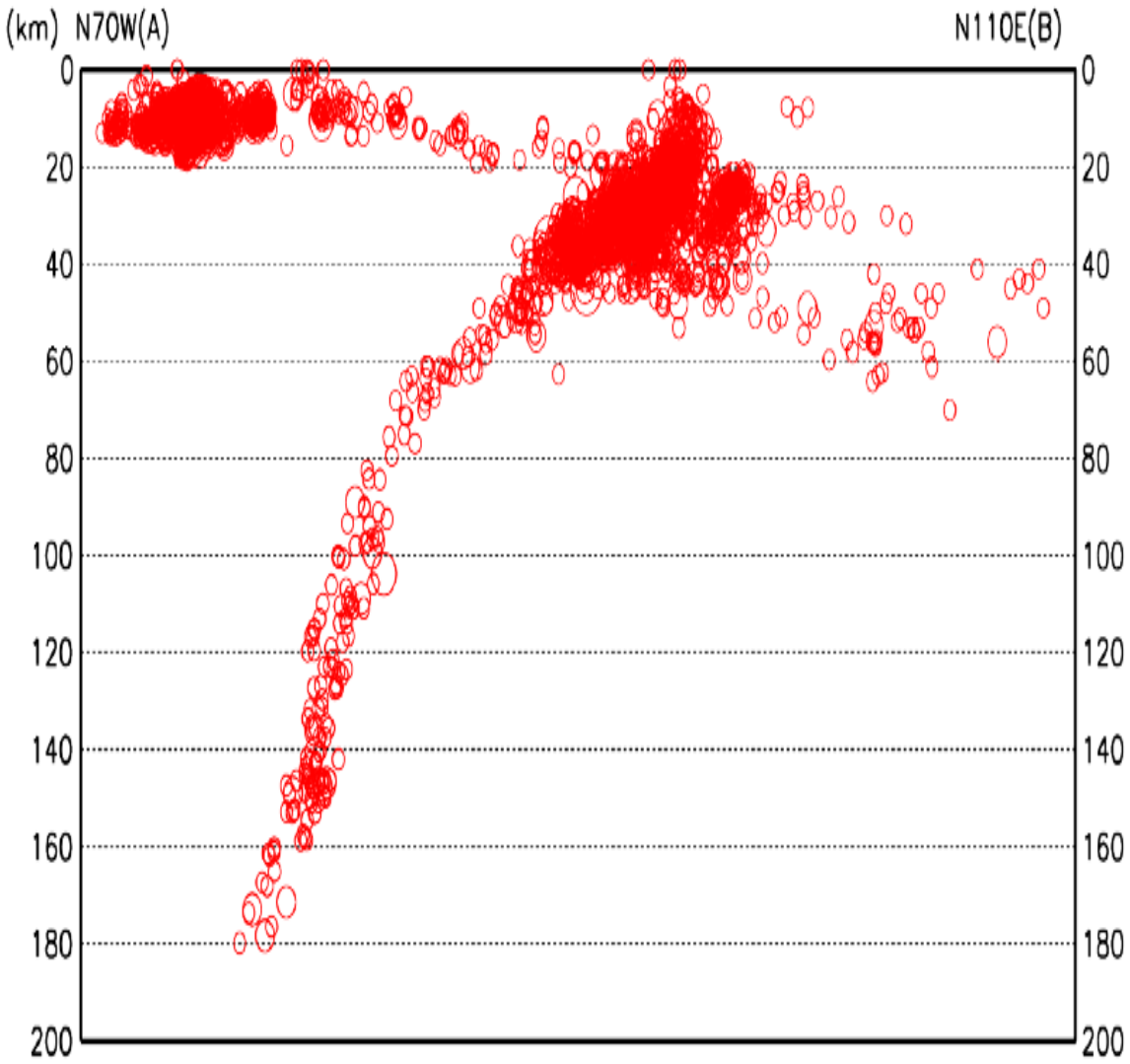

図１−２ 図１−１の破線Ａ―Ｂからみた断面図

第３節 宮崎県における地震被害

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7 クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662 年の地震、1941 年の地震(M7.2)や 1968 年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931 年の地震(M7.1)および 1961 年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような小さな津波の地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする 1769 年の地震(M7.7)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100～150km ほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898 年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約 150km)や 1899 年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約 100km)では小被害が生じ、1909 年の宮崎県西部の 深い地震(M7.6、深さ約 150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があって、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間

にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968 年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913 年にも５月と７月の２度 にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707 年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946 年の南海地震(M8.0)では2m 近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960 年のチリ地震津波では、最大 2m 前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶などに被害が生じた。

表１－１　本県の被害地震一覧

No	発生年月日	震央地名 ［地震名］	規模	被害概要
1	1662/10/31	日向灘 ［外所地震］	7.6	死者多数、潰家 3,800 戸
2	1769/ 8/29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899/11/25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903/10/11(明治 36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913/ 4/13(大正 2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929/ 5/22(昭和 4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931/11/ 2(昭和 6)	日向灘	7.1	死者１、負傷者 29、全壊４、半壊 10、一部破損多数
8	1939/ 3/20(昭和 14)	日向灘	6.5	死者 1、負傷者 1、全壊 1、一部破損多
9	1941/11/19(昭和 16)	日向灘	7.2	負傷者 5、全壊 1、一部破損多数
10	1946/12/21(昭和 21)	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8	負傷者 5、半壊 3、家屋浸水 1,165
11	1948/ 5/ 9(昭和 23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960/ 5/23(昭和 35)	チリ地震 津波	9.5	床上浸水 168 戸、床下浸水 145 戸、船舶被害 32 隻
13	1961/ 2/27(昭和 36)	日向灘	7	死者 1、負傷者 4、全壊 1、半壊 4、一部破損 104
14	1968/ 2/21(昭和 43)	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者 35、全壊 451、半壊 896、一部破損 3,597
15	1968/ 4/ 1(昭和 43)	日向灘	7.5	負傷者 15、半壊１、一部損壊９
16	1969/ 4/21(昭和 44)	日向灘	6.5	負傷者 2
17	1970/ 7/26(昭和 45)	日向灘	6.7	負傷者 13、道路決壊 2、山崩れ 4
18	1984/ 8/ 7(昭和 59)	日向灘	7.1	負傷者９、一部損壊 319
19	1987/ 3/18(昭和 62)	日向灘	6.6	死者 1、負傷者 6、一部損壊 432、道路損壊、山崩れ、崖崩れ等
20	2016/ 4/14(平成 28)	熊本県熊本地方	6.5	負傷者８，半壊２，一部損壊３９
21	2016/ 4/16(平成 28)	熊本県熊本地方	7.3	
22	2024/8/8(令和６年)	日向灘	7.1	負傷者８、全壊１、半壊４、一部損壊２５６
23	2025/1/13(令和７年)	日向灘	6.6	負傷者２、一部損壊２

＊N022 の日向灘地震発生直後、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁から発表された。

表１－２　昭和以降宮崎県内　震度５弱以上の地震観測表

（気象庁震度データベース検索）

地震の発生日	地震の 発生時刻	震央地名	深さ	M	最大震度	県内 最大震度
1929/5/22(昭和 4)	1:35:31	日向灘	59 km	6.9	震度５	震度５
1931/11/2(昭和 6)	19:02:56	日向灘	28 km	7.1	震度５	震度５
1941/11/19(昭和 16)	1:46:26	日向灘	33 km	7.2	震度５	震度５
1961/2/27(昭和 36)	3:10:49	日向灘	37 km	7	震度５	震度５

1968/2/21(昭和 43)	10:44:52	宮崎県南部山沿い	0 km	6.1	震度６※	震度６※
1968/4/1(昭和 43)	9:42:04	日向灘	22 km	7.5	震度５	震度５
1970/7/26(昭和 45)	7:41:10	日向灘	20 km	6.7	震度５	震度５
1987/3/18(昭和 62)	12:36:29	日向灘	48 km	6.6	震度５	震度５
1996/10/19(平成 8)	23:44:41	日向灘	34 km	6.9	震度５弱	震度５弱
1996/12/3(平成 8)	7:17:58	日向灘	38 km	6.7	震度５弱	震度５弱
2016/4/14(平成 28)	21:26:34	熊本県熊本地方	11 km	6.5	震度７	震度５弱
2016/4/16(平成 28)	1:25:05	熊本県熊本地方	12 km	7.3	震度７	震度５強
2019/5/10(令和元)	8:48:41	日向灘	25 km	6.3	震度５弱	震度５弱
2022/1/22（令和４）	1:08:37	日向灘	45 km	6.6	震度５強	震度５強
2022/10/2（令和４）	00:02:32	大隅半島東方沖	29 km	5.9	震度５弱	震度５弱
2024/4/8（令和６）	10:25:28	大隅半島東方沖	39km	5.1	震度５弱	震度５弱
2024/8/8（令和６）	16:42:55	日向灘	31km	7.1	震度６弱	震度６弱
2025/1/13（令和７）	21:19:32	日向灘	36km	6.6	震度５弱	震度５弱

※震源域付近の推定震度

第４節 想定地震と被害想定

本県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、「日向灘地震」と併せて「東南海・南海地震」について、内陸型の地震として、「えびの・小林地震」について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのような中、国では、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じるとともに、海溝型地震は、その被害が甚大かつ広域化するという特徴が明らかになった。このため、国の想定に基づき県においても、あらゆる可能性を考慮した「最大規模の地震に伴う巨大な津波」を検討する必要があるとして「南海トラフ巨大地震（Ｍ９クラス）」（平成 25 年 10 月作成、令和７年８月見直し）の想定を行った。

なお、想定している南海トラフ巨大地震は、「千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであること」及び自然現象であるため不確実性を伴うものである。

ついては、「南海トラフ巨大地震」、「日向灘地震」、「えびの小林地震」を想定地震として、今後の本県の地防災対策を推進する。

第１款 日向灘地震の特徴と被害想定の概要

１　地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去十数年から数十年間隔でマグニチュード７クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後 30 年以内に日向灘のひとまわり小さい地震（マグニチュード 7.0～7.5 程度）が 80％程度、安芸灘～伊予灘～豊後水道の沈み込んだプレート内のやや深い地震が 40％程度で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

日向灘地震の想定震源域

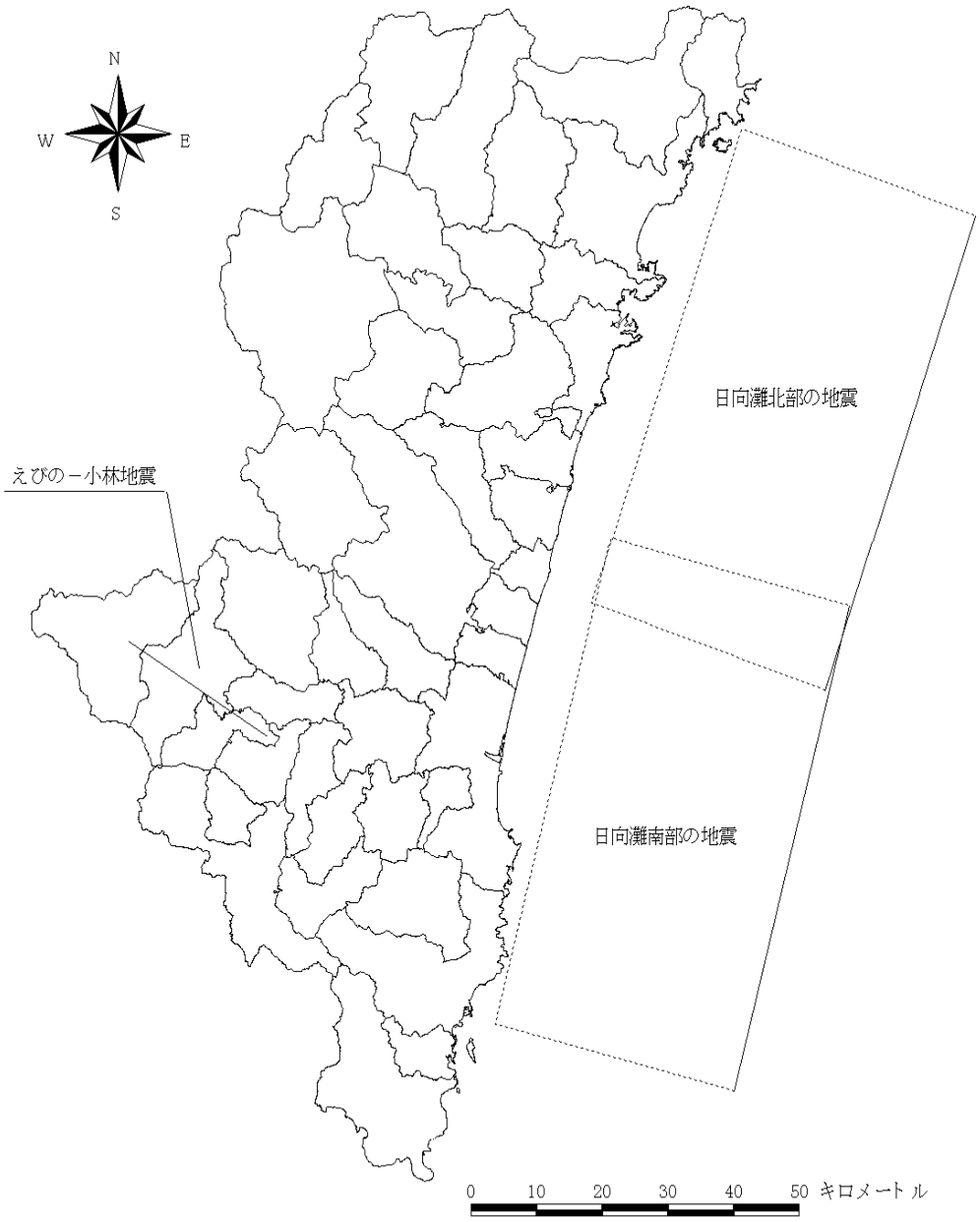

日向灘周辺の地震の発生確率（R8.1 更新）

	日向灘のひとまわり小さい地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の沈み込んだプレート内のやや深い地震
	マグニチュード 7.0～7.5 程度	マグニチュード 6.7～7.4 程度
10 年以内の発生確率	40%程度	20%程度
30 年以内の発生確率	80%程度	40%程度
50 年以内の発生確率	90%程度	60%程度

資料：「日向灘及び南西諸島海溝周辺の自身活動の長期評価（第二版）」

2　被害想定の概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード 7.6 として想定する。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。

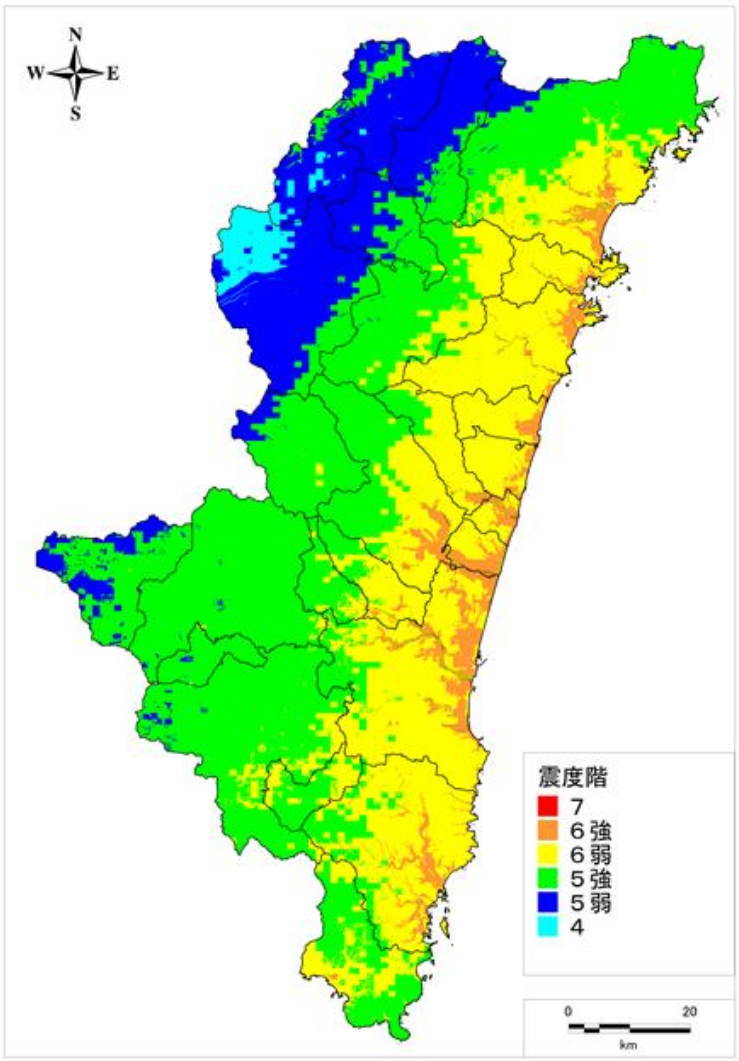

震度分布図（最大）

（最大震度及び最大津波高）

最大震度	最大津波高
震度６強	６ｍ

（被害想定）

項　　目	日向灘北部地震	日向灘南部地震
建物被害（全壊棟数）	約13,000棟	約16,000棟
人的被害（死者数）	約1,700人	約990人

資料：宮崎県「令和２年度宮崎県地震・津波被害想定調査」による。

日向灘地震により発生した津波による被害が最も懸念される。特に、日向灘北部地震が発生すると、県北・県央を中心に死者が約 1,700 人、全壊する建物が約 13,000 棟に及ぶと想定される。

また、津波の高さは、南海トラフ地震によるものより低くはなるものの、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで 12 分）で到達する恐れがある。

第２款 えびの・小林地震の特徴と被害想定の概要

１　地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近は、これまでもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968 年（昭和 43 年）には、マグニチュード 6.1 のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

えびの・小林地震は、津波の心配はないが、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性がある。

えびの・小林地震の想定震源域

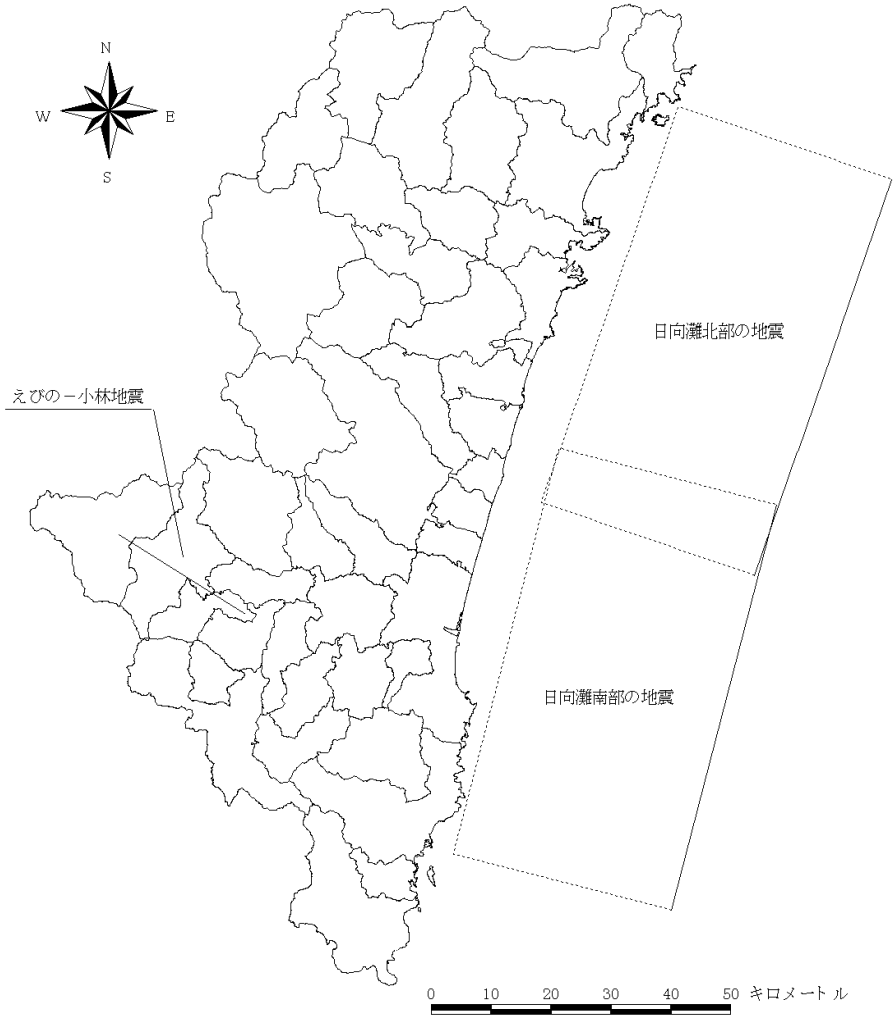

2　被害想定の概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード 6.5 として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。

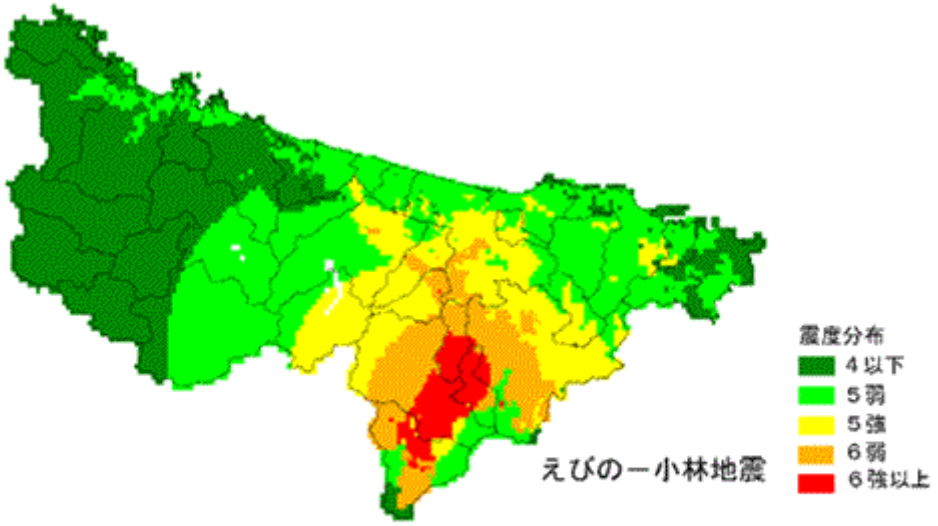

震度分布図

最大震度			震度６強
津波の高さ			－
人的被害	死者数	揺れによるもの	約１１０名
		津波によるもの	－
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約４，４００棟
		津波によるもの	－

資料：宮崎県「平成１８年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者約 110 名、全壊する建物は約 4,400 棟に及ぶと想定される。

山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生する恐れがある。

第３款 東南海・南海地震の特徴と被害想定の概要

１　地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去 100～150 年間隔で発生している。直近では昭和 19 年（1944 年）に東南海地震、昭和に 21 年（1946 年）に南海地震が発生しており、マグニチュード 8 クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されている。

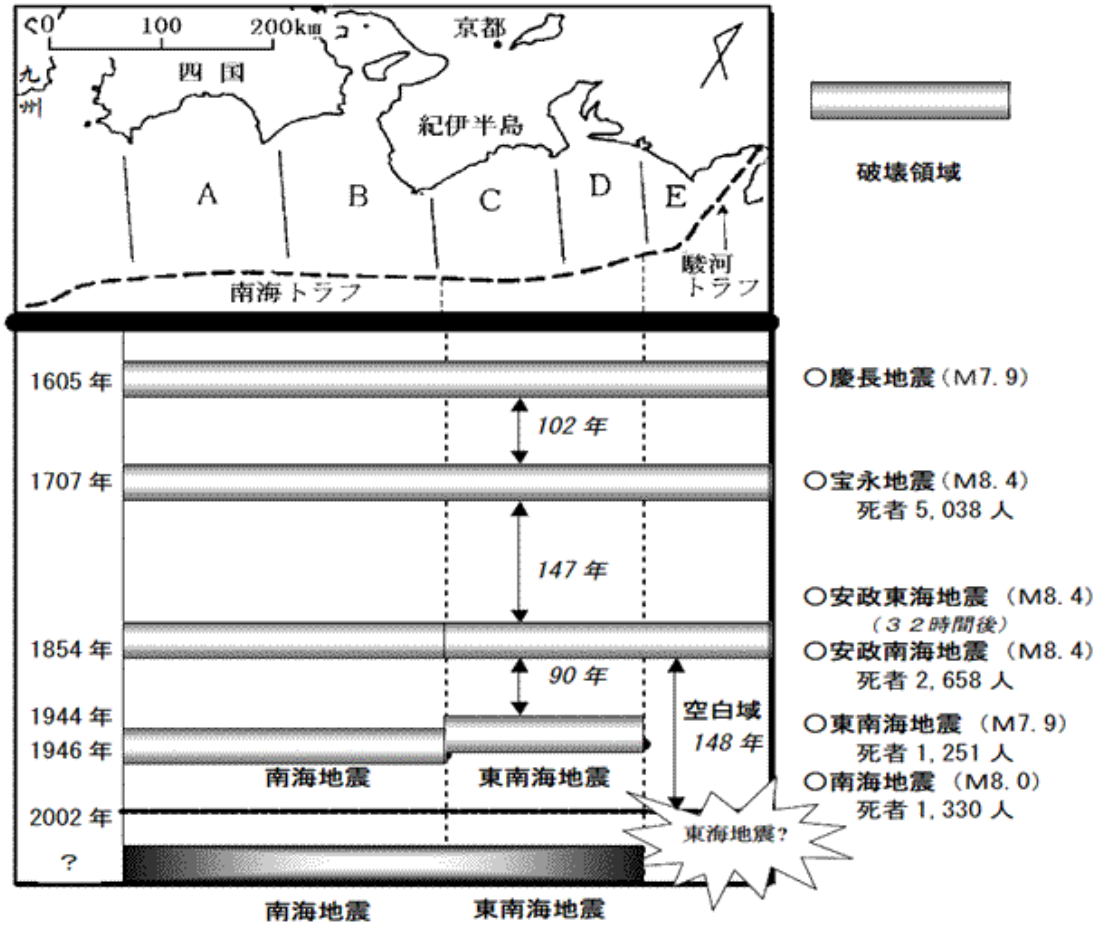

2　被害想定の概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。

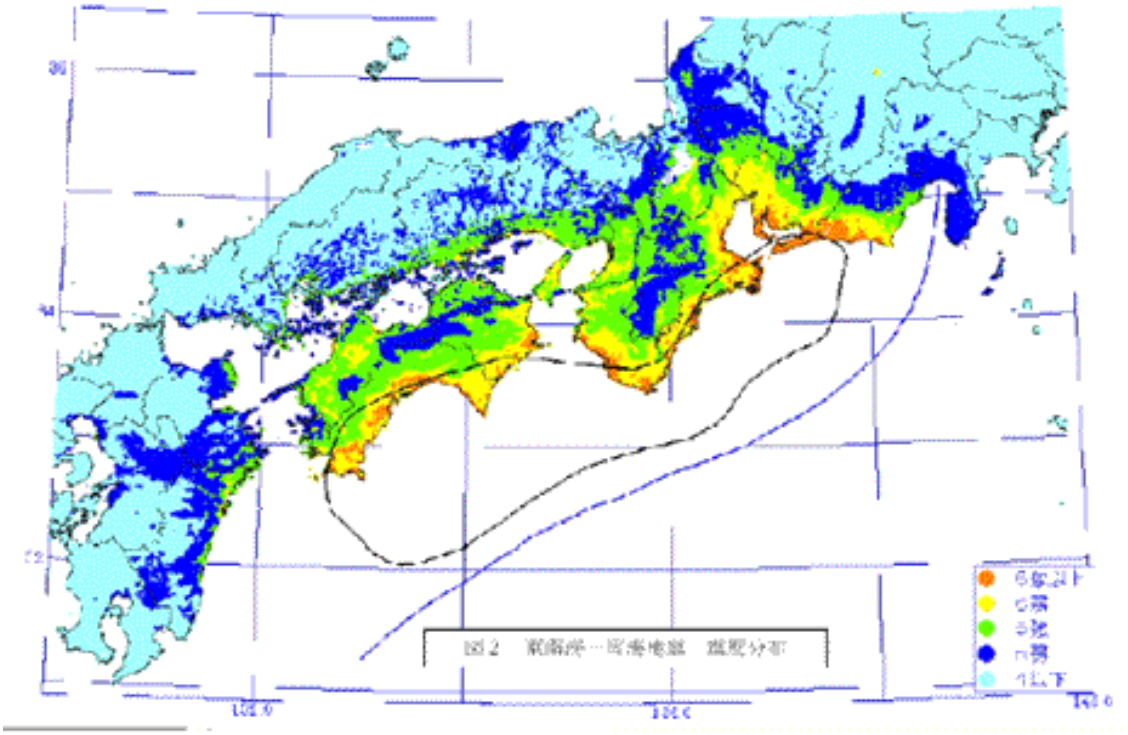

出典：中央防災会議「東南海・南海地震等に専門調査会」

最大震度			震度６弱
津波の高さ			約６ｍ
人的被害	死者数	揺れによるもの	約２０名
		※津波によるもの	約６７０名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約７００棟
		※津波によるもの	約５，２００棟

資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。
※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成１８年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっている。

東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来する恐れがあるので、沿岸部では十分注意が必要である。

第４款 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定の概要

１　地震の特徴

静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード 8 クラス）や日向灘地震（マグニチュード７クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード９クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表（平成 24 年８月作成、令和７年３月見直し）した。

本県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。（平成 25 年 10 月策定、令和８年２月見直し）

なお、政府の地震調査研究推進本部調査委員会における長期評価において、マグニチュード８～マグニチュード９クラスの地震の 30 年以内の発生確率は、60%から 90%程度以上又は 20%～50%と評価されている。（発生確率の評価は、地震調査研究推進本部（令和７年９月公表））

強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」公表(令和 7 年 3 月) の４ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。

なお、令和８年２月の見直しに際して、強震断層モデルは、国の一部最新の科学的知見を取り入れながら前回のモデルと同一のものを踏襲した。

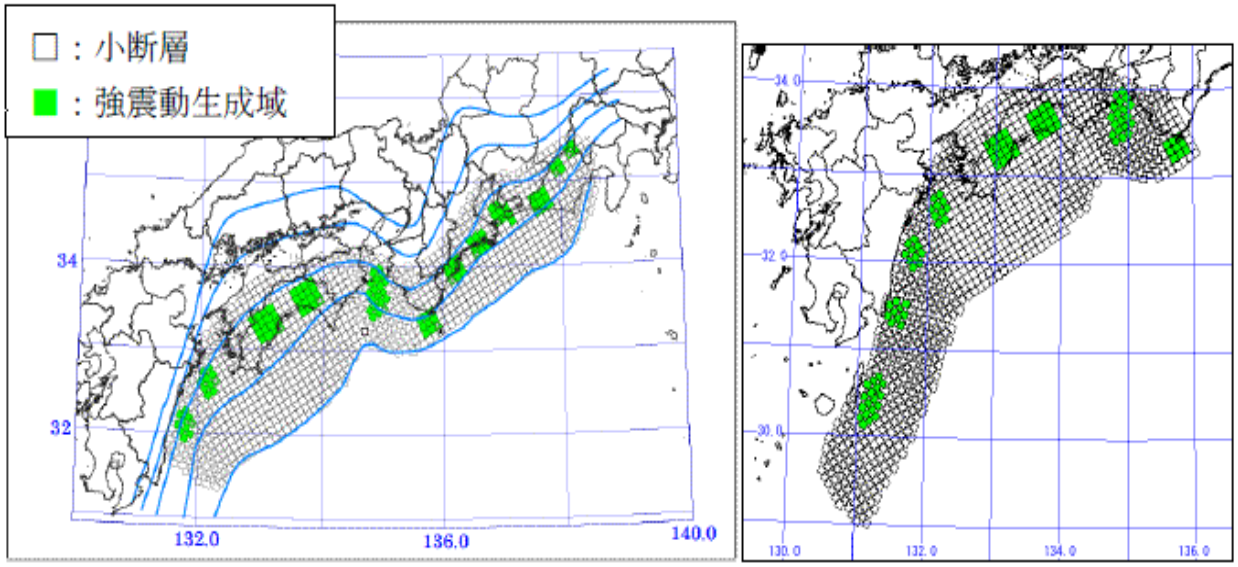

強震断層モデル　（左）内閣府モデル（M9.0）　　（右）宮崎県独自モデル（M8.9）
※強震動生成域：強い地震を発生させるところ

(2) 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」公表(令和７年３月）の 11 ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

なお、令和８年２月の見直しに際して、津波断層モデルは、国の一部最新のデーターを踏まえて更新し前回のモデルと同一のものを踏襲した。

		南海トラフの巨大地震（考えうる最大クラス）		
対象津波		「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表　(R7.3)　による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」による想定地震津波
		（ケース④）	（ケース⑪）	
ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ		Mw ＝ 9.1		Mw ＝ 9.1
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル（以下、内閣府モデル）		宮崎県独自モデル
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域	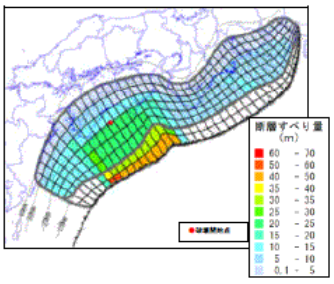	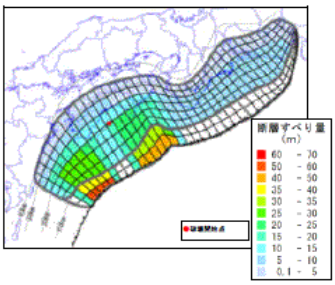	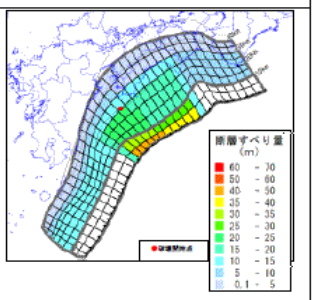
	地盤の鉛直方向変動量分布	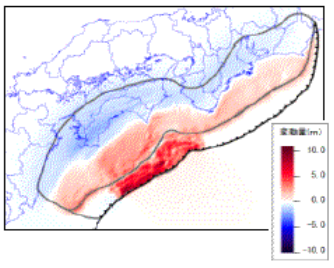	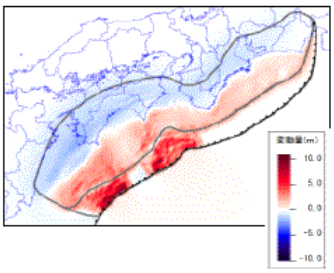	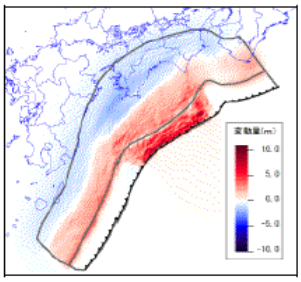

津波断層モデル

2　被害想定の概要

(1) 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(令和７年３月)の４ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域（SMGA※）を新たに配置したモデルを想定した。

以上の計２つのモデルに国の一部最新の地盤モデルの知見を踏まえた地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

予測される震度分布は、以下のとおり。

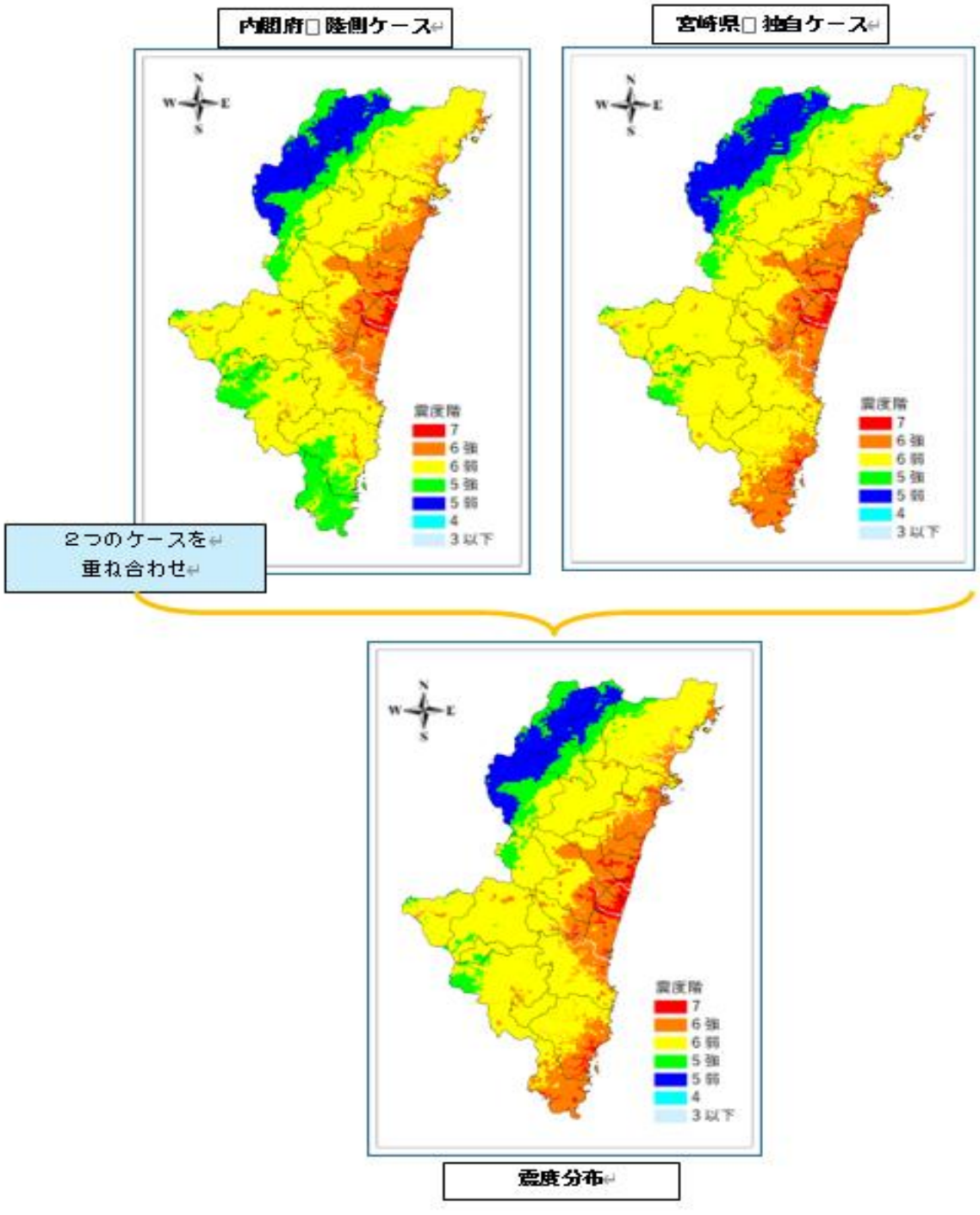

震度分布

(2) 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル・被害想定手法検討会」公表(令和 7 年 3 月)の 11 ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

以上の計３つのモデルによる最新の地形データや各地の堤防などの構造物、初期潮位の設定等を踏まえた津波浸水の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの津波を想定した。

予測される津波浸水想定は、以下のとおり。

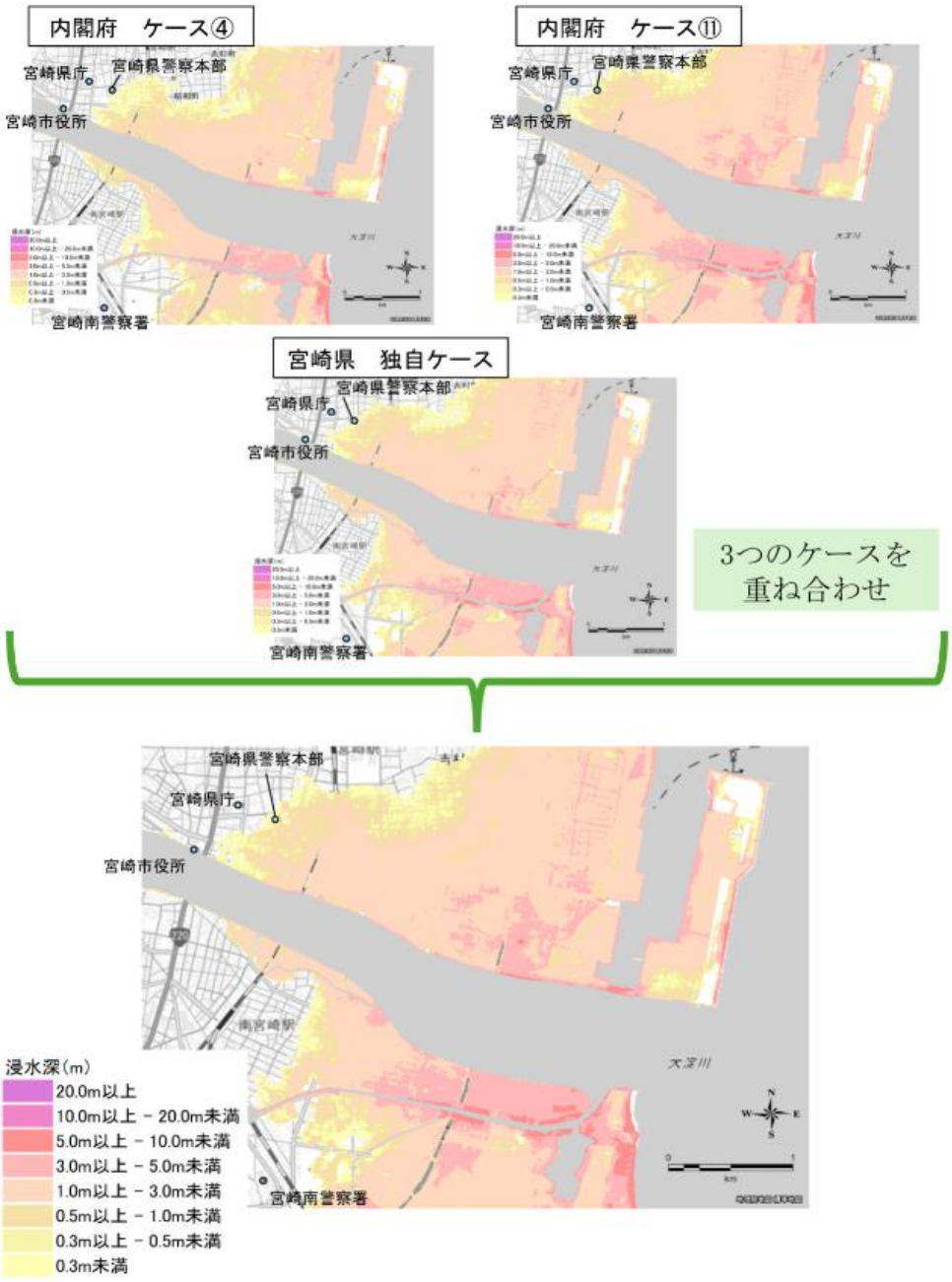

津波浸水想定

⑶ 被害想定について

県内に影響の大きい２つのケースについて、各種想定を行った。

【想定ケース①】

内閣府（2025.3）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑪）を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

（最大震度及び最大津波高）

最大震度	最大津波高
震度７	１７ｍ

（被害想定）

項　　目	内閣府の想定（2025.9 公表）	県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害(全壊棟数)	約83,000棟	約82,000棟	約80,000棟
人的被害（死者数）	約 39,000人	約11,000人	約11,000人

○ライフライン被害

表－想定ケース①によるライフライン被害結果

項目	直後	１週間後	１ヶ月後	対象数
①上水道（断水人口）	約95万人	約63万人	約22万人	約99万人
②下水道（支障人口）	約66万人	約25万人	約21万人	約70万人
③電力（停電件数）	約57万軒	約5万軒		約63万軒
④通信（固定電話不通回線数）	約23万回線	約４万回線	約1万回線	約26万回線
⑤都市ガス（供給停止戸数）	約3万戸	約2万戸		約7万戸

表－想定ケース②によるライフライン被害結果

項目	直後	１週間後	１ヶ月後	対象数
①上水道（断水人口）	約95万人	約64万人	約22万人	約99万人
②下水道（支障人口）	約67万人	約25万人	約20万人	約70万人
③電力（停電件数）	約57万軒	約4万軒		約63万軒
④通信（固定電話不通回線数）	約24万回線	約3万回線	約1万回線	約26万回線
⑤都市ガス（供給停止戸数）	約3万戸	約2万戸		約7万戸

〇交通施設被害

表－想定ケース①による交通施設被害結果

項目		被害	対象数
①道路施設		約1,500箇所	約15,000km
②鉄道施設		約670箇所	約320km
③港湾施設	岸壁	約34箇所	63箇所
	その他係留施設	約109箇所	225箇所
④漁港施設	岸壁	約39箇所	72箇所
	その他係留施設	約106箇所	213箇所

表－想定ケース②による交通施設被害結果

項目		被害	対象数
①道路施設		約1,500箇所	約15,000km
②鉄道施設		約730箇所	約320km
③港湾施設	岸壁	約45箇所	63箇所
	その他係留施設	約172箇所	225箇所
④漁港施設	岸壁	54箇所	72箇所
	その他係留施設	163箇所	213箇所

〇その他の被害

表－想定ケース①によるその他の被害結果

項目	１日後	１週間後	１ヶ月後	対象数
①避難者	約36万人	約43万人	約42万人	約101万人
②避難所の要配慮者	約6万人	約7万人	約3万人	約23万人

③災害関連死	1,700人～3,500人

項目	可能性のある集落	対象数
④孤立集落	66箇所	577箇所

項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計
⑤災害廃棄物	約1,200万トン	約320万トン	約1,500万トン

表－想定ケース②によるその他の被害結果

項目	１日後	１週間後	１ヶ月後	対象数
①避難者	約36万人	約43万人	約42万人	約101万人
②避難所の要配慮者	約6万人	約7万人	約3万人	約23万人

③災害関連死	1,700人～3,500人

項目	可能性のある集落	対象数
④孤立集落	87箇所	577箇所

項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計
④災害廃棄物	約1,100万トン	約320万トン	約1,500万トン

〇経済被害

表－想定ケース①による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 5.0 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.9 兆円
交通寸断による影響	約 0.9 兆円

表－想定ケース②による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約 4.9 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.8 兆円
交通寸断による影響	約 0.9 兆円

第５節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定

本県においては、日向灘地震やえびの小林地震、東南海・南海地震に加え、最大クラスとして想定される南海トラフ巨大地震・津波により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有している。

このため、これらの地震・津波による被害を軽減することを目的とした減災計画を策定し、関係機関、住民等と一体となって効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を推進するものとする。

第１款 減災計画の基本的な考え方

「第３期宮崎県地震・津波減災計画」は、平成 19 年 3 月に策定した「宮崎県地震減災計画」（以下「第１期計画」という。）及び平成 25 年に策定した「新・宮崎県地震減災計画（以下「第２期計画」という。）を踏まえ、「南海トラフ巨大地震」、「日向灘地震」、「えびの・小林地震」を対象とする形で整理し再構築したものである。

また、対策は長期に及ぶ内容も考えられることや、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、毎年度見直しを行い、時点修正を行いながら更新をしていくものとする。

第２款 計画の概要

１　減災目標

令和７年７月に公表された国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画における減災目標も踏まえ県の具体的な減災対策を通じて、今後１０年間で、想定される人的被害（死者数）をおおむね８割減少、想定される建物被害（全壊・焼失棟数）をおおむね５割減少させることを目指す。また、最終的には、災害関連死を含む人的被害を限りなくゼロに近づけられるよう、各種取組を推進する。

２　目標達成のための取組

減災目標を達成するために取り組むべき主な内容は次のとおりとする。

(1) 県民防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」、「共助」が重要であることから学校や企業での防災対策等

を進めるとともに、住宅の耐震化や転倒防止対策等を促進することで、県民防災力向上を図る。

(2) 災害に強い地域づくり

地震・津波災害に強いまちづくりについて中長期的な課題として継続的に検討を進めるとともに、高速道路の重要インフラの整備や、土砂災害対策の充実を図るほか、公共建築物等の耐震化やライフライン機能の確保、孤立地域対策や複合災害対応等にも取り組む。

(3) 津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、引き続き津波避難施設・避難場所・避難路の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、避難訓練の実施、デジタル技術を活用した津波情報の迅速・的確な伝達、南海トラフ地震臨時情報に関する周知啓発・理解促進等のソフト対策や津波を防御する施設の整備に取り組む。

(4) 被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、自衛隊等救助関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、都道府県、DMAT 隊員有資格者の育成・確保や災害拠点病院の機能強化、重傷患者の医療搬送等の災害時医療体制の整備等に取り組む。

(5) 被災者支援、災害関連死対策

大規模災害時に発生が懸念される災害関連死を防ぐため、避難所におけるトイレ・食事・寝床等の生活環境の整備を進めるとともに、避難場所を問わず被災者へ必要な支援を確実に届けるため、デジタル技術も活用しながら物資支援対策の強化や物資関係拠点施設の活用に取り組む。また、高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、保健・医療・福祉関係者と連携し、途切れのない保健医療、福祉サービス等を提供する。

(6) 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

県の防災体制を充実するため、デジタル技術を活用し災害対策本部体制の充実・強化や防災担当職員の対応能力の向上を図るとともに、復興に向けた事前準備や災害廃棄物処理対策等に取り組む。

また、市町村における災害対応力の強化を支援するほか、国や九州各県、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制（応援・受援体制）の強化を図る。

第２章 地震災害予防計画

第１節 地震に強い県土づくり、まちづくり

第１款 都市防災構造の強化

第１項　基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災都市づくり計画を策定し、この計画に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していくものとする。

第２項　対策

１　防災都市づくり計画の策定

【市町村】

地震に強い都市づくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災都市づくり計画を策定するものとする。

⑴ 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
⑵ 災害リスクを考慮した都市の課題
⑶ 防災都市づくりの基本方針
⑷ 防災都市づくりの具体的施策

上記計画に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

特に市街化区域内においては、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画へ位置付けて、建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

２　防災空間の確保

【県、市町村】

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

⑴ 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保存に努める。

⑵ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

⑶ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を推進する。

⑷ 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3　都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

ア　土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ　市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

ウ　密集住宅市街地整備促進事業の推進

県、市町村は、防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、必要に応じて堤防等の高さなどの情報を住民に提供し、避難活動の支援を行うとともに、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点、緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(3) 海岸施設の整備

【県】

海岸管理者は、必要に応じて堤防等の高さなどの情報を住民に提供し、避難活動の支援を行う。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

特に宮崎県総合運動公園は、県内を対象とした広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行えるよう、物資の備蓄・搬送等の活動や消防、警察、自衛隊、災害ボランティアの活動及び広域避難場所等として機能するよう整備を推進するとともに、利用者の避難所となることも考慮して施設整備を図る。

4　緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 緊急避難場所の指定

【市町村】

市町村は、延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

ア　管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ　立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ　構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ　その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

①当該施設が地震に対して安全な構造であること

②場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

【県】

県は、市町村が行う緊急避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

(3) 広域避難場所の整備

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した緊急避難場所に加え、次の設置基準に従って広域避難場所の整備を行う。

ア　広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として１人当たり２㎡以上を確保することを原則とする。

イ　広域避難場所は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね 10ha 以上を標準として配置する。

ウ　広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ　広域避難場所周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ　地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は 2km 以内とする。

【県】

県は、市町村が行う広域避難場所の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難場所を相互利用できるよう調整を図っておく。

(4) 都市農地の活用

【市町村】

市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練等の実施等に勤めるものとする。

(5) 避難路の整備

【市町村】

広域避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(6) 避難路の確保

市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努めるものとする。

第２款 建築物の安全化

第１項　基本方針

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

第２項　対策

1　建築物の耐震性強化

【県、市町村】

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和 56 年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、市町村や建築関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

ア　耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

イ　広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これに併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

ウ　所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導・助言を行う。

エ　木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア　建築物の落下防止対策

県及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

(ｱ) 繁華街等の道路沿いにある 3 階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

(ｲ) 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

(ｳ) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ　ブロック塀の倒壊防止対策

県及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ｱ) 県及び市町村は、県民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
(ｲ) 市町村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
(ｳ) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。
(ｴ) 県及び市町村は、ブロック塀を新設または改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ　建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、災害の拡大や二次災害の防止のため、市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2　建築物の液状化対策

【県、市町村】

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)

次款「地盤災害防止対策の推進」第５「液状化対策の推進」に記載

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

ア　木造建築物
- 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- アンカーボルトの適正施工
- 上部構造部分の剛性を持たせる
- 荷重偏在となる建築計画を避ける
- 屋根等の重量を軽くする

イ　鉄筋コンクリート造等建築物
- 支持杭基礎工法
- 地階を設ける方法
- 面的に広がりのある建築計画とする
- 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

ウ　コンクリートブロック塀
- 法令等の技術基準を正しく履行する
- 基礎を底盤幅の大きい逆Ｔ字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

3　建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

4　重要施設等の耐震性強化

(1) 県有施設の耐震性強化

【県】

県は、大規模地震発生時に災害応急対策上重要となる次の建築物について、耐震性を確保するため、数値目標を設定するなどして、計画的に耐震診断調査を行い、必要に応じ耐震補強を行う。また、これらの施設においては庁舎管理者と調整の上、各室管理者において、造り付けの家具や事務機器等の固定を行うよう努めるものとする。

①　県庁舎、総合庁舎
②　保健所、病院
③　警察関連施設
④　県立学校
⑤　社会福祉施設
⑥　その他重要建築物

耐震補強工事に当たっては、官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

(2) 市町村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

【市町村、防災上重要な施設の管理者】

市町村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

【県、市町村及び民間建築物の所有者等】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

【県、市町村及び民間建築物の所有者等】

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模か

つ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び市町村は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

5　施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

県、市町村、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第３款 地盤災害防止対策の推進

第１項　基本方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第２項　対策

1　地盤情報の把握と周知

【県、市町村】

(1) 地盤情報のデータベース化

県内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てるものとする。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

(3) 危険箇所の調査・周知

ア　危険箇所の調査

県は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を実施する。

イ　危険箇所の周知

県は、これらの土砂災害の危険箇所の周知のために、関係市町村に情報の提供を行うとともに、ホームページで公表する。

市町村は、これらの土砂災害の危険箇所（但し、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域は除く）について市町村地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努めるものとする。

2　土地利用の適正誘導

【県、市町村】

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、※土砂災害防止法、※2盛土規制法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区

については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

※1 土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

※2 盛土規制法……「宅地造成及び特定盛土等規制法」

3　土砂災害防止対策の推進

【県、市町村】

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害のおそれのある区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を実施する。

(2) 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また区域内にある要配慮者施設は、避難の実効性確保のため、避難確保計画の作成、避難訓練の実施に加えて市町村へ報告を行わなければならない。市町村は、避難確保計画・避難訓練に対して助言・勧告を行うことができる。

(3) 防止工事の推進

県は、土砂災害警戒区域等について、対策工事を施工するために関係法による指定を行い、各種対策事業を推進する。

ア　砂防法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－砂防指定地

イ　地すべり等防止法－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－地すべり防止区域

ウ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律－－－－－－急傾斜地崩壊危険区域

(4) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(5) 応急対策用資機材の備蓄

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

(6) 情報交換・連絡体制の確立

県は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておくものとする。

4　盛土等に伴う災害防止対策の推進

【県】

(1) 災害防止に関する規制

盛土等に伴う災害の防止は、宅地造成及び特定盛土等規制法においてそれぞれ規定されている、県が指定した規制区域内で行う一定規模以上の盛土等に関する工事については、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず県の許可や盛土等に対する勧告・命令を通して行う。

(2) 災害防止に関する技術的基準

ア　規制区域の指定

県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」）として指定する。

イ　安全な盛土等の造成のための許可（技術的基準）について

規制区域内で、一定規模以上の「土地の形質の変更（盛土・切土）又は「一時的な土砂の堆積」の工事を行う場合は、盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可（技術的）基準を設定する。

ウ　盛土等を安全に保つ責務

規制区域内で盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者、管理者、占有者が常に安全な状態に維持する必要があり、維持がされない場合、県は原因行為者を含めて是正措置等の命令を発する場合がある。

エ　不法、危険盛土等の早期発見

関係市町村や地域住民等による地域の盛土等の認識や通報を通じた不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・対応により盛土等に伴う災害防止を推進する。

(3) 大規模盛土造成地のマップの作成・公表等

県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

5　液状化対策の推進

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 液状化現象の調査研究

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していくものとする。

(2) 液状化対策の推進

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。県及び市町村は、これらの対策の推進に努めるものとする。

(3) 液状化ハザードマップの作成・公表

県及び市町村は、液状化の危険を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

第４款 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理

第１項　基本方針

被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

第２項　対策

1　海岸・河川施設の整備と管理

【県、市町村、九州地方整備局】

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により定期的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

(2) 河川施設

ア　施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ　水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、自動化の推進や関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ　防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

2　ため池・ダムの整備と管理

(1) ため池

【市町村】

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、市町村は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップの作成や情報の提供も進めていくものとする。

【県】

県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に耐震化が図られるよう整備及び支援を行う。

(2) ダム

【県、市町村、九州電力】

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令に準拠しており、また、兵庫県南部地震や東日本大震災などの大規模地震においても、ダムの安全性に直ちに影響するような被害は発生していないと報告されており、同基準で設計されたダムは十分な耐震性を有していると考えられる。ダム管理の観点から、主要なダムについて地震計を設置し、情報収集の迅速化と正確化を進め、的確なダム管理に努める。

なお、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達については、「地震後のダム臨時点検要領」に基づいて、迅速かつ的確に実施されるよう徹底を図る。

3　治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

【県、市町村】

ア　危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。

イ　施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

【県、市町村】

ア　砂防設備の整備

(ｱ) 緊急度の高い渓流から順次計画的な整備に努める。

(ｲ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

イ　地すべり防止施設の整備

(ｱ) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(ｲ) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

ウ　急傾斜地崩壊防止施設の整備

(ｱ) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(ｲ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

第５款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

第６款 ライフライン施設の機能確保

共通対策編第２章第１節第２款によるほか、以下のとおりとする。

１　ガス施設の整備

【宮崎ガス株式会社】

(1) 施設の現況

ア　ガス製造施設

(ｱ) ガス製造施設の設計は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。

(ｲ) 危険物貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断または緊急停止等の安全装置、危険物の流出防止施設、消防設備等の安全設備を配置している。

イ　ガス供給施設

(ｱ) 球形ガスホルダー

球形ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。

また、地震力を考慮した耐震構造となっている。

(ｲ) ガス導管

ａ　ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規並びにガス導管耐震設計指針に基づいて設計、施工している。

ｂ　導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

ｃ　鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。

ｄ　鋳鉄管の接合部は、耐震性に富む機械的接合に移行している。

ｅ　ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同様の性質を有する融着接合としている。

ｆ　ガス導管には、緊急遮断のためまたは供給操作上の必要により遮断弁を設置している。設置場所は、製造所及び整圧所の送出導管、中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。

ｇ　需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターの取り付けを推進している。

ｈ　ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

ウ　通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力、風圧力に耐えるように設計・建設されている。また、衛星携帯電話を常設している。

エ　巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には震度４以上より出動基準を定め、点検を実施している。

オ　その他

地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置している。

(2) 予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

ア　導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。

イ　導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

ウ　これまでに整備してきた防災無線・専用電話・衛星電話・携帯電話等の通信施設及び一斉連絡システムのさらなる充実を図る。

2　電力施設の整備

(1) 九州電力・九州電力送配電における電力施設

【九州電力(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社株式会社(宮崎支社)】

ア　電力設備の災害予防措置

(ｱ) 地震対策

a　水力発電設備

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

b　送配電設備

(a) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(b) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

c　変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

d　通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第７款 危険物等施設の安全確保

第１項　基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第２項　対策

1　危険物施設の安全化

【県、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条(施設の基準維持義務)及び同法第 14 条の 3 の 2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2　高圧ガス大量貯蔵所の安全化

【県、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア　防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ　高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ　事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生しまたはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ　地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ　LP ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア　製造所への対策

(ｱ) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(ｲ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ　火薬庫への対策

(ｱ) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
(ｲ) 定期自主検査の完全実施を指導する。
(ｳ) 保安検査を実施する。(年１回以上)

ウ　点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3　毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、毒劇物の保管管理の監視指導を徹底するとともに、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

第８款 海上災害の予防対策の推進

第１項　基本方針

地震・津波による海上での危険物事故、流出油災害など海上災害発生の未然防止を図るものとする。

第２項　対策

宮崎海上保安部は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導・育成を図ることとする。

(1) 排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行うこととする。
(2) 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。
(3) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。
(4) 防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施することとする。

第９款 防災基盤・施設等の緊急整備

第１項　基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

第２項　対策

1　公共施設等耐震化事業の推進

【県、市町村】

(1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進するものとする。

(2) 対象事業

ア　公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の２階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適

合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものを対象とする。(→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照)

① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設

② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む)等

③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

(3) 公共施設等耐震化事業計画

ア 県は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、総務省に提出することとする。

イ 市町村は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県に提出することとする。

(4) 国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

情報の収集・連絡・分析整理体制の整備については、共通対策編第２章第２節第１款によるほか、以下のとおりとする。

1 地震観測施設等の整備

県では、地震発生時に被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を配置し、県庁内の震度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワークシステムを整備している。

今後は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

宮崎県震度情報ネットワークシステム概念図

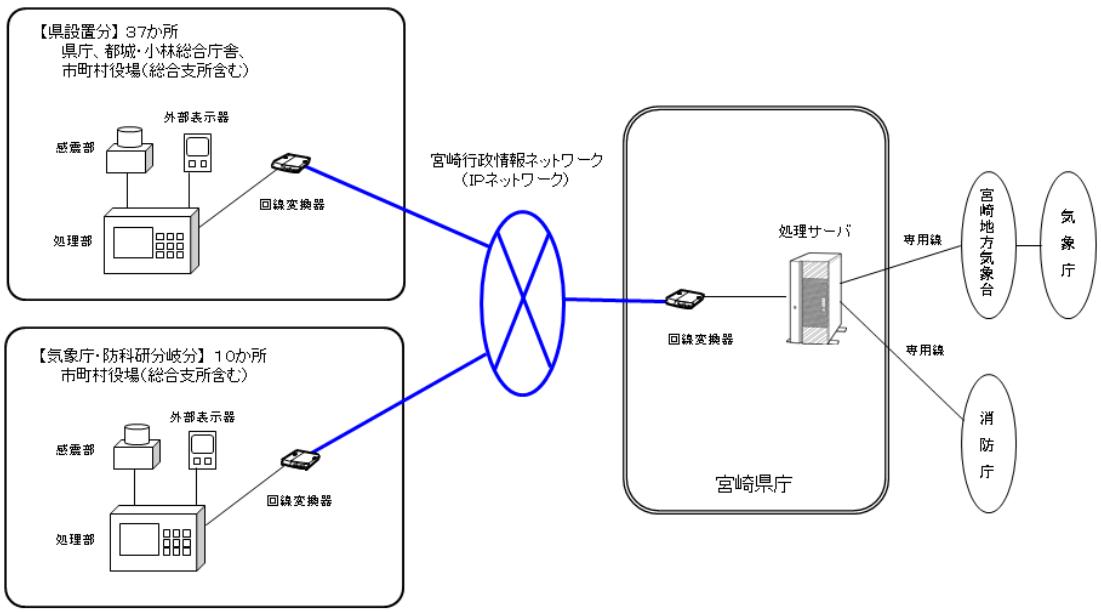

2　緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努めるものとする。

第２款 活動体制の整備（共通対策編）

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第６款 燃料の確保体制の整備（共通対策編）

第７款 電力・ガスの臨時供給体制の整備（共通対策編）

第８款 避難収容体制の整備

共通対策編第２章第２節第８款によるほか、以下のとおりとする。

1　避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 指定避難所の安全性の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、市町村は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

【県】

県は、指定避難所に指定されている県の施設のうち、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築を計画的に行っていくものとする。

避難所に指定されている県有施設における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

また、県は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第９款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第 10 款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第 11 款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第 12 款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第 13 款 二次災害防止体制の整備

第１項　基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査によると、地震・津波後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震・津波発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進するものとする。

第２項　対策

1　土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。また、深層崩壊の発生が想定される渓流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、予め危険な渓流（小流域）を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備しておくものとする。

【国土交通省】

(1) 深層崩壊の発生が想定される渓流（小流域）のレベル評価

【県】

(1) 土砂災害警戒区域等の把握

(2) 深層崩壊の発生が想定される渓流（小流域）の把握

(3) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

【市町村】

(1) 情報収集体制の整備

(2) 警戒避難体制の整備

2　建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から県民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

【県】

建築士等を対象に、応急危険度判定士を 1,000 名程度確保し、体制を整備する。

ア　判定士の確保

被災建築物の危険度を判定する宮崎県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を次により計画的に確保する。

(ｱ) 判定士の登録は、「宮崎県地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱」に基づき行う。

(ｲ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

a　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士

b　前号に規定する者のほか、知事が認めた者

(ｳ) 登録は、応急危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。

(ｴ) 1,000 名程度の判定士を確保する。

動員体制の整備

震災時に迅速な応急危険度判定活動を行うため、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ　判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定用シート、判定用紙等を建築物の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

ア　想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成するものとする。

イ　判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3　危険物等災害防止体制の整備

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

【県】

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ　立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

【市町村】

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ　立入検査の実施等指導の強化

ウ　防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ　自衛消防組織の強化についての指導

オ　近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【関係機関(危険物取扱事業所)】

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

イ　危険物施設の耐震性の向上

ウ　防災応急対策用資機材等の整備

エ　自衛消防組織の強化促進

オ　近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬類関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

【県】

ア　行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立

イ　火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

【火薬類取扱施設管理者等】

ア　日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。

イ　日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

(3) 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進するものとする。

【県】
高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底
【高圧ガス製造事業者】
ア　高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年１回以上の不同沈下量の測定の実施
イ　高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
ウ　高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
エ　ガス漏えいの防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
オ　近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
カ　警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓蒙に努めるものとする。

【県】
ア　液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
イ　地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
ウ　学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。
【(一社)宮崎県ＬＰガス協会】
地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。
【液化石油ガス販売事業者等】
ア　地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏えい事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
イ　地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機(マイコンメーターS を含む)を設置するものとする。
ウ　地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
エ　地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

(5) 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実を図るものとする。

【県】
ア　毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
イ　毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
ウ　二次災害時の安全対策についての情報の提供
エ　毒物劇物事故処理剤の整備、充実
【関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)】
ア　毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
イ　毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
ウ　災害応急対策用資機材等の整備

4　宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、県民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制の整備を図る。

【県】

ア　宅地判定士の確保

被災宅地の危険度を判定する宮崎県被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を次により計画的に確保する。

(ｱ) 宅地判定士の登録は、「宮崎県被災宅地危険度判定士登録要綱」に基づき行う。

(ｲ) 対象者は、県内に在住または在勤し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

a　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条各号（昭和 37 年政令第 16 号）又は都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第１号イからチに該当する者

b　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有する者

c　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して 10 年以上の実務経験を有し、特に知事が認めた者

d　建築士法による二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、５年以上の実務経験を有する者など、上記ａからｃと同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者

e　その他、学識経験者等で上記ａからｄと同等以上の知識及び経験を有する者として、特に知事が認めた者

(ｳ) 登録は、被災宅地危険度判定講習会の修了者の中から本人の申請を受け、知事が行う。

(ｴ) 100 名程度の宅地判定士を確保する。

イ　動員体制の整備

震災時に迅速な宅地危険度判定活動を行うため、宅地判定士の危険度判定訓練の実施や、宅地判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。また、被災宅地危険度判定連絡協議会を通じて、都道府県間の相互支援体制の整備を図る。

ウ　判定資機材の配備

判定活動に必要な判定業務用品、判定調査票、判定ステッカー等を宅地の被害想定に応じて各土木事務所等に配備する。

【市町村】

震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備するものとする。

第 14 款　防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第 15 款　災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第 16 款　災害に係る検証（共通対策編）

第３節 県民の防災活動の促進

第１款 防災知識の普及

共通対策編第２章第３節第１款によるほか、以下のとおりとする。

１　県民に対する防災知識の普及

(1) 内　容

概ね次のとおりとする。

ア　想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
イ　地震及び津波に関する一般的な知識
ウ　地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
エ　緊急地震速報に関する知識
オ　南海トラフ地震臨時情報に関する知識（臨時情報の内容、臨時情報発表時に実施する措置及び県民がとるべき行動等）
カ　正確な情報入手の方法
キ　防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
ク　各地域における避難対象地区、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等に関する知識
ケ　各地域における避難場所及び避難路に関する知識
コ　平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
サ　住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 方　法

＜広報誌、パンフレットの記載内容例：「南海トラフ地震から身を守ろう」
「南海トラフ地震臨時情報が発表されたら」＞

○　家庭での備えー「自助」の取組
①食料や飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品などの備蓄
②救急箱、ラジオ、懐中電灯、乾電池など非常持出品などの準備
③タンスや食器棚などの家具やブロック塀等の転倒防止
④緊急避難場所や避難所の位置や安全な避難経路の確認
⑤災害時における家族間の連絡方法の確認
⑥被災後の生活再建のための地震保険や共済等への加入
⑦住宅の耐震性の点検、耐震補強など
⑧飼い主による家庭動物等の同行避難や避難所での飼養についての準備

○　地域での備えー「共助」の取組
①自主防災組織や自治会への加入と避難・消火・救護訓練への参加
②地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
③高齢者や障がい者等の要配慮者への避難誘導体制の検討・整備

○　その他
①大規模災害時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。
②災害時においては燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控え、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。

○南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対応
①南海トラフ地震臨時情報の発表の流れ
②南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの防災対応
③南海トラフ地震臨時情報が発揚されたときの「自助」、「共助」の取組
④事業者における南海トラフ地震防災対策計画の作成について

2　防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア　内容

(ｱ) 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(ｲ) 地震・津波に関する一般的な知識
(ｳ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(ｴ) 職員等が果たすべき役割
(ｵ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(ｶ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第２款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第３款 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化（共通対策編）

第４款 地区防災計画の策定（共通対策編）

第５款 災害教訓の伝承（共通対策編）

第４節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進

地震・津波による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、東北地方太平洋沖地震の発生メカニズムの調査研究や南海トラフ地震の想定震源域における海底地震観測網によるリアルタイム観測の充実、海底掘削調査等により様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、高齢化の進展、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震・津波対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、平成23～25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行い、令和元年度、令和７年度に「宮崎県地震・津波被害想定更新調査」を実施した。今後も、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を必要に応じて検討する。

1　地震専門部会の継続設置

宮崎県地震・津波被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

2　日向灘地震の調査

国や研究機関（研究者）が行う、日向灘地震の調査研究に積極的に協力し、県内のデータの累積や防災対策の活用に努める。

3　津波予測システムの研究

津波到達時間や津波高並びに浸水想定、被害想定の即時予測が可能なシステムの導入に関し、他県の導入実績や活用事例について研究する。

4　震災対策に関する調査研究

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

災害の発生には、地域性、周期性、時代性があることは過去の地震・津波災害の実例から明らか

である。したがって過去の地震・津波災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくいとめる方法は何かを国や研究機関・研究者の調査研究と連携及び活用しながら災害による被害の軽減に努めるものとする。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

・被害想定調査研究
・地域危険度測定調査
・日向灘に関する地震・調査研究（伝承含む）及び防災力向上に向けた人材育成
・津波災害に関する調査研究
・地盤の液状化に関する調査研究
・地震時の出火、延焼に関する調査研究
・建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
・震災に伴う社会心理に関する調査研究
・避難に関する調査研究
・防災ＤＸや防災情報システムに関する調査研究
・地震時における交通確保に関する研究
・消防活動の充実強化に関する調査研究
・広域応援・受援に関する研究
・海上防災に関する調査研究

第３章 地震災害応急対策計画

南海トラフ地震が発生した際は、ここに定める事項のほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成 27 年３月 30 日中央防災会議幹事会）」及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画」、並びに「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」等の広域応援計画に基づき応急対策を実施する。

第１節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部等の設置

共通対策編第３章第１節第１款によるほか、以下のとおりとする。

１　情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

(1) 県内で震度４の地震があったとき。
(2) 津波予報区「宮崎県」に津波注意報が発表されたとき。
(3) その他危機管理局長が必要と認めたとき。

２　災害警戒本部の設置

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

(1) 県内で震度５弱又は震度５強の地震が発生したとき。
(2) 津波予報区「宮崎県」に津波警報が発表されたとき。
(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
(4) その他危機管理統括監が必要と認めたとき。

３　災害対策本部の設置

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

(1) 県内に震度６弱以上の地震が発生したとき。
(2) 津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたとき。
(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
(4) その他地震に関する災害で知事が必要と認めたとき。

第２款 職員の参集及び動員

共通対策編第３章第１節第２款によるほか、以下のとおりとする。

１　職員の参集

(1) あらかじめ定められた職員は、地震の発生を認知したときは、「地震発生時の職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、
ア　地震の規模や震度、津波や火災発生の状況等災害に関する情報の収集
イ　人的及び物的な被害に関する情報の収集
ウ　その他応急対策に関する業務
に従事するものとする。

(2) 地震発生時の職員参集・配備基準

地震発生時の職員の参集・配備については、次表のとおりとする。

体制 気象情報（配置基準）	危機管理局	本課	地方支部事務局及び構成出先機関
災害対策本部 ①：県内で震度６弱以上の地震 ②：津波予報区「宮崎県」に大津波警報 ③：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）	全局員	全課員	次の所属の全職員 ①：該当市町村管轄の地方支部事務局及び当該支部構成出先機関※４ ②：沿岸地方支部事務局及び当該支部構成出先機関 ③：全地方支部事務局及び全支部構成出先機関
災害警戒本部 ④：県内で震度５弱又は震度５強地震 ⑤：津波予報区「宮崎県」に津波警報 ⑥：南海トラフ地震臨時情報（調査中）	発災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小	総合対策部及び次に掲げる課の緊急要員 ④：地震対策関係課※１ ⑤･⑥：地震対策関係課及び津波対策関係課※２ ※連絡調整課※３はオンコール	次の所属の緊急要員 ④：該当市町村管轄の地方支部事務局 ⑤：沿岸地方支部事務局 ⑥：沿岸地方支部事務局及び当該支部構成出先機関 ※④･⑤の該当支部構成出先機関は、本課及び出先機関の所属長の判断による
情報連絡本部 ⑦：県内で震度４地震 ⑧：津波予報区「宮崎県」に津波注意報	待機２個班	次に掲げる課の緊急要員 ⑦：地震対策関係課 ⑧：津波対策関係課	次の所属の緊急要員 ⑦：原則、参集不要 （場合により参集を求める） ⑧：沿岸地方支部事務局 ※該当支部構成出先機関は、本課及び所属長の判断による
※各課等の緊急要員は、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※地震発生時の気象条件や津波襲来時等、上記基準により難い状況にある場合、配備する場所や職員の増減は、各所属長の判断による。 ※県外事務所の緊急要員は、災害対策本部の設置時は参集し、警戒本部設置時は、所属長の判断により参集する。			

※１　地震対策関係課･･･秘書広報課、財産総合管理課、福祉保健課、環境森林課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、教育政策課

※２　津波対策関係課･･･秘書広報課、財産総合管理課、福祉保健課、環境森林課、農村整備課、漁業管理課、道路保全課、河川課、港湾課、都市計画課、病院局経営管理課、教育政策課

※３　連絡調整課 ・・・ 総合政策課、総務課、福祉保健課、環境森林課、商工政策課、農政企画課、管理課、会計課、企業局総務課、病院局経営管理課、教育政策課

※４　構成出先機関 ･･･ 当該支部管轄の全出先機関

第３款 市町村の活動体制の確立

共通対策編第３章第１節第３款によるほか、以下のとおりとする。

１　大規模地震時における市町村の行政機能の確保状況の把握

震度６弱以上の地震が発生した場合、市町村における行政機能について、市町村行政機能チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、県及び市町村は「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（通知）」（平成29年4月11日総行市第26号, 消防災第51号）に従い、報告するものとする。

なお、県から総務省市町村課へは、原則としてＦＡＸにより報告するものとする。

第４款 防災関係機関の活動体制の確立（共通対策編）

第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１款 災害情報の収集・連絡

共通対策編第３章第２節第１款によるほか、以下のとおりとする。

第１項　基本方針

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震や津波に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第２項　対策

１　地震情報等の連絡

【県、市町村、防災関係機関】

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、市町村、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 情報の種類

①大津波警報・津波警報・津波注意報

②津波情報（津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、各地の満潮時刻・津波到達時刻に関する情報、津波観測に関する情報、沖合の津波観測に関する情報）

③地震情報

④南海トラフ地震臨時情報

(2) 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとることとする。

ア　地震情報の種類、発表基準と内容の表

地震情報の種類	発　表　基　準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級を発表（地震発生から約10分後程度で１回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等(※) ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ＊国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表(※) ＊国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

イ　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発　表　基　準	内　　容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別にとりまとめた資料
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

		・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の宮崎県及び九州・山口県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(3) 緊急地震速報

ア　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級１以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
宮崎	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
	宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡［国富町、綾町］
	宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塚村、椎葉村）、西臼杵郡［高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町］
	宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡［三股町］、西諸県郡［高原町］

注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ　緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるもの

とする。

ウ　緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

エ　普及啓発の推進

宮崎地方気象台は、県及び市町村その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

県及び市町村は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

オ　緊急地震速報を取り入れた訓練

国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報

ア　「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の２種類の情報名で発表。

イ　「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ　「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から５～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注１）でマグニチュード 6.8 以上（注２）の地震（注３）が発生 ・１カ所以上のひずみ計での有意な変化（注４）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注４）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注５）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注６）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（注２）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注１）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
（注２）モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
（注３）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
（注４）気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを１～３として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。
具体的には、
レベル１：平常時のデータのゆらぎの中の１年に１～２回現れる程度の値に設定。
レベル２：レベル１の 1.5～1.8 倍に設定。

レベル３：レベル１の２倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル３の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル１以上の変化を意味する。

（注５）ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40㎞）では数ヶ月から１年程度の間隔で、数日～１週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

（注６）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

⑸ 地震情報の伝達

（伝達系統）

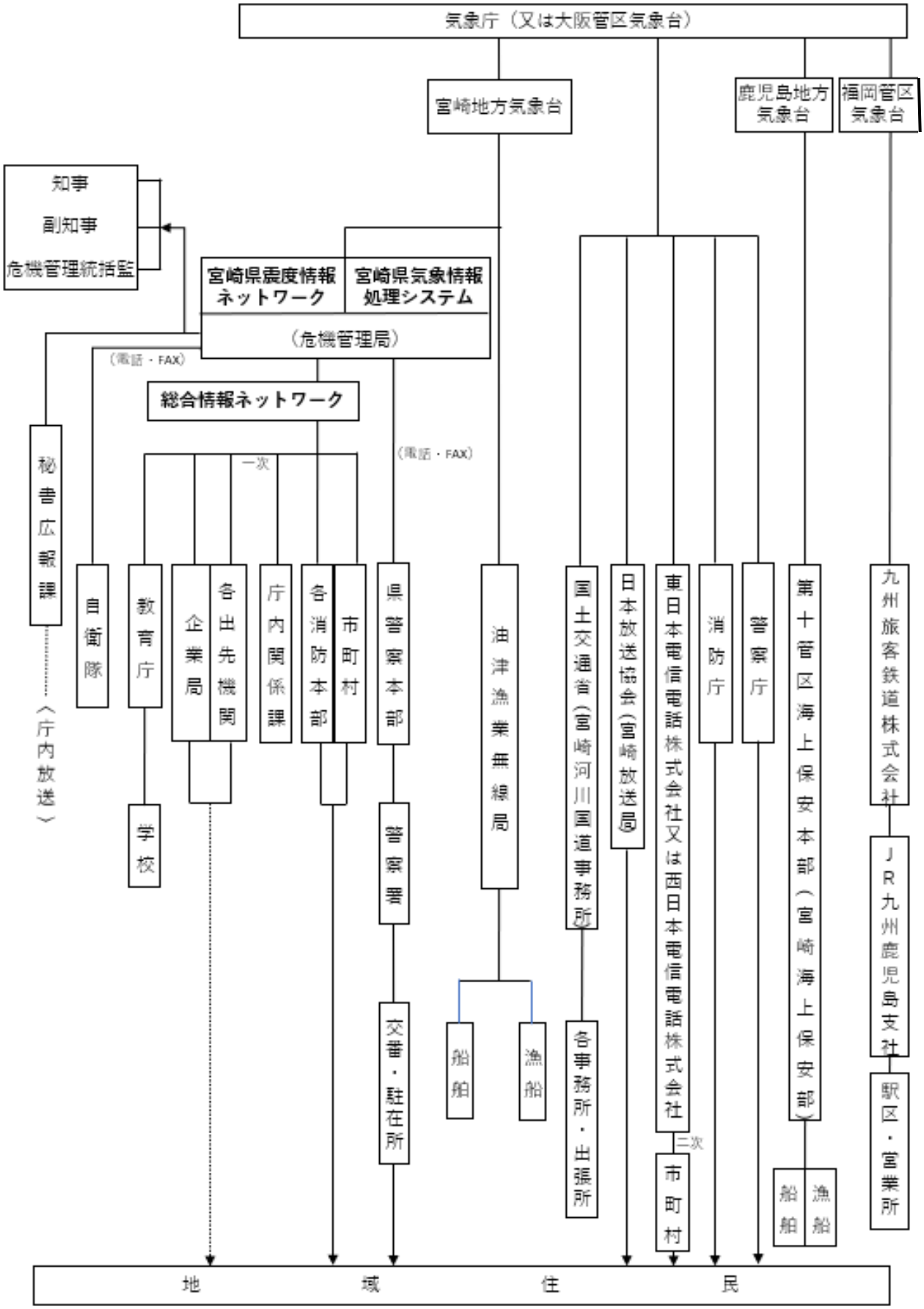

ア　各機関の措置

【宮崎地方気象台】

宮崎地方気象台は、気象庁等が発表した地震や津波に関する情報を宮崎県に通知する。

【県】

(ｱ) 震度情報ネットワーク・システムで得られた各市町村の震度情報を防災情報処理システムにより、関係機関にデータ配信する。

(ｲ) 県（危機管理局）から通知される情報は、危機管理局が受領し、危機管理課長は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。

【県警察本部】

県警察本部(警備第二課)は、気象庁等が発表する情報を関係各警察署に伝達するものとする。

【放送機関】

放送機関は気象庁等から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

【市町村】

(ｱ) 市町村に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

(ｲ) 市町村長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(ｳ) 市町村長は、情報の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

【その他の防災関係機関】

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(6) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、宮崎地方気象台、県(危機管理局)、その他の関係機関に通報しなければならない。

2　被害状況の早期把握

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 震度分布把握システムの活用

県下全市町村に１基ずつ設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、県内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。

(2) 上空からの概況把握

ア　自衛隊による上空からの偵察結果に基づく概況把握

県内で震度５弱以上の地震が発生した場合、自衛隊は、航空機による上空からの現況把握を行い、把握結果を必要に応じ県に伝達するものとする。

第２款 通信手段の確保（共通対策編）

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第５節 医療救護活動（共通対策編）

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第２款 陸上輸送体制の確立

共通対策編第３章第６節第２款によるほか、以下のとおりとする。

1　交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置（交通の方法に関する教則）

ア　内容

(ｱ) 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。

a　車を運転中に大地震が発生したとき

○　急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

○　停止後は、カーラジオ等により継続して地震・津波情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

○　車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2　鉄道の応急復旧

(1) ＪＲ九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎支社)】

ア　災害対策本部の設置

防災業務計画（昭和 62 年 8 月総総第 36 号）に基づく震度 6 弱以上（地震計が計測震度 5.5 以上）の地震が発生した場合、大津波警報または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、本社及び関係支社に災害対策本部を設置する。災害対策本部は被害状況の確認を行うとともに関係行政機関及びその他、関係機関と密接な情報連携をとり、被害が発生した場合、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の災害警戒応急対策及び復旧を行う

イ　応急措置の実施

(ｱ) 初動措置

a　運転規制

輸送指令員等又は駅長は赤色灯点灯ブザー鳴動（地震警報器 40 ガル以上）した場合、当該運転区間を運転する全列車に対し一斉停止の指示をする。その後計測振度により必要な運転規制を行う。

(a) 震度５弱以上（計測振度 4.5 以上）のとき

輸送指令員等又は駅長は、当該運転規制区間を運転する全列車について、列車の運転中止を指示し、保線社員等による線路点検を実施し、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

(b) 震度４（計測振度 4.0 以上 4.5 未満）のとき

輸送司令員等又は駅長は、当該運転規制区間を運転する全列車について、25km/h 以下の速度規制を実施し、保線社員等が要注意箇所の点検を行い、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

b　乗務員の取扱い

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して列車の運転に危険があると思われる場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、切取り、橋梁上、陸橋下、トンネル等の場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させ

る。なお列車を停止させた場合は、輸送指令員等と連絡を取り、その指示を受ける。

c　駅長の取扱い

駅長は、強い地震を感知して列車の運転に危険があると認めた場合は、列車の運転を見合わせ直ちに輸送指令員等に報告する。なお、地震計設置箇所の駅長は、震度 4 以上を観測したときは速やかに輸送指令に報告する。

d　工務センター所長の取扱い

工務センター所長は、輸送指令及び駅長から震度 4 以上を観測した旨の通報を受けた場合は、下記に定める取扱いを行う。

(a) 震度 5 弱以上の場合

全区間において、徒歩巡回又は軌道モーターカー等による点検を実施し、路盤及び線路構造物等に異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

(b) 震度 4 の場合

要注意箇所及び徐行箇所並びに仮設物等を使用している工事現場は、徒歩又は列車巡回等により異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

第３款 海上輸送体制の確立（共通対策編）

第４款 航空輸送体制の確立（共通対策編）

第７節 燃料の確保活動（共通対策編）

第８節 電力・ガスの臨時供給活動（共通対策編）

第９節 避難収容活動（共通対策編）

第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第 11 節 保健衛生、福祉、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第 14 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第 15 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第 17 節 二次災害の防止活動

第１款 水害、土砂災害対策

第１項　基本方針

地震・津波発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連

携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとする。

第２項　対策

１　水害防止対策

震災時における水防活動は、市町村地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び市町村の措置

【水防管理団体、市町村】

地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害、またはダム放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者または市町村長は、地震（震度５強以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、河川施設、ダム、ため池等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 県の措置

【県】

県は、地震による洪水または津波による浸水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、次の措置を講ずる。

ア　水防情報の収集・伝達

①　水防警報の発表及び伝達
②　気象予警報等の伝達
③　津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
④　被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

イ　水防に関する指示等

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第 30 条及び基本法第 72 条第１項の規定に基づき、水防管理者または市町村長に対し必要な指示、助言を行う。

なお、予想される指示、助言等の内容は概ね次のとおりである。

①　避難
②　災害防御の実施方法
③　他の水防管理団体または市町村への応援

ウ　自衛隊等に対する応援及び協力の要請

知事は、水防管理者または市町村長から要請があり、または災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

(3) 施設管理者の措置

ア　応急措置

河川施設、ダム、ため池等の管理者は、地震（ダム、堤高１５m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度４、その他の施設は震度５弱以上）が発生した場合は、直ちに（津波が来襲する恐れがある場合は、その危険が去った後に）施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

イ　情報の広報

①　河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などの恐れがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。
②　ため池の管理者である市町村及び土地改良区等は、ため池の決壊が予想され、下流域に土砂災害などの恐れがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について地域住民に周知させる。

２　土砂災害防止対策

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることがあるため、適切な処置を行う。なお、県は、宮崎地方気象台とともに、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを検討・実施するものとする。

(1) 現地状況の把握

県及び市町村は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）、及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

ア　河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

イ　河道閉塞による湛水

【県】

ア　地すべり

(3) 応急措置

県及び市町村は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があると判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

・避難指示
・立ち入り規制
・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
・観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

県及び市町村は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

県及び市町村は、土砂災害発生箇所や深層崩壊が想定される渓流（小流域）及び土砂災害警戒区域等についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第２款 建築物等の倒壊対策

第１項　基本方針

地震・津波により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

第２項　対策

１　応急危険度判定

【県、市町村】

(1) 判定士派遣要請・派遣

ア　判定士派遣要請

市町村は、余震等による二次災害を防止するため、不足する応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ　判定士の派遣

県は市町村の要請を受け、直ちに判定士の派遣を行う。また、県内の判定士が不足する場合は、他都道府県に対し派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定活動

ア　判定の基本的事項

(ｱ) 判定対象建築物は、市町村が定める判定街区の建築物とする。

(ｲ) 判定実施時期及び作業日数は、10 日間程度で、一人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。

(ｳ) 判定結果の責任については、市町村が負う。

イ　判定の関係機関

(ｱ) 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(ｲ) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ　判定作業概要

(ｱ) 判定作業は、市町村の指示に従い実施する。

(ｲ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の 3 種類の構造種別ごとに行う。

(ｳ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

(ｴ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

(ｵ) 判定は、原則として「目視」により行う。

(ｶ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2　二次災害防止のための応急措置

市町村は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第３款 爆発及び有害物質による二次災害対策

第１項　基本方針

地震・津波による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第２項　対策

1　危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出または漏えいした場合は、県及び市町村並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市町村、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 県、市町村の対応

【市町村】

市町村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

【県】

県は、市町村から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

【危険物等施設の管理者】

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市町村、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

【市町村】

市町村は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

【県】

県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、防災救急ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

2　石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

【危険物施設の管理者】

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

【市町村】

市町村は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

【県】

県は、市町村からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

3　高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施

【高圧ガス及び火薬類の取扱責任者】

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

【県、県内各高圧ガス団体】

県及び県内各高圧ガス団体は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

【県、県内各高圧ガス団体】

県及び県内各高圧ガス団体は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

4　毒劇物取扱施設の安全確保

【県、市町村、毒劇物取扱施設の管理者】

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を行う。さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、また

は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署、市町村、消防機関等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

第４款 宅地等の崩壊対策

第１項　基本方針

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

第２項　対策

１　宅地危険度判定

【県・市町村】

(1) 宅地判定士派遣要請・派遣

ア　宅地判定士派遣要請

市町村は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

イ　宅地判定士の派遣

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

(2) 宅地危険度判定活動

ア　判定の基本的事項

(ｱ) 判定対象宅地は、市町村が定める判定実施区域内の宅地とする。

(ｲ) 判定実施時期及び作業日数は、２週間程度で、一人の宅地判定士は３日間を限度に判定作業を行う。

(ｳ) 判定結果の責任については、市町村が負う。

イ　判定の関係機関

(ｱ) 市町村は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

(ｲ) 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ　判定作業概要

(ｱ) 判定作業は、市町村の指示に従い実施する。

(ｲ) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

(ｳ) 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

(ｴ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

２　二次災害防止のための応急措置

市町村は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第 18 節 海上災害の応急・復旧対策

第１款 海上災害の防止活動

第１項　基本方針

震災時には、船舶及び沿岸住民の生命、財産に多大な被害が生じることが予想される。このため、第十管区海上保安本部（宮崎海上保安部）は、海上において防災対策を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関と緊密な連携をとりながら災害の防止及び被害の軽減に努めるものとする。

第２項　対策

1　海難救助活動

(1)　船舶の海難、人身事故が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊により、捜索・救助活動を行う。

(2)　船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により、消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

(3)　危険物が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

2　排出油等の防除活動

船舶又は備蓄タンク等から大量の排出油が発生した場合、宮崎県（北部・南部）排出油等防除協議会に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するとともに、防災関係機関等と協力して次に揚げる措置を講ずるものとする。

①　オイルフェンス展張作業
②　油処理剤散布作業
③　油等回収作業
④　回収油等の処理作業

3　海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(2)　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3)　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は指示する。

(4)　船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。

(5)　水路の水深に異常が認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等水路の安全を確保する。

(6)　航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めさせる。

4　警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

5　治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に揚げる措置を講ずるものとする。

(1)　災害発生区域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(2)　警戒区域又は重要施設の周辺において警戒を行う。

6　危険物の保安措置

危険物の保安については、次に揚げる措置を講ずるものとする。

(1)　危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(2) 危険物荷役中の船艇については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
(3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第２款 支援活動

第１項　基本方針

被災者や被災地及び防災関係機関の活動に対して、海上保安部の能力を十分に発揮して支援活動を行うものとする。

第２項　対策

1　物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めたときは、被災者に対して、物資の無償貸与若しくは譲与を行う。

2　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

(1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
(2) 災害応急対策従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
(3) その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定する。

第３款 海上災害復旧活動

第１項　基本方針

被災地の復旧・復興にあたっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、諸対策を講ずるものとする。

第２項　対策

1　海洋環境の汚染防止

がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の防止又は拡大防止のための適切な措置を講ずるものとする。

2　災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投入処分等にあたっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに、関係機関等と協議するものとする。

3　海上交通安全の確保

災害復旧・復興にかかる工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に揚げる措置を講ずるものとする。
(1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
(2) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第 19 節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第 20 節 災害救助法の適用（共通対策編）

第 21 節 文教対策（共通対策編）

第 22 節 農林水産関係対策

大規模な地震・津波災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。
このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

第１款 農産物応急対策

1　情報の収集

県は、市町村及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2　農産物対策

県は、市町村及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稲

ア　地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
イ　成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
ウ　地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

ア　露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
イ　倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
ウ　施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

(5) その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

3　農産物流通対策

県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。
卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

第２款 家畜応急対策

1　家畜衛生・防疫対策

(1) 県は、市町村及び関係団体等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を把握する。
(2) 家畜保健衛生所は、市町村及び関係団体等に対して、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所の確保を図らせるとともに、糞尿等の流出の恐れがある農場に対する流出阻止及び消毒の実施等を指導する。
(3) 県は、農業共済組合家畜診療所に対し、診療体制を整備し、獣医師及び動物用医薬品の確保を図るよう指導する。

(4) 県は、必要に応じて家畜伝染病予防法第 48 条の 2 の規定に基づき、他の都道府県に家畜防疫員の派遣を要請する。

2 飼料確保対策

(1) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災していない場合は、業界団体に対して、輸送経路を確保して農家に遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送を行うよう指導する。

(2) 県は、製造施設、荷役、配送施設が被災した場合は、業界団体に対して、被災地域外からの緊急輸送、製造受委託による被災地域外への生産シフト等により当面の必要量を確保するよう指導する。

3 畜産流通対策

県は、被害の場所及び程度等の状況により、災害時において情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、生産者手取り価格の維持に努めるものとする。

(1) 畜産

ア　県は、食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の被災状況を把握し、生産者団体に情報を提供する。

イ　農業共済組合家畜診療所及び開業獣医師は、被災家畜の予後を判定し、必要に応じて農家に緊急出荷を指導する。

ウ　生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等を農家に指導する。

(2) 市場

家畜市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

第３款 林産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

2 林産物対策

県は、必要に応じて市町村及び林業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。

第４款 水産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 水産物対策

県は、市町村及び水産関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図る。

(1) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(2) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(3) 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第 23 節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

「南海トラフ地震臨時情報」は、現時点の科学的な知見を踏まえつつ、大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から発表される情報であるが、発表された場合に戸惑わないように防災対応について事前に県民がとるべき行動及び県、市町村、事業者等がとるべき防災対応の計画を定めておくものとする。

なお、臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは不確実であるが、これを前提としながら、県民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、県や市町村、事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断し対応を行うことが、臨時情報発表の際の基本的な考え方である。

第１款 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応について

第１項　基本方針

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、県及び市町村は迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めるとともに、発表内容を正確かつ迅速に県民に伝える。県の初動体制の確立の詳細は第３章第１節第１款を、情報の収集や伝達の詳細は第３章第２節第１款を参照。

第２款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応について

第１項　基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、県及び市町村、事業者等は、情報の収集や伝達に努め防災対応体制の確立を図る。初動体制の確立の詳細は第３章第１節を、情報の収集や伝達の詳細は第３章第２節第１款を参照。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に併せて、気象庁から「大地震後の地震活動の見直し」が、国から「臨時情報発表に伴う呼びかけ」が行われるので、県及び市町村は、住民に冷静かつ適切な防災対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震防災対策推進計画等に則った防災対応を行う。あわせて、南海トラフ地震防災対策計画を策定する事業者は、計画に則った防災対応を行う。

第２項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は共通対策編第３章第１６節を参照。

第３項　災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第４項　避難対策等

１　地域住民等の避難行動等

【県、沿岸市町、県民、事業者等】

沿岸市町は、平成３１年３月に内閣府が策定し令和７年８月に改訂された「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」も参考にしながら、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに時間までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域（以下「高齢

者等事前避難対象地域」）を検討の上、指定を行う場合は推進計画に明示するほか、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等、具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について推進計画に明示するとともに、その内容について住民等への周知徹底を図るものとする。

また、国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、市町村は、その方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。

なお、県民は、事前避難の対象かどうかにかかわらず、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、防災対応をとるべき地域では、日頃からの地震の備え（安全な避難場所・避難経路、家族との連絡方法の確認や家具の固定など）の再確認、特別な備え（昼夜を問わず津波警報等が発表された場合に速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など）の対応を地震から１週間行うとともに、後発地震が発生しないまま１週間が経過した場合においても、その後更に１週間は特別な備えを継続することとし、県及び市町村は、県民に対してこれらの具体的な防災対応をとるように呼びかけるものとする。

2　避難収容活動

「共通対策編第３章第９節　避難収容活動」参照

3　関係機関のとるべき措置

(1) 消防機関等の活動

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

(ｱ) 津波警報等の情報収集、伝達

(ｲ) 事前避難対象地域等における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ　県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を補完する。

(2) 事前避難対象地域等及びその周辺の秩序の維持

【警察】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、関係機関等との緊密な

連携のもとに、情報の収集、分析、伝達に努め、事前避難対象地域等における秩序の維持（不法事案等の予防及び取締り等）を図るものとする。

また、事前避難対象地域等での犯罪、交通等の様々な情報を関係機関と共有し、地域一体となった活動を推進する。

(3)ライフライン施設の対策

【ライフライン事業者（上下水道、電力、ガス、通信)、県、市町村】】

上下水道、電力、ガス及び通信等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を確保するものとする。。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。加えて、災害時に利用されるサービスがある場合は、サービスの活用に向けた運用、周知等について対応を図るものとする。

(4) 放送

【放送事業者】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、緊急的な放送体制の整備を図るものとし、その内容を事前に定めておくものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、関係機関と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通、ライフライン、生活関連に関する情報や火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域以外の地域住民等に対しても、交通に関する情報や後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

(5) 金融対策

【日本銀行宮崎事務所、金融機関】

日本銀行宮崎事務所は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、関係金融機関及び関係行政機関と連携協力のうえ、金融業務の円滑な遂行を確保するため業務計画に基づいて事前の準備措置を行うものとする。

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、国の業務計画に基づいて金融業務の円滑な遂行を確保するための事前の準備措置を行うものとする。

(6) 交通対策

ア　道路

【警察】

(ｱ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

【県】

(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知させるものとする。（テレビ、ラジオ、県ＨＰ、ＳＮＳ、チラシ、看板、現場広報など）

【県、市町村、警察、道路管理者】

(ｳ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

イ　海上及び航空

【第十管区海上保安本部（宮崎海上保安部）、港湾管理者、漁港管理者】

(ｱ) 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に警報等の周知等必要な措置を講じるものとする。

【港湾管理者、漁港管理者】

（ｲ） 津波による危険が予想される地域に係る港湾等の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。

【大阪航空局宮崎空港事務所】

（ｳ） 空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、航空情報の提供等、必要な措置を講じるものとする。後発地震の発生に備えて、事前に必要な体制を整備するものとする。

ウ　鉄道

【九州旅客鉄道株式会社（宮崎支社）】

（ｱ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、予め定められた適切な初動体制のもとに、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

（ｲ） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(7) 県が管理等を行う施設等に関する対策

ア　道路等交通関係施設

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、道路管理上の措置に基づき対応を講じるものとする。この場合、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。なお、具体的な措置内容は施設ごとに定める。

イ　海岸・河川、港湾施設、漁港施設関係施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、水門及び閘門の閉鎖手順の再確認又は閉鎖等、津波の発生に備えて必要な措置を講じる。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに定める。

ウ　重要施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設等のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、非常用発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を講ずるものとする。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに定める。

エ　その他の施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、各施設について、職員や来庁者等の安全確保に配慮しながら、予め定められた緊急点検、巡視を行うものとする。

オ　工事中の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

なお、具体的な措置内容は工事ごとに定める。

(8) 観光客等に対する措置

県、市町村及び観光施設等は現地の地理に不案内な観光客（外国人観光客を含む）等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するため、県や市町村のＨＰやＳＮＳを活用するとともに、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

第３款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応について

第１項　基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には、県及び市町村は、情報の収集や伝達に努め、迅速に防災対応体制の確立を図る。県の初動体制の確立の詳細は第３章第１節を、情報の収集や伝達の詳細は第３章第２節を参照。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に併せて、気象庁から「大地震後の地震活動の見通し」が発表されるとともに、国から「臨時情報発表に伴う呼びかけ」が行われるので、県及び市町村は住民に冷静かつ適切な防災対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震防災対策推進計画

等に則った防災対応を行う。あわせて、南海トラフ地震防災対策計画を策定する事業者は、計画に則った防災対応を行う。

第２項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は共通対策編第３章第１６節を参照。

第３項　災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード７．０以上マグニチュード８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞ 程度までの範囲でマグニチュード７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第４項　地域住民等の防災対応等

「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、防災対応をとるべき地域では、日頃からの地震の備え（安全な避難場所・避難経路、家族との連絡方法や家具の固定など）の再確認、特別な備え（昼夜問わず津波警報等が発表された場合に速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など）の対応を地震から１週間行うこととする。

また、県及び市町村は、県民に対してこれらの具体的な防災対応を呼びかけるものとする。

第５項　県が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、各施設・設備の点検等日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

なお、具体的な確認措置内容は施設ごとに定める。

第４章 地震災害復旧・復興計画

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第３節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第４編

津波災害対策編

第１章 津波の想定と震災対策

第１節 震災対策の基本的考え方（地震災害対策編）

第２節 宮崎県を取り巻く地震環境（地震災害対策編）

第３節 宮崎県における津波被害

日本でも有数の津波の常襲地帯と言われている四国太平洋岸付近に隣接する九州宮崎県沿岸は、過去に大小数多くの津波に襲われ、被害を被ってきた。

宮崎県沿岸に津波被害をもたらすような地震の発生する地域は、大きく３つが考えられる。

１つ目は、宮崎県沿岸の前面、日向灘沖で起こる地震、二つ目は、紀伊半島沖から四国沖にかけの海域（南海）で起きる地震、三つ目は、紀伊半島沖から遠州灘におけての海域（東南海）で起きる地震である。このうち、紀伊半島沖から四国沖で発生する地震は、規模が大きく本県と距離も近いために、他の地震に比べると、津波の高さが高く、被害も大きくなる傾向となる。さらには、Ｍw9.１の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」以降、駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフプレート境界沿いの地震が想定され、科学的に想定される最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震）が発生すると津波の高さはこれまでで最大となり、想定されている被害も甚大になると想定されている。

宮崎県に人命の損失を含む大被害を与えた津波は、寛文２年(1662年)日向灘沖（外所地震）、宝永４年(1707年)遠州灘沖合から四国沖（宝永地震）、明和６年(1769年)日向灘沖（明和地震）、安政元年(1854年)の安政東海、安政南海地震、昭和19年（1944）の昭和東南海地震、昭和21年（1946）の昭和南海地震によるものである。また、海外の地震によって被害が生じたものもあり、昭和35年(1960年)チリ地震による津波被害が生じた。

宮崎県に被害又は影響をもたらした主な地震と津波を以下に示した。

表1-1　宮崎県に被害又は影響をもたらした主な地震と津波

発生日 （西暦） （和暦）	地域（名称）	M （マグニチュード）	県内の主な被害（カッコは全国での被害）
1662.10.31 （寛文2）	日向・大隅 （寛文地震）	7.6	日向灘沿岸に被害。家屋の損害多く、死者あり。
1707.10.28 （宝永4）	（宝永地震）	8.6	（死者20,000人、家屋全壊60,000棟、同流失20,000棟）
1769.8.29 （明和6）	日向・豊後・肥後	7.3/4	延岡城で破損大。家屋全壊多数。津波あり。
1854.12.23 （安政１）	（安政東海地震）	8.4	（安政東海地震による津波は房総半島から高知、九州の太平洋沿岸まで及んだ。特に被害の大きかった地域は、下田・遠州灘・伊勢志摩・熊野灘沿岸である。）
1854.12.24 （安政１）	（安政南海地震）	8.4	（安政東海地震の32時間後に発生。二つの地震の被害や、津波被害と区別困難）
1944.12.7 （昭和19）	（昭和東南海地震）	7.9	（津波が発生し、中部地方、近畿地方の太平洋沿岸で被害が発生。）
1846.12.21 （昭和21）	昭和南海地震	8.0	2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋の被害あり。
1960.5.23 （昭和35年）	チリ地震	9.5	南米のチリ沖を震源とする地震。最大2m前後の津波が来襲し被害が発生した。

＊出展：地震調査研究推進本部：都道府県ごとの地震活動（九州・沖縄地方の地震活動の特徴）

これらの地震津波による津波被害は古文書等により、おおよそ伺い知ることができる。以下にこれらの地震津波による被害をまとめる。

寛文地震　1662 年 10 月 31 日（寛文 2 年 9 月 20 日）

この地震が発生したのは、寛文 2 年 9 月 19 日午前 0 時頃であった。日向沿岸一帯に大きな被害を与えたが、最大の惨状を呈したのは、青島付近で、殿所村は海中に陥没した。

「一宮巡詣記」には、「熊野原を行き過、たさしと言う所を通りけるに、入海広く見えたり。近き頃までは「とんところ」と云村ありしかとも、大地震に津波来りて、今は入り江になりたりと聞て、」とあり、「延陵世鑑」には「なかにも、宮崎・那珂の両郡甚しく、山崩れ、谷埋れ民屋の破損は数を知らず。海辺の田畑、海となる事凡そ七、八千石に余れり。常に潮の満に、岩の頭をひたす所、地震後は、岩頭三、四尺海底になり、是を以持て見れば、地の陥る事、三、四尺余なるべし。前代未聞の大地震なり。」と記されている。また「日向纂記」では「那珂郡の内、下加江田・本郷所々の地陥つて海となること周囲七里三十五町、田畑八千五百石余に及び,米粟二千三百五十石余流失あり、潰家千二百十三戸の内、陥つて海に入るもの二百四十六戸、其人員二千三百九十八戸の内、溺死十五人、牛馬五頭に及へり。飫肥城にも石垣九ケ所百九十二間破壊し、・・」と記されている。

宮崎地方では、大淀河口北岸へ下別府が陥没したため、その地の住民は全部西方別府に避難移住して上野町と称し宮崎市開発の基を成したとされている。

宝永地震 1707 年 10 月 28 日（宝永 4 年 10 月 4 日）

地震が発生したのは、宝永 4 年 10 月 4 日 12 時頃であった。

我が国最大級の地震の 1 つで、家屋倒潰地域は駿河湾中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・冨山・出雲・三原・筑後にまで及んだ。

津波の被害は、伊豆半島から九州までの太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長を襲い、八丈島をも襲った。

明和地震 1769 年 8 月 29 日（明和 6 年 7 月 28 日）

地震が発生したのは、明和 6 年 7 月 28 日であった。

地震、津波による被害は、日向灘沿岸各地で起こり、大分城の門、櫓、石垣等が破損、寺社、町屋も大きな被害を受けた。また、高鍋城破損、延岡城石垣破損、築地城の塀破損等の被害を出した。また、薩摩で津波の被害を受けた。

安政東海・南海地震 1854 年 12 月 23、24 日（安政元年 11 月 4、5 日）

この地震は安政東海地震によるものが安政元年 11 月 4 日 9 時頃、安政南海地震によるものが安政元年 11 月 5 日 16 時頃であった。地震津波被害は、安政東海地震が起こって、わずか 32 時間後に安政南海地震が起こっており、震災や津波の様子を、古文書から 2 つに区別することが難しい。

安政東海地震による津波の被害は房総半島から高知、九州の太平洋沿岸まで及んだ。特に被害の大きかった地域は、下田・遠州灘・伊勢志摩・熊野灘沿岸である。

安政南海地震による津波の被害は中部から九州に及ぶ。

チリ地震 1960 年 5 月 24 日

この地震は南米チリ沖を震源とする地震で、最大 2m 前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

第４節 想定地震と被害想定（地震災害対策編）

第５節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定（地震災害対策編）

第２章　津波災害予防計画

第１節 津波に強い県土づくり、まちづくり

第１款 都市防災構造の強化

地震災害対策編第２章第１節第１款によるほか、以下のとおりとする。

第１項　基本方針

今後、津波防護施設の整備や住民避難などハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による推進を規定した「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」等を活用しながら、将来にわたって安心して暮らすことのできる津波災害に強い地域づくりについて、住民の社会的合意等市町村との連携を図りながら、長期的課題として検討する。

第２項　対策

１　防災都市づくり計画の策定

津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設や避難路、避難場所、防災拠点及び情報基盤の整備等により津波災害に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

【市町村】

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。また、被災後に早期かつ的確に復旧が進むようまちづくりの復興事前準備の取組に向け関係者との合意形成に向けた話し合いに努めるものとする。

第２款 海岸・河川の整備と管理

第１項　基本方針

津波被害を受ける可能性のある地域について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況等を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備をはじめ、海難船舶、漂流物による航行船舶の二次災害の防止などを推進するとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。

施設の整備については、発生頻度の高い津波（レベル１の津波）を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル２の津波）に対しても施設の効果が粘り強く発揮できるようにする。

また、水門、陸閘等の施設は、県と市町村、並びに操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い、有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。さらに、常時閉鎖化や統廃合の措置を講じた上で、廃止できない水門・陸閘等の自動閉塞化・遠隔操作化等を促進する。

第２項　対策

１　海岸、河川施設

(1) 海岸

ア　各海岸で想定される津波高の把握及び住民への情報提供
イ　土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
ウ　海岸施設に対する定期的な点検及び補強対策
エ　設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備の推進
オ　海難船舶、漂流物による航行船舶等の二次災害の防止
カ　油類等危険物の流出防止対策の徹底

(2) 河川

ア　河口部で津波の遡上が想定される箇所の把握及び住民への情報提供
イ　地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
ウ　二次災害防止の観点からの低標高部分の内水・排水対策
エ　主要河川構造物に対する点検要領と補強対策及び応急復旧要領の策定

第３款 道路等交通関係施設の整備と管理

道路等交通関係施設の整備と管理については、地震災害対策編第３章第２節第１款によるほか、以下のとおりとする。

１　港湾、漁港施設

(1) 港湾

ア　想定される津波高さの把握及び港湾利用者等への情報提供
イ　防波堤の「粘り強い構造」への改良の推進
ウ　港湾施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
エ　貯蔵危険物の流出防止対策など危険物取扱施設の安全確保
オ　港湾区域における非常時航路の確保及び沈船、漂着物等の除去対策
カ　緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

(2) 漁港

ア　想定される津波高さの把握及び漁港利用者等への情報提供
イ　防波堤の「粘り強い構造」への改良の推進
ウ　漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
エ　油類等危険物の流出防止対策
オ　沈船、漂流物等の除去対策
カ　主要漁港における緊急輸送路の確保と災害復旧・復興支援体制の確立

第４款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編・地震災害対策編）

第５款 危険物等施設の安全確保（地震災害対策編）

第６款 海上災害の予防対策の推進（地震災害対策編）

第７款 防災基盤・施設等の緊急整備（地震災害対策編）

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

共通対策編第２章第２節第１款及び地震災害対策編第２章第２節第１款によるほか、以下のとおりとする。

１　津波監視体制の整備

【市町村】

沿岸市町は、震度４以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。また、監視カメラ等からの映像により津波監視を行うものとする。

この場合において、次の事項について津波監視体制の整備を図り、市町村地域防災計画に監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(1) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の船舶等にあっては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するのもとする。

(2) 陸上や上空からの監視

【県、市町村】

ア 陸上からの目視による監視

陸上から津波を監視する場合は、過去の津波記録等を勘案し、監視者の安全性が確保できる高台かつ津波の早期発見に適した場所に監視場所を設定するものとし、海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

イ 監視カメラによる監視

県が配信する国、県、民間が設置する監視カメラ映像及び防災救急ヘリコプターや県警察本部ヘリからの映像伝送（いずれも昼間のみ）により津波の状況を監視するものとする。

2　津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報をより早く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐ上で特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておくものとする。

(1) 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

【市町、海岸管理者、港湾管理者】

沿岸市町は、住民等に対し、津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、サイレン、半鐘等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、防災情報処理システムの適正な管理に努めるとともに、防災情報処理システムと市町村同報無線の自動接続設備の整備を図るものとする。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

【県・宮崎地方気象台・宮崎海上保安部・県警察本部・放送機関等】

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町村や船舶等への津波に関する情報の伝達の迅速化を図るとともに、夜間、休日における確実な津波に関する情報の伝達体制を整えておくものとする。

【福岡管区気象台（宮崎地方気象台)、九州地方整備局、港湾管理者等】

沖合を含む、より多くの地点における津波即時点の観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するよう努めるものとする。

（参考）津波に関する情報の種類

宮崎地方気象台（気象庁）が通知する津波に関する情報の種類は次のとおりである。

・大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報

ア　大津波警報 → 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
イ　津波警報　 → 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合
ウ　津波注意報 → 予想される津波の高さは高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
エ　津波予報　 → 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合
オ　津波警報等の解除 → 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合

・津波情報

ア　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
イ　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
ウ　津波観測に関する情報
エ　沖合の津波観測に関する情報
オ　津波に関するその他の情報

・地震解説資料

宮崎地方気象台は、津波予報区「宮崎県」に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や宮崎県内で震度４以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。

第２款 活動体制の整備（共通対策編）

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第６款 避難収容体制の整備

共通対策編第２章第２節第８款及び地震災害対策編第２章第２節第８款によるほか、以下のとおりとする。

１ 津波災害警戒区域の指定

【県】

県は、津波浸水想定（平成 25 年２月策定、令和７年８月改定）を踏まえ津波防災地域づくりに関する法律に基づき津波災害警戒区域を指定する。

【市町】

津波災害警戒区域の指定が行われた市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき市町地域防災計画に次の事項を定めるものとする。

ア 津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（ウに関する施設利用者の事項を含む）
イ 避難施設、避難場所及び避難路、避難経路に関する事項
ウ 社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）で、当該施設利用者の津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地
エ 警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難態勢に関する事項

【避難促進施設】

上記ウの避難促進施設は、避難訓練、避難計画を作成し市町に報告し公表しなければならない。

２ 津波避難計画等の策定

【市町】

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

沿岸市町は、県の定めた「津波災害警戒区域」や市町地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ津波ハザードマップを作成する他、平成 25 年 3 月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当っては、下記の事項に留意するものとし、これをもって、県における津波避難計画策定指針とする。

ア　津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成２５年２月県設定（令和７年８月更新）の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。

イ　避難対象象区域の指定

この区域は、津波が発生した場合に住民等の生命・身体に被害が予想されるため避難が必要な区域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる区域である。この区域は、平成２５年２月に策定（令和７年８月更新）した「宮崎県津波浸水想定」を踏まえ、津波災害地域づくりに関する法律に基づき県が指定した津波災害警戒区域とする。

に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

ウ　避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいい、抽出にあたっては、地図上で想定するだけではなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

エ　緊急避難場所等、避難路等の指定

住民等一人ひとりが緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定するとともに、指定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

オ　避難方法等

避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、津波到達予測時間も考慮し、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努めておく必要がある。

カ　初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

キ　避難誘導等に従事する者の安全の確保

消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など災害対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

ク　津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めるにあたっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

ケ　避難指示の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示を発令する基準を定める。

コ　全庁をあげた体制の構築

市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業

務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

サ　平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、デジタル技術も活用しながら地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

シ　避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、デジタル技術も活用しながら地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけではなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年１回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

ス　その他の留意点（観光地等の利用者の誘導、避難行動要支援者避難誘導等）

観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知するものとする。

避難行動要支援者施設等は津波に対して安全な場所を確保するものとし、自主防災組織や地域住民等に、避難行動要支援者の避難誘導に対して協力をあらかじめ得るものとする。また、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民政児童委員等の多様な主体の協力を得ながら平常時より避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

2　避難場所等、避難路の確保

(1) 避難場所の確保の検討及び整備の推進

【市町】

市町は、夜間・中間の人口の分布及び道路等、地域の特性に応じた避難場所としての活用可能な場所を確保し、市町毎、各地域毎に避難の方法等を検討し、避難対策を講じておく。

(2) 指定緊急避難場所の確保

【市町】

市町は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

ア　津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月）」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

イ　高台

高台については、整地やフェンスの設置等を行い、避難場所としての整備を行う。

ウ　高層のビルや高台がなく、避難場所の確保が困難な地域は、平常時は公民館や歩道橋等として利用でき、災害時には避難場所として利用できる等の複合型の津波避難施設や津波避難タワー等の整備を行う。

【県】

県は、市町が行う避難場所の確保に関する助言を行うとともに、施設整備については、必要な財源が確保できるよう努める。

(3) 避難経路の確保及び整備の促進

【市町】

市町は、避難場所毎の避難経路の確保及び整備の促進を行う。

特に指定緊急避難所については、垂直避難となることから、高台等への経路については、住民の避難が安全かつ円滑に行われるようスロープや階段、手すり、夜間照明（太陽蓄電池式等の検

討）等の整備を行う。

また、市町は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

【県】

県は、市町が行う避難経路の確保に関する助言を行うとともに、各整備については、必要な財源が確保できるよう努める。

また、県は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3　避難場所等の広報と周知

市町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や避難経路等を明示した津波ハザードマップや広報誌・ＰＲ紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に津波ハザードマップなどの見直しとその充実を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所等の指定を行った市町は、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

4　交通対策

【各道路管理者及び県公安委員会】

各道路管理者は、必要に応じて津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域のおける道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする。また、当該地域において道路規制を行う計画を定めた場合は、あらかじめ県民へ周知するものとする。

なお、県公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路を指定することができるが、この様な広域的な交通規制を実施するに当たっては、九州管区警察局及び隣接する県公安委員会等と緊密に連携の上、調整を図り、交通規制の整合性を図るものとする。

【宮崎海上保安部及び海事関係者】

(1) 海事関係者は、情報伝達の手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な避難方法 についてあらかじめ検討しておくなど、自らその避難計画を定めておくものとする。

(2) 宮崎海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等の場を通じて津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難方法等について指導啓蒙を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導及びその交通整理に当たるものとする。

【大阪航空局宮崎空港事務所】

大阪航空局宮崎空港事務所は、津波が来襲する恐れがある場合、空港の運用制限の検討を行うなど、必要な安全確保対策についてあらかじめ講じておくものとする。

【ＪＲ九州株式会社】

走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行の停止や旅客や駅に滞在する者の避難誘導等の必要な安全確保対策について、あらかじめ講じておくものとする。

第７款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第８款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第９款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第 10 款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

共通対策編第２章第２節第 12 款によるほか、以下のとおりとする。

第１項　基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び津波災害警戒区域内にある「避難促進施設」の管理者は、津波災害から配慮を要する者を守るため、津波防災地域づくりに関する法律第 60 条に基づき、津波から確実に逃げることができるよう避難場所を確保するための避難施設について市町と連携しながら対応を行うとともに、に基づく対応を行うとともに、日頃より避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第 11 款 二次災害防止体制の整備（地震災害対策編）

第 12 款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第 13 款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第３節 県民の防災活動の促進

第１款 防災知識の普及

共通対策編第２章第３節第１款及び地震災害対策編第２章第３節第１款によるほか、以下のとおりとする。

１　津波に関する知識の普及

【県、市町村、防災関係機関】

県及び市町村等防災関係機関は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

(1) 一般住民に対する内容

ア　津波警報、避難指示等の意味合い

イ　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台などの安全な場所に急いで避難する。

ウ　正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送などを通じて入手する。

エ　地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

オ　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

カ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除までは気をゆるめず、海浜部には近づかない。

(2) 船舶に対する内容

ア　津波対応に当たっては、中・大型船においては港外退避を基本、小型船は港外退避を行わないことが基本となり、船舶流出防止策は時間的余裕が十分有る場合に実施する。

イ　地震発生後に避難を検討する暇は無いことが想定されるため、地震発生後に迅速な避難行動を取ることができるよう、船舶の避難を含めた事前の検討と準備を行う。
ウ　地震による揺れを感じた場合は、揺れの大小にかかわらず、直ちに気象庁から発表される正しい情報を携帯ワンセグ、携帯ラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手し、津波注意報及び警報の有無を確認する。
エ　地震を感知した場合に、津波の情報を入手することが困難な場合は、津波が来襲するものとして行動する。また、地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された場合は、基本的に各船の船長により、津波の予報を基に陸上避難又は港外避難について直ちに判断を行い、安全が確認されるまで措置を継続する。
オ　中型船や大型船は、一時的な衣食住の確保が可能なことや、被災地から避難できる避難所的役割を併せ持つことから、陸上へ避難する余裕がない場合などは船舶への避難も検討する。

2　津波ハザードマップの整備

【市町】

津波による浸水が予想される地域について県が作成した浸水予測図等を基に、津波による浸水想定区域、避難場所、避難路、地盤標高、建物の高さを表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知するものとし、その整備にあたっては、地域住民の参画を得るよう努めるものとする。

3　津波に対する防災訓練

【県・市町・防災関係機関】

市町等は津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図るものとする。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であることから、その啓蒙に努めるものとする。

(1) 住民の防災訓練等

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図るものとする。

(2) 教育施設での訓練等

ア　教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行うものとする。
イ　野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図るものとする。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

ア　医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行うものとする。
イ　県及び市町村は、高齢者、障害者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。

(4) 船舶等の安全確保

宮崎海上保安部、県及び市町村等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、あるいは独自に船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓蒙に努める。

第２款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第３款 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化（共通対策編）

第４款 地区防災計画の策定（共通対策編）

第５款 災害教訓の伝承（共通対策編）

第４節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進（地震災害対策編）

第３章 津波災害応急対策計画

第１節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部等の設置（共通対策編・地震災害対策編）

第２款 職員の参集及び動員

共通対策編第３章第１節第２款及び地震災害対策編第３章第１節のとおりとする。

第３款 市町村の活動体制の確立（共通対策編・地震災害対策編）

第４款 防災関係機関の活動体制の確立

共通対策編第３章第１節第４款によるほか、以下のとおりとする。

１　災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な内容は、次のとおりとする。

【水道事業関係】

水道事業者は、住民の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損などによる二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

具体的な措置内容は、水道事業者が別に定める。

【電気事業関係】

九州電力株式会社等の電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための設備形成等に努めるとともに、公衆感電事故や電気火災を未然に防止するための措置等に関する広報を実施するものとする。

この他、災害応急活動の拠点等に対しての優先的な電力供給に努めるものとする。

具体的な措置内容は、電気事業者の管理者等が別に定める。

【ガス事業関係】

宮崎瓦斯株式会社等のガス事業者の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

具体的な措置内容は、ガス事業者の管理者等が別に定める。

【通信事業関係】

ＮＴＴ西日本等の通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とるべき措置を講ずる。

また、災害伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及及び使用方法についての広報に努めるものとする。

【放送事業関係】

(1) 各放送事業者は、放送が居住者や観光客等への正確かつ迅速な情報の伝達のために不可欠であることに鑑み、大きな揺れ又は長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波からの避難が必要な地域の居住者や観光客等に対し、津波警報等が発表される前であっても、津波への注意を喚起するよう努めるものとする。

(2) 各放送事業者は、県や市町村等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

(3) 各放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な

要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第２節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１款 津波に関する情報の迅速な伝達等

共通対策編第３章第２節第１款及び地震災害対策編第３章第２節第１款によるほか、以下のとおりとする。

第１項　基本方針

地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、市町村及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。

また、市町村等は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定し、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけ、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

第２項　対策

１　津波警報等・津波予報・津波情報の伝達

津波警報等は日本の沿岸を 66 の津波予報区に分け、気象庁から発表される。

宮崎県沿岸は津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を経由し県、関係機関、市町村、住民へと伝達されることになる。

(1) 津波警報等・津波予報・津波情報の発表・解除とその基準

津波警報等･津波予報･津波情報の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。

津波警報等・津波予報・津波情報の種類及び発表基準等は次のとおりである。

ア　種類

(ｱ) 大津波警報：予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合

(ｲ) 津波警報：　予想される津波の高さが高いところで１ｍ超え、３ｍ以下の場合、

(ｳ) 津波注意報：予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

(ｴ) 津波予報：地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合。

(ｵ) 津波情報：津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表。

イ　発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ｱ) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し非常事態であることを伝える。予想される津波の高さ「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地

震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （予想される津波の最大波の高さ）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3m を超える場合	10m 超 （10m＜予想高さ）	巨大	巨大な津波が襲い木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （5m＜予想高さ≦10m）		
		5m （3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m を超え、3m 以下の場合	3m （1m＜予想高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

○津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合もある。
・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本

的には発令しない。
・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(ｲ) 津波情報
①津波情報の発表等
気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種　類	内　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注２）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注３）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注４）

（注１）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。
（注２）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
（注３）津波観測に関する情報の発表内容について
・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注４）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

②津波情報の留意事項等

○津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

○各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

○津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

○沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ｳ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（注）「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

(2) 津波予報区

津波予報区	区　域
宮崎県	宮崎県

＜九州付近の津波予報区＞

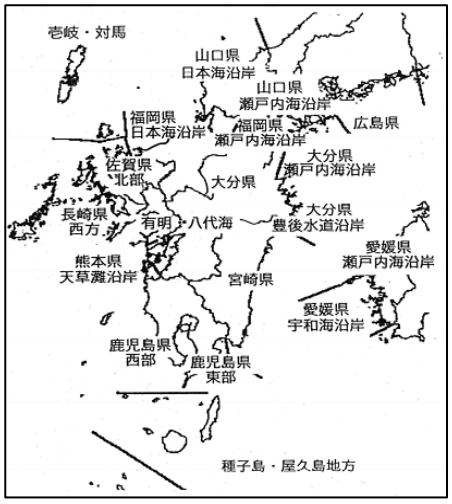

(3) 津波警報等・津波情報伝達組織による迅速な伝達

津波の警報・注意報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は別表の津波警報等・津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に津波警報等を伝達するものとする。

津波警報・注意報及び避難誘導等の情報は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

〈津波警報等・津波情報伝達組織〉

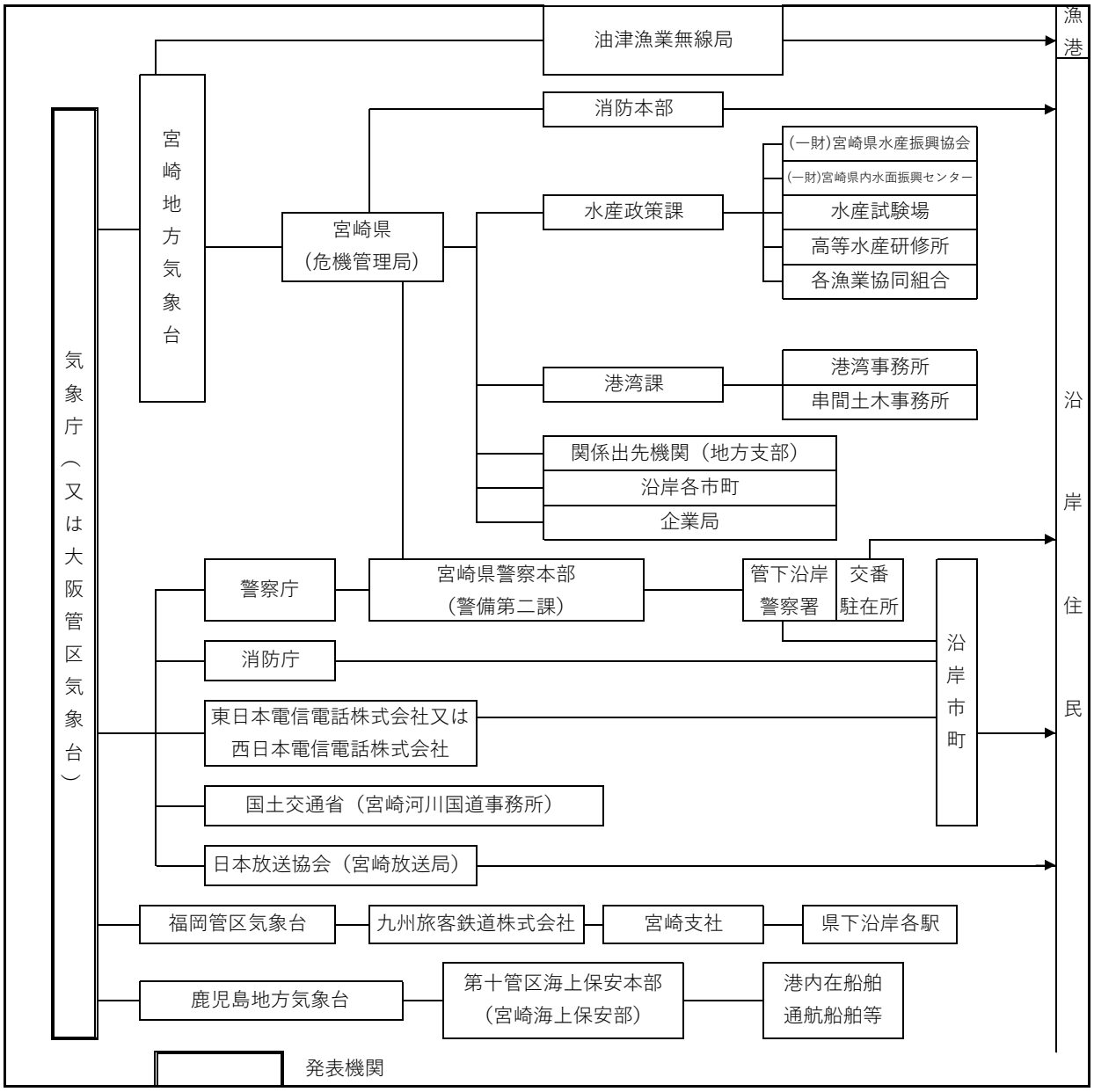

(注)災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報等の確保に努めるものとする。

【宮崎地方気象台】

ア　大津波警報・津波警報の伝達

気象庁が津波予報区「宮崎県」に津波警報等を発表した場合、宮崎地方気象台は直ちに宮崎県へ、気象庁機関は直ちに関係機関へ通知するものとする。

イ　津波情報の伝達

気象庁が津波情報を発表した場合、宮崎地方気象台は速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により宮崎県に伝達し、気象庁機関は速やかに関係機関へ伝達するものとする。

【県】

県は、県総合情報ネットワークの一斉指令（音声、データ、ＦＡＸ）により沿岸市町村、県の関係出先機関等へ伝達し、注意を喚起するものとする。

また、津波警報発表時には、防災救急ヘリコプターにより沿岸に対し警戒広報を行うよう努めるものとする。

図－情報伝達経路

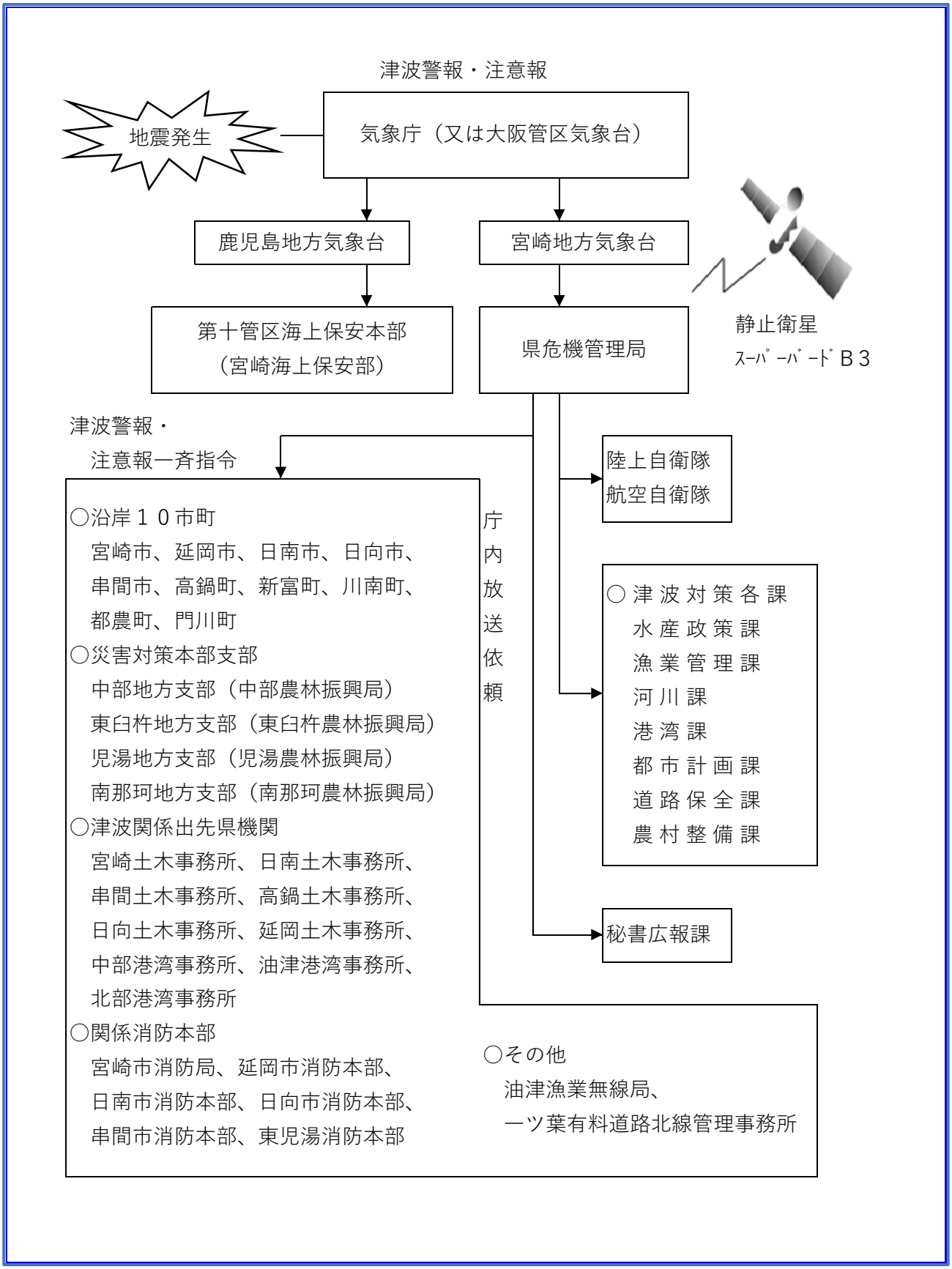
津波警報・注意報
地震発生
気象庁（又は大阪管区気象台）
鹿児島地方気象台
宮崎地方気象台
静止衛星
ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｰﾄﾞＢ３
第十管区海上保安本部
（宮崎海上保安部）
県危機管理局
津波警報・
注意報一斉指令
陸上自衛隊
航空自衛隊
○沿岸１０市町
宮崎市、延岡市、日南市、日向市、
串間市、高鍋町、新富町、川南町、
都農町、門川町
○災害対策本部支部
中部地方支部（中部農林振興局）
東臼杵地方支部（東臼杵農林振興局）
児湯地方支部（児湯農林振興局）
南那珂地方支部（南那珂農林振興局）
○津波関係出先県機関
宮崎土木事務所、日南土木事務所、
串間土木事務所、高鍋土木事務所、
日向土木事務所、延岡土木事務所、
中部港湾事務所、油津港湾事務所、
北部港湾事務所
○関係消防本部
宮崎市消防局、延岡市消防本部、
日南市消防本部、日向市消防本部、
串間市消防本部、東児湯消防本部
庁内放送依頼
○津波対策各課
水産政策課
漁業管理課
河川課
港湾課
都市計画課
道路保全課
農村整備課
秘書広報課
○その他
油津漁業無線局、
一ツ葉有料道路北線管理事務所

【県警察本部】

県警察本部（警備第二課、休日・勤務を要しない日及び執務時間外は総合当直）は他のすべての通信より優先し警察無線、警察電話、ＮＴＴ加入電話等により海岸線市町村管轄署長に速報し、これを受理した署長は、関係市町村に伝達し、注意を喚起するものとする。また、津波警報発表時には、警察用航空機により沿岸に対し警戒広報を行うよう努めるものとする。

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、船舶用無線、ナブテックス、沿岸域情報提供システム（ＭＩＣＳ）により津波に関する安全・緊急通報を行い船舶に対し周知するものとする。また、電話、ＦＡＸ、電子メールにより海事関係者を通じて船舶に対し周知し、または、巡視船艇の拡声器等状況に応じた手段により、在港船舶に対し周知するものとする。

【放送機関】

放送機関はラジオにあっては番組間を利用し又は番組を中断し、テレビにあっては字幕又は番組を中断し、公衆に周知し、注意を喚起するものとする。

【通信事業者】

通信事業者は、他のすべての通信より優先し、携帯電話等を通じて配信されるエリアメール、緊急速報メールにより注意を喚起するものとする。（津波警報及び津波警報解除に限る。）

【沿岸市町村】

ア　沿岸市町村は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難指示を行うものとする。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

なお、住民への伝達については災害時要援護者にも配慮した方法を工夫し、市町村防災計画に定めておくものとする。

津波警報等の標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	（３点と２点との斑打） ●－●－●　●－●	（約10秒） （約2秒）
津波注意報及び津波警報解除標識	（１点２個と２点との斑打） ●　●　●－●	（約10秒）　（約1分） （約3秒）
津波警報標識	（２点） ●－●　●－●　●－●	（約5秒） （約6秒）
大津波警報標識	（連点） ●－●－●－●	（約3秒） （約2秒）　（短声連点）

（注）1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

イ　市町村等は、速やかな津波警報・注意報の伝達を行うため、市町村防災行政無線の整備に努めるものとする。

ウ　気象庁の警報事項を適時に受けることのできない場合の市町村長が、独自の観測（潮位の変化）等で津波警報を発した場合は、異常現象の発見体制にならって県を通じ宮崎地方気象台に通報するものとする。

2　津波潮位の監視

(1) 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市町村長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市町村長がこれを受けた場合は県知事（危機管理局）及び宮崎地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は市町村長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに宮崎地方気象台に通報し、地震及び津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

異常現象発見者の速報系統図

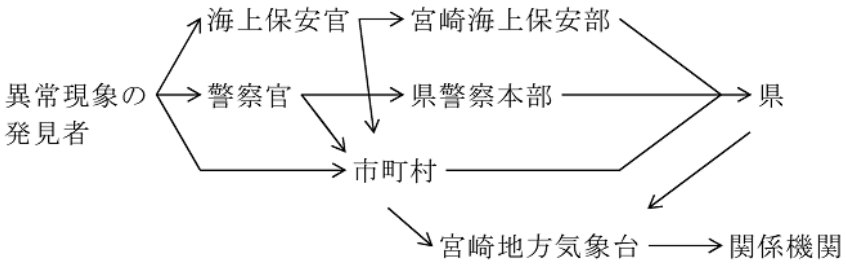

(2) 高台等からの監視

沿岸市町村においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うものとする。

3　沿岸住民、釣り人、海水浴客等の避難誘導

津波による被害を最小限にするためには、一刻も早い避難が決め手となるので、関係機関は速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(1) 沿岸住民等への避難指示等の実施

沿岸市町村は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震（震度４以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い期間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町村長自らの判断で、海浜にある者（その沖合にある者を含む。以下同じ。）に対し、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難するよう指示するものとする。

市町村長が必要と認める場合は、避難指示について放送機関に放送要請し行うものとする。この場合、原則として県を通じてこれを行うものとする。

(2) 速やかな避難誘導の実施

沿岸市町村は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行うものとする。

また、海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度４以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や老人の避難を互いに協力して行うものとするとともに状況に応じて津波フラッグ等により、聴覚障がい者や海水浴客の避難誘導を行うものとする。

なお、海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

（参考）　　津波避難指示文例

［防災行政無線］

こちらは、○○○市（町）役所です。

（○○○市（町）の災害対策本部です。）

ただいま、○○○で大きな地震がありました。

○○地区の住民の皆さんは、津波の危険がありますので、直ちに○○○へ（高台など安全な場所に）避難してください。

（繰り返し放送）

［広報車］

こちらは、○○○市（町）広報車です。

（こちらは、○○○市（町）の災害対策本部の広報車です。）

○○時○○分、○○地区に津波警報が出されました。

○○地区の住民の皆さんは、直ちに○○○へ（高台など安全な場所に）避難してください。

（繰り返し放送）

［放送機関への放送要請を行う場合］

放送申込書

放送要請の理由	津波警報発表に伴い○○市長から避難勧告の放送要請があった。
放送事項	津波警報が発表されたことに伴い、○○時○○分に○○市長から同市の次の地区の住民へ避難勧告が出されました。 地区名（ふりがな）／避難場所名（ふりがな） ○○○○地区／○○○○小学校 ○○○○地区／○○○○公民館 速やかに避難をお願いいたします。
その他必要な事項	文字及びアナウンスにより放送願います。

平成　年　月　日

（放送機関）　様

宮崎県危機管理課長　氏名　　印

注）市町村長から県知事に対し放送要請を依頼する場合は、これに準ずる。

第２款 通信手段の確保（共通対策編）

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第５節 医療救護活動（共通対策編）

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第２款 陸上輸送体制の確立

共通対策編第３章第６節第２款及び地震災害対策編第３章第６節第２款によるほか、以下のとおりとする。

１　鉄道の応急復旧

(1) ＪＲ九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

ア　応急措置の実施

(ｱ) 初動措置

a 津波警報・注意報が発表されたときは、あらかじめ定められた区間にある駅、保守現場長及び主要駅に連絡される。

(a) 津波注意報の場合

指定された現場長は、駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。状況に応じ列車の運転を見合わせる手配をとる。又、留置車両の安全地帯への引き上げ、移動の計画を検討する。

(b) 津波警報の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。指令員等は対策本部と協議し、津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は 安全地帯に移動する手配を取る。

(c) 大津波警報の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。無人駅に入る旅客に対し「大津波警報が発表された」旨を伝える。指令員等は対策本部と協議し津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

(d) 列車の運転見合を解除する場合

列車の運転見合せの解除は、気象台及び県危機管理局からの情報により、支社対策本部において協議・決定する。

b 津波の来襲の恐れがある場合の旅客や駅に滞在する者の避難誘導

第３款 海上輸送体制の確立（共通対策編）

第４款 航空輸送体制の確立

共通対策編第３章第６節第４款によるほか、以下のとおりとする。

１　飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保

(1) 宮崎空港における措置

【大阪航空局宮崎空港事務所】

ア　津波の来襲の恐れがある場合の空港の運用制限の検討を行う。

イ　近地で発生した地震により大津波警報（特別警報）が発表された場合、航空機の安全運行確保に必要な措置を講じた後、空港を閉鎖する。

第７節 燃料の確保（共通対策編）

第８節 電力・ガスの臨時供給活動（共通対策編）

第９節 避難収容活動（共通対策編）

第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第 11 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第 14 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第 15 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第 17 節 二次災害の防止活動（地震災害対策編）

第 18 節 海上災害の応急・復旧対策（地震災害対策編）

第 19 節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第 20 節 災害救助法の適用（共通対策編）

第 21 節 文教対策（共通対策編）

第 22 節 農林水産関係対策（地震災害対策編）

第 23 節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応（地震災害対策編）

第４章 津波災害復旧・復興計画

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第３節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第５編

風水害等対策編

第１章 災害特性等

第１節 基本的考え方

本県は、台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により県民は大きな被害を被っている。

このため、本編は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成 17 年台風第 14 号や令和４年台風 14 号などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、県民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第２節 本県における風水害の概況

本県における主な災害は台風による大雨・暴風・波浪・高潮災害、並びに低気圧や前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

第１款 台風による災害

台風災害は本県の気象災害中、その首位を占めるものである。本県は、地理的条件から台風の影響を受けやすく、年々被る台風災害は莫大なものである。

これは

(1) 台風の襲来回数が多い

(2) 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に本県を襲うことが多い

(3) 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いこと

などが、その主な原因である。１個の台風で死傷者 565 名、住家 33,850 戸を全半壊させた例もある(昭和 20 年９月 17 日枕崎台風)。

1　台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は１個の台風で死傷者 369 名、住家 11,837 戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の２倍以上となった例もある。(昭和 26 年 10 月 14 日のルース台風)。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが県民の経済を左右しているほどである。

2　本県における台風の特性

本県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山脈を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、本県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

(1) 台風の襲来回数

本県に被害を及ぼした台風を調べると（統計期間 1949～2008 年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。） 年平均 2.9 個となっており、毎年２個以上の台風から被害をうけている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別でみると表 1-3 のとおりである。これによると、台風の襲来期間は７月上旬から 10 月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は７月下旬と８月中旬から９月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、７月下旬は 20 回、８月下旬は 20 回と多い傾向がある。

表 1-3 台風の月別襲来回数(昭和 40 年～平成 26 年)

旬＼月	7月	8月	9月	10月
上旬	5	13	10	11
中旬	7	14	18	10
下旬	20	20	16	4
月合計	32	47	44	25

注) この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている本県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

本県に影響を及ぼす台風の約 70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料(昭和 24 年～平成 20 年)で県内に大きな災害をもたらした台風 42 個(被害総額 50 億円以上について調査した)についての経路をみると、つぎのようになっている。

①九州南部に上陸した九州縦断・・・・・・・・・・13 個
②九州西部に上陸した九州斜断・・・・・・・・・・ 6 個
③日向灘を北上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 個
④九州西方海上を北上・・・・・・・・・・・・・・・12 個
⑤その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 個

(図 1-1 に示す)

(4) 本県における台風の強さ

本県で観測された台風の最大風速は細島で 69.3m/s(1951 年 10 月 14 日、ルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原 839㎜(1971 年８月 29 日、台風第 23 号)を記録している。このことから本県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができる。さらに台風による風雨の強さを示すと、表 1-4・表 1-5 のとおりである。

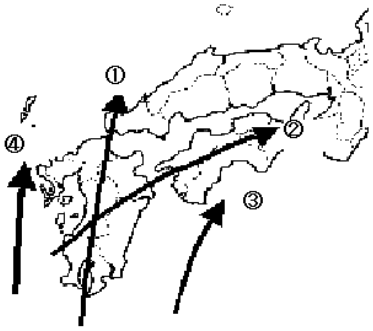

図 1-1　宮崎県に被害をもたらした台風の経路
(昭 24～平 26 年)

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8～10 月に起きているが、降水量はややばらつき 6～10 月の間に起きてきている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。本県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954 年 9 月 14 日の台風第 12 号では、宮崎は 11 日 12 時から、14 日の 16 時まで 76 時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間は、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ 19 時間、21 時間となっている。また、本県を通過し、その後、本州を北東に進んだ 1954 年 8 月 17 日の台風第 5 号の例でも、宮崎の 72 時間に対して、足摺岬 41 時間、潮岬 36 時間、名古屋、東京いずれも 23 時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23～25 度まで北上すると、本県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200㎜ の降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風の中心が宮崎から 600km の距離に遠ざかったころで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

本県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

表 1-4(1) 台風による日最大風速の累年順位 (m/sec)

	地名	種別／順位	１位	２位	３位	４位	５位	統計期間
最大風速	宮崎	風速	39.2	35.2	32.6	31.3	30.7	1886.1～
		風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	
		年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	2025.12
	延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.8	1961.6～
		風向	S	SSE	SSE	N	SSE	
		年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2017.10.29	2005.9.6	2025.12
	都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1942.6～
		風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	
		年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30	2025.12
	油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1～
		風向	SE	SSE	ESE	S	S	
		年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	2025.12

表 1-4(2) 台風による日最大瞬間風速の累年順位 (m/sec)

	地名	種別／順位	１位	２位	３位	４位	５位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	55.4	46.8	45.3	44.3	1937.1～
		風向	SE	SSE	SE	SE	SE	
		年月日	1993.9.3	1945.9.17	1969.8.22	1981.7.31	2004.8.30	2025.12
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6～
		風向	SSE	SSE	S	SSE	SE	
		年月日	1999.9.24	2004.8.30	2004.9.7	1992.8.8	2005.9.6	2025.12
	都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1～
		風向	SE	E	NE	ESE	SE	
		年月日	1951.10.14	1993.9.3	1954.9.7	1955.9.29	1992.8.8	2025.12
	油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4～
		風向	SSW	S	S	SSW	SE	
		年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	2025.12

表 1-5 日降水量・日最大１時間降水量の累年順位（㎜）

	地名	種類／順位	１位	２位	３位	統計期間
日降水量	宮崎	降水量	587.2	490.2	437.5	1886.1 ～
		年月日	1939.10.16	1886.9.24	1990.9.29	2025.12
	延岡	降水量	363.5	324.0	315.0	1961.6 ～
		年月日	2001.10.16	2024.10.22	2011.10.21	2025.12
	都城	降水量	538.5	429.0	400.5	1942.6 ～
		年月日	2022.9.18	2005.9.5	1982.8.26	2025.12
	油津	降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1 ～
		年月日	1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	2025.12
	高千穂	降水量	393.0	355	317	1976.1 ～
		年月日	2022.9.18	2005.9.6	2004.8.30	2025.12
	神門	降水量	694.5	628	584	1979.2 ～
		年月日	2022.9.18	2005.9.6	2004.8.30	2025.12
	西米良	降水量	569.5	364.5	354	1979.1 ～
		年月日	2022.9.18	2020.9.6	2005.9.5	2025.12
	えびの高原	降水量	715	688	639	1976.1 ～
		年月日	1996.7.18	1997.9.16	2005.9.6	2025.12
日最大1時間降水量	宮崎	降水量	139.5	134.0	91.6	1925.1 ～
		年月日	1995.9.30	1939.10.16	1942.6.23	2025.12
	延岡	降水量	84.5	82.7	81.5	1961.6 ～
		年月日	2021.8.8	1963.10.25	2016.9.20	2025.12
	都城	降水量	96.5	88.0	76.5	1942.6 ～
		年月日	2012.7.22	2016.9.20	2008.8.5	2025.12
	油津	降水量	89.5	84.0	81.5	1949.2 ～
		年月日	1981.9.25	1974.9.26	2019.5.20	2025.12

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって本県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

ア　台風の経路別にみた本県の暴風の特性

台風の経路により本県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

(ｱ) 台風の進路で異なる本県の暴風

本県に影響を及ぼした代表的な台風 19 個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと表 1-6 のとおりである。

これによると

①九州南部に上陸し縦断北上したもの(上陸縦断型)・・風速 30m/s 前後から 40m/s 弱で最も強い。

②九州西方海上を通過したもの(西方型)・・・・・・・風速 20m/s 前後で①次ぐ。

③九州東方海上を通過したもの(東方型)・・・・・・・風速 20m/s 以下で最も弱い。

表1-6　台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）

①上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速（m/s）
昭和 20. 9.17	枕崎台風	SSE 39.2
29. 9. 7	台風第13号	S E 35.2
30. 9.30	台風第22号	SSE 32.6
39. 9.24	台風第20号	ESE 29.2
44. 8.22	台風第 9号	S E 29.2
平成 5. 9. 3	台風第13号	S E 27.4

②西方型

来襲年月日	台風名	最大風速（m/s）
昭和 24. 7.17	フェイ台風	ESE 20.1
25. 7.20	グレイス台風	S E 18.0
31. 9.10	台風第12号	SSE 18.8
32. 8.19	台風第 7号	ESE 22.0
平成 1. 7.27	台風第11号	E 20.4
5. 8.10	台風第 7号	ESE 17.5
17. 9. 6	台風第14号	ESE 21.1

③東方型

来襲年月日	台風名	最大風速（m/s）
昭和 36. 9.16	第2室戸台風	W 19.7
38. 8. 8	台風第 9号	N E 18.0
54. 9.30	台風第16号	N 17.3
平成 2. 9.29	台風第20号	N E 17.0
15. 8. 8	台風第10号	N E 15.9
16.10.20	台風第23号	NNE 16.9

（統計期間：1945～2008 年）

(ｲ) 宮崎県の暴風の状況と台風の位置との関係

① 西方型・・・宮崎の暴風(「10m/s 以上の風」)以下同 じ)は台風が北緯 25° 付近に達したころから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したころ観測される。

② 上陸縦断型・暴風の始まりは北緯 28° 付近に達したころで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30° 線に達したころに現れるが、台風の中心が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。

③ 東方型・・・暴風は、台風が北緯 27° 付近に達したころから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったころに吹き終る。最大風速は、北緯 31° ～32° 付近で観測される。

イ　台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また台風の経路により本県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

(ｱ) 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

① 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。

② 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。

③ 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときとか、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

(ｲ) 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23～25° 付近に達したころ宮崎では雨が降り始め、台風の中心が宮崎から約 600km の距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

3　台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、表 1-7 のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量 200㎜ で、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350㎜ 以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

表 1-7 総降水量と水害の程度

被害種類 / 降水量	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200㎜以下	なし	なし	少	少	なし
300㎜	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350㎜以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

第２款 高潮

台風被害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすものは高潮である。昭和 34 年の伊勢湾台風時の高潮による大惨事はいまだにわたしどもの記憶に残るところである。本県においても台風来襲時に沿岸の各地で高潮による被害が発生している。過去の資料から日向灘沿岸に高潮を起こした実例を調べてみると次のとおりである。

1　日向灘沿岸の高潮の実例

(1) 図 1-2 は日向灘に高潮を起こした台風の経路の一例である。台風の中心が満潮時かその前後に、しかも宮崎の西側を通った場合に高潮の高さは大きくなる。

(2) 表 1-8 は日向灘で高潮を観測した例である。高潮が最も大きくなったのは、平成 17 年台風第 14 号に伴うもので、油津では 204cm（標高）となっている。

表 1-8　日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位）

台風名	最低気圧	最大風速		最高潮位		潮位偏差		備　　考
		宮崎	油津	細島	油津	細島	油津	
	hpa	m/s	m/s	cm	cm	cm	cm	
S20.9.17（枕崎）	943.9	SSE 39.2	－	272	－	－	－	細島港にウネリ100cm
S25.9.13（キジア）	968.4	E 23.8	S 26.5	299	302	63	36	最水浸地の最高潮位は、地面上120cm
S28.9.25（13号）	989.7	NNE 13.0	N 18.4	273	302	45	38	県北海岸に高潮
S29.9.13（12号）	960.7	ESE 26.1	SE 25.1	307	288	71	(42)	台風通過後の干潮時で、潮位の瞬間最高305cm
S38.8.9（9号）	976.1	NE 18.0	NE 19.2		294		60	
S39.9.24（20号）	954.2	ESE 29.2	ESE 24.7		337		80	
S49.8.18（14号）	997.4	ENE 13.0	NNE 22.5		299		35	
H16.8.30（16号）	969.0	ESE 21.4	SE 37.0		203		100	注）3
H17.9.6（14号）	975.1	ESE 21.1	SE 32.0		204		102	過去最高潮位、注）3

注）1.最低気圧:宮崎地方気象台観測値
2.最高潮位基準:細島港（宮崎県 or 国土地理院）
油津港（気象庁）観測基準面（平成 9 年 3 月以前）
標高　　（平成 9 年 4 月以降）
3.油津の潮位は、平成 9 年 3 月以前は平滑値を、
平成 9 年 4 月以降は 3 分平均値を用いている。
4.()の数字:目視観測
5.潮位偏差=実測潮位－推算潮位

図 1-2　日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路

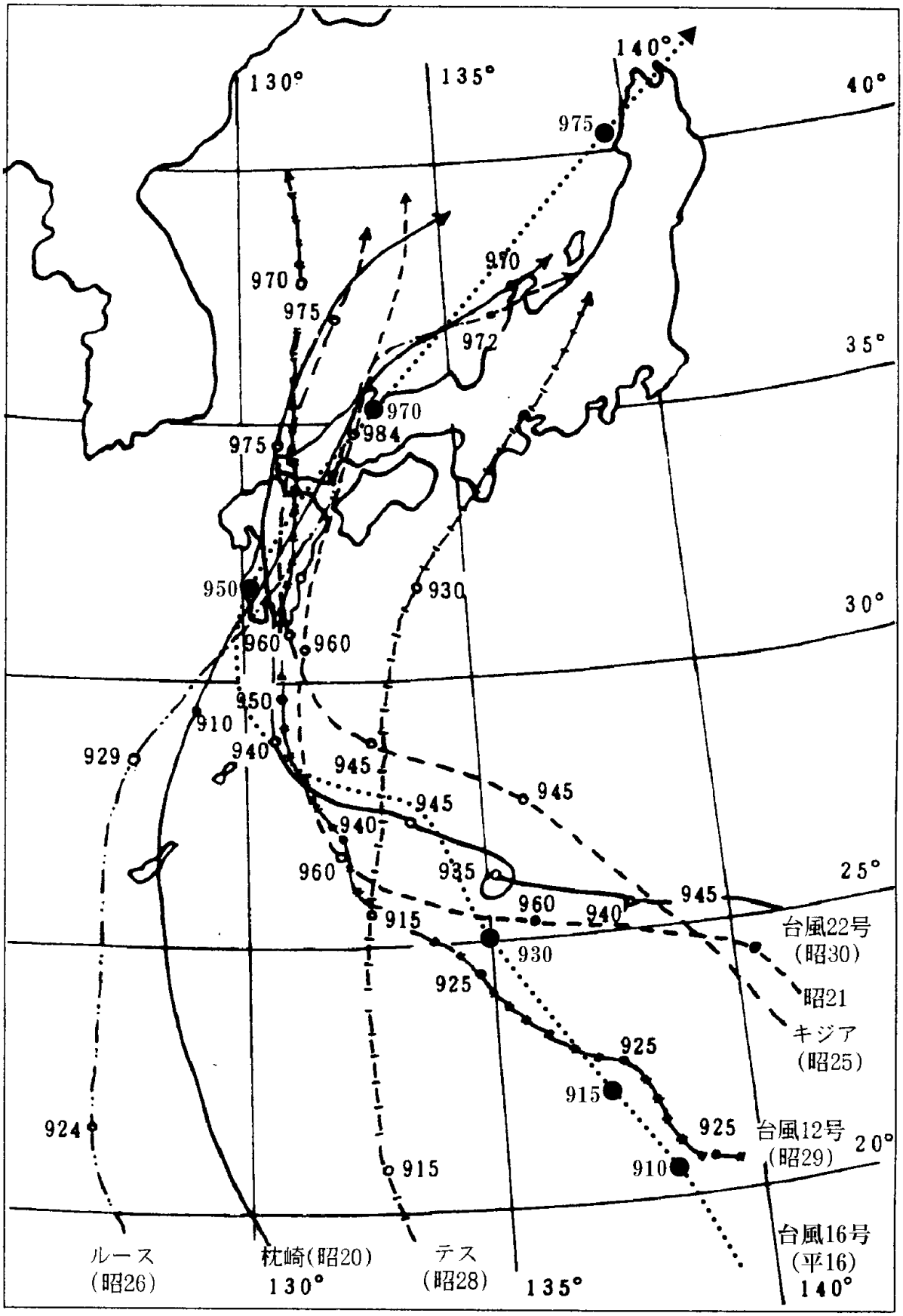

第３款 低気圧と前線

低気圧の雨量は、ときに平地で日雨量 400㎜超えるほどの大雨になった記録(宮崎で観測した587.2㎜、昭 14.10.16)もあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通１回の低気圧がもたらす雨量は夏期 50～100㎜、冬期は 10～40 ㎜程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など停滞前線による雨が最も雨量が多く、水害を引き起こしやすい。これに対して寒冷前線のような移動性の前線は一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

第４款 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

本県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991 年から 2023 年の統計では 32 個であり、全国４位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、本県では台風によるものが多く、台風の中心が本県から見て、南から西にあり、200km～300km 離れて位置する場合に発生しやすい。

また、本県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

１　本県の竜巻災害の実例

①延岡市で発生した竜巻（平成 18 年台風第 13 号）

平成 18 年９月 17 日、14 時頃、台風第 13 号の九州地方への接近に伴い、竜巻災害が発生し、死者３名、負傷者 143 名、住宅全壊 79 棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約 7.5km、幅 150m～300m におよび、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約 90km と推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールでＦ２と推定された。

②複数の市町で発生した竜巻（令和６年台風第 10 号）

台風第 10 号は令和６年８月 29 日 08 時頃に鹿児島県薩摩川内市付近に上陸し、その後、北東に進路を変えながら 30 日昼過ぎにかけて九州を横断した。宮崎県では台風本体や台風周辺から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、令和６年８月 28 日昼過ぎから 29 日明け方にかけて宮崎市、西都市、国富町、新富町、都農町、門川町で突風が発生した。

この中でも、宮崎市赤江から柏原で発生した突風では、住家の外壁材のはく離などの被害が発生しており、この突風をもたらしたのは竜巻であると推定している。

この突風の強さは、風速約 60ｍ/ｓと推定され、日本版改良藤田スケールで JFE2 に該当する。

（参考）日本版改良藤田スケールにおける階級と風速の関係

階級	風速(3秒平均)	主な被害の状況（参考）
JEF0	25-38　m/s	・物置が転倒する ・自動販売機が転倒する。 ・樹木の枝が折れる。
JEF1	39-52　m/s	・木造の住宅の粘土瓦が比較的広い範囲で浮き上がったりはく離する。 ・軽自動車や普通自動車が横転する。 ・針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66　m/s	・木造の住宅の小屋組（屋根の骨組み）が損壊したり飛散する。 ・ワンボックスの普通自動車や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・墓石が転倒する。

		・広葉樹の幹が折損する。
JEF3	67-80　m/s	・木造の住宅が倒壊する。 ・アスファルトがはく離したり飛散する。
JEF4	81-94　m/s	・工場や倉庫の大規模な庇の屋根ふき材がはく離したり脱落する。
JEF5	95-　m/s	・低層鉄骨系プレハブ住宅が著しく変形したり倒壊する。

第３節 災害の想定

この計画の樹立に当たっては、本県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後県地域に発生することを想定して策定した。

(1) 台風第 13 号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日　平成 5 年 9 月 2 日
最大瞬間風速・風向　57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量　404.0mm（えびの）
死傷者　145 名
家屋全半壊流出　385 戸
一部損壊　33,444 戸

(2) 台風第 12 号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日　昭和 29 年 9 月 13 日
最大瞬間風速・風向　38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量　1,265.6mm（渡川）
死傷者　129 名
家屋全半壊流出　2,430 戸

(3) 枕崎台風(風が強く被害の大きかった代表的な台風)

来襲年月日　昭和 20 年 9 月 17 日
最大瞬間風速・風向　55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
総降雨量　550.4mm（神門）
死傷者　565 名
家屋全半壊流出　33,944 戸

(4) 台風第 19 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日　平成 9 年 9 月 15 日
最大瞬間風速・風向　36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量　927.0mm（神門）
死傷者　12 名
家屋全半壊流出　13 戸
床上浸水　2,486 戸

(5)台風第 14 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日　平成 17 年 9 月 6 日
最大瞬間風速・風向　43.1m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量　1321mm（神門）
死傷者　13 名
家屋全半壊流出　4,517 戸
床上浸水　1,405 戸

第２章 風水害予防対策計画

第１節 風水害に強い県土づくり、まちづくり

第１款 風水害に強い県土の形成

第１項　基本方針

治山、治水事業等の積極的推進により、風水害に強い県土の形成を図るものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第２項　対策

1　治山事業

(1) 現況

本県の森林面積は、585 千 ha で県土面積の約 76%に及び、その分布域は各河川の上流域にあたるため、防災上特に重要な地域である。

県北部は、急峻な山岳地で河川は峡谷を成し、地質は第三紀の四万十累層群に属する砂岩、泥岩等からなり、一部第四紀古生層、阿蘇火砕流が介在している。また、県南部は、大部分がシラス、ボラ等の火山堆積物からなる特殊土壌地帯であり、県内全域において山腹崩壊等が発生し易い地形地質となっている。

さらに、国土開発、都市化の進展により国土の高密な利用、開発が山地山麓部に進行し、山地に起因する災害が多発する傾向にある。このため、新生崩壊地、既崩壊地、地すべり地域や山地災害危険地区等の早期復旧並びに予防対策は、極めて重要な課題となっている。

なお、山地災害危険地区は、、5,453 箇所である。

保安林の整備については、森林法に基づいて策定された地域森林計画に即して、保安林の適正配備を進めるとともに、機能が低下している保安林については、特定保安林に指定し、所期の機能を確保するための措置を講じている。令和７年３月末現在の民有保安林は、5,878 箇所、面積 130,406ha である。

なお、土砂流出防備は、4,002 箇所、土砂崩壊防備保安林は、132 箇所、指定されている。

(2) 計画

治山事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」に基づき実施されており、「森林整備保全事業計画」に基づき緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危険地区の解消及び水源地域の水土保全施設の整備に努めるとともに、保安林機能の強化を図るため、保安林整備事業を実施し、国土保全、水源かん養等の公益的機能の維持増進に努める。

2　治水事業

(1) 現況

本県の河川は、河川法(昭和 40 年４月１日より施行)の適用を受ける河川が、一級河川５水系 241 河川 1,512.13km、二級河川 53 水系 239 河川 1,285.082km、準用河川 21 水系 108 河川 173.223km となっている（令和７年４月１日現在)。

これらの河川は、山地が県面積の 76%を占める地形的条件のため急流河川であり、又年間降水量が 2,000～3,000㎜ という気象条件とあいまって、その洪水時の流量は著しく大きく、過去に幾多の災害を惹起してきたところである。また、近年においては、都市部における開発の進展に伴い都市河川の改修の必要性も高まっている。

このような状況に対処するため、社会資本整備重点整備計画に基づき大淀川、五ケ瀬川、小丸川、川内川の直轄管理区間については、国土交通省直轄事業として改修が進められているところであり、一方、県ではその他の河川について、河川改修、災害復旧など総合的な治水事業の促進に取り組んでいるところである。

しかし、県管理区間河川における整備率は未だ低い状況であり、さらに整備促進を図る必要が

ある。

(2) 計画

現在進行中である河川改修の早期完成を目指すことはもちろん、災害復旧においても早期復旧と再度災害を防止するための改良及び復旧の促進を図ることにしている。さらに、新たな課題である河川環境の整備や都市河川対策についても、十分に配慮し、社会資本整備重点計画に基づいて治水施設の整備及び水資源開発を国土交通省直轄事業との調整を図りながら、計画的に推進し治水事業の推進を図る。

3　砂防事業

(1) 現況

砂防事業は、昭和７年から荒廃した上流山地の土砂生産の抑止抑制と渓流土砂の貯砂・調節によって下流河川の河道安定と下流部の被害の未然防止を目的として、砂防ダムや流路工等を整備している。

(2) 計画

国の社会資本整備重点計画に基づき、土石流危険渓流等の土砂流出の恐れのある渓流について計画的に整備を進め、砂防事業の推進を図る。

4　地すべり対策事業

(1) 現況

本県の地すべり危険箇所は主に県北では九州山地に、県南では南那珂山地に存する。その形態は崩壊性の地すべりに分類される。

破砕帯地すべりは、第三紀層地すべりのように降雨に関係なく緩慢な断続的移動をするものではなく、むしろ豪雨時に崩壊に近い地すべりを起こすものであり、その処置は非常に困難なものになっている。

また、第三紀層地すべりは、古来より長年月にわたり移動している傾向がある。

(2) 計画

国土交通省所管においては、社会資本整備重点計画に基づき整備を進める。

林野庁所管においては、森林保全整備事業計画に基づいて整備を進める。

農村振興局所管においては、7 地区を地すべり防止区域に指定し、7 地区が概成している。

5　急傾斜地崩壊対策事業

(1) 現況

急傾斜地・がけ崩れ危険箇所は、高千穂、延岡、日向等の県北山岳地域、日南、串間等の県南地方をはじめとして、県土全域に分布している。これら危険箇所の解消のため、緊急性・危険性の高い所から順次整備を実施してきている。

(2) 計画

国の社会資本整備重点計画に基づき、県内の危険箇所のうち緊急性・危険度の高い箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

6　海岸保全事業

本県は約400㎞に及ぶ海岸線を有しているが、海岸保全施設は未整備の部分があり、保全機能を十分果たしていないので高潮及び津波等の災害から保護するため、次の事項を中心にこれらの整備を進めてゆくものとする。

(1) 防護を必要とする区域のうち、現在まで梅ヶ浜海岸等 139 海岸を保全区域に指定している。

(2) 海岸の所管が各省庁にまたがっているので、相互の関連を考慮して調整を図る。

(3) 未整備の保全施設については年次的に事業を促進する。

7　農地防災事業

(1) 現況

本県は、地理的条件から台風や集中豪雨に見舞われやすく、県土のほとんどが風水害に弱い火

山灰特殊土壌（シラス、赤ホヤ、ボラ等）に覆われているため、災害の発生しやすい自然条件にあり、災害の未然防止に努めてきたが、依然として毎年、農作物や農地、農業用施設に被害が生じ、農業経営に大きな影響を与えている。

(2) 計画

平成 23 年度に策定された「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」の中で「災害に強い農業・農村づくりの推進」を位置付け、自然災害による農地等の被害を未然に防止するため、農地保全・防止施設の整備を総合的に実施し、農地防災事業の推進を図る。

第２款 風水害に強いまちづくり

第１項　基本方針

災害危険箇所対策等の実施などにより、風水害に強いまちづくりを進めるものとする。

災害危険箇所対策は、前款「風水害に強い県土の形成」によるほか、本款によるものとする。

第２項　対策

１　河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

【九州地方整備局、県】

国土交通大臣又は知事が水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位。以下同じ。）を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等に浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

【市町村】

(1) 市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、下記の事項について定めるものとする。

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内に、地下街等、要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設及び大規模な工場がある場合、その施設の名称・所在地

オ　その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場等の施設の名称・所在地を定めた場合、その施設の所有者又は管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 市町村は、市町村地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な計画（以下「避難確保計画」という。）の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。

(5) 浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、上記(2)のア～オに関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(6) 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

【地下街等の所有者・管理者】

浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又

は管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

【要配慮者利用施設の所有者・管理者】

浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

【大規模工場等の所有者・管理者】

浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者・管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

2　土砂災害警戒区域等の指定等

【県・市町村】

県は、的確な土砂災害防止対策を講じるために必要な基礎調査として土砂災害の原因地に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等を調査し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

【市町村】

(1)　土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに下記の事項について定めるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　避難訓練の実施に関する事項
エ　警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地
オ　救助に関する事項
カ　その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地について定めた場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達について定めるものとする。

(3)　警戒区域を区域に含む市町村長は、下記の事項に関する事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ア　土砂災害に関する情報の伝達方法
イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
ウ　その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4)　市町村は、市町村地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。

(5) 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

【県】

知事は関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。

ア　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
イ　建築基準法に基づく建築物の構造規制
ウ　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ　勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

【要配慮者利用施設の所有者・管理者】

土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

3　災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

(1) 危険箇所の調査

県及び市町村は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため洪水、高潮、津波、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

(2) 危険箇所

ア　山地災害危険箇所等

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与える恐れのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の住民への周知を図る。

なお、山地災害危険箇所は、5,453 箇所である。

イ　土砂災害警戒区域（土石流）等

土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

ウ　土砂災害警戒区域（地すべり）等

地すべりの発生が予想される土砂災害警戒区域（地すべり）等を調査・把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こす恐れの極めて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発する恐れの極めて大きい地域を、主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

エ　土砂災害警戒区域（急傾斜地）等

がけ崩れの発生が予想される土砂災害警戒区域（急傾斜地）等を調査・把握し、そのうち崩壊の恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生ずる恐れがあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域について、県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

オ　建築基準法に基づく災害危険区域

県及び市町村は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を推進する。（「2　建築物の安全性確保」に詳述）

カ　水防計画の重要水防箇所

水防管理者(市町村長)は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「宮崎県水防計画書」に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための消防団を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

キ　主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、アンダーパス部等の道路の冠水、落石、崩土、土石流、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の土木事務所において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期しないよう、洗掘防止や橋梁の掛け替え等の対策を推進するものとする。

ク　その他の災害危険箇所

市町村は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア　災害危険箇所の点検体制の確立

市町村は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

イ　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ｱ) 市町村は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市町村は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(ｲ) 各市町村独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

ウ　災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市町村は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

(ｱ) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を市町村地域防災計画に明示・位置付ける。

(ｲ) 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図(防災マップ)の作成・掲示・配付

(ｳ) 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

(4) 危険箇所への対策

【県・市町村】

県及び市町村は、土砂災害警戒区域等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

また、県及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

加えて、県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。

なお、県（中核市を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ把握した盛土等について、安全性把握のための調査や経過観察等を行う。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間

に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

4　建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。

(1) 防災建築の促進

ア　木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進するものとする。

イ　県、市町村公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア　建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

イ　なだれ、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険をおよぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住しているものが、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第 10 条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築または改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ　がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県でが必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併わせ、これを促進し住民の生命の安全を図るものとする。

エ　災害の拡大及び二次災害の防止

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

5　重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第３款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

第４款 ライフライン施設の機能確保

共通対策編第２章第１節第２款によるほか、以下のとおりとする。

1　電力施設及び通信施設の整備

【県、電気事業者、電気通信事業者】

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 災害発生直前における体制の整備

第１項　基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備するものとする。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

第２項　対策

１　減災協議会等の設置

【県、市町村、河川国道事務所】

水災については、気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

県、市町村及び河川国道事務所は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスク評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市町村は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

なお、河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

２　警報等の伝達体制の整備

【県、市町村、関係機関】

県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

市町村は、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておくものとする。

３　避難誘導体制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備しておくものとする。

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言を行うものとする。

また、県は、市町村が避難指示等を解除する際は、必要に応じて技術的助言を行うものとする。

【市町村】

市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘

導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

避難誘導体制の整備については、共通対策編２章２節６款避難収容体制の整備によるほか、本款の定めによるものとする。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

市町村は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

(2) 避難計画の作成

市町村は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成しておくものとする。

ア　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況

イ　住民への情報伝達方法

市町村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ　避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ　避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の災害時要援護者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難行動要支援者に関する情報の共有により避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

(4) 避難指示等の発令基準の明確化

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、市町村は、避難指示等について、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、基本としては危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に対し避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(5) 避難所・避難路の安全確保

市町村は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくもの

とする。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

市町村は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、主に以下のような伝達手段によりにあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておくものとする。

ア　テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
イ　ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
ウ　同報系防災行政無線（戸別受信機を含む））
エ　緊急速報メール
オ　ツイッター等のＳＮＳ（ソーシャルネットワークシステム）
カ　広報車、消防団による広報
キ　電話、ＦＡＸ、登録制メール
ク　消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

(7) 自主避難体制の整備

市町村は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

4　災害未然防止活動体制の整備

(1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平時から水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を行っておくものとする。

(2) 河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設管理者等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

(3) 水防施設等の整備

ア　水防倉庫

(ｱ) 水防管理団体(市町村)は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

(ｲ) 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

イ　資材並びに器材

(ｱ) 水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県においても水防資材並びに器材を備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。県水防緊急整備備蓄資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

(ｲ) 水防資材器具の備蓄基準

以下に示すとおりとする。

水防管理団体の水防備蓄資器材の基準

品　　名	単位	数量	品　　名	単位	数量
杉丸太　長　６メートル 径　０．０６メートル	本	５０	鍬	丁	4
杉丸太　長　３メートル 径　０．０６メートル	本	８０	掛　　矢	丁	4
杉丸太　長　２メートル 径　０．０６メートル	本	７０	の　　こ	丁	4

竹　長　６メートル 径　０．０３メートル	本	７０	ペンチ （６インチ）	丁	６
空俵	俵	２００	担棒	個	２０
かます	枚	２００	てみ	個	２０
むしろ	枚	１００	もっこ	個	２０
縄（１巻３貫物）	玉	２０	懐中電灯	個	１０
鉄線	キログラム	６０	照明灯	個	２
スコップ	丁	２０	おの	丁	３
片ハンマー	丁	３	工業車	台	１
鎚	個	２	かすがい	本	３０

〔備考〕1 洪水防御のため必要な土砂、竹木、そだ等の採取箇所をあらかじめ選定しておくこと。
2 むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予定してあらかじめ調達の方法を講じておくこと。
3 標準備蓄材のほか、水防作業員が各自携帯することができる資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充当するものとする。
4 標準備蓄員数は現地水防に適切な員数として適宜変更しるものとする。
5 資材中腐敗損傷のおそれあるものは水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備えること。

5　水防計画等の整備

(1) 県が実施する計画

【県】

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。

また、水防組織、予警報の伝達、活動の基準、重要水防箇所、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

ア　水防計画の策定
イ　水防協議会の設立
ウ　水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
エ　大雨、洪水、高潮及び津波に関する注意報、警報の伝達体制の整備
オ　水防信号の決定
カ　水防警報の発令及び伝達体制の整備
キ　水防管理団体への立退の指示及び助言体制の整備
ク　水防上緊急を要する事項の指示体制の整備
ケ　水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体(指定水防管理団体)の指定
コ　水防管理団体の定員の基準の設定
サ　水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
シ　水防活動に要する資器材等の費用への補助
ス　水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
セ　指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。

(2) 市町村が実施する計画

【市町村】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア　水防組織、水防団、消防団の確立・整備
イ　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄他、次に掲げる事項
(ｱ) 重要水防箇所周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
(ｲ) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
ウ　通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
エ　平常時における河川、海岸、遊水池等の水防対象箇所の巡視

オ　河川ごとの水防工法の検討
カ　居住者への立退の指示体制の整備
キ　洪水時等における水防活動体制の整備
ク　他の水防管理団体との相互応援協定の締結
　また、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。
ケ　水防機関の整備
コ　水防計画の策定
サ　水防協議会の設立
シ　水防訓練の実施（年１回以上）
　・水防技能の習熟
　・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発。

(3) 関係機関が実施する計画

【九州地方整備局】

ア　防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

イ　指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

第２款 情報の収集・連絡体制の整備

共通対策編第 2 章第 2 節第 1 款によるほか、以下のとおりとする。

1　気象観測施設等の整備

【宮崎地方気象台、県、関係機関】

(1)　気象観測施設等を有する機関は、当該施設を十分活用するとともに、設備の適切な配置や老朽設備の更新等観測施設の整備に努めるものとする。

(2)　気象観測施設を有する各機関は、観測資料の提供等に積極的に協力し、総合的連絡体制の整備をはかるものとする。

2　気象観測施設の現況

【宮崎地方気象台、県、関係機関】

(1) 気象観測施設

県内における主要な雨量観測所は、55 箇所あり、配置は、表 1－9 のとおりである。

(2) 水位観測施設

県内における水位観測施設は、水防計画に示すとおりである。

(3) 波浪観測施設及び検潮施設

県内における主要な波浪観測所及び検潮所は、７箇所あり、配置図は、表 1－10 のとおりである。

3　道路防災情報ネットワークの整備

【県】

県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を整備する。

4　広域気象情報等収集システム

【県】

県北の河川では、隣接する県（大分県）の雨量による増水等が特に多く、大分県雨量情報等を収集し配信するシステムを構築する。

5　データの共有

【県、関係機関】

県及び関係機関は、気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータを相互に送受信し、共有する体制の整備を図るものとする。

6　情報伝達体制の整備

国（宮崎地方気象台、九州地方整備局）、県及び市町村は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

また、県及び市町村は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図るものとする。

表１－９　主要雨量観測所配置図

シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
●	地域気象観測所（アメダス）	降水量
●	地域気象観測所（アメダス）	降水量・積雪深
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・積雪深
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・湿度
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・積雪深
●	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・積雪深・湿度

表１－10　主要波浪観測所及び検潮所配置図

第３款 活動体制の整備（共通対策編）

第４款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第５款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第６款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第７款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第８款 備蓄に対する基本的考え方（共通対策編）

第９款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第 10 款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第 11 款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第 12 款 防災関係機関の防災訓練の実施

共通対策編第２章第２節第 13 款によるほか、以下のとおりとする。

【県、市町村】

県及び市町村は、水害・土砂災害に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害・土砂災害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ等を活用しつつ行うものとする。

また、県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第 13 款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第３節 県民の防災活動の促進

【県・市町村】

被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害時の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

【市町村】

県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやす

く作成し、住民等に配布するものとする。
・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。
その他県民の防災活動の促進については、共通対策編２章節３節「県民の防災活動の促進」による。
・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第４節 風水害に関する調査・研究の推進

第１款 調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進するものとする。

第２款 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図るものとする。
また、防災関係機関は、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備するものとする。

第３款 調査・研究項目

以下の項目について調査・研究を実施するものとする。
①本県災害の特性と傾向
②危険地区の実態把握
③被害の想定
④災害情報システム（観測システムも含む）
⑤救助活動支援システム

第３章 風水害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第１節 災害発生直前の対応

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期すものとする。

第１款 警報等の伝達

第１項　基本方針

県及び市町村は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行うものとする。

第２項　対策

１　特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準等

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供することとなる。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」、「雷ナウキャスト」及び「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれのあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。
地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

（福岡管区気象台管内）　　令和7年5月29日現在

発表官署		宮崎地方気象台							
府県予報区		宮崎県							
一次細分区域		南部平野部		北部平野部		南部山沿い		北部山沿い	
市町村等をまとめた地域		宮崎地区	日南・串間地区	延岡・日向地区	西都・高鍋地区	小林・えびの地区	都城地区	高千穂地区	椎葉・美郷地区
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合							
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s，海上 25m/s				20m/s			
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s，海上 25m/s 雪を伴う				20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm						12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ20cm
	波浪（有義波高）	6.0m							
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合							
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合							
	強風（平均風速）	陸上 12m/s，海上 15m/s				10m/s			
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s，海上 15m/s 雪を伴う				10m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm 山地 12時間降雪の深さ5cm						12時間降雪の深さ5cm	平地 12時間降雪の深さ3cm 山地 12時間降雪の深さ5cm
	波浪（有義波高）	2.5m							
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合							
	雷	落雷等により被害が予想される場合							
	融雪								
	濃霧（視程）	陸上 100m，海上 500m				100m			
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%							
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上							
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下　山沿いで最低気温-8℃以下							
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜　最低気温4℃以下							
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上							
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		120mm							

※融雪注意報は、現象による災害がきわめて希であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を設けず、該当欄を空白で示している。

（別表2）洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
宮崎地区	宮崎市	八重川流域=17.6，浦之名川流域=22.4，一ツ瀬川流域=62.6，石崎川流域=21.5，瓜田川流域=8.7，大谷川流域=12.3，新別府川流域=12.8，加江田川流域=22.5，天神川(富吉)流域=6.0，小松川流域=6.3	本庄川流域=(10，32.9)，大淀川流域=(12，67.9)，瓜田川流域=(12，7.8)	大淀川下流部[高岡・柏田]，本庄川[嵐田]，清武川水系清武川[清滝橋]
	国富町	深年川流域=18.8，三名川流域=16.7，木脇川流域=3.5	三名川流域=(9，11.4)，本庄川流域=(11，28.9)，木脇川流域=(9，2.9)	大淀川下流部[高岡・柏田]，本庄川[嵐田]
	綾町	綾北川流域=42.7	－	本庄川[嵐田]
日南・串間地区	日南市	伊比井川流域=13.3，細田川流域=26.7，潟上川流域=16.1，南郷川流域=20.6	潟上川流域=(11，13.3)，南郷川流域=(11，19.4)，広渡川流域=(15，25.2)，酒谷川流域=(13，26.6)	広渡川水系広渡川[東郷橋・谷之城橋]，広渡川水系酒谷川[東光寺橋・本町橋]
	串間市	市木川流域=12.7，本城川流域=17.0，福島川流域=37.1，大平川流域=23.0	福島川流域=(10，31.7)	－
延岡・日向地区	延岡市	北川流域=60.1，祝子川流域=27.7，曽木川流域=14.9，小川流域=39.2，沖田川流域=13.0，家田川流域=9.8，多良田川流域=15.7，井楚川流域=11.1	北川流域=(14，53.1)，祝子川流域=(22，25.5)，曽木川流域=(12，13.5)，小川流域=(22，35.2)，沖田川流域=(22，10.1)，五ヶ瀬川流域=(12，59.7)，大瀬川流域=(12，7)	五ヶ瀬川・大瀬川[三ツ瀬・松山]
	日向市	小丸川流域=32.8，耳川流域=66.0，坪谷川流域=27.0，塩見川流域=17.6，石並川流域=18.4，富高川流域=11.1，亀崎川流域=5.9，庄手川流域=7.1，赤岩川流域=10.4	小丸川流域=(10，29.5)，耳川流域=(10，61.1)，坪谷川流域=(10，24.3)，塩見川流域=(10，17.1)，石並川流域=(10，16.5)，富高川流域=(10，9.9)，亀崎川流域=(10，5.3)，庄手川流域=(10，6.3)	－
	門川町	五十鈴川流域=32.4，鳴子川流域=12.6	五十鈴川流域=(12，29.1)	－
西都・高鍋地区	西都市	一ツ瀬川流域=49.5，三財川流域=22.2，三納川流域=22.9，南川流域=15.2	一ツ瀬川流域=(9，49.4)，三財川流域=(13，20.3)，三納川流域=(9，20.6)，南川流域=(21，12.8)	－
	高鍋町	鴨野川流域=8.2，宮田川流域=12.7，切原川流域=12.9	小丸川流域=(12，35.4)	小丸川[小丸大橋]
	新富町	一ツ瀬川流域=57.3，鬼付女川流域=14.0	一ツ瀬川流域=(11，44.2)	－
	木城町		小丸川流域=(20，34.7)	小丸川[小丸大橋]
	川南町	名貫川流域=19.7，平田川流域=15.5	－	－
	都農町	都農川流域=10.2，名貫川流域=21.3	都農川流域=(12，9.7)	－
小林・えびの地区	小林市	本庄川流域=25.6，岩瀬川(岩瀬橋)流域=46.5，辻之堂川流域=22.2，石氷川流域=24.1，岩瀬川(三之宮大橋)流域=27.8	－	－
	えびの市	長江川流域=20.0，池島川流域=20.8	長江川流域=(12，19.8)	川内川上流部[真幸]
	高原町	辻之堂川流域=23.4，高崎川流域=16.0	辻之堂川流域=(9，23.3)	－
都城地区	都城市	沖水川流域=26.1，有水川流域=15.8，高崎川流域=19.7，庄内川流域=28.8，丸谷川流域=21.7，萩原川流域=21.8，東岳川流域=20.2	高崎川流域=(14，17.7)，庄内川流域=(14，25.9)，丸谷川流域=(14，19.5)，大淀川流域=(18，23.7)	大淀川上流部[岳下・樋渡]
	三股町	沖水川流域=25.9	－	－
高千穂地区	高千穂町	五ヶ瀬川流域=52.4，岩戸川流域=24.8	－	－
	日之影町	五ヶ瀬川流域=62.7，綱ノ瀬川流域=28.0，日之影川流域=28.9	五ヶ瀬川流域=(12，56.4)，日之影川流域=(12，26.0)	－
	五ヶ瀬町	五ヶ瀬川流域=22.3，三ヶ所川流域=24.1	－	－
椎葉・美郷地区	西米良村	一ツ瀬川流域=35.4，板谷川流域=22.3	一ツ瀬川流域=(11，35.1)	－
	諸塚村	耳川流域=62.5，柳原川流域=17.6	耳川流域=(17，60.2)	－
	椎葉村	耳川流域=46.7，十根川流域=23.5，一ツ瀬川流域=28.3	耳川流域=(10，42.0)，十根川流域=(10，21.1)	－
	美郷町	小丸川流域=25.8，五十鈴川流域=21.0，耳川流域=64.8	小丸川流域=(15，23.2)，五十鈴川流域=(15，18.9)，耳川流域=(15，58.3)	－

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（別表3）大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
宮崎地区	宮崎市	15	105
	国富町	12	105
	綾町	14	105
日南・串間地区	日南市	14	113
	串間市	13	126
延岡・日向地区	延岡市	16	96
	日向市	13	135
	門川町	16	111
西都・高鍋地区	西都市	12	134
	高鍋町	16	108
	新富町	15	108
	木城町	16	134
	川南町	12	128
	都農町	10	131
小林・えびの地区	小林市	14	123
	えびの市	15	149
	高原町	12	145
都城地区	都城市	18	145
	三股町	15	152
高千穂地区	高千穂町	11	109
	日之影町	15	123
	五ヶ瀬町	15	109
椎葉・美郷地区	西米良村	14	162
	諸塚村	16	160
	椎葉村	13	144
	美郷町	19	154

（別表4）洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
宮崎地区	宮崎市	八重川流域=14.0，浦之名川流域=13.8，一ツ瀬川流域=50.0，石崎川流域=17.2，瓜田川流域=6.9，大谷川流域=9.8，新別府川流域=10.2，加江田川流域=18.0，天神川(富吉)流域=4.8，小松川流域=4.9	八重川流域=(7，14.0)，浦之名川流域=(7，13.8)，一ツ瀬川流域=(9，43.5)，石崎川流域=(7，15.8)，本庄川流域=(6，29.6)，大淀川流域=(11，61.1)，清武川流域=(12，18.1)，瓜田川流域=(7，6.9)，加江田川流域=(13，16.4)，小松川流域=(7，4.9)	大淀川下流部[高岡・柏田]，本庄川[嵐田]，清武川水系清武川[清滝橋]
	国富町	深年川流域=15.0，三名川流域=13.3，木脇川流域=2.7	深年川流域=(6，11.0)，三名川流域=(9，10.3)，本庄川流域=(6，26.0)，木脇川流域=(9，2.1)	大淀川下流部[高岡・柏田]，本庄川[嵐田]
	綾町	綾北川流域=32.7	綾北川流域=(7，32.7)	本庄川[嵐田]
日南・串間地区	日南市	伊比井川流域=10.6，細田川流域=21.3，潟上川流域=12.8，南郷川流域=16.4	伊比井川流域=(7，10.6)，細田川流域=(11，19.3)，潟上川流域=(7，10.0)，南郷川流域=(7，14.8)，広渡川流域=(7，20.0)，酒谷川流域=(11，22.0)	広渡川水系広渡川[東郷橋・谷之城橋]，広渡川水系酒谷川[東光寺橋・本町橋]
	串間市	市木川流域=10.1，本城川流域=13.6，福島川流域=27.6，大平川流域=18.4	市木川流域=(10，8.1)，本城川流域=(6，13.6)，福島川流域=(6，27.6)	－
延岡・日向地区	延岡市	北川流域=48.0，祝子川流域=22.1，曽木川流域=11.9，小川流域=31.3，沖田川流域=10.4，家田川流域=7.0，多良田川流域=12.5，井替川流域=8.8	北川流域=(10，45.5)，祝子川流域=(8，14.3)，曽木川流域=(10，11.9)，小川流域=(13，25.0)，沖田川流域=(8，5.6)，五ヶ瀬川流域=(8，43.6)，大瀬川流域=(12，4.7)，家田川流域=(8，5.2)，多良田川流域=(8，12.5)，井替川流域=(8，8.8)	五ヶ瀬川・大瀬川[三ツ瀬・松山]
	日向市	小丸川流域=26.2，耳川流域=52.8，坪谷川流域=18.8，塩見川流域=14.0，石並川流域=14.7，富高川流域=8.8，亀崎川流域=4.7，庄手川流域=5.6，赤岩川流域=8.3	小丸川流域=(10，21.0)，耳川流域=(10，50.3)，坪谷川流域=(6，18.8)，塩見川流域=(6，14.0)，石並川流域=(10，11.8)，富高川流域=(6，8.8)，亀崎川流域=(6，4.7)，庄手川流域=(6，5.6)，赤岩川流域=(6，8.3)	－
	門川町	五十鈴川流域=25.9，鳴子川流域=10.0	五十鈴川流域=(8，18.9)，鳴子川流域=(8，10.0)	－
西都・高鍋地区	西都市	一ツ瀬川流域=39.6，三財川流域=17.7，三納川流域=16.3，南川流域=12.1	一ツ瀬川流域=(9，39.6)，三財川流域=(10，14.2)，三納川流域=(9，15.7)，南川流域=(6，11.5)	－
	高鍋町	鴨野川流域=6.5，宮田川流域=10.1，切原川流域=10.3	鴨野川流域=(8，5.2)，宮田川流域=(12，8.1)，切原川流域=(10，9.6)，小丸川流域=(8，31.9)	小丸川[小丸大橋]
	新富町	一ツ瀬川流域=45.8，鬼付女川流域=8.6	一ツ瀬川流域=(7，39.8)，鬼付女川流域=(7，8.6)	－
	木城町		小丸川流域=(13，31.2)	小丸川[小丸大橋]
	川南町	名貫川流域=15.7，平田川流域=12.4	－	－
	都農町	都農川流域=8.1，名貫川流域=17	都農川流域=(8，6.5)	－
小林・えびの地区	小林市	本庄川流域=20.4，岩瀬川(岩瀬橋)流域=37.2，辻之堂川流域=17.7，石氷川流域=19.2，岩瀬川(三之宮大橋)流域=22.2	本庄川流域=(7，19.8)，石氷川流域=(11，15.4)	－
	えびの市	長江川流域=16.0，池島川流域=16.6	長江川流域=(7，16.0)，川内川流域=(12，22.7)	川内川上流部[真幸]
	高原町	辻之堂川流域=18.7，高崎川流域=12.8	辻之堂川流域=(6，18.7)	－
都城地区	都城市	沖水川流域=20.8，有水川流域=9.8，高崎川流域=15.7，庄内川流域=23.0，丸谷川流域=16.7，萩原川流域=17.4，東岳川流域=16.1	沖水川流域=(14，16.6)，有水川流域=(9，9.8)，高崎川流域=(9，15.7)，庄内川流域=(11，20.6)，丸谷川流域=(9，15.1)，大淀川流域=(14，16.9)，萩原川流域=(9，17.4)，東岳川流域=(9，15.1)	大淀川上流部[岳下・樋渡]
	三股町	沖水川流域=20.7	－	－
高千穂地区	高千穂町	五ヶ瀬川流域=41.9，岩戸川流域=19.8	五ヶ瀬川流域=(9，33.5)	－
	日之影町	五ヶ瀬川流域=50.1，綱ノ瀬川流域=22.4，日之影川流域=23.1	五ヶ瀬川流域=(11，50.1)，日之影川流域=(12，18.5)	－
	五ヶ瀬町	五ヶ瀬川流域=17.8，三ヶ所川流域=19.2	五ヶ瀬川流域=(12，14.2)	－
椎葉・美郷地区	西米良村	一ツ瀬川流域=28.3，板谷川流域=16.1	一ツ瀬川流域=(11，28.3)，板谷川流域=(7，16.1)	－
	諸塚村	耳川流域=50.0，柳原川流域=14.0	耳川流域=(16，48.1)，柳原川流域=(10，10.2)	－
	椎葉村	耳川流域=37.3，十根川流域=18.8，一ツ瀬川流域=22.6	耳川流域=(10，29.8)，十根川流域=(10，15.0)	－
	美郷町	小丸川流域=20.6，五十鈴川流域=16.8，耳川流域=51.8	小丸川流域=(15，16.5)，五十鈴川流域=(15，16.8)，耳川流域=(15，51.8)	－

*1 （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（別表5）高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
宮崎地区	宮崎市	2.0m	1.6m
	国富町	—	—
	綾町	—	—
日南・串間地区	日南市	1.8m	1.4m
	串間市	1.8m	1.4m
延岡・日向地区	延岡市	1.9m	1.5m
	日向市	2.0m	1.6m
	門川町	2.0m	1.6m
西都・高鍋地区	西都市	—	—
	高鍋町	2.0m	1.6m
	新富町	2.0m	1.6m
	木城町	—	—
	川南町	2.2m	1.7m
	都農町	2.2m	1.7m
小林・えびの地区	小林市	—	—
	えびの市	—	—
	高原町	—	—
都城地区	都城市	—	—
	三股町	—	—
高千穂地区	高千穂町	—	—
	日之影町	—	—
	五ヶ瀬町	—	—
椎葉・美郷地区	西米良村	—	—
	諸塚村	—	—
	椎葉村	—	—
	美郷町	—	—

警報・注意報基準一覧表の解説

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
(3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
(4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
(5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
(6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】

(1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
(3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
(4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
(5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
(6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
(7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
(8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
(9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
(10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

宮崎県の細分区域図

一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
北部平野部	延岡・日向地区 西都・高鍋地区	延岡市、日向市、門川町 西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区 椎葉・美郷地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町
南部平野部	宮崎地区 日南・串間地区	宮崎市、国富町、綾町 日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区 都城地区	小林市、えびの市、高原町 都城市、三股町

平成 22 年 5 月 27 日現在

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

＜キキクル等の種類と概要＞

種　類	概　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(5) 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(6) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報を、警戒レベル４相当以上の状況で発表する。

＜顕著な大雨に関する情報の発表例＞

顕著な大雨に関する○○県気象情報　第○号
令和２年７月○ 日○○ 時○○ 分　○○気象台発表

○○地方、○○地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

＜顕著な大雨に関する情報を補足する「線状降水帯」の表示＞

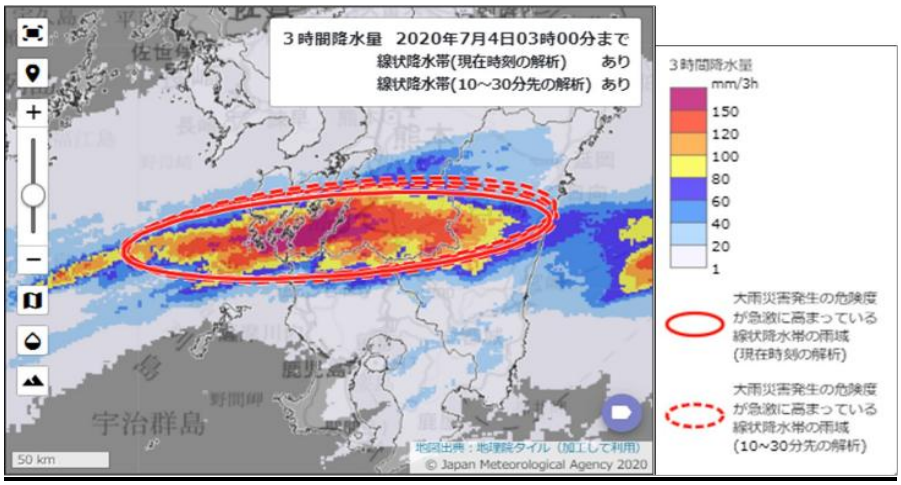

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

宮崎県の雨量による発表基準は、１時間 120 ミリ以上の降水を観測又は解析したときである。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位（南部平野部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(10) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通大臣または知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

(11) 土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

ア　河道閉塞による湛水又は噴火に伴う降灰等を発生原因とする土石流

イ　河道閉塞による湛水

【県】

ア　地すべり

(12) その他

気象台及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

2　警報時の伝達組織及び伝達方法

気象警報等

(1) 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

（伝達系統）

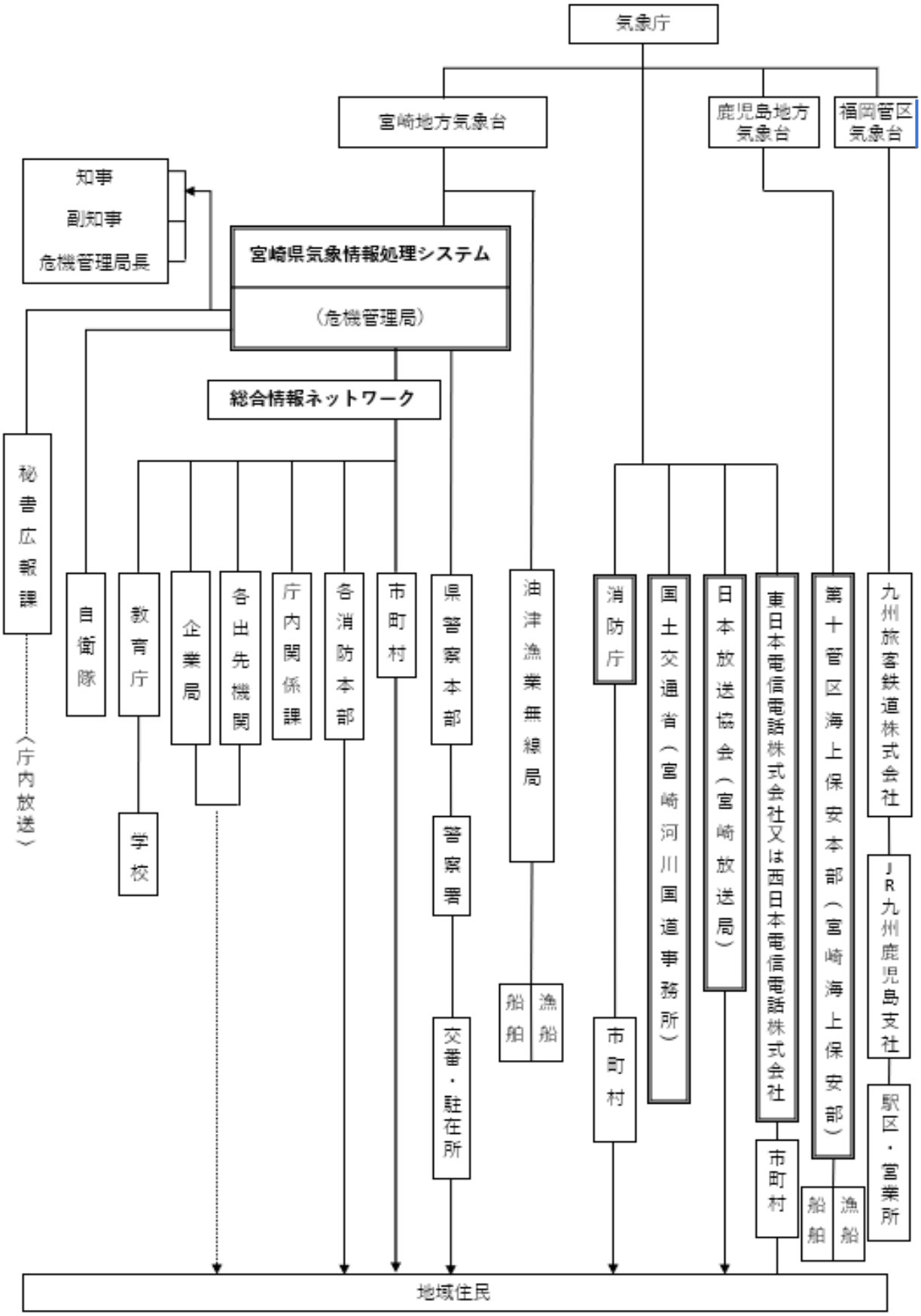

注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号の規定に基づく法定伝達先

(2) 伝達方法

ア　伝達要領

(ｱ) 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。

(ｲ) 宮崎地方気象台から、(ｱ)の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。

(ｳ) 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。

(ｴ) 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

イ　伝達の方法

(ｱ) 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象情報伝送処理システム又は防災情報提供システムによるものとする。

(ｲ) 県はウに定める要領による。

(ｳ) 警察本部、JR 九州、九州地方整備局各事務所、宮崎海上保安部は、それぞれ所管の通信網による。

(ｴ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。

(ｵ) 日本放送協会宮崎放送局は放送による。

ウ　県における伝達要領

(ｱ) 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。

(ｲ) 当直員等は、次に掲げる場合には、ただちに本庁にあっては、危機管理局長に、危機管理局長は知事、副知事、部長に、出先機関にあっては、関係出先機関の長にそれぞれ連絡しなければならない。

ａ　宮崎地方気象台から災害発生のおそれのある気象情報等の通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ｂ　災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ｃ　災害発生のおそれのある異常現象の通報が市町村長等からあったとき。

(ｳ) 秘書広報課は、必要のある場合は県庁各課、教育庁に庁内放送その他の方法によって伝達する。

(ｴ) 営農支援課は、地域農業改良普及センターに伝達するとともに、災害対策に必要な措置をとるものとする。

(ｵ) 河川課は、西臼杵支庁、各土木事務所に伝達し、西臼杵支庁、土木事務所は管内市町村に伝達するとともに、災害対策に必要な措置をとるものとする。

(ｶ) 西臼杵支庁、各農林振興局、日向土木事務所及び西都土木事務所は、ただちに関係出先機関及び市町村に電話その他の方法により伝達するものとする。

(ｷ) 市町村における伝達要領

市町村は、あらかじめ定めた方法手段により、速やかに住民に伝達するものとする。

(3) 注意報等

ア　気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

イ　気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

ウ　水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

エ　土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

オ　土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

（参考）台風情報

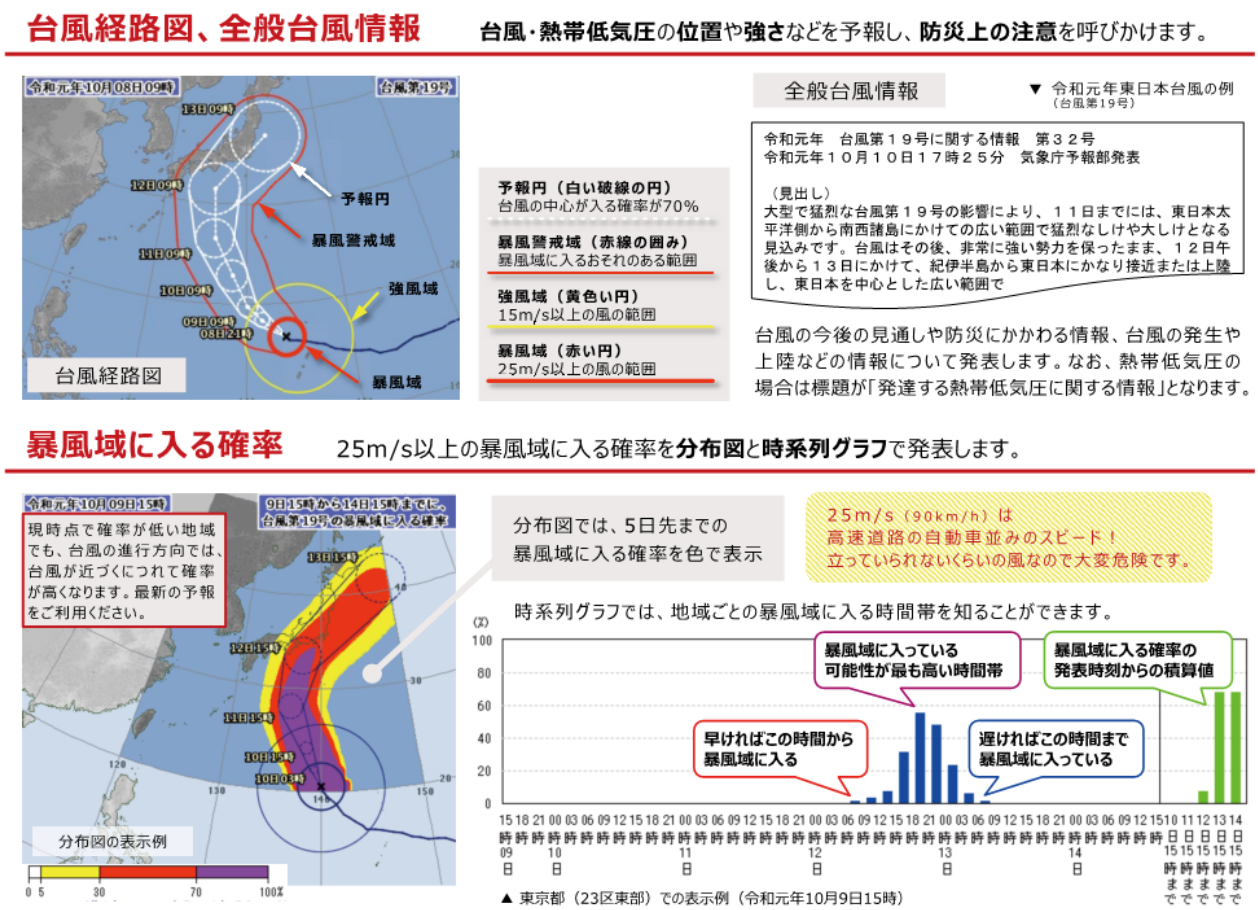

台風の定義	
台風	北西太平洋または南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のもの
熱帯低気圧	熱帯または亜熱帯地方に発生する低気圧。気象情報等では低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s未満のものを指す

台風情報の種類	発表内容
進路・強度予報 台風経路図 全般台風情報 （位置情報）	台風や発達する熱帯低気圧（24時間以内に台風になると予想した熱帯低気圧）が存在する期間中、台風の位置や強さの実況と予報を発表 ▪ 実況*2 ▪ 12時間先*1、24時間先の予報*2 ▪ 5日先までの1日刻みの予報*2 なお、台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合は、24時間先までの詳細な位置や強さの予報を発表 ▪ 1時間後の推定値*3 ▪ 24時間先までの3時間刻みの予報*2
全般台風情報 （総合情報）	台風や発達する熱帯低気圧の見通しや予想雨量など防災にかかわる情報や災害への留意点、台風の発生や上陸などの情報（随時発表）
暴風域に入る確率	市町村等をまとめた地域毎の確率と格子毎の確率の分布について、120時間先まで3時間刻みの各時間帯と24、48、72、96、120時間以内の確率*4

(*1) 台風の動きが遅い場合は、省略することがある
(*2) (0), 3, (6), 9, (12), 15, (18), 21時（正時）の観測時刻から約50分後に発表。ここで、カッコ内の時刻では実況と24時間先までの予報のみ発表（発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～90分後になることがある）
(*3) 毎正時の観測時刻から約50分後に発表
(*4) 3, 9, 15, 21時（正時）の観測時刻から約60～70分後に発表（発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約80～120分後になることがある）

台風情報で用いられる用語	
予報円	台風の中心が予報時刻に到達すると予想される範囲（確率はおよそ70%）
強風域	台風周辺で風速15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風域	台風周辺で風速25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風警戒域	台風の中心が予報円内に進んだときに暴風域に入るおそれがある範囲

台風の強さの表現	最大風速（台風域内の10分間平均風速の最大値）
（表現しない）	33m/s未満
強い台風	33m/s以上　44m/s未満
非常に強い台風	44m/s以上　54m/s未満
猛烈な台風	54m/s以上

台風の大きさの表現	強風域の半径
（表現しない）	500km未満
大型（大きい）	500km以上　800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

3　異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象(⑺に掲げる現象をいう。)を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

⑴　発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちにその旨を市町村長または警察官もしくは海上保安官に通報

するものとする。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をただちに市町村長に通報するものとする。

(3) 市町村長の通報

(1)及び(2)によって、異常現象を知った市町村長は、ただちに次の機関に通報または連絡するものとする。

ただし、(7)の表中、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行うものとする。

ア　気象官署
イ　異常現象によって災害の予想される隣接市町村
ウ　異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
エ　その他の関係機関

(4) 県出先機関の通報

市町村長からの通報によって、異常現象を知った県出先機関は、ただちに本庁所管部課及び危機管理局に通報するものとする。

(5) 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図るものとする。

(6) 異常現象通報系統

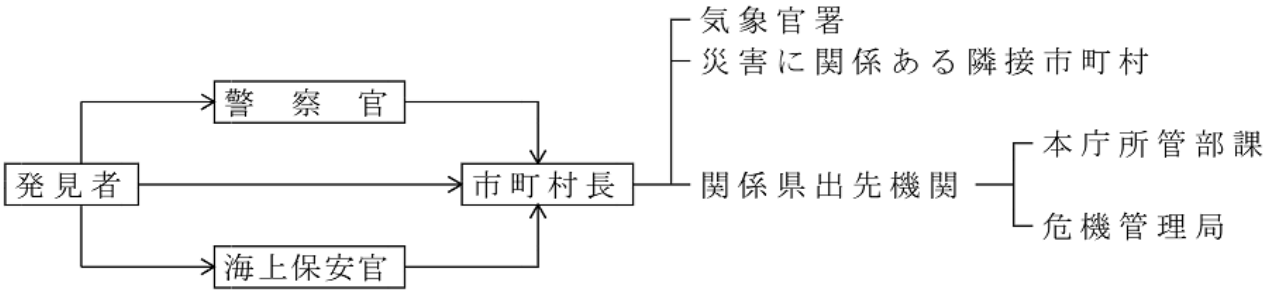

(7) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事　　項	現　　象	備　　考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

第２款 避難誘導の実施

第１項　基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難指示等の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備えるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

風水害時の避難誘導は、共通対策編第 3 章第 9 節避難収容活動によるほか、本款によるものとする。

第２項　対策

1　警戒活動等の実施

【市町村】

市町村長は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難指示等の発令を行うとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。

2　要避難状況の早期把握

【市町村】

市町村長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の発令をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるものとする。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

【県】

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報等を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

3　避難対策の必要性の早期判断

【市町村等】

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市町村・消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

市町村・消防本部その他は、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

4　避難指示等の伝達

【市町村】

住民への避難指示等の伝達に当たっては、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市町村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示及び緊急安全確保の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令

する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

市町村は災害の切迫度に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

【県】

県は、市町村長による洪水時等における避難指示等の発令に資するよう、市町村長等へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

5　早期自主避難の実施

【市町村】

市町村長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
イ　渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
ウ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
オ　がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
カ　その他

6　適切な避難行動の周知

市町村が避難指示等を発令した場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所への避難」又は自宅の上層階等、相対的に安全だと考えられる場所へ「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

7　高齢者等避難の発令時の対応

市町村は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

第３款 災害の未然防止対策

第１項　基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

第２項　対策

1　河川堤防等の巡視

【水防管理者(市町村長)】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

2　ダム、水門等の適切な操作

【河川管理者、ダム管理者等】

河川管理者、農業用用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

3　道路パトロール、事前規制等の措置

【道路管理者】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

4　異常現象の通報

【住民等】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。

第２節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部等の設置

県災害対策本部等の設置については、共通対策編第３章第１節第１款によるほか、以下のとおりとする。

1　情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

(1) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき
(2) その他危機管理局長が必要と認めたとき

※暴風警報（陸上）のみが発表されたときは、情報連絡本部の設置に準じる措置として、危機管理局のみ情報収集のための予備的な体制をとる。

2　災害警戒本部の設置

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

(1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
(2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、被害の発生が予想されるとき。
(3) その他危機管理統括監が必要と認めたとき。

※暴風警報は（陸上）で発表されたものに限る。

3　災害対策本部の設置

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

(1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で相当の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
(2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、相当の被害の発生が予想されるとき。
(3) その他知事が必要と認めたとき。

※暴風警報は（陸上）で発表されたものに限る。

第２款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第３章第１節第２款によるほか、次のとおりとする。

＜風水害時の職員参集・配備基準＞

大雨時の職員の配備については次表のとおりとする。

本部体制	危機管理局	本　課	地方支部事務局 及び構成出先機関
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び大雨・洪水対策関係課※1の緊急要員	警報発表管内の地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員
災害警戒本部	発災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小	総合対策部及び大雨・洪水対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	警報発表管内の地方支部事務局の緊急要員（その他の構成出先機関は、本課及及び所属長の判断による）
情報連絡本部	待機1個班登庁	大雨・洪水対策関係課の緊急要員	―
※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準により難い状況にある場合、配備する職員の増減は、所属長の判断による。			

※１　大雨・洪水対策関係課･･･道路保全課、河川課、砂防課、都市計画課（宮崎市又は西都市に発表されたときに限る。）、企業局工務管理課

第３節 県水防計画等

第１款 水防計画

水防計画については、水防法第７条の規定に基づき、別に定める宮崎県水防計画によるものとする。

第４節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）

第５節 広域応援活動（共通対策編）

第６節 救助・救急活動（共通対策編）

第７節 医療救護活動（共通対策編）

第８節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第２款 陸上輸送体制の確立（共通対策編）

第３款 海上輸送体制の確立

海上輸送体制の確立については、共通対策編第３章第６節第３款によるほか、以下のとおりとする。

国土交通省及び県は、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずると

ともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第４款 航空輸送体制の確立（共通対策編）

第５款 燃料の確保（共通対策編）

第９節 避難収容活動（共通対策編）

第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第 11 節 保健衛生、福祉、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第 14 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第 15 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第 17 節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第 18 節 災害救助法の適用（共通対策編）

第 19 節 在港船舶対策計画

風水害時における在港船舶対策は、次によるものとする。

１　在港船舶対策

海上保安部、運輸支局、県、警察、市町村及び漁業協同組合救難対策協議会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船舶の万全を期するため、相互に緊密な連係のもとに次の措置を講ずるものとする。

(1) 船舶の被害防止対策

船舶に被害を防止するため災害が発生するおそれのある場合は、関係機関は港内放送あるいは無線連絡又は巡視船の巡回伝達等の方法で在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずるものとする。

ア　港内停泊船舶は安全な泊地に移動させるほか、港内における停泊方法を指導する。

イ　岸壁係留船舶は離岸して錨泊させるか離岸できないときは、岸壁等に乗り上げないように係留方法について指導する。

ウ　荷役中の船舶は速やかに荷役を終了又は中止させる。

エ　航行中の船舶は早めに安全な海域に避難するよう勧告する。

オ　災害により港則法適用港内及びその境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物件を生じたときは、その物件の所有者等にその物件の除去を命ずるとともに、港内船舶又は入港船舶に対しその旨通報する。

第 20 節 農林水産物応急対策計画

災害時における農林水産物の事前及び事後対策、農産物、家畜及び水産物の応急対策は、次によるものとする。

1　農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

県は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2　農産物応急対策

(1) 種苗確保

ア　災害により、農産物の播きなおし及び植えかえを必要とする場合は、被害地市町村長は関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ　市町村長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。

ウ　県は連合会等から種苗の斡旋依頼があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病害虫防除対策

ア　緊急防除対策の樹立

県は、県病害虫防除協議会に諮り、災害による病害虫緊急防除対策を樹立し、市町村及び農業関係団体に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ　緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班(農業普及技術課、農産園芸課、綜合農業試験場、病害虫防除・肥料検査センターの担当職員で構成)を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

ウ　農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3　家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、市町村においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病の発生防止のため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、県(家畜保健衛生所)は、市町村及び農業共済組合、獣医師会の協力を得て、畜舎消毒班及び家畜衛生班を組織し必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡獣畜については、化製場で処理するものとするが、道路の寸断等により、処理ができない場合は、家畜の飼養者に対して、市町村長に届出を行わせるとともに知事の許可を受けて、死亡獣畜の埋却または焼却を行わせるものとする。

ア　被災家畜には伝染性疾病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班を被災地に派遣し緊急予防処置をとるものとする。

イ　災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市町村長の要請により診療班を被災地に派遣するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市町村長の要請に基づき、県は政府保有の備蓄穀類の放出を要請するほか、農業団体及びその他飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。

4　水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するための斡旋の措置を講ずるものとする。

(2) 病害虫等の防除指導

災害により水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合又はその発生まんえんのため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験機関に対し防除対策について指導を行わしめるものとする。

第 21 節 雪害対策計画

豪雪に際し、県民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、県内主要道路の交通の確保を図り、併せて、豪雪災害の拡大を防止するための対策は次によるものとする。

1　実施責任者

県及び市町村は指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連係を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずるものとする。

2　組織の確立

豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとるものとする。

なお、被害の発生が特定地域に限られ、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災対本部を設置し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るものとする。

3　道路交通の確保

(1) 除雪路線の決定

県内の主要道路を主体として、隣県との連絡、物資の輸送及び民生の安定を図る上に重要な路線について、交通量、道路現況及び気象条件等を勘案して決定する。

(2) 除雪計画路線

県における除雪計画路線は、次のとおりとする。

番号	関係土木事務所	路　線　名	区　　域	延長	巾員
1	西臼杵支庁土木課	２１８号	県界～高巣野	23.8km	5.5m
2	〃	３２５号	三田井～県界	16.8	3.5
3	〃	鞍岡赤谷	鞍岡～赤谷	10.5	3.5
4	〃	土生高千穂	土生～高千穂	13.4	4.0
5	〃	諸塚高千穂	秋元～御塩井	13.4	3.5
6	〃	緒方高千穂	岩井～中の内	10.0	3.5
7	〃	竹田五ヶ瀬	三ヶ所～波帰之瀬	17.9	3.5
8	〃	竹田五ヶ瀬	河内～県界	8.6	3.5
9	〃	岩戸延岡	岩戸～今藤	11.4	3.5
１０	〃	日之影宇目	見立～下組	13.0	3.5
１１	日向土木事務所	３２７号	下椎葉～岩屋戸	7.0	3.5
１２	〃	上椎葉湯前	上椎葉～不土野	25.8	3.5
１３	〃	諸塚高千穂	吉原～立岩	7.0	3.5
１４	西都土木事務所	２１９号	県界～村所	15.0	4.0

１５	小林土木事務所	２２１号	えびの～加久藤トンネル	7.6	8.0
１６	〃	えびの高原小田	えびの高原～上門町	12.0	6.0
１７	〃	小林えびの高原牧園	生駒～えびの高原	18.0	5.5
１８	西臼杵支庁土木課 日向土木事務所	５０３号	諸塚村長谷～ 五ヶ瀬町赤谷	30.0	3.5
１９	西臼杵支庁土木課 日向土木事務所 西都土木事務所 小林土木事務所	２６５号	五ヶ瀬町県界～ 小林市須木	150.0	3.5
２０	小林土木事務所	中河間多良木	中河間～堂屋敷	15.0	5.0
２１	〃	４４７号	中内堅～県界	10.0	5.0

(3) 除雪体制の整備

除雪に当っては、早急に対応するものとし、直ちに出動できる体制を整備しておくものとする。

(4) 情報連絡

情報連絡については、共通対策編第3章第2節第1款災害情報の収集・連絡によるものとするが、特に市町村長は、その地域内の積雪、除雪路線の状況を地方支部を通じ県本部へ通報するものとする。

4　なだれ対策

(1) 危険個所の査察等

市町村及び各関係機関は、それぞれの管轄区域内でなだれの発生が予想される箇所の巡回査察を行い、早期発見に努めるとともにその対策をも検討しておくものとする。

(2) 標識の設置

なだれの発生が予想される危険箇所にはその旨を標示し、住民に周知徹底を図り、災害の防止に努めるものとする。

(3) 事故防止対策

気象予警報の周知徹底に努め、あらかじめ避難所を開設し、主要資器材の備蓄を図るものとする。

5　医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置するものとする。

6　主要食料等の確保

(1) 米穀

長期豪雪が心配される地域の冬期間の供給については、必要に応じ、卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前の調整指導を行うものとする。

(2) 生鮮食料品

貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体、隣接市場と事前に協議を行い、迅速なる補給体制を確立しておくものとする。

7　農林対策

(1) 農作物対策

ア　麦類

(ｱ) 積雪までに十分な生育量を確保するために、播種期が遅れないように適期播種に努めること。

(ｲ) 窒素過多になると被害が大きくなるので、適正施肥を行うこと。特に常襲積雪地では燐酸、加里を多めに施用すること。

(ｳ) 麦体を硬く作ることが必要であるので、中耕や麦ふみを十分実施すること。

(ｴ) 土壌水分が多いと雪ぐされ病が発生しやすいので、排水をよくしておくこと。
(ｵ) 融雪後、雪害がみられたときは、三要素の追肥を行って生育の回復を図ること。

イ　茶樹
(ｱ) 秋芽の充実を図るために、秋の管理(深耕、施肥)を適期にかつ十分に実施し秋の施肥は窒素の割合を減らすこと。
(ｲ) 秋の整枝を避けて春整枝を行うこと。
(ｳ) 被害が出た場合は、被害部を剪除すること。
(ｴ) 被害園は、春肥、芽出し肥の量を増して樹勢の回復を図ること。
(ｵ) 防風垣などによる強風防止
(ｶ) 敷草などによる土壌被覆で地温の低下防止、蒸散の抑制を行う。
(ｷ) 蒸散抑制剤の散布により被害防止に努める。

ウ　果樹
枝折、枝裂け等の被害を防止するための指導を事前に実施するものとする。

エ　園芸
施設ハウスやビニールトンネル施設は、積雪の被害を受けやすいので、積雪地帯においては積雪に耐える施設としての構造、資材や補強等事前対策について指導を行うものとする。

(2) 畜産対策

家畜ふん尿の処理等畜舎衛生の保全に努めるとともに、飼料などを事前に十分確保しておくよう、飼養者を指導するものとする。

(3) 林産対策

（造林地、苗畑）

ア　造林地、苗畑の被害復旧には、倒伏木の倒木起し等手入れに多くの縄、支柱等の資材が必要なので、市町村、森林組合、農業協同組合等と十分連絡をとり、これらの確保を図るものとする。

イ　雪害によって「キクイムシ類」の発生が予想されるところでは、損傷木を速やかに林外に撤出し、後日の病害虫発生に万全を期するものとする。

ウ　森林保険の対象雪害地については、被害の状況を適確に把握し、早急に必要な事務手続をとるよう指導するものとする。

（しいたけ栽培地）

ア　人工ほだ場が破損した場合、早急に復旧するよう指導する。

イ　伏込地の原木及びほだ場のほだ木が倒伏した場合は、長く放置せず組み直すよう指導するものとする。

8　通学児童生徒に対する措置

市町村教育委員会は、児童生徒に対し、なだれの発生が予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、なだれ発生が予想される時期の登下校には集団、あるいは保護者、教員の引率または危険箇所を迂回して登下校するよう指導するものとする。

第 22 節　文教対策計画（共通対策編）

第４章 風水害復旧・復興計画

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第３節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第６編

火山災害対策編

第１章 計画の概要等

第１節 基本的な考え方

1　計画の目的

本編は、霧島火山の噴火による災害を軽減するための災害予防対策を示すとともに、噴火が起こったりまたはその恐れがある場合において、防災関係機関が協力して住民、登山者その他の者（以下、「住民等」という。）の避難、救助等の災害応急対策を実施するための手順及び災害復旧・復興の進め方を示すことを目的とする。なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2　計画の理念

火山活動によって本県に被害をもたらす可能性のある火山は、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳・伽藍岳の五山であるが、このうち霧島山を除く他の火山の火山活動により受ける本県の被害は、降灰による農業関係の被害が主であると考えられるので、本編（火山災害対策編）では降灰対策に関する計画以外は、霧島山における火山災害を対象とする。

霧島火山が噴火した場合は様々な被害が発生することが予想されるが、最優先で対応すべきは、住民等の安全である。そのためには、下記の事項を重点的に推進していくものとする。

①霧島火山の危険性を防災機関だけでなく、住民等に正しく認識させること
②噴火等が発生した場合でも、被害を軽減できるような火山災害に強い地域づくりを進めること
③危険が迫った時にいち早く避難のできるように情報の収集、伝達のネットワークづくりを進めること
④被害を最小限に食い止めるための防災活動が円滑に行えるよう防災機関、公共機関、住民組織等のそれぞれの体制づくりと円滑な協力体制づくりを進めること

3　計画の目標

(1) 霧島火山の危険性の認識とその周知

火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部や研究機関等と協力して、霧島火山について研究するとともに、「火山防災の日」等の関連行事を通じ、住民等へ防災思想と防災知識の普及を図る。

また、県、関係市町、関係機関等が推進する防災事業の周知にも努める。

(2) 火山災害に強い地域づくり

治山、治水事業等の基盤の整備を進め、災害が発生しても被害を軽減できるような地域づくりを進める。

また、各種の施設、機器、資材等の整備を進め、火山災害に備える。

(3) 事態に迅速に対応できる情報ネットワークづくり

霧島火山における火山情報を的確に把握できる観測システムの充実を図るとともに、住民等や関係市町等からの火山情報、被害情報等を円滑、確実に伝達できる情報システムの確立を図る。

(4) 応急対策を円滑に行える組織づくり

火山災害が発生した場合に、避難活動、救助活動、医療活動等が円滑に行えるように各防災関係機関の防災力の向上を図るとともに、各防災関係機関相互の協力と連携体制の充実を図る。

第２節 霧島火山の特徴

1　霧島火山の概要

(1) 地形・地質の概要

霧島火山は 20 を超える火山体から構成されている。成層火山としては甑岳、新燃岳、中岳、大幡山、御鉢、高千穂峰などがあり、火砕丘としては韓国岳、大浪池などがある。御池はマールである。火山体は北西－南東方向の配列が顕著であるが、これと直交する北東－南西方向の配列傾向も認められる。霧島火山南東部の二子石や高千穂峰付近には東西性の断層が推定されるほか、霧島火山の中央部に位置するえびの岳、大浪池には火口のほぼ中央を通って山体を北東－南西方向に切る断層が推定される。このような火山体の配列や断層の分布は、霧島火山の地下の地質構造や付近の広域応力場を反映したものと考えられる。夷守岳（ひなもりだけ）の北麓および韓国岳北西の硫黄山付近には山体崩壊による流れ山地形が認められる。

霧島火山は、現在地表でみられる新しい火山体と、それらにほとんど覆われた古い火山岩類とで構成される。新しい火山体は約 30 万年前より若く、古い火山体は 120 万から数 10 万年前に形成されたと推測される。霧島火山の北側に位置する加久藤カルデラから約 30 万年前に噴出した加久藤火砕流は、およそ両者を分けるものである。

霧島火山の古い火山岩類は輝石安山岩が主体であるが、新しい火山体の岩石はかんらん石玄武岩から輝石安山岩や角閃石含有輝石デイサイトまで変化に富む。霧島火山の東側に位置する夷守岳、高千穂峰、御鉢などでは、玄武岩および玄武岩質安山岩が主体である。霧島火山の中央部や西部に位置するえびの岳、韓国岳、大浪池などでは、噴出時期を問わず輝石安山岩が主体である。

図 4-1-1 に霧島火山周辺の地形図、図 4-1-2 に霧島火山地質図を示す。

出典：国土地理院ウェブサイト（地理院地図）

図4-1-1　霧島火山周辺の地形

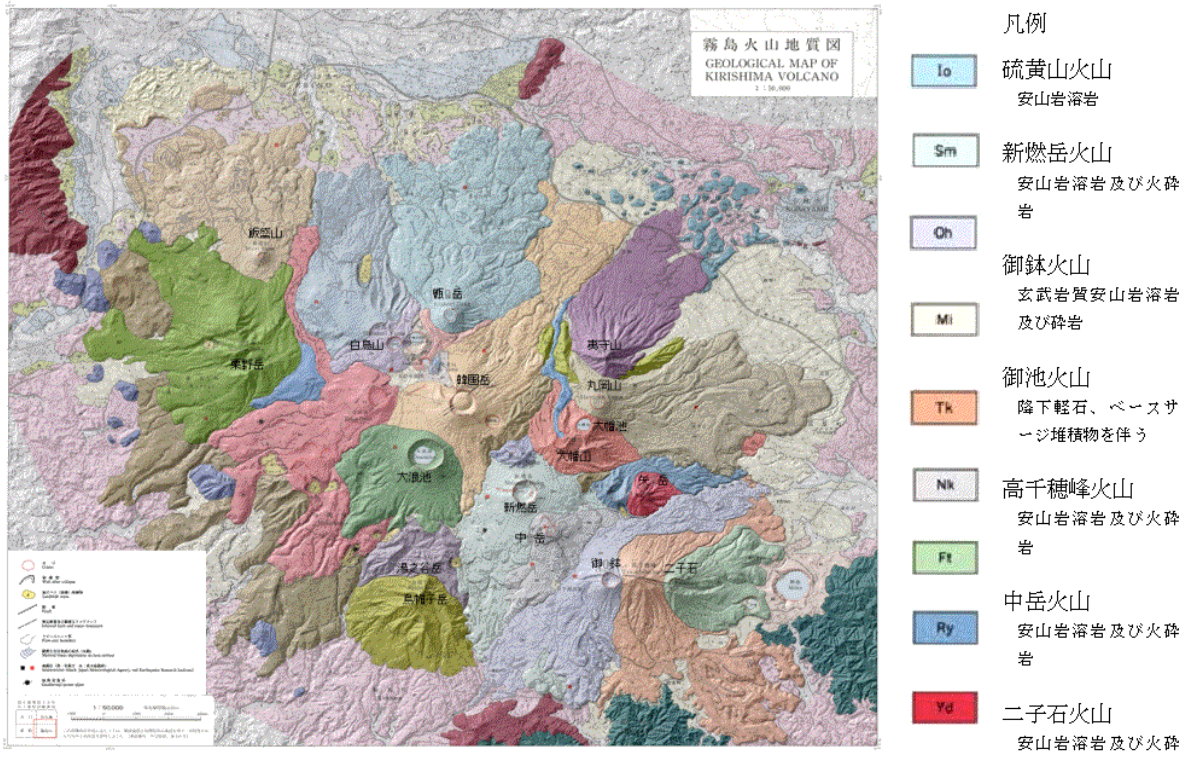

出典：火山地質図「霧島」、産業技術総合研究所　をもとに作成

図 4-1-2　霧島火山地質図

(2) 気象条件

ア　風速

1991 年から 2020 年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島市東郡元町）から、上空（1,500m、3,000m、5,500m）での風向・風速は以下のとおりとなる。

風向：春季、秋季・冬季の上層風は上空 3,000m～5,500m までほとんどが西風である。
　　上空 1,500m では、冬季および春季に北西の風の頻度が高い。
風速：冬季は偏西風の影響で上空 5,500m 付近では秒速 30m を超えることが多い。
　　夏季はどの高度でも秒速 20m を超えることはあまりない。

なお、上空 1,500m、3,000m、5,500m 付近の風向風速を表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1　上空（1,500m、3,000m、5,500m付近）の平均風速と平均風向の 09 時の平年値
（1991 年～2020 年）

	風速(m/s)	風向(°)
1月	9.0	294
2月	7.7	287
3月	5.9	282
4月	4.3	273
5月	2.6	257
6月	4.7	242
7月	5.4	237
8月	2.4	187
9月	1.7	183
10月	1.2	305
11月	4.6	285
12月	8.0	291
年	4.2	273

上空1,500m付近

	風速(m/s)	風向(°)
1月	17.1	277
2月	16.2	276
3月	14.3	273
4月	11.1	269
5月	8.0	265
6月	10.0	256
7月	6.8	245
8月	3.2	215
9月	4.5	237
10月	6.9	262
11月	11.3	269
12月	15.5	274
年	10.1	267

上空3,000m付近

	風速(m/s)	風向(°)
1月	32.7	271
2月	30.9	272
3月	27.6	270
4月	22.0	268
5月	16.6	264
6月	15.3	258
7月	6.7	251
8月	3.1	220
9月	8.4	248
10月	16.9	258
11月	24.2	262
12月	31.3	266
年	19.5	265

上空5,500m付近

イ　降水量

都城特別地域気象観測所で観測されている平年値を図 4-1-3 に示す。

霧島火山周辺では、梅雨及び台風の到来する 6 月から 9 月にかけて降水量が多く、300㎜ 以上の降水量が観測されている。一方、冬季の 11 月から 1 月までの間は、100㎜ 以下である。

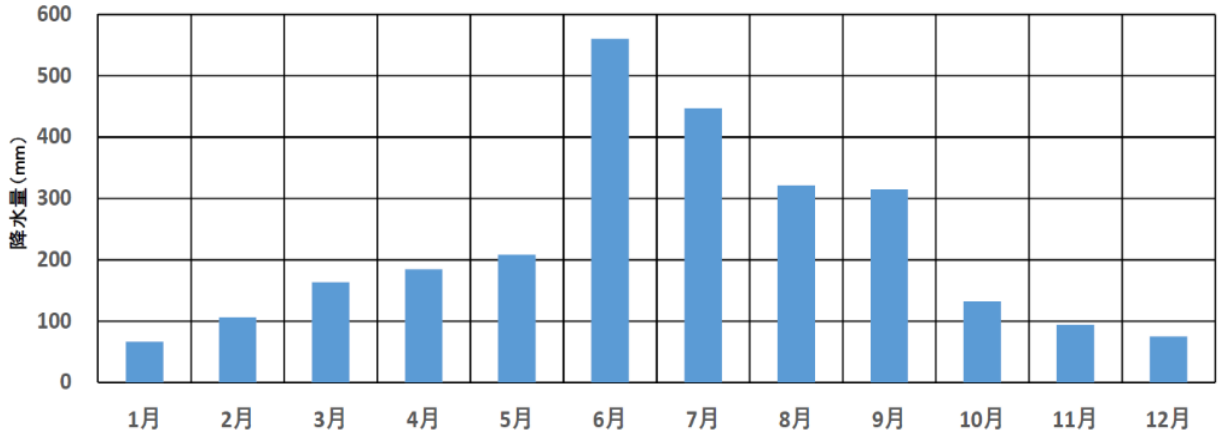

図 4-1-3　霧島山周辺の降水量の平年値(1991～2020 年)

表　4-1-2　都城における 1 時間降水量の極値（1942.6～2022.9）

	降水量(ｍｍ)	発生日
1	９６．５	２０１２／７／２２
2	８８．０	２０１６／９／２０
3	７６．５	２００８／８／５
4	７２．５	２００６／６／２４
5	７２．０	１９４８／７／１４
6	６９．７	１９６３／８／１４
7	６８．５	２０２２／７／１５
8	６８．５	１９８８／８／１２
9	６８．５	１９７９／７／１７
10	６８．０	１９７６／６／２５

2　霧島火山の活動史

(1) 霧島火山の生い立ち

霧島火山の活動は、約 30 万年前に発生した加久藤火砕流の噴出後に始まったといわれている。

活動は数万年の休止期を挟んで古期火山群と新期火山群を形成した活動期に区分されている（井村, 1994）。

ア　古期霧島火山

今からおよそ 30 万年前から 15 万年前に溶岩や火山灰などを噴出した。この時代には、烏帽子岳、栗野岳、湯之谷岳、獅子戸岳、矢岳、栗野岳南東の 1046.9m の無名山が活動した。

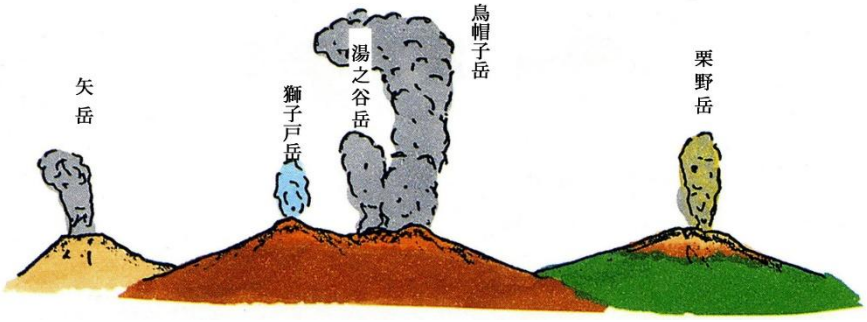

イ　新期霧島火山

新期霧島火山の噴火活動は約 10 万年前ころからはじまり、現在に至るまで断続的に続いている。

(ｱ) 10 万年前～2 万 9 千年前

白鳥山、えびの岳、龍王岳、二子石、大浪池、夷守岳、大幡山などが噴火をし、3 万 5 千年前頃には夷守岳で大規模な山体崩壊が起こった。

(ｲ) 2 万 9 千年前～1 万 8 千年前

飯盛山、丸岡山、韓国岳、甑岳、新燃岳などの小型の成層火山が活動し、白紫池からは溶岩が流出した。

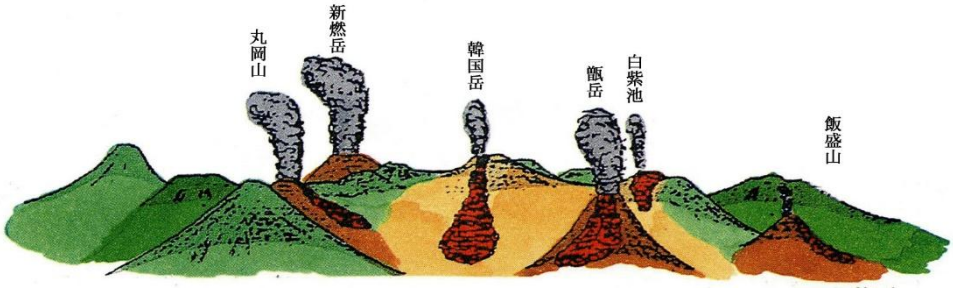

(ｳ) 1 万 8 千年前～7 千 3 百年前

韓国岳が大噴火を起こし、中岳、大幡池でも噴火が始まった。また、1 万年前頃から古高千穂が噴火を始めた。不動池の溶岩流出もこの時期である。

(ｴ) 7 千 3 百年前～3 千年前

7 千 3 百年前から現在までの活動は霧島火山南東部に集中している。7 千 3 百年前から 3 千年前に高千穂峰が成長を始め、大幡山からは溶岩を流出した。4 千 6 百年前には霧島火山の南東で爆発的な噴火が起こり、御池ができた。

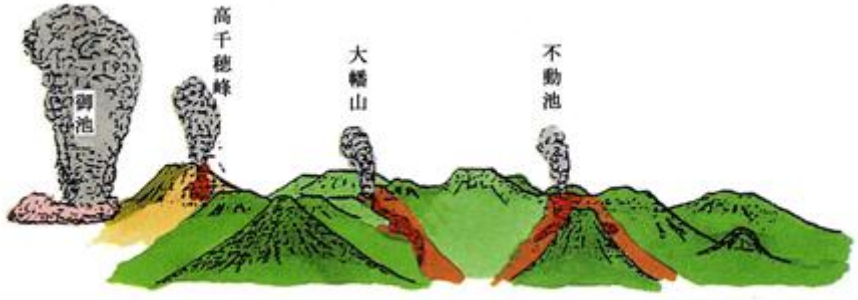

(ｵ) 3 千年前～現在まで

御鉢が活動を開始し中岳も溶岩を流出した。歴史時代には、御鉢と新燃岳が繰り返し噴火をしたほか、えびの高原で噴火がはじまり、硫黄山が誕生した。

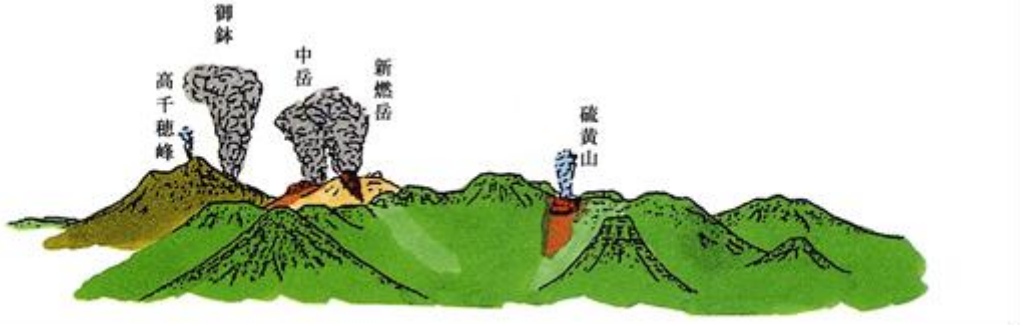

(2) 霧島山新期火山群の活動(約 10 万年前～現在)

新期霧島火山の噴火活動は約 10 万年前ころからはじまり現在に至るまで断続的に続いている。韓国岳や新燃岳など 20 数個の小規模火山が北西－南東方向に配列し霧島火山の伸びの方向を決定している。

新期火山群の活動期間後期の約 2 万 9 千年前に姶良カルデラ(鹿児島湾付近)で大規模な火山活動があり、入戸火砕流を噴出している。霧島火山の活動中心もこの時代に変化しているので、今後の火山活動を考えるときには、2 万 9 千年前以降の噴火活動を基に検討を行うこととした。

16 世紀以前では噴火地点の記録のない古文書が多いが、被害の範囲などから大半の噴火は御鉢

で発生したと考えられる。また、歴史時代でも、大正時代までの噴火のほとんどは御鉢で発生している。ただし、16～17 世紀にはえびの高原で噴火が発生し、硫黄山が形成された。また、1768 年には硫黄山付近で水蒸気爆発が発生した。18 世紀以降は新燃岳で噴火が発生しており、最近では 2008 年から噴火が始まり、2011 年 1 月下旬には準プリニー式噴火が発生した。表 4-1-3 に大きな被害の記録が残っている噴火の一覧を示す。

ア　御鉢の噴火

御鉢には多くの噴火記録があり、大規模なスコリア噴火が、西暦 788 年と 1235 年の 2 度発生している。788 年の噴火では、降下火砕物（片添テフラ）や溶岩（霧島神宮溶岩）を噴出した。高千穂河原にあった霧島神宮はこの噴火により焼失した。1235 年の噴火は、御鉢では最大規模の噴火であり、降下火砕物（高原テフラ）や溶岩（神宮台溶岩）を噴出し、火砕流が発生した。

また、明治 13 年から大正 12 年にかけての約 43 年間に噴火を繰り返し、火口から数 km の範囲に噴出岩塊を放出した。この時に放出された噴出岩塊は、大きいもので長径が 2m を越すものもあり、現在でも登山道で見ることができる。

なお、大正 12 年以降現在までは噴火の記録はない。

イ　新燃岳の噴火

新燃岳の記録に残る最古の噴火は 1716 年に発生した享保噴火であり、主要地方道小林えびの高原牧園線に達するような火砕流を流出し、東側に大量の火山灰を降下させた。また、噴火後の降雨によって土石流が発生している。

最近では、1959 年（昭和 34 年）、2011 年（平成 23 年）、2017 年（平成 29 年）、2018 年（平成 30 年）に噴火し、周辺の農作物に大きな被害を出した。1716 年～1717 年の新燃岳噴火による災害実績図を図 4-1-4 に、2011 年の新燃岳噴火による災害実績図を図 4-1-5 に示す。

ウ　硫黄山の噴火

硫黄山は 16～17 世紀の噴火で誕生した火山である。1768 年には硫黄山東火口で、水蒸気噴火が発生し、古記録では、長さ 220m、幅 90m の地形変化が生じたと記載されている。2018 年にはごく小規模な噴火が発生している。

表 4-1-3　霧島火山で大きな被害の記録が残っている噴火活動一覧

発 生 年	発生場所	火山活動の状況	被 害 状 況 等
788（延暦 7）年	御鉢	降下火砕物（片添テフラ）、溶岩流（霧島神宮溶岩）	霧島神宮焼失
1235（文暦元）年	御鉢	降下火砕物（高原テフラ） 溶岩流（神宮台溶岩）、火砕流	神社寺院が焼失
1566（永禄 9)年	御鉢	降下火砕物	死者多数
1637～1638（寛永14～15)年	御鉢（推定）	降下火砕物	野火により寺院焼失
1706（宝永 2）年	御鉢	降下火砕物	神社等焼失
1716～1717（享保元～2)年	新燃岳	降下火砕物、火砕流、泥流	死傷者 5 名。神社・仏閣焼失、家屋焼失、田畑埋没、農作物・家畜に被害
1768（明和5）年	硫黄山	降下火砕物（えびの A テフラ）	降灰により田畑に影響
1895（明治28）年	御鉢	降下火砕物	噴石による死者 4 名、家屋 22 棟で火災発生
1896（明治29）年	御鉢	降下火砕物	噴石より登山者 1 名死亡、負傷者1名
1900（明治33）年	御鉢	降下火砕物	爆発的噴火に遭遇し、死者 2 名、負傷者 3 名
1923（大正12）年	御鉢	降下火砕物	登山者死者 1 名
1959（昭和34）年	新燃岳	降下火砕物	警察無線中継所被災、森林、耕地、農作物等に被害
2011（平成23）年	新燃岳	降下火砕物	空振による窓ガラス破損、車のサンルーフ等破損、太陽熱温水器や太陽電池パネルが破損、森林、農作物等に被害
2018（平成30）年	新燃岳	降下火砕物	農作物等に被害
	硫黄山	火山噴出物（泥水）	農作物等に被害

※降下火砕物：噴火に伴い火口から噴出する火山灰や噴石のことをいう。

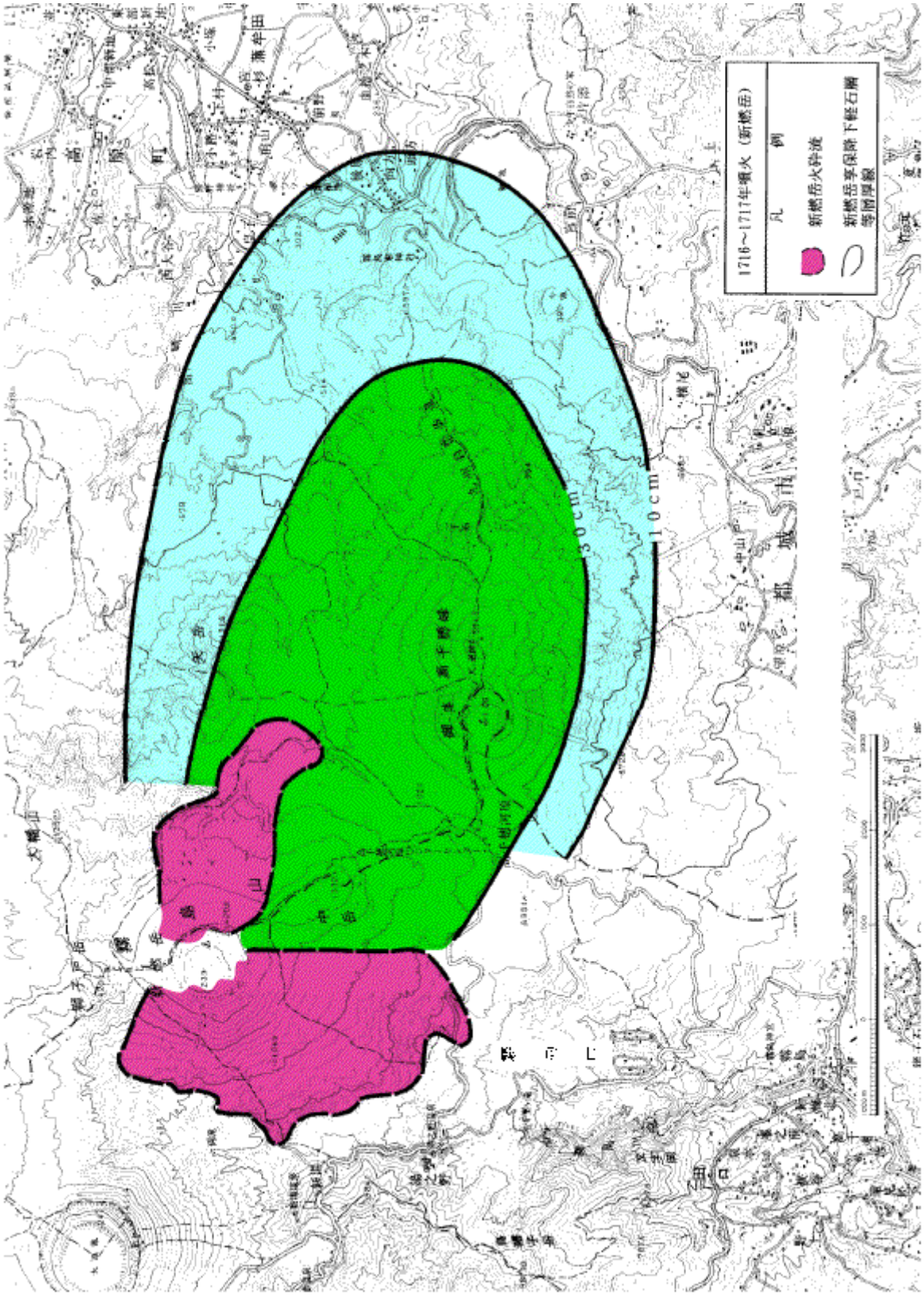

図 4-1-4　1716～1717 年の新燃岳噴火による災害実績図
（平成 7 年度　霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成業務報告書に一部加筆）

・2011 年 1 月 26-27 日噴火の降灰分布

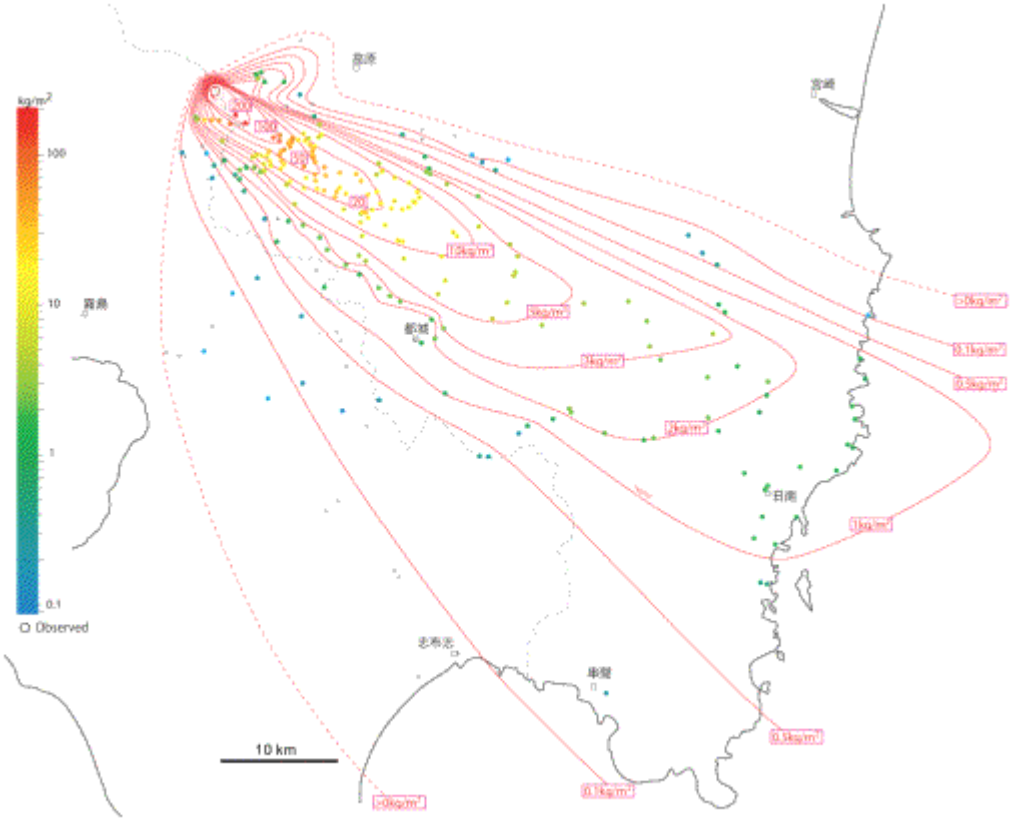

図 87-5 新燃岳 1 月 26-27 日噴火の火砕物分布（産業技術総合研究所・他，2011）.

図 4-1-5　2011 年の新燃岳噴火による災害実績図

3　霧島火山の噴火の特徴

(1) 噴火の規模と頻度

霧島火山緊急減災対策砂防計画によると、霧島山では、過去の霧島山全体の噴火履歴から 100 万 m^3 以上の噴出物を放出するような中～大規模な噴火は概ね 200 年に一度の割合で発生したと想定されている。また、100 万 m^3 未満の噴出物を放出するような小規模噴火は概ね 20 年に 1 回の割合で発生したと想定されている。

200 年に 1 度：中～大規模噴火（100 万 m^3 以上の噴出物を放出する噴火）
20 年に 1 度：小規模噴火（100 万 m^3 未満の噴出物を放出する噴火）

(2) 噴火の発生場所

霧島火山の火口の大部分は、北西の飯盛山から韓国岳、新燃岳、御鉢をつなぐ北西-南東方向の帯上に分布しており、山体の伸長方向に調和的である。また、約 4,600 年前に活動した御池のように、霧島火山の山麓でも噴火が生じている。

火山活動の中心は、時代とともに北部（韓国岳周辺）から南部（高千穂峰周辺）に移動しているが、不動池や硫黄山の活動、新燃岳の活動など、北部から南部まで小規模な噴火活動が続いている。

歴史時代の噴火活動は、主に御鉢と新燃岳で生じており、最近では新燃岳において 2008~2010 年にかけて小規模噴火、2011 年に本格的なマグマ噴火、2017~2018 年にかけて小規模噴火が発生した。

また、えびの高原では、16～17 世紀にマグマ噴火（ブルカノ式噴火と硫黄山溶岩の流出）、1768 年には水蒸気噴火が発生した。最近では硫黄山において 2018 年に小規模噴火が発生した。

(3) 噴火の様式

霧島火山の噴火様式は、各火山で異なる。また、同一の火山でも様々な様式で噴火を行っている。ここでは、歴史時代に活動の記録のある３火山について、噴火様式を示す。

○硫黄山：16～17 世紀に硫黄山を形成した噴火は爆発的なブルカノ式噴火であると推測されている。また、1768 年の噴火は水蒸気噴火である。

○新燃岳：10,400 年前及び 5,600 年前にプリニー式噴火ないし準プリニー式噴火が発生し、瀬田尾軽石層、前山軽石層をそれぞれ噴出した。歴史時代の享保噴火では、水蒸気爆発からマグマ性の火山活動へ移行する噴火を繰り返し、火砕流の発生とともに大量の火砕物を降下させた。2011 年噴火では、準プリニー式噴火が発生し、多量の火山灰や軽石を放出した。

○御　鉢：準プリニー式噴火、ブルカノ式噴火、ストロンボリ式噴火、あるいは水蒸気噴火という多様な様式の噴火を行い、スコリアの噴出と溶岩の流出を繰り返す。
　激しいブルカノ式噴火では、噴出岩塊を数 km まで放出した。

また、噴火活動が起こっていない平常時でも、霧島火山周辺には火山ガスの噴気地帯が多数分布している。これらの噴気地帯では有毒ガスが噴出しており、ガスによる中毒事故の危険がある。硫黄山周辺には噴気地帯があり、噴気地帯を主要地方道小林えびの高原牧園線が通過している。そのため、気象条件によってはえびの高原一帯にも有毒ガスが滞留する場所が出現する恐れがある。鹿児島県では、1989 年には新湯の浴室で火山ガスにより 2 名が死亡したほか、1971 年には手洗温泉で噴気孔が土砂で埋まり、地中のガス圧が上昇したために小規模な水蒸気爆発が発生した。

えびの高原の硫黄山火口周辺では、高い濃度の硫化水素など、人体に有毒な火山ガスが観測され、2016 年 2 月 28 日に霧島火山防災連絡会において、火山ガスにより危険が想定される区域を立ち入り禁止とすることが合意された。これを受けて、えびの市長が立入禁止区域を設定した。

このほかに、夷守岳では約 35,000 年前頃に山体崩壊が発生し、北東側に岩屑なだれが流下している。また、韓国岳でも山頂付近が崩壊しており、発生場所を特定することはできないが山体崩壊が発生する可能性がある。

(4) 発生事例のある火山災害要因

過去の噴火の事例をもとに、霧島火山で噴火が発生した際の災害要因を整理すると、表 4-1-4 のようになる。なお、表中に×で示した過去に発生の記録がない災害要因についても、今後発生する可能性がある。

表 4-1-4　発生事例のある火山災害要因

災害要因	硫黄山周辺	大幡池周辺	新燃岳周辺	御鉢周辺
火山岩塊の落下	○	△	○	○
軽石等の火砕物の降下	○	△	○	○
溶岩の流下	○	△	△	○
火砕物の流下	△	△	○	○
岩屑なだれの流下	○	×	×	×
泥流・土石流の流下	○	△	○	○
洪水の流下	×	×	×	×
津　　波	×	×	×	×
火山ガス	○	×	○	○
空　　振	×	×	○	○

注）「大幡池周辺」には「大幡山」を含む。
　夷守岳で山体崩壊の履歴がある（約 35,000 年前）。
　○：有史以後発生の記録がある。
　△：有史以後に発生の記録はないが、29,000 年前までには履歴がある。
　×：過去に発生の記録がない。

第３節 霧島火山地域の社会条件

1　人口

令和２年国勢調査によると、関係市町の人口の合計は 230,587 人、世帯数の合計は 101,711 世帯であり、県全体の約２割の人々が居住している。

高齢者は 78,351 人となっている。高齢化率（全人口に占める 65 歳以上の割合）は、全体では県の平均よりも若干高くなっている。

乳幼児や高齢者等は要配慮者になる可能性が高く、これらの人々に対する災害時の対策を検討する必要がある。

表 4-1-5 関係市町の人口等

（令和２年国勢調査 人口等基本集計）

関係市町	総人口 人	一般世帯数 世帯	1世帯当たりの人数 人	高齢者数（65 歳以上）人	高齢化率 %
都城市	160,640	70,860	2.18	50,964	31.7
小林市	43,670	19,074	2.18	16,257	37.2
えびの市	17,638	8,027	2.14	7,489	42.5
高原町	8,639	3,750	2.22	3,641	42.1
合計	230,587	101,711	2.18	78,351	38.38
宮崎県	1,069,576	468,575	2.20	348,873	32.6

（注）日本人・外国人の別「不詳」を含む。

2　交通

(1) 道路

霧島火山周辺には、九州自動車道、宮崎自動車道、国道 221 号、国道 223 号等の幹線道路が走っており、陸上交通の重要な幹線ルートとなっている。また、霧島火山の中央には、主要地方道小林えびの高原牧園線が通っており、多くの観光客に利用されている。これらの幹線道路は、災害時には緊急輸送道路等として重要な役割を期待されている。

(2) 鉄道

ＪＲ九州吉都線が霧島火山の東部・北部を通っている。車社会の進展の中で、鉄道の輸送手段としての位置付けは徐々に低下しつつある。

(3) 航空

霧島火山のほぼ 60km 東に宮崎空港があり、県における重要な空の足となっている。霧島火山が噴火した場合は風向きによっては、その運行に影響が出てくる。

3　土地利用

霧島火山周辺の河川沿いの低地やシラス台地上は古くから市街地、集落や農地として利用されている。また、近年山地でも比較的緩斜面のところは牧場や農地として活用されている。

霧島火山周辺には、えびの高原、生駒高原、白鳥温泉及びゴルフ場等多くの観光地があり、多くの観光客が訪れている。

4　行政庁舎

霧島火山は、行政区的に宮崎県の４市町、鹿児島県の２市町にまたがっている。霧島火山の災害対策においてはこれらの市町が市町レベルで関連してくる。

霧島火山の山頂、山腹及び山麓に分布する行政庁舎は、次図のとおりである。

注．地理院タイルをもとに作成
出典：国土地理院ウェブサイト（地理院地図）

図4-1-6　行政庁舎の位置

表 4-1-6　行政庁舎の位置

No	市町	行政庁舎	所在地
1	都城市	都城市役所	都城市姫城町6街区21号
2		山之口総合支所	都城市山之口町花木2005番地
3		高城総合支所	都城市高城町穂満坊306番地
4		山田総合支所	都城市山田町山田3881番地
5		高崎総合支所	都城市高崎町大牟田1150-1
6	小林市	小林市役所	小林市細野300
7		須木庁舎	小林市須木中原1757
8		野尻庁舎	小林市野尻町東麓1183-2
9		西小林出張所	小林市北西方1246-6
10		紙屋出張所	小林市野尻町紙屋1994-1
11	えびの市	えびの市役所	えびの市大字栗下1292
12	高原町	高原町役場	西諸県郡高原町大字西麓899番地
13	霧島市	霧島市本庁（国分庁舎）	霧島市国分中央3-45-1
14		霧島市本庁（隼人庁舎）	霧島市隼人町内山田1-11-11
15		溝辺総合支所	霧島市溝辺町有川341
16		横川総合支所	霧島市横川町中ノ263
17		牧園総合支所	霧島市牧園町宿窪田2647
18		霧島総合支所	霧島市霧島田口8-4
19		福山総合支所	霧島市福山町福山5290-61
20	湧水町	栗野庁舎	姶良郡湧水町木場222番地
21		吉松庁舎	姶良郡湧水町中津川603番地

5　観測体制

霧島火山は、火山防災のために監視・観測態勢の充実等が必要な火山として火山噴火予知連絡会によって選定された火山（国内で 51 火山）に指定され、関係機関のデータ提供も受け、気象庁が火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

表 4-1-7　【霧島山】気象庁が常時観測している観測装置一覧

区分	地震計	空振計	GNSS	遠望カメラ	火口カメラ	赤外カメラ	傾斜計	計
気象庁	12	8	15	6	2	3	10	56
国土地理院			6					6
防災科学技術研究所	4		2				2	8
東京大学地震研究所	12	1					1	14
鹿児島大学	1							1
九州大学	1	1					1	3
宮崎県				1				1
鹿児島県				1				1
計	30	10	23	8	2	4	14	91

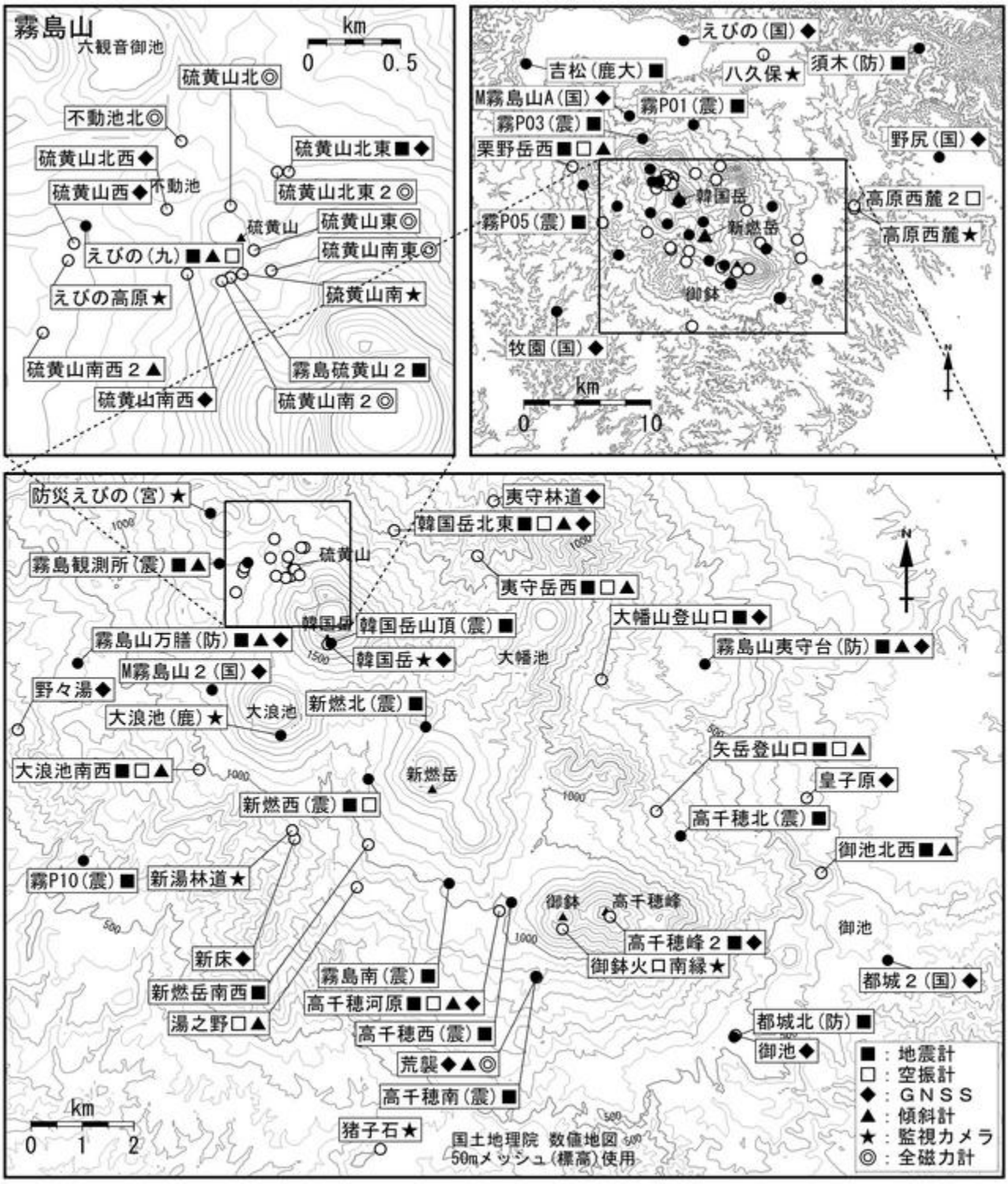

小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
（国）：国土地理院、（震）：東京大学地震研究所、（九）：九州大学、（鹿大）：鹿児島大学、（防）：防災科学技術研究所、
（宮）：宮崎県、（鹿）：鹿児島県

図 4-1-7　観測施設配置図（2023 年 7 月 6 日現在）

第４節 災害の想定

第１款 予想される噴火

1　対象とする噴火

霧島火山の今後の噴火活動に伴う現象について、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようであるかを想定することは困難である。特に霧島火山は多数の火口を持っており、その中には単成火山（一回の噴火で活動を終了した火山）も多く含まれているため、過去に活動した火口だけでなく、それ以外の場所からの噴火の可能性もある。さらに、4,600 年前には山麓で爆発的な噴火が発生し御池が生じたように、山麓でも大きな噴火が発生する恐れがある（ただし、御池のような活動は霧島火山の 30 万年間の活動の中で、噴火口が残っているのは 2 箇所(回)と発生頻度は非常に少ない)。

このように、現在の火口以外からの噴火については場所、規模ともに想定することは不可能であり、現段階では、現存火口以外からの噴火を想定した効果的な火山災害対策計画を策定することは困難である。

一方、歴史時代で最大規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、これに対する火山災害対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる 1235 年、1716 年～1717 年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の何れかとする。

霧島火山防災検討委員会（平成 19 年度）による火山災害予測図検討分科会において、霧島火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、1235 年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成 19 年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

表 4-1-8　想定噴火の概要

想定規模	中～大規模噴火（概ね1回/200年）	小規模噴火（概ね1回/20年）
噴火様式	プリニー式噴火準プリニー式噴火	ブルカノ式噴火 水蒸気爆発・マグマ水蒸気爆発噴火
噴火規模	VEI= 2～4 1235年の御鉢での噴火規模。 ただし、火砕流の規模は1716～1717年の新燃岳噴火で発生した火砕流の規模。	VEI=0～1
噴火場所	硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の４火口。 ただし、この他の地域からも噴火の可能性がある。	
災害要因	噴石、降灰、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山泥流（火口湖決壊型）、山体崩壊、降灰後の降雨による土石流、空振、火山ガス、地すべり・斜面崩壊	

2　予想される噴火のシナリオ

霧島火山で予測される噴火のシナリオは、過去の噴火の経過等から見て、以下に示す図 4-1-8 のとおりである。

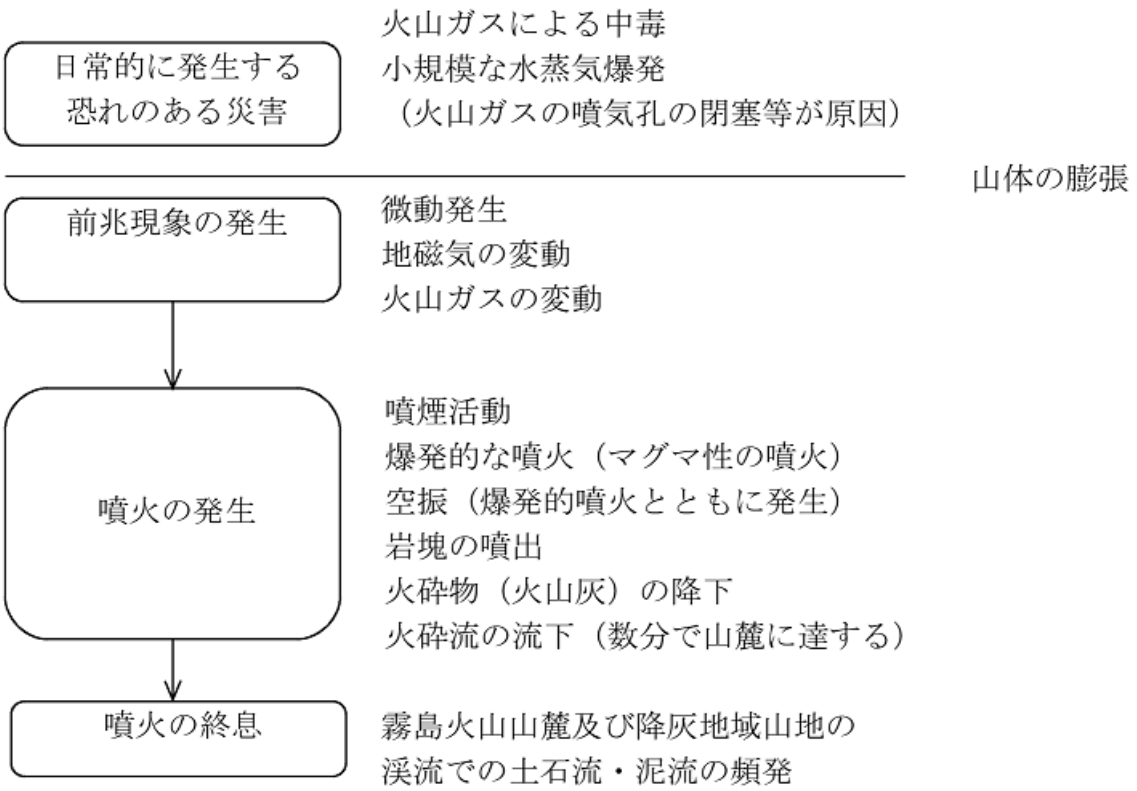

図 4-1-8　霧島火山で予測される噴火のシナリオ

3　噴火前兆現象

霧島火山において、1235 年及び 1716 年～1717 年に発生した大規模な噴火では、前兆現象についての記録は特に報告されていない。福岡管区気象台要報によると明治以降の噴火のいくつかには、前駆地震が観測されたという記載がある（1913 年噴火）が、1959 年（昭和 34 年）の噴火では前兆現象は見られなかったとする報告がなされている。

一方、新燃岳では最近の物理観測と 1991 年の噴火活動から、噴火に至るまでの前兆の典型的な例が推定されている。このような前兆は他の火口でも生じる可能性があり、災害対策に役立つことが期待される。

(1) 霧島火山で記録のある噴火前兆現象

①1913 年御鉢噴火（小規模噴火）

1913 年の噴火の記録には、噴火前兆現象(前駆地震)の記載がある。以下にこの噴火前の地震の状況をまとめる。

[1913 年(大正 2 年)11 月 8 日噴火の前兆現象]
大正 2 年 5 月 19 日　午前 4 時 20 分:宮崎県西諸県郡加久藤村(現えびの市)で地震を感知
同年 9 月 1 日までに加久藤真幸で 175 回の地震
同年 10 月 17 日～19 日:3 日間に 3 回の強震が発生
同年 11 月 8 日　午後 11 時:霧島火山(御鉢)で噴火

この記録から噴火の前兆現象の模式は以下のように想定できる。

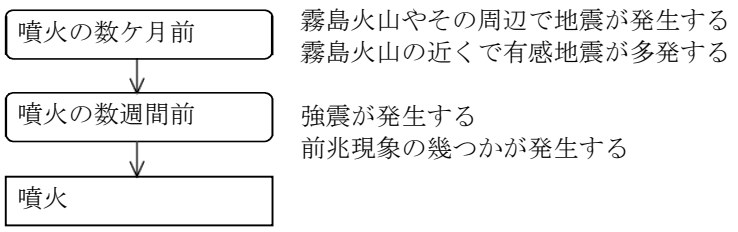

図 4-1-9　噴火の前兆現象発生経過

②2011 年新燃岳噴火（大規模噴火/準プリニー式噴火）

2008 年 8 月の小規模な水蒸気噴火から 2011 年 1 月の大規模噴火（準プリニー式噴火）までの約 2 年半の新燃岳の火山活動に関連して、下表に示す現象が観測された。準プリニー式噴火に至る火山活動の経過を要約すると下記のとおりである。

①約 1 年前から霧島山の地盤の緩やかな膨張と新燃岳地下浅部の地震活動の高まり
②約 10 ヶ月～6 ヶ月前にごく小規模～小規模な水蒸気噴火が複数回発生
③1 週間前に小規模なマグマ水蒸気噴火が発生
④1 月 26 日午前小規模噴火が始まり、午後に準プリニー式噴火へ発展

表 4-1-9(1)　2008 年 8 月～2011 年 1 月の新燃岳の火山活動と噴火警戒レベル

年月日	噴火活動	地震活動・地殻変動の状況	噴火警戒レベル
2008年8月22日	小規模な水蒸気噴火発生	8月19日、新燃岳火口直下浅部を震源とするやや高周波の火山性地震が増加	1から2へ引き上げ (2008年10月29日 1 に引き下げ)
2009年12月中旬以降		新燃岳直下浅部を震源とする火山性地震がごくわずか増加。GPS観測で新燃岳北西数kmを中心とする膨張が観測され始める。	レベル1継続
2010年3月30日 2010年4月17日	ごく小規模な水蒸気噴火発生	3月30日の噴火後、火口直下浅部の地震活動はやや活発化した。	1から2へ引き上げ （4月16日1へ引き下げ）
2010年5月6日		火山性地震を286回観測。	1から2へ引き上げ
2010年5月27日 2010年6月27日 2010年6月28日 2010年7月5日 2010年7月10日	ごく小～小規模水蒸気噴火発生	噴火発生前に地震が急増することはなく、噴火後に地震が増加する傾向がみられた。 ―2011年1月まで地盤の膨張とやや活発な地震活動が継続―	レベル2を継続
2011年1月19日	小規模なマグマ水蒸気噴火発生	1月18日に新燃岳直下の膨張と考えられるごくわずかな傾斜変動がみられた	
2011年1月26日 01時19分	小規模噴火		
2011年1月26日 14時49分	準プリニー式噴火開始。準プリニー式噴火は2日間継続、1月27日頃から火口内に溶岩が噴出。	噴火前に地震の増加はなかった数時間前からごくわずかな傾斜変動が見られた。準プリニー式噴火と溶岩噴出に対応して地盤が収縮。	1月26日18時に2から3へ引きあげ

③2018 年新燃岳噴火

2017 年 10 月の小規模な噴火から 2018 年 3 月のマグマ噴火までの約半年の新燃岳の火山活動に関連して、下記に示す現象が観測された。

①2017 年 7 月頃から、霧島山の地盤の緩やかな膨張と新燃岳地下浅部の地震活動の高まり
②2017 年 10 月 11 日に火口内の東側から小規模な噴火が発生し、同月 17 日まで断続的に噴火が継続
③2018 年 3 月 1 日に噴火が再開
④2018 年 3 月 6 日に火口内に溶岩の流出が確認

表 4-1-9(2)　2017 年 10 月～2018 年 6 月の新燃岳の火山活動と噴火警戒レベル

年月日	噴火活動	地震活動・地殻変動の状況	噴火警戒レベル
2017年10月5日		新燃岳地下浅部の地震活動の高まり	1から2へ引き上げ
2017年10月11日	小規模噴火		2から3へ引き上げ（2018年6月28日2に引き下げ）
2018年3月1日	小規模噴火		
2018年3月6日	爆発的噴火		
2018年3月10日		新燃岳方向が隆起する傾斜変動	
2018年4月5日	爆発的噴火		
2018年6月22日	爆発的噴火		

④2018 年硫黄山噴火

2018 年 4 月のごく小規模な噴火が発生するまでの硫黄山の火山活動に関連して、下記の現象が観測された。

①2014 年頃から硫黄山周辺で火山性地震の増減が繰り返し発生
②2015 年 12 月頃から硫黄山で噴気や地熱域が確認される
③2018 年 4 月 19 日に硫黄山の南側でごく小規模な噴火が発生。同月 26 日には硫黄山の西側 500m 付近で一時的に火山灰が含まれる噴煙が上がる程度の噴火が発生

表 4-1-9(3)　2018 年 2 月～2018 年 4 月の硫黄山の火山活動と噴火警戒レベル

年月日	噴火活動	地震活動・地殻変動の状況	噴火警戒レベル
2018年2月20日			1から2へ引き上げ
2018年4月19日	ごく小規模噴火		2から3へ引き上げ（5月1日2に引き下げ）
2018年4月26日	硫黄山西側約500mの噴気孔でごく小規模噴火		

(2) 霧島山以外の火山で発生した噴火の前兆現象

以下の現象は霧島火山以外の火山で規模の大きい噴火が発生したときに見られたものである。霧島山でも他火山と同様に地下のマグマが上昇し、噴火に至る経過をたどるので同様の前兆が発生し、発見される可能性がある。

表 4-1-10　霧島山以外の火山で発生した噴火の前兆現象

①下水量・井戸水の変化
　井戸水の水位が急に増減する。ところによっては、湧水の現れるところもある。また、井戸水の水温上昇も起こる。
②温泉の変化
　新しい温泉が湧き出したり、既存の湧出量・温度・色・においが変化する。
③噴気孔の変化
　新しい噴気、噴気孔の拡大、噴気量・温度・色・においが変化する。
④地温の異常上昇
　大きな噴火の前に土地の温度が高まり、草木が立ち枯れることもある。
⑤川水の変色
　川の水が変色、にごりがみられたり、異臭、魚介類の死滅等の現象がみられる。
⑥動物の異常挙動
　地温の上昇、地震動、火山ガスの臭い等に反応して動物が日常と違う挙動をしたり、ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。
⑦地鳴り
　大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。

⑧火山性地震の増加、火山性微動・傾斜変動の発生
　噴火前には火山性地震が増加したり、火山性微動や傾斜変動が発生する。

(3) 噴火に至るまでの典型的な前兆の例（新燃岳）

新燃岳で推定されている噴火に至るまでの典型的な活動の推移を図 4-1-10 に示す。

①マグマを含む層の浅いところで地震が発生する。

②震源が次第に浅くなり、山体が膨張する。

③熱源(マグマ)が上昇し、帯水層で高温のガスと地下水が接触し、火山性微動が発生する。また、地下水の温度が上昇するため、地下の岩石が持っている磁場が弱くなる現象(熱消磁)が発生する。

④この時に、地下から供給される火山ガスの量が多かったり、マグマが直接上昇すると、帯水層で大量の水蒸気が発生し、噴気や火山灰を噴出する。

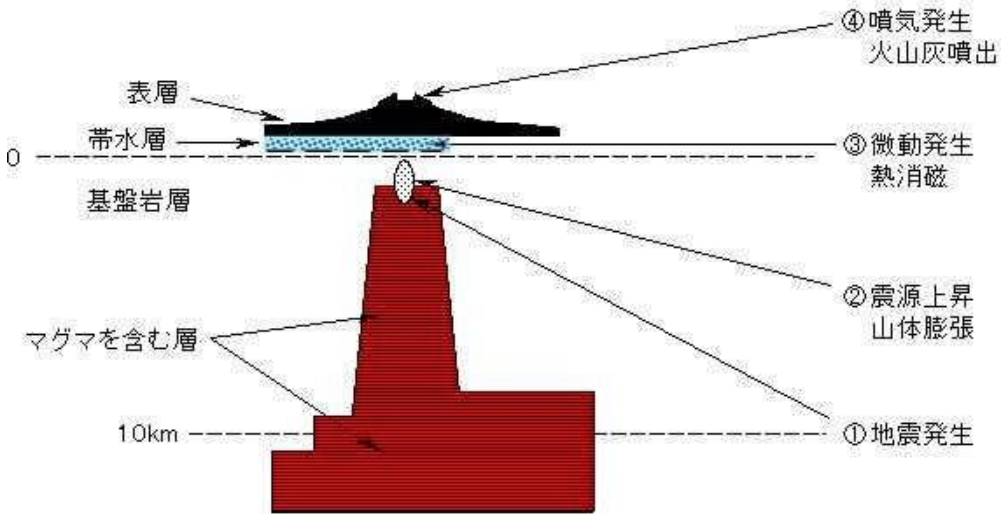

図 4-1-10 新燃岳の地下構造と噴火に至るまでの活動の推移（鍵山による）
（ただし、これらの前兆現象が現れないこともある）

第２款 火山災害危険区域と災害の予測

1　噴火場所と火山災害要因の予測

霧島火山では、過去にいろいろな場所から様々なタイプの噴火が発生している。噴火が発生する場所やその規模によって、発生する災害要因や影響範囲が大きく変化する。表 4-1-11 には霧島火山で起こり得る噴火の場所と規模、及び災害要因を示す。

表 4-1-11　霧島火山で起こり得る噴火の場所・規模と災害要因

想定噴火場所	中～大規模な噴火（１回/200年）	小規模な噴火（１回/20年）
硫黄山周辺	噴石・降灰、溶岩流 火砕流・火砕サージ 火山泥流（火口湖決壊型） 山体崩壊 降灰後の降雨による土石流	噴石・降灰、山体崩壊 降灰後の降雨による土石流
大幡池周辺	噴石・降灰、溶岩流 火砕流・火砕サージ 火山泥流（火口湖決壊型） 降灰後の降雨による土石流	噴石・降灰 降灰後の降雨による土石流
新燃岳	噴石・降灰、溶岩流 火砕流・火砕サージ 山体崩壊（火口西側） 降灰後の降雨による土石流	噴石・降灰 山体崩壊（火口西側） 降灰後の降雨による土石流
御鉢	噴石・降灰、溶岩流 火砕流・火砕サージ 降灰後の降雨による土石流	噴石・降灰 降灰後の降雨による土石流

日常的に発生する恐れのある災害	地すべり、火山ガス、小規模な水蒸気爆発

なお、本計画においては、中規模～大規模噴火を想定災害としている。

2　火山災害危険区域の予測

災害危険区域は、国土庁防災局「火山噴火災害危険区域予測図作成指針」（平成４年）に基づき、霧島火山防災検討委員会が検討したものを採用する（図 4-1-11）。

3　火山災害の予測

霧島火山が大規模噴火（1235 年噴火程度）した際に予想される宮崎県における被災地域及び災害状況を下表に示す。

表 4-1-12（1）　霧島火山の噴火による予想災害時間的要素

災害現象	災害状況と被災地域	
噴出岩塊	人間や家畜が死亡したり、車両、建物、道路等が破壊されたりする。熱い岩塊が落下した場合は火災が発生することもある。 噴火口から４kmの範囲に直径10cmから数mの岩塊が落下する。 硫黄山：えびの高原、韓国岳、大浪池、主要地方道* 大幡池：新燃岳、夷守台 新燃岳：高千穂河原 御 鉢：高千穂河原	爆発的な噴火と同時に噴出される

降下火砕物	直径十数cmの降下火砕物が直撃すると、人間や家畜が死亡したり、車両に被害が生じる。また、降下火砕物が厚く堆積すると、木造建物やビニールハウスが破壊され、農作物に甚大な被害が生じる。 風下側に20kmで20cm以上堆積し、九州自動車道や宮崎自動車道をはじめ、周辺の交通機関にも影響が生じる。特に、霧島火山上空は偏西風の影響で西風が卓越しており、霧島火山の東側に火砕物が降下する可能性が高く、風向きによっては宮崎市に達する恐れもある。	粒径が大きな火砕物は早い時間で降下する。 細かいものは遠くに飛散し、ゆっくりと降下する。

表 4-1-12 (2)　霧島火山の噴火による予想災害

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
火砕流	火砕流の本体が流下、堆積したところでは建物、樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。また、本体から 500m 外側の範囲でも熱風の影響を受け、火災が発生する。霧島山火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石等が溢れ出ることで発生するものと考えられている。 硫黄山：えびの高原、主要地方道* 大幡池：環野、夷守台、高崎川上流 新燃岳：高崎川上流、主要地方道* 御鉢：高崎川上流、主要地方道*	時速 100km 以上で流下し、数分で山麓に到達する。
溶岩流	溶岩の流下域にあたる地域では、土地や家屋の破壊、埋没等の破壊的被害が生じる。 溶岩流は地形的低所に沿って流下する。 硫黄山：えびの高原、霧島道路(数分～) 北東側に流出→小林市環野 北側に流出　→えびの市末永 北西側に流出→えびの市尾八重野 大幡池：北側に流出　→小林市環野 南東側に流出→高原町西大谷 新燃岳：北東側に流出→高原町西大谷 御　鉢：北東側に流出→高原町西大谷	火山口から数時間から数日で山麓に到達する。 なお、左の欄で注記のないものは、火口からの到達時間が数時間以上である。
泥流・土石流	泥流・土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。 霧島山やその周辺地域の山地で、上流域に多量の降下火砕物が堆積したところや非溶結の火砕流が堆積した河川で発生する危険が高い。	噴火後数年間、小雨時でも発生する。時速40km程度で流下する。
空振	窓ガラスの破損等の被害が生じる。 被害は、100km 離れた地域に及ぶこともある。	爆発的噴火に伴って発生する。
山体崩壊	噴気活動や地震にともなって発生するもので火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。	爆発的な噴火あるいは、地震に伴って発生する。
地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発	温泉・火山ガス噴気帯では、熱水によって地盤が変質し、地すべりが発生しやすくなっている。また、噴気帯からは、有毒な火山ガスが噴出しており、気象条件によっては人体に影響を及ぼすことがある。さらに、このような噴気帯において、噴気孔が一時的　に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。	日常的に発生する恐れがある。

主要地方道*：主要地方道小林えびの高原牧園線

【新燃岳】

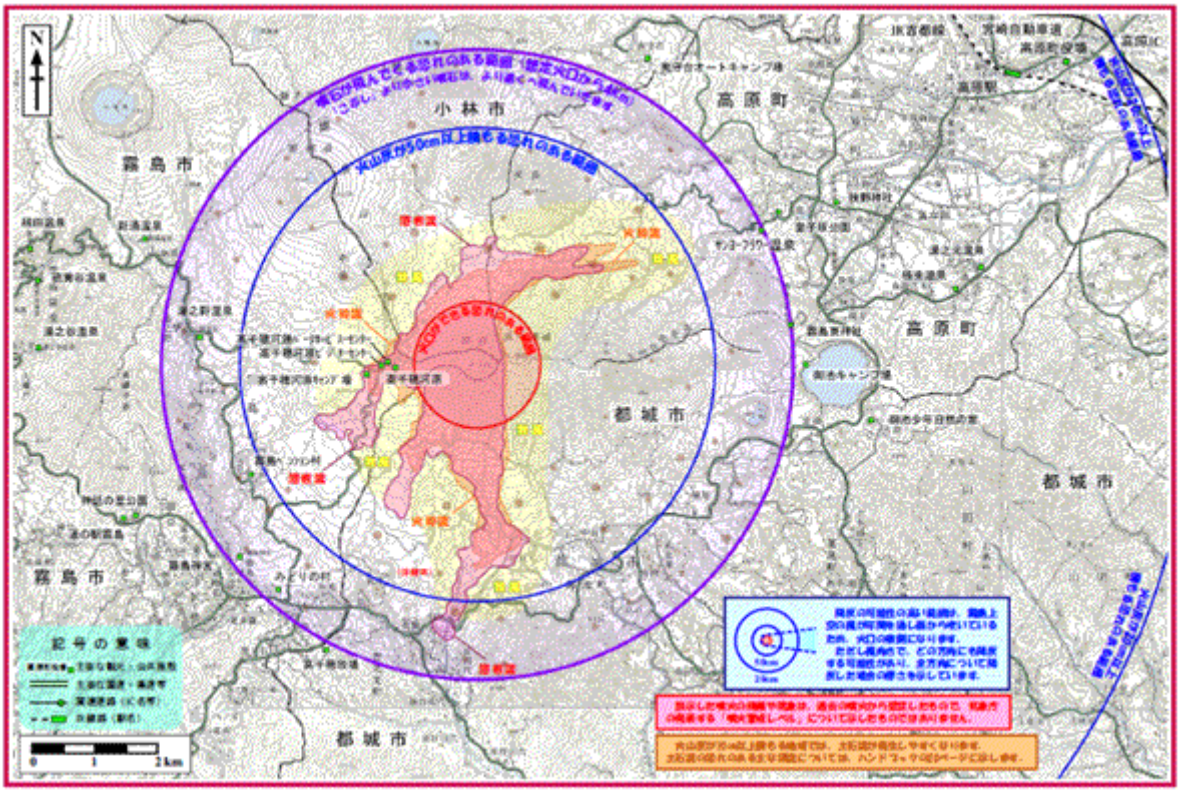

【御鉢】

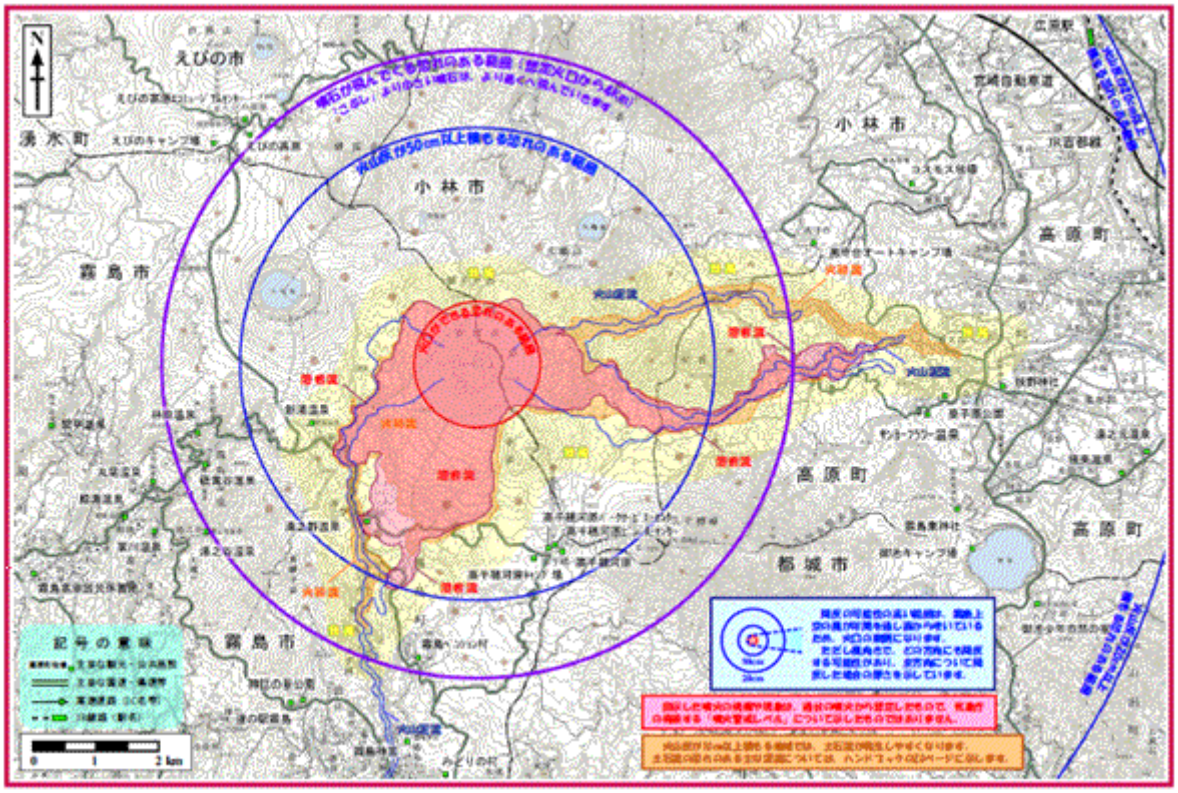

図 4-1-11（1）　規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図

【えびの高原周辺】

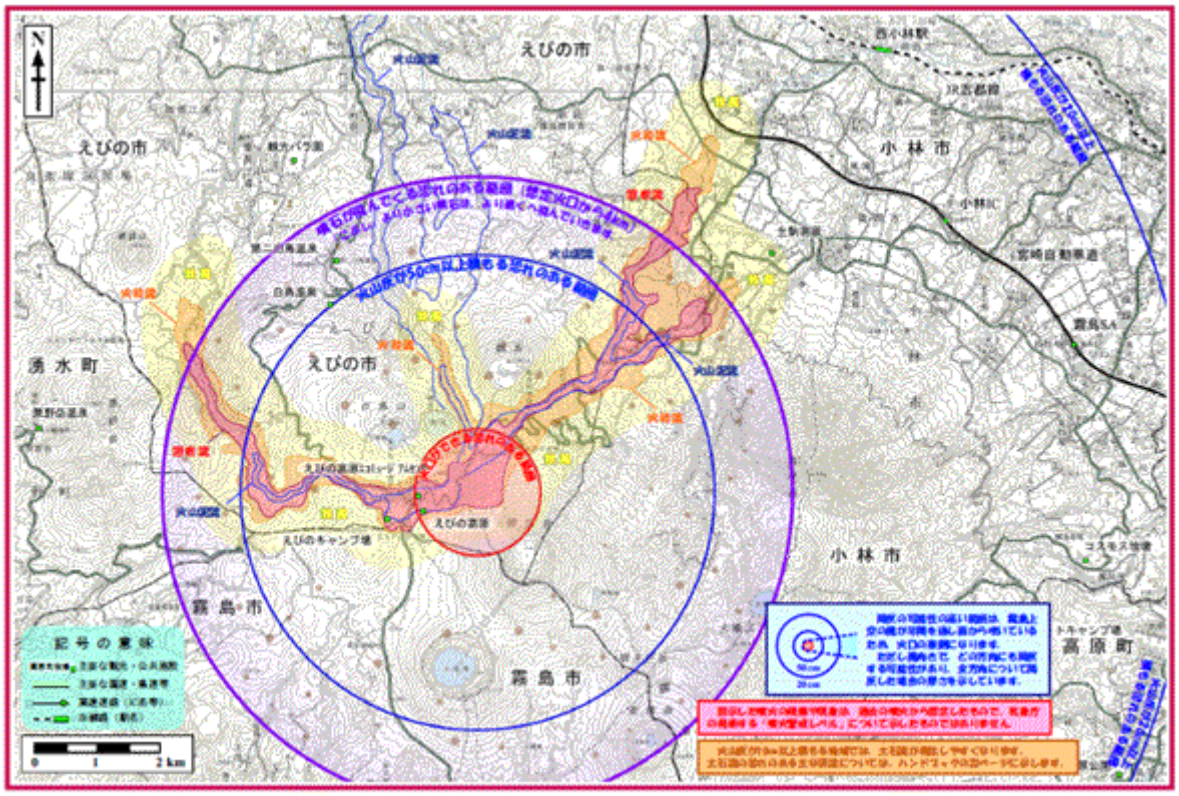

【大幡池】

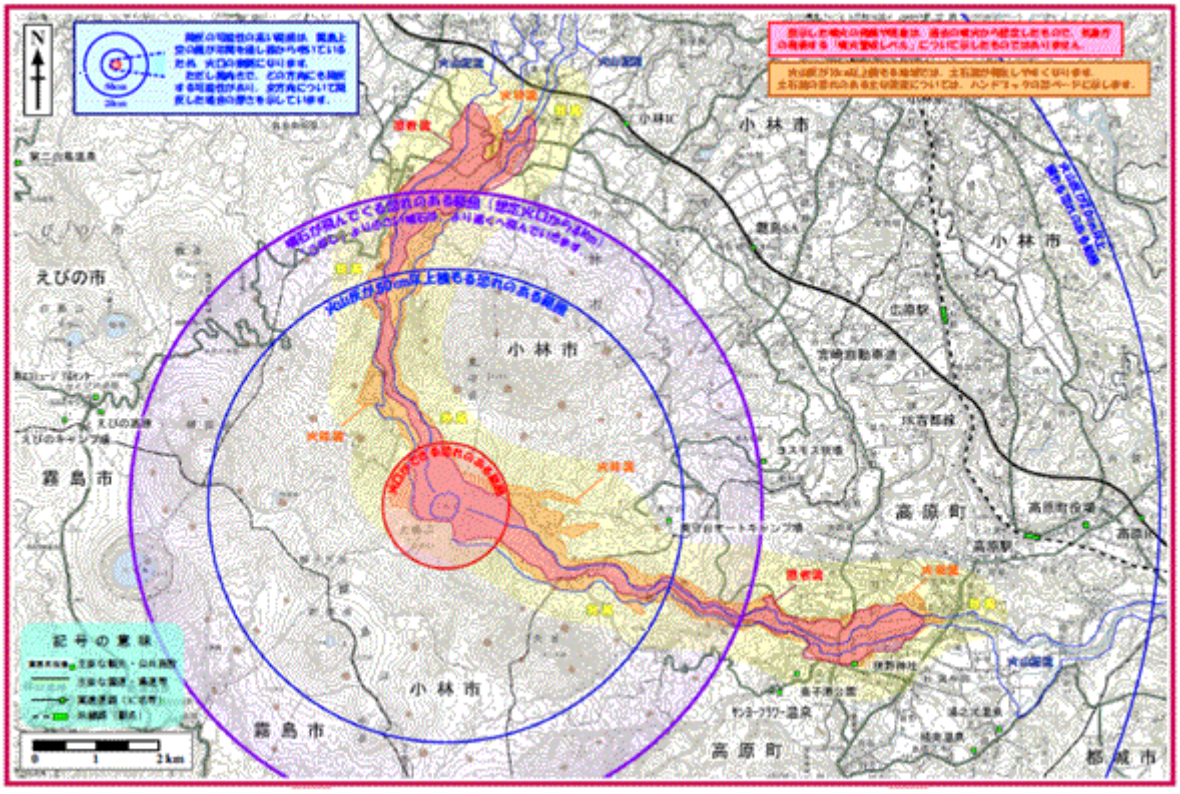

図 4-1-11（2）　規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図

第２章 火山災害予防計画

第１節 火山災害に強い地域づくり

第１款 土地保全事業の推進

第１項　基本方針

霧島火山の噴火により、溶岩流や火砕流、泥流・土石流が流下する可能性があり、また斜面崩壊や地すべりなどの土砂災害も予想される。霧島火山周辺は、地形地質条件からみて土砂災害を起こしやすく、火山噴火と豪雨とが重なると大きな被害が発生するおそれもある。

火山災害に強い県土の形成を図るため、治山・治水事業、砂防事業、その他の土地保全事業の火山災害対策事業を計画的・総合的に推進するものとする。

第２項　対策

１　治山事業の推進

【九州森林管理局、県】

霧島火山周辺の河川沿いの低地やシラス台地上には古くから市街地や農地として利用されている。生産性が低く、しかも水に対して極めて弱いため、本県のような台風、豪雨の頻度が高いところでは、山腹崩壊による災害を受けやすく、火山噴火と豪雨とが重なると大きな被害が予想される。

治山事業は、「森林法」「地すべり等防止法」に基づき実施されており、「森林整備保全事業計画」に基づき緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危険地区の解消及び水源地域の水土保全施設の整備に努めるとともに、保安林機能の強化を図るため、保安林整備事業を実施し、国土保全、水源かん養等の公益的機能の維持増進に努める。

２　治水事業の推進

(1) 大淀川・川内川水系の治水事業

霧島火山の噴火危険地域及びその下流域である大淀川・川内川水系について、火山災害に伴う氾濫等の河川災害を防止するため、河川改修事業を推進する。

３　砂防事業の推進

【九州地方整備局、県】

霧島火山には、地形地質条件からみて荒廃しやすい渓流が多く、出水時においては山崩れや侵食崩壊が起こりやすい。このように河川の水源地帯の渓流では、土砂崩壊と土砂流出によって土砂災害が起こりやすく、下流河川の護岸堤防はもとより家屋、公共施設、田畑などに多大の災害を発生させる原因となる。本県は、台風常襲地帯で年間降水量も 2,500mm と多く、昔から土砂災害に悩まされてきた。

一方、最近の災害発生の傾向として、一見安定した河状、林相を呈している地域に異常豪雨による土石流が発生し、人家集落に甚大な災害をもたらしている。

以上のような本県の実状及び予想される火山噴火災害に鑑み、国の社会資本整備重点計画に基づき、次の事項について計画的に整備を進める。

(1) 土石流対策

大淀川・川内川の水系の霧島山地域の重荒廃山地・一般荒廃山地の保全を推進するとともに、土石流の危険度の高い渓流には必要な砂防設備などの対策を講ずる。

(2) 地すべり対策

【県】

霧島火山周辺には起伏の激しい地区が多く、地すべりをおこす危険のある区域が多く存在している。このため、噴火が発生した場合だけでなく、日常的にも危険性のある地域となっている。

地すべりの危険度の高い地域には必要な地すべり防止対策を講ずる。

(3) 急傾斜地対策

【県、市町】

霧島火山周辺には起伏の激しい地区が多く、がけ崩れをおこすおそれのある危険箇所が多く分布している。

これらの危険箇所には、必要な対策を講ずる。

(4) 緊急減災対策

【九州地方整備局、県、市町】

霧島火山の噴火に備え、霧島火山緊急減災対策砂防計画（新燃岳・御鉢・えびの高原周辺・大幡池）に沿って、火山災害による被害を可能な限り軽減（減災）するための緊急的なハード対策及びソフト対策を講ずる。

第２款 火山災害に強いまちづくり

第１項　基本方針

霧島火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険区域において、防災施設整備を進めるとともに安全の確保しやすい地域づくりを推進するものとする。

第２項　対策

1　警戒避難体制の強化・拡充

(1) 危険区域の土地利用抑制

【県、市町】

霧島火山噴火災害危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流地区）内では開発整備を抑制する。やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を講ずる。

(2) 監視・観測機器等の整備

【県、市町、九州地方整備局】

監視カメラやガス測定機等の警戒避難体制の整備に必要な機器の整備を図る。また、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進する火山調査研究推進本部や霧島火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り情報の交換とともに、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備推進、噴火の危険性を早く住民等に知らせる体制づくりを推進する。

2　避難道路の整備

【西日本高速道路株式会社、県、市町】

火山噴火による危険から逃れるため、霧島火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等が避難可能となる避難道路の改良・整備に努める。また、霧島火山内にいる観光客や観光業者等が素早く避難できるよう既存道路の主要地方道小林えびの高原牧園線、えびの高原小田線をはじめ、九州自動車道、宮崎自動車道そして国道 221、223 号等の道路について、日常から、法面や擁壁の点検に努め、道路上に堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図る。なお、避難方向や避難場所等がわかるよう、標識や案内板等の設置に努める。

関係市町は、避難道路の選定に際して、共通対策編第２章第２節第６款第２項２によるほか、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。

県及び市町は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

3　退避舎・退避壕等の整備

【県、市町】

霧島山では平成 23 年 1 月の新燃岳噴火を受け、平成 26 年 10 月までに霧島市に 3 箇所、高原町に 4 箇所の計 7 箇所の退避壕・退避舎が整備されている。

噴出岩塊の落下が予想される地区については、今後、「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」（H27.12、内閣府（防災担当）を参考にして、以下の点に留意するなどして、退避舎や退避壕を整備するよう努める。整備箇所は、具体的には既存の道路沿いや、霧島道路、九州自然歩道沿いとする。

ア　対象とする噴火形態
(ｱ)比較的小規模な噴火を考慮する。

イ　優先的に考慮すべき範囲
(ｱ)想定火口域から概ね 2km 以内、特に 1km 以内の範囲に優先的に対策検討
(ｲ)人々の分布状況（比較的長時間とどまりやすい公園や駐車場、バスの停留所近傍等）を勘案し、必要に応じて退避壕等の充実について検討

ウ　退避壕等の充実に向けた考慮事項
(ｱ)対象火山の特徴の把握
(ｲ)対象火山の利用状況の把握
(ｳ)火口周辺のおける登山者・観光客等の分布の把握
(ｴ)噴石等から身を隠す場所の把握
(ｵ)退避壕等のタイプと特徴の把握
(ｶ)退避壕等の選択と設計

エ　その他、留意事項等
(ｱ)火山の観測体制や情報伝達体制の充実も必要
(ｲ)火山防災協議会の活用、多様な主体の参画等
(ｳ)景観への配慮、平常時の利活用
(ｴ)周知活動等ソフト対策の継続
(ｵ)施設の適切な維持管理

4　避難場所の整備

【県、市町】

大きな噴火が予想されるときは、危険区域で生活している住民は速やかに危険区域外に避難することが必要である。霧島火山の噴火は過去の経緯などから避難期間が長期間に及ぶことはないと予測されているが、万一の場合を想定し、避難所として専有できる施設を設け、
長期間の避難生活に耐えられる設備の整備に努める。この避難所は火山災害用だけでなく他の災害の避難所としても活用する。

なお、関係市町は避難所が不足する場合に備え、周辺市町との避難所の提供に関する広域の協力体制の整備を図るものとする。

関係市町は、避難場所、避難所について、共通対策編第２章第２節第６款第２項２　によるほか、以下の点に留意するなどして、具体的な選定に努める。

・予想される噴火、降灰（礫）、火山ガス、土石流、火砕流、溶岩流等の火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所、避難所を指定する。
・大量の降灰を想定して堅固建物の確保に努める。
・周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。

5　公共施設等の安全性の確保

【県、市町】

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関、防災拠点等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

公共施設の立地条件等の安全性の点検を適宜実施し、点検に基づき安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改修、整備等を実施する。

6　ライフライン施設等の代替性の確保

【県、市町、九州電力株式会社・九州電力送配電、宮崎ガス株式会社、宮崎県ＬＰガス協会、通信事業者】

上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

7 観光客等の安全の確保

【県、市町】

霧島火山周辺には多くの観光客が訪れ、滞在している。これらの登山者や観光客及びこれを受け入れる観光事業者に対する安全性の確保を図るため、霧島火山の現状を周知するとともに、防災知識の普及及び防災意識の啓発等に努める。また、噴火等の火山災害が発生した場合の情報の伝達、安全な避難の確保等についての対策を推進する。

(1) 観光客等への周知及び普及啓発

県、関係市町及び関係機関は、火山地域を訪れる観光客や登山者、別荘利用者等に対して、ホームページ等を通じて霧島火山の現状を周知する。

また、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数が利用する施設に、火山防災マップ、啓発用ポスター及び異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置し、施設関係者及び施設を利用する者に対し防災知識の普及及び防災意識の啓発を図る。

さらに、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等について作成するよう努める。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者または管理者は、活動火山対策特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 8 条で定める「避難確保計画」を作成又は変更するものとする。

避難確保計画の作成にあたっては、「集約施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」（平成 28 年 3 月、内閣府（防災担当））などを参考にする。

避難促進施設の所有者又は管理者は、作成又は変更した避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、結果を関係市町長に報告するものとする。

関係市町長は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ避難の確保を図るための必要な助言又は勧告をするものとする。

(2) 登山届提出の周知

県、関係市町及び警察等は、火山災害時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発を図るものとする。また届出にあたっては、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮に努めるものとする。

(3) 入山規制の事前対策

登山道等の施設を管理する県及び関係市町は、登山者・観光客の立入りが多い火山において、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

(4) 情報伝達手段の整備

県及び関係市町は、火山現象の発生時における登山者や観光客、その他の火山に立ち入る者及び観光施設の管理者等（以下「登山者・観光客等」）への噴火警報等の伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、観光施設等の管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

また、県及び関係市町は、火山現象の発生時における登山者・観光客等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者・観光客等に関する情報の把握に努めなければならない。

(5) その他警戒避難に関する事項

県、関係市町、関係機関は、登山者・観光客等の安全確保を図るため、次の対策を事前に実施する。

・火山防災協議会において、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
・火山における救助活動時に必要となる火山ガス測定器の配備に努める。

・噴火災害から登山者・観光客等を守るため、防災用品（ヘルメット等）の配備に努める。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 災害発生直前における体制の整備

第１項　基本方針

火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるようにする。

第２項　対策

1　噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山現象に関する情報の伝達体制の整備

【県、市町、宮崎地方気象台、防災関係機関】

噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山現象に関する情報（以下「噴火警報等」という。）の発表基準、通報・伝達経路については、第３章第１節第１款「火山災害に関する情報の伝達」のとおりであるが、県及び関係市町は、気象台及び防災関係機関との連携をとりながら、霧島火山活動に異常な現象が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるように体制の整備を図る。

特に霧島山及びその周辺においては、住民等の間で多くの情報が輻輳し、あるいは途絶するなど、情報が混乱する恐れがあるとともに、火山活動状況によっては避難等に緊急を要することもあり得る。そうした場合でも、正しい情報を住民等に伝達できるよう情報伝達のネットワーク化を推進するものとする。

2　避難誘導体制の整備

【県、市町】

(1) 地域住民に対する避難誘導体制の整備

県及び関係市町は、住民の生命・身体等に危険が生じる恐れがある場合に迅速かつ円滑な避難誘導活動が行えるよう、予め避難計画を作成しておくとともに、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(2) 要配慮者に対する避難誘導体制の整備

県及び関係市町は、地域住民、自主防災組織、老人福祉施設等と連携しながら、高齢者、心身障害者その他いわゆる要配慮者の発災時の避難誘導体制の整備に努める。

(3) 観光客に対する避難誘導体制の整備

霧島火山周辺地区には多くの登山者・観光客・宿泊客がみられる。県及び関係市町は、不特定多数の利用が予定されている施設の管理者に対して、霧島火山防災マップを掲示するなどして火山の特性を周知する他、速やかに避難誘導するための計画を作成し、訓練を行うよう指導する。

また、県及び関係市町においても、災害時に観光客、宿泊客等の避難誘導が円滑に実施されるよう、訓練の実施に努めるものとする。

(4) 避難誘導のための警報装置等の整備

県及び関係市町は、住民等が集中し、かつ予め火山ガス等の噴出の危険性があると判断される地区には、事前にガス測定機等を常設し、警戒避難に備える体制の整備に努める。

第２款 情報の収集・連絡体制の整備

第１項　基本方針

火山噴火に伴う情報は、住民等から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報、県及び関係市町が収集する情報及び気象台から発表される噴火警報等とに大きく区分される。

住民等の安全な避難のためには、これらの情報を正確かつ迅速に伝達することが重要であり、事前にこれらの体制を整備するものとする。

第２項　対策

共通対策編第２章第２節第１款によるほか、次によるものとする。

1　住民等からの連絡体制

関係市町は、住民等からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民等への周知徹底を図るものとする。

2　気象庁との連携強化

県は、住民等及び関係機関からの情報を入手したときは、直ちに宮崎地方気象台に情報を伝達し、また、気象台が観測等によって得た噴火に関する情報を速やかに県危機管理局（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていくものとする。

3　大学等研究機関等との連携

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときには、直ちに霧島山火山防災協議会第 7 号構成員等に情報を伝達し、また、火山研究機関の観測等によって得た噴火に関する情報を速やかに県（危機管理局）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていくものとする。

4　情報の分析整理

(1) 霧島山火山防災協議会の開催

【県、市町、関係機関】

県及び関係市町は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に必要な協議を行うため、霧島山火山防災協議会、同幹事会又は同関係機関会議を開催し、火山の活動状況に関する意識を深め、火山情報を正確に伝達できる体制を確立しておく。（第３章第１節第２款「霧島山火山防災協議会の開催」参照）

(2) 災害情報システムの充実・強化

県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の最新データの収集・備蓄に努め、必要に応じ災害対策を支援するシステムの構築についても検討を行うものする。

第３款 活動体制の整備

第１項　基本方針

霧島火山で火山災害が発生した場合もしくは災害の恐れがある場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るため、県、関係市町及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第２項　対策

共通対策編第２章第２節第２款によるほか、次によるものとする。

1　「災害対策本部」等の設置

霧島火山が噴火等し、災害が発生したりする恐れがある場合に、霧島山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援体制の確立等を推進するために、状況に応じて情報連絡本部又は、災害警戒本部もしくは災害対策本部を設置する。

また、県と現地との連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ現地対策に最適な関係市町に、現地連絡班又は、現地対策本部を設置する。現地連絡班又は現地対策本部は、現地合同調整本部の機能を兼ねるものとし、関係市町及び防災関係機関等との情報交換、調整・連絡を実施する。

2　霧島山火山防災協議会の開催

平素から、霧島山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議等を行うために、火山の専門的知見を有する様々な者が参画する火山防災協議会等を開催し、火山活動状況に関する認識の統一を図り、宮崎県及び鹿児島県の関係機関相互の連絡・連携体制を確立し、適時・適切な防災対策の推進を図る。

霧島山が噴火し、又は噴火のおそれがある場合には、努めて速やかに霧島山火山防災協議会を開催するなど、火山専門家及び関係機関の意見を聴く場を設け、火山専門家等の助言のもと、火山活動状況に関する認識の統一を図るとともに、関係機関相互の連絡・連携体制を確立し、適時・適切な防災対応の推進を図る。

3　宮崎県火山対策連絡会議及び現地火山対策連絡会議の設置

災害対策本部等の設置に際し、庁内関係各課の情報共有を図るとともに、関係市町と緊密に連携して防災対応を検討するために、宮崎県火山対策連絡会議を設置する。

また、連絡会議と現地との連絡を緊密にするため、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局に所管区域内にある県出先機関をもって現地火山対策連絡会議を設置する。

（第３章第１節第２款参照）

第４款 消防、救急・救助体制の整備

第１項　基本方針

火山災害時には、死傷者の発生や火災の発生が予想される。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

第２項　対策

共通対策編第２章第２節第３款によるほか次によるものとする。

1　林野火災への備え

【県、市町】

高温の火山噴出物によって林野火災が発生するおそれがある。そこで林野火災に備え、林野火災空中消火資機材の整備を進めるとともに、消防組織法第 30 条の規定に基づく広域航空消防応援及び自衛隊の災害派遣等による空中消火体制を検討する。

2　救助部隊の活動基準及び運用

(1) 救助部隊の活動基準

関係市町は次の事態が生じたときに消防団等による救助隊を編成するほか、警察その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たる。

・火山災害の現場において要救助者があるとき
・その他、関係市町長が必要と認めたとき

また、救助部隊の活動基準及び運用については、「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関との調整により、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成するものとし、そのうえで、救助部隊間で基準を共有することとする。

そのため、発災後に関係者を迅速に招集し、救助部隊の活動基準を検討するため連絡体制の整備を行うものとする。

(2) 救助部隊の運用

救助部隊は、救出救助の実施体制（共通対策編第２章第２節第３款第２項３　救急・救助体制の整備）に準じて設定するほか、次のとおりとする。

・救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期す。

第５款 医療救護体制の整備

共通対策編第２章第２節第４款によるほか、以下のとおりとする。

霧島山の噴火により多数の傷病者が発生した場合、県は、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立する。

周辺の救急告示施設及び災害拠点病院については、次のとおりである。

(1) 災害拠点病院

表 4-2-1　災害拠点病院

（令和８年１月１日現在）

所在地	病院名	許可病床数	救急病床数	備考
都城市	都城市郡医師会病院	224	18	地域災害拠点病院
小林市	小林市立病院	147	10	地域災害拠点病院
宮崎市	県立宮崎病院	502	42	基幹災害拠点病院
宮崎市	宮崎大学医学部附属病院	604	20	基幹災害拠点病院

(2) 救急告示施設

表 4-2-2　救急告示施設

（令和８年１月１日現在）

所在地	病院名	許可病床数	救急病床数	備考
都城市	国立病院機構都城医療センター	305	4	
都城市	藤元総合病院	332	9	
都城市	宗正病院	59	2	
都城市	都城市郡医師会病院	224	18	地域災害拠点病院
都城市	小牧病院	52	4	
都城市	吉松病院	48	2	
都城市	橘病院	92	3	
都城市	柳田病院	45	4	
都城市	メディカルシティ東部病院	143	10	
小林市	小林市立病院	147	10	地域災害拠点病院
小林市	園田病院	55	5	
小林市	池田病院	112	5	
小林市	整形外科前原病院	88	2	
小林市	整形外科押領司病院	57	2	
小林市	桑原記念病院	38	38	
えびの市	えびの市立病院	50	3	
高原町	国民健康保険高原病院	56	3	

第６款 緊急輸送体制の整備

共通対策編第２章第２節第５款によるほか、関係市町は、必要に応じて、避難者の集団避難に必要な輸送手段について、バス等の必要台数、バス保有機関の連絡先、バスの集結場所などについて予め検討する。県は、関係市町から要請があった場合は、必要に応じて助言を行うなど支援に努める。

第７款 避難収容体制の整備

本編第２章第１節第２款及び、共通対策編第２章第２節第８款に示された以下の事項によるほか、県及び関係市町は、火山災害対策に係る次の事項について検討する。

ア　避難計画の策定及び避難対象地区の指定
イ　避難所及び避難路の確保
ウ　避難所等の広報と周知（避難所の広報、避難のための知識の普及、災害危険区域の広報）
エ　避難施設の安全性確保と設備の整備（避難所の安全性確保、避難所の備蓄物資及び設備の整備）
オ　応急仮設住宅の提供体制の整備

第８款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第９款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第 10 款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第 11 款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第 12 款 二次災害防止体制の整備

第１項　基本方針

ひとたび火山噴火が始まると、その後豪雨等に伴う土砂災害の発生が予想される。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

第２項　対策

１　土砂災害防止体制の整備

【県、市町】

豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。

第 13 款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第 14 款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第３節 県民の防災活動の促進

第１款 防災知識の普及及び防災意識の啓発

共通対策編第２章第３節第１款による他、次のとおりとする。

⑴ 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

【県、市町】

県及び関係市町は、それぞれの火山の特質を考慮して、霧島火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成し、それを基に研修を実施する等防災知識の普及及び防災意識の啓発に努める。

⑵ イベント等の開催

【県、市町】

県及び関係市町は、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害の防止に関する総合的な知識の普及に努める。

第２款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第３款 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化（共通対策編）

第４節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

第１項　基本方針

住民等の安全を確保するには、迅速な避難活動をはじめ、的確な応急活動が必要である。そのため、火山災害や災害対策等に対する研究を推進するとともに、観測活動の充実を図るものとする。

第２項　対策

1　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進

(1) 研究機関と行政機関の連携

【県】

県は、火山災害及び火山災害対策に関する研究機関と行政機関の連携を推進し、防災施策に生かすよう国等に要請する。

2　火山観測及び研究体制の充実等の要請

【県、市町】

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆を把握することが重要である。

そのために、県及び関係市町は、気象台、大学等の火山観測及び研究体制の充実等が図られるよう国の関係省庁機関等に要請する。

第３章 火山災害応急対策計画

第１節 災害発生直前対策

第１款 火山災害に関する情報の伝達

第１項　基本方針

霧島火山は、噴火の前兆現象（第１章第４節第１款３「噴火前兆現象」参照）が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に災害形態が移行していくと予想される（第１章第４節第１款２「予想される噴火のシナリオ」及び第２款３「火山災害の予測」参照）。

これらのことから、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要があれば避難の誘導、登山規制等の措置を講じる。

第２項　対策

１　噴火前兆現象情報の収集と通報

【県、市町、県警察本部】

(1) 通報体制

登山者・観光客等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、各関係市町及び関係機関は、情報の通報を実施する。通報体制は次のとおりとする。

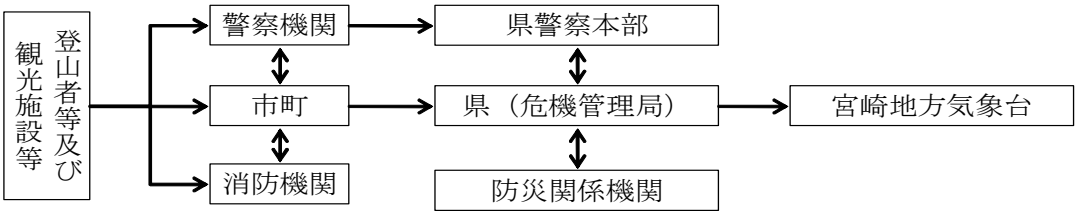

図 4-3-1　通報体制

なお、登山者・観光客等から宮崎地方気象台へ直接通報された場合は、気象台から県及び関係市町へ連絡を行う。

(2) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表 4-3-1　火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	＊山、崖等の崩壊
	＊地割れ
	＊土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	＊噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	＊噴気・噴煙の量の増減
	＊噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	＊新しい湧泉の発見
	＊既存湧泉の枯渇
	＊湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	＊新しい地熱地帯の発見
	＊地熱による草木の立ち枯れ等
	＊動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	＊水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	＊軽石・死魚の浮上
	＊泡の発生
○有感地震の発生及び群発	
○鳴動の発生	

(3) 異常現象の調査と速報

住民等から異常現象発見の通報を受けた市役所、町村役場の職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

表 4-3-2　速報の内容

○発 生 の 事 実（発生または確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
○発　生　場　所（どの火口で確認されたか）
○発生による影響（住民等、動植物、施設への影響）

2　噴火警報等の発表と伝達及び通報

(1) 噴火警報等の種類

【宮崎地方気象台】

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

なお、本県に被害を及ぼす可能性のある五山（霧島山（新燃岳、御鉢、えびの高原（硫黄山）周辺）、大幡池）、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳・伽藍岳））は、いずれも噴火警戒レベルが運用されている。

①噴火警報・予報

ア　噴火警報は、気象業務法第 13 条第 1 項、気象庁予報警報規程第３条第４項、第９条の３第１項及び同条第２項の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第 12 条第 1 項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(ｱ) 居住地域を対象とする場合
　噴火警報（居住地域）又は「噴火警報」

(ｲ) 火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合
　噴火警報（火口周辺）又は「火口周辺警報」

(ｳ) 海底火山の場合
　噴火警報（周辺海域）

イ　上記アのうち、「噴火警報（居住地域）」については、気象業務法第 13 条の２第１項の規定により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合に発表する噴火警報を「特別警報」に位置づける。

ウ　噴火予報は、気象業務法第 13 条第 1 項、気象庁予報警報規程第３条第４項、第９条の３第１項及び同条第２項の規定により、火山活動が静穏な状態が予想される場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

②噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

ア　それぞれのレベルには「火口周辺規制」、「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ　噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

ウ　各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の名称及びキーワード」による。

図 4-3-2　対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５ 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル４ （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル１ （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

海底火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等（キーワード）	火山活動の状況
警報	噴火警報（周辺海域）	周辺海域	海底火山及びその周辺海域における警戒 周辺海域警戒	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	直上	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

表 4-3-3(1)　霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル（平成 19 年 12 月 1 日運用開始）

名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 ●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 ［過去事例］ 観測事例なし
		レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 ［享保噴火(1716～1717年)の事例］　1717年2月：火砕流が火口から約3kmまで流下
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね2kmを超4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 ［2008～2011年噴火の事例］ 2011年1月19日：霧島山を挟むGNSSの基線が伸びている中で、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火の発生 ●噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 ［2008～2011年の噴火の事例］ 2011年2月1日：大きな噴石が火口から最大約3.2kmに飛散 警戒が必要な範囲は、火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。
	火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 ［過去事例］ 2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日：火山性地震の増加 ●小噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 ［2008～2011の噴火の事例］ 2010年7月10日：火砕サージが約300m流下。警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。

噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり。

注）ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをとする。

表 4-3-3（2）　霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル（平成 19 年 12 月 1 日運用開始）

名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 ［過去事例］ 1235 年 1 月 25 日：火砕流が火口から約 3km まで到達 ●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 ［過去事例］ 1235 年 1 月 25 日：溶岩流が火口から約 5km まで到達
		レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 ［過去事例］ 有史以降の事例なし
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火砕流が火口から概ね 2.5km 以内に到達する可能性。 ［過去事例］ 明確な記録なし ●火口から概ね 2.5km 以内に噴石飛散。 ［過去事例］ 1900 年 2 月 16 日：約 1.8km に噴石飛散 1895 年 10 月：約 2km まで噴石飛散

	火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね 1km 以内に噴石飛散。 ［過去事例］ 1923 年 7 月：噴火 1896 年 3 月：噴火 ●小噴火の発生が予想される。 ［過去事例］ 2003 年 12 月：火山性微動、噴気活動活発 1899 年 7 月、10 月：黒煙噴出
噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり。

注）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

表 4-3-3（3）　霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警戒レベル
（平成 28 年 12 月 6 日運用開始）

名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●　噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達、又はそのような噴火が切迫している。 ［過去事例］なし
		レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●　噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 ［過去事例］なし

噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	● 噴火が発生し、火口から概ね４㎞以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が到達、又は発生が予想される。 ［過去事例］ 9000年前：不動池溶岩が約４㎞流下 ● 噴火が発生し、火口から概ね２㎞以内に大きな噴石の飛散や火砕流（低温）が到達、又は発生が予想される。 ［過去事例］ 16～17世紀：大きな噴石が硫黄山から約２㎞飛散
	火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	● 地震活動の高まりや地殻変動により、小噴火の発生が予想される。 ［過去事例］なし ● 小噴火が発生し、火口から概ね１㎞以内に大きな噴石が飛散。 ［過去事例］ 1768年の水蒸気噴火：大きな噴石の飛散距離は不明。
噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	● 状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。 ［過去事例］ 2016年の火口終戦の熱異常域の拡大 ● 火山活動は静穏

注）「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

表 4-3-3(4)　霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル
（令和３年３月 30 日運用開始）

名称	範囲対象	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】なし
		レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 【過去事例】 約 7,100 年前：溶岩流が大幡山から約 4km 流下
噴火警報（火口周辺）または火口周辺報	火口から居住地域近くまで	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね 2km を超え概ね 4km 以内に大きな噴石の飛散,方は火口から概ね 1km を超え概ね 3km 付近まで火砕流、概ね 4km 付近まで溶岩流が到達するような噴火が予想される。 ●噴火が発生し、火口から概ね 2km を超え概ね 4km 以内に大きな噴石が飛散、または火口から概ね 1km を超え概ね 3km 付近まで火砕流、概ね 4km 付近まで溶岩流が到達 ▸警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね 4km となる。
	火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動、火山ガスの増加等により、小噴火の発生が予想される。 ●小噴火が発生し、火口から概ね 2km 以内に大きな噴石の飛散や概ね１km以内に火砕流の到達。。 【過去事例】 約 6,500～7,000 年前の水蒸気噴火（大幡山）：　大きな噴石の到達距離は不明 ▸警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況に応じ概ね 1km となる。

噴火予報	火口内等	レベル１活火山であることに留意	火山活動は静穏。　火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる可能性（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。地震の増加が認められたりする等、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

③噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用します。

④火山の状況に関する解説情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑤降灰予報

降灰予報は、気象業務法第 13 条第１項及び第 14 条第１項の規定により、噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間ごと）に「降灰予報（定時）」を発表し、18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。また、噴火が発生した場合に噴火後速やかに（5～10 分程度）「降灰予報（速報）」、噴火後 20～30 分程度で「降灰予報（詳細）」をそれぞれ発表する。「降灰予報（速報）」は噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、「降灰予報（詳細）」は噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。発表基準は、「降灰予報（定時）」を発表している火山では「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表し、「降灰予報（定時）」を発表していない火山では「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

⑥火山ガス予報

火山ガス予報は、気象業務法第 13 条第 1 項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑦火山現象に関する情報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア　火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ　月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 火山情報の発表及び通報伝達官署

宮崎県に関係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

表 4-3-4　火山情報の発表及び通報伝達官署

火山名	発　表　官　署	通報伝達官署	情 報 等 の 種 類
霧島山 (新燃岳) （御鉢） （硫黄山） （大幡池)	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	・噴火予報 ・噴火警報（居住地域） 略称：噴火警報 ・噴火警報（火口周辺） 略称：火口周辺警報 ・噴火警報（周辺海域） ・噴火速報 ・火山の状況に関する解説情報 ・降灰予報 ・火山ガス予報 ・火山活動解説資料 ・月間火山概況 ・噴火に関する火山観測報
桜島			
阿蘇山	福岡管区気象台		
九重山			
鶴見岳・伽藍岳			

(3) 噴火警報等の通報・伝達系統

【宮崎地方気象台、県、市町、関係機関】

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次のとおりとする。

噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末などで知ることができる。

事業者が提供するサービスは下表のとおりである。

図 4-3-3　噴火警報等の通報・伝達系統

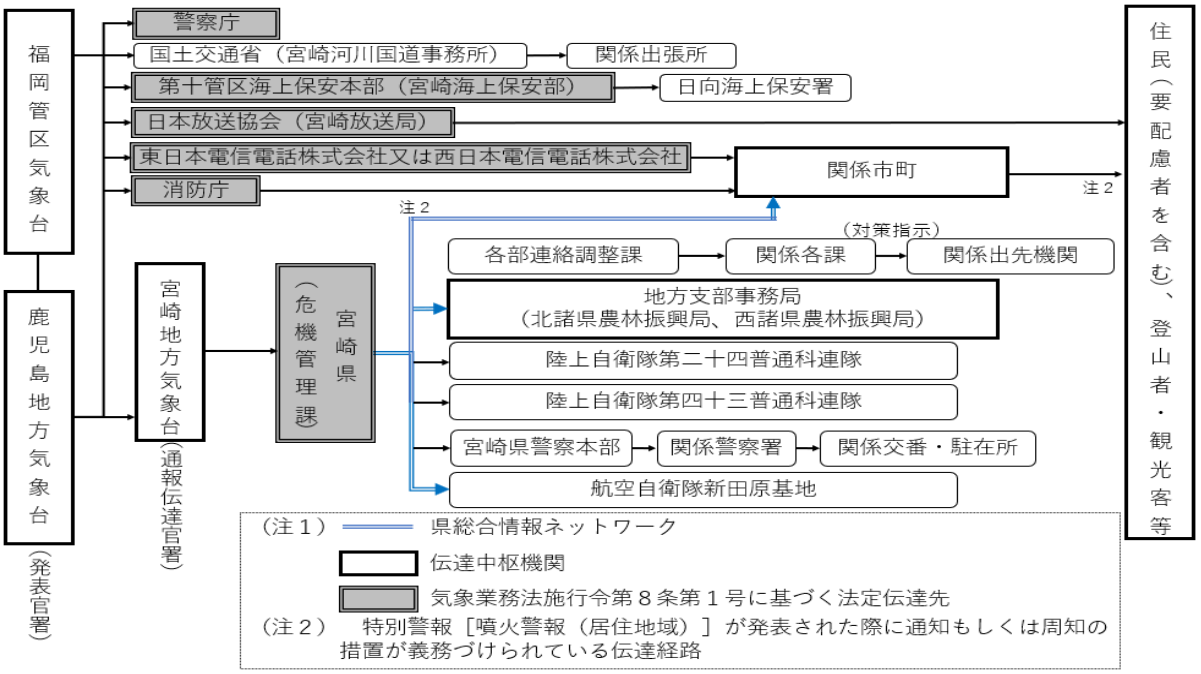

表 4-3-5　噴火速報について事業者が提供するサービス（令和７年３月時点）

事業者名	提供方法	関連するURLとQRコード	アプリ
LINEヤフー株式会社	Yahoo!防災速報アプリ（スマートフォン） Yahoo!ニュースアプリ（スマートフォン） Yahoo!JAPANアプリ（スマートフォン） Yahoo!JAPANトップページ（PC、スマートフォン）	https://emg.yahoo.co.jp/dl	
	LINEスマート通知（LINEアプリ内通知設定）	https://guide.line.me/ja/services/line-smart-notifications.html#002	
日本気象株式会社	お天気ナビゲータ（PC、スマートフォン、携帯電話、メール）	https://s.n-kishou.co.jp/w/charge/kazan/kazan_top.html	
株式会社ウェザーニューズ	ウェザーニュース（スマートフォンアプリ、火山Ch.） 火山アラーム（ウェザーニュースアプリ内通知設定） らくらくウェザーニュース（スマートフォンアプリ、山の天気） ウェザーニュース（携帯電話、メール）	https://weathernews.jp/s/volcano/alarm.html	
アールシーソリューション株式会社	PREP（スマートフォンアプリ） Safety tips（スマートフォンアプリ<14か国語(15言語)対応>）	https://www.rcsc.co.jp/appinfo	
グヒルン株式会社	特務機関NERV防災（スマートフォンアプリ<英語対応>）	https://nerv.app/	

注）気象庁ホームページ
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kazan/funkasokuho/funkasokuho_toha.html

(4) 通報・伝達要領

【宮崎地方気象台、県、市町、関係機関】

ア　宮崎地方気象台は、噴火警報等を受け、当該噴火警報等を速やかに県、その他関係機関に伝達する。

イ　宮崎地方気象台からアの情報を受けた関係機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関等に伝達する。

ウ　下部伝達機関は、掲示、有・無線放送等の方法により、住民等に周知徹底を図る。

(5) 通報・伝達方法

【宮崎地方気象台、県、市町、関係機関】

ア　宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、噴火警報等を伝達する場合は、気象情報伝送処理システムや防災情報提供システム等による。

イ　県は、(6)に定めた要領による。

ウ　日本放送協会宮崎放送局は、気象情報伝送処理システムによる。

エ　その他の伝達中枢機関は、それぞれ所管の通信網による。

(6) 県における措置

【県】

ア　噴火警報等の受理

宮崎地方気象台から通報される噴火警報等は、危機管理局において受理する。

なお、勤務時間外においては災害監視室が受理し、直ちに危機管理課主幹危機管理担当に連絡する。

イ　噴火警報等の伝達要領

(ｱ) 火山現象に関する情報の伝達要領

危機管理局において火山現象に関する情報を受け、必要と認められるとき「噴火警報等の通報・伝達系統」により庁内関係各課、関係県出先機関、関係市町、陸上自衛隊第 24 普通科連隊、第 43 普通科連隊及び航空自衛隊新田原基地に伝達する。

(ｲ) 噴火予報、噴火警報の伝達要領

①　危機管理局において噴火予報、噴火警報を受理したときは、ただちに「噴火警報等の通報・伝達系統」により伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関係市町及びその他の防災関係機関に対し、必要な通報又は要請を行うものとする。

②　危機管理局から伝達を受けた関係各課は、必要があると認められるときは、関係県出先機関に対し予想される事態に対してとるべき措置を指示するものとする。

(7) 関係市町における措置

【市町】

県からの伝達を受けた関係市町は、伝達に係る事項を関係機関及び住民等その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報又は警告をする。

(8)　港湾管理者及び漁港管理者における措置

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には，国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

第２款 霧島山火山防災協議会の開催

第１項　基本方針

霧島火山が噴火等し、災害が発生したりする恐れがある場合に、県、関係市町、関係機関及び研究機関による「霧島山火山防災協議会」を開催し、火山専門家の助言の下、霧島火山の火山噴火情報等の収集と分析を行い、霧島火山の火山活動の活発化に伴う災害防止等に関する調査を実施し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図る。

第２項　対策

１　霧島山火山防災協議会で協議する事項

【県、市町、関係機関】

情報の収集・交換、避難対策の検討、応急対策等の検討及び関係機関の連絡・調整を行う。具体的には、次のものがあげられる。

(1) 霧島火山の火山噴火情報等の収集、分析
(2) 避難の時期に関する提言
(3) 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整
(4) 応援協力体制の確立及び推進
(5) その他必要と認められる事項

第３款 警戒区域の設定、避難指示等

第１項　基本方針

関係市町長は、霧島火山に噴火警報が発表された場合、または火山噴火等により災害が発生する恐れがある場合に、霧島山火山防災協議会をはじめとする関係機関の助言に基づき、住民等の生命、身体等に危険があると判断される地域を対象に、必要に応じて警戒区域の設定、避難指示等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

第２項　対策

１　警戒区域の設定等

【市町】

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）を踏まえ、必要に応じて警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。

(ｱ) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民等の保護を図ろうとするものである。
(ｲ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
(ｳ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の範囲の基準

警戒区域の範囲は、霧島火山の噴火に伴い噴出岩塊が落下する危険性のある火口から約1～4kmの区域及び溶岩流・火砕流・泥流等の流下区域、また有毒ガス、強酸性の湧水の噴出により直接住民等の人体等に危害を及ぼすと想定される区域を一応の基準とする。

関係市町長は、噴火の場所や噴火の規模、また天候や風向等気象条件を勘案し、霧島山火山防災協議会等の助言を聞き、警戒区域を設定する。

２　登山規制

【市町】

関係市町は、噴火警報（火口周辺）が発表された場合及び火山の状況に応じて登山者・入山者に対し、以下の入山規制などの措置を行う。

・登山者・観光客等の避難誘導

市町は、防災行政無線、メール、ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者・観光客等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について、施設等と連携し対応する。

また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

表 4-3-6　入山規制発令基準

(1) 新燃岳

レベル (ｷｰﾜｰﾄﾞ)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまで立入禁止（規制範囲は火口から概ね 3km、火山活動の状況により概ね4kmとなる。） （備考） 直近の霧島市新湯地区まで約 2.5km	ア．新燃岳方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山その他適宜の場所に明示する。 新燃岳方面以外へ通ずる登山口については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ．関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から概ね 2km、火山活動の状況により概ね１km 以内立入禁止	
レベル１ （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

(2) 御鉢

レベル (ｷｰﾜｰﾄﾞ)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【初期及び活発期】 火口から半径2.5km以内立入禁止 （備考） 直近の都城市中山地区まで約 2.8km 【活動安定期】 火口から半径2km以内立入禁止 （備考） 中岳まで約 2.4km	ア．御鉢方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 御鉢方面以外へ通ずる登山口については、御鉢方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ．上記について、関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から概ね半径 1km 以内立入禁止	

レベル１ （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

(3) えびの高原（えびの高原（硫黄山）周辺）

レベル (ｷｰﾜｰﾄﾞ)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	硫黄山から概ね 2km 又は 4km の範囲への立入を規制	立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信などの措置をとる。 えびの高原周辺の登山者等に避難を呼びかけ、下山を促すとともに、必要に応じ、救助関係機関の協力を得てえびの高原荘に避難し、孤立した登山者等を救出する。
レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	硫黄山から概ね 1km の範囲への立入規制	立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信などの措置をとる。 噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動を行う。
レベル１ （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	―	噴気や火山ガスなどの状況により、必要な注意喚起や立入規制などを行う。

(4) 大幡池

レベル (ｷｰﾜｰﾄﾞ)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまで立入禁止 （規制範囲は火口から概ね 3km、火山活動の状況により概ね 4km 以内立入禁止） （備考） ひなもりオートキャンプ場まで約3.6kmとなる。	ア．大幡池方面のみに通ずる登山道については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 大幡池方面以外へ通ずる登山道については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ．関係市町職員、消防機関等
レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に	火口から概ね 2km、火山活動の状況により概ね 1km 以内立入禁止	

	危険が及ぶ。）噴火が発生あるいは発生すると予想される。		職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル１ （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況により火口内への立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

(5) その他の火山(想定噴火場所周辺以外の場所で噴火した場合)

レベル (ｷｰﾜｰﾄﾞ)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
― （入山危険）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	ア．当該火山方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 　当該火山方面以外へ通ずる登山口については、当該火山方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ．関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
― （火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	
― （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	火口内等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

3　事前避難

【市町】

事前避難は、避難を準備する段階における住民等の判断による自主的避難を指す。

(1) 避難誘導

この段階においては、特に避難誘導は実施しない。

(2) 避難手段

営業用バスを利用する。この時の運賃等は、事前避難者の負担とする。

(3) 避難先及び連絡

避難先は霧島火山防災マップ等で指定された危険区域外の安全な避難所とする。事前避難をする者は、避難誘導責任者(自治会長等)に伝え、避難誘導責任者がとりまとめて市役所、町村役場に報告する。

避難誘導責任者は、事前避難者の連絡先等を整理し明確にしておく。

(4) 避難所の開設

関係市町及び近隣市町村は、避難所を開設し、事前避難者を収容する。

(5) 避難所における措置

この段階においては、原則として、炊出し、衣服・寝具・生活必需品の給与及び医療・助産等は実施しない。

(6) 携帯品の制限

この段階においての携帯品は、次のものとする。

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食	○ヘルメット(頭巾)
○かえ下着	○迷子札	○水	○マスク	○タオル
○貴重品	○カッパ(傘)	○防塵眼鏡など		

4　避難の実施基準

【市町】

関係市町長は、噴火警報（居住地域）が発表された場合及び火山の状況に応じて避難活動を、「高齢者等避難」「避難指示」の２段階に分けて実施する。それぞれの実施基準は次のとおりである。

ア　高齢者等避難

噴火警戒レベル４（避難準備）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている）とき

イ　避難指示

噴火警戒レベル５（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき

なお、上記避難の実施基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。関係市町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

①「高齢者等避難」より早く避難する時(住民等による事前避難)

住民等の自主判断により、避難所に集まってしまった場合

②避難が遅れる時

夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰による暗闇等による障害

5　避難指示等の助言・指示権者

【県】

(1) 県による助言

関係市町長による避難措置は、各関係市町において避難の要否決定の時期や判断に差異が生じると、混乱を招くおそれがある。そこで、県は「霧島山火山防災協議会」を開催し、宮崎地方気象台の情報、各観測所の資料及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。その結果を参考に、関係市町長に助言する。

(2) 避難指示権者

関係市町長の他、次の者が避難指示を実施することができる。

①知事

②警察官（災害対策基本法 61 条、警察官職務執行法 4 条）

③災害派遣時の自衛官（自衛隊法 94 条）

6　避難指示の伝達要領

【市町】

避難指示の伝達は、関係市町の防災計画に定められた系統に従って実施する。

7　伝達の方法、内容、防災信号

【市町】

(1) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、おおむね次の方法による。

①防災行政無線による伝達
②伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達
③広報車(消防車等)による伝達
④サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
⑤放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
⑥有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

(2) 伝達する内容

伝達する内容は、次のとおりである。
①避難先とその場所
②避難経路
③避難の理由
④その他の注意事項

(3) 防災信号

表 4-3-7　防災信号

区分	掲載旗	サイレン	警　鐘
高齢者等避難		５秒 ●－●－●－ 休止（約 15 秒）	１点打 ●休止●休止●
避難指示	赤色	約１分 ●－　　●－ 休止（約５秒）	連打 ●－●－●－●－●－●

8　報告・通報

【県、市町】

関係市町長は、避難指示等を行った場合は、直ちに知事（災害対策本部設置前にあっては危機管理局、災害対策本部設置後にあっては総合対策部地方対策班)に報告する。

知事は、関係市町長から報告を受けた場台、次の関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

なお、関係市町長は知事に報告する暇がない場合(通信が途絶した場合を含む)は、直接下記に示す必要な機関に通報する。

○宮崎地方気象台　　○報道機関　　○県教育庁　　○日本赤十字社宮崎県支部
○県警察本部　　○その他必要とする市町村　　○自衛隊

9　高齢者等避難段階における小・中・高等学校等の対策

【県、市町】

教育長は、「高齢者等避難」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1) 児童生徒が家庭にいる場合

ア　教育長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は、自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

イ　児童生徒の措置

児童生徒は、避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

(2) 児童生徒が学校にいる場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

家族への引き渡しが困難な場合は、児童生徒を学校に待機させる。

【私立学校等の設置者】

私立学校、各種学校等の設置者は、県立、市町立学校の例により適切な避難活動を実施する。

10　広域避難

霧島火山における避難は、市町内の避難所への避難を基本とする。

ただし、被災市町が、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他市町村への広域的な避難などが必要と判断した場合は、被災市町は当該市町村に直接協議する。

県は、被災市町から他の都道府県の市町村への受入れの要請があった場合は、共通対策編第 3 章第 9 節第 7 款「広域一時滞在」により、他の都道府県と協議を行うものとする。

11　避難指示等の解除

【市町】

避難指示等の解除に当たっては、噴火警報（居住地域）から噴火警報（火口周辺）に引き下げられた場合又は火山噴火等による災害のおそれがなくなった地域がある場合に、霧島山火山防災協議会等の意見を聞きながら、地域住民の生活と安全性を十分に考慮したうえで決定する。

第２節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部等の設置

共通対策編第３章第１節第１款によるほか、次のとおりとする。

1　情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

(1) 設置基準

ア　霧島山に関し、火口周辺警報（噴火警戒レベル２（火口周辺規制）若しくは火口周辺危険又は噴火警戒レベル３（入山規制）若しくは入山危険）が発表されたとき

イ　その他霧島山火山災害に関して、危機管理局長が必要と認めたとき

2　災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

ア　霧島山に関し、噴火警報（噴火警戒レベル４（高齢者等避難）又は居住地域厳重警戒）が発表されたとき

イ　その他霧島山火山災害に関して、危機管理統括監が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

ア　災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ　県（庁内）火山対策連絡会議の開催

ウ　本部長の指示事項の各部及び支部への伝達）

エ　自衛隊、市町村等関係する防災関係機関及び関係団体との連絡調整

オ　警戒活動の実施

3　災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア　霧島山に関し、噴火警報（レベル５（避難）又は居住地域厳重警戒にあって危険な居住地域からの避難等が必要な場合）が発表されたとき

イ　霧島山火山災害に関し、多数の人命に損害が生じ、または生じるおそれがあるとき

ウ　その他霧島山火山災害に関して、知事が必要と認めたとき

4　現地連絡班、現地対策本部

噴火の影響が複数の市町に係る場合または１市町であっても被害甚大またはその恐れがある場合で、知事が必要と認めるときは、現地対策に最適な市町に、災害対策本部現地連絡班又は現地対策本部を設置するものとする。

現地連絡班又は現地対策本部は、現地合同調整本部の機能を兼ねるものとし、市町及び防災関係機関等との情報交換、連絡・調整を実施する。

第２款 職員の参集及び動員

共通対策編第３章第１節第２款によるほか、次のとおりとする。

表 4-3-8　火山災害時の職員参集・配備基準

本部体制	危機管理局	本課	地方支部事務局 及び構成出先機関
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び火山対策関係課※1の緊急要員	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局及び構成出先機関の緊急要員
災害警戒本部	発災直後：全局員 参集後：状況を見極め規模縮小	災害警戒本部構成課及び火山対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	火山噴火の影響を受ける市町を管轄する地方支部事務局の緊急要員（その他の構成出先機関は、本課及び所属長の判断による）
情報連絡本部	待機１個班登庁 ※レベル変更を伴う場合は、危機管理担当	火山対策関係課の緊急要員（所属長の判断により登庁）	
※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準により難い状況にある場合は、配備する職員の増減は、各所属長の判断による。			

※１　火山対策関係課･･･福祉保健課、自然環境課、農政企画課、道路保全課、河川課、砂防課、教育政策課

第３款 市町村の活動体制の確立

関係市町は、緊急情報が発表され、事態が重大と認められるとき又は噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるときは、それぞれの地域防災計画の定めるところにより災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策に万全を期する。

なお、火山活動の活発化に伴い、災害防止のため必要があると認められるときは、県に準ずる体制をとるものとする。

第３節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

共通対策編第３章第２節によるほか、次の通りとする。

1　災害状況等の緊急把握

県及び関係市町は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

関係市町における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

ア　人的被害及び住家被害の状況
イ　登山者・観光客等要救出者の確認
ウ　登山規制の状況

エ　住民の避難基準及び避難の状況
オ　被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
カ　交通確保の状況
キ　噴火規模及び火山活動の状況
ク　噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、５万分の１の図面にその分布を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ５cm 単位で図示すること。

(2) 被災者情報の収集・集約

県及び関係市町は、住民のほか、要配慮者、登山者・観光客等に関する情報の把握に努める。

関係市町は、避難所等に収容された住民及び登山者・観光客等については、避難所で作成する避難者名簿を通じて、身元の確認を行い、親族の連絡先を把握して、連絡を取る。医療機関等に収容された住民及び登山者・観光客等については、本人からの伝達もしくは登山届や所持品等から身元の確認を行う。また、警察署は、登山届が出されている者について、安否の確認を行い、必要に応じて関係市町と情報共有を図る。

県は、必要に応じて、災害対策本部の東京連絡部及び県外事務所連絡部を設置し、県外の観光客等の親族等による問合せに対応する。

特に、山頂付近の登山者・観光客等の情報収集・集約にあたっては、各火山の登山口に導入されている登山届、ヘリコプターによる視認、監視カメラによる把握、火口周辺の施設との連携や見回りなどにより、収集・集計を行うものとする。

第４節 広域応援活動

共通対策編第 3 章第 3 節によるほか、以下を活動拠点及び前方拠点の候補地とする。

表 4-3-9　活動拠点及び前方拠点の候補地

噴火想定火口	活動拠点（候補地）	前方活動拠点（候補地）
硫黄山周辺	陸上自衛隊えびの駐屯地	旧加久藤小学校尾八重野分校
	霧島演習場	白鳥温泉下湯
	えびの市文化センター	えびの高原荘・キャンプ村
	小林市総合運動公園	生駒高原花の駅
大幡池	陸上自衛隊えびの駐屯地	生駒高原花の駅
	小林市総合運動公園	夷守台オートキャンプ場
	高原町総合運動公園	
新燃岳	陸上自衛隊えびの駐屯地	皇子原公園
	高原町総合運動公園	
	高城総合運動公園	
御鉢	陸上自衛隊都城駐屯地	夏尾小・中学校
	高城総合運動公園	西岳小・中学校

第５節 救助・救急及び消火活動

基本的な救助・救急の体制は、共通対策編第 3 章第 4 節によるほか、現地合同調整本部が設置された場合は、救助部隊の拠点を同本部におくとともに、ヘリポートの設置をするなど、迅速な活動に備える。

また、救助部隊の具体的な活動基準及び運用については、「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関により、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を調整する。そのうえで、救助部隊間で基準を共有することとする。

なお、救助部隊の活動基準の検討に当たっては、霧島山の各火口の火山現象の規模、態様等を十分考慮することとする。さらに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、以下の点などを考慮し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

＜二次災害防止のための安全管理＞
○指揮本部の安全管理体制
・天候や火山活動の情報変化の情報収集
・隊員の健康管理と各級指揮者からの報告
・他機関からの情報収集と、活動隊に情報提供
・隊員の疲労度を考慮したバックアップ体制を構築
・ガスマスクの携行
・各機関共通の活動基準を設定
・各機関の情報共有
・先鋭的な山岳中助方法での救助活動を禁止
○活動隊員の安全管理
・活動時の服装、個人装備及び資機材の選択
・天候や火山の状態による活動判断基準
・火山性微動、火山性地震による中止判断
・降雨による捜索判断中止基準
・降雨による捜索活動中止後の活動再開判断基準
・火山性ガスによる活動中止判断基準　など
・活動中の再噴火時の対応

第６節 医療救護活動（共通対策編）

第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第８節 避難収容活動

第１款 「避難指示」段階の避難

「避難指示」段階の避難については、共通対策編第３章第９節第１款「避難誘導の実施」によるほか、以下の通りとする。

１　「避難指示」段階の避難誘導
【市町】
(1) 避難誘導責任者
予め決められた避難誘導責任者（自治会長、消防団分団長等）は、住民の避難誘導を実施するとともに、避難漏れのないよう巡視、広報を強化し、残留希望者には強く指示して避難させる。
(2) 避難手段
避難者の輸送は次のとおりとし、自力避難を原則とするが、関係市町が避難者輸送を行う場合には、関係市町が要請した交通機関車両及び自衛隊車両を使用する。
(3) 携帯品の制限
この段階においての携帯品は、次の他、必要最小限のものとする。

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食	○ヘルメット(頭巾)
○かえ下着	○迷子札	○水	○マスク	○タオル
○貴重品	○カッパ(傘)	○防塵眼鏡　など		

2　避難状況の把握・報告

【市町】

(1) 避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者である自治会長等は、住民の避難状況を把握し、それぞれの関係市町長に対し報告を行う。

(2) 避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者は、地区別にあらかじめ準備された避難者名簿を用意し、名簿に記入の後、住民の避難状況を避難施設管理者等の収容班長に報告する。また、観光客については宿泊施設の管理者が宿泊名簿等を確認しながら収容班長に報告する。

収容班長は、住民の避難の状況をそれぞれの関係市町長に対し、次の要領で報告する。また、避難所の運営状況等を毎日、避難所業務日誌に記載する。

表 4-3-10　避難状況の報告の要領

項目		内容
報告時期		・避難準備が発せられてから 2 時間おきの毎正時とする （必要がある場合は随時）
報告内容	避難者に関すること	・避難時における当該区域住民の世帯数及び人員数 ・避難した世帯数及び人員数（避難先を区分） ・避難者の死亡又は負傷者の状況 ・その他避難者の状況について、特に必要な事項
	輸送車両に関すること	・配車状況 ・輸送車両の見通し ・増配車の必要性の見通し ・その他輸送に関し、特に必要な事項
	残留者に関すること	残留者の氏名及び措置

3　避難指示段階における小中高等学校等の対策

【県、市町】

教育長は、「避難指示」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1) 児童生徒が家庭にいる場合

ア　教育長、学校長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

イ　児童生徒の対応

児童生徒は避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

(2) 児童生徒が学校にいる場合

学校長は、当該小中高等学校等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは、家族に引き渡しができなかった児童生徒を、あらかじめ定めた避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

【私立学校等の設置者】

私立学校、各種学校等の設置者は、県立、市町立学校の例により適切な避難活動を実施する。

4　輸送不可能時における残留者の安全対策

【市町】

輸送不可能時とは、陸路が溶岩流や降下火砕物等のため車両交通が不能となった場合をいう。このような場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

(1) 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なく、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

(2) 警戒区域外への脱出が不可能な場合

この場合は、警戒区域内にいて、比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。ただし、このような建物がない場合は、状況に応じて避難する。

第２款 避難所の開設、運営（共通対策編）

第３款 被災者の把握（共通対策編）

第４款 避難生活環境の確保（共通対策編）

第５款 要配慮者への配慮（共通対策編）

第６款 応急住宅の確保（共通対策編）

第９節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第 10 節 保健衛生、福祉、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動（共通対策編）

第 11 節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第 12 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第 13 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第 14 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第 15 節 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第３章第 16 節によるほか、以下のとおりとする。

1　被災者等への広報

【市町】

関係市町は、異常現象が発生し、火山情報が発表される等、噴火の発生が予想される段階から避難が完了するまで広報活動を実施する。

(1) 広報の担当

予め定められた関係市町における広報担当者が実施する。

(2) 広報の内容

情報の公表、広報活動の際その内容について、関係機関相互に連絡をとりあう。

＜住民等に対する広報の内容＞

○噴火前兆現象(異常現象)の状況

○噴火前兆現象(異常現象)に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容

○避難に関する事項

・避難の必要性

・避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品

・集結地点及び避難先、避難の場所

・交通状況(交通途絶場所等)
○火山活動の状況
・噴火地点
・噴火の状況
・噴火の影響度
○被害の状況
・被害区域
・人の被害状況
・交通施設の被害(特に道路の被害状況)
○災害対策の状況
・災害対策本部の設置状況
・移動無線局の配置状況
・医療救護班の配置状況
・避難車両の配置状況
・生活物資の確保状況
○その他必要事項

2　県民への的確な情報の伝達

【県】

県は、関係市町による広報の実施ができない場合又は特に必要があると認められた場合、広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

情報の公表及び広報活動の際、その内容について関係機関相互に連絡を取り合うものとする。

原則として関係市町による広報と同様とするが、次の点について強化を図る。

○噴火前兆現象と噴火の関係
○流言の取締りと対策
○防災関係機関の対策状況
○災害の状況と噴火の今後の見通し

第 16 節 二次災害の防止活動

1　土砂二次災害の防止活動

【九州地方整備局、県、市町】

九州地方整備局、県及び関係市町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、降雨等による土石流等による二次災害の防止に努める。関係市町は、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

九州地方整備局は、重大な土砂災害が急迫している場合、土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を県及び関係市町に提供する。

第 17 節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第 18 節 災害救助法の適用（共通対策編）

第 19 節 農林水産物応急対策

1　農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病害虫の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

2　家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

3　林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

4　水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。

第 20 節 文化財応急対策

1　天然記念物等の応急対策

【県、市町村】

県及び市町村は、天然記念物や名勝等の文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、応急対策について管理者等と協議の上、応急・復旧の方針を定めるものとする。

また、未指定文化財については、関係機関の協力を得て被害状況の把握に努めるものとする。

第４章 火山災害復旧・復興計画

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第３節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第５章 継続災害への対応方針

第１節 継続災害への対応方針

第１項　基本方針

霧島火山の噴火は過去の経緯等からみて長期化することは考えにくいが、長期化する場合は県及び関係市町は、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

第２項　対策

１　避難対策

県及び関係市町は、気象庁より火山噴火等が長期化する等の発表を得た場合、また土石流の発生のおそれがある等の火山現象に関する情報を関係機関及び住民等に迅速かつ的確に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導体制の強化を図る。

また、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設を行う。なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

２　安全確保対策

県及び関係市町は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、県及び関係市町は、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。

また、国の協力のもと復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

３　被災者の生活支援対策

県及び関係市町は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を国（厚生労働省、中小企業庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省）に要請し実施する。

第７編

海上災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 計画の目的

本編は、宮崎県にかかる海上における船舶の坐礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の有害液体物質、廃棄物の排出及びそれに伴う火災（以下「海上災害」という。）が発生した場合に、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、国、県、市町村等関係防災機関及び漁業協同組合等関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第２節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

海上災害対策に関し、防災責任者が処理すべき事務又は業務の大綱は、総論第２章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

１　宮崎県

(1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
(2) 災害の規模等に応じた災害警戒（対策）本部・支部の設置
(3) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
(4) 関係防災機関への協力要請
(5) 関係防災機関との連絡調整
(6) 宮崎県救護班の出動
(7) 日本赤十字社宮崎県支部及び国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
(8) 市町村等が行う排出油の拡散防止・除去活動への協力
(9) 排出油防除資機材の調達・斡旋
　排出油防除資機材とは、次のものをいう。
油吸着材、油処理剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等
(10) 排出油が河川、港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者、隣接県等に対する通報及び河川、港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
(11) 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
(12) 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護・保全
(13) 漁業者、観光業者等の復旧支援
(14) 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言

２　宮崎県警察本部

(1) 被害実態の把握及び関係防災機関への通報
(2) 被災者の救出・救護及び身元確認
(3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
(4) 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
(5) 現場保存
(6) 遺体の収容及び検死
(7) 関係防災機関の活動に対する支援

３　市町村

(1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
(2) 関係防災機関との調整
(3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）

(4) 死傷病者の身元確認
(5) 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
(6) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
(7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
(8) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
(9) 排出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
(10)排出油防除資機材及び消火資機材の整備
(11)漁業者、観光業者等の復旧支援

4　第十管区海上保安本部（宮崎海上保安部）
(1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報、協力要請
(2) 災害対策本部等の設置
(3) 海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の捜索
(4) 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
(5) 船舶火災及び死傷病者の地上搬送に係る最寄りの市町に対する出動要請
(6) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の開催及び排出油等災害対策総合調整本部の設置
(7) 事故原因者等に対する排出油の応急防除措置の指導
(8) 排出油の拡散防止、回収等の応急防除措置の実施
(9) 一般船舶の安全確保及び船舶交通の規制
(10)死傷病者の身元確認
(11)応援医師及び緊急物資の海上輸送

5　自衛隊
(1) 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の捜索
(2) 消火並びに排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
(3) 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送
(4) 交通規制の支援

6　九州運輸局
救援船舶のあっ旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

7　九州地方整備局
排出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動

8　漁業協同組合（漁業協同組合連合会）
(1) 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
(2) 被害組合員に対する融資又は斡旋
(3) 生産資材、応急資材等の確保又は斡旋
(4) 海上災害防止センターとの委託契約に基づく排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
(5) 漁業関係者の被害補償の取りまとめ

9　海上災害防止センター
(1) 海上保安庁長官の指示に基づく排出油防除措置の実施
(2) 船舶所有者等の委託に基づく排出油防除措置の実施
(3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有

第３節 事故原因者等の責務

石油類を排出させたタンカー等船舶の所有者、占有者又は船長等災害発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

1　第十管区海上保安本部（宮崎海上保安部）、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議
2　現地における事故対策本部の設置（海上における事故の場合は、最寄りの陸上）
3　関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
4　遭難船舶乗組員等の捜索・救助活動
5　現地における医療その他の応急措置
6　死傷病者の身元確認及び家族への通知
7　見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
8　排出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
9　排出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
10 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
11 被害者の損害に対する補償対応
（タンカー事故の場合原則的には、油濁損害は、先ず船舶所有者（又はP&I保険）が賠償し、これを上回る損害については、国際油濁補償基金が上限を定め補償する。）

第４節 日向灘近海における船舶交通の特性等

宮崎県沿岸に広がる日向灘は、東シナ海と太平洋を結ぶ船舶交通の要衝である大隅海峡の東端に位置する海域である。

当海域では、宮崎港・細島港・油津港といった県内重要港湾への入出港船に加え、大隅海峡と瀬戸内海間を南北に往来する船舶が多数通航している。

海象面では黒潮が航行に大きな影響を与えており、特に日向灘を南下する船舶は、潮流を避けるために宮崎県沿岸近くを航行する傾向が認められ、これにより沿岸部で操業する地元漁船との輻輳（ふくそう※）が生じやすい状況にある。

近年、油流出を伴う重大な海上災害は発生していないものの、漁場と大型船の航路が重複していることから、常に警戒を要する海域である。

※船舶が一定箇所に集中して混み合う状態

◆九州近海の船舶通行量（海洋状況表示システム（海しる）【海上保安庁】

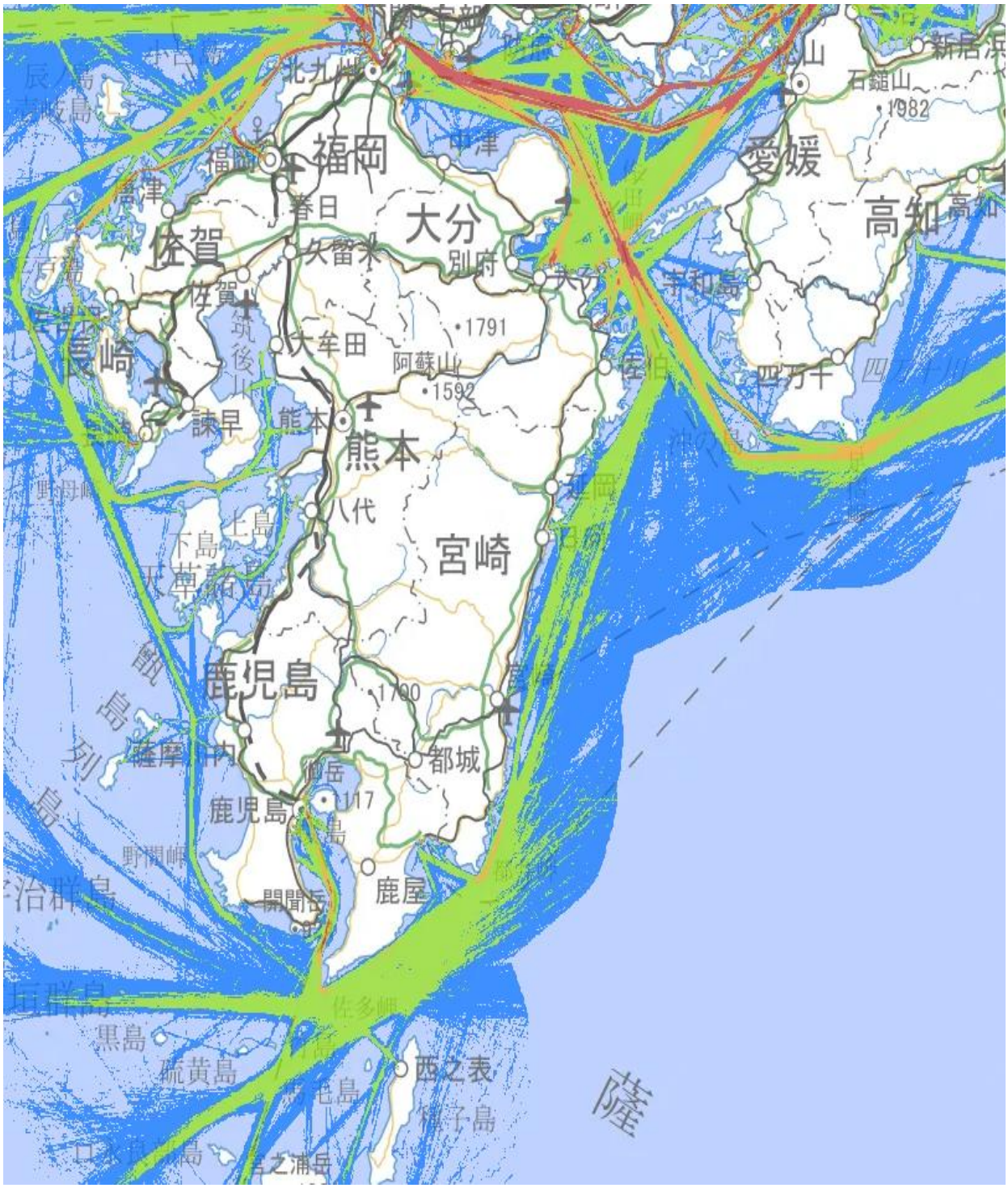

◆日向灘を航行する船種別隻数表

（単位：隻）

船種	令和6年												計	（参考）平均/日
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
貨物	879	896	930	907	947	909	918	853	891	887	895	1,006	10,918	29.9
タンカー	332	299	306	281	290	270	277	246	287	277	278	316	3,459	9.5
その他	316	315	367	399	361	352	389	318	310	337	323	349	4,136	11.3
計	1,527	1,510	1,603	1,587	1,598	1,531	1,584	1,417	1,488	1,501	1,496	1,671	18,513	50.7

・同表は、海上保安庁によりＡＩＳ（船舶自動識別装置）情報を元に算出した日向灘を航行する船舶の交通量（ＡＩＳを搭載しない漁船等の小型船舶を除く）を示したものであり、同海域において１日５０隻程度の航行が確認できる。

◆日向灘を航行する船種別隻数の詳細

（隻数）

船種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
貨物	879	896	930	907	947	909	918	853	891	887	895	1006	10918
タンカー	332	299	306	281	290	270	277	246	287	277	278	316	3459
不明	262	258	300	320	307	294	329	278	257	263	268	296	3432
他	21	21	14	16	11	13	23	15	20	20	23	19	216
客船	5	7	23	27	13	12	12	11	13	20	10	9	162
漁船	13	13	13	14	12	13	9	4	7	7	8	4	117
引き船	9	8	10	14	9	8	8	4	5	10	5	10	100
捜索救助船		1		2	3	3	1	2	2	3	2	3	22
警備保安船	2	2	2		1	2	1		3	5	2	1	21
曳航船	1	1	3	2		2	2	1	1	2	2	3	20
軍事作業船		1	1	1		1	2	1	1	2	2	1	13
帆船	1	1	1	1	2					2			8
曳航船 長200m.幅25m	1	1			1	1		1	1	1		1	8
予備	1	1		1	1	1	1				1	1	8
プレジャーボート				1	1	1		1		1		1	6
一般船・予備							1						1
浚渫 水中作業船						1							1
高速艇										1			1
総計	1527	1510	1603	1587	1598	1531	1584	1417	1488	1501	1496	1671	18513

第２章 海上災害予防計画

第１節 船舶の安全な運行の確保

【宮崎海上保安部】
宮崎海上保安部は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上防災対策に関する指導・育成を行い、船舶の安全な運行の確保を図るものとする。

1　排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上防災対策に関する指導を行うこととする。

2　危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。

3　船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】
県、市町村、宮崎海上保安部等の関係機関は、海上災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

第２款 活動体制の整備

活動体制の整備については、共通対策編第２章第２節第２款によるほか、以下のとおりとする。
危険物の排出時における活動体制の整備
【県、市町村、警察、宮崎海上保安部】
海上災害により危険物等が大量に排出した場合に備えて、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図るものとする。

第３款 救急・救助及び消防活動体制の整備

救急・救助及び消防活動体制の整備については、共通対策編第２章第２節第３款によるほか、以下のとおりとする。

1　海上災害用装備資機材の整備

【宮崎海上保安部】
宮崎海上保安部は、船艇及び救難用機材(機付ゴムボート、投光器、高性能拡声装置等)の整備に努めるものとする。

【市町村】
市町村は、海上災害に備え、水難救助用資機材（救命用ボート、救護用ゴムボート、水上バイク、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等）の整備に努めるものとする。
【警察】
警察は、海上災害に備え、潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。

2　警察用船舶の広域運用に必要な措置

【警察】

警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の警察用船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、気象・海象情報の収集、係留場所の確保、燃料の確保、相互通信の確保、回航又は運航が可能な経路の把握等警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じるものとする。

3　消防用資機材の整備

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、ガソリンポンプ、化学消火剤、消防ホース継手等の消防用資機材の整備に努めるものとする。

【市町村】

沿岸市町は、船舶火災用の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4　宮崎海上保安部と沿岸市町消防機関との連携体制の整備

宮崎海上保安部と沿岸市町は、消防に関する業務協定を締結し、状況の変化に対応して必要な見直しを行うとともに、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について常時相互に交換するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第６款 危険物等大量排出時の防除体制の整備

1　排出油防除資機材等の整備

【宮崎海上保安部、県、市町村、関係機関】

(1) 宮崎海上保安部は、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤、油吸着材等の排出油防除資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 県は、海上災害による石油類の排出時に、市町村等が行う防除作業を支援するために必要とする排出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。

また、市町村その他関係防災機関、関係団体等が保有する排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。

(3) 市町村は、排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備に努めるものとする。

(4) 海上災害防止センターは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な排出油防除資機材を保有する。

2　宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の運営

【宮崎海上保安部、関係機関】

宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会を円滑に運営し、災害時に、会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努める。

なお、同協議会は次の業務を行う。

(1) 排出油防除計画の策定
(2) 排出油防除に必要な施設、機材の整備の推進
(3) 排出油防除に関する研修及び訓練の実施
(4) 排出油防除活動の実施の推進

(5) その他排出油防除に必要な事項

第７款 海上防災訓練、研修等

【宮崎海上保安部】
宮崎海上保安部は、大規模海難や危険物等の大量排出等を想定して、関係機関と連携して、排出油防除及び船舶火災消火のための訓練を実施する。

【県】
県は、沿岸市町で実施する県総合防災訓練等の機会をとらえ、沿岸市町、宮崎海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携のもとに、大規模海難や危険物等の大量排出等海上災害への対応を迅速・的確に行うための訓練の実施に努めるものとする。

第３節 海上災害及び防災に関する調査研究

【県、宮崎海上保安部】
県及び宮崎海上保安部は、海上災害に対する防災活動を適切かつ効果的に実施するために必要な防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

第３章 海上災害応急対策計画

第１節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部等の設置

県は、県又は近隣する海域等において海上災害が発生したときは、所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1　情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

(1) 海上災害が発生し、人命救助のため知事による自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じたとき

(2) 海上災害の発生により、県域の海岸に排出油等が漂着する可能性があるとき

(3) その他海上災害に関して、危機管理局長が必要と認めたとき

2　災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

ア　海上災害が発生し、多数の人命に損害が及ぶおそれが生じたとき

イ　海上災害の発生により、県域の海岸等に排出油等が漂着する等被害が及ぶおそれがあり、厳重な警戒体制をとる必要が生じたとき

ウ　その他海上災害に関して危機管理統括監が必要と認めたとき

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第４条第４項に規定する各課長及び福祉保健課長、水産政策課長、漁業管理課長及び港湾課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

ア　災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ　本部長の指示事項の各部及び支部への伝達

ウ　宮崎海上保安部、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

エ　県、市町村等関係防災機関及び関係団体の備蓄する排出油防除資機材の状況の点検（特に、オイルフェンス等の配備、展張等の調整）

オ　警戒活動の実施

3　災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

ア　海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき

イ　海上災害により、排出油等の漂流進路予測、県内各地の被害発生状況に関する情報等により、県域の海岸等に多量の排出油が漂着し、又はそのおそれがあるなど相当な被害が予想されるとき

ウ　その他海上災害に関して、知事が必要と認めたとき

(2) 組織

排出油災害のときは総合対策部に次の班を追加する。なお、関係課は職員を班員として派遣するものとする。

ア　水産対策班

関係課　漁業管理課　水産政策課
事務分掌
(ｱ) 水産資源保護のための応急対策に関すること
(ｲ) 水産関係団体からの情報収集・連絡調整に関すること

イ　廃油処理・環境対策班
関係課　環境管理課　循環社会推進課
事務分掌
(ｱ) 廃油の回収、処理に関すること
(ｲ) 環境対策に関すること

4　総合調整機関の設置

県災害対策本部等は、関係機関の排出油の防除対策を円滑に進めるため、次の基準により総合調整機関を設置し、必要に応じて県が開催するものとする。

なお、防災基本計画等に基づく「連絡調整本部」又は「非常災害現地対策本部」が設置され、当該本部で漂着油の回収を含む総合調整が実施される場合は除くものとする。

総合調整機関の設置基準	主要参加機関等
防除対策の調整等が必要な場合 ・タンカー等の船舶の海難事故が発生し、宮崎県沿岸に漂着の可能性がある場合 ・宮崎県沿岸に排出油が漂着し、現場での排出油の防除対策の調整が必要な場合（被災船舶の除去等を含む）	・九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所 ・宮崎海上保安部 ・宮崎地方気象台 ・九州地方整備局宮崎河川国道事務所 ・陸上自衛隊、航空自衛隊 ・宮崎県（県警察本部を含む関係部局） ・沿岸関係市町 ・海上災害防止センター ・海事鑑定人 ・事故原因者（船主等）

第２款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第３款 宮崎海上保安部の活動体制の確立

宮崎海上保安部は、海上災害が発生したときは、必要な場合、宮崎海上保安部災害対策本部を組織し、応急対策を実施するものとし、必要に応じ、県、市町村等関係防災機関及び関係団体に協力を要請するものとする。

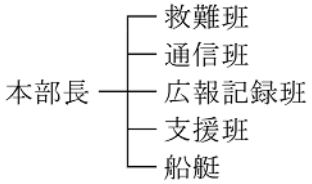

第２節 情報の収集・連絡

第１款 通報連絡系統

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

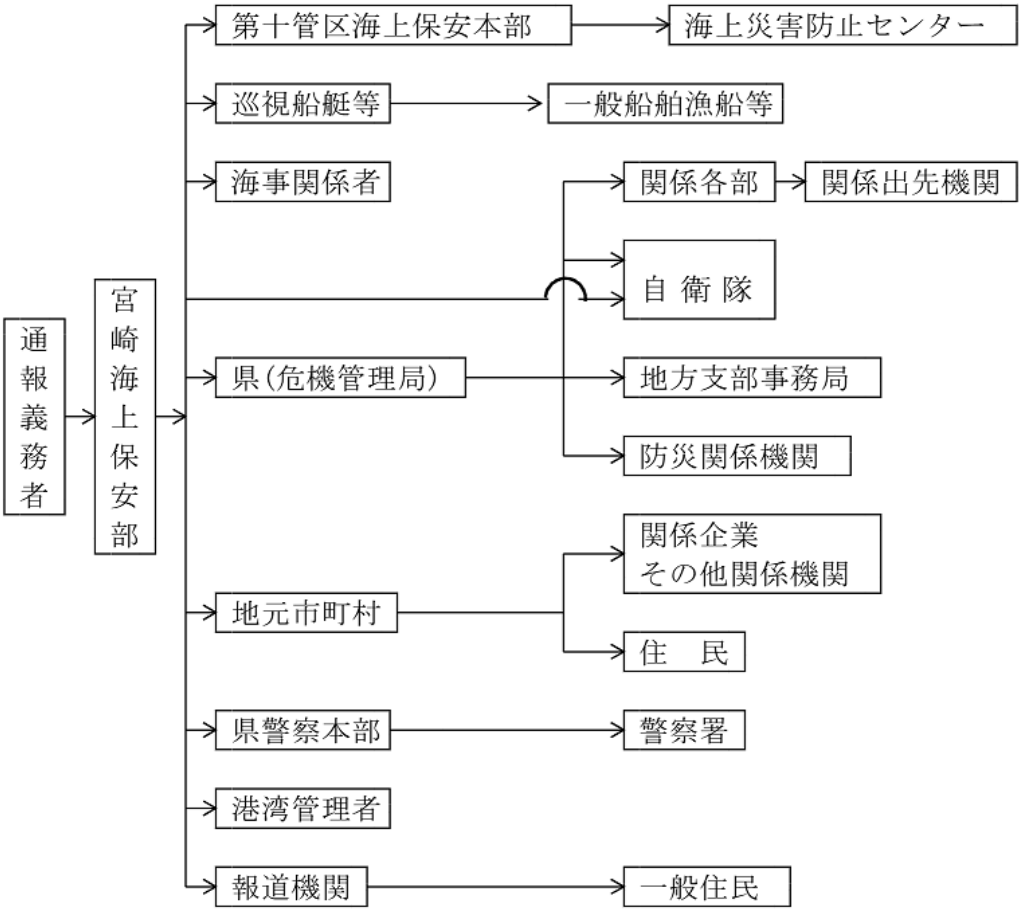

第２款 早期の被害状況の把握

【宮崎海上保安部】

海上における航空災害が発生した場合においては、速やかに巡視船艇又は航空機を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

【県】

県は、早期に海上災害に係る被害の状況を把握するため、宮崎海上保安部等からの情報収集に努める。

また、必要に応じ警察用航空機等からの画像伝送、災害現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

県は、収集した情報を、他の関係機関、関係団体、隣接県等関係者に伝達するものとする。

【警察】

警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 捜索、救助・救急及び消火活動

捜索、救助・救急及び消火活動については、共通編第３章第４節によるほか、以下の通りとする。

【宮崎海上保安部】

(1) 海上災害が発生し、人命の救助及び財産の保全をする必要がある場合には、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊を災害発生海域に派遣し、海上から救助活動を行うとともに、必要に応じて警察、消防機関、自衛隊等関係機関及び関係団体に対し協力を要請する。

(2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。

(3) 危険物等が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

【警察】

警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

なお、沿岸における捜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。

【市町村】

市町村は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

消火活動については、次により行うものとする。

下記に掲げる消火活動は消防機関が担任し、宮崎海上保安部はこれに協力するものとする。

(1) 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災

(2) 河川湖沼における船舶火災

上記以外の海上災害における消火活動は宮崎海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

第５節 医療救護活動（共通対策編）

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、共通対策編第３章第６節によるほか、以下のとおりとする。

【宮崎海上保安部】

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は指示する。

(4) 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。

第７節 危険物等の大量排出に対する応急対策

第１款 排出油等災害対策総合調整本部の設置

【宮崎海上保安部】
宮崎海上保安部は、海上災害により油等が排出され、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合には、次により、排出油等災害対策総合調整本部（以下この章で「総合本部」という。）を設置し、関係機関一体となって応急対策に当たるものとする。

1　排出油等の災害による人命救助、消火、排出石等の防除、船舶の安全確保及び沿岸住民に対する被害防止等の対策を実施する関係機関の連携を密にし、その対策の調整を図るため、必要に応じ宮崎海上保安部長が、同保安部に総合本部を設置する。

2　総合本部が設置された場合は、関係機関の長は、総合本部に防災担当者を派遣するものとする。
防災担当者は、関係機関との排出油等対策の調整について協議するものとする。

【県、警察、消防等関係機関】
県、警察、消防等関係機関は、総合本部が設置された場合は、職員を派遣するとともに、その運営に協力するものとする。

【事故原因者】
事故原因者は、総合本部に出席し、災害状況や事故原因者が今後取る措置等について説明を行うものとする。

第２款 各機関における被害状況等の把握

1　県

県は、海上災害により、石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

(1) 被害報告の集計

地方支部長は、管内市町村から報告のあった排出油漂着状況、油防除措置実施状況等を取りまとめて災害対策本部に報告する。

(2) 現地調査の実施

市町村から応援を求められたとき、その他必要と認められるときは、速やかに職員を派遣して、次の現地調査を実施する。

ア　排出油の漂着及び漂着が予想される海岸線の陸上パトロール
イ　県有船舶による海上調査
ウ　必要に応じ、警察用航空機や自衛隊ヘリコプターの出動を要請し、上空からの調査を実施する。

2　市町村

市町村は、当該区域又は近隣海域において海上災害により石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況をとりまとめて所轄県地方支部を経由して、県災害対策本部に報告するものとする。

(1) 油漂着状況報告

当該市町村の区域内に排出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

(2) 油防除措置状況報告

当該市町村の区域内に排出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

ア　現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）
イ　実施作業内容

ウ　実施予定作業内容
エ　防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）
オ　不足する防除資機材の状況（種類・数量）
カ　防災出動勢力（人員・隻数）
キ　排出油等の回収量
ク　漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）
ケ　使用した油処理剤の数量
コ　作業済み割合
サ　問題点等特記事項

(3) 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

3　警察

警察は、危険物等の大量排出等の海上災害が発生した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

4　事故原因者等

(1) 船舶の船長は、当該船舶から海洋・河川への大量の油の排出があったとき、又は排出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。

また、海面に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。

(2) 事故原因者等又は海上災害防止センターは、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、県災害対策本部（災害対策本部が未設置又は廃止の場合は危機管理局）に逐次報告する。

第３款 流出油の防除・除去計画

1　防除方針の決定

【宮崎海上保安部、県、市町村、関係機関】

(1) 排出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

(2) 排出油等の防除は、排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うにあたっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油排出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な排出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。

(3) 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。

なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。

(4) 原因者活動のみでは十分な対応ができない場合、漂着油の防除について、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者が中心となって対応する。

2　防除作業の実施

【宮崎海上保安部】

(1) 排出油の拡散防止

事故船から大量の油が排出したとき、又は排出が予想されるときは、事故船船主、船舶代理店

（以下「事故船関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに必要に応じて排出油の拡散防止にあたらせる。

(2) 事故船の災害局限措置

油排出等の災害の拡大を防止するため、事故船関係者に対し、事故船関係者が保有している消火機材及び排出油防除資機材の活用並びに積載油の抜き取り移し替え等について指導する。

(3) 排出油の回収及び除去

ア　事故船関係者に対して、排出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。

イ　緊急を要し、かつ、必要と認める場合は、海上災害防止センターに対し海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき排出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

ウ　排出油による急迫した危険を防止するため、事故船関係者の対応が不十分なときは、被害を最小限にとどめるため自ら排出油防除資機材による応急措置を講じ、関係防災機関、関係団体等に対し派遣を要請する。

エ　総合本部を運営し、会員たる関係防災機関の協力を得て排出油防除活動を実施する。

(4) 事故船の移動

事故船舶に防除措置を施した後、必要に応じ、巡視船又は曳船等により事故船を事故海域から他の安全海域へ移動させる。

(5) 漂流物の除去等

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は指示する。

【県】

(1) 市町村の行う排出油の防除作業を支援するものとする。

(2) 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じ職員を派遣し防除作業を実施する。

(3) 市町村の行う防除作業に必要な排出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・斡旋を行うとともに、排出油防除資機材が不足するときは、「九州・山口９県災害時相互応援協定」等に基づき他県等に対し提供の協力を要請するなどにより、その確保に努めるものとする。

(4) 回収した油等の処理施設を紹介し、回収油の適正な処分が行われるよう指導するものとする。

【市町村】

(1) 事故原因者等の要請に基づき、必要に応じ排出油の除去に協力するものとする。

(2) 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため、必要に応じ回収等応急の防除措置を講ずるものとする。

(3) 必要がある場合は、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の設定を行う。

【警察】

関係機関と密接に連携し、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

【海上災害防止センター】

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、排出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合連合会等を介して実施する。

【漁業協同組合（漁業協同組合連合会）】

海上災害防止センターと漁業協同組合連合会との契約に基づき、必要な排出油の防除措置を実施する。

【事故原因者等】

(1) オイルフェンスの展張、その他排出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。

(2) 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の排出防止措置を講ずる。

(3) 排出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。

(4) 回収した油の適正な処理を行う。

3　回収計画の策定

市町村は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効

率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。
なお、回収計画の策定に当たっては、回収油の一時保管場所の指定管理を考慮するものとする。

第４款 油回収作業従事者の健康対策

1　実施責任者

被害地における健康対策は、市町村が実施するが、市町村の要請があった場合及び県が必要と認めた場合には県が行う。

2　健康相談の実施

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、市町村は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、
油回収作業従事者の健康保持に努める。

(1) 活動体制

ア　市町村は油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。
イ　協力要請を受けた保健所長は、市町村が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行う。

(2) 事業内容

ア　救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。
イ　回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

第８節 被災者等への的確な情報伝達活動

第１款 広報活動

県をはじめ関係機関は広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

1　県の広報活動

県民への広報は、次のような項目について行うものとする。

(1) 捜索、救助・救急活動の実施状況
(2) 人命損失が生じた場合は、人数、氏名等
(3) 県、市町村の措置状況
(4) 排出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区域別）
(5) 応急対策の実施状況
　ア　出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）
　イ　排出油の回収量
　ウ　作業地域
　エ　主な使用資機材
　オ　翌日の作業予定
　カ　その他
(6) 回収した油の搬出作業状況
(7) 環境影響等に関する調査の実施結果
(8) ボランティアの要請
(9) その他必要と認められる事項

2　県民への広報要領

特に、県民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の

動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。
(1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
(2) 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
(3) 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
(4) インターネットを利用すること。

3　各省庁に対する広報

県は、被害状況を写真等により記録収集し、県東京事務所を通じて、関係省庁、国会等に対する広報に努める。

第２款 被災者等への対応

【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】

1　海上災害により、死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業等に係る情報をできる限りきめ細かく提供するものする。

2　海上災害による石油類の排出においては、市町村は、被害地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

3　関係防災機関は、石油類排出に関する、被害地住民、県民、近隣県民等からの各種の問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどによりそれぞれ担当者を明らかにして対応する。

第９節 ボランティアの受入れ

第１款 ボランティア受入環境の整備

1　漂着油の回収作業の実施には相当の人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。

2　このため、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣調整に当たる県・市町村社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。

3　県及び市町村は、県・市町村社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

第２款 ボランティアの受入上の留意事項

1　ボランティアのコーディネート

ボランティアを受け入れた市町村は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネーターの派遣を要請し、あるいはコーディネートに携わるボランティアを募るなどして、ボランティアのコーディネイト体制を整備する。

さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。

2　作業実施上の安全性の確保

作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前に、ボランティア保険への加入の有

無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

第 10 節 環境保護対策

第１款 計画の方針

海上災害により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、県民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第２款 環境影響の応急及び拡大防止措置

海上災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

１　県の措置

県は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

(1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
(2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
(3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

２　市町村の措置

(1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
(2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
(3) その他、県の行う施策に協力する。

第３款 文化財（天然記念物等）の応急対策

県及び市町村は、特別天然記念物青島亜熱帯性植物群落等文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

第４款 野生生物の保護

県は、油排出等により海鳥、海がめ等に被害が発生した場合には、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第４章 海上災害復旧計画

海上災害による石油類等危険物の排出に伴う災害復旧については、共通対策編第４章災害復旧・復興計画によるほか、以下の通りとする。

第１節 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）

県、市町村等は、関係団体等と連携し、排出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

第２節 漁業経営安定対策の実施

県、市町村は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

第３節 中小企業経営安定対策の実施

県は、油排出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、関係機関と連携し、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

第４節 風評被害対策の実施

県、市町村は、油排出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

第５節 補償対策等

1　油排出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
2　漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。
3　タンカーからの油排出に伴う、排出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償保障法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I 保険及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。
4　損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
5　県、市町村は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について情報提供、又は助言を行うものとする。

第６節 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第８編

航空災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

本編は、宮崎空港、宮崎空港隣接区域、宮崎空港周辺地域及びその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

宮崎空港等の用語の定義は次によるものとする。

宮崎空港･･･････････････国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所が所有・管理する区域

宮崎空港隣接区域･･･････宮崎空港に隣接するごく狭い範囲の区域

宮崎空港周辺地域･･･････宮崎空港を中心とする半径９キロの管制圏（宮崎空港及びその隣接区域を除く。）

その他の地域･･･････････県内における上記以外の地域

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

＜宮崎空港を発着する旅客機と席数＞

機　　種	席数
ボーイング　７３７−８００	165〜167
ボーイング　７６７−３００	202〜270
ボーイング　７７７−３００	514
ボーイング　７７７−２００	392〜405
ボーイング　７８７−８	335
ボーイング　７８７−９	395
ボーイング　７８７−１０	429
エアバス　A３２０neo	146
エアバス　A３２０	180
エアバス　A３２１neo	194
エアバス　A３２１ceo	194
ボンバルディア　DHC８-Q４００	74
エンブラエル　１７０	76
エンブラエル　１９０	95

第２節 宮崎空港の概要

昭和	18 年	旧海軍飛行基地として建設
	19 年 10 月	全国唯一の国立航空大学校の訓練飛行場としてスタート
	32 年４月	飛行場の供用開始（Ａ滑走路 1,300m・Ｂ滑走路 1,340m）
	36 年５月	第２種空港に指定
	37 年６月	Ａ滑走路 1,500mに、 Ｂ滑走路 1,360mに延長
	41 年３月	Ａ滑走路 1,800mに延長
	54 年３月	Ａ滑走路 1,900mに延長
	55 年６月	Ｂ滑走路を廃止
平成	２年３月	新旅客ターミナルビル完成
	〃	滑走路を 2,500mに延長
	5 年 12 月	新貨物ターミナルビル完成
	8 年７月	空港連絡鉄道の完成
	8 年 12 月	エプロン新設

規模と施設概要

事　項	現　　況
所在地	宮崎県宮崎市赤江
標点位置	北緯　31° 52′ 38″ 東経　131° 26′ 55″
空港面積	1,766,119 ㎡（告示面積）
基本施設	滑走路　　2,500ｍ×　45ｍ 誘導路　　4,409ｍ×北側:18ｍ、南側:23ｍ,26.5ｍ,28.5ｍ,30ｍ,34ｍ) 着陸帯　　2,620ｍ×300ｍ エプロン　163,779 ㎡ 大型ジェット用 6、中型ジェット用 1、小型ジェット用 3 小型機用 10（北側エプロン含む）
航空灯火	進入灯火 滑走路灯火 誘導路灯火 エプロン照明灯
電源施設	商用電源　6.6kV、427kW 予備発電　375kVA×1　625kVA×1 無停電　　100kVA×2　30kVA×2
無線施設 ㊟	空港対空通信施設、ＡＴＩＳ、ＡＳＲ／ＳＳＲ、 ＶＯＲ／ＤＭＥ ＩＬＳ（ＬＯＣ、ＧＳ、Ｔ－ＤＭＥ）
駐車場	138,000 ㎡　　駐車台数　1,075 台
ﾀｰﾐﾅﾙﾋﾞﾙ	旅客ターミナル　延床面積　約 28,200 ㎡ 貨物ターミナル　敷地面積　約 8,900 ㎡ 建築面積　約 2,600 ㎡
消火救難施設	化学消防車３台、給水車１台、救急医療搬送車１台、 救難照明車１台、貯水槽(40t×7 か所、20t×1 か所、 消火栓 4 か所)」

㊟　ＡＴＩＳ＝飛行場情報放送業務、ＡＳＲ／ＳＳＲ＝空港監視レーダー／二次監視レーダー、ＶＯＲ／ＤＭＥ＝超短波全方向式無線標識施設／距離測定装置、ＩＬＳ(ＬＯＣ、ＧＳ、Ｔ－ＤＭＥ)＝計器着陸装置(ローカライザー、グライドスロープ、距離情報提供装置)

第２章 航空災害予防計画

第１節 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

1　情報収集体制の整備

【県、宮崎空港事務所、関係機関】

(1) 宮崎空港事務所等に対する航空災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生の情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア　発見者等からの情報連絡

宮崎空港事務所は、航空災害が発生した場合には、発見者等から速やかに航空災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ　関係機関への連絡

一般の情報提供者から県、警察、消防及び宮崎空港事務所等に入った航空事故災害等の発生情報を速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、ＮＴＴ公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

航空災害が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては県防災救急ヘリコプター及び警察用航空機)及び災害調査チームの出動体制の整備をしておく。

2　通信手段の整備

【県、宮崎空港事務所、関係機関】

(1) 情報通信手段の整備

ア　デジタル化の促進

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ　通信手段の多様化と最新の情報通信機器等の整備

専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進め、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

また、航空災害が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第２款 活動体制の整備

1　災害応急体制の整備

【宮崎空港事務所、県、警察本部、宮崎海上保安部、市町村、航空運送事業者、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会、歯科医師会、ＮＴＴ西日本、九州電力・九州電力送配電】

航空災害対策に関係する機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するものとする。

2　防災関係機関相互の連携体制の強化

【宮崎空港事務所、県、警察本部、宮崎海上保安部、市町村、航空運送事業者、日本赤十字社宮崎

県支部、県医師会、市郡医師会、ＮＴＴ西日本、九州電力・九州電力送配電】

(1) 相互応援協定の締結による連携の強化

航空災害対策に関係する機関は、相互に連携を強化するため、体制の整備を図るものとする。応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておくものとする。

＜宮崎空港における航空機事故消火救難活動に係る協定等締結系統図＞

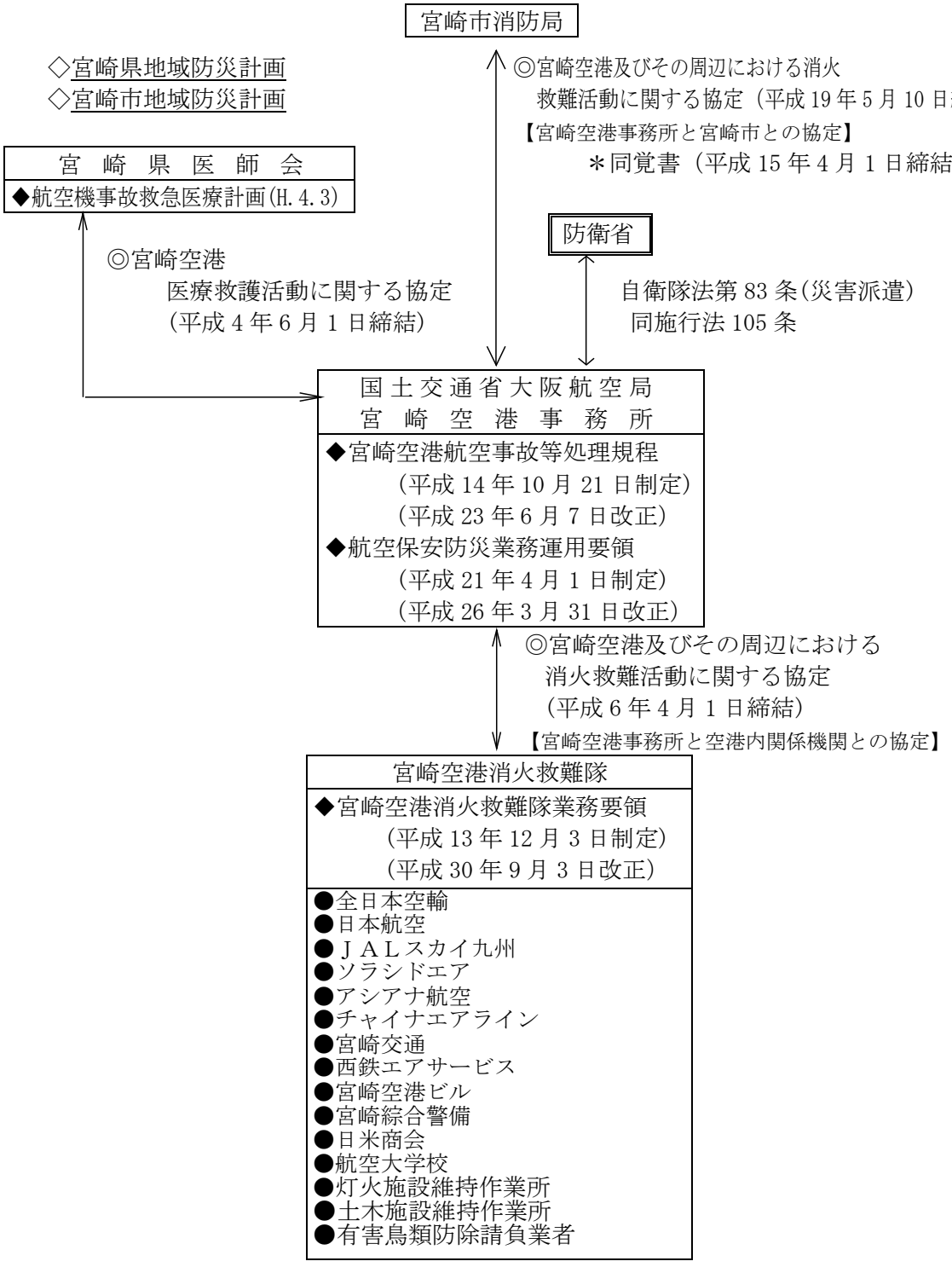

3　宮崎空港消火救難救急医療緊急計画の策定

【宮崎空港事務所】

宮崎空港事務所は、国際民間航空条約第 14 条に準拠した「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」を策定し、毎年必要な見直しを行うものとする。

4　基礎資料の整備

【宮崎空港事務所、関係機関】

空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、以下の資料の収集及び補正に努めるものとする。

(1) 空港施設、運航航空機の種別、航路等
(2) 病院等医療機関の収容可能人員、医師数等
(3) 現地災害対策本部等の設置可能な公共施設等
(4) 関係機関の所在地及び連絡方法
(5) その他必要な資料

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第２章第２節第３款によるものとする。

第４款 医療救護体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第２章第２節第４款によるものとする。

第５款 緊急輸送体制の整備

宮崎空港及び隣接区域においては、「宮崎空港消火救難救急医療緊急計画」によるものとし、空港周辺及びその他の地域においては共通対策編第２章第２節第５款によるものとする。

第６款 防災訓練の実施

【宮崎空港事務所、関係機関】

宮崎空港事務所及び防災関係機関は、宮崎空港及び隣接区域での航空災害を想定した実践的な防災訓練を定期的に実施するものとする。訓練の種類は次のとおりとする。

総合訓練（2 年を越えない間隔で実施）
部分訓練（総合訓練で発見された不具合箇所の改善）
図上訓練（年 2 回実施するシミュレーション）

第３章 航空災害応急対策計画

第１節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１款 航空災害情報の収集・連絡

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

１　空港及び隣接区域の場合

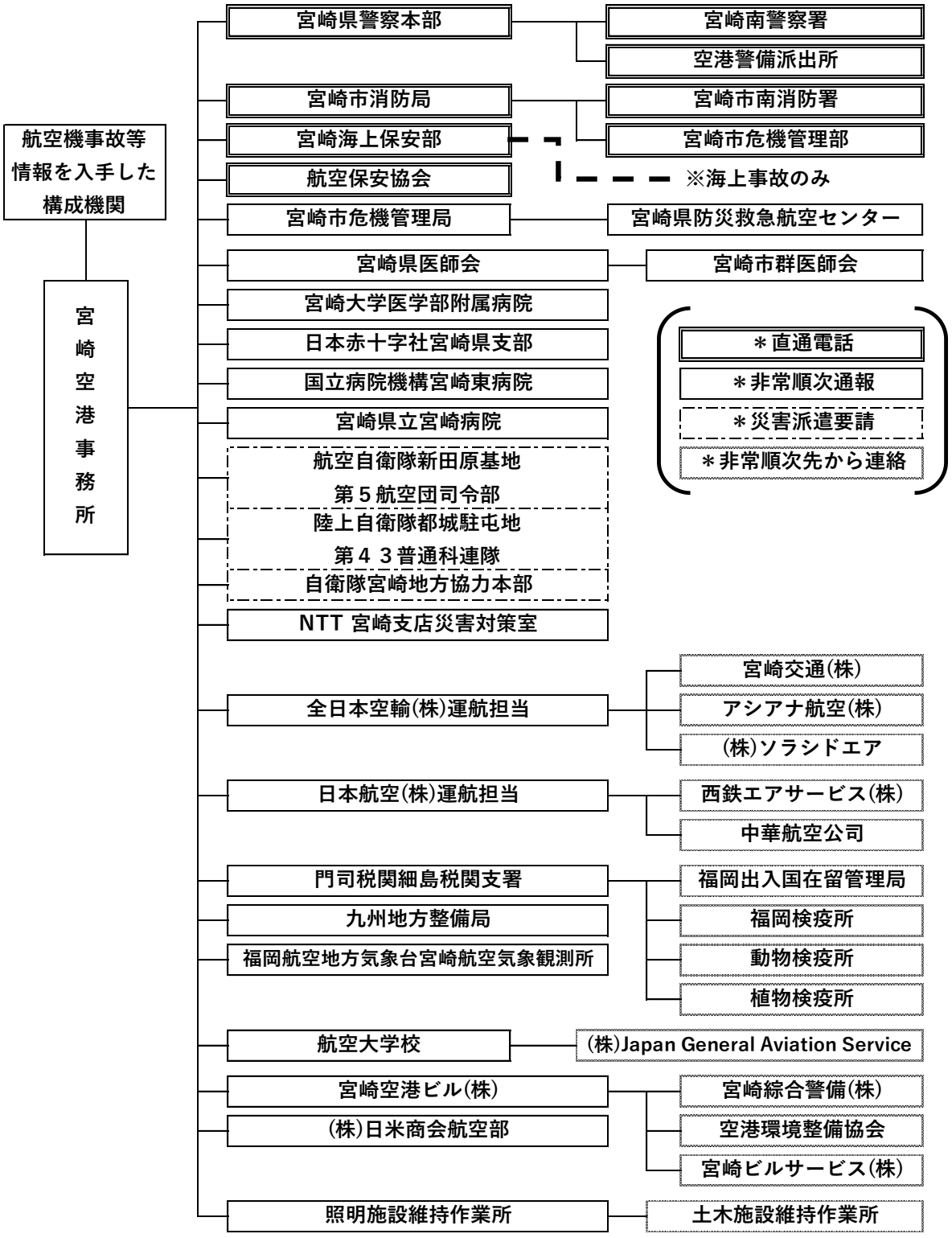

2　空港周辺の場合

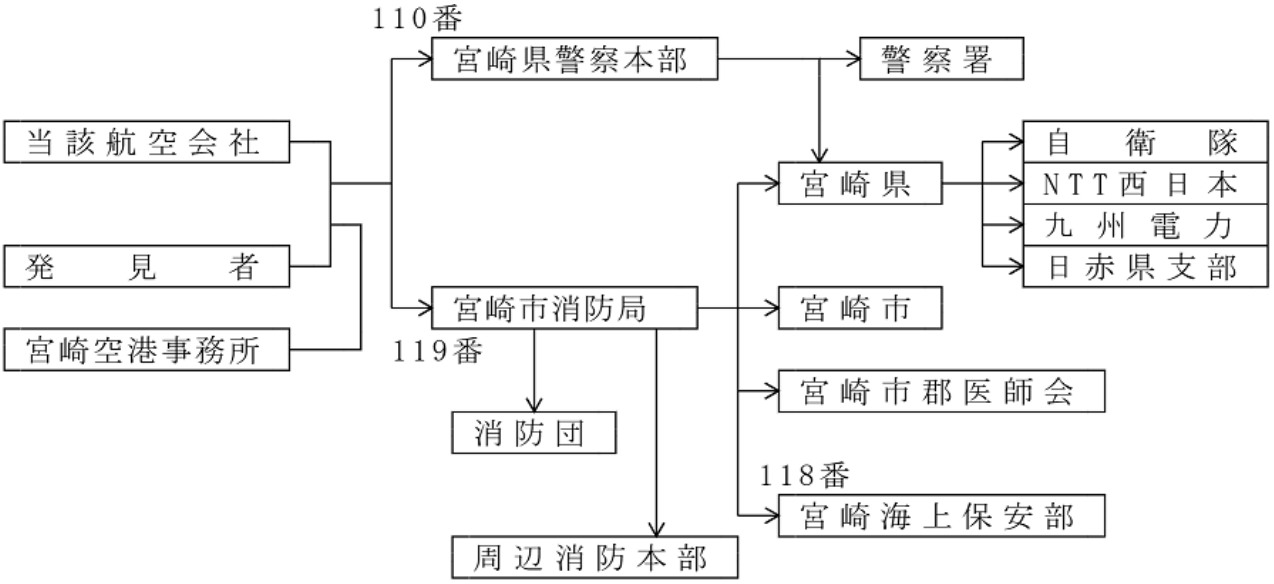

3　その他の地域の場合

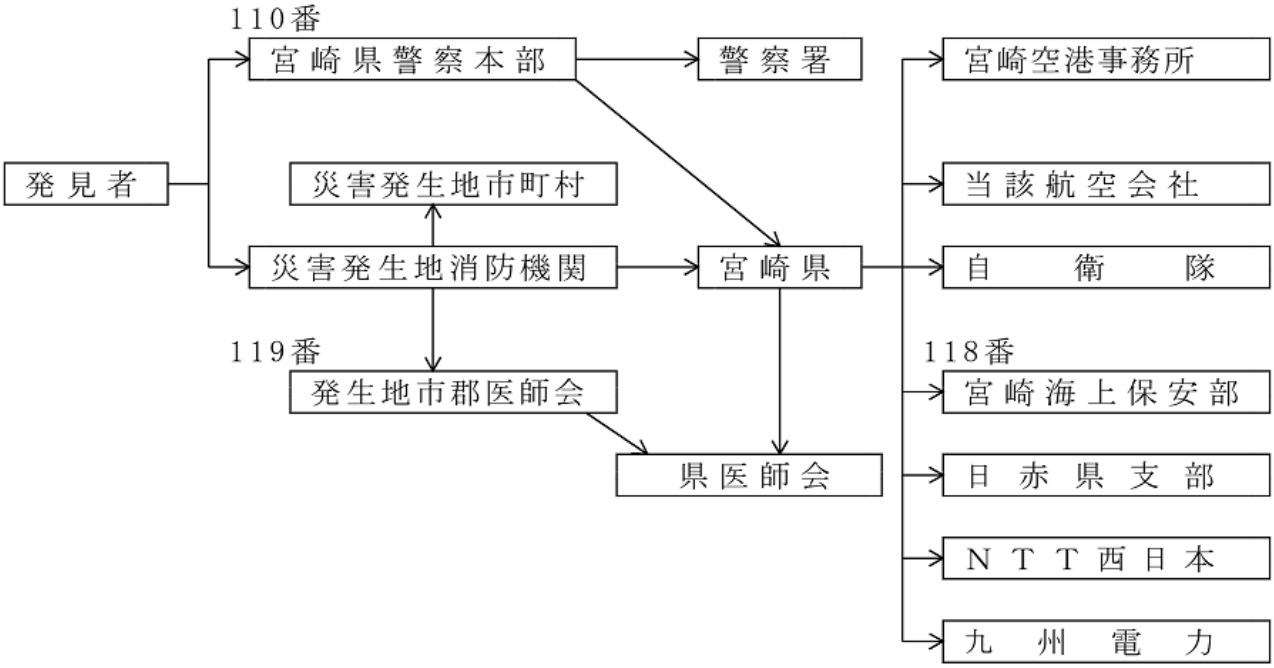

4　各機関の措置

【市町村】

航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

【警察】

航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集するものとする。

【宮崎海上保安部】

海上における航空災害が発生した場合においては、巡視船艇等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

第２款 通信手段の確保

1　無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

【県、関係機関】

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2　ＮＴＴ公衆回線の緊急増設

【県、宮崎空港事務所】

設置箇所、設置数を明示してＮＴＴ公衆回線等の緊急増設をＮＴＴ西日本に要請する。

3　最新の情報通信機器等の積極的な活用

【県、関係機関】

大規模な航空災害の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策用車両等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、県災対本部・現地災対本部共に、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

4　災害情報収集用ヘリコプターの利用

【県、県警察本部】

ヘリコプターテレビ伝送システムにより、航空災害の状況把握を行う。また、必要に応じて他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

第２節 活動体制の確立

【宮崎空港事務所】

宮崎空港事務所は、宮崎空港及び隣接区域に航空災害が発生したときは、「合同対策本部」を設置し、速やかに、事故の概要を把握するとともに、応急対策活動を実施する。

【県】

県は、災害の規模が拡大し、広範囲の又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

宮崎空港内に合同対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。

また、空港周辺及びその他の地域で大規模な航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置し、知事が指名した職員が合同本部を総括する。

【市町村】

市町村は、「市町村災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

【関係機関】

関係機関は、宮崎県内において大規模な航空災害が発生したときは、速やかに初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、災害対策現地合同調整本部等が設置されたときは、職員を派遣するものとする。大規模な航空災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は次のとおりとする。

1　宮崎空港及び隣接区域の場合

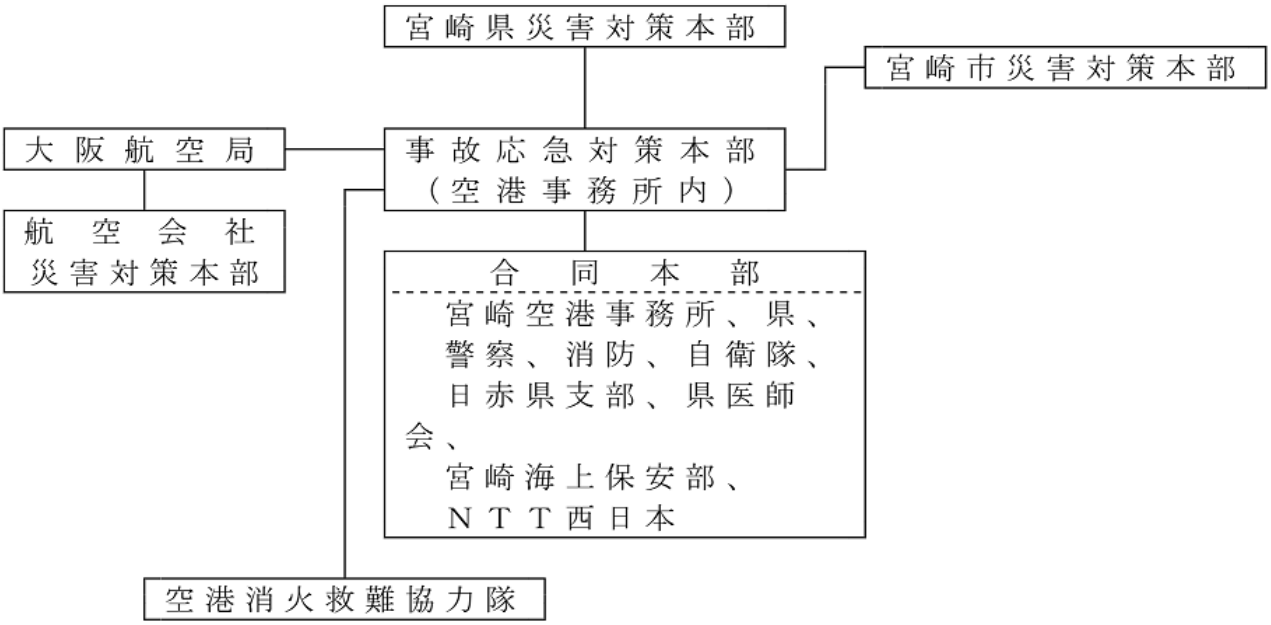

2　空港周辺及びその他の地域の場合

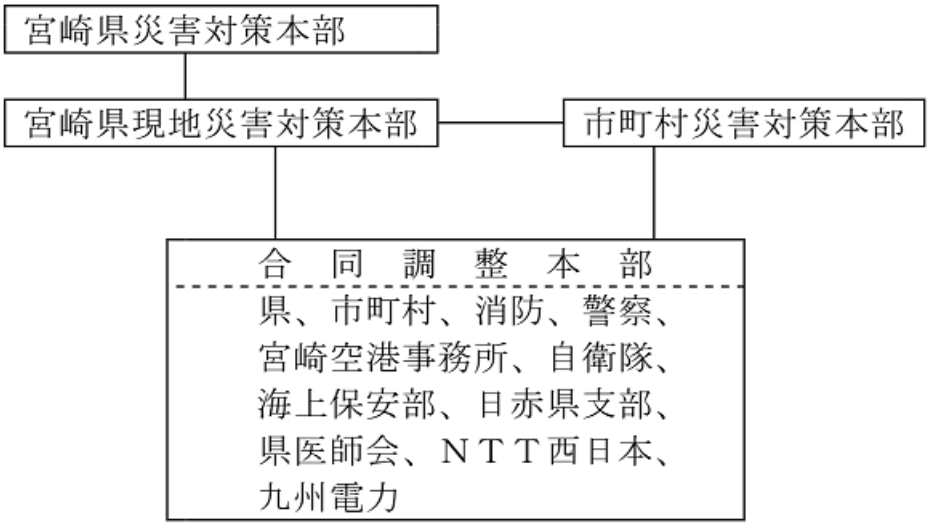

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 捜索、救助・救急及び消火活動

第１款 捜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の捜索活動は次によるものとする。

【国（国土交通省、関係省庁）】

東京救難調整本部(ＲＣＣ)を通じて、相互に密接に協力して捜索活動を行う。

【県】

防災救急ヘリコプターを活用し捜索活動に当たるものとする。

【県警察本部】

交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員に情報収集に当たらせるとともに、警察用航空機、警察用船舶等を活用し捜索活動に当たるものとする。

【宮崎海上保安部】
巡視船艇、航空機を活用し、海上での捜索活動に当たるものとする。
【自衛隊】
必要に応じて、捜索活動を行うものとする。
【市町村】
消防職員、消防団員等を動員し、捜索活動に当たるものとする。

第２款 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、それ以外の地域については共通対策編第３章第４節によるものとするが、概要は次のとおりとする。

1　空港及び隣接区域における消火救難活動

【宮崎空港事務所、宮崎市】
(1) 空港及び隣接区域における消火救難活動は、第一義的には宮崎空港事務所が対応し、宮崎市消防局は必要に応じて支援する。
ア　航空災害に係わる火災が発生した場合、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
イ　航空災害に係わる火災が発生し、又はそのおそれがある場合、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局の職員は、必要に応じて、旅客送迎者及び地域住民の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
ウ　災害の規模が大きく、宮崎空港事務所及び宮崎市消防局限りでは対処できないと思われる場合は、空港周辺の市町村消防機関に応援を求めるものとする。
（宮崎県消防相互応援協定による。）

2　空港周辺における消火救難活動

【宮崎市、宮崎空港事務所】
(1) 空港周辺における消火救難活動は、第一義的には宮崎市消防局が対応し、宮崎空港事務所は必要に応じて支援する。
ア　航空災害に係る火災が発生した場合、宮崎市消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
イ　航空災害に係る火災が発生した場合、宮崎市長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
ウ　災害の規模等が大きく、宮崎市消防局限りでは対処できないと思われる場合は、空港周辺の市町村消防機関及び宮崎空港事務所に応援を求めるものとする。
（宮崎県消防相互応援協定による。）

3　その他の地域における消火救難活動

【市町村】
(1) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
(2) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
(3) 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。（宮崎県消防相互応援協定による。）

第３款 救急・救助活動

【市町村、宮崎空港事務所】
消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。
【県】
県は、防災救急ヘリコプターを活用し、救急・救助活動活動に当たるものとする。
【警察】
航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、関係機関と緊密に連携し、乗客・乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。
航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。
【宮崎海上保安部】
海上において航空災害が発生した場合においては、巡視船艇、航空機又は特殊救難隊を投入し、これにより救出救助活動を行う。

第５節 医療救護活動

第１款 重大事故等突発的災害時の救急医療対策

医療救護活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については、宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、空港周辺及びそれ以外の地域については共通対策編第３章第５節第６款によるものとする。

第６節 交通規制及び警戒区域の設定等

1　交通規制
【警察】
航空災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路及び空港周辺道路又は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

2　警戒区域の設定等
【市町村、警察】
空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。
また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第７節 関係者等への的確な情報伝達活動

1　被災者及びその家族への対応
【県、市町村、宮崎空港事務所、航空会社、関係機関】
(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
航空機災害に係わる航空会社(以下「航空会社」という。)は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。
(2) 被災者及びその家族への援助体制
被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するものとする。

2　広報活動

【県、市町村、宮崎空港事務所、航空会社、関係機関】

航空災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

(1) 空港及び隣接区域で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空機災害に係わる航空会社、宮崎市及び宮崎南警察署等が、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

ア　宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
イ　避難の指示及び避難先の指示
ウ　乗客及び乗務員の住所、氏名、そのほか必要な事項

(2) 空港周辺で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空会社、宮崎市及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

ア　宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要
イ　避難の指示及び避難先の指示
ウ　乗客及び乗務員の住所、氏名
エ　地域住民等への協力依頼
オ　そのほか必要な事項

(3) その他の地域で災害が発生した場合

航空会社、災害発生地市町村及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

ア　市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
イ　避難の指示及び避難先の指示
ウ　乗客及び乗務員の住所、氏名
エ　地域住民等への協力依頼
オ　そのほか必要な事項

第９編

鉄道災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第２節 本県における鉄道概況

本県では、九州旅客鉄道株式会社が旅客鉄道を運営・管理しており、その旅客数等は次表のとおりである。

県内鉄道概況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：ｋｍ）

線　　名	営業キロ		区　　間
	路線全体	宮崎県	
総　　数	738.7	315.4	
日豊本線	462.6	164.3	宗太郎、(県境)市棚～五十市、(県境)財部
日 南 線	88.9	81.7	南宮崎～福島高松、(県境)大隅夏井
吉 都 線	61.6	58.5	都城～京町温泉、(県境)鶴丸
肥 薩 線	124.2	9.5	吉松、(県境)真幸～、(県境)矢岳
宮崎空港線	1.4	1.4	田吉～宮崎空港

資料：九州旅客鉄道株式会社

鉄道輸送実績（１日平均）

単位：人

駅名	旅客（乗車人員）	駅名	旅客（乗車人員）	駅名	旅客（乗車人員）
平成17年度	25,611	吉都線	1,689	空港線	752
平成18年度	24,076	日向庄内	64	田吉	28
平成19年度	23,796	谷頭	93	宮崎空港	724
平成20年度	24,018	万ヶ塚	40		
平成21年度	23,112	東高崎	17		
		高崎新田	113		
日豊本線	18,670	日向前田	22		
市棚	19	高原	231		
北川	15	広原	21		
日向長井	8	小林	585		
北延岡	7	西小林	48		
延岡	1,367	えびの飯野	238		
南延岡	822	えびの上江	26		
旭ヶ丘	151	えびの	84		
土々呂	50	京町温泉	107		
門川	322	日南線	1,998		
日向市	1,328	南方	68		
財光寺	242	木花	281		
南日向	36	運動公園	46		
美々津	110	曽山寺	18		
東都農	55	こどもの国	35		
都農	438	青島	56		
川南	243	折生迫	37		
高鍋	868	内海	34		
日向新富	280	小内海	21		
佐土原	994	伊比井	18		
日向住吉	822	北郷	93		
蓮ヶ池	160	内之田	15		
宮崎神宮	402	飫肥	372		
宮崎	4,401	日南	282		
南宮崎	1,943	油津	170		
加納	188	大堂津	56		
清武	529	南郷	209		
日向沓掛	97	谷之口	3		
田野	651	榎原	17		
青井岳	19	日向大束	42		
山之口	181	日向北方	11		
餅原	31	串間	101		
三股	256	福島今町	12		
都城	1,127	福島高松	1		
西都城	415	肥薩線	3		
五十市	93	真幸	3		

注：高千穂鉄道については、運転休止の後、平成20年12月28日に全線廃止されました。
出展：宮崎県統計年報（第127回）

第２章 鉄道災害予防計画

第１節 鉄道交通の安全のための情報の充実

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計等観測施設を整備するとともに、列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

雨量計の設置箇所

線路名	雨量計設置箇所数（位置）
日豊本線	10（市棚、日向長井、延岡、日向市、高鍋、宮崎、日向沓掛、青井岳、都城、財部）
日 南 線	4（木花、伊比井、油津、日向大束）
吉 都 線	2（高崎新田、えびの飯野）

風速計の設置箇所

線路名	風速計設置箇所数（位置）
日豊本線	8（第３鐙川、五ヶ瀬川、五十鈴川、耳川、小丸川、一ッ瀬川、大淀川、都城～西都城（間））
日 南 線	2（第１加江田川、大堂津駅構内）

第２節 鉄道の安全な運行の確保

【鉄道事業者】

1　施設の巡回検査の実施

鉄道事業者は、鉄道事故災害防止のため、日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行う。検査は定められた頻度を標準として、徒歩、列車又はモーターカー等により行う。

検査の方法は次のとおりとする。

(1) 列車動揺…軌道狂い等による上下動及び左右動

(2) 線路環境…線路周辺の雑草木の状態(倒木、朽木等)
…道床墳泥等線路の著しい変化
…線路周辺の著しい環境変化(例えば宅地造成、果樹園の造成等)
…線路近接工事の施工状態(建築限界支障の有無等)

(3) その他　…諸標の状態、災害の前兆(例えばのり面の亀裂等)等

＜県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間＞

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター（保線・電力・信号通信）	日豊本線	市棚～都農	
	宮崎工務センター（保線・電力・信号通信）	日豊本線	都農～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
		吉都線	吉松～都城	信号通信のみ担当
	本所（土木・建築）	日豊本線	市棚～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
鹿児島鉄道事業部	国分工務センター（保線）	吉都線	吉松～都城	
	本所（土木・建築）	吉都線	吉松～都城	

2　運転規制の実施

各種警報器が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため、運転規制を施工する。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士及び車掌に対しその旨を連絡する。

(1) 豪雨時の運転規制

ア 雨量警報器が注意鳴動又は警戒鳴動した場合の運転速度は次による。

区分	運転速度	
	注意鳴動の場合	警戒鳴動の場合
甲	45Km/h 以下	35Km/h 以下
乙	35Km/h 以下	25Km/h 以下
丙	25Km/h 以下	列車の運転中止

イ　レール面上の浸水が次の水準となったときは、列車の運転又は車両の入換えを見合わせる。

・25㎜ 以上：電車
・50㎜ 以上：電気機関車、ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ機関車
・80㎜ 以上：客車、気動車、貨物車（発電機付車両）
・200㎜ 以上：貨物車

(2) 豪雨時の運転中止

鉄道事業部長は、降雨量が次の基準に達したときは、輸送指令員等又は駅長に列車の運転中止の要請を行う。

乙区分の場合

「警戒鳴動＋時雨量 10㎜」のライン以上

(3) 運転規制の解除

鉄道事業部長は、線路点検の結果及び降雨の状況に応じて運転規制継続の要否を輸送指令員等又は駅長に報告する。

なお、鉄道事業部長は、運転規制の必要がなくなったと認めたときは、輸送指令員等又は駅長にその旨を連絡する。

(4) 強風時の運転規制

ア 風速警報器が鳴動した場合の運転速度は次による。

風速	警報種別	運転速度
20m/s 以上、25m/s 未満	警戒鳴動	25km/h 以下
25m/s 以上	停止鳴動	列車の運転中止

イ　目測により風速の測定をした場合で、前項の風速に達していると認められた場合は、前項の規定を準用する。

(5) 運転規制の解除

運転規制を解除する場合の輸送指令員等の取扱いは次による。

ア　列車を徐行運転している場合は、風速の衰えたことを確かめて運転規制を解除する。

イ　列車の運転を見合わせている場合は、風速の衰えたことを確かめて運転規制を段階的に解除する。

第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

1　情報の収集体制の整備

鉄道事業者は気象台との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設の相互間の連絡等に必要な気象観測施設、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関と密接な情報連絡を行いうるよう、必要な措置

等を定めておくものとする。

2　通信手段の確保

鉄道事業者は大規模な鉄道災害が発生した場合の情報収集、連絡を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など、無線系通信設備を配備しておくものとする。

第２款 災害応急体制の整備

1　職員の招集・参集体制の整備

【県、市町村、鉄道事業者】

県、市町村及び鉄道事業者は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図るものとする。

2　関係機関相互の連携体制の整備

【県、警察、市町村、鉄道事業者、関係機関】

県及び鉄道事業者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど関係機関相互の連携体制の確立に努めるものとする。警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制を図るものとする。

3　応急対策のための資機材等の整備、調達体制の整備

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、災害時において直ちに入手する方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立しておくものとする。

4　訓練・研修の実施

【鉄道事業者、関係機関】

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して総合訓練、情報伝達訓練、通信機器訓練など実践的な訓練を行い、大規模な事故災害への対応能力の向上を図るものとする。

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備

共通対策編第２章第２節第３款によるほか、次のとおりとする。

1　鉄道事業者の避難誘導体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第３章 鉄道災害応急対策計画

第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第１款 災害情報の収集・連絡

１　事故災害等状況の把握と確認

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。

第２款 通信手段の確保

１　通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信による相互活用を図る。

また、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する措置を講じるものとする。

第２節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部の設置

県は、県内で大規模な鉄道災害が発生したときは、災害対策本部等を設置し、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、鉄道事業者及び市町村が処理する被害予防･応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

１　災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

県内において大規模な鉄道災害が発生し、相当な被害が予想される場合は、知事は災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、状況に応じ総合対策部各班・要員の増減を行うものとする。

２　現地災害対策本部の設置等

共通対策編第３章第１節第１款による。

３　災害対策現地合同調整本部の設置等

【県、関係機関】

(1) 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、防災関係機関の相互連携により、被災者の効率的な救助・救出等が必要であると認められる場合は、鉄道事業者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

(2) 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

第２款 市町村の活動体制の確立

【市町村】

市町村は、当該市町村の区域に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村事故

対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第３款 鉄道事業者の活動体制の確立

鉄道事業者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 救助・救急活動

【鉄道事業者】
鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
【市町村(消防機関)】
市町村は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地の市町村消防職員等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。
【警察】
警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

第５節 医療救護活動（共通対策編）

第６節 二次災害の防止活動

1　後続車両の衝突等の防止

【鉄道事業者、警察】
鉄道事業者は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。
また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

2　立入禁止区域の設定等

【市町村、警察】
脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第７節 交通の確保・緊急輸送活動

1　代替交通手段の確保

【鉄道事業者】
鉄道事業者は、事故災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

2　復旧用資材等の緊急輸送

鉄道事業者は、警察の協力のもとに救助要員の派遣、復旧用資材等の運搬などを、迅速に行うものとする。

第８節 関係者等への的確な情報伝達活動

1　被災者及びその家族への対応

【県、市町村、鉄道事業者】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

鉄道事業者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うことを原則とする。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、関係各機関は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

第４章 鉄道災害復旧・復興計画

第１節 応急資材の確保

応急資材の確保については、緊急調達の活用、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

第２節 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第３節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第１０編

道路災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

本編は、宮崎県内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第２節 本県における道路概況

宮崎県内の道路は、路線数 34,839、実延長約 20,270㎞ であり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道に分かれている。

（令和５年４月１日現在）
（単位：m）

区　　分		路線数	実延長
高速自動車国道		３	２０１，９９６．０
国道	指定区間	３	３１８，８３２．０
	うち有料道路	１	４，３７９．０
	指定外区間	１６	８６９，３１１．６
	計	１９	１，１８８，１４３．６
県道	主要地方道	４８	９６７，３０４．８
	うち有料道路	１	１６，３２０．０
	一般県道	１４３	１，０５１，６５５．９
	計	１９１	２，０１８，９６０．７
国県道計		２１０	３，２０７，１０４．３
市町村道	１　級	７５８	１，６３０，９２３．０
	２　級	９３４	１，４３８，６４０．０
	その他	３２，９３４	１３，７４０，９８０．０
	計	３４，６２６	１６，８６０，５４３．０
総　　計		３４，８３９	２０，２６９，６４３．３

※現道、旧道及び新道を含む
※有料道路を含み、自転車道は含まない。

道路の管理については、次表のとおりである。

道路の種類		管理者	名称	管理する機関（窓口）		
				所在地	電話	管轄区域
高速自動車道		西日本高速道路㈱	九州支社宮崎高速道路事務所	〒　880-2114 宮崎市大字富吉釘ノ前1389-1	0985-89-2535	九州自動車道　えびの IC.～栗野 IC. 宮崎自動車道　えびの JCT ～宮崎 IC. 東九州自動車道 延岡南 IC.～清武南 IC.
		国土交通省九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	〒880-8523 宮崎市大工 2-39	0985-24-8221	東九州自動車道 日南北郷 IC～日南東郷 IC
			延岡河川国道事務所	〒　882-0803 延岡市大貫町 1-2889	0982-31-1155	東九州自動車道県境～北川 IC.
国道	指定区間	国土交通省九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	〒　880-8523 宮崎市大工 2-39	0985-24-8221	一般国道 10 号（都農町～都城市） 一般国道 220 号（宮崎市～串間市） 一般国道 10 号（延岡市～日向市美々津） 一般国道 10 号延岡道路（北川 IC.～延岡南 IC.） 一般国道 218 号　高千穂日之影道路（雲海橋～平底） 一般国道 218 号北方延岡道路（蔵田～延岡 I.C.）
			延岡河川国道事務所	〒　882-0803 延岡市大貫町 1-2889	0982-31-1155	
	指定区間外	宮崎県	宮崎土木事務所	〒　880-0805 宮崎市橘通東 1-9-10	0985-26-7285	宮崎市（旧高岡町を除く）
			日南土木事務所	〒　887-0031 日南市戸高 1-12-1	0987-23-4661	日南市
			串間土木事務所	〒　888-0001 串間市大字西方 8970	0987-72-0134	串間市
県道			都城土木事務所	〒　885-0024 都城市北原町 24-21	0986-23-4512	都城市、三股町
			小林土木事務所	〒　886-0004 小林市大字細野 367-2	0984-23-5165	小林市、えびの市、高原町
			高岡土木事務所	〒　880-2221 宮崎市 高岡町大字内山 3100	0985-82-1155	国富町、綾町、旧高岡町
			西都土木事務所	〒　881-0005 西都市大字三宅下鶴 9451	0983-43-2221	西都市、西米良村、椎葉村の南部
			高鍋土木事務所	〒　884-0002 児湯郡 高鍋町大字北高鍋中須ノ三 3870-1	0983-23-0001	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
			日向土木事務所	〒　883-0046 日向市中町 2-14	0982-52-4171	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の北部
			延岡土木事務所	〒　882-0872 延岡市愛宕町 2-15	0982-21-6143	延岡市
			西臼杵支庁土木課	〒　882-1101 西臼杵郡 高千穂町大字三田井22	0982-72-3191	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
市町村道		市町村	各市町村道路担当課			
一ツ葉有料道路		宮崎県道路公社	宮崎県道路公社	〒　880-0805 宮崎市橘通東 2-7-18	0985-25-1588	
延岡南道路		西日本高速道路㈱	九州支社宮崎高速道路事務所	〒　880-2114 宮崎市大字富吉釘ノ前1389-1	0985-89-2535	
道路交通情報		日本道路交通情報センター		〒　880-0803 宮崎市旭 1-8-28 （交通管制センター内）	050-3369-6645	

第２章 道路災害予防計画

第１節 道路交通の安全のための情報の充実

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】
気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。
また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
【警察】
道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第２節 道路施設等の管理と整備

第１款 事故災害等発生防止のための措置

1　管理する施設の巡回及び点検

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】
道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。
(1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、橋梁やトンネル等の道路施設については５年に１回の定期点検を行い、山(崖)崩れ危険箇所等については重点的に点検を行うものとする。
(2) 大規模な地震、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2　安全性向上のための対策の実施

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】
施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

1　情報収集体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】
(1) 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡
災害等の発見者から施設管理者へ災害発生の情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。
ア　発見者等からの情報連絡
施設管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。
イ　関係機関への連絡
一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、ＮＴＴ公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては警察用航空機)及び災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

2　通信手段の整備

(1) 情報通信手段の整備

ア　デジタル化の促進

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ　通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

道路管理者は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

ウ　最新の情報通信機器等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第２款 活動体制の整備

1　担当職員の招集・参集体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

(2) 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2　関係機関相互の協力体制の整備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

3　応急対策のための資機材等の整備、備蓄

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4　コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

5　研究機関等との連携

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

第３款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第６款 訓練、研修等の実施

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

第４節 道路利用者に対する防災知識の普及

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第３章 道路災害応急対策計画

第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第１款 災害情報の収集・連絡

1　事故災害等状況の把握と確認

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、自己の管理する道路での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報するものとする。

2　通行の禁止又は制限

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

3　二次災害等の恐れがある場合における住民等への情報提供

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

大規模な事故災害等が発生した場合、道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

第２款 通信手段の確保

1　無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2　ＮＴＴ公衆回線の緊急増設

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

設置箇所、設置数を明示してＮＴＴ公衆回線等の緊急増設をＮＴＴに要請する。

3　最新の情報通信機器等の積極的な活用

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

4　災害情報収集用ヘリコプターの利用

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

ヘリコプターテレビジョンシステム（県にあっては警察用航空機）により、事故災害等状況の把握を行う。また、必要に応じて国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

第２節 活動体制の確立

第１款 県の活動体制の確立

県は、県内で大規模な道路災害が発生したときは、状況に応じ、法令並びに共通対策編及び本計画

に基づき、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、道路管理者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1　災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

県内において大規模な道路災害が発生し、相当な被害が予想される場合は、知事は災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、状況に応じ総合対策部各班・要員の増減を行うものとする。

2　現地災害対策本部の設置等

共通対策編第３章第１節第１款による。

3　災害対策現地合同調整本部の設置等

(1) 知事は、大規模な道路災害が発生し、防災関係機関の担当連係により、被災者の効率的な救助・救出が必要であると認められる場合は、道路管理者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

(2) 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

第２款 市町村の活動体制の確立

【市町村】

市町村は、当該市町村の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第３款 道路管理者の活動体制の確立

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

第３節 広範な応援体制の確立

1　国土交通省への支援の要請

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、必要に応じて国土交通省に対し現地での応急対策に関する技術的支援のための専門家の派遣、事故災害調査・事故原因調査のための人材の派遣、情報収集・連絡等のための要員の派遣、資機材に関する支援等を要請する。

2　大学、研究機関への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、大学その他の研究機関に対し、応急対策に関する技術的支援、事故災害調査・事故原因調査のための支援等を要請する。

3　コンサルタント、関係業者への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、コンサルタント、関係業者に対し、被災状況等を正確に把握するために必要な測量等の調査、応急対策を行う上で必要な技術的検討等を指示する。

第４節 交通誘導及び緊急交通路の確保

1　一般住民等への情報提供

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

2　迂回路の確保

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

3　救出作業の前提となる障害物の除去作業

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4　仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5　危険物の流出に対する応急対策

【県、警察、市町村(消防機関)、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

6　二次災害の防止

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおくなどの措置を確実に行うものとする。

第５節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第６節 医療救護活動（共通対策編）

第７節 道路施設の応急復旧

共通対策編第３章第 14 節第２款「1 道路の応急復旧」参照

第８節 関係者等への的確な情報伝達活動

1　被災者及びその家族への対応

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

道路管理者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やＴＶ画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2　報道機関への広報

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やＴＶ画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

第９節 高速自動車道災害対策計画

県内の高速自動車道における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。

1　防災体制

【西日本高速道路株式会社】

西日本高速道路株式会社は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、下表の防災体制発

令基準に従って、必要な体制をとるものとする。
なお、その発令は、道路を管理する区分ごとに各管理事務所長が行うものとする。

表　防災体制の発令基準

体 制	基　　準
注意体制	警報が発表された場合及び速度規制協議基準に達した場合
警戒体制	災害が発生するおそれがある場合
緊急体制	災害が発生した場合及び通行止めを実施した場合
非常体制	次の各号に該当する場合 1.広範囲又は長期間にわたり通行止めを必要とする場合 2.多数の死傷者が生じた場合、その他社会的影響が甚大である場合

大規模な災害により上記体制のみでは応急活動等の円滑な実施が困難な場合は関係機関の応援を求めるものとし、必要に応じて、県及び県警察は組織計画に基づく県災害対策本部、災害警備計画に基づく県災害警備本部等を組織し、災害の拡大防止に努めるものとする。

2　交通規制

【西日本高速道路株式会社、警察】

警察及び西日本高速道路株式会社は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。

なお、交通規制を実施した場合は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。交通規制の変更又は解除についても、これに準ずるものとする。

3　緊急通行車両のための道路の機能回復

【西日本高速道路株式会社】

災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第 32 条の２に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路株式会社は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

4　救急救助体制

【西日本高速道路株式会社、県、市町村(消防機関)】

西日本高速道路株式会社及び関係機関は協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

(1) 西日本高速道路株式会社の緊急体制

西日本高速道路株式会社及び関係機関は、九州縦貫自動車道における消防救急業務実施体制の整備を図るため、九州縦貫自動車道鹿児島県・宮崎県連絡会議等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法防災訓練の実施等を推進するものとする。

(2) 市町村（消防機関）との緊急体制

災害時における消防救急業務の実施は「九州縦貫自動車道における消防相互応援協定」によるものとする。

5　救急医療体制

【市町村(消防機関)、関係機関】

災害により負傷者が発生した場合救急隊は緊急医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。

なお、救急医療体制については共通編第３章第５節「医療救護活動」によるものとする。

6　情報連絡体制

【西日本高速道路株式会社、関係機関】

(1) 連絡系統

災害時における情報の連絡系統は下記のとおりとする。

＜情報伝達系統＞

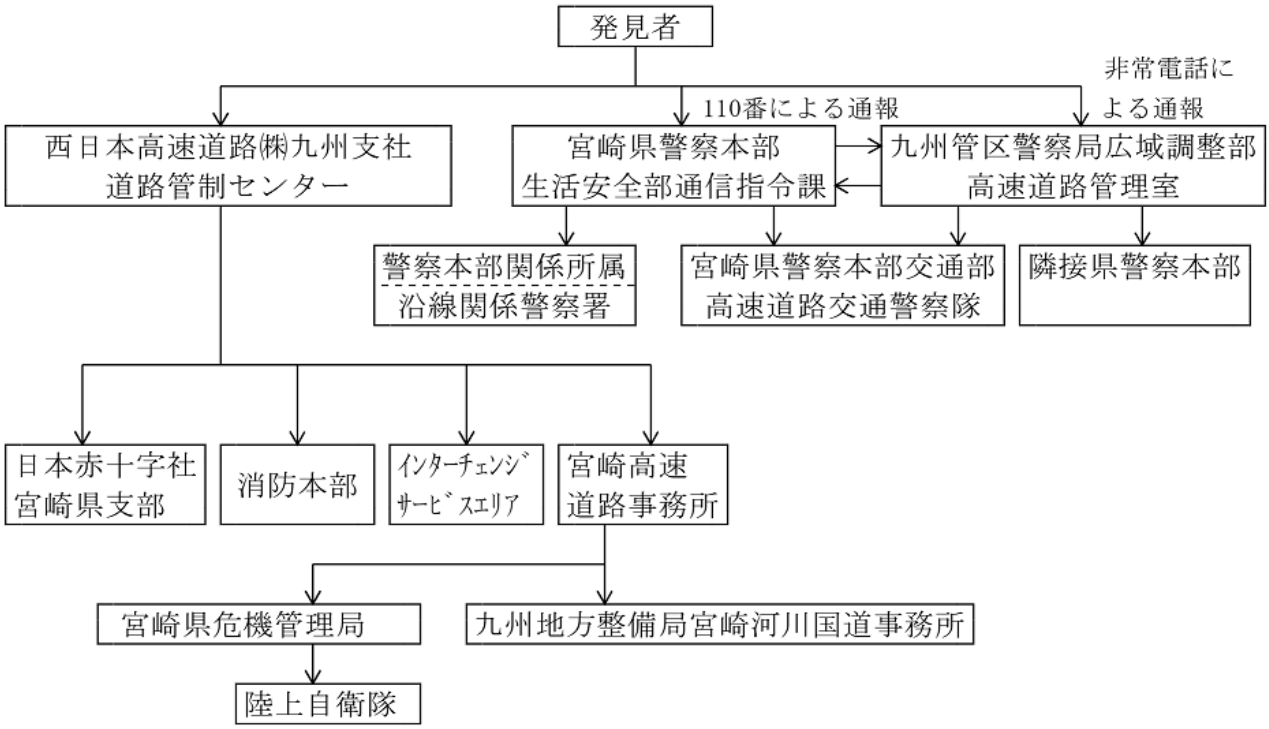

7　広報

【西日本高速道路株式会社】

西日本高速道路株式会社は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、関係報道機関へ連絡するものとする。

■路線概要図

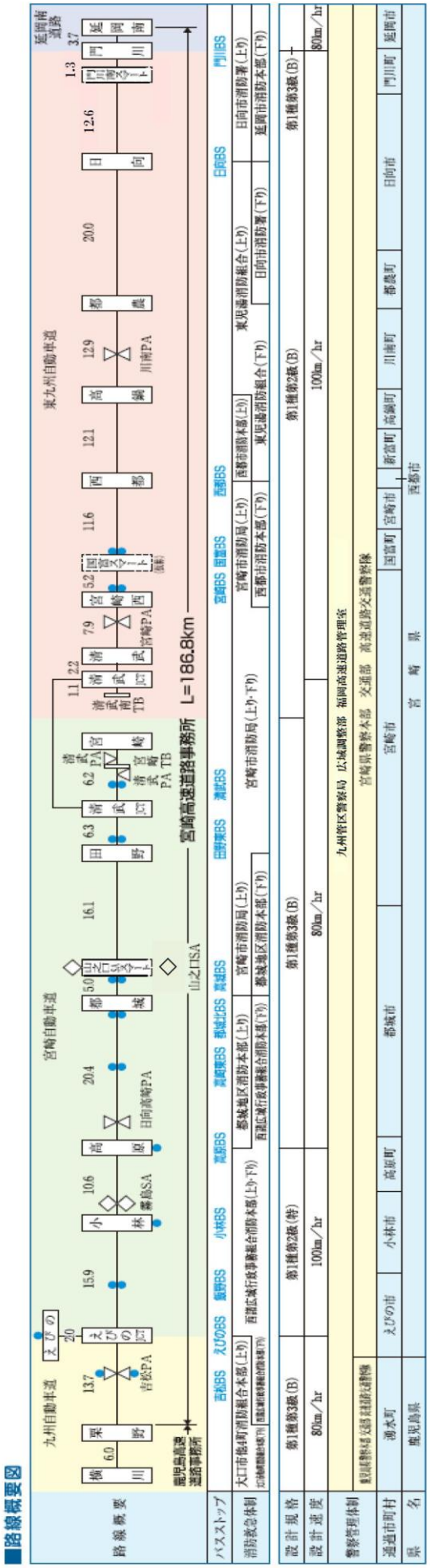
路線概要
九州自動車道
宮崎自動車道
東九州自動車道
延岡南道路
L=186.8km
宮崎高速道路事務所
鹿児島高速道路事務所
山之口SA
吉松PA
日向高崎PA
宮崎PA
川南PA
パスストップ
消防救急体制
設計規格
設計速度
警察管理体制
道道市町村
県名
第1種第3級(B)
第1種第2級(特)
100km／hr
80km／hr
九州管区警察局　広域調整部　福岡高速道路管理室
宮崎県警察本部　交通部　高速道路交通警察隊
鹿児島県
宮崎県
西都市

第１１編

危険物等災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第２節 本県における危険物等施設の現況

１　消防本部別危険物施設数

（令和６年３月31日）

消防局消防本部	合計	製造所	貯蔵所														
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売	第2種販売	移送取扱所	一般取扱所
総計	3,193	28	1,824	261	530	34	460	5	493	41	1,341	842	8	11	3	477
宮崎市	874	2	516	83	108	18	148		150	9	356	240	3		1	112
都城市	466		221	39	56	3	67		49	7	245	170	3	6		66
延岡市	465	17	268	71	87	5	46	1	52	6	180	83	1	1	2	93
日南市	163	1	81	8	31		22		17	3	81	47	1	3		30
日向市	339	4	211	14	89	3	33	1	62	9	124	63		1		60
串間市	70		40	1	15		14	2	7	1	30	21				9
西都市	106	1	71	7	16	1	18	1	28		34	22				12
東児湯	313	3	204	28	75		44		55	2	106	64				42
西諸広域	254		139	9	43	2	31		51	3	115	85				30
西臼杵広域	78		42		3	2	26		10	1	36	27				9
非常備	65		31	1	7		11		12		34	20				14

2　高圧ガス施設の状況

（令和６年３月31日現在）

	高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所		容器検査所
	一般高圧ガス	液化石油ガス	冷凍	一般高圧ガス	液化石油ガス	
宮崎市	6	16	8	198	65	3
都城市	8	14	12	66	58	5
延岡市	6	2	4	45	29	1
日南市	2	3	2	23	16	1
日向市	3	4	6	19	13	0
小林市	0	4	2	11	16	0
西都市	0	2	0	6	14	0
えびの市	2	2	3	2	14	1
串間市	0	1	0	2	13	0
北諸県郡	1	1	3	3	7	1
西諸県郡	0	0	0	0	4	0
東諸県郡	1	0	0	2	8	0
児湯郡	2	1	3	16	21	0
東臼杵郡	0	2	1	4	7	0
西臼杵郡	0	1	0	4	15	0
計	31	53	44	401	300	12

＊高圧ガス製造施設については、第１種製造施設数を記載。

＊高圧ガス販売事業所については、高圧ガス保安法施行規則にて区分し施設数を記載。

3　火薬類施設の状況

(1) 火薬類製造・販売所の状況

（令和６年３月31日現在）

区分 / 農林振興局管内別	産業火薬類製造所	煙火製造所	販売所	計
中部			4	4
南那珂			2	2
北諸県		1	2	3
西諸県			2	2
児湯			1	1
東臼杵	2		4	6
西臼杵支庁			1	1
計	2	1	16	19

(2) 火薬庫設置状況（棟数）

（令和６年３月31日現在）

区分 / 農林振興局管内別	１級	２級	３級	煙火	実包	計
中部	4		2	3	1	10
南那珂	2					2
北諸県	4	2	1	3		10
西諸県	4	2		1		7
児湯	2					2
東臼杵	34		1	1		36
西臼杵支庁	2					2
計	52	4	4	8	1	69

4　大量の危険物等物質が保管されている施設

東西オイルターミナル日向油槽所、宮崎石油基地、東燃ゼネラル石油宮崎油槽所
Misumi 宮崎海上基地、カヤク・ジャパン東海工場及び雷管工場、
旭化成愛宕事業場、レオナ樹脂・原料工場、日向化学品工場及び延岡動力部、
旭化成新港基地、宮崎県漁連日南支所、東ソー日向、日向製錬所、航空自衛隊新田原基地

第２章 危険物等災害予防計画

第１節 危険物等施設の安全性確保

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ)による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るものとする。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

1　危険物施設の安全化

【県、市町村、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、県及び市町村は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条(施設の基準維持義務)及び同法第 14 条の 3 の 2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

(2) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2　高圧ガス大量貯蔵所の安全化

【県、市町村、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者】

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア　防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ　高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

ウ　事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し又はその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ　災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

オ　LP ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア　製造所への対策

(ｱ) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(ｲ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ　火薬庫への対策

(ｱ) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(ｲ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(ｳ) 保安検査を実施する。（年１回以上）

ウ　点検および通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3　毒劇物取扱施設の安全化

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については共通対策編第２章第２節第１款によるほか、以下のとおりとする。

【県、市町村、関係機関】

危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

【危険物等施設管理者】

管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

第２款 活動体制の整備

1　県及び市町村の活動体制の整備

県及び市町村は、危険物等災害時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

2　危険物等災害用資機材の整備

【市町村、警察】

危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努めるものとする。

(1) 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
(2) ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

第３款 消火体制の整備

1　市町村消防計画の作成

【市町村】

市町村は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図るものとする。

2　出火防止体制の整備

(1) 事業所等に対する指導

【市町村】

市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(2) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

3　消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第２章第２節第３款「1　消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

市町村は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

4　消防水利の確保

共通対策編第２章第２節第３款「2　消防水利の確保」参照

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第６款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第７款 防災関係機関等の防災訓練の実施

【県、市町村、危険物等施設の管理者】

各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を

実施するものとする。

1　訓練の方法

各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施するものとする。

2　訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

(1) 緊急通信訓練
(2) 避難救助訓練
(3) 資機材調達輸送訓練
(4) 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
(5) 総合訓練
(6) その他

第３節 防災知識の普及

1　防災教育

【県、市町村、危険物等施設の管理者】

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

(1) 教育の種別

ア　消防法関係
・危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

イ　高圧ガス関係
・関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。

ウ　労働安全衛生関係
・雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育
・職長等の教育
・化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育
・特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

エ　海上関係
・海上災害の予防に関すること
・海上災害時における防除措置に関すること

第３章 危険物等災害応急対策計画

第１節 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1　危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

【県、市町村、警察、事業者】

(1) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。

(2) 市町村は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

　報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行うものとする。

(3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。

　県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 県は、警察用航空機による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 県及び市町村は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

2　通報連絡系統

危険物等災害時の通報連絡系統は次のとおりとする。

(1) 危険物施設

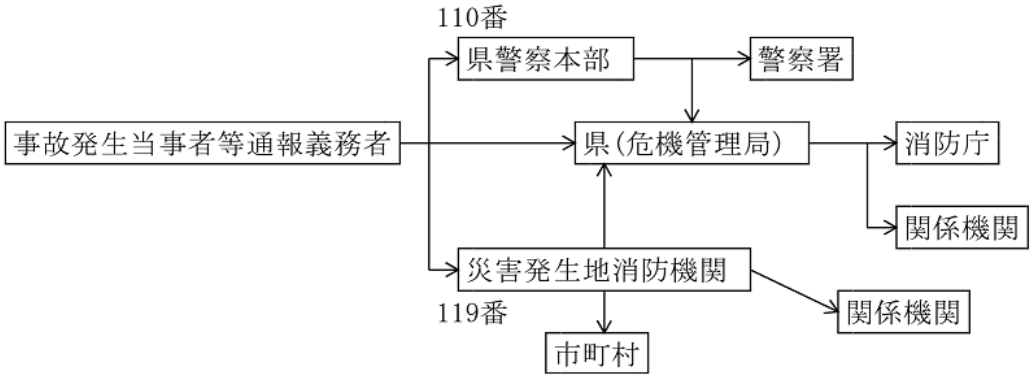

(2) 高圧ガス施設

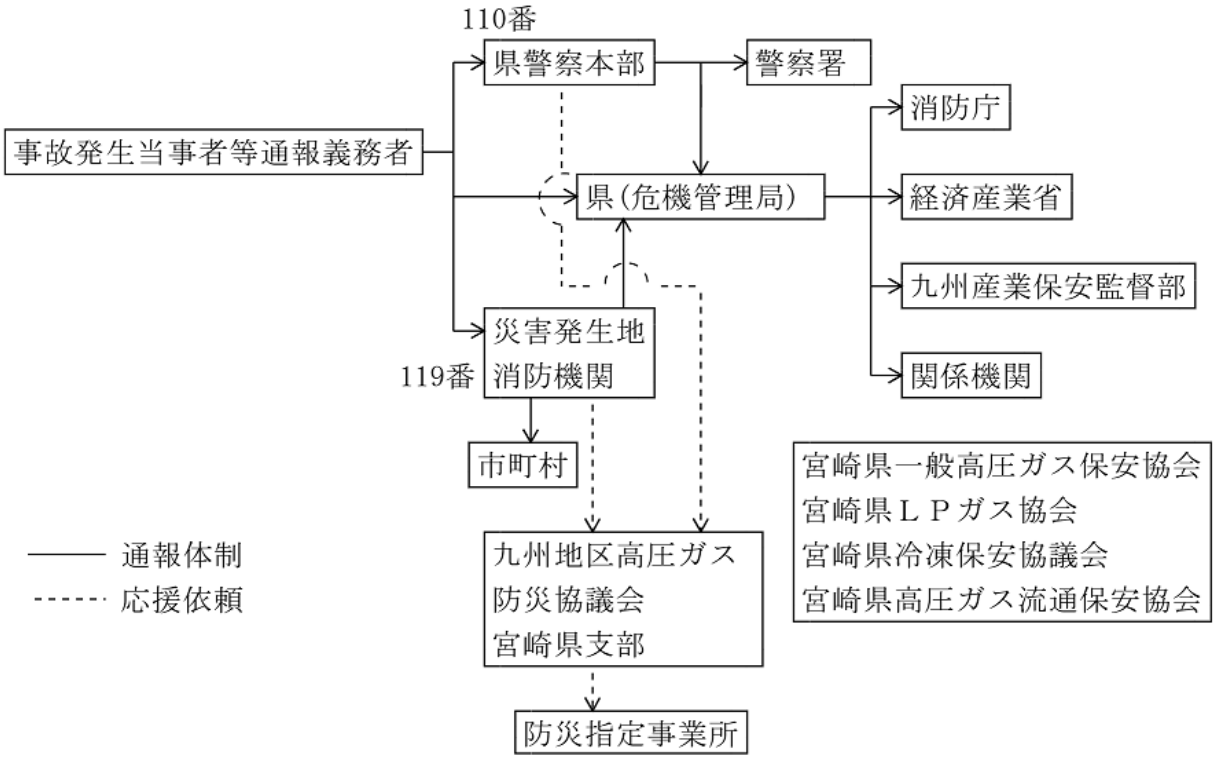

(3) 火薬類施設

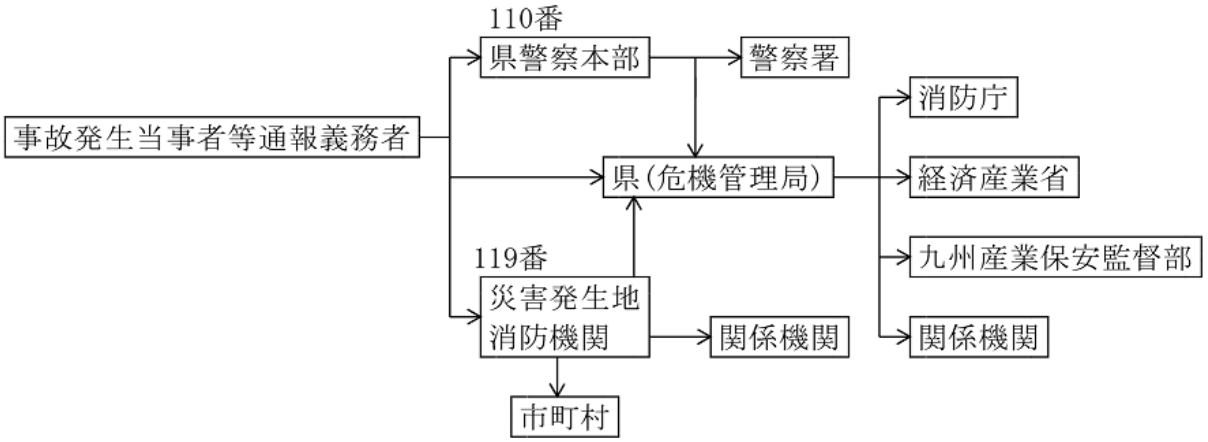

(4) 毒劇物施設

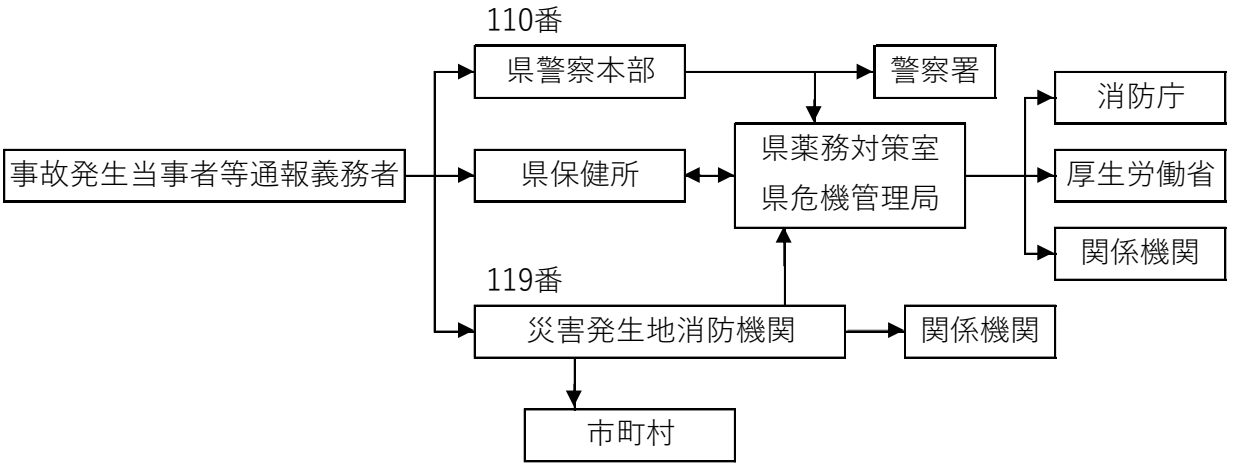

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名｛1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故｝

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

3　即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物等に係る事故

危険物等に係る次の事故のうち周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

①　危険物等施設の事故
②　無許可施設の事故
③　危険物等運搬中の事故

(例示)
・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
・海上への危険物等流出事故
・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

第２節 活動体制の確立

第１款 県の活動体制の確立

県は、県内で危険物等災害が発生したときは、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1　情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

(1) 危険物等災害が発生し拡大するおそれのあるとき。
(2) その他、危険物等災害に関して危機管理局長が必要と認めたとき。

2　災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

ア　危険物等災害の拡大により、人命に危害が生じるおそれが生じたとき。
イ　その他、危険物等災害に関して、危機管理統括監が必要であると認めたとき。

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第４条第４項に規定する各課長及び福祉保健課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

ア　災害及び被災状況の調査並びに情報の収集及び伝達
イ　本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
ウ　自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

3　災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア　危険物等災害の拡大により、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
イ　その他、危険物等災害に関して、知事が必要と認めたとき。

4　現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は危険物等災害により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合で、必要と認めるときは、現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

第２款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第３章第１節第２款によるほか、次のとおりとする。

〈危険物等災害時の職員参集・配備基準〉

危険物等災害時の職員の配備については次表のとおりとする。

本部体制	危機管理局	危険物等 災害対策関係課	地方支部事務局 及び構成出先機関
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び危険物等災害対策関係課※1の緊急要員	発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員
災害警戒本部	待機２個班　登庁	総合対策部及び危険物等災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	
情報連絡本部	待機１個班　登庁		本課及び所属長の判断による
※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準によりがたい状況にある場合、配置する職員の増減は、各所属長の判断とする。			

※１　危険物等災害対策関係課･･･総合政策課、秘書広報課、財産総合管理課、福祉保健課、医療政策課、薬務対策課、環境森林課、環境管理課、農政企画課、管理課、道路保全課、河川課、砂防課、企業局工務管理課、病院局経営管理課、教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課

第３款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

第４款 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

1　事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

2　事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 災害の拡大防止活動

1　事業所の災害拡大防止措置

【危険物等取扱施設管理者】

都市ガス、高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
(2) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
(3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

2　立入禁止区域の設定

【警察、市町村】

警察及び消防機関は、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

第５節 救助・救急及び消火活動

共通対策編第３章第４節によるほか、以下によるものとする。

1　消火活動

【市町村】

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努めるものとする。

2　救助・救急活動

【警察、市町村】

警察及び消防機関は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。

3　事業所による消火活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア　自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ　必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

第６節 医療救護活動（共通対策編）

第７節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第８節 危険物等の大量流出に対する応急対策

1　河川等への流出の場合の対策

【県、市町村、九州地方整備局、宮崎海上保安部、関係機関】

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。その際、関係行政機関等からなる大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会等を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

2　交通規制等の実施

【警察】

警察は、危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

第９節 避難収容活動

共通対策編第３章第９節によるほか、以下の通りとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、そ

の難易度に差があるが、下記のとおりとする。

１　避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第 10 節 被災者等への的確な情報伝達活動

【県、市町村、関係機関、事業者】

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

第１２編

大規模な火事災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

本編は、宮崎県内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第２章 大規模な火事災害予防計画

第１節 大規模な火事に強いまちづくり

第１款 大規模な火事に強いまちの形成

1　防災空間の確保

【県、市町村】

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地保全地区の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等について、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区に指定し、保全に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町村は、市町村地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけではなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2　都市の再開発等の推進

(1) 市街地開発事業

【県、市町村】

市街地の大規模な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。

ア　土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

【県、市町村】

県、市町村は、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ　市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

【県、市町村】

県、市町村は、市街地において建築物及び公共施設等の整備が行われ、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新が図られるよう誘導することにより、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

(2) 河川施設の整備

【九州地方整備局、県】

河川管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し避難活動の支援を行うとともに避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点・緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(3) 港湾緑地の整備

【九州地方整備局、県】

港湾管理者は、広域防災拠点として活用する緑地整備を図るとともに、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するほか、必要により防災拠点緑地の整備を進めることとする。

(4) 都市公園施設の整備

【県】

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

3　避難地、避難路の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難地の整備

【市町村】

市町村は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

ア　避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ　避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は 500m 以内、規模は１～２ha 程度とする。

【県】

県は、市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行う。

(3) 広域避難地の整備

【市町村】

密集市街地等をかかえる市町村については、延焼火災の発生が予想されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア　広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として
1 人当たり 2 ㎡以上を確保することを原則とする。

イ　広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね 10ha 以上を標準として配置する。

ウ　広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ　広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ　地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また到達距離は 2km 以内とする。

【県】

県は、市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておく。

(4) 避難路の整備

【市町村】

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

・避難路は概ね 15m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(5) 避難路の確保

市町村職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努めるものとする。

第２款 火災に対する建築物の安全化

1　建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

第２節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）

第２款 活動体制の整備（共通対策編）

第３款 消火体制の整備

1　市町村消防計画の作成

【市町村】

市町村は、次の項目について計画を作成し、その推進を図るものとする。

(1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

(2) 消防施設整備計画

(3) 火災警報等計画

(4) 消防職員、団員招集計画

(5) 出動計画

(6) 応援部隊受入誘導計画

(7) 特殊地域の消防計画

ア　特殊建物、施設の多い地域の計画
- (ｱ) 密集地域の計画
- (ｲ) 重要文化財の計画
- (ｳ) バラック建物等の地域の計画
- (ｴ) 重要建物、施設の計画
- (ｵ) 高層建物の計画
- (ｶ) 地下構造物及び施設の計画
- (ｷ) その他

イ　危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画

ウ　港湾等沿岸地域の計画

エ　急傾斜地域の計画

オ　その他

(8) 異常時の消防計画

ア　強風時の計画

イ　乾燥時の計画

ウ　飛火警戒の計画

エ　断水又は減水時の水利計画

(9) その他の消防計画

ア　林野火災の計画

イ　車両火災の計画

ウ　船舶火災の計画

エ　航空機火災の計画

(10) 消防訓練計画

ア　機械器具操法訓練

イ　機関運用及び放水演習

ウ　自動車操縦訓練

エ　非常招集訓練

オ　飛火警戒訓練

カ　通信連絡訓練

キ　破壊消防訓練

ク　林野火災防御訓練
ケ　車両火災防御訓練
コ　船舶火災防御訓練
サ　航空機火災防御訓練
シ　危険物火災等特殊火災防御訓練
ス　災害応急対策訓練
セ　自衛消防隊の指導

(11) 火災予防計画

ア　防火思想普及計画
イ　予防査察計画

2　出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

【県、市町村】

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア　住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
イ　住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
ウ　灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
エ　火を使う場所での不燃化及び整理整頓
オ　カーテン等防炎物品及び防炎製品の普及
カ　発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

【市町村】

ア　市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ　市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 消防同意制度の活用

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防炎物品の普及及び管理指導

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、防炎性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(6) 火災予防条例の活用

【市町村】

市町村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

【県】

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事または整備に関する講習を実施する。

また、市町村は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者(特に、消防設備士、点検資格者)に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、毎年、火災の多発期に当たる 11 月から 3 月にわたり、秋季全国火災予防運動(11 月 9 日～11 月 15 日)、宮崎県林野火災予防運動(1 月 30 日～2 月 5 日)、春季全国火災予防運動(3 月 1 日～3 月 7 日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

3　消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第２章第２節第３款「1　消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

※　県消防学校での教育訓練

ア　消防職員
- (ｱ) 初任教育
- (ｲ) 専科教育(救助、救急の各科、課程)
- (ｳ) 幹部教育(初級及び中級科)
- (ｴ) 特別教育(訓練指導科及びはしご自動車講習)

イ　消防団員
- (ｱ) 普通科
- (ｲ) 特別教育(指導員科及び訓練指導科)
- (ｳ) 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)
- (ｴ) 現地教育(市町村の要請により教官を派遣して実施)

ウ　自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

4　消防水利の確保

共通対策編第２章第２節第３款「2　消防水利の確保」参照

5　地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第４款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第５款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第６款 避難収容体制の整備（共通対策編）

第７款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第３節 県民の防災活動の促進

第１款 防災知識の普及、予防啓発活動

共通対策編第２章第３節第１款によるほか次のとおりとする。

【県、市町村】

1　火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える 3 月と 11 月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と市町村が中心となって、関係者の協力のもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、

(1) 住宅防火対策の推進
(2) 地域における防火安全体制の充実
(3) 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
(4) 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
(5) 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進

等とする。

2　民間防火組織の育成・強化

【県、市町村】

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。このため、県では、平成 26 年に「宮崎県女性防火クラブ連絡協議会」を設立するなど、市町村の協力を得て、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化を推進している。

3　防火管理者制度の充実・強化

【県、市町村】

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみるとき、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実してもそれを活用する人的裏付けと日頃の維持管理が適切

でなければ十分な効果が期待できない。消防法では収容人員が 30～50 人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努めるものとする。

第２款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第３章 大規模な火事災害応急対策計画

第１節 活動体制の確立

第１款 県災害対策本部等の設置

県は、県内で大規模な火事災害が発生したときは、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

１　情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

(1) 火災が発生し、延焼拡大により、人的・物的被害が拡大するおそれがあるとき
(2) その他、大規模な火事に関して危機管理局長が必要と認めたとき

２　災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

ア　延焼拡大により、宮崎県消防相互応援協定による広域的応援が必要となったとき
イ　延焼拡大により、多数の住民を避難させる必要が生じたとき
ウ　その他大規模な火事に関して危機管理統括監が必要と認めたとき

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第４条第４項に規定する各課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の義務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

ア　災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
イ　本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
ウ　自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

３　災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

ア　大規模な火事が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき
イ　県内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の要請が必要となったとき
ウ　その他、大規模な火事に関して知事が必要と認めたとき

４　現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は大規模な火事により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合、必要と認めるときは、現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

第２款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

第２節 災害情報の収集・連絡

第１款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

1　火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、県、市町村は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

○火災気象通報：消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。

＜宮崎地方気象台の基準＞

乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当または該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。

○火災警報：消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(1) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

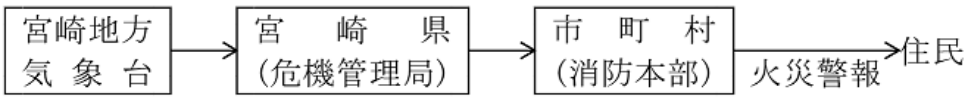

(2) 火災警報の周知方法

ア　主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
イ　警報信号の使用(消防法施行規則別表第１の３)
ウ　主要地域における吹流しの掲揚
エ　防災行政無線による放送
オ　その他広報車による巡回宣伝
　その他必要な事項は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

2　被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市町村は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(1) 県の措置

県は、宮崎地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対してこれを直ちに一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

(2) 市町村の措置

市町村長(市町村の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

第２款 災害情報の収集・連絡

1　大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

(1)　市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

(2)　県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。

県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(3) 県は、警察用航空機による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

また、県及び市町村は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

(4) 県及び市町村は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行うものとする。

第１号様式(火災)　　第　　報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1.建物　2.林野　3.車両　4.船舶　5.航空機　6.その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(　月　日　時　分) 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢)　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)　台　人 消防団　台　人 その他　人		
救急・救助活動状況			
その他参考事項			

2　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

(1) 火災等即報

ア　一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

(ｱ) 死者 3 人以上生じたもの

(ｲ) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

イ　個別基準

次の火災及び事故についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

(ｱ) 火災

a　建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(c) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）

(d) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

(e) 損害額 1 億円以上と推定される火災

b　林野火災

(a) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請したもの

(c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

c　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの

（例示）

・大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災

・トンネル内車両火災

・列車火災で乗客等が避難したもの

d　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 救助・救急及び消火活動

第１款 救助・救急活動（共通対策編）

第２款 消火活動

共通対策編第３章第４節第２款によるほか、以下のとおりとする。

1　消防機関による消火活動

(1) 異常時の消防活動

平均風速が 10ｍを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、

火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

第５節 医療救護活動（共通対策編）

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第７節 避難収容活動

共通対策編第３章第９節によるほか、以下のとおりとする。

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

１　避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

第８節 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第３章第 16 節によるほか、次によるものとする。

【県、市町村、関係機関】

１　被災者等への的確な情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

第９節 ゴミ・がれき処理等に関する活動

第１款 環境対策の実施

１　被害状況の把握

【県】

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

2　応急対策の実施

【県】

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関へ連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第４章 大規模な火事災害復旧・復興計画

第１節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第２節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第３節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第４節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第５節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）

第６節 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第１３編

林野火災対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

本県の森林面積は県土面積の 76%に当たる 59 万 ha を占めている。森林は、木材の生産や県民の生命、財産を守る県土の保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等県民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本編は、県内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第２節 本県の森林資源の現況

＜本県の森林資源の現況＞

単位：千 ha、千㎥

区　分	合　計		国有林		民有林	
	面　積	蓄　積	面　積	蓄　積	面　積	蓄　積
総　数	585	195,630	178	50,229	408	145,401
総数	564	195,619	172	50,218	392	145,401
人工林	329	151,095	99	35,888	230	115,207
天然林	235	44,524	73	14,330	162	30,194
無立木地等	15	11	6	11	9	－
竹　林	6	－	0	－	6	－

資料:森林経営課(令和 7 年 3 月 31 日現在の数値)

注:1)本表は、森林法第 2 条第 1 項で規定する森林の数値である。

2)「無立木地等」は、伐採跡地、無立木地及び雑地、岩石地、崩壊跡地等である。

3)四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある。

第２章 林野火災予防計画

第１節 林野火災に強い地域づくり

第１款 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

【市町村】
市町村は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進するものとする。
事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画するものとする。
(1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
(2) 火災予防上の林野管理に関する事項
(3) 消防施設・設備の整備に関する事項
(4) 火災防御訓練に関する事項
(5) その他林野火災の防止に関する事項

第２款 防火機能を有する林道、森林の整備

国、県及び市町村は、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むものとする。
また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

第３款 監視体制の強化

【県】
県は、森林保全管理巡視員を配置し、保安林地域、森林レクリエーション地域及び林野火災多発地域を対象にパトロールを行い、林野火災発生の監視や連絡通報等の職務に当たらせ、林野火災の予防を強化する。
【市町村】
市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の届出による把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、乾燥した日が続くなど林野火災発生のおそれがあるときは、乾燥や強風等の気象状況に応じて、林野火災の発生危険度に係る的確な情報発信、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 林野火災注意報・警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、林野火災に関する注意報や警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 林野火災注意報・警報の周知徹底

林野火災注意報・警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第 21 条に基づく市町村長の許可にあたっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。林野火災警報発令時等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

【九州森林管理局】
国(九州森林管理局)は、国有林野事業実施中における失火や一般入山者によるたばこの不始末などによる火災を防止するため、監視を強化する。

第４款 林野所有(管理)者への指導

【県、市町村】
県及び市町村は、林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項を指導する。
(1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
(3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
(4) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
(5) 火災多発期(11 月～3 月)における見巡りの強化
(6) 林野火災消火用諸資機材の整備

第５款 林野火災特別地域対策事業の推進

【市町村】
本県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要のある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、市町村は本事業の推進に努めるものとする。

第２節 災害防止のための気象情報等の充実

宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。
【宮崎地方気象台、総務省消防庁、林野庁】

1 「少雨に関する気象情報」等を利用した林野火災への注意喚起

記録的な少雨時に発表する「少雨に関する気象情報」において新たに林野火災を明示し火の取り扱いに注意を呼びかける。この他、少雨の地域に全国的な広がりがある場合には、気象庁は消防庁及び林野庁とともに合同記者会見を開き、気象状況等の解説とともに林野火災への注意喚起、気象庁ウェブサイトにおいて、乾燥注意報、強風注意報の発表状況や降水量等の各種気象情報を集約した林野火災予防のためのポータルサイトの開設（１月から５月)、記録的な少雨時や林野火災の多発時に X（旧 Twitter）等を通じた注意喚起を行う。

2 乾燥注意報

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときは、宮崎地方気象台は乾燥注意報を発表する。
発表の基準は、最小湿度 40％以下で、実効湿度が 65％以下になると予想される場合である。

3 火災気象通報

【宮崎地方気象台、県、市町村】
気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第 22 条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。
通報を受けた県は、直ちに市町村に通報するものとする。
市町村長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。
火災気象通報の基準は、次のとおりである。
乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当又は該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。

市町村長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防法施行規則第 34 条の火災警報信号により周知する。
＜火災警報信号＞

打　鐘　信　号	余いん防止付サイレン信号	そ　の　他　信　号
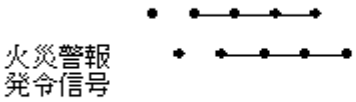 火災警報発令信号 １点と４点のまだら打ち		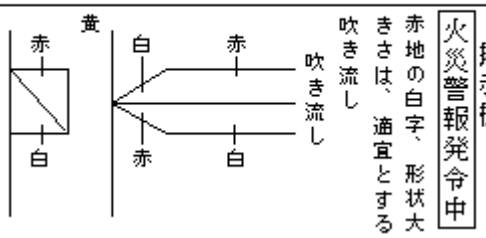

第３節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第１款 情報の収集・連絡体制の整備

1　多様な情報収集手段の活用

【県、警察本部】

上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、警察用航空機・テレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。

【市町村】

市町村は、高所監視カメラ等高所における監視所の整備をすすめるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防職員及び消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

2　通信手段の確保

【県、市町村】

県は、総合防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保する。

市町村は、住民に対する災害情報等を広報するため、市町村防災行政無線の整備を推進する。

県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

なお、林野火災発生時の通信は、山間地での利用を前提とすることとなるため、広範囲な情報連絡が可能となる通信手段の確保に努めるものとする。

第２款 活動体制の整備

【県、市町村】

1　県及び市町村の活動体制の整備

県及び市町村は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルの作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

2　関係機関との連携

「林野火災対策連絡会議」

県は、県内における大規模林野火災に対処するため、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置された林野火災対策連絡会議を年１回以上開催し、連携を強化する。

3　林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備

県は、林野火災発生時の情報連絡及び応急対策をスムーズに行うため、林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備充実を行う。

4　空中消火活動を行う緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

県は、林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場及びダム等の水利を把握し、台帳を整備する。

市町村は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び給水などの補給基地の整備、維持管理に努める。

第３款 消火体制の整備

1　消防体制の整備

【市町村、森林組合等】

市町村及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。更に、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

2　消防施設・設備の整備

【市町村】

市町村は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。また、延焼状況等の把握や効果的な消火活動を行うため熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備促進に努めるものとする。

3　林野火災対策用資機材の整備

【県】

県は、空中消火用資機材の整備と備蓄並びにその維持管理に努める。

県は、予防資機材(予防立て看板、のぼり旗等)及び初期消火資機材(背負式消火器等)の配備を行う。

第４節 県民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など不用意な火の取扱いという人為的原因によるものが大半であることから、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により林野火災に対する県民等の防火意識の高揚を図るとともに、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図るものとする。

第１款 防災知識の普及、予防啓発活動

【県、市町村、九州森林管理局、森林組合等】

関係機関は、火災多発期や休日前を重点的に予防広報を積極的に推進する。

1　「宮崎県山火事予防運動」の推進

関係機関は、毎年１月の山火事予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

2　防火パレードの実施

県及び市町村は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

3　広報等の実施

県及び市町村は、我が国の置かれた自然条件等についての県民の正しい理解をえるとともに林野火災に対する喚起を促すため、航空機や新聞広告やＳＮＳ等による広報宣伝に努める。

4　その他各種広報の実施

県及び市町村は、あらゆる機会を利用し、県民に対する効果的な啓発活動を行う。

第２款 防災訓練の実施

県及び市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団や消防本部、県防災航空センターと連携した実践的かつ効果的な林野火災対策のための訓練を実施する。なお訓練に当たっては、可能な限り自衛隊や県警察本部、ＮＴＴ、トラック協会等関係機関に参加を働きかけるよう努めるものとする。

第３章 林野火災応急対策計画

第１節 活動体制の確立

県及び市町村は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団や消防本部、県防災航空センターと連携した実践的かつ効果的な林野火災対策のための訓練を実施する。なお訓練に当たっては、可能な限り自衛隊や県警察本部、ＮＴＴ、トラック協会等関係機関に参加を働きかけるよう努めるものとする。

第１款 県災害対策本部等の設置

県は、県内において林野火災が発生したときは、指揮体制の早期確立を行い所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

１　情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

(1) 林野火災が発生し、空中消火が必要と予想される場合

(2) その他林野火災に関して、危機管理局長が必要と認めたとき

２　災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

ア　林野火災が発生し、人命に損害が及ぶおそれが生じたとき

イ　林野火災の発生・拡大により、知事による消防組織法第 44 条に基づく広域航空消防応援の要請又はそれに代わる自衛隊に対する災害派遣要請が行われたとき

ウ　その他林野火災に関して、危機管理統括監が必要と認めたとき

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第４条第４項に規定する各課長及び自然環境課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

ア　災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ　本部長の指示事項の各部及び支部への伝達

ウ　自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

エ　空中消火資機材の配備

３　災害対策本部の設置

次の場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア　林野火災が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき

イ　その他林野火災に関して、知事が必要と認めたとき

４　現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は、林野火災により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合、必要と認めるときは現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

第２款 県職員参集・動員

職員参集・動員については、共通編第３章第１節第２款によるほか、次のとおりとする。

〈林野火災時の職員募集・配備基準〉

林野火災発生時における職員の配備については次表のとおりとする。

本部体制	危機管理局	本　　課	地方支部事務局及び構成出先機関
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び自然環境課の緊急要員	発生市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員
災害警戒本部	待機２個班	総合対策部及び自然環境課の緊急要員	
情報連絡本部	待機１個班	自然環境課の緊急要員	本課及び所属長の判断による
※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。 ※上記基準によりがたい状況にある場合、配備する職員の増減は、所属長の判断による。			

第３款 市町村の活動体制

1　迅速な連絡と出動体制

市町村は、林野火災の通報を受けたら、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第１であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

2　現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、市町村は現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

3　災害対策本部の設置

火災が拡大し、1 市町村では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は下記のとおりである。

(1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
(2) 空中消火の要請の検討
(3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
(4) 警戒区域の指定

4　被害情報の収集と活動の全体調整

市町村又は消防機関は、現地の消防隊の指揮者や無人航空機などを活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するように努めるものとする。なお、無人航空機を活用する場合に空中消火を行うヘリコプターが活動を行う場合は、ヘリコプター運用機関と調整を行った後に活用するものとする。

また、市町村（消防機関を含む）は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

第４款 県及び関係機関の活動体制

1　県

県は、市町村又は消防本部から防災救急ヘリコプターによる空中消火活動の要請があった場合は、必要事項を確認して空中消火活動を実施する。又、林野火災の指揮体制を早期に確立するとともに関係機関との総合調整を行う。

2　県警察本部

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、警察用航空機による上空からの状況把握を行う。

3　国(九州森林管理局)

(1) 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
(2) 県災害対策本部が設置されたときは、その方針に基づき活動する。

4　自衛隊

(1)　県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣する。
(2) 県知事の災害派遣要請により、空中消火、地上消火活動を実施する。

第２節 災害情報の収集・連絡

第１款 火災通報

1　市町村

(1)　市町村(消防機関を含む)は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関(警察署、隣接市町村等)に通報を行う。
(2) 市町村は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
(3)　市町村は、火災の規模等が次の条件に達するとき及び火災・災害等即報要領の即報基準に達する又は達することが予想される場合、又は又は必要と認めるときは県(危機管理局)に即報を行う。

ア　火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から１時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合

イ　火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合

ウ　林野火災によって人的被害が発生、又はその危険が予想されるとき

エ　近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、２次災害が発生するおそれがあるとき

オ　以下の国の即報基準に達する、又は達することが予想される場合

- 焼損面積が 10 ヘクタールと推定されるもの
- 空中消火を要請又は実施したもの
- 住家等へ延焼するおそれがあるもの
- 死者が３人以上生じたもの
- 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
- 自衛隊に災害派遣を要請したもの

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2　県

(1) 危機管理局は、火災の規模等が国の定める即報基準に達したとき、また、必要と認めるときは、消防庁に速報を行う。

(2)　森林保全管理巡視者等は、火災を発見したときは、速やかに地元市町村と消防機関が密に連携をとり、所轄の農林振興局等に通報する。通報を受けた農林振興局等は、火災の状況を調査するとともに、本庁(自然環境課)に報告する。

3　国

(1)　森林管理署職員等は、火災を発見したときは、速やかに所轄の森林事務所、森林管理署に通報する。

　森林管理署は、直ちに地元消防機関に通報するとともに火災の状況を九州森林管理局に報告する。

(2)　九州森林管理局と県自然環境課、危機管理局は、相互に情報交換を行う。

第２款　林野火災通報等連絡系統

林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりである。

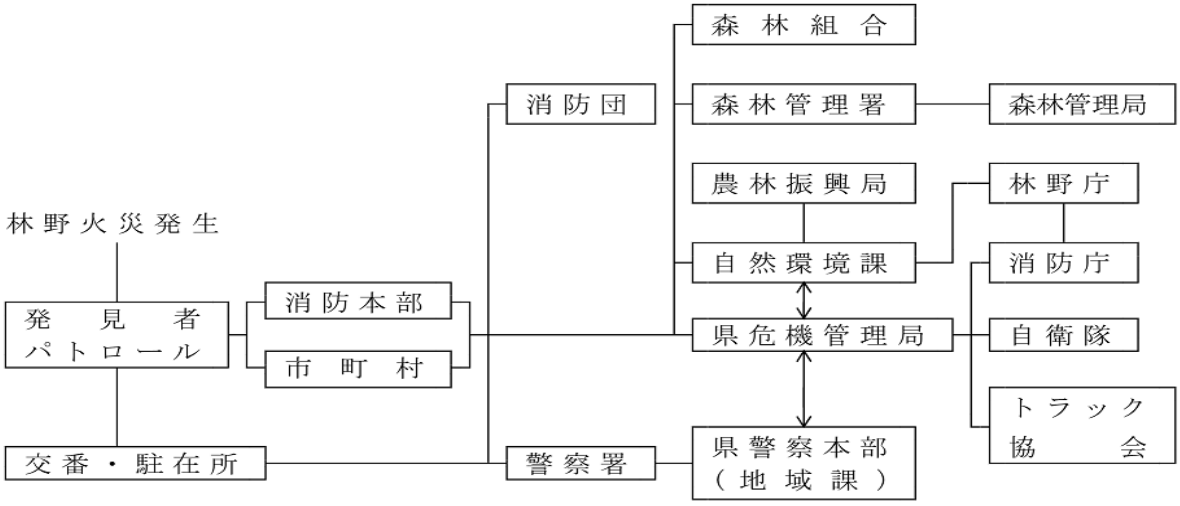

第３款　林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用するものとする。
このマップは、国土地理院発行の地図にＵＴＭグリッド（１㎞メッシュ）を組み込んだものである。

ＵＴＭグリッドコードの読み方

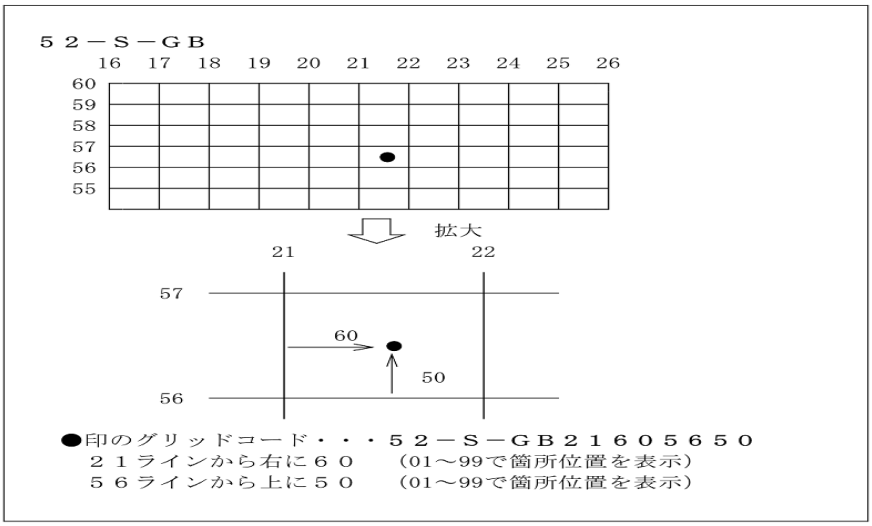

第３節 広域応援活動（共通対策編）

第４節 消火活動及び救急・救助活動

第１款 地上防御

【市町村、消防機関】

1　消火体制の確立

林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。従って延焼速度は速く、第２次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢を踏まえ市町村、消防機関は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。また、消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定を行い、林野火災が発生した際には、指揮体制の早期確立や目視、双眼鏡、無人航空機等を活用し刻々と変化する状況の的確な把握に努めるとともに、消防計画等に基づき地上・空中消火の連携を基本とした消火活動体制の確立及び市町村との情報共有を行う。
なお延焼が拡大する場合は、市町村、消防機関は、自らの人員や消防団の出動増強のほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

2　防御作戦

市町村、消防機関は、火災防御等に当たっては現場の状況を的確に把握し人命第一、住家等への延焼防止を最優先に迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によってU字あるいは横⊂字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は

(1) 延焼方向の側面から進入する方法
(2) 焼け跡から進入する万法
(3) 等高線から進入する方法
(4) 谷川から進入する方法
(5) 山の反対側から侵入する方法があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

3　地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処しなければならない。

また、林野火災は水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化・活用を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用についても検討を行うこととする。

なお、状況に応じて早期に防災救急ヘリコプターの空中消火活動を県に要請することとする。

4　安全管理

林野火災は消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれるなどの過去の事例に見られるように、人身事故の危険性が高い。林野火災における防御は、安全第一でなければならない。消防機関等は、現場指揮者はもちろん関係者全員が山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

5　残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残火を点検し処理することが困難である。特に堆積可燃物(地被物)内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、市町村及び消防機関の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起するとともに、地上からの目視や熱画像直視装置を活用して、残火処理に万全を期するものとする。

なお、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、市町村は巡視を行い異状を発見したときは直ちに対策をたてる。

第２款 空中消火

【県、市町村、消防機関市町村】

1　空中消火等の概要

本編でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に水、又は、消火剤水等を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

消火活動に使用するヘリコプターは、林野火災の延焼状況に応じて本県の防災救急ヘリコプター、防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく九州内の消防防災ヘリコプター及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく全国の消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター（県知事からの災害派遣要請による）となる。

なお、県、市町村は、災害派遣要請に基づく自衛隊の大型ヘリ等による空中消火活動が初動から円滑に活動できるよう、平時から連絡・情報共有体制を構築するとともに、自衛隊の大型ヘリ等の活動基盤の特性についても情報を共有するものとする。

(1) 現地指揮本部

市町村が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するため消火戦術を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

また現地指揮本部には、携帯電話や衛星携帯電話を活用することにより連絡体制に万全を期す。

(2) 空中消火基地

給水場所、消火薬剤準備場所（消火薬剤を使用する場合）、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市町村及び消防機関は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

なお、ダム等の自然水利からヘリコプターが自己給水し直接空中消火を行う場合もある。

(3) 空中消火用資機材等

ア　水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。

県内の水のうを保管状況は次のとおりである。

種別 保管場所	中　型 2,000L 型未満 L
宮崎森林管理署倉庫	5 基
合計	5 基

イ　水槽

ナイロン製布地で消化薬剤の混合、貯水槽として使用。　2,500 リットル。

(4) 空中消火方法

空中消火の方法には直接消火法と間接消火法がある。

・直接消火法…火線に沿って飛行し、火点に水又は直接消火剤水等を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

・間接消火法…火線の前方に水又は消火剤水等を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

2　空中消火の要請基準

市町村が空中消火を要請する基準は以下のとおりとする。

(1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
(2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合
(3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
(4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

3　空中消火の要請手続

県は、市町村長から空中消火の要請を受けたときは、宮崎県防災救急ヘリコプターの運行を行う。

宮崎県防災救急ヘリコプターが、耐空検査等により運行できない場合は、防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、九州各県に応援を要請する。

以上の手続によってもヘリコプターを確保できない場合は、以下の系統図により要請を行う。

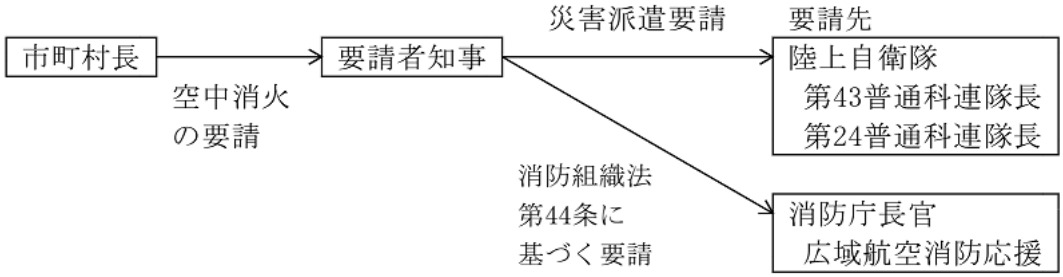

市町村長から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、市町村長自身か、市町村長の意志を直接伝達し得る立場の者(副市長、副町長又は消防長)とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項は、次のとおり。

(1) 必要とする応援の具体的内容、消火活動に必要なヘリコプターの種類及び機数
(2) 林野火災現場の場所（座標）、空中消火基地の設置場所（座標）、その周辺の状況及び目標物、給油体制、ヘリコプターの誘導方法
(3) 現場付近で活動中の地上隊、及び他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
(4) 空中消火要請市町村及び消防本部の連絡場所及び連絡者並びに災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線、携帯電話による連絡方法
(5) 資機材等の空輸の必要の有無
(6) 空中消火用資機材等の準備状況
(7) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

4　空中消火の準備

(1) 現場の状況等の報告

市町村長等は、市町村地域防災計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

(2) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な広さ水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

(3) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

(4) 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県(危機管理局)は他県への応援要請も考慮

し、他県の資機材保有状況も把握しておく。

(5) 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県(危機管理局)及び市町村は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて県警は輸送車の先導、あるいは交通規制等の措置をとる。

(6) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、ヘリコプターの離着陸の安全確保、給水、消火薬剤の混合(消火薬剤を使用する場合)、水のうへの散布液の注入等(消火薬剤を使用する場合)、多数の人手を要するので、市町村、消防機関は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防士、消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせるものとする。

【消火薬剤、水のうを使用する場合の例】

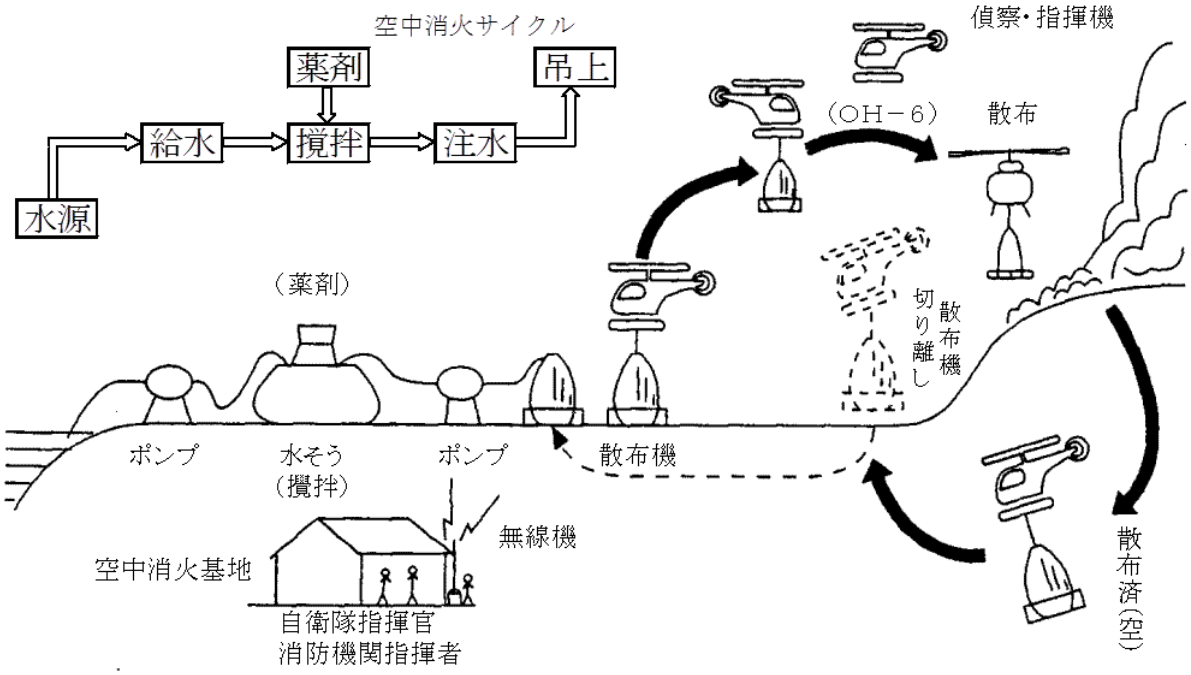

5　空中消火活動

【県、市町村、消防機関】

(1) 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、市町村及び県へ報告するものとする。

(2) 空中消火作業

空中消火作業には、次の方法がある。なお、空中消火作業を行う前に、地上部隊と空中消火部隊との連携及び安全確保のため、事前に打ち合わせを行う。

①ダム等の自然水利からヘリコプターが自己給水し直接空中消火を行う方法。

②地上で消防自動車等からヘリコプターに装着されている消火タンク、空中消火バケットに給水を受けた後、空中消火を行う方法

③地上での消火薬剤の調合の後（消火薬剤を使用する場合）,水のうに注水しヘリコプターが水のうをつり上げ空中消火を行う。

また、地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

なお、空中消火作業中は、ヘリコプターから散水した水が地上部隊の隊員に直接あたると大怪我をするため、活動区域を分けるなど市町村、消防機関の現場指揮者は、ヘリコプターと連携しながら安全管理の徹底を周知するものとする。

(3) 報告

市町村は、空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に以下の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

① 発生場所
② 発生時間及び覚知時間
③ 空中消火を要請した時刻
④ 現場の状況
⑤ 消防吏員及び消防団員の出場状況
⑥ その他必要な事項

6 ヘリコプターの安全対策と連携方法

【県、市町村、消防機関、自衛隊】

(1) ヘリコプターの安全対策

ヘリコプターによる空中消火活動を行うに際し、消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの多数に機体が混在する場合は、安全確保の観点から必要に応じて次の対策の検討を行うものとする。

①ヘリコプターの円滑な活動の支援及び輻輳するヘリコプターの安全確保を図る必要がある場合は、空港事務所に対して航空情報（ノータム）の発出の要請や航空波により現場周辺空域の活動ヘリコプターに対して航空交通情報の提供等について検討を行う。

②無人航空機等の飛行から消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの飛行の安全を確保する必要が生じる場合は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 65 号）に基づく国土交通省航空局による緊急用務空域の指定の検討を行う。

③活動する機体数や活動空域の条件により、機体の統制が安全対策上有効と考え　られる場合は、自衛隊と消防防災ヘリコプターの活動を調整するための統制機の運用及び相互間通信を確保するための共有の飛行援助用周波数等の使用の調整について検討する。

④夜間は、日没に伴い視力の低下、煙の影響等により操縦に必要となる気象状態障害物の確認、空中消火機材のけん吊状態での高度の情報、他のヘリコプター及び地上で活動する消火隊員等の状況を把握することが困難となるため、空中消火は実施しない。

(2) ヘリコプターの連携方法

消防防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターが空中消火活動を行う場合、各々のヘリコプターの大きさ、性能、搭載数量、給水方法・時間等を考慮すると共に状況に応じた連携方法を検討する。連携方法には、次のような例がある。

①活動区域と役割分担を行って空中消火活動を行う例

消防防災ヘリコプター（小型・中型ヘリコプター）及び自衛隊中型ヘリコプター（多用途ヘリコプター）は、ピンポイントの消火が可能なことから、地形が狭隘で複雑な区域や家屋に近接する区域等を担当し、自衛隊大型ヘリコプター（輸送ヘリコプター）は、一度に大量の水を散布することが可能なことから、地上部隊が活動困難で水利が不足する山中や火勢の強い箇所を担当する

②時間分けにより、空中消火活動を行う例

消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターが狭い空域で混在する等の場合は、安全確保の観点からエリア分けではなく、時間分けによるローテーションを行う。この場合、切れ目なく空中消火活動が行えるよう、各々の運行時間を設定するとともに、飛行経路を頻繁に変更することがないよう、取水点から火点の間を安全に飛行できる経路の設定に努める必要がある。

7 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は市町村の負担とする。

(1) 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

ア　資機材の引渡し及び返納に要する費用
イ　使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
ウ　き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用

エ　資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(2) 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

ア　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

イ　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

ウ　活動のため現地で調達した資機材の費用

エ　その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(1)及び(2)とも、２以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

第３款 消火活動に伴う広域的な応援体制

【県、消防機関】

1　消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の延焼状況に応じて他の消防機関や県防災救急航空センター、他県の消防防災航空センター並びに自衛隊に早期に情報共有するとともに、延焼の状況に応じて早期に応援の要請を検討するものとする。

　また、県は、必要に応じ又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁(緊急消防援助隊の要請、大規模特殊災害における広域航空消防応援に基づく要請）や自衛隊に応援（災害派遣）等の要請を行うものとする。

2　県内の応援部隊の調整を行う代表消防機関は、状況に応じ火災の延焼状況を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整などの支援を行うものとする。

第４款 救助・救急活動（共通対策編）

第５節 医療救護活動（共通対策編）

第６節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）

第７節 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

第１款 入山者等の実態の把握

【市町村】

1　市町村は、林業作業期(夏　下草刈、秋～冬　枝落とし、春　植栽)においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。

2　ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、市町村は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。

3　市町村は設置している防災無線、有線放送等を活用して、入山関係者及び各家庭呼びかけ、入山者の有無を確認する。

第２款 避難誘導

【市町村、警察】

避難誘導を行うにあたっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。特に避難行動要支援者については、避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

避難誘導は、次の手段で行う。

1　防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

2　広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーによる広報、又は携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

3　航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は警察用航空機による上空からの避難誘導を行う。

第８節 被災者等への的確な情報伝達活動

【県、市町村、警察、関係機関】

林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を正確かつきめ細やかに伝達するものとする。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

第９節 二次災害の防止活動

【県、市町村、関係機関】

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第１４編

原子力災害対策編

第１章 基本的考え方等

第１節 基本的考え方

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約 54 キロメートルの距離がある。

原子力災害時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第６条の２の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ:Precautionary Action Zone）がおおむね半径５キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ:Urgent Protective Action Planning Zone ）については、おおむね 30 キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、安全神話にとらわれることなく、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

【この編で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第２条第１号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第２条３号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第２条４号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第２節 計画の性格

１　宮崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、宮崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策指針を踏まえて作成したものである。

２　宮崎県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「宮崎県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この原子力災害対策編（以下「本編」という。）に定めのない事項については、県地域防災計画の総論、共通対策編及び他編によるものとする。

なお、県地域防災計画にも定めのない事項については、国の指示又は要請に基づき実施するものとする。

３　本編の見直し

今後の原子力災害対策指針の改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、本編についても必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

第３節 本編の周知徹底

本編は、本県の原子力災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、県は市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知を図るものとする。

また、各関係機関は、これに基づき必要に応じてより詳細な実施要領等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

第４節 計画においてよるべき指針

本編の作成又は修正に際して、原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第５節 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本県に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、本県から距離が約 150 キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約 90 キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

(1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき
(2) 施設敷地緊急事態が発生したとき
(3) 全面緊急事態が発生したとき

第６節 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編総論を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

1　県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者

【総論第２章　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱　参照】

2　原子力事業者

機　関　名	業　務　の　大　綱
九州電力株式会社	（災害予防・災害応急対策） (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 (5) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第２章 原子力災害予防計画

第１節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、鹿児島県、九州電力株式会社及びその他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【県、市町村、関係機関】

県、市町村その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。特に、県は、九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

2　情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

県は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、国等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

県は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

県は、鹿児島県や九州電力株式会社と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

3　通信手段の確保

県は、市町村等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図る。

また、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努めるものとする。

第２節 応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

1　災害対策本部の体制整備等

県は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図るものとする。

2　職員の参集体制の整備

県は、川内原子力発電所での災害時に、必要な体制が迅速に執れるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

3　防災関係機関相互の連携体制

【県、市町村、関係機関】

県は、平常時から国、鹿児島県、市町村、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

4　モニタリング体制等

県は、原子力災害時における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、国が実施する原子力災害時のモニタリング体制強化に備え、県の保有する資機材の点検や整備を行い、さらに、使用方法の研修等を実施し、従事できる職員の育成に努める。

加えて、モニタリング機器の故障やその他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等の事前把握に努める。

5　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、市町村や関係機関と相互の連携を図るものとする。

第３節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

1　屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市町村は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。（避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続し　た場合の無用の被ばくを低減するため、１週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

県は、市町村の区域を越えた一時移転等については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。県の区域を超えた一時移転等については、国と県が連携して必要な調整等を行うものとする。

2　屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市町村は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本編において「避難所」という。）として指定するよう努めるものとする。

県は、市町村に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

第４節 医療体制及び健康相談体制の整備

県は、今後の原子力災害対策指針の改正において、原子力災害対策重点区域外の都道府県において原子力災害医療体制（原子力災害対策指針に定める原子力災害時における医療体制）の整備が必要とされた場合には、原子力災害医療体制の整備を進めるものとする。

また、県は、市町村と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第５節 住民等への的確な情報伝達

県は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努めるものとする。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて市町村に助言を行うこととする。

さらに県は、市町村等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市町村は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

第６節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

県は、市町村等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

また、県は、市町村がこれらの活動を行う場合に、必要な助言等を行う。

①放射性物質及び放射線の特性に関すること
②原子力施設の概要に関すること
③原子力災害とその特性に関すること
④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
⑥屋内退避及び一時移転等に関すること
⑦要配慮者への支援に関すること
⑧緊急時にとるべき行動
⑨避難所での運営管理、行動等に関すること
⑩安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること

第７節 防災訓練の実施

県は、屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や鹿児島県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

第８節 民間企業等との連携

県は、平時から民間企業等が持つ能力・技術の情報収集に努め、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。

第３章 原子力災害応急対策計画

第１節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県と九州電力株式会社は、平成 25 年 7 月 16 日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡が行われることとなっている。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の３つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、
本編における事態区分は、これらの区分によることとする。

1　警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

(1) 九州電力株式会社は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をファクシミリで送付するものとし、併せて電話による連絡も行う。

(2)　県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

2　施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

(1) 九州電力株式会社の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をファクシミリ等で送付するものとする。さらに九州電力株式会社は、県に対して、電話によりファクシミリ等の着信及び記載内容を確認するものとする。

(2)県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

3　施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

(1) 九州電力株式会社から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合

ア　九州電力株式会社は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をファクシミリで連絡するものとする。

イ　県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

(2) 県による情報の収集

県は、国（原子力規制委員会、内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力災害対策本部）及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行うとともに、立地県等から原子力発電所事故等の情報伝達を受けた場合は、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備えるものとする。

また、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行

うものとする。

4　一般回線が使用できない場合の対処

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

5　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県は、国による緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合は、その情報収集に努める。

第３節 活動体制の確立

県は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて次の体制をとるものとする。

1　県の活動体制

(1) 情報連絡本部体制

ア　川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める警戒事態又はこれに準じる事象が発生したとき。

イ　その他危機管理局長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部体制

ア　川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態が発生したとき。

イ　その他危機管理統括監が必要と認めたとき。

(3) 災害対策本部体制

ア　川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める全面緊急事態が発生したとき。

イ　その他知事が必要と認めたとき。

2　職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第３章第１節第２款によるほか、次のとおりとする。

〈原子力災害時の職員参集・配備計画〉

原子力災害時の職員の配備については、次表のとおりとする。

<table>
<tr><th>本部体制</th><th>危機管理局</th><th>原子力災害
対策関係課</th><th>地方支部事務局
及び
構成出先機関</th></tr>
<tr><td>災害対策本部</td><td>全局員</td><td>総合対策部、連絡調整課及び原子力災害対策関係課※1の緊急要員</td><td>全地方支部事務局の緊急要員</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部</td><td>待機２個班登庁</td><td rowspan="2">総合対策部及び原子力災害対策関係課の緊急要員
※連絡調整課はオンコール</td><td rowspan="2">原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員</td></tr>
<tr><td>情報連絡本部</td><td>危機管理局緊急要員登庁</td></tr>
<tr><td colspan="4">※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。
※上記基準によりがたい状況にある場合、配備する職員の増減は、各所属長の判断による。</td></tr>
</table>

※１　原子力災害対策関係課･･･総合政策課、秘書広報課、福祉保健課、医療政策課、健康増進課、環境森林課、環境管理課、商工政策課、農政企画課、病院局経営管理課、教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課

3　情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

(1) 情報連絡本部

ア　災害警戒本部が設置されたとき。

イ　原子力災害対策指針に定める警戒事態又はこれに準じる事象の事象が解消され、かつ、本部長が廃止を判断したとき。

(2) 災害警戒本部

ア　災害対策本部が設置されたとき。

イ　原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事象が解消され、かつ、本部長が廃止を判断したとき。

(3) 災害対策本部

ア　原子力緊急事態解除宣言（原災法第 15 条第 4 項で規定するものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、原子力災害の影響が本県の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき。

イ　本部長が、おおむね緊急事態応急対策（原災法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。以下同じ。）を終了したと認めるとき。

第４節 住民等への的確な情報伝達活動

1　住民等への情報伝達活動

【県、市町村】

県は、住民等の適切な判断や行動に資するよう、インターネットやメール等の多種媒体を活用して情報伝達を行う。

その際、事故の状況や影響の度合い、県が講じている対策、モニタリング情報等を分かりやすく整理し、正確に伝える。

特に、急を要する場合やその他必要と認められる場合は、報道機関の協力を得て、迅速な広報に努める。

市町村は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

2　住民等からの問合せに対する対応

【県、市町村】

県は、住民等の安心に資するため、市町村と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

■ 情報連絡系統図

（九州電力川内原子力発電所）

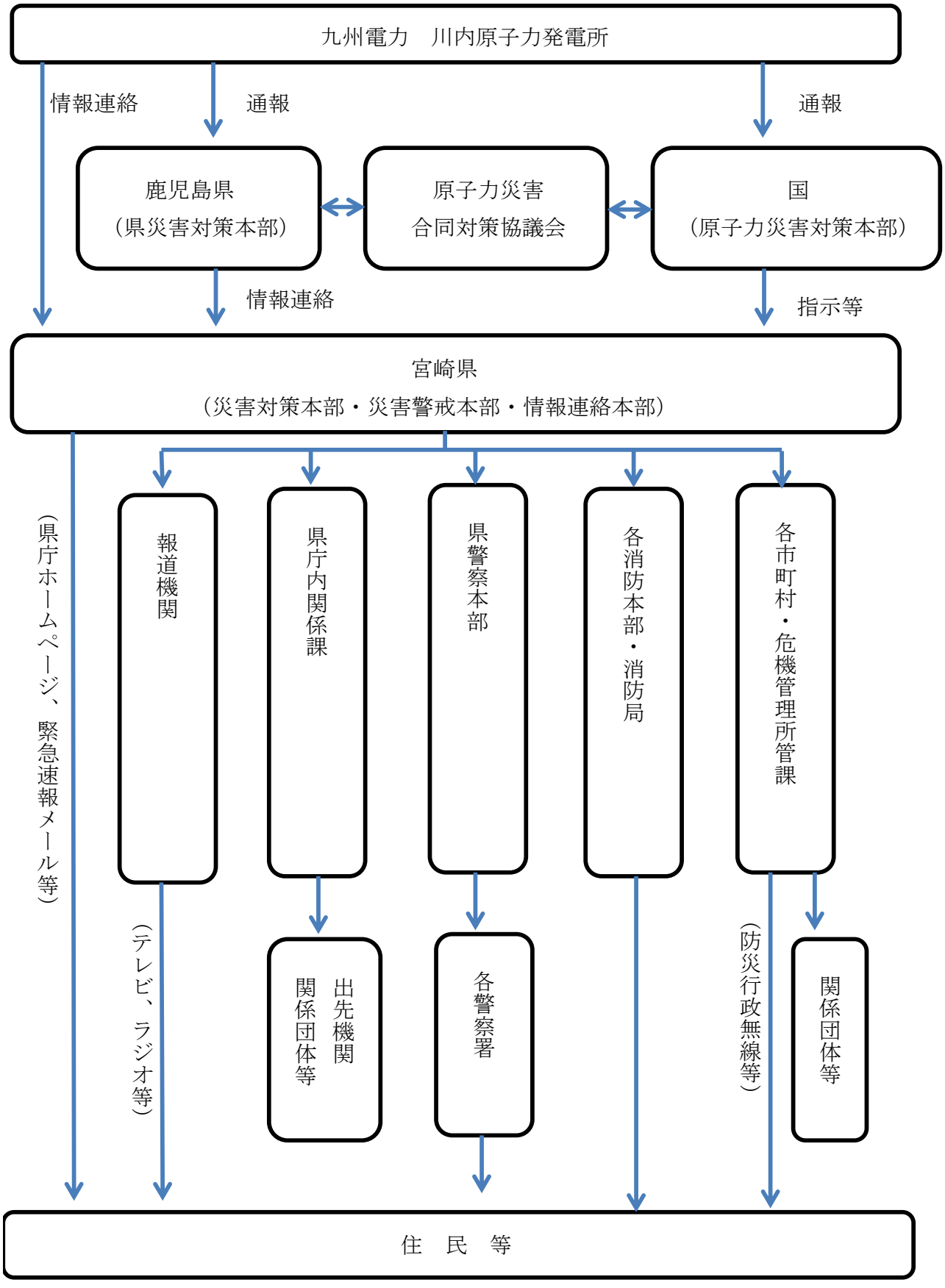

■　情報連絡系統図

（四国電力　伊方原子力発電所）

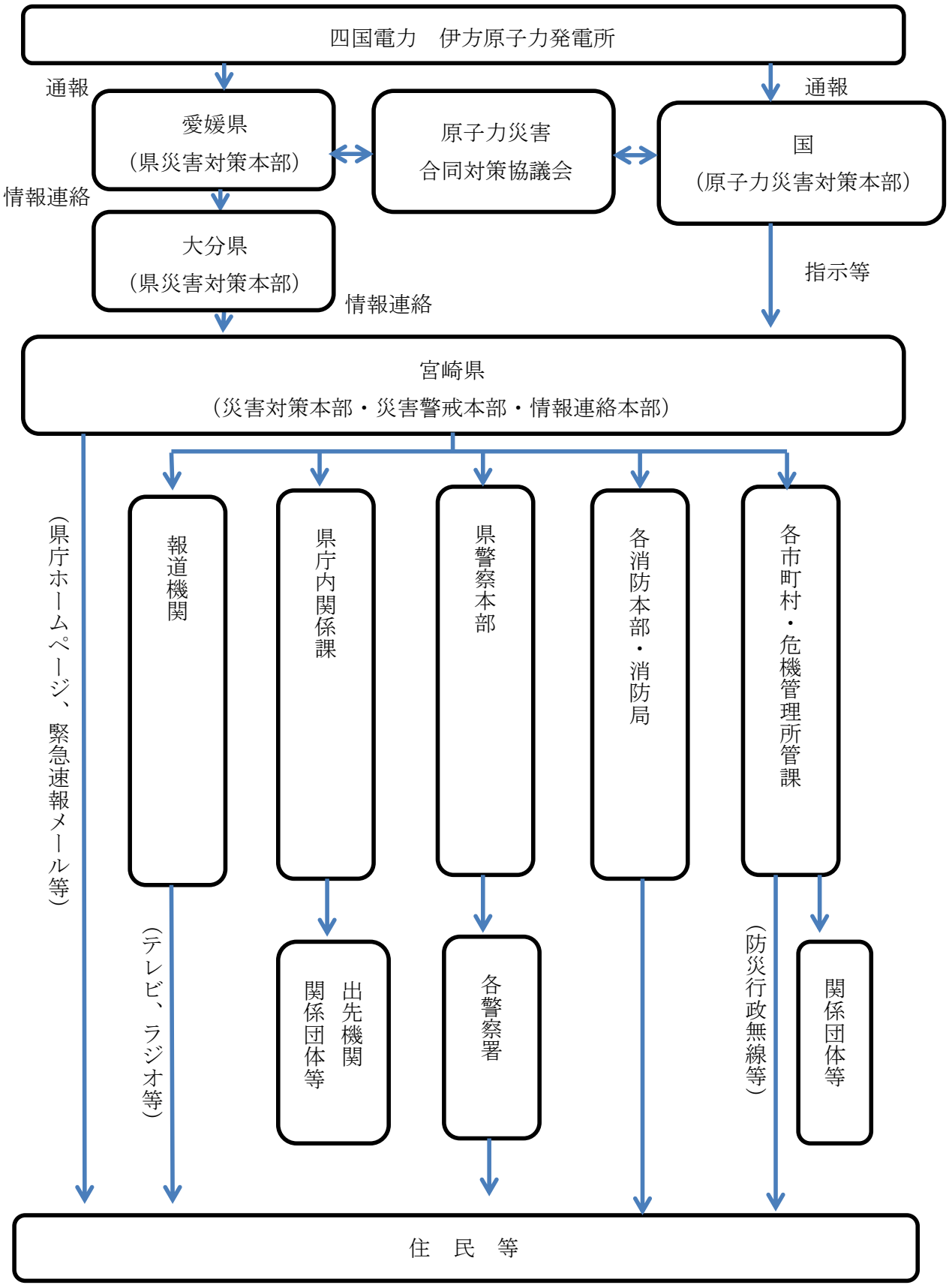

第５節 住民避難等の防護活動

【県、市町村】

県及び市町村は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1　屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から 30ｋｍを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び市町村は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

県は、原災法第 20 条第 2 項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、屋内退避又は一時移転等の指示があった場合には、県は、関係市町村に対して、これらを伝達するとともに、市町村の区域を越えた一時移転等が必要となる場合については、避難者の受入れについて、関係市町村等と協議・調整を行うものとする。

市町村は、指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うものとする。

2　屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市町村は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

なお、新型インフルエンザ等感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

3　避難所の開設及び運営

市町村は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

4　要配慮者等への配慮

県及び市町村は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮するものとする。

第６節 緊急時モニタリングの実施

県は、県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストでの環境放射線モニタリングを継続するとともに、国からの指示又は要請があった時は、その指示に従って可搬型の放射線測定機器の活用などによりデータ収集に努める。

また、国等が収集し、県に提供されたデータをその後の対策に活用する。

収集したデータは県ホームページで公表するとともに、必要に応じて、関係市町村及び関係機関に連絡するものとする。

第７節 医療及び健康相談の実施

県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の避難退域時検査及び簡易除染、拭き取り等の簡易除染等を実施する。

また、県は、市町村と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第８節 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、国からの要請等により、飲食物に係る放射性物質による汚染状況を調査するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生上の基準値を踏まえた国の指導、助言及び指示に基づき飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を関係事業者等に要請するものとする。

第９節 広域一時滞在の受入れ

県は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受入れ可能な施設の調査や、受入れに係る調整等を関係機関と連携して、行うものとする。

第４章 原子力災害復旧・復興計画

第１節 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言が行われた際は、国の指示や助言を踏まえて平時のモニタリング体制に移行し、その結果を県ホームページ等で公表するものとする。

第２節 風評被害等の影響軽減

県は、国や関係機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

第３節 住民健康相談

県は、関係市町村及び医療機関等の協力を得て被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第４節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国等と協議・調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認めた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。